

第 2 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (2月25日) (木曜日)

開 会	1 0
開 議	1 0
日程第 1 会議録署名議員の指名	1 0
日程第 2 会期の決定	1 0
日程第 3 諸般の報告	1 0
日程第 4 行政報告	1 0
宮路市長報告	1 0
日程第 5 発議第 1 号日置市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正について	1 1
梶 康博君提案理由説明	1 1
坂口洋之君	1 1
池満 渉君	1 1
日程第 6 発議第 2 号日置市議会会議規則の一部改正について	1 2
梶議会運営副委員長提案理由説明	1 2
日程第 7 報告第 1 号平成 2 2 年度日置市土地開発公社事業計画の報告について	1 3
宮路市長提案理由説明	1 3
池上総務企画部長	1 3
日程第 8 諮問第 1 号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	1 4
宮路市長提案理由説明	1 4
日程第 9 議案第 2 号日置市と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の廃止	1 4
について	1 4
日程第 1 0 議案第 3 号日置市公平委員会設置条例の制定について	1 4
日程第 1 1 議案第 4 号日置市公平委員会のサービスの宣誓に関する条例の制定について	1 4
日程第 1 2 議案第 5 号日置市職員団体の登録に関する条例の制定について	1 4
日程第 1 3 議案第 6 号日置市公平委員会の設置に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定に	1 4
について	1 4
宮路市長提案理由説明	1 5
池上総務企画部長	1 5
田畑純二君	1 6

宮路市長	17
池上総務企画部長	17
田畑純二君	17
福元総務課長	17
西藺典子さん	17
福元総務課長	17
日程第14 議案第7号日置市部設置条例等の一部改正について	18
日程第15 議案第8号日置市行政嘱託員条例の一部改正について	18
日程第16 議案第9号日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	19
日程第17 議案第10号日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	19
日程第18 議案第11号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について	19
宮路市長提案理由説明	19
池上総務企画部長	19
豊辻市民福祉部長	20
池上総務企画部長	20
田畑純二君	21
豊辻市民福祉部長	21
山口初美さん	22
豊辻市民福祉部長	22
桜井教育次長	22
休 憩	23
日程第19 議案第12号日置市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について	23
日程第20 議案第13号日置市使用料徴収条例の一部改正について	23
日程第21 議案第14号日置市地域づくり推進基金条例の制定について	23
日程第22 議案第15号日置市地域づくり振興基金条例の廃止について	24
宮路市長提案理由説明	24
池上総務企画部長	24
花木千鶴さん	25
池上総務企画部長	26
花木千鶴さん	26
日程第23 議案第16号日置市国民保養センター及び老人休養ホーム条例の廃止及び日置市特	

別会計条例の一部改正について	27
宮路市長提案理由説明	27
池上総務企画部長	27
日程第24 議案第17号日置市大田ふれあい館条例及び日置市共同納骨堂条例の廃止について	28
日程第25 議案第18号市有財産の譲与について	28
日程第26 議案第19号市有財産の譲与について	28
宮路市長提案理由説明	28
豊辻市民福祉部長	28
田畑純二君	30
豊辻市民福祉部長	30
梶 康博君	30
豊辻市民福祉部長	30
梶 康博君	30
豊辻市民福祉部長	31
梶 康博君	31
佐藤彰矩君	31
豊辻市民福祉部長	31
日程第27 議案第20号日置市立学校給食共同調理場条例の一部改正について	31
宮路市長提案理由説明	32
桜井教育次長	32
田畑純二君	32
山之内教育総務課長	32
休 憩	33
日程第28 議案第21号市道の路線の認定、変更及び廃止について	33
日程第29 議案第22号日置市水道事業の設置等に関する条例及び日置市簡易水道事業に地方 公営企業法の規定の全部を適用する条例の一部改正について	33
宮路市長提案理由説明	33
中村産業建設部長	33
日程第30 発議第3号日置市議会委員会条例の一部改正について	36
宇田議会運営委員長提案理由説明	36
日程第31 議案第23号平成21年度日置市一般会計補正予算（第7号）	36

日程第 3 2	議案第 2 4 号平成 2 1 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)	……	3 6
日程第 3 3	議案第 2 5 号平成 2 1 年度日置市老人保健医療特別会計補正予算 (第 2 号)	……	3 6
日程第 3 4	議案第 2 6 号平成 2 1 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算 (第 4 号)	……	3 6
日程第 3 5	議案第 2 7 号平成 2 1 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)	…	3 6
日程第 3 6	議案第 2 8 号平成 2 1 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)	……	3 7
日程第 3 7	議案第 2 9 号平成 2 1 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算 (第 2 号)	……	3 7
日程第 3 8	議案第 3 0 号平成 2 1 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算 (第 2 号)	……	3 7
日程第 3 9	議案第 3 1 号平成 2 1 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算 (第 3 号)	……	3 7
日程第 4 0	議案第 3 2 号平成 2 1 年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算 (第 1 号)	…	3 7
日程第 4 1	議案第 3 3 号平成 2 1 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 2 号)	……	3 7
日程第 4 2	議案第 3 4 号平成 2 1 年度日置市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)	……	3 7
日程第 4 3	議案第 3 5 号平成 2 1 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 4 号)	…	3 7
日程第 4 4	議案第 3 6 号平成 2 1 年度日置市診療所特別会計補正予算 (第 4 号)	……	3 7
日程第 4 5	議案第 3 7 号平成 2 1 年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算 (第 3 号)	……	3 7
日程第 4 6	議案第 3 8 号平成 2 1 年度日置市水道事業会計補正予算 (第 2 号)	……	3 7
	宮路市長提案理由説明	……	3 7
	田畑純二君	……	4 4
	富迫財政管財課長	……	4 5
	宮園市民生活課長	……	4 6
	山之内教育総務課長	……	4 6
	漆島政人君	……	4 6
	富迫財政管財課長	……	4 6
	漆島政人君	……	4 7
	富迫財政管財課長	……	4 7
	漆島政人君	……	4 8
	富迫財政管財課長	……	4 8
	佐藤彰矩君	……	4 9
	富迫財政管財課長	……	4 9

佐藤彰矩君	5 0
宮路市長	5 0
花木千鶴さん	5 0
富迫財政管財課長	5 1
休 憩	5 1
梶 康博君	5 2
宮路市長	5 2
田畑純二君	5 2
大園健康保険課長	5 3
満留介護保険課長	5 3
平地市民病院事務長	5 3
日程第 4 7 議案第 3 9 号平成 2 2 年度日置市一般会計予算	5 3
日程第 4 8 議案第 4 0 号平成 2 2 年度日置市国民健康保険特別会計予算	5 3
日程第 4 9 議案第 4 1 号平成 2 2 年度日置市老人保健医療特別会計予算	5 3
日程第 5 0 議案第 4 2 号平成 2 2 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	5 3
日程第 5 1 議案第 4 3 号平成 2 2 年度日置市公共下水道事業特別会計予算	5 4
日程第 5 2 議案第 4 4 号平成 2 2 年度日置市農業集落排水事業特別会計予算	5 4
日程第 5 3 議案第 4 5 号平成 2 2 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算	5 4
日程第 5 4 議案第 4 6 号平成 2 2 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算	5 4
日程第 5 5 議案第 4 7 号平成 2 2 年度日置市公衆浴場事業特別会計予算	5 4
日程第 5 6 議案第 4 8 号平成 2 2 年度日置市飲料水供給施設特別会計予算	5 4
日程第 5 7 議案第 4 9 号平成 2 2 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	5 4
日程第 5 8 議案第 5 0 号平成 2 2 年度日置市介護保険特別会計予算	5 4
日程第 5 9 議案第 5 1 号平成 2 2 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算	5 4
日程第 6 0 議案第 5 2 号平成 2 2 年度日置市診療所特別会計予算	5 4
日程第 6 1 議案第 5 3 号平成 2 2 年度日置市水道事業会計予算	5 4
宮路市長提案理由説明	5 4
池上総務企画部長	5 6
日程第 6 2 請願第 1 号改正貸金業法の早期完全施行等を求める政府等への意見書提出に関する 請願	6 2
日程第 6 3 陳情第 1 号永住外国人への地方参政権付与法案に反対する陳情書	6 2
日程第 6 4 陳情第 2 号 3 5 0 万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情	6 2

日程第 6 5	陳情第 3 号「住宅リフォーム助成制度の創設」を求める陳情書	6 2
散 会		6 2

第 2 号（3 月 9 日）（火曜日）

開 議		7 0
日程第 1	議案第 9 号日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（文教厚生常任委員長報告）	7 0
日程第 2	議案第 1 7 号日置市大田ふれあい館条例及び日置市共同納骨堂条例の廃止について（文教厚生常任委員長報告）	7 0
日程第 3	議案第 1 8 号市有財産の譲与について（文教厚生常任委員長報告）	7 0
日程第 4	議案第 1 9 号市有財産の譲与について（文教厚生常任委員長報告）	7 0
	漆島文教厚生常任委員長報告	7 0
日程第 5	議案第 2 1 号市道の路線の認定、変更及び廃止について（産業建設常任委員長報告）	7 3
	上園産業建設常任委員長報告	7 3
日程第 6	議案第 2 3 号平成 2 1 年度日置市一般会計補正予算（第 7 号）（各常任委員長報告）	7 4
	池満総務企画常任委員長報告	7 4
	漆島文教厚生常任委員長報告	7 9
休 憩		8 3
	上園産業建設常任委員長報告	8 3
日程第 7	議案第 2 4 号平成 2 1 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）（文教厚生常任委員長報告）	8 6
日程第 8	議案第 2 5 号平成 2 1 年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第 2 号）（文教厚生常任委員長報告）	8 6
日程第 9	議案第 2 6 号平成 2 1 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 4 号）（文教厚生常任委員長報告）	8 6
日程第 1 0	議案第 3 0 号平成 2 1 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 2 号）（文教厚生常任委員長報告）	8 6
日程第 1 1	議案第 3 1 号平成 2 1 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第 3 号）（文教厚生常任委員長報告）	8 6
日程第 1 2	議案第 3 4 号平成 2 1 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）（文教厚生	

	常任委員長報告)	8 6
日程第 1 3	議案第 3 5 号平成 2 1 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 4 号) (文教厚生常任委員長報告)	8 6
日程第 1 4	議案第 3 6 号平成 2 1 年度日置市診療所特別会計補正予算 (第 4 号) (文教厚生常任委員長報告)	8 6
日程第 1 5	議案第 3 7 号平成 2 1 年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算 (第 3 号) (文教厚生常任委員長報告)	8 6
	漆島文教厚生常任委員長報告	8 6
休 憩	9 2
日程第 1 6	議案第 2 7 号平成 2 1 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) (産業建設常任委員長報告)	9 2
日程第 1 7	議案第 2 8 号平成 2 1 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号) (産業建設常任委員長報告)	9 2
日程第 1 8	議案第 3 2 号平成 2 1 年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算 (第 1 号) (産業建設常任委員長報告)	9 2
日程第 1 9	議案第 3 号平成 2 1 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 2 号) (産業建設常任委員長報告)	9 2
日程第 2 0	議案第 3 8 号平成 2 1 年度日置市水道事業会計補正予算 (第 2 号) (産業建設常任委員長報告)	9 2
	上園産業建設常任委員長報告	9 2
日程第 2 1	議案第 2 9 号平成 2 1 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算 (第 2 号) (総務企画常任委員長報告)	9 6
	池満総務企画常任委員長報告	9 6
日程第 2 2	陳情第 8 号永住外国人地方参政権付与法案に反対する陳情書 (総務企画常任委員長報告)	9 7
日程第 2 3	陳情第 1 号永住外国人への地方参政権付与法案に反対する陳情書 (総務企画常任委員長報告)	9 7
日程第 2 4	請願第 1 号改正貸金業法の早期完全施行等を求める政府等への意見書提出に関する請願 (総務企画常任委員長報告)	9 7
	池満総務企画常任委員長報告	9 7
	山口初美さん	1 0 0
	大園貴文君	1 0 1

山口初美さん	101
大園貴文君	101
日程第25 陳情第2号350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情 (文教厚生常任委員長報告)	102
漆島文教厚生常任委員長報告	102
日程第26 意見書案第1号永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書	104
日程第27 意見書案第2号改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書	104
池満総務企画常任委員長提案理由説明	104
山口初美さん	104
日程第28 意見書案第3号350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書	105
漆島文教厚生常任委員長提案理由説明	105
休憩	106
日程第29 議案第39号平成22年度日置市一般会計予算	106
日程第30 議案第40号平成22年度日置市国民健康保険特別会計予算	106
日程第31 議案第41号平成22年度日置市老人保健医療特別会計予算	106
日程第32 議案第42号平成22年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	106
日程第33 議案第43号平成22年度日置市公共下水道事業特別会計予算	106
日程第34 議案第44号平成22年度日置市農業集落排水事業特別会計予算	106
日程第35 議案第45号平成22年度日置市国民宿舎事業特別会計予算	106
日程第36 議案第46号平成22年度日置市温泉給湯事業特別会計予算	106
日程第37 議案第47号平成22年度日置市公衆浴場事業特別会計予算	106
日程第38 議案第48号平成22年度日置市飲料水供給施設特別会計予算	106
日程第39 議案第49号平成22年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	106
日程第40 議案第50号平成22年度日置市介護保険特別会計予算	106
日程第41 議案第51号平成22年度日置市後期高齢者医療特別会計予算	106
日程第42 議案第52号平成22年度日置市診療所特別会計予算	106
日程第43 議案第53号平成22年度日置市水道事業会計予算	106
田畑純二君	107
福元総務課長	108
富迫財政管財課長	108
上園企画課長	109
田畑純二君	109

福元総務課長	1 0 9
梶 康博君	1 0 9
宮路市長	1 1 0
田代教育長	1 1 0
梶 康博君	1 1 0
坂口洋之君	1 1 1
宮路市長	1 1 1
福元総務課長	1 1 1
坂口洋之君	1 1 1
宮路市長	1 1 1
花木千鶴さん	1 1 1
宮路市長	1 1 2
花木千鶴さん	1 1 2
田代教育長	1 1 3
花木千鶴さん	1 1 3
出水賢太郎君	1 1 3
富迫財政管財課長	1 1 4
福元総務課長	1 1 4
上園企画課長	1 1 4
出水賢太郎君	1 1 4
上園企画課長	1 1 5
福元総務課長	1 1 5
山口初美さん	1 1 5
宮路市長	1 1 6
山口初美さん	1 1 6
上園哲生君	1 1 6
上園企画課長	1 1 7
上園哲生君	1 1 7
上園企画課長	1 1 7
上園哲生君	1 1 7
上園企画課長	1 1 7
長野瑛や子さん	1 1 7

満留介護保険課長	1 1 7
長野瑳や子さん	1 1 8
満留介護保険課長	1 1 8
池満 渉君	1 1 8
宮路市長	1 1 8
佐藤彰矩君	1 1 9
富迫財政管財課長	1 1 9
佐藤彰矩君	1 1 9
宮路市長	1 1 9
休 憩	1 2 0
日程第 4 4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	1 2 0
散 会	1 2 1

第 3 号 (3 月 1 0 日) (水曜日)

開 議	1 2 6
日程第 1 一般質問	1 2 6
長野瑳や子さん	1 2 6
宮路市長	1 2 7
田代教育長	1 2 9
長野瑳や子さん	1 2 9
宮路市長	1 3 0
長野瑳や子さん	1 3 0
宮路市長	1 3 0
長野瑳や子さん	1 3 0
宮路市長	1 3 1
長野瑳や子さん	1 3 1
宮路市長	1 3 1
長野瑳や子さん	1 3 1
宮路市長	1 3 1
長野瑳や子さん	1 3 1
宮路市長	1 3 1
長野瑳や子さん	1 3 2
宮路市長	1 3 2
長野瑳や子さん	1 3 2

宮路市長	1 3 2
長野瑛や子さん	1 3 3
宮路市長	1 3 3
長野瑛や子さん	1 3 3
宮路市長	1 3 3
長野瑛や子さん	1 3 3
宮路市長	1 3 4
長野瑛や子さん	1 3 4
宮路市長	1 3 4
田代教育長	1 3 5
長野瑛や子さん	1 3 5
宮路市長	1 3 5
長野瑛や子さん	1 3 5
宮路市長	1 3 5
長野瑛や子さん	1 3 5
田代教育長	1 3 6
長野瑛や子さん	1 3 6
宮路市長	1 3 6
長野瑛や子さん	1 3 7
宮路市長	1 3 7
長野瑛や子さん	1 3 7
宮路市長	1 3 7
長野瑛や子さん	1 3 8
休 憩	1 3 8
東福泰則君	1 3 8
宮路市長	1 3 9
東福泰則君	1 4 1
宮路市長	1 4 1
東福泰則君	1 4 1
宮路市長	1 4 2
東福泰則君	1 4 2
宮路市長	1 4 2

	東福泰則君	1 4 3
	宮路市長	1 4 3
	東福泰則君	1 4 4
	上園企画課長	1 4 4
	桜井教育次長	1 4 4
	東福泰則君	1 4 4
	上園企画課長	1 4 5
	東福泰則君	1 4 6
	宮路市長	1 4 6
	東福泰則君	1 4 7
	上園企画課長	1 4 7
休	憩	1 4 7
	花木千鶴さん	1 4 7
	宮路市長	1 4 8
	花木千鶴さん	1 4 9
	宮路市長	1 5 0
	花木千鶴さん	1 5 0
	宮路市長	1 5 0
	花木千鶴さん	1 5 0
	宮路市長	1 5 0
	花木千鶴さん	1 5 1
	宮路市長	1 5 1
	花木千鶴さん	1 5 1
	宮路市長	1 5 2
	花木千鶴さん	1 5 2
	宮路市長	1 5 2
	花木千鶴さん	1 5 2
	宮路市長	1 5 3
	花木千鶴さん	1 5 3
	宮路市長	1 5 3
	花木千鶴さん	1 5 3
	宮路市長	1 5 4

田代教育長	1 5 4
花木千鶴さん	1 5 4
田代教育長	1 5 4
花木千鶴さん	1 5 4
富迫財政管財課長	1 5 5
花木千鶴さん	1 5 5
宮路市長	1 5 5
花木千鶴さん	1 5 6
宮路市長	1 5 6
花木千鶴さん	1 5 6
宮路市長	1 5 6
花木千鶴さん	1 5 7
宮路市長	1 5 7
田代教育長	1 5 8
花木千鶴さん	1 5 8
西藺典子さん	1 5 8
宮路市長	1 5 9
休 憩	1 6 0
西藺典子さん	1 6 1
宮路市長	1 6 1
西藺典子さん	1 6 1
宮路市長	1 6 1
西藺典子さん	1 6 1
宮路市長	1 6 1
西藺典子さん	1 6 1
宮路市長	1 6 2
西藺典子さん	1 6 2
宮路市長	1 6 3
西藺典子さん	1 6 3
田代教育長	1 6 4
西藺典子さん	1 6 4
宮路市長	1 6 4

西園典子さん	1 6 5
宮路市長	1 6 5
西園典子さん	1 6 5
宮路市長	1 6 5
西園典子さん	1 6 5
宮路市長	1 6 5
西園典子さん	1 6 6
宮路市長	1 6 6
西園典子さん	1 6 6
宮路市長	1 6 7
西園典子さん	1 6 7
宮路市長	1 6 7
西園典子さん	1 6 7
西園典子さん	1 6 8
宮路市長	1 6 8
梶 康博君	1 6 8
梶 康博君	1 6 9
西園典子さん	1 6 9
散 会	1 6 9

第4号（3月11日）（木曜日）

開 議	1 7 4
日程第 1 一般質問	1 7 4
黒田澄子さん	1 7 4
宮路市長	1 7 5
黒田澄子さん	1 7 7
福田消防本部消防長	1 7 7
黒田澄子さん	1 7 7
福田消防本部消防長	1 7 8
黒田澄子さん	1 7 8
福田消防本部消防長	1 7 8
黒田澄子さん	1 7 8

野崎福祉課長	1 7 8
黒田澄子さん	1 7 8
宮路市長	1 8 0
黒田澄子さん	1 8 0
宮路市長	1 8 0
黒田澄子さん	1 8 1
大園健康保険課長	1 8 1
黒田澄子さん	1 8 1
大園健康保険課長	1 8 2
黒田澄子さん	1 8 2
大園健康保険課長	1 8 2
黒田澄子さん	1 8 2
大園健康保険課長	1 8 3
黒田澄子さん	1 8 3
大園貴文君	1 8 3
宮路市長	1 8 5
休 憩	1 8 6
大園貴文君	1 8 6
宮路市長	1 8 6
大園貴文君	1 8 7
宮路市長	1 8 7
大園貴文君	1 8 7
宮路市長	1 8 7
大園貴文君	1 8 8
宮路市長	1 8 8
大園貴文君	1 8 8
宮路市長	1 8 8
大園貴文君	1 8 8
宮路市長	1 8 8
大園貴文君	1 8 9
宮園市民生活課長	1 8 9
大園貴文君	1 8 9

宮路市長	1 8 9
大園貴文君	1 8 9
宮園市民生活課長	1 8 9
大園貴文君	1 8 9
宮園市民生活課長	1 8 9
大園貴文君	1 8 9
宮路市長	1 8 9
大園貴文君	1 8 9
宮園市民生活課長	1 9 0
大園貴文君	1 9 0
宮路市長	1 9 0
宮園市民生活課長	1 9 0
大園貴文君	1 9 0
宮園市民生活課長	1 9 0
大園貴文君	1 9 1
宮園市民生活課長	1 9 1
大園貴文君	1 9 1
宮路市長	1 9 1
大園貴文君	1 9 1
宮路市長	1 9 1
大園貴文君	1 9 1
宮路市長	1 9 1
大園貴文君	1 9 1
宮路市長	1 9 2
大園貴文君	1 9 2
宮路市長	1 9 2
大園貴文君	1 9 3
宮路市長	1 9 3
大園貴文君	1 9 3
宮路市長	1 9 3
大園貴文君	1 9 3
上園企画課長	1 9 4
大園貴文君	1 9 4
宮路市長	1 9 4

	大園貴文君	1 9 4
	宮路市長	1 9 5
	大園貴文君	1 9 5
休	憩	1 9 5
	松尾公裕君	1 9 5
	宮路市長	1 9 7
	松尾公裕君	1 9 8
	宮路市長	1 9 9
	松尾公裕君	1 9 9
	宮路市長	2 0 0
	松尾公裕君	2 0 0
	宮路市長	2 0 1
	松尾公裕君	2 0 1
	宮路市長	2 0 2
	松尾公裕君	2 0 3
	宮路市長	2 0 3
	松尾公裕君	2 0 4
	宮路市長	2 0 4
	松尾公裕君	2 0 4
	宮路市長	2 0 5
	瀬川農林水産課長	2 0 5
	松尾公裕君	2 0 5
	宮路市長	2 0 6
	松尾公裕君	2 0 6
	宮路市長	2 0 7
	松尾公裕君	2 0 7
	坂口洋之君	2 0 7
休	憩	2 0 8
	宮路市長	2 0 8
	田代教育長	2 1 0
	坂口洋之君	2 1 0
	宮路市長	2 1 0

坂口洋之君	2 1 0
宮路市長	2 1 0
坂口洋之君	2 1 1
宮路市長	2 1 1
坂口洋之君	2 1 1
宮路市長	2 1 1
坂口洋之君	2 1 2
宮路市長	2 1 2
坂口洋之君	2 1 2
銚之原商工観光課長	2 1 2
坂口洋之君	2 1 3
銚之原商工観光課長	2 1 3
坂口洋之君	2 1 3
銚之原商工観光課長	2 1 3
坂口洋之君	2 1 3
宮路市長	2 1 4
坂口洋之君	2 1 4
田代教育長	2 1 4
坂口洋之君	2 1 4
田代教育長	2 1 5
坂口洋之君	2 1 5
田代教育長	2 1 5
坂口洋之君	2 1 5
宮路市長	2 1 5
坂口洋之君	2 1 5
宮路市長	2 1 6
坂口洋之君	2 1 6
宮路市長	2 1 6
坂口洋之君	2 1 6
宮路市長	2 1 6
坂口洋之君	2 1 6
宮路市長	2 1 7

坂口洋之君	2 1 7
宮路市長	2 1 7
坂口洋之君	2 1 7
瀬川農林水産課長	2 1 7
坂口洋之君	2 1 7
宮路市長	2 1 8
坂口洋之君	2 1 8
宮路市長	2 1 8
坂口洋之君	2 1 8
宮路市長	2 1 9
坂口洋之君	2 1 9
宮路市長	2 1 9
散 会	2 1 9

第5号（3月12日）（金曜日）

開 議	2 2 4
日程第1 一般質問	2 2 4
山口初美さん	2 2 4
宮路市長	2 2 5
田代教育長	2 2 7
山口初美さん	2 2 7
宮路市長	2 2 7
山口初美さん	2 2 8
宮路市長	2 2 8
山口初美さん	2 2 8
宮路市長	2 2 9
山口初美さん	2 2 9
大園健康保険課長	2 2 9
山口初美さん	2 2 9
大園健康保険課長	2 2 9
山口初美さん	2 2 9
地頭所税務課長	2 2 9

山口初美さん	2 3 0
地頭所税務課長	2 3 0
山口初美さん	2 3 0
宮路市長	2 3 0
山口初美さん	2 3 0
宮路市長	2 3 0
山口初美さん	2 3 1
宮路市長	2 3 1
山口初美さん	2 3 2
福元総務課長	2 3 2
山口初美さん	2 3 2
宮路市長	2 3 2
山口初美さん	2 3 2
宮路市長	2 3 2
山口初美さん	2 3 3
宮路市長	2 3 3
山口初美さん	2 3 3
宮路市長	2 3 3
山口初美さん	2 3 4
宮路市長	2 3 4
山口初美さん	2 3 4
宮路市長	2 3 4
山口初美さん	2 3 4
宮路市長	2 3 5
山口初美さん	2 3 5
田代教育長	2 3 5
山口初美さん	2 3 6
田代教育長	2 3 6
山口初美さん	2 3 6
田代教育長	2 3 6
山口初美さん	2 3 6
田代教育長	2 3 6

	山口初美さん	2 3 6
	田代教育長	2 3 6
	山口初美さん	2 3 6
	宮路市長	2 3 6
休	憩	2 3 7
	出水賢太郎君	2 3 7
	宮路市長	2 3 8
	出水賢太郎君	2 3 9
	宮路市長	2 3 9
	出水賢太郎君	2 4 0
	福元総務課長	2 4 0
	出水賢太郎君	2 4 1
	宮路市長	2 4 1
	出水賢太郎君	2 4 2
	福元総務課長	2 4 2
	出水賢太郎君	2 4 2
	福元総務課長	2 4 2
	出水賢太郎君	2 4 2
	福元総務課長	2 4 2
	出水賢太郎君	2 4 2
	福元総務課長	2 4 2
	出水賢太郎君	2 4 2
	福元総務課長	2 4 3
	出水賢太郎君	2 4 4
	福元総務課長	2 4 4
	出水賢太郎君	2 4 4
	宮路市長	2 4 4
	出水賢太郎君	2 4 5
	宮路市長	2 4 5
	出水賢太郎君	2 4 5
	宮路市長	2 4 6
	出水賢太郎君	2 4 6
	宮路市長	2 4 6
	出水賢太郎君	2 4 7

	上園企画課長	2 4 7
休	憩	2 4 7
	出水賢太郎君	2 4 7
	上園企画課長	2 4 8
	出水賢太郎君	2 4 8
	宮路市長	2 4 8
	出水賢太郎君	2 4 9
	宮路市長	2 4 9
	出水賢太郎君	2 4 9
	宮路市長	2 4 9
	出水賢太郎君	2 5 0
	上園企画課長	2 5 0
	出水賢太郎君	2 5 0
	上園企画課長	2 5 1
	出水賢太郎君	2 5 1
	宮路市長	2 5 1
	上園企画課長	2 5 1
	田畑純二君	2 5 2
	宮路市長	2 5 5
	田畑純二君	2 5 7
	宮路市長	2 5 7
	田畑純二君	2 5 7
	宮路市長	2 5 7
	田畑純二君	2 5 8
	宮路市長	2 5 8
	田畑純二君	2 5 8
	宮路市長	2 5 9
	田畑純二君	2 5 9
	宮路市長	2 5 9
	田畑純二君	2 5 9
	宮路市長	2 5 9
	田畑純二君	2 6 0

宮路市長	260
田畑純二君	260
宮路市長	261
田畑純二君	261
宮路市長	261
田畑純二君	261
宮路市長	261
田畑純二君	262
宮路市長	262
休 憩	262
日程第2 議案第54号日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について	263
日程第3 議案第55号日置市公民館条例の一部改正について	263
宮路市長提案理由説明	263
池上総務企画部長	263
桜井教育次長	264
西蘭典子さん	264
宮路市長	264
坂口洋之君	265
池満 渉君	265
日程第4 議案第56号平成21年度日置市一般会計補正予算（第8号）	266
日程第5 議案第57号平成21年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第3号）	266
宮路市長提案理由説明	266
日程第6 決議案第1号交通事故防止に関する決議	267
宇田 栄君提案理由説明	268
日程第7 陳情第4号人権擁護法案の成立に反対する意見書の提出を求める陳情書	268
日程第8 陳情第5号選択的夫婦別姓制度法制化に反対する意見書の提出を求める陳情書	268
中島 昭君	268
散 会	268

第6号（3月30日）（火曜日）

開 議	274
-----	-----

日程第1	議案第56号平成21年度日置市一般会計補正予算(第8号)(各常任委員長報告)	274
	池満総務企画常任委員長報告	274
	漆島文教厚生常任委員長報告	275
	上園産業建設常任委員長報告	277
日程第2	議案第39号平成22年度日置市一般会計予算(各常任委員長報告)	278
	池満総務企画常任委員長報告	278
	漆島文教厚生常任委員長報告	281
休 憩		287
	上園産業建設常任委員長報告	287
	山口初美さん	290
	東福泰則君	291
日程第3	議案第40号平成22年度日置市国民健康保険特別会計予算(文教厚生常任委員長報告)	292
日程第4	議案第41号平成22年度日置市老人保健医療特別会計予算(文教厚生常任委員長報告)	292
日程第5	議案第42号平成22年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算(文教厚生常任委員長報告)	292
日程第6	議案第46号平成22年度日置市温泉給湯事業特別会計予算(文教厚生常任委員長報告)	292
日程第7	議案第47号平成22年度日置市公衆浴場事業特別会計予算(文教厚生常任委員長報告)	292
日程第8	議案第50号平成22年度日置市介護保険特別会計予算(文教厚生常任委員長報告)	292
日程第9	議案第51号平成22年度日置市後期高齢者医療特別会計予算(文教厚生常任委員長報告)	292
日程第10	議案第52号平成22年度日置市診療所特別会計予算(文教厚生常任委員長報告)	292
	漆島文教厚生常任委員長報告	292
休 憩		295
	漆島文教厚生常任委員長報告	295
	山口初美さん	298

東福泰則君	299
山口初美さん	300
坂口洋之君	301
日程第11 議案第43号平成22年度日置市公共下水道事業特別会計予算（産業建設常任委員長報告）	301
日程第12 議案第44号平成22年度日置市農業集落排水事業特別会計予算（産業建設常任委員長報告）	301
日程第13 議案第48号平成22年度日置市飲料水供給施設特別会計予算（産業建設常任委員長報告）	301
日程第14 議案第49号平成22年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算（産業建設常任委員長報告）	301
日程第15 議案第53号平成22年度日置市水道事業会計予算（産業建設常任委員長報告）	301
上園産業建設常任委員長報告	301
日程第16 議案第45号平成22年度日置市国民宿舎事業特別会計予算（総務企画常任委員長報告）	305
池満総務企画常任委員長報告	305
日程第17 陳情第9号改正国籍法に関する陳情書（文教厚生常任委員長報告）	306
日程第18 陳情第4号人権擁護法案の成立に反対する意見書の提出を求める陳情書（文教厚生常任委員長報告）	306
日程第19 陳情第5号選択的夫婦別姓制度法制化に反対する意見書の提出を求める陳情書（文教厚生常任委員長報告）	306
漆島文教厚生常任委員長報告	307
休憩	309
池満 渉君	309
山口初美さん	311
休憩	311
黒田澄子さん	311
山口初美さん	312
池満 渉君	312
山口初美さん	313
池満 渉君	314

西園典子さん	3 1 4
花木千鶴さん	3 1 5
日程第 2 0 意見書案第 4 号人権擁護法案の成立に反対する意見書	3 1 6
日程第 2 1 意見書案第 5 号選択的夫婦別姓制度法制化に反対する意見書	3 1 6
漆島政人君提案理由説明	3 1 6
黒田澄子さん	3 1 7
山口初美さん	3 1 7
西園典子さん	3 1 7
池満 渉君	3 1 7
山口初美さん	3 1 8
日程第 2 2 閉会中の継続審査の申し出について	3 1 8
日程第 2 3 閉会中の継続調査の申し出について	3 1 8
日程第 2 4 所管事務調査結果報告について	3 1 8
閉 会	3 1 9
宮路市長	3 1 9

平成22年第2回（3月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
2月25日	木	本 会 議	予算外議案、予算議案上程、質疑、付託、市長施政方針説明
2月26日	金	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設
2月27日	土	休 会	
2月28日	日	休 会	
3月 1日	月	委 員 会	総務企画・文教厚生
3月 2日	火	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設
3月 3日	水	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（予備）
3月 4日	木	休 会	
3月 5日	金	休 会	
3月 6日	土	休 会	
3月 7日	日	休 会	
3月 8日	月	休 会	議会運営委員会
3月 9日	火	本 会 議	委員長報告、表決、総括質疑、付託
3月10日	水	本 会 議	一般質問
3月11日	木	本 会 議	一般質問
3月12日	金	本 会 議	一般質問、予算外議案、予算議案上程、質疑、付託
3月13日	土	休 会	
3月14日	日	休 会	
3月15日	月	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設
3月16日	火	委 員 会	総務企画・文教厚生（中学校卒業式）
3月17日	水	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設
3月18日	木	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（予備）
3月19日	金	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（予備）
3月20日	土	休 会	
3月21日	日	休 会	
3月22日	月	休 会	春分の日
3月23日	火	休 会	

3月24日	水	休	会	(少学校卒業式)
3月25日	木	休	会	
3月26日	金	休	会	議会運営委員会（最終日の議会運営）
3月27日	土	休	会	
3月28日	日	休	会	
3月29日	月	休	会	
3月30日	火	本	会 議	付託事件等審査結果報告、質疑、表決

2. 付議事件

議案番号	事	件	名
発議第 1号	日置市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正について		
発議第 2号	日置市議会会議規則の一部改正について		
発議第 3号	日置市議会委員会条例の一部改正について		
報告第 1号	平成22年度日置市土地開発公社事業計画の報告について		
諮問第 1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて		
議案第 2号	日置市と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の廃止について		
議案第 3号	日置市公平委員会設置条例の制定について		
議案第 4号	日置市公平委員会の服務の宣誓に関する条例の制定について		
議案第 5号	日置市職員団体の登録に関する条例の制定について		
議案第 6号	日置市公平委員会の設置に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について		
議案第 7号	日置市部設置条例等の一部改正について		
議案第 8号	日置市行政嘱託員条例の一部改正について		
議案第 9号	日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について		
議案第 10号	日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について		
議案第 11号	日置市職員の給与に関する条例の一部改正について		
議案第 12号	日置市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について		
議案第 13号	日置市使用料徴収条例の一部改正について		
議案第 14号	日置市地域づくり推進基金条例の制定について		
議案第 15号	日置市地域づくり振興基金条例の廃止について		
議案第 16号	日置市国民保養センター及び老人休養ホーム条例の廃止及び日置市特別会計条例の一部改正について		
議案第 17号	日置市大田ふれあい館条例及び日置市共同納骨堂条例の廃止について		

- 議案第 18号 市有財産の譲与について
- 議案第 19号 市有財産の譲与について
- 議案第 20号 日置市立学校給食共同調理場条例の一部改正について
- 議案第 21号 市道の路線の認定、変更及び廃止について
- 議案第 22号 日置市水道事業の設置等に関する条例及び日置市簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例の一部改正について
- 議案第 23号 平成21年度日置市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第 24号 平成21年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第 25号 平成21年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 26号 平成21年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第 27号 平成21年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第 28号 平成21年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第 29号 平成21年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 30号 平成21年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 31号 平成21年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 32号 平成21年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 33号 平成21年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 34号 平成21年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 35号 平成21年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 議案第 36号 平成21年度日置市診療所特別会計補正予算（第4号）
- 議案第 37号 平成21年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第 38号 平成21年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第 39号 平成22年度日置市一般会計予算
- 議案第 40号 平成22年度日置市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 41号 平成22年度日置市老人保健医療特別会計予算
- 議案第 42号 平成22年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算
- 議案第 43号 平成22年度日置市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 44号 平成22年度日置市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 45号 平成22年度日置市国民宿舎事業特別会計予算
- 議案第 46号 平成22年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
- 議案第 47号 平成22年度日置市公衆浴場事業特別会計予算
- 議案第 48号 平成22年度日置市飲料水供給施設特別会計予算

- 議案第 49号 平成22年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第 50号 平成22年度日置市介護保険特別会計予算
- 議案第 51号 平成22年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 52号 平成22年度日置市診療所特別会計予算
- 議案第 53号 平成22年度日置市水道事業会計予算
- 議案第 54号 日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 議案第 55号 日置市公民館条例の一部改正について
- 議案第 56号 平成21年度日置市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第 57号 平成21年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第3号）
- 請願第 1号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める政府等への意見書提出に関する請願
- 陳情第 1号 永住外国人への地方参政権付与法案に反対する陳情書
- 陳情第 2号 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情
- 陳情第 3号 「住宅リフォーム助成制度の創設」を求める陳情書
- 陳情第 4号 人権擁護法案の成立に反対する意見書の提出を求める陳情書
- 陳情第 5号 選択的夫婦別姓制度法制化に反対する意見書の提出を求める陳情書
- 陳情第 8号 永住外国人地方参政権付与法案に反対する陳情書
- 陳情第 9号 改正国籍法に関する陳情書
- 意見書案第1号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書
- 意見書案第2号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書
- 意見書案第3号 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書
- 意見書案第4号 人権擁護法案の成立に反対する意見書
- 意見書案第5号 選択的夫婦別姓制度法制化に反対する意見書
- 決議案第 1号 交通事故防止に関する決議

第 1 号 (2 月 2 5 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（監査結果報告、議長報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	発議第 1号 日置市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正について
日程第 6	発議第 2号 日置市議会会議規則の一部改正について
日程第 7	報告第 1号 平成22年度日置市土地開発公社事業計画の報告について
日程第 8	諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第 9	議案第 2号 日置市と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の廃止について
日程第10	議案第 3号 日置市公平委員会設置条例の制定について
日程第11	議案第 4号 日置市公平委員会のサービスの宣誓に関する条例の制定について
日程第12	議案第 5号 日置市職員団体の登録に関する条例の制定について
日程第13	議案第 6号 日置市公平委員会の設置に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
日程第14	議案第 7号 日置市部設置条例等の一部改正について
日程第15	議案第 8号 日置市行政嘱託員条例の一部改正について
日程第16	議案第 9号 日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第17	議案第 10号 日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第18	議案第 11号 日置市職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第19	議案第 12号 日置市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について
日程第20	議案第 13号 日置市使用料徴収条例の一部改正について
日程第21	議案第 14号 日置市地域づくり推進基金条例の制定について
日程第22	議案第 15号 日置市地域づくり振興基金条例の廃止について
日程第23	議案第 16号 日置市国民保養センター及び老人休養ホーム条例の廃止及び日置市特別会計条例の一部改正について
日程第24	議案第 17号 日置市大田ふれあい館条例及び日置市共同納骨堂条例の廃止について
日程第25	議案第 18号 市有財産の譲与について
日程第26	議案第 19号 市有財産の譲与について
日程第27	議案第 20号 日置市立学校給食共同調理場条例の一部改正について

- 日程第 28 議案第 21 号 市道の路線の認定、変更及び廃止について
- 日程第 29 議案第 22 号 日置市水道事業の設置等に関する条例及び日置市簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例の一部改正について
- 日程第 30 発議第 3 号 日置市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 31 議案第 23 号 平成 21 年度日置市一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 32 議案第 24 号 平成 21 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 33 議案第 25 号 平成 21 年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 34 議案第 26 号 平成 21 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 35 議案第 27 号 平成 21 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 36 議案第 28 号 平成 21 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 37 議案第 29 号 平成 21 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 38 議案第 30 号 平成 21 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 39 議案第 31 号 平成 21 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 40 議案第 32 号 平成 21 年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 41 議案第 33 号 平成 21 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 42 議案第 34 号 平成 21 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 43 議案第 35 号 平成 21 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 44 議案第 36 号 平成 21 年度日置市診療所特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 45 議案第 37 号 平成 21 年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 46 議案第 38 号 平成 21 年度日置市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 47 議案第 39 号 平成 22 年度日置市一般会計予算
- 日程第 48 議案第 40 号 平成 22 年度日置市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 49 議案第 41 号 平成 22 年度日置市老人保健医療特別会計予算
- 日程第 50 議案第 42 号 平成 22 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算
- 日程第 51 議案第 43 号 平成 22 年度日置市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 52 議案第 44 号 平成 22 年度日置市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 53 議案第 45 号 平成 22 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算
- 日程第 54 議案第 46 号 平成 22 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
- 日程第 55 議案第 47 号 平成 22 年度日置市公衆浴場事業特別会計予算
- 日程第 56 議案第 48 号 平成 22 年度日置市飲料水供給施設特別会計予算
- 日程第 57 議案第 49 号 平成 22 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 58 議案第 50 号 平成 22 年度日置市介護保険特別会計予算

- 日程第 5 9 議案第 5 1 号 平成 2 2 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 6 0 議案第 5 2 号 平成 2 2 年度日置市診療所特別会計予算
- 日程第 6 1 議案第 5 3 号 平成 2 2 年度日置市水道事業会計予算
- 日程第 6 2 請願第 1 号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める政府等への意見書提出に関する請願
- 日程第 6 3 陳情第 1 号 永住外国人への地方参政権付与法案に反対する陳情書
- 日程第 6 4 陳情第 2 号 3 5 0 万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情
- 日程第 6 5 陳情第 3 号 「住宅リフォーム助成制度の創設」を求める陳情書

本会議（2月25日）（木曜）

出席議員 22名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	10番	田代吉勝君
11番	大園貴文君	12番	漆島政人君
13番	中島昭君	14番	田畑純二君
15番	西園典子さん	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	長野瑛や子さん
19番	松尾公裕君	20番	佐藤彰矩君
21番	宇田栄君	22番	成田浩君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	住吉伸一君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	家村毅君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	池上吉治君
市民福祉部長	豊辻重弘君	産業建設部長	中村治君
教育次長	桜井健一君	消防本部消防長	福田秀一君
東市来支所長	小園義徳君	日吉支所長	松山洋一君
吹上支所長	樹治美君	総務課長	福元悟君
財政管財課長	富迫克彦君	企画課長	上園博文君
税務課長	地頭所浩君	商工観光課長	鉾之原政実君
市民生活課長	宮園光次君	福祉課長	野崎博志君
青松園長	田淵裕君	健康保険課長	大園俊昭君
市民病院事務長	平地純弘君	介護保険課長	満留雅彦君

農林水産課長	瀬川利英君	土木建設課長	久保啓昭君
都市計画課長	有村芳文君	上下水道課長	宇田和久君
教育総務課長	山之内修君	学校教育課長	肥田正和君
社会教育課長	馬場静雄君	市民スポーツ課長	芝原八郎君
会計管理者	朴木義行君	監査委員事務局長	石塚澄幸君
農業委員会事務局長	大北節雄君		

午前10時00分開会

△開 会

○議長（成田 浩君）

宇田栄君から、病気治療のため、会議におくれる旨の届けがありましたので、お知らせいたします。

ただいまから平成22年第2回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（成田 浩君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（成田 浩君）

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、大園貴文君、漆島政人君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（成田 浩君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月30日までの34日間にししたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月30日までの34日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（監査結果報告、議長報告）

○議長（成田 浩君）

日程第3、諸般の報告を行います。

監査結果の報告であります。例月出納検査について、平成21年11月24日、

25日に実施された10月分の検査結果、12月21日、22日に実施された11月分の検査結果、平成22年1月25日、26日に実施された12月分の検査結果。

以上、ご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（成田 浩君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

昨年11月16日からの主な行政執行について、ご報告申し上げます。

11月16日から25日にかけて、4地域でそれぞれ地域審議会を、12月25日には、市総合計画審議会を開催し、来年度の総合計画に係る実施計画の主な事業について説明を行いました。その中で、道路や河川・住宅の整備、産業経済、福祉及び教育文化など、あらゆる分野において質疑や意見、要望をいただきましたが、原案のとおり答申をいただきました。

次に、1月3日、伊集院文化会館におきまして、平成22年日置市成人式を挙行政いたしました。新成人554人を含め764人の出席をいただき、盛大にかつ厳粛にとり行うことができました。

次に、1月10日、伊集院総合運動公園におきまして、日置市消防出初式を挙行政いたしました。式には、市内の消防団員や市消防本部職員など400名が参加し、分列行進を行った後、規律訓練、救助訓練、放水訓練を行うなど、消防関係機関のご協力のもと、防火への気持ちを新たに、厳粛にとり行うことができました。

以下、2月25日までの主要な行政執行に

つきましては、報告書を提出してございますので、お目通しをお願いいたします。

△日程第5 発議第1号日置市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第5、発議第1号日置市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提出者の宇田栄君が出席しておりませんので、賛成者の梶康博君から提案理由の説明を求めます。

〔17番梶 康博君登壇〕

○17番（梶 康博君）

ただいま議題となっております発議第1号日置市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本市における現下の財政状況は、急激な景気の悪化に伴い、税金など一般財源の伸びが見込めない中、各種事業への取り組み、住民サービスの維持、継続事業の推進など、財政需要は容易に縮小できず、このため収支のバランスが不均衡となるなど、大変厳しい状況にあります。財政の健全化が急務となっております。

議会としても、このような本市の厳しい財政状況を認識するときに、平成21年度に引き続き、平成22年度においても議員報酬の減額を実施するため、今回、条例の一部を改正しようとして提案するものであります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

終わります。

○議長（成田 浩君）

ただいま賛成者から提案理由の説明がございましたが、これから発議第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第1号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから発議第1号について討論を行います。討論がありますので、発言を許可します。

最初に、反対討論の発言を許可します。

○7番（坂口洋之君）

私は、発議第1号日置市議会議員の議員報酬に関する条例に反対する立場で討論いたします。

この発議の内容は、議員報酬を毎月3%カットするものであります。昨年5月から、市議会議員の定数が30名から22名になり、8名減となりました。そのことで、年間4,500万円が削減されております。本市の議員報酬は、他県の人口規模の議会と比較しても2割近く低く、また他県の町議会議員を数万円上回る程度で、決して高いとは思えません。また、議員年金制度もほとんど破綻状態の中で、強制的に天引きなされ、掛けた金額さえも十分返ってこないという、そういう現実があります。

そういう中において、地方議員の役割は大変重要であります。議員報酬として、この金額は妥当と思ひまして、この発議に対して反対の立場をとらせていただきます。

○議長（成田 浩君）

次に、賛成討論の発言を許可します。

○16番（池満 渉君）

発議第1号日置市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正、これについて賛

成の立場で討論をいたします。

ただいま提案者から提案理由の説明がありました。全くそのとおりであります。本市における現下の財政状況は、急激な景気の悪化に伴い、税金など一般財源の伸びが見込めない中、多くの事業への取り組み、あるいは住民サービスの維持、継続事業の推進など、財政需要は容易に縮小はできません。このために、収支のバランスが非常に悪い、不均衡な状態になっており、大変厳しい財政状況にあります。財政の健全化は急務と言えるところであります。

このような本市の厳しい財政状況を認識するとき、私たち議員においても、まさに議員が住民に率先して先憂後楽、自分たちが厳しいことを先に行い、そして住民、市民の方々が楽になった後で、自分たちもその喜びを知るといったような精神に基づき、平成21年度に引き続き、平成22年度においても議員報酬の減額を実施すべきと思います。

そのようなことで、原案に賛成をし、賛成討論といたします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

起立多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

△日程第6 発議第2号日置市議会会議規則の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第6、発議第2号日置市議会会議規則

の一部改正についてを議題とします。

本案について、提出者の宇田栄議会運営委員長が出席しておりませんので、梶康博議会運営副委員長に提案理由の説明を求めます。

〔議会運営副委員長梶 康博君登壇〕

○議会運営副委員長（梶 康博君）

ただいま議題となっております発議第2号日置市議会会議規則の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

さきの地方自治法の一部改正により、議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場を設けることができる旨の規定が新設されましたことから、現在、任意で開催している全員協議会及び広報編集委員会を協議、または調整を行うための場として明確化するため、今回、日置市議会会議規則の一部を改正しようとして提案するものがあります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

終わります。

○議長（成田 浩君）

ただいま提出者から提案理由の説明がありましたが、これから発議第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第2号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから発議第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

△日程第7 報告第1号平成22年度日置市土地開発公社事業計画の報告について

○議長（成田 浩君）

日程第7、報告第1号平成22年度日置市土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。

本件について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

報告第1号は、平成22年度日置市土地開発公社事業計画の報告についてであります。

平成22年2月1日、理事会が開催され、平成22年度日置市土地開発公社事業計画、資金計画及び予算が議決されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○総務企画部長（池上吉治君）

報告第1号平成22年度日置市土地開発公社事業計画の報告についてご説明を申し上げます。

まず、2ページでございますが、収益的収支で、収入を5,964万6,000円、支出を5,761万1,000円見込みまして、次の3ページでございます、資本的収入を5億円、支出を5億1,435万円計上いたしております。

その内訳といたしまして、27ページをお

開きいただきたいと思います。27ページからの予算説明書に基づいて説明を申し上げます。

まず、事業収益の土地造成事業収益で貸し付け及び販売見込みを計上してあります。清藤工業団地につきましては、3区画の貸付料481万85円、住宅団地につきましては、大内田1区画、伊作田2区画、植木2区画、本町を3区画、湯之元、緑ヶ丘をそれぞれ1区画の販売を予定いたしまして、5,469万9,080円、合計で5,950万9,000円を計上いたしました。

事業外収益では、受け取り利息と雑収益で13万7,000円を計上いたしております。

次に、収益的支出では、事業原価の土地造成事業原価として住宅団地の販売見込み分の5,470万円、販売費及び一般管理費では、決算監査及び理事会の報酬、費用弁償のほか、紹介料、広告費、協議会負担金等241万1,000円を計上、予備費を50万円といたしまして、合計5,761万1,000円としております。

続きまして、29ページの資本的収支でございます。資本的収入では、公社債及び長期借入金として、清藤工業団地の借りかえ分5億円を計上いたしております。

資本的支出では、土地造成事業費としまして、清藤工業団地分で810万円、本町住宅団地520万円、その他55万円、合計1,385万円、それに公社債償還金としまして、清藤工業団地の借り入れ分5億円、そして予備費として50万円、資本的支出合計で5億1,435万円を計上いたしました。

次に、26ページに戻っていただきまして、現金収支の当初資金計画でございます。受け入れ資金で6億420万円、支払い資金で5億1,485万円、差し引き8,935万円といたしております。ほかのページにつきましては、これらの内訳でございますので、参

考にさせていただきたいと思います。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから報告第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これで報告第1号の報告を終わります。

△日程第8 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議長（成田 浩君）

日程第8、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題とします。

本件について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

諮問第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

平成22年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

野崎楠雄氏の経歴につきましては、資料を添付してありますので、ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（成田 浩君）

これから諮問第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。諮問第1号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省

略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから諮問第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本件については、野崎楠雄さんを適任者と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は野崎楠雄さんを適任者と認めることに決定しました。

△日程第9 議案第2号日置市と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の廃止について

△日程第10 議案第3号日置市公平委員会設置条例の制定について

△日程第11 議案第4号日置市公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例の制定について

△日程第12 議案第5号日置市職員団体の登録に関する条例の制定について

△日程第13 議案第6号日置市公平委員会の設置に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

○議長（成田 浩君）

日程第9、議案第2号日置市と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の廃止についてから、日程第13、議案第6号日置市公平委員会の設置に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてまでの5件を一括議題とします。

5件について市長の提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第2号は、日置市と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の廃止についてであります。

日置市公平委員会の設置に伴い、日置市と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を廃止することについて、鹿児島県と協議したいので、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項本文の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第3号は、日置市公平委員会設置条例の制定について、議案第4号は、日置市公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例の制定について、議案第5号は、日置市職員団体の登録に関する条例の制定について、議案第6号は、日置市公平委員会の設置に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定であります。

以上4件につきましては、日置市公平委員会の設置に伴う条例の制定と、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正し、及び条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上5件につきましては、総務企画部長から説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（池上吉治君）

議案第2号につきまして補足説明を申し上げます。

日置市は、合併と同時に、公平委員会の事務を鹿児島県へ委託いたしておりました。県へは、当分の間ということをお願いをしております。県の指導等もありまして、現在、市の公平委員会を設置することを前提に、協議を進めているところでございます。今回、事務の委託に関する規約を廃止するものでございます。なお、これまで事例としては、発生はいたしておりません。今後、日置市の議決をもちまして、県は6月議会で提案をされるという予定でございます。したがって、附則に、この規約は平成22年8月1日から施行するというものでございます。

次に、議案第3号日置市公平委員会設置条例の制定についてでございます。

別紙のほうでございますが、第1条が設置で、地方公務員法第7条第3項の規定に基づき、日置市公平委員会を置く。これは、地方公務員法で人口15万人未満の市町村は条例で公平委員会を置くというふうになっているものでございまして、委員の数は、同じく地方公務員法で3人と決まっております。

参考までに、公平委員会の役割でございますが、一つに、勤務条件に関する措置要求の審査、それから2つ目が、不利益処分の不服申し立ての審査、それと3つ目が、職員団体の登録に関する審理でございます。

附則といたしまして、同じく平成22年8月1日からの施行でございます。

次に、議案第4号日置市公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例の制定についてでございます。

地方公務員法第9条の2第2項において準用する同法第31条の規定に基づきまして、公平委員会の委員の服務の宣誓が義務づけられておりますので、それに基づいて条例を制定するというものでございます。宣誓書の内

容につきましては、日置市職員の宣誓書と同じでございます。これも施行期日を平成22年8月1日とするものでございます。

続きまして、議案第5号日置市職員団体の登録に関する条例の制定についてでございます。

公平委員会の設置に伴いまして、職員団体の公平委員会への登録申請あるいは届け出等に関する事項を規定するものでございます。附則としまして、施行期日は同じく平成22年8月1日であります。経過措置といたしまして、日置市から公平委員会の事務の委託を受けた鹿児島県人事委員会の登録を受けた職員団体は、施行日にこの条例の規定により登録を受けた職員団体とみなすというものでございます。改めて登録の必要はないということを規定しております。

次に、議案第6号でございますが、日置市公平委員会の設置に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定でございます。

日置市公平委員会を設置することに伴いまして、影響をします関係条例の一部を改正するというところでございます。関係条例は、日置市情報公開条例、日置市個人情報保護条例、日置市固定資産評価審査委員会条例、日置市職員定数条例、日置市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、日置市報酬及び費用弁償に関する条例、日置市証人等の実費弁償に関する条例、日置市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例、それと日置市議会の議決すべき事項を定める条例、これらの条例に影響する部分がありますので、それぞれ一部を改正するものでございます。

その中で、主な改正点といたしましては、日置市職員定数条例で、第2条第1項第5号として、公平委員会の事務部局の職員2人を加えますが、これは一応兼務の予定でございます。

それから、報酬及び費用弁償に関する条例

で、公平委員会委員長の月額4,900円、それから公平委員会委員月額4,700円を加えるものでございます。

それから、日置市証人等の実費弁償に関する条例では、題名を「日置市実費弁償に関する条例」に改めまして、第2条で、支給する者の範囲を、公平委員会に喚問された証人を含め具体的に列挙いたしました。

それから、日置市議会の議決すべき事項を定める条例の廃止でございますが、これにつきましては、固定資産評価審査委員会に出会を求めた関係者への費用弁償の条例を定めることのでございましたので、これは既に条例制定してあることから、これを廃止することといたしました。この条例も、同じく平成22年8月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから5件について質疑を行います。質疑はありませんか。

○14番（田畑純二君）

今この5件につきまして、市長と、それから総務企画部長のほうから説明があったわけですが、再確認の意味も含めて、あえて質疑いたします。

きょうの南日本新聞の第1ページ目にも、降格人事取り消しということで、阿久根市の市公平委員会のことが書いてございました。

それで、まず市長が3人、この委員を選任されると、8月1日以降だと思んですけど、市長の考えとしては、いつごろ選任されるつもりか。

それと、日置市が合併して5年たったと先ほど説明があったんですけど、ほかの近隣の自治体の例ですね。日置市の場合は、そういう例は——といいますのはこの公平委員会の設置ですね、設置の状況はどうなっているか

ということを、まずその2点質疑いたします。

○市長（宮路高光君）

県の条例が6月ということでございますので、8月施行でも、6月以降の中で委員の選任はしていかなければならないというふうに思っております。この状況については、また部長のほうに説明させます。

○総務企画部長（池上吉治君）

特に、公平委員会はこういう人という規定はございませんが、とにかく両方の、労使双方の立場を公平に理解できる方、いわゆるそれに基づく知識のあられる方を今後選定をしていかなければならないと考えております。

例といいますか、これにつきましては、地方公務員法の中で、15万人以上は人事委員会、それから15万人未満のところは公平委員会を設置するように義務づけられているわけですが、たまたま合併当初は一応旧4町も県のほうに委託しておりましたので、引き続いて県にお願いをしております、もう合併して5年になりますので、市として単独で公平委員会を設置をしたいということでございます。

○議長（成田 浩君）

ほかに質問はありませんか。

○14番（田畑純二君）

ほかの自治体。

○総務課長（福元 悟君）

ほかの近隣のということでございますが、県との協議の中で、5万人を超える市については公平委員会を設置すると、単独で置くということで協議を進めてきております。ですので、市でありまして、5万人の人口規模がないところについては、引き続き県のほうが公平委員会を事務委託を受けて実施しているということで、大きな市が公平委員会を、さきに市制が施行されている市について、例えば鹿児島市、鹿屋市、出水市、大きなところについては、既に人事委員会なり公平委員

会が設置されている状況です。5万人が一つの目安として、超えるところについては、単独で公平委員会を設置しなければならないということで協議を進めてきております。

以上でございます。

○議長（成田 浩君）

ほかに。

○15番（西園典子さん）

この公平委員会について一つだけお尋ねしたいと思いますが、本市では昇任試験などの取り扱いをしておるようでございますが、この公平委員会の役割といたしまして、地方公務員法で掲げられる事務のほかに、職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うことができるというふうに地方公務員法第9条第1項に掲げてあるようでございますが、その昇任試験との取り扱いとの兼ね合い、また、こういうようなことを念頭に入れていらっしゃるのかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○総務課長（福元 悟君）

職員の昇任試験、職員採用試験というようなどころでのご質問ですが、このたびの公平委員会につきましては、先ほど部長のほうで説明申し上げましたとおり、勤務条件に関する措置要求、職員の勤務条件に関する要求、それから不利益な処分に対する不服申し立てに対する審理、それから職員団体の登録を行う一つの機関ということで、3つ申し上げましたが、今、先ほどのご質問では、人事委員会を置く公共団体につきましては、職員の採用、昇任試験というのを実施しておりますが、公平委員会はそこまでの権限はございませんので、以上3つが基本になってくるかと考えております。

以上です。

○議長（成田 浩君）

いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第2号から議案第6号までの5件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いません。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号から議案第6号までの5件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第5号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第6号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

△日程第14 議案第7号日置市部設置
条例等の一部改正につ
いて

△日程第15 議案第8号日置市行政嘱
託員条例の一部改正につ
いて

△日程第16 議案第9号日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

△日程第17 議案第10号日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

△日程第18 議案第11号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第14、議案第7号日置市部設置条例の一部改正についてから、日程第18、議案第11号日置市職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの5件を一括議題といたします。

5件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第7号は、日置市部設置条例の制定についてであります。

組織機構の見直しに伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

議案第8号は、日置市行政嘱託条例の一部改正についてであります。

行政嘱託員の報酬の額を改定するため、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

2件の内容につきましては、後ほど総務企画部長に説明させます。

次に、議案第9号は、日置市報酬及び費用弁償に関する一部改正についてであります。

生活保護就労支援員を設置し、及び学校薬剤師の報酬の額を改定するため、所要の改正

をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、後ほど市民福祉部長に説明させます。

次に、議案第10号は、日置市職員の勤務時間、休暇等に関する一部改正についてであります。

人事院勧告の内容に準じ、時間外勤務代休時間を新設するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

議案第11号は、日置市職員の給与に関する条例の一部の改正についてであります。

地域手当を新設し、及び人事院勧告の内容に準じ、時間外勤務手当の支給割合を改定するため所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

2件の内容につきましては、総務企画部長から説明をさせます。

以上、5件ご審議をよろしく願いたします。

○総務企画部長（池上吉治君）

議案第7号日置市部設置条例等の一部改正につきまして、別紙によりまして説明を申し上げます。

まず、日置市部設置条例の一部改正でございますが、第2条第4号から第9号までの改正につきましては、各号の並びかえでございます。13号の地域づくりに関することとありますが、これにつきましては22年度から総務企画部の中に地域づくり課を設置することによるものでございます。

地域づくり課につきましては、共生・協働社会の推進でありますとか、あるいは地区振興計画の関係、自治会の支援、それから地区

公民館の運営などを分掌する予定にいたしております。

また、同じく総務企画部に市税を初め全般的な滞納未収金の徴収に取り組む予定の特別滞納整理課を設置をしたいということで、15号としまして市税等の滞納整理に関することを追加をいたしております。

次に、日置市都市計画審議会条例の一部改正の分でございますが、第7条中、「産業建設部都市計画課」を「産業建設部建設課」に改める。これは都市計画課と土木建設課を統合いたしまして建設課とするものでございます。

次に、日置市スポーツ振興審議会条例の一部改正でございます。第8条中、「教育委員会市民スポーツ課」を「教育委員会社会教育課」に改める。これは、現在の市民スポーツ課を社会教育課に統合するものでございます。そのほかにつきましては、条文の整理でございます。

附則といたしまして、この条例は平成22年4月1日から施行するというものでございます。

続きまして、議案第8号日置市行政嘱託員条例の一部改正につきまして、別紙によりまして説明を申し上げます。

今回の改正の目的は、嘱託員の報酬を改定しようとするものでございます。第5条で、これまでは嘱託員報酬につきましては、基本額1万円、それと世帯割、1世帯当たり100円でありました。そのうち、基本額を世帯数に応じたものといたしまして、5条の2項にありますように、50世帯未満を6,000円、50世帯以上100世帯未満を7,000円、100世帯以上150世帯未満を8,000円、150世帯以上200世帯未満を9,000円、200世帯以上を1万円とするものでございます。そのほかは条文の整理でございます。

附則といたしまして、施行期日を平成22年4月1日としております。

また、この条例に報酬を指定をいたしましたので、日置市報酬及び費用弁償に関する条例中の行政嘱託員の項を削るというものでございます。

なお、平成22年度から個人情報の保護それから行政嘱託員の業務軽減のため、市民への個人あての個人文書は郵送することというふうに予定をいたしております。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○市民福祉部長（豊辻重弘君）

議案第9号日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。別使をお開き願います。

今回の改正は、生活保護受給者の就労支援をこれまで以上に推進するため、日置市福祉事務所に生活保護就労支援員を設置し、並びに学校薬剤師の報酬の額を改めるため、あわせて条文整理を行うものでございます。

第1条は、字句の整理を行うものでございます。

第6条第3項は、費用弁償を支給しない者の規定から文化財指導員を削り、新たに生活保護就労支援員を加えるものでございます。なお、文化財指導員は、現在設置していないため整理するものでございます。

別表の1は、生活保護就労支援員の報酬額を月額を10万1,400円とすること。学校薬剤師の報酬額を他の自治体の支給額を参考に、1校当たり年額「4万5,200円」を「6万6,000円」に規定を改めております。また、あわせて字句の整理を行うなど、所要の一部改正を行うものでございます。

附則でございますが、この条例の施行期日を平成22年4月1日とするものでございます。

以上、補足説明といたします。

○総務企画部長（池上吉治君）

続きまして、議案第10号日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、それと議案第11号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について、この2件につきましては関連がありますので、一括して説明を申し上げます。

まず、議案第11号のほうから先に説明をさせていただきます。日置市職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、別紙のほうで説明させていただきます。

これにつきましては、まず地域手当を創設するものでございます。例えば、本省などへの派遣の場合、給料、扶養手当の合計額に100分の18を超えない範囲で地域手当を支給をするということでございます。これまで国へ出向しまして、国から地域手当を含めて給与を受けた職員はありましたけれども、日置市が給与を支給しての派遣の事例はございませんでした。今後、このような事例に対応するための手当を新たにつくるということでございます。

次に、第16条関係の時間外勤務手当でございますが、これまで時間単価につきましては、午後10時から午前5時までにおきましては100分の150、そのほかは100分の125となっております。今回の改正につきましては、1カ月につき60時間を超えた場合、その60時間を超えた分に対して、それぞれ100分の25を加算した割合とするものでございます。

それが議案第11号の内容でございますが、次に議案第10号でございます。

今申し上げました議案第11号で1カ月につき60時間を超えた支給割合のうち、先ほど申し上げました100分の25に相当する分につきましては、代休措置がとれるという、それを「時間外勤務代休時間」として新たに規定をするものでございます。

10号、11号いずれの議案も、附則で平

成22年4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから、5件について質疑を行います。質疑はありませんか。

○14番（田畑純二君）

今、市長と各部長のほうから説明があったんですけど、ちょっとわかりにくい点もございますんで、もう一回確認の意味も含めて、あえて質疑としますんで。

まず、議案第9号です。生活保護就労支援員、これは先ほどちょっと部長の説明もあったんですけど、もう一回その理由と目的をちょっともう一回確認の意味でも。それから、この支援員の主な業務内容です。これと一緒になんですけど、1番目と。それから、支援員はだれがだれをどのようにして決めるのか。ここら辺をちょっともう一回説明してください。

以上。

○市民福祉部長（豊辻重弘君）

それではご説明申し上げます。

就労支援員の業務の内容をとということで答弁させていただきたいと思っております。

業務の一部としまして、対象者で被保護者ですね、対象者に対しまして希望職種の求人情報の提供を初めとしまして、具体的には履歴書の書き方の指導とか、ハローワーク等に行かれたときの面接の指導、そういう等々を具体的に支援するという業務等にかかわるものでございます。

具体的には、この条例を可決していただきましたら、1名を配置して就労支援に充てたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（山口初美さん）

私も今の議案第9号に関して、関連して質疑を行います。

今説明があった、この生活保護就労支援員の任命についてですが、これは職員で対応することができないのか。こういう今の説明があった、そういう仕事の内容は当然職員でも対応できるのではないかというふうに考えるんですが、そこら辺の説明と、この月額の根拠です。それから、県内のこの生活保護就労支援員を設置しております、ほかの同規模の市の月額はどのようになっているのか。その2点を質疑いたします。

同じ議案9号の中に出ております学校薬剤師の報酬につきましては。

○議長（成田 浩君）

山口さん。済いません、途中ですけど、その9号は所管の問題ですから、委員会で質問してもらったほうがいいんじゃないかなと思っ

○2番（山口初美さん）

委員会ということですから、あえてここで質問させていただきたいと思います。市民の皆さんにも関心のあられることだと思いますので、本会議でぜひ質疑させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（成田 浩君）

山口さん、今申し合わせ事項で、我々の中ではそういうのはもう所管の委員会でちゃんと質疑・討論また説明をしていただくということになっております。そこまで質問されたわけですから、今回、1問だけという形で受けてもいいのかなと思いますけど、そういうことでございますので、了解のほどを。

○2番（山口初美さん）

この学校薬剤師の報酬の件につきましては、かねてより要望が出ておまして、余りにも他市と比べましても低過ぎるということで増

額するように要望が出ておりましたけれども、この6万6,000円の根拠です。その点を示していただきたいと思います。

以上です。

○市民福祉部長（豊辻重弘君）

まず、1点目の職員では対応できないんですかというご質問から答弁させていただきます。

ご承知のとおり、長引く不況の中で被保護者は増加しております。本市でも年々増加しているわけでございます。そのような状況から、ケースワーカーの事務というのは非常にふえてきているという状況になっております。そういう中で、さらに被保険者の支援に当たりたいということで、今回100%国庫補助という事業を取り入れて実施するというところでご理解いただきたいと思います。

2点目の月額の報酬額です。これは近隣の市町の状況を踏まえての定めということでご理解いただきたいと思います。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

○教育次長（桜井健一君）

薬剤師の報酬の件でお答えいたしますが、これは県下18市の大体の平均をとって、今回この金額に決めさせていただきました。安いところは3万6,000円から、一番高いところは13万9,000円というようなどころもございますが、大体県下の平均が5万円台、6万円台ということで、そういう平均をとらせていただきました。

以上でございます。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております5件のうち、議案第9号は文教厚生常任委員会に付託しま

す。

お諮りします。ただいま議題となっております5件のうち、議案第7号、議案第8号、議案第10号及び議案第11号の4件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第7号、議案第8号、議案第10号及び議案第11号までの4件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第7号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。

お諮りいたします。議案第7号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第8号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

お諮りいたします。議案第8号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第10号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから、議案第10号を採決します。

お諮りいたします。議案第10号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第11号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから、議案第11号を採決します。

お諮りいたします。議案第11号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩いたします。次の会議を11時15分といたします。

午前11時04分休憩

午前11時15分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第19 議案第12号日置市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について

△日程第20 議案第13号日置市使用料徴収条例の一部改正について

△日程第21 議案第14号日置市地域づくり推進基金条例の制

定について

△日程第22 議案第15号日置市地域
づくり振興基金条例の廃
止について

○議長（成田 浩君）

日程第19、議案第12号日置市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてから、日程第22、議案第15号日置市地域づくり振興基金条例の廃止についてまでの4件を一括議題といたします。

4件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第12号は、日置市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてであります。

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、行政財産の貸し付け並びに行政財産である土地への地上権及び地役権の設定に関する事項について規定するため、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

議案第13号は、日置市使用料徴収条例の一部改正についてであります。

農地法の一部改正に伴い所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

議案第14号は、日置市地域づくり推進基金条例の制定であります。

地区振興計画に基づく市と市内各地区との共生・協働による地域づくり及び地域の課題解決に要する費用を管理する基金を設置するため条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

議案第15号は、日置市地域づくり振興基

金条例廃止についてであります。

地方再生戦略及び生活対策に対応した事業の実施に伴い、基金の全部を処分するため条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上、4件につきましては総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（池上吉治君）

議案第12号日置市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正につきまして、別紙によりまして説明を申し上げます。

地方自治法の改正によります一部改正でございますが、普通財産におきまして、第4条第2項に、一時的使用など貸し付け以外も準用することを加えたものでございます。

また、第5条で行政財産を貸し付ける場合、私権の設定、私権ですが、私権の設定、つまり地上権もしくは地役権を設定する場合に準用するという規定を加えるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第13号でございますが、日置市使用料徴収条例の一部改正についてでございます。別紙によりまして説明を申し上げます。

まず、題名を日置市行政財産使用料徴収条例に改めまして、第1条の改正につきましては、根拠法が地方自治法の第238条の4第4項から第7項に変わったための根拠法が変わったための改正でございます。

次に、第2条の使用料の額につきましては、これまで別表で規定しておりました中から、農地法の一部改正によりまして、農耕地の使用料の算定を農業委員会が定める小作料の標準額により算出することとなっておりますけれども、これが撤廃をされましたので、それを除きまして、それぞれ土地や建物などの

使用料の積算根拠を規定するものでございます。

使用料の積算根拠の内容につきましては、これまでと変えてはおりません。

そのほかにつきましては、条文の整理でございます。

附則といたしまして、施行期日を公布の日としまして、それと日置市立伊集院北中学校施設水道使用料徴収条例につきましては、ただいまこの条例の第2条第5号に規定をいたしましたので、この分は廃止をするというものでございます。

次に、議案第14号日置市地域づくり推進基金条例の制定についてでございますが、まず第1条の設置目的でございます。地区振興計画に基づく市と市内各地区との共生・協働による地域づくりを推進し、及び地域の課題解決を図るための基金を設置するというものでございます。この基金を活用しまして、平成22年度、23年度の地域づくり事業に充てるため、今回の補正予算に基金積み立てを提案を申し上げているところでございます。

第2条以下につきましては、これまでの基金条例を同じでございます。

この基金条例の制定によりまして、次の議案第15号で提案をしております、昨年制定をいたしました国の交付金を活用をしまして、地方再生戦略または生活対策としての事業に充てるための基金でありました地域づくり振興基金の条例を廃止したいというものでございます。

いずれも附則で公布の日から施行するというものでございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから4件について質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（花木千鶴さん）

14号と15号についてをお尋ねいたしま

す。

15号につきましては、平成21年度の分を廃止するというので、新たに14号、22年度からということで提案されているわけですので、同じような形で伺います。

地域づくり、これまでの振興基金条例につきましては、国のほうの交付金事業を使っての基金を積み立てて交付したということで、このことは承知しているわけですが、新たにこの22年度からの地域づくりを振興するに当たって、ここに提案されています理由の中では、地区振興計画の実現のために積み立てるんだということでありまして、もともと、では基金に積み立てなければならないかということが、そもそも疑問であったわけです。全国的には補助金で取り扱うところがほとんどなんです、本市が基金の積み立てによるということになれば、なぜそこまでする必要があるのかと思ったんですが、それは特例債の基金積み立て制度を活用して財源を確保したんだという説明ですが、それもよくわかります。

でも、1点気にかかることがあるわけです。それは、基金で積み立てていきますと、21年度分のやり方でいきますと交付金という形で地域におろしていくのが一般的かなと思うんですが、ご承知のように、交付金の考え方と補助金の考え方には若干違いがあって、補助金で扱う場合には国の適化法に準じた市の交付規則によって縛られるわけです。

しかし、このように基金積み立てて崩していく場合には交付金になるわけですが、果たしてその交付金をどのように取り扱っていくのかなというところで、若干心配があるわけです。

そこは22年度から課を設置して地域づくりをしていこうとするときに、このお金の分配の仕方という変なんです、細かいことは私は一般質問でお尋ねすることになってい

ますけれども、今回即決ですので、このところを伺いたいわけですが、本当にこの基金を設置していく、財源の確保の意味ではわかりますけれども、これを地域におろしていきこうとするときに、どのように取り扱っていくのかというのが懸念されますので、一般の補助金取り扱いではなく、このようにしていくということなどを伺うわけです。これを分配していきこうとしていくときの取り扱いは、精算払いまでしてきちんとしていくのか、それとも交付という形で上げ切りになってしまうのか。その辺のところのご説明をいただけませんか。

○総務企画部長（池上吉治君）

20年度に積み立てて21年度に事業を実施しました地域づくり振興基金につきましては、今申されているのは、その基金を活用した執行の仕方が、交付金あるいは補助金的な執行の仕方のようにちょっと私はとらえましたが、そうではなくて、地区振興計画に基づく事業選定をそれぞれの地区で自主的に決めていただいて、その執行については基金を取り崩した財源をもとにしまして一般会計に計上して、それを市は直接施行する形で実施いたしております。この方法については、これから変わらないものというふうに理解をしていただきたいと思います。

ただ、それぞれの地域への配分につきましては、22年度についてはこれから21年度の結果をもとにしまして、改めて計画を策定していくという予定でございます。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。

○8番（花木千鶴さん）

一般質問も控えていますので細かいことはあれなんです、やはり私も今部長がお話されたように、市が執行するお金なんだと。交付するものでも、補助するものでもないお金なんだと、市の執行するものについて、その

内容については、住民の意見ももらっていくものだという考え方だということですよ。そのことが住民の側、地区館、皆さんですね、地域住民の方によく理解されていないのではないかというところで、たくさんトラブルがあったと思うんですね。

今度、22年度に向けて、この多額の3億5,800万円ですか、積み立ててやっていく運用の仕方については、理解はできますが、この多額のお金をどのようにしていくのかというところでは、重要になってくると思います。どのような考えに基づいてこの基金を積もうとされたのかと思って伺ったところですが、残りについては一般質問で伺います。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第12号から議案第15号の4件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第12号から議案第15号までの4件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第12号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。議案第12号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

12号は原案のとおり可決されました。

これから議案第13号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。議案第13号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

これから議案第14号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。議案第14号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

これから議案第15号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。議案第15号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

保養センター及び老人休養ホーム条例の廃止及び日置市特別会計条例の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第23、議案第16号日置市国民保養センター及び老人休養ホーム条例の廃止及び日置市特別会計条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第16号は、日置市国民保養センター及び老人休養ホーム条例の廃止及び日置市特別会計条例の一部改正についてであります。

日置市江口浜荘の廃止に伴い、条例を廃止し、及び条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（池上吉治君）

議案第16号日置市国民保養センター及び老人休養ホーム条例の廃止及び日置市特別会計条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

江口浜荘につきましては、プロポーザルによりまず計画提案を募集しました結果、提案がありました計画を採用し、今後、その建設に向けまして進めることといたしております。したがって、江口浜荘を今月、3月末をもって閉館をし、取り壊しの準備を進めるために、第1条で日置市国民保養センター及び老人休養ホーム条例を廃止し、同時に、第2条で特別会計条例の中の国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計を削除したいというものでございます。

附則としまして、施行期日を平成22年

△日程第23 議案第16号日置市国民

4月1日といたしまして、特別会計の21年度の収入、支出並びに決算に関しましては、従前の例によるという経過措置を入れてございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから議案第16号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第16号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第16号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第24 議案第17号日置市大田ふれあい館条例及び日置市共同納骨堂条例の廃止について

△日程第25 議案第18号市有財産の譲与について

△日程第26 議案第19号市有財産の譲与について

○議長（成田 浩君）

日程第24、議案第17号日置市大田ふれあい館条例及び日置市共同納骨堂条例の廃止についてから、日程第26、議案第19号市有財産の譲与についてまでの3件を一括議題とします。

3件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第17号は、日置市大田ふれあい館条例及び日置市共同納骨堂条例の廃止についてであります。

隣保館運営事業等の廃止を受けて、財産処分について厚生労働省との協議が整ったため、条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

議案第18号及び議案第19号は、市有財産の譲与についてであります。

日置市大田下地区共同納骨堂及び日置市柿の谷地区納骨堂を移管するに当たり、当該建物を譲与したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上3件につきましては、市民福祉部長から説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長（豊辻重弘君）

それでは、議案第17号日置市大田ふれあい館条例及び日置市共同納骨堂条例を廃止する条例から、議案第19号市有財産の譲与について、順を追って補足説明を申し上げます。

初めに、議案第17号日置市大田ふれあい館条例及び日置市共同納骨堂条例の廃止について補足説明を申し上げます。

別紙をお開き願います。この条例は、隣保館運営事業の廃止を受けて、今回、厚生労働

省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準に基づき、補助対象財産の財産処分に係る国との協議が整ったことに伴い、日置市大田ふれあい館条例及び日置市共同納骨堂条例を廃止し、あわせて関係規定の整備を行うものでございます。

附則でありますが、2項目ございます。第1項は、この条例の施行期日を平成22年4月1日からとするものでございます。第2項は、日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でありますが、別表の1は、報酬の部、「大田ふれあい館長」の項を削り、同表の3、その他の委員会等の部中、第23項の「大田ふれあい館運営審議会委員」を削り、第24項を第23項とし、第25項から第38項までを1項ずつ繰り上げるものでございます。

なお、資料にはございませんが、この条例が可決されましたら、日置市大田ふれあい館の施設につきましては、国に平成21年10月に報告いたしました補助対象財産の用途を変更する財産処分報告書に基づき、伊集院町大田下自治会に自治会公民館として無償貸し付けしたいという考えでございます。土地の所有につきましては、伊集院町大田下自治会となっております。また、日置市大田下地区共同納骨堂は伊集院町大田下自治会に、日置市柿の谷地区共同納骨堂は柿の谷公民館に譲与したいと考えます。

次に、議案第18号市有財産の譲与について補足説明を申し上げます。

この条例は、今回、補助対象財産の財産処分に係る国の承認手続が完了したことから、これまで施設を利用している自治会に建物を譲与するため提案するものでございます。

それでは、ご説明申し上げます。建物の移管に当たっては、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準により、国に平成21年10月に報告いたしました補助対

象財産の所有者の変更を行う財産処分報告書に基づき、譲与とするものでございます。

今回譲与しよういたします建物は、日置市大田下地区共同納骨堂で、日置市伊集院町大田1939番地1・2、昭和52年3月30日に建築された建物で、築32年になります。構造は鉄筋コンクリート造、コンクリート屋根、平家建て、床面積が113.45平方メートル、評価額が292万209円でございます。譲与の相手方は伊集院町大田下自治会でございます。

次のページ、資料をお開き願います。伊集院町大田下自治会の概要でございます。日置市伊集院町大田3248番地に位置し、代表者は伊集院勲でございます。平成18年6月29日に設立され、ことしで4年になります。世帯数が86世帯で、人口は169人でございます。(1)回覧板の回付等の区域内の住民相互の連絡から、(7)の前各号に掲げるもののほか、目的達成に必要な事業を目的とする団体でございます。

再度、前のページをお開き願います。譲与の時期は平成22年4月1日で、譲与の条件といたしまして、当該財産を共同納骨堂として使用することを義務づけたものでございます。なお、資料にはございませんが、土地については無償貸し付けとしたいと考えております。

次に、議案第19号市有財産の譲与について補足説明を申し上げます。

この条例も、前議案と同じく、これまで施設を利用している自治会に建物を譲与するため、提案するものでございます。

それでは、ご説明申し上げます。移管に当たっては、前議案と同じく譲与とするものでございます。

今回譲与しよういたします建物は、日置市柿の谷地区共同納骨堂で、日置市日吉町日置4066番地に、昭和49年3月28日に

建築された建物で、築35年になります。構造は鉄筋コンクリート造、コンクリート屋根、平家建て、床面積が78平方メートル、評価額が180万1,162円でございます。譲与の相手方は柿の谷公民館でございます。

次のページ、資料をお開き願います。柿の谷公民館の概要でございます。日置市日吉町日置4027番地に位置し、代表者は久保勲一でございます。平成15年12月10日に設立され、ことしで7年になります。世帯数が63世帯で、人口は104人でございます。

(1) 親睦及び教養、福祉を図る事業から、
(5) の前各号に掲げるもののほか、目的達成に必要な事業を目的とする団体でございます。

再度、前のページをお開き願います。譲与の時期は平成22年4月1日で、譲与の条件といたしまして、当該財産を共同納骨堂として使用することを義務づけたものでございます。なお、資料にはございませんが、土地の所有につきましては、柿の谷公民館となっております。

以上、補足説明といたします。

○議長（成田 浩君）

これから3件について質疑を行います。質疑はありませんか。

○14番（田畑純二君）

今、部長のほうから説明があったんですけど、ちょっとわかりにくい点がありましたので、もう1回ちょっと答弁していただきたいんですけど。

この議案第18号で、譲与の時期、譲与の条件と、こうなっているんですね。それと、今たしか部長の説明では、無償貸し付けという言葉が出てきたんですけど、それとの違いですね。そして、所有権はだれのほうにあるのか。そこら辺をもう1回説明してください。ちょっとわかりにくかったですよ。

○市民福祉部長（豊辻重弘君）

それでは、お答えいたします。

譲与ということでございますので、無償ということでご理解いただきたいと思います。所有権につきましては、現在、市の所有でございますが、これを無償で貸し付けすると。所有権は市ということでございます。日置市ですね。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。

○17番（梶 康博君）

1件だけ伺います。

大田ふれあい館のことについてですけれども、大田ふれあい館は、これまで大田地域の地区館の役割として、そこに大田地域住民の皆さんがそこをよりどころとして今日まで地域のまとまりを持ってきたと思っておるんですけれども、今後廃止され、地域の公民館的役割、常勤の職員がいなくなるというようなことを考えるときに、伊集院地域地区館との、何といいますか、交流といいますか、指導といいますか、そういった段取りについて、違和感とか、異存とか、そういうものについて住民の方々から何もなかったものか、伺いたいと思います。

以上です。

○市民福祉部長（豊辻重弘君）

施設につきましては、地区館ではないということでご理解いただきたいと思います。

（「何ですか」と呼ぶ者あり）地区館ではございませんということですね。自治会の公民館として使用しておりますということです。よろしく願いいたします。

○17番（梶 康博君）

地区館的役割をできておったと、これまで常勤の職員が。今、部長がお答えになった答弁とは、かなり違うんじゃないかと。大田地域住民がこれまで地区館として利用してきたけれども、一般自治公民館として衣がえをするわけですので、今後、伊集院地区館

との、その住民との関係は大丈夫かということでございます。

○市民福祉部長（豊辻重弘君）

隣保館の運営事業につきましては、平成18年4月をもって既に廃止されているということございまして、その後、職員の配置は実施しておりません。ということで、よろしくをお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。

○17番（梶 康博君）

はい、わかりました。

○20番（佐藤彰矩君）

今までこのふれあい館におきましては、管理においては市のほうでやってきたということでございますけれども、今後においては地元のほうの管理ということになると思いますが、本件について、地元との話し合いというのはどのような形で、地元も納得されているのか、その点について。

それから、もう1点目が今後の維持補修の問題ですけれども、市の管理ということでございますけれども、地元の維持補修になるのか、そういう経費ですね、市の問題としてなるのか、その辺についてのお考え。

それから、この物件については、以前、伊集院町の時代におきまして、起債事業で一応建物をつくった経緯がございます。厚生省あたりとの話し合いが、部長の話では納得した話し合いができたということでございますけれども、この事業債がまだ残っていると思っておりますけれども、どれぐらいの事業債が残っているのか。

それから、無償の貸し付けということでございますけれども、文書、賃貸契約、そのような文書での約束事の契約をされるのか、その辺について。

以上、3点についてお尋ねいたします。

○市民福祉部長（豊辻重弘君）

まず1点目の、地元との協議については、既にご理解をいただいているということですので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

次に、現在も実は自主的に維持管理はやっていただいております、自治会の経費です。ですから、今後についても、正式に契約をした後も、引き続き、無償貸し付けでございますので、維持補修等については、基本的には自治会のほうでやっていただくと。ただ、大規模な補修等がもし生じる場合、その点については、その時点で協議したいというふうに考えております。

それと、補助事業で設置した事業でございますが、償還金については、現在ございません。完了しているということですので、よろしくお願いいたします。

それと、あと、失礼しました、契約の関係ですね。契約の関係につきましては、本年4月1日をもって普通財産に移管し、貸し付けたいというふうに考えております。よろしくをお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号、議案第18号及び議案第19号は、文教厚生常任委員会に付託します。

△日程第27 議案第20号日置市立学校給食共同調理場条例の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第27、議案第20号日置市立学校給食共同調理場条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第20号は、日置市立学校給食共同調理場条例の一部改正についてであります。

日置市立吹上学校給食ブロック調理場を廃止し、及び日置市立日置南学校給食センターを設置するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、教育次長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○教育次長（桜井健一君）

それでは、議案第20号日置市立学校給食共同調理場条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

別紙をお開きください。今回の改正は、より安心・安全な学校給食を目指し、日置市立日置南学校給食センターを設置するに当たり、題名の改正を含め、条文の整理を行うものでございます。

まず、調理の業務を一括処理する施設を「学校給食センター」の名称に統一するため、条例の題名を「日置市立学校給食センター条例」に改めるものでございます。

同じように、第1条中の「日置市立学校給食共同調理場（以下共同調理場）」を、「日置市立学校給食センター（以下センター）」に改めるものでございます。同じように、第2条から第5条及び第6条中の「共同調理場」を「センター」というふうに改めるものでございます。

それから、第2条中の「日置市立吹上学校給食ブロック調理場」を「日置市立日置南学校給食センター」に、それと「日置市吹上町中原2485番地」を「日置市吹上町中原1691番地」に改め、それから第6条第1項中の「共同調理場に日置市立学校給食共同調理場運営委員会」、これを、「センター

に日置市立学校給食センター運営委員会」という文言に、それぞれ改めるものでございます。

附則のほうで、この条例は22年8月1日から施行するとなっておりますが、これは1学期の間は現在の施設をそのまま使って調理をするため、施行日を8月1日というふうにしてございます。

それから、附則の第2項につきましては、日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正ということでございますが、現在それぞれの施設ごとに異なった名称を使用しているものを、「学校給食センター運営委員会」というものに統一した表記を用いるということで、ここに掲げてございます。これは、当分の間はセンターごとに運営委員会は置きますが、名称は同じ名称を使ってやっていくというものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから議案第20号について質疑を行います。質疑はありませんか。

○14番（田畑純二君）

今、教育次長のほうから説明があったんですけど、ちょっとあえてお聞きしますけど、この給食センター建設工事は予定どおり進んでおって、大体ことしの8月ぐらいに開設というふうに了解しているんですけど、大体その建設工事の進捗状況をちょっと説明してください。それが抜けていたんです。お願いします。

○教育総務課長（山之内修君）

南のほうの給食センターの建設工事につきましては、一応工期が22年6月30日ということで、21年度中の工事については、約30%近くは進捗する見込みでございます。6月末の完成に向けて現在取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第20号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第20号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時ちょうどといたします。

午前11時58分休憩

午後1時00分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第28 議案第21号市道の路線の認定、変更及び廃止について

△日程第29 議案第22号日置市水道事業の設置等に関する条

例及び日置市簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第28、議案第21号市道の路線の認定、変更及び廃止について及び日程第29、議案第22号日置市水道事業の設置等に関する条例及び日置市簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例の一部改正についての2件を一括議題といたします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第21号は、市道の路線の認定、変更及び廃止についてであります。

鹿児島県から移管される1路線を認定し、並びに徳重土地区画整理事業に伴い、24路線を認定し、2路線を変更し、及び3路線を廃止したいので、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により提案するものであります。

議案第22号は、日置市水道事業の設置等に関する条例及び日置市簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例の一部改正についてであります。

東市来地域上水道事業、伊集院地域上水道事業、大田下地区簡易水道事業及び寺脇地区簡易水道事業の統合による日置市上水道事業の設置に伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上2件につきましては、産業建設部長から説明させますので、ご審議をよろしく願います。

○産業建設部長（中村 治君）

議案第21号市道の路線の認定、変更及び廃止について説明を申し上げます。

今回の市道の路線の認定、変更及び廃止は、主に伊集院都市計画事業徳重土地地区画整理事業に伴うものであります。

別紙をごらんください。最初が市道認定路線の一覧表で、番号1から24までは徳重土地地区画整理事業に伴う路線でございます。番号25は県道改良に係る鹿児島県からの移管に伴う路線でございます。次が市道の変更路線2路線、次が市道廃止路線3路線です。いずれも徳重土地地区画整理事業に伴う路線であります。

次に、資料としては、市道認定、変更、廃止路線の位置図をお示しいたしております。次が市道の認定の路線図、次に市道の変更路線図、最後に廃止路線図となっております。

それでは、市道認定路線から説明申し上げます。番号1、路線番号528、延長187.0メートル、路線名、徳重11号線、起点、県道伊集院日吉線、仮換地徳重土地地区画整理事業32街区1画地先、終点、徳重地内、仮換地徳重土地地区画整理事業29街区6画地先から、番号、最後のほうになりますが、25、路線番号552、延長494.0メートル、路線名、清藤3号線、起点、県道徳重横井鹿児島線、伊集院町清藤1323番地1先、終点が県道徳重横井鹿児島線、伊集院町清藤870番地1先までの25路線であります。先ほど申し上げましたが、番号25は県道改良に係る鹿児島県からの移管に伴う路線であります。25路線総延長は4,160.3メートルになります。

次は、市道の変更路線になります。番号1、路線番号39、変更前延長が2,188.5メートル、変更後延長は1,898.0メートル、路線名、徳重清藤線、変更前起点、県道伊集院日吉線、伊集院町徳重15番地先、変更後起点、市道文化通り線、仮換地徳重土地地区画整理事業52街区1画地先、終点に変更ありません。番号2、路線番号122、変更前延長が510.2メートル、変更後延長524.0メー

トル、路線名、向江町線、起点は変更ありません。変更前終点、県道伊集院日吉線、伊集院町徳重54番地2先、変更後終点、市道記念通り線、仮換地徳重土地地区画整理事業23街区1画地先になります。

以上、2路線であります。

次は、廃止路線になります。番号1、路線番号149、延長423.1メートル、路線名、原掛線、起点、市道徳重清藤線、伊集院町徳重89番地3先、終点、市道崩下線、伊集院町郡1130番地先。番号2、路線番号157、延長が309.7メートル、猪鹿倉原掛線でございます。終点・起点は記載のとおりでございます。番号3、路線番号192、延長141.3メートルでございます。路線名は田島線、起点・終点は記載のとおりでございます。

以上、3路線であります。

次は、位置図の次のページをお開きいただきたいと思っております。市道の認定路線図でございます。番号1を参考までに申し上げますが、番号1は徳重11号線、図面の左上になります。日置警察署の北側の路線で、県道伊集院日吉線側が起点になります。番号25、右のほうになりますが、清藤3号線は県道改良に伴うもので、起点は市街地側になります。番号2以下の各路線につきましては、記載のとおりでございます。

次のページが、市道変更路線図になります。左が徳重清藤線で、起点の変更になります。右のページが向江町線で、終点の変更になります。

次が廃止路線図になります。原掛線、猪鹿倉原掛線、田島線の3路線であります。

以上が認定等の説明でございます。

次に、議案第22号日置市水道事業の設置等に関する条例及び日置市簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例の一部改正について説明を申し上げます。

今回の改正は、東市来地域の上水道事業と伊集院地域の上水道事業を統合するとともに、この統合にあわせて、大田下地区簡易水道事業及び寺脇地区簡易水道事業を上水道事業の中に取り込むため、所要の改正をするものであります。

別紙をごらんください。第1条は、日置市水道事業の設置等に関する条例の一部改正であります。同条例第2条第2項中の改正は、条文の整理であります。

同条例の別表、第2条関係になります。この改正は、現行の別表が、1、東市来地域水道事業、これが(1)で上水道事業、(2)で簡易水道事業となっております。2番目に伊集院地域水道事業、これにつきましても、(1)が上水道事業、(2)が簡易水道事業というふうになっております。3番に日吉地域簡易水道、4番目に吹上地域簡易水道事業に区分されております。

名称、給水区域、給水人口、1日最大給水量がそれぞれ規定されているところでございます。

これを東市来地域の上水道事業と伊集院地域の上水道事業を統合して、名称を日置市上水道事業に給水区域の統合にあわせるとともに、給水区域を現行の大字名、自治会名から自治会名に統一。給水区域に上水道事業の中に取り込む大田下地区簡易水道事業の伊集院町大田下寺脇地区簡易水道事業の伊集院町寺脇を加え、給水人口を3万1,140人に、1日最大給水量を1万7,850立方メートルにするものであります。

また、簡易水道事業についても、日置市上水道事業の次に大田下地区簡易水道事業、寺脇地区簡易水道事業を除く日置市高山地区簡易水道事業から、日置市東部地区簡易水道事業までの18事業を規定するものであります。

水道事業は、平成19年度以降、水道区域はそれぞれの事業認可区域から原則として

200メートル以上離れていることが条件となっております。伊集院町寺脇地区は、伊集院地域の上水道区域から200メートル以上離れていますが、市町村合併により東市来地域の上水道事業区域からは200メートルの範囲内になり、また伊集院町大田地区は既に伊集院地域上水道事業から配水がなされているため、今後、簡易水道事業として国の補助を受けられないことから、今回、日置市上水道事業の統合にあわせて上水道事業の中に取り込むものであります。

次に、第2条は日置市簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例の一部改正であります。

この改正につきましても、大田下地区簡易水道事業、寺脇地区簡易水道事業を日置市上水道事業の中に取り込むことに伴い、この二つの簡易水道事業を本則で規定する20の簡易水道事業から削除するとともに、あわせて条文の整理を行うものであります。

なお、この条例は水道法第10条第1項の厚生労働大臣の許可のあった日、または公布の日のいずれか遅い日から施行するものであります。

以上、ご説明申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから、2件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております2件のうち、議案第21号は産業建設常任委員会に付託します。

お諮りいたします。ただいま議題となっております2件のうち、議案第22号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第22号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第22号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから、議案第22号を採決します。

お諮りします。議案第22号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

△日程第30 発議第3号日置市議会委員会条例の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第30、発議第3号日置市議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提出者に提案理由の説明を求めます。

〔議会運営委員長宇田 栄君登壇〕

○議会運営委員長（宇田 栄君）

ただいま議題となっております発議第3号日置市議会委員会条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

平成22年8月1日より、総務企画常任委員会の所管とする日置市公平委員会が設置されることから、今回、日置市議会委員会条例の一部を改正しようとして提案するものがあります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長（成田 浩君）

ただいま提出者から提案理由の説明がありました。これから発議第3号について質疑

を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第3号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、発議第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、発議第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから、発議第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

△日程第31 議案第23号平成21年度日置市一般会計補正予算（第7号）

△日程第32 議案第24号平成21年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

△日程第33 議案第25号平成21年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）

△日程第34 議案第26号平成21年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）

△日程第35 議案第27号平成21年

- 度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- △日程第36 議案第28号平成21年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- △日程第37 議案第29号平成21年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）
- △日程第38 議案第30号平成21年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）
- △日程第39 議案第31号平成21年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第3号）
- △日程第40 議案第32号平成21年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）
- △日程第41 議案第33号平成21年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）
- △日程第42 議案第34号平成21年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- △日程第43 議案第35号平成21年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- △日程第44 議案第36号平成21年度日置市診療所特別会計補正予算（第4号）
- △日程第45 議案第37号平成21年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）
- △日程第46 議案第38号平成21年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（成田 浩君）

日程第31、議案第23号平成21年度日置市一般会計補正予算（第7号）から、日程第46、議案第38号平成21年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）までの16件を一括議題といたします。

16件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第23号は、平成21年度一般会計補正予算（第7号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,145万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ231億9,969万円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、伊集院中学校校舎改築事業や日置市南給食センター建設事業の継続費の変更、国の第1次補正予算にかかる公共投資臨時交付金を活用した地域情報化推進事業や市道整備事業など、年度内に事業完成が見込めないものの繰越明許費の設定、日置市土地開発公社の借入金に対する債務保証などの債務負担行為の追加及び変更、人事院給与勧告等に基づく人件費の減額や合併特例債等を活用した基金造成の予算措置のほか、事業の執行残による減額補正でございます。

まず、歳入の主なものでは、市税で市民税及び固定資産税の滞納繰り越し分の実績見込みの増額により776万4,000円を増額計上いたしました。

地方交付税では、普通交付税を1億7,705万1,000円を増額計上いたしました。分担金及び負担金の分担金で、農林水産業費の分担金の県営中山間地域総合整備事業費分担金や総務費分担金の携帯電話等エリア整備事業と事業者分担金の増額などにより449万円を増額計上いたしました。

負担金で、民生費負担金の保育料負担金の

実績見込みによる減額などにより324万円を減額計上いたしました。

使用料及び手数料の使用料で、土木使用料の公営住宅使用料滞納繰り越し分の実績見込みによる増額などにより309万9,000円を増額計上いたしました。

手数料では、総務手数料の戸籍全部事項証明交付手数料等の各種証明交付手数料や衛生手数料の塵芥処理手数料など実績見込みによる減額により675万3,000円を減額計上いたしました。

国庫支出金の国庫負担金では、民生費国庫負担金の生活保護費、扶助費国庫負担金の実績見込みによる減額、児童手当による国庫負担金の対象児童の減に伴う減額、子供手当交付金のシステム構築経費の増額、衛生費国庫負担金の妊婦健康診査国庫負担金の減額などにより7,931万6,000円を減額計上いたしました。

国庫補助金では、総務費国庫補助金で合併市町村補助金の交付決定に伴う増額、土木国庫補助金の公営住宅家賃対策等国庫補助金の交付決定に伴う増額補正、教育費国庫補助金の中学校校舎改築事業費交付金の交付決定に伴う増額などにより1,123万8,000円を増額計上いたしました。

委託金では、総務費国庫委託金の投票人名簿システム構築委託金の交付決定に伴う減額により43万6,000円を減額計上いたしました。

県支出金の県負担金では、国民健康保険基盤安定化等事業費県負担金や後期高齢者医療保険基盤安定負担金の交付決定による減額などにより910万5,000円を減額計上いたしました。

県補助金では、総務費県補助金の地方公共交通特別対策事業補助金の交付決定による増額、鹿児島応援基金市町村交付金の増額、民生費県補助金のひとり親家庭医療助成事業費

県補助金の交付見込みによる増額、衛生費県補助金の浄化槽設置整備事業費県補助金の実績見込みに伴う減額、農林水産業費の県補助金の産地づくり対策事業費県補助金の事業確定による減額、災害復旧費県補助金の現年補助、農地農業用施設災害復旧事業費県補助金の事業費確定に伴う減額などにより1,610万4,000円を減額計上いたしました。

県委託金では、総務費県委託金の各種統計調査費委託金交付決定に伴う減額などにより116万7,000円を減額計上いたしました。

財産収入では、財産貸付収入でミニ住宅団地土地貸付収入の繰り上げ償還による増、利子及び配当の各種基金利子の見込み減に伴う減額などにより3万円を増額計上いたしました。

不動産売り払い収入では、土地売り払い収入の増額、建物売り払い収入の増額、物品売り払い収入の公用車売り払い収入の増額などにより3,403万3,000円を増額計上いたしました。

寄附金では、収入見込みより一般寄附金で261万円、指定寄附金で87万円を増額計上いたしました。

繰入金では、財政調整基金繰入金で歳入歳出予算の調整により4億3,544万3,000円を減額計上いたしました。

特別会計繰入金では、老人保健医療特別会計繰入金の過年度医療費等の確定に伴う増額などにより2,782万1,000円を増額計上いたしました。

諸収入の預金利子では、金利の低下により80万円を減額計上いたしました。

雑入では、伊集院文化会館指定管理者使用料の減額などにより189万2,000円を減額計上いたしました。

市債の総務債では、基金造成事業債の増額、農林水産事業債で県営中山間地域総合整備事

業債や県営かんがい排水事業債の事業確定に伴う増額、土木債の公営住宅建設事業債の事業費確定による増額、教育費の学校教育施設整備事業債の伊集院中学校校舎改築事業費確定による増額、給食センター整備事業債の減額などにより1億6,380万円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、それぞれの目的ごとに人事院給与勧告等に基づく給料、職員手当、共済費など人件費の減額計上をいたしました。議会費では、議員報酬の減額、議事録作成委託等の執行残による減額などにより1,859万9,000円を減額計上いたしました。

総務費の総務管理費では、例規追録経費の委託料の執行残やコピー使用料等の執行残による減額、財産管理費では、庁舎電気料の実績見込みに伴う光熱水費の減額、庁舎維持管理業務委託等の実績見込みによる減額、将来の施設整備の財源として、施設整備基金積立金の増額、まちづくり応援基金の収入見込みによる積立金の増額、企画費で韓国ナモン市立国楽団招聘事業の執行残、コミュニティバス運行委託料の実績見込みによる減額、廃止路線代替バス運行費補助金の執行残による減額、合併特例債等を活用した地域づくり推進基金造成事業の積立金の増額、広報費では、広報紙等の入札執行残による減額、情報管理では、電算システムの改修業務執行残による減額、地域情報化推進事業の公共施設デジタル化の工事請負費、備品購入費の執行残による減額、賦課徴収費では、史跡管理システム構築による業務の執行残に伴う減額などにより4億7,671万8,000円を増額計上いたしました。

民生費の社会福祉費では、障害者給付認定審査会運営事業費や地域生活支援事業費の実績見込みに伴う減額、老人福祉費では、生きがい対応型デイサービス事業費の実績見込み

に伴う減額、介護保険特別会計への給付費の増に伴う繰出金の増額、児童福祉総務費では、ひとり親家庭医療費助成事業費や母子家庭自立支援給付事業費の増額、児童措置費では、子ども手当事業費の電算システム構築経費の増額、児童手当支給事業費の実績見込みに伴う減額、生活保護総務費では、扶助費の実績見込みに伴う減額などにより1億1,030万5,000円を減額計上いたしました。

衛生費の環境衛生費では、衛生処理組合負担金の実績見込みによる減額、水道事業会計への上水道及び簡易水道工事負担金の確定に伴う減額、浄化槽設置整備事業の設置数減に伴う減額、保健指導費では、妊婦健診委託料の減額、老人保健費では、老人保健医療特別会計の負担金確定に伴う減額、国民健康保険財政対策費では、国民健康保険基金安定化事業費の交付額確定に伴う減額、後期高齢者医療費の繰出金の減額、塵芥処理費では、指定ごみ袋等購入費やごみ収集委託料等の執行残に伴う減額、クリーン・リサイクルセンターの補習工事等執行残に伴う減額などにより1億3,407万円を減額計上しました。

農林水産業費の農業委員会では、委員数減に伴う報酬の減額、農業振興費では、新規就農後継者育成事業や産地づくり対策事業費の事業費確定に伴う減額、農地費では、農道等施設整備事業費の事業費確定に伴う減額、河川工作物応急対策事業費、県営かんがい排水事業費、県営中山間地域総合整備事業の事業費確定に伴う増額、林業振興費では、県単林道改良費の入札執行残に伴う減額、漁港建設費では、県単市町村漁港整備事業費の事業規模縮小に伴う負担金の減額などにより1,722万円を減額計上いたしました。

商工費の商工業振興では、商品券発行事業に伴う補助金の減額、観光費では吹上地域花火大会中止に伴う補助金の減額等により1,049万円を減額を減額計上いたしました。

た。

土木費の道路新設改良費では、辺地対策事業や過疎対策事業、地方特定道路整備事業などの事業費確定に伴う減額、都市計画総務費では、公共下水道事業特別会計への繰出金の減額、区画整理事業では、徳重地区道路築造工事や整地工事費の執行残に伴う減額、住宅管理費では、火災報知機設置工事等の執行残に伴う減額、住宅建設費では、榎園住宅建設事業の入札執行残に伴う減額など7,156万5,000円を減額計上いたしました。

消防費の消防施設費では、防火水槽設置工事費の執行残に伴う減額など1,624万5,000円を減額計上いたしました。

教育費の事務局費では、学校情報通信技術環境整備事業の入札執行残に伴う減額、小学校教育振興費では、パソコンリース入札執行残に伴う減額、小学校建設費では、伊集院小学校校舎建替事業基本設計業務委託の入札執行残に伴う減額、中学管理費では、プール塗装工事等入札執行残による減額、中学校教育振興費では、パソコンリース入札執行残に伴う減額、中学校建設費では、伊集院中学校外構工事等入札執行残に伴う減額、幼稚園費では、幼稚園就園奨励費補助金や多子世帯保育料等軽減事業費補助金の実績見込みに伴う減額、社会教育費の公民館費では、公民館講座活動事業や自治会活動推進事業費の実績見込みに伴う減額、給食センター費では、日置市南給食センター建設工事執行残に伴う減額など1億6,315万5,000円を減額計上いたしました。

災害復旧費では、農業用施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費の事業費確定に伴う減額により3,673万6,000円を減額計上いたしました。

公債費では、平成20年度事業債を低い利率で借り入れたことにより1,978万3,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第24号は、平成21年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出3,887万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億629万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税で、現年課税分見込みに伴う減額、退職被保険者等国民健康保険税で、現年課税分見込みに伴う増額、国庫支出金で、財政調整交付金の特別調整交付金の交付決定による増額、共同事業交付金で、高額医療費共同事業交付金の交付決定に伴う増額、保険財政共同安定化事業交付金の交付決定に伴う減額、繰入金では、保険給付準備基金繰入金の繰り入れ見込みに伴う減額、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金等の確定に伴う減額、諸収入で、預金利子の見込みに伴う増額、雑入では、一般被保険者第三者納付金や退職者被保険者等第三者納付金の確定に伴う減額等により3,887万9,000円を減額計上いたしました。

歳出の主なものでは、総務費の一般管理費でジェネリック医薬品利用促進システム導入に伴う委託料の増額、医療費適正化特別対策費で、一般賃金等執行見込みに伴う減額、保険給付費では、一般被保険者高額介護合算療養費の執行見込みなどによる減額、共同事業繰出金では、高額医療費共同事業拠出金や保険財政共同安定化事業拠出金の負担金確定に伴う減額、保健事業費では、特定健康診査等事業費や疾病予防費の執行残による減額、諸支出金では、一般被保険者保険税還付見込みによる増額、償還金で、国庫支出金の確定に伴う増額、直営診療施設勘定繰出金の交付決定に伴う増額などにより3,887万9,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第25号は、平成21年度日置

市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,077万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,179万9,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、支払い基金交付金で、医療費交付金の老人保健医療費交付金交付額変更による増額、国庫支出金及び県支出金で、医療費負担金の過年度精算分に伴う増額、繰入金で、一般会計繰入金の医療給付費の減に伴う減額、諸収入では、第三者納付金の納付決定による増額等により2,077万4,000円を増額計上いたしました。

歳出の主なものでは、総務費の一般管理費で、実績見込みによる委託料の減額、医療諸費で、医療給付費、医療費支給費、審査支払い手数料の見込みによる減額、諸支出金では、一般会計繰出金の過年度分医療費等確定による増額により2,077万4,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第26号は、平成21年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ750万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,869万7,000円とするものであります。

歳入の主なものは、サービス収入の施設介護サービス収入、短期入所生活介護サービス収入で、介護サービス収入増に伴う増額により750万5,000円を増額計上いたしました。

歳出の主なものは、総務費の一般管理費で、人事給与勧告等に伴う人件費の減額、備品購入の入札執行残に伴う減額、財政調整に伴う基金積立金の増額などにより750万5,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第27号平成21年度日置市公

共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ809万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,451万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金、基金繰入金で、公共下水道事業債借入額の増に伴う減額、事業債で、事業費確定に伴う増額などにより809万円を減額計上いたしました。

歳出の主なものは、総務費の維持管理費で、人事院勧告給与等に伴う人件費の減額、終末処理場の電気料の減額、事業費では、人件費の減額と下水道整備費委託料の入札執行残に伴う減額などにより809万円を減額計上いたしました。

次に、議案第28号は、平成21年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,091万9,000円とするものであります。

歳入の主なものは、農業集落排水処理施設使用料減に伴う使用料の減額などにより40万7,000円を減額計上いたしました。

歳出の主なものは、農業集落排水事業費の維持管理費委託料の執行残による減額、消費税確定に伴う公課費の減額などにより40万7,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第29号は、平成21年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,322万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,233万6,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、事業収入の料金収入で、宿泊者の減に伴う宿泊料の減額、婚礼堂

り上げ実績見込みに伴う減額、国民宿舎事業基金繰入金では、施設整備の実績見込みに伴う減などにより1,322万8,000円を減額計上いたしました。

歳出の主なものでは、経営費の総務管理費で、嘱託職員等実績見込みに伴う一般賃金の減、修繕料等の執行残等による減額、一般事業費では婚礼等の減に伴う賄材料の減額、国民宿舎事業基金費で、国民健康保険事業特別会計収入減に伴う基金積立金の減額、予備費の減額などにより1,322万8,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第30号平成21年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ43万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,080万5,000円とするものであります。

歳入の主なものは、温泉使用料の減額などにより43万3,000円を減額計上いたしました。

歳出の主なものは、予備費で温泉使用料等の減などにより43万3,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第31号は、平成21年度公衆浴場事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,049万円とするものであります。

歳入の主なものは、雑入でシャンプー、タオル販売等の手数料見込み減に伴う減額など26万6,000円を減額計上いたしました。

歳出の主なものでは、予備費で財源調整のための減額など26万6,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第32号は、平成21年度日置

市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164万円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金の増額に伴い9万2,000円を増額し、一般会計繰入金を9万2,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第33号は、平成21年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ706万5,000円とするものであります。

歳入では、諸収入の過年度収入の滞納繰り越し分収入見込み減により7万1,000円を減額し、繰入金の一般会計繰入金を7万1,000円増額計上いたしました。

次に、議案第34号は、平成21年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,663万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億2,473万9,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金で介護給付費負担金、調整交付金の給付見込みに伴う増額、地域支援事業交付金の減額、先進的事業支援特別交付金によるグループホームへのスプリンクラーの設備整備の追加に伴う増額、支払い基金交付金で、介護給付費負担金の給付見込みなどに伴う増額、地域支援事業支援交付金の減額、県支出金では、介護給付費負担金の増額、地域支援事業交付金の減額、繰入金では、一般会計繰入金の給付費見込み増に伴う増額、基金繰入金で介護給付費準備基

金繰入金の増額などにより7,663万9,000円を増額計上いたしました。

歳出の主なものは、総務費の一般管理費で、グループホームへのスプリンクラーへの設備整備補助金の増額、介護認定審査会費で審査会委員報酬賃金の実績見込みに伴う減額、保険給付費の介護サービス等諸費で、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費の介護報酬の伸びや利用者増加等に伴う増額、高額介護予防サービス費では、介護報酬の伸び等に伴う増額、介護予防住宅改修費、特定入所者介護サービス等費では、サービス利用実績見込みに伴う減額、地域支援事業費の介護予防特定高齢者施策事業では、通所型介護予防事業委託の執行残に伴う減額、介護予防一般高齢者施設事業費では、賃金、委託料の実績見込みに伴う減額、任意事業費では、介護用品支給事業の実績見込みに伴う減額などにより7,663万9,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第35号は、平成21年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ436万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,063万5,000円とするものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料で、特別徴収保険料の現年度分の減額、普通徴収保険料の現年度分の増額、繰入金で、一般会計繰入金の事務費繰入金の増額、保険基盤安定繰入金の負担金確定に伴う減額、諸収入では、雑入の減額により436万4,000円を減額計上いたしました。

歳出の主なものは、一般管理費で医療制度広報事業に伴う通信運搬費の増額、後期高齢者医療広域連合納付金及び保険事業費の健康診査費の実績見込みに伴う減額などにより436万4,000円を減額計上いたしました。

た。

次に、議案第36号は、平成21年度日置市診療所特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,114万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,812万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金で診療所国庫補助金の国民健康保険特別会計での受け入れに伴う減額、事業勘定繰入金で直営診療所施設整備分の交付決定に伴う増額、市債では診療所建設事業債の事業費確定に伴う減額などにより7,114万8,000円を減額計上いたしました。

歳出の主なものでは、施設整備費で委託料、工事請負費等の入札執行残による減額などにより7,114万8,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第37号は、平成21年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の収益的収入及び支出の総額から、収入支出それぞれ1,995万2,000円を減額し、予算の総額を収益的収入及び支出をそれぞれ3億3,775万1,000円とするものであります。

収益的収入の主なものは、病院事業収益の入院収益で入院患者減少に伴う減額などにより1,995万2,000円を減額計上いたしました。

収益的支出では、医業費用で医師退職に伴う人件費の減額、非常勤医師報酬等の実績見込みに伴う減額、検査委託料等の執行残に伴う減額などにより1,995万2,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第38号は、平成21年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的収入及び支出の総額から、収入支出それぞれ571万8,000円を減額し、予算の総額を収益的収入及び支出それぞれ7億5,289万3,000円とするものであります。

収益的収入では、簡易水道台帳作成事業市補助金の減額などにより571万8,000円を減額計上いたしました。

収益的支出では、人事院給与勧告等による人件費の減額などにより571万8,000円を減額計上いたしました。

また、資本的収入及び支出の予算では、予算第4条括弧書き中資本的収入が資本的支出に対し不足する額「3億9,606万4,000円」を「3億3,003万2,000円」に過年度分損益勘定保留資金「2億9,140万8,000円」を「2億2,537万6,000円」に改め、資本的収入の予算を1,841万6,000円を減額し、資本的収入の予算総額を2億4,435万8,000円に、資本的支出の予算を8,444万8,000円減額し、資本的支出の予算総額を5億7,439万円とするものであります。

資本的収入では、簡易水道整備事業市支出金の減額、道路改良等配水管布設替工事負担金の減額などにより1,841万8,000円を減額計上いたしました。

資本的支出では、建設改良費の配水設備工事費の入札執行残に伴う減額などにより8,444万8,000円を減額計上いたしました。

以上16件、ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから、質疑を行います。

まず、議案第23号について質疑はありますか。

○14番（田畑純二君）

私は、議案第23号平成21年度日置市一般会計補正予算（第7号）について質疑いたします。

私は、私の所属する産業建設常任委員会に属する以外の案件について、一般市民を代表する立場で再確認の意味も含めて、あえてこの本会議の場で質疑するものであります。各担当課長は、我々市民にも十分によく理解できるように、以下の5点について具体的にわかりやすく、明確に誠意を持って答弁してください。

まず1番目、説明資料の40ページでございます。財産管理費、2番目に施設整備基金積立金、基金積立金、将来の施設整備の財源2億2,163万4,000円とございます。それで、この表現、将来の施設整備の財源、漠然として非常にわかりにくいです。いつごろ、どこの施設をどのように整備するのか。また、こんな大きな金額の根拠は何なのかなど、具体的にわかりやすく明確に説明願います。まず第1点目。

第2点目は45ページです。45ページの積立金、その他積立金3億5,800万円、地域づくり推進基金費とございます。それで、このことにつきましては、さきの議案第14のところでも質疑、答弁がございましたですけれども、まずこの地域づくり推進基金とは、具体的にどんな目的、そしてどんな内容でどれぐらいの期間に、実際はどういうふうに適応していくのか。先ほど説明あったんですけれども、さらに突っ込んでもうひとつわかりやすく、具体的に説明願いたいと思います。

そして、同じように鹿児島県のほかの自治体でこのような基金を設けているところがあるのか。もしあれば、ほかの自治体の例もあわせて説明してください。

3番目、70ページの下からのほうなんですけど、投資的経費のもの、減額の1,079万

6,000円、浄化槽設置設備事業費とございます。それで、この内訳につきましても、浄化槽設置数は補正後と補正前でどのように違っており、その内容明細はどのようになっているのか。具体的にわかりやすく説明願います。

4番目、115ページです。事務局費備品購入費、先ほどの市長の説明の中でもありましたんですけども、学校情報通信技術環境整備事業、これが減額の3億3,822万4,000円、ごめんなさい。3,382万4,000円となっています。それで、この学校情報通信技術環境整備、これは当然、当初予算でも説明があったわけですけども、もう一回この内容を再確認の意味で、事業内容となぜ3,882万という大金が入札執行残になるのか、もうちょっとわかりやすく説明してください。

それと最後です。135ページ、給食センター費、給食センター建設費、減額の1,526万2,000円。これは日置南学校給食センター建設工事執行残による補正。これは、先ほどの議案の中でもあったわけですけども、この給食センター建設工事、6月30日までに終了ちょうことで、平成21年度は30%ぐらいは達成しているという教育次長の答弁があったんですけども、この1,526万2,000円、建設工事執行残、これはどういう意味なのか。それをもうちょっと具体的にわかりやすく説明してください。

以上、5点、答弁を求めます。

○財政管財課長（富迫克彦君）

ただいまお尋ねの、まず40ページの施設整備基金積立金の関係からご説明申し上げます。

この基金につきましては、平成20年度末1億7,200万円余り残高として残っておりますけれども、ことしの22年度の当初予算編成の中でも、各種公共施設の維持修繕

等々、いろんな要求が出てまいっております。したがって、今後はどんどん施設も老朽化してきますので、国の補助制度とかあるような施設整備であれば、そちらのほうを活用いたしますが、そういったものがないもの、例えば地区館でありますとか、いろんな施設が補助対象でないものがあつたりしますので、そういう施設の維持管理、メンテナンスを含めて、将来をある意味見据えて、今回積み立てをしたいということでございます。

今現在、どの施設をいつごろというような計画のところまでは至っておりませんが、今後円滑にその施設の維持修繕ができるように、今回2億2,000万余り積み立てをさせていただきたいということでございます。

それから45ページの地域づくり推進基金のことでございます。

今回、合併特例債を活用して、それと普通交付税の中の地方再生対策費で基準財政需要額に見込まれました部分を含めまして3億5,800万円、地域づくり推進基金として積み立てをさせていただきたいということでございますが、この合併特例債につきましては、日置市上限額として26億円余り、基金として造成する上限がございます。で、この基金につきましては、借入れをいたしまして、償還した分だけ取り崩しができると、それを一般財源として活用できるということでございますけれども、21年度から順次積み立てをさせていただいて、全体としては公債費の縮減もしていかないといけませんし、起債残高の抑制ということもございますので、平成27年度までを目安に、全体で20億円を基金造成として積み立てていきたいというふうに考えております。

で、この基金の活用の仕方につきましては、特例債で造成する分については、ただいま申し上げましたように年次的に返済していった額が一般財源として取り崩せるということ

ございますので、こちらは四、五年しないと
なかなか使い勝手が悪いのかなというふうに
思います。と申しますのが、20億円積み立
てますけれども、それを一気に例えば1億円
とか取り崩すわけにはいきませんので、償還
が終わった分ずつだけ取り崩せるというよう
な合併特例債の基金でございます。

それから、一方普通交付税のほうの地域再
生対策費の分の1億5,800万円ござい
ますが、これは21年度地域づくりを進める
ために、各26地区館で計画された振興計画
に基づいて、工事請負費でありますとか、原
材料費、それぞれの総務、農林、水産、土木、
建設、商工観光ですね、それぞれの費目の中
で地域づくりという予算費目を設けまして、
事業名を立てまして、予算をつくってきたわ
けでございます。それに基づいてそれぞれ地
区館の要望におこたえするという形で取り組
んでまいりましたので、この地方再生対策分
に関しましては、22年度以降同じような形
で活用していく予定でございます。

以上でございます。

○市民生活課長（宮園光次君）

投資的経費の1,079万6,000円の減
額でございます。これにつきましては、浄化
槽の設置数の減に伴う減額補正でございます。
当初浄化槽の設置を220基上程してありま
したけれども、結果的には200基というこ
とになったところでございます。その内訳は、
5人槽が160基、7人槽が34基、10人
槽が6基の200槽でございます。金額に申
しますと5人槽が33万2,000円の補助
金、7人槽が41万4,000円の補助金、
10人槽が54万8,000円の補助金の分
でございます。

以上です。

○教育総務課長（山之内修君）

115ページの学校情報通信技術環境整備
事業の不用額の件でございますが、これにつ

きましては、国の緊急経済対策によります予
算措置でございましたが、各学校の地上デジ
タルテレビへの対応の更新、それから、電子
黒板の購入にかかわる入札執行残でございま
す。

それから、135ページの給食センターの
工事請負費につきましては、これは継続事業
で21、22年度、この2年継続で実施して
おりますが、建築工事、電器、給排水、厨房
設備等のいずれも工事請負契約についての入
札執行残でございます。

以上です。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

○12番（漆島政人君）

21款市債の1項1目総務債についてお尋
ねします。今回合併債を活用した基金条例の
案件が出てきたわけですけど、中身について
は地域づくりを進めていくために今年度1億
9,000万円の起債が計画されているよう
です。

そこでお尋ねしますけど、計画については
ちょうど合併して5年目です、この時期にな
ぜこういう計画が出てきたのか、また当初の
財政計画、また起債の発行計画にも盛り込ま
れていた案件なのか、それとあと基金造成に
関する起債計画は、平成22年度の当初予算
の概要説明書があります、ここの22ページ
に記載されてる計画内容で今後進めていかれ
るものなのか。

あともう1点、基金の取り崩しについては、
先ほど課長のほうから返済した分だけ崩して
いけると、でも四、五年分はちょっとやはり
難しいのではないかということでしたけど、
具体的に何年後にどういった事業をするため
にその基金を使うのか、その使途計画書は具
体的なものができるのか、まずこのことにつ
いてお尋ねいたします。

○財政管財課長（富迫克彦君）

合併特例債を活用した基金造成ということで、まず基金の使い方について、取り崩し及び資金の活用について、合併当初に比べると幾らか弾力的な運用ができるようになってきております。それは一定の範囲内で取り崩しが可能になりましたということです。失礼しました。従来は基金を積み立てまして、その運用益を財源にソフト事業を実施するというような形だったんですけども、一定の範囲内で取り崩しが可能になりましたと、それがいわゆる弾力化されたわけですが、その一定の範囲内というのが、償還が終わった分ということになります。

で、先ほど20億円1つの目標としてということをご説明いたしましたが、今申しましたようにこれを取り崩しながら、いろんな運営をしている団体等がございます。例えば体育協会であったり、そんないろんな市民の方々を含めた協議会等のソフト事業です、運営資金に対する財源手当、そういったものにも拡大して使えるようなことになってきておりますので、これを例えば1億円の財源が必要になると、単純にいきますと3年ぐらいしないと1億円という取り崩しができませんので、2,000万円、2,000万円、2,000万円としてどんどん返していきますので、初年度2,000万円、次年度4,000万円、6,000万円となっていきますので、3年目が過ぎると約1億2,000万円ぐらいは取り崩せると、総額で、そういった形になりますので、そういったものをそういうソフト事業の財源として手当をしていきたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

○12番（漆島政人君）

ソフト事業だけであれば、基金造成の金額がかなり大きいわけです。私ハード事業のほうにも使われて、いろんな地区振興計画で出

てる、そういったハード事業のほうも取り崩して使っていられるのかなと思うわけです。であれば、ハード事業の大きなものについては、やはり基金を経由して使っていくほうより、きちんと合併債を必要年度に応じて起債していったほうが財政規律を守っていくためにも、また財政運営を透明化していく上にも必要ではないかなと思うわけです。そのことについてはどう認識されてるのか。

それともう1点、合併特例債を活用した基金造成をされる背景には、取り崩しができていくという柔軟な国の対応があったということなんですけど、やはり背景には有利な起債ということで基金造成をしようという意図があるんじゃないかと、そこでその起債する総額で、起債総額は19億円ぐらいですから、19億円にその金利も加算されるわけです。金利を足した分が総額で最終的に幾ら見込んでおられて、結果的にその分が交付税措置される金額を、結果的にどれくらい交付税措置されると見込んでおられるのか、そこはこういった試算をされているのか、このことについてお尋ねいたします。

○財政管財課長（富迫克彦君）

まずソフト事業だけじゃなくて、ハード面での活用もということでございますが、合併特例債の日置市のハード事業に関する整備の上限としては238億円という1つの目安がございます。ただし合併後10年間という期限がございますので、先ほど言いましたように27年、6年です、その辺を過ぎると特例債で施設の整備というのはできなくなるということがございます。

一方、この基金でありますと10年間の間に蓄えた分は、11年目以降に貴重な財源として使えることになりますので、そういった意味では、ただいま申しましたソフト事業だけということではなくて、場合によってはいろんな施設整備の部分にも活用することは検

討していかないといけないときが来るのではないかと思われま

す。ですから、ハード事業の部分で使える分は10年以内に、そういう施設整備に使っていただけだと思いますが、その後の財源手当として特に保障もないわけですから、そういった部分の活用策がまず1つはございます。

それとこの合併特例債は、こちらの2億円なら2億円の95%が特例債として活用できますので、残りの5%は一般財源で手当をして2億円という積立金をつくるということになります。将来にわたっては、その70%が、償還額の70%が交付税の基準財政需要額に算入されるということでございますので、いわゆる過疎債と同じような交付税での措置ということになってまいります。

以上でございます。

○12番（漆島政人君）

大規模なハード事業については、基金を経由しないで、直接起債はできないのかということをお尋ねしたんですけど、それについてはちょっとはっきりした答弁がなかったようです。そこはまた後でお答えいただきたいと思

います。まず、先ほどから財政課としては意図とされるところは、この有利な起債を合併債が使える10年先も使っていけるから、これをこういった形でやっていこうという考え方があるから、こういうふうにされたんだとは思

います。しかし、有利な起債といっても、借金をしてまで基金を造成して、今後活用していくという考え方が、財政運営上適当な考えなのか、要はそのこと

でお尋ねするわけです。この有利な起債制度、これについては、やはりいろんな自治体の首長についてはブラックボックスの世界だとよくいわれてます。私自身はこの制度は国の交付税制度のマジックミ

○財政管財課長（富迫克彦君）

たいなものと、私はそういうふうに個人的には感じて

るということは可能性はあると思いますが、現時点では地方債の借入れの中で後年度の償還額の7割は基準財政需要額に見てくれるということは、制度上確立されておりますので、それを市としては確認しながら借入れをしていくしかないというふうに考えます。

で、全体の公債費の増蓄といいますか、見込み額についても、先ほど言いました平成27年度までかけて20億円の95%ですね、借入れをしたときに、27年度末の残高見込みとしては271億円余りということになるようでございますので、これはあとピークが平成24年度ぐらいが、23年度、24年というのが通常の借入れ分の償還が39億円台で推移をしますので、そこが1つのピークとしてとらえております。その部分はある程度借入れも抑えながら、少しずつ減る中で全体の市債残高を減らしながら、何とかこの基金を造成してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それと、先ほど冒頭ありましたハード面の整備に対する基金の活用について、現在補助事業を活用しながら施設の維持、補修もしくは改築ですね、そういったものができるものがあれば、その補助を使いながらまたハード事業の合併特例債を活用して整備をしているところでございます。ただ、それにつきましても10年間は使えますが、11年目からは使えなくなりますので、そういった将来に向けた財源手当についても、今後活用する方向で検討する必要があるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

○20番（佐藤彰矩君）

ただいまの合併特例債の件について再度お尋ねいたします。実は、この合併特例債の件につきましては、合併当時この合併特例債の利用計画というのがたしかあったと思います。

これは課長も当事者であってつくられた張本人だということで、238億円の80%、大体私の記憶によりますと180億円ぐらいを10年間で利用計画があったと思います。そしてその中で5年間ぐらいで半額ぐらいの計画をして使うというような計画だったと思いますけども、そこで今回このような地域づくり基金づくりということで、確かに20億円を利用されるということは、この特例債の利用方法からすればいいことだと思います。というのが、今までの利用が、先般の一般質問の中でも15億円ぐらいしか使っていないというような説明でございましたので、これからしますと大体35億円ぐらいの一応利用の実績になるかと思えます。そこで今回これを踏まえて、今後の合併特例債の利用計画というものを、何か考えてこのような計画なのかというのが、これだけでは合併特例債の有効利用というのが図られるかという懸念を持っております。というのは、22年度の事業の中でも、単独事業で20億円ぐらいの計画をされているような気がいたしますけども、この単独事業を合併特例債と交えながら事業を推進すれば大きい事業が、20億円全額じゃなくて一部でも、そういうような事業に組み合わせれば大きい事業が生まれてくるんじゃないかという気がするんでございますけれども、今後合併特例債の利用計画というものはどのような形で考えていらっしゃるかお尋ねします。

○財政管財課長（富迫克彦君）

ただいまご質問いただきました合併特例債の関係では、合併協議会当時にそれぞれ合併した場合のハード事業部分で使える合併特例債、また基金造成として使える部分それぞれ計算をいたしまして、ハード部分で約238億円、基金造成で26億円というような形でこれまで整理をして取り組んできたところでございますが、その中でこれまでは

ハード事業を中心に、そっちのほうだけを活用してきたということで、21年度末の現在高としては21億9,000万円余りのハード事業に活用してきたというところでございます。

したがいまして、合併して238億円ハード整備に使えばというような話も一方でしながら、でも将来的な負担がふえるから8割という1つの制約を設けて合併協議の中では整理をしていただいたかと思っております。ですから、ハード事業で申しますと残りが150億円前後あるという計算にはなりませんけれども、それについては今後の国県の補助の動向、やはり国県の補助を使いながら、その裏に合併特例債を充てて、できるだけ市の負担を減らして、その中で事業整備していったほうがやはり市のためにはプラスになるだろうと思っておりますので、そういったものを見きわめながら、できるだけ可能な限り特例債を充てて、事業の効率的な推進に努めてまいりたいと思っております。

具体的に、今後どれくらいということは、現時点でまだ整理はできてないところでございます。

○20番（佐藤彰矩君）

地方の財源不足の中におきましては、70%の補助率の高い合併特例債というのは、非常に有利な財源になろうかという気がいたしますので、今後長期的に事業を計画する中においては、ある程度の合併特例債の利用計画というものも、長期的なものをつくりながら、これも加味しながら市の財政の今後の一応計画というものを視野に入れながらされるのがいいんじゃないかという気がいたしますので、それについて市長どうでしょうか、その辺についての市長の考えをお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今回の合併債の活用ということのご質問で

ありますけども、私どもやはり公債の比率というのを縮減していかなきゃならない。基本的に今返済も含めまして借り入れ、通常二十五、六億円を借り入れて三十七、八億円を返しているというのが実情でございます。借り入れを幾らに資するのか、私合併債だけでなく、過疎債とか、いろんな問題もありますので、そこあたりも今言ったような事業の仕分けの中において合併債は活用すべきであろうかというふうに、やはり合併債だけじゃなく過疎債、ほかもございまして、トータルで市としてどれだけ借りて財政運営がうまくいくのか、やはりこれを基本に考えていきたいというふうに思っておりますので、今課長のほうからお話ございましたとおりこの基金の問題、特に活用の問題につきましては、人づくり、ソフト事業で今現在特に自治会を含めて、一般財源で拠出しているものがあるんです。その題材としてこれを使えば、今一般財源またほかのものに使えるという、そういう考え方も、新たな合併債を使って基金であるということじゃなく、今あるものをこれに充てていくということもできるということですので、そのように財源をうまく活用して、少しでも一般財源をまた別なものに回していけば、私はこの基金造成をして、財政的に大変有利に動くというか、そのような形の中で今回基金造成をさせていただいたということでご理解してほしいと思っております。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（花木千鶴さん）

私も今3億5,800万円について伺いたいんですが、先ほど条例をつくる話の中で、私もお尋ねしましたので、私なりによかったと思ってるんですが、今いろいろやりとりを伺っていて、ちょっと何だかずれてるんじゃないかなと思うわけなので、もう一回確認の意味でお尋ねをするんですが、3億5,800万

円というのは当面は地区振興計画のために使う、そのためにつくり出した基金であると、その財源の根拠はこれこれだということで、はっきりはおっしゃらなかったけれども、当面は地区振興計画は3年計画ですので、ですから残りの2年を、これを使いながら充てていきたいというふうな趣旨で理解しているんです。それと今財政管財課長のお話ですと3年後ぐらいには大幅にソフトに使えるような形になってくるので、そのときには地区振興計画のハードの面の計画3年間で終わっている、それからはソフトの形でつくっていくというようなふうに理解していただけるのですが、話が非常にこの基金の拡大解釈というか、本来の目的といいますか、そういうものが少しずれているのではないかと思うので、もう少しこれを形成した意図というものをご説明をいただきたいのが1点。

それから、もう一つは、今の質問は2年間とこれから先の、少しの先のことも見据えた考え方というものを示していただきたいことが1点と、もう一つは、特例債での分と、それから、交付税措置されている地域再生対策費を充て込むとなっています。特例債からは幾ら入れるかということは想定できますが、先ほどからあるように地域再生対策費というのは需要額の積算根拠になる1つの数字ですので、需要額が変動すればこれは変わると、パーセンテージ的には変わってきますよね。ですから、これはそれに充てられている需要額を変動してもパーセンテージは堅持して、それが続く限りはここに入れていきたいと、そういうふうにご考えているのか、この2点をお尋ねしたいと思います。

○財政管財課長（富迫克彦君）

今回の補正で3億5,800万円基金をつくるということでございますが、今ご質問のとおり2億円、そのうちの1億9,000万円が合併特例債を活用してと、残りの1億

5,800万円というのが普通交付税に算定されてます地方再生対策費の一定割合の1億5,800万円ということになります。で、この使い道としては、基本的に1億5,800万円が22年度の地域づくりに関する財源ということになります。ただしこれを満額崩して使うかどうかというのは、今後まだ検討させていただきたいと。22年度の普通交付税算定の指針の中でも、この再生対策費というのは盛り込まれているようでございますので、金額の変動はあるかと思いますが、22年度も同じような形で積み立てていければと思っております。この部分が何年までこの制度が続くかわかりませんが、ある間はなんとかそれを積み立てながら、地域の地区館のいろんなご要望に対応できていければということをご考えているところでございます。

したがいまして、特例債のほうで造成します基金というのは、21年度借りますと22年度末に例えば2,000万円とか、3,000万円償還ができますので、23年度以降にその分は取り崩せますという形になります。それが先ほど市長のほうで申されましたように、例えば自治会への交付金の財源に振り返るとか、それ以外のいろんな任意の協議会とか、団体とかございますので、そういった今まで一般財源で手当している部分を基金の取り崩した分で補うことができれば、今まで使っていた一般財源をほかの事業に使えるということになりますので、3年たち、4年たちしてくると、その額がある程度まとまったものになりますので、より一層効果があらわれるというふうには思いますが、基本的にはそういう使い方でご進めていきたいというふうにご考えているところでございます。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を14時40分といたします。

午後2時29分休憩

午後 2 時 40 分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○17番（梶 康博君）

1 点だけ伺います。学校のテレビは非常にパナソニックの協力もあってか安かったんですけれども、115 ページです。市長はこの取り扱いのときにパナソニックの本社にも伺ってみたいというふうなことも言うておられたわけですが、直接予算とは関係はないわけですが、そういうことがあったのかなかったのか、またその効果でテレビが安かったのかどうか、あったらお話を伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

大変こういう雇用の問題を含め、また会社を含めまして大変危機であるということは、私自身自身も今まで感じておりました、特に私ども市にごさいますパナソニックの企業がどう今後運営していくのか、このことが一番危惧していた部分でございました。今回このように私どももパナソニックということを設定さしていただきまして、したことにつきまして、私も長岡京のほうに行きました。行きまして向こうの社長じゃなかったんですけど、その総統部の人にお話を申し上げ、大変このことについても感謝をしておりました。

その中でパナソニックにおきます今後の存続、いろいろな状況の中におきまして、特に今パナソニック LED という 1 つの開発部分をこの拠点に持っておりまして、LED というのは大変今から省エネルギーを含めたいろんな開発の部分の中で、ここは今からも拠点としてやっていきたい、そのためには技術者も長岡京のほうからも送り出すと、そういうことも含めまして今回二河という方が、今までは専務クラスでしたけど、中におきます工

場の社長ということも今回そのようなこともしていただきまして、大変今回のパナソニックの件を含めまして、会社としても地元貢献しようという大変強い意志を抱かせていただいたことありまして、私どもも先般向こうの工場の社長を含め、幹部の方々との交流もさしていただきました。そのようにして交流もしながら、今後地元の企業ということ育成し、また私どものほうにもいろんな情報を伝えていただけると、そういう約束もしてもらいましたので、今後ともこの存続といえますか、このあれを 1 番最優先にしていきたいというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第 24 号から議案第 38 号の 15 件について質疑はありませんか。

○14番（田畑純二君）

私は一般会計補正予算（第 7 号）に対します質疑と同じような立場で特別会計につきましても、次の 3 点についてあえてこの場で質疑いたします。

まず、説明資料 144 ページでございます。議案第 24 号平成 21 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）、この件につきまして、144 ページの中のちょっと下のほうに保険財政共同安定化事業拠出金、負担金確定に伴う減額補正 1,782 万 6,000 円とございます。それで催告の意味も含めるんですけども、この事業の概要、具体的に説明していただくとともに、なぜ 1,782 万 6,000 円、この大金、こういう差が出たのか、多額の記述だけではよくわかりませんので、もう一度説明してください。

それから、第 2 番目は 170 ページ、議案第 34 号平成 21 年度日置市介護保険特別会

計補正予算（第2号）、その中の地域密着型介護サービス給付費、これの負担金、サービス利用見込みに伴う減額補正7,700万円とございます。これも同じように、なぜこういう7,700万円という大金が減額になるのか、この表現だけではよく理解できませんので、わかりやすく明確に担当課長は説明してください。

それから、3番目、181ページ、議案第36号平成21年度日置市診療所特別会計補正予算（第4号）、施設整備費、工事請負費減額の6,996万4,000円、これは常識的に考えて、なぜこんな6,996万4,000円もの大金が執行残になるのか、よくわかりません。だから、その理由をわかりやすく具体的に明確に説明願います。

以上、3点。

○健康保険課長（大園俊昭君）

ただいまのご質問の保険財政共同安定化事業拠出金のことにつきましてご説明いたします。この事業につきましては、市町村の保険税の平準化と財政の安定化を図るため、1件当たり30万円以上80万円未満の医療費につきまして国保連合会から交付されます共同安定化事業交付金に充てるために国保連合会にプールするものでございます。

で、今回1,782万6,000円の減額ということでございましたけれども、この拠出金全体につきましては、県全体でプールするというので、額等につきましては国保連合会のほうから取りまとめされて、市町村に配付されるということでございます。

○介護保険課長（満留雅彦君）

説明資料の170ページでございます。2款1項3目の地域密着型介護サービス給付費の7,700万円の減についてでございますが、この地域密着型介護サービス給付費と申しますと、市内に現在グループホームが11施設ございます。定員が180人の定員

でございます。20年度の決算額が5億8,500万円程度となっておりますが、4月から行われました介護報酬の改定を見込みまして6億6,300万円予算を計上しておりましたが、結果的に見込み過ぎという形で減額させていただきたいと計上しております。

以上です。

○市民病院事務長（平地純弘君）

181ページですが、工事費が6,996万4,000円執行残となっておりますが、建築工事費及び給水工事、それから、給排水、空調の4事業とあわせて、あと外構工事のほうの入札執行残でございます。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号は各常任委員会に分割付託します。議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第30号、議案第31号、議案第34号、議案第35号、議案第36号及び議案第37号は文教厚生常任委員会に付託します。議案第27号、議案第28号、議案第32号、議案第33号及び議案第38号は産業建設常任委員会に付託します。議案第29号は総務企画常任委員会に付託します。

△日程第47 議案第39号平成22年度日置市一般会計予算

△日程第48 議案第40号平成22年度日置市国民健康保険特別会計予算

△日程第49 議案第41号平成22年度日置市老人保健医療特別会計予算

△日程第50 議案第42号平成22年

- 度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算
- △日程第 5 1 議案第 4 3 号平成 2 2 年度日置市公共下水道事業特別会計予算
- △日程第 5 2 議案第 4 4 号平成 2 2 年度日置市農業集落排水事業特別会計予算
- △日程第 5 3 議案第 4 5 号平成 2 2 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算
- △日程第 5 4 議案第 4 6 号平成 2 2 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
- △日程第 5 5 議案第 4 7 号平成 2 2 年度日置市公衆浴場事業特別会計予算
- △日程第 5 6 議案第 4 8 号平成 2 2 年度日置市飲料水供給施設特別会計予算
- △日程第 5 7 議案第 4 9 号平成 2 2 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- △日程第 5 8 議案第 5 0 号平成 2 2 年度日置市介護保険特別会計予算
- △日程第 5 9 議案第 5 1 号平成 2 2 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
- △日程第 6 0 議案第 5 2 号平成 2 2 年度日置市診療所特別会計予算
- △日程第 6 1 議案第 5 3 号平成 2 2 年度日置市水道事業会計予算

○議長（成田 浩君）

日程第 4 7、議案第 3 9 号平成 2 2 年度日置市一般会計予算から日程第 6 1、議案第 5 3 号平成 2 2 年度日置市水道事業会計予算

までの 1 5 件を一括議題とします。

ここで議事の進め方についてお諮りいたします。市長から提案理由の説明及び施政方針を聞き、各議案及び施政方針に対する総括質疑は 3 月 9 日に行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なし認めます。

それでは 1 5 件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

平成 2 2 年日置市議会第 2 回定例会に当たり、市政の状況並びに「市民のみなさんと一緒に安心して暮らせ、ひかり輝く日置市を創造する」ための施策の一端を申し上げますとともに、提案いたしました平成 2 2 年度当初予算案等の概要をご説明し、議会を初め、市民の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、国内経済については、一昨年秋以降の金融危機がもたらした経済・金融活動の収縮という深刻な事態から脱出しつつあるとされるものの依然として先行き不透明感が強く、回復途上にある国内景気が再び悪化に転じる二番底の懸念が高まっているというマスコミ報道もあるようであります。このような中、政府は平成 2 0 年度 2 回の補正予算を編成し景気対策に取り組み、また本年度についても同様に 2 回の補正を編成して国内の景気回復を図るため、その取り組みを強めてきたところであります。

それから、今国会で審議中の平成 2 2 年度の国の予算におきましても、民主党を中心とした連立政権誕生後初めての予算編成となりましたが、「コンクリートから人へ」、「新しい公共」、「未来への責任」、「地域主権」、「経済成長と財政規律の両立」という

5つの基本理念を掲げ、国民の暮らしの豊かさを実感させることに力点を置いた経済社会への構造転換を進めるとして、特に子育て、雇用、環境、科学、技術の分野に重点をおいで編成されております。また、平成21年度第2次補正予算と平成22年度予算を一体として切れ目なく執行することにより、景気が再び落ち込むことを回避し、着実に回復させるとともに、将来の安定的な成長につながる予算としたいとされております。

本市におきましては、こうした国の景気対策に対応して、本年度6月に地域活性化経済危機対策臨時交付金を財源として5億2,700万円余りを、また今議会中に地域活性化きめ細かな臨時交付金を財源として3億5,000万円余りを追加でご提案させていただき、市内経済の活性化に取り組ませていただきたいと考えております。

さて、平成22年度は、この5月で市制施行5周年の節目の年でもあります。市制5周年に当たりましては、5月に記念式典を開催し、新たに作成しました市民歌をご披露しながら、市民のさらなる一体感の醸成と融和を図り市政の発展につなげてまいりたいと考えております。

また、新たな節目となる平成22年度におきましては、これまで26地区館で、それぞれの地区の現状、課題を把握して策定していただきました地区振興計画に基づき、地域のことは地域で考え、地域でできることは地域で解決するという理念のもと「共生・協働の地域づくり」をさらに進めてまいります。これらを推進するための財源として、地域づくり振興基金にかわる地域づくり推進基金を造成し、これを活用して地域の課題解決を進めてまいります。

また、地域づくりを支援していくための担当部署を係から課に昇格させ、自治公民館や地区公民館の育成支援を進め、市民と行政、

それから、地区公民館がそれぞれの役割を分担しながら、共生・協働の地域づくりに取り組んでまいります。

さらに、鹿児島県の緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した雇用機会の拡大や少子高齢化の影響が大きく過疎化が進みつつある地域に、小規模の市営住宅の建設を進めたいと考えており、その建設に向けた地質調査や建築・設備の設計などに着手し、定住人口の確保を図り、地域の活性化に取り組んでまいります。

また、「お茶の産地かごしま」を全国的に発信しながら、お茶の消費拡大を図ること目的に、「全国茶サミット鹿児島大会IN日置」を開催し、農業振興や地域の活性化につなげてまいります。

次に、これまで行政改革の一環として公共施設の運営方法等、そのあり方について検討を行ってまいりましたが、伊集院北保育所については民営化、江口浜荘につきましては取り壊し後、民設民営で地域振興に期待できる施設の建設が行われることになり、一定の方向性を出すことができました。ほかの公共施設の運営方法等についても引き続き検討を行い、市民サービスをできるだけ低下させないで、効率的に運営できる方法について調査研究を進めてまいりたいと思います。

昨年は、新型インフルエンザが発生し、世界はもとより、国内でも多数の死亡者や罹患者が発生し、消毒液やマスク、ワクチン不足などが取りざたされたのは記憶に新しいところでございます。現在は沈静化の兆しを見せているものの、終息に向かっているとはいいがたく、予防については、これまでどおり対策を講じていくことが重要であると考えております。

また、市民病院は診療所として、4月の診療開始に向けて医療機器等の整備を進めており、これまでどおり地域医療の核となり、市

民の皆様方に信頼される施設の運営に努めてまいります。

最後に、私がマニフェストでお約束いたしました「安心・安全に暮らせ、活気に溢れる日置市の創造」、「共生と協働によるぬくもりに溢れた日置市の創造」、「さらなる行政改革による持続可能な財政基盤の確立」の実現に努め、「市民のみなさんと一緒に、安心して暮らせ、ひかり輝く日置市を創造する」ために全力で取り組んでまいります。

平成22年度の国の予算であります。個人所得の大幅な減少や企業収益の急激な悪化等により、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が大幅に減少することが見込まれております。予算編成につきましては、その過程が刷新され、予算編成を国民に開かれたものとするため、公開による事業仕分けが実施され、事業の評価結果に基づき、不要不急の事業につきましては、歳出の見直し、削減が行われ、予算編成に反映されました。

それから、本件の財政状況に関しても、引き続き厳しい財政状況に直面していることから、平成17年3月県政刷新大綱を策定し、歳入歳出両面にわたる徹底した見直しを行い、この5年間で財源不足を303億円縮小するなど、あるべき歳出構造の実現に向け、懸命な努力が続けられているところであります。

このようなことから、平成22年度の予算編成に当たりましては、本市を取り巻く状況は非常に厳しいことを再認識し、歳入に見合う財政構造の転換に向け、徹底した事業事務の見直しによる効率化を図り、恒常的な財源不足の縮減に取り組んだところであります。

歳入面では、市税や各種使用料等の滞納整理対策の強化を図るとともに、遊休市有地の売却などを進め、自主財源の確保に努めてまいります。その取り組みとして全般的な滞納整理等に対応するため、新たな担当部署等を設置し、市税等、市民の負担の公平性を確保

しながら、あわせて財源確保のための取り組みを進めてまいります。

歳出面では、住民福祉の向上を図るため最小の経費で最大の効果を上げることを念頭に置き、内部努力による経費の節減を図り、市単独事業の見直しを初め、市民に対する説明責任を十分認識しながら、徹底した事務事業の見直しを行い編成いたしました。その中でも公債費の縮減に関しては、新たに市債を発行するものについて、地方交付税措置と後年度の償還に対して財源が見込まれる有利な起債を活用することとし、全体的に借入金が償還額を上回らないようにすることで、地方債残高の縮減に努めてまいります。

なお、平成22年度における各会計予算の概要と各部門の主要事業につきましては、総務企画部長から説明をさせます。

以上、今後の市政運営について、私の基本的な考え方と本年度の施行方針並びに平成22年度の当初予算の概要について申し上げましたが、本施策の推進に当たりましては、議会を初め、市民の皆様方のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

○総務企画部長（池上吉治君）

平成22年度各会計予算の概要と部門別の主要事業についてご説明申し上げます。

一般会計につきましては、財政計画で掲げておりました予算総額203億円を目標に予算編成を行ってまいりましたが、国の子ども手当給付事業の創設等により214億6,000万円といたしました。昨年度は当初予算を骨格予算といたしましたので、平成21年度6月補正予算と比較しますと2億100万円余りの減額となりました。

まず、歳入の主なものでは、景気の低迷により個人市民税を中心に市税の減収が見込まれることから、前年度より3億4,404万5,000円減の39億7,574万1,000円を見込みました。

地方交付税では、基準財政需要額の中に雇用対策、地域資源活用臨時特例費が創設されたことや、地方交付税総額が前年度比1兆1,000億円上積みされ、16兆9,000億円となったことを受けて、普通交付税で78億9,400万円を、また特別交付税で6億5,000万円を見込み、総額で前年度当初予算同額の85億4,400万円を計上いたしました。

市債につきましては、地域づくり推進事業基金や各事業に充当する合併特例債6億4,190万円と、臨時財政対策債14億8,370万円を含め、26億5,530万円を計上いたしました。

一方、歳出では、これまで取り組んでまいりました第1次総合計画や過疎地域自立促進計画を着実に推進するため、子育てしやすい環境をつくるための施策を初め、保健福祉の向上、安心安全のまちづくりの推進、農林業の振興、教育環境の整備・充実、中心市街地活性化のための都市基盤整備、幹線道路の整備・充実など、それぞれ所要の予算を計上しました。

以下、目的別に主要な事業をご説明いたします。

まず、総務部分であります。共生・協働の地域づくりにつきましては、ご承知のとおり旧小学校区を範囲とする地区公民館を整備して、地区振興計画に基づく課題解決に取り組んでまいりました。本年度はこの取り組みをより一層進めるため、今回3月補正でお願いしました地域づくり推進基金を造成したいと考えております。

また、自治会や企業、地域づくり団体、NPO法人など、多様な主体が取り組む地域活性化に対しても支援を行いながら、地域特性を生かした継続性のある地域社会づくり及び市民参画による自治の推進を図ってまいります。これを進める組織として、社会教育課の

公民館係と企画課のコミュニティー係を集約して地域づくり課を設置します。

次に、市民のみなさんが安心して安全に生活していただけるよう、ロードミラー等の交通安全施設の整備を進めると同時に、万が一災害が発生した場合に、地域防災計画に基づき対応していただけるよう、防災意識の高揚と災害時における安全な避難行動などの普及啓発に取り組んでまいります。

次に、交通政策につきましては、路線廃止、代替バスの運行支援の継続のほか、平成21年度に実施した乗り合いタクシーの運行結果を検証し、地域の均衡を図りながらコミュニティーバス路線を含めた総合的な公共交通体系の見直しを行い、効率的で利便性の高い地域公共交通の維持に努めてまいります。

男女共同参画の関係では、市の基本計画に基づき、市男女共同参画推進懇話会を中心に関係団体や企業等と連携しながら、男女共同参画週間など、あらゆる機会をとらえて意識の醸成を図るための講演会の開催やパンフレットの配付などに取り組むほか、関係各課等との情報の共有化を進め、市全体の取り組みを進めてまいります。

広報、広聴につきましては、市民の皆さんに各種の行事や地域の話題など、行政情報を広報するため、広報紙やお知らせ板の発行、ホームページによる情報発信、各地区公民館に設置したモニターでの市議会中継などを活用して、広く市政の広報に努めてまいります。

さらに、各種の施策に市民の皆さんの意見を広く聞くため、適時パブリックコメント、意見公募手続を行うとともに、各施設に設置した提言箱やホームページでご意見をお聞きし、市民の皆さんがより市政に参画しやすい環境づくりに努めてまいります。

情報政策につきましては、市内の情報格差を解消するために、携帯電話の不通話地域や高速通信未普及地域の解消に努めるとともに、

平成23年7月の地上デジタル放送の完全移行に向けて難視聴地域の解消に取り組んでまいります。

それから、効率的に行政事務を進めるため、法改正に対応するシステム改修やセキュリティの確保など、適時電算システムの機器やソフトウェアの更新等に取り組み、安定したシステムの運用に努め、住民サービスの向上に努めてまいります。

次に、民生部門であります。地域福祉の関係であります。社会福祉法における地域福祉の推進においては、地域福祉を推進する担い手は地域住民、社会福祉を目的とする事業を営営するもの、社会福祉に関する活動を行うものであり、子供から高齢者まで、障害のある方もない方も、だれもが地域において地域社会を構成する一員として、個人の尊厳を持ち、周囲と平等、対等にかつ自立した生活を送れるよう地域住民やボランティア、NPO法人や民間事業者などが相互に協力し合い、地域におけるさまざまなサービスや活動を組み合わせ、単に社会的弱者へのサービスとしてではなく、地域での多様な生活課題に自発的、積極的に取り組み、ともに生き、支え合う地域づくりを目指すものとされており、これは共生・協働の地域づくりと同じ概念でありますので、いろいろな側面から地区公民館等と連携しながら安心して安全に住みやすい日置市の構築に取り組んでまいります。

また、障害福祉の分野につきましても障害者計画及び障害福祉計画に基づき、障害者等が地域の一員としてともに生活できる社会を実現するため、障害福祉サービスの確保を初め、着実に地域社会の中で自立して生活できるよう対策を講じてまいります。高齢者福祉の分野につきましては、老人福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、心豊かな長寿社会を目指し、地域及び自治会で実施するふれあいいきいきサロン等のさらなる充実に努めて

まいります。

児童福祉の分野につきましては、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援のための具体的な子育て支援計画が策定されており、次代を担う子供がたくましく育ち、自立した責任感のある人になっていくよう、この計画の普及推進に努めてまいります。

また、本年度国が取り組みを進めております子ども手当につきましては、国の制度に基づいて準備を行い、適切な対応に努めます。

公立保育所の関係では、伊集院北保育所が民営化され、新たにスタートいたしますが、引き続き延長保育や一時預かり、障害児保育の実施など、適切な保育に努めてまいります。

乳幼児医療費助成制度では、小学校就学前までの医療費の無料化を実施し、少しでも子育てしやすい環境をつくるため、制度の充実を図ってまいります。

また、妊婦健康診査事業では、安心して出産していただけるよう、健康診査に支援を行うとともに、子育て支援に努めてまいります。

各地域での保健推進体制の充実を図るとともに、病気、介護に対する予防事業を充実し、きめ細かく質の高い福祉サービスの提供に努め、子供から高齢者まで健康で安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

環境政策につきましては、公共用水域の水質保全のための浄化槽設置事業を推進してまいります。また、資源循環型社会の構築に向け、ごみの分別徹底に取り組んでまいります。さらに吹上浜を初めとする貴重な自然を守っていくため、環境調査を行い、公害の未然防止に努め、自然と調和する豊かな暮らしの実現を目指してまいります。

労働部門では、社団法人日置市シルバー人材センターの運営費の助成を行い、高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域づくりを推進してまいります。

また、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して、雇用機会の拡大に努めます。

次に、経済部門であります。農林業生産基盤の整備につきましては、地域づくり振興事業と農道等の施設整備に関する原材料と支給事業を併用しながら、また流域育成林整備事業等によりハード面の整備を進めてまいりますとともに、ソフト面では担い手や集落営農への対策を初め、農業近代化資金利子補給や新規就農、後継者育成事業、中山間地域等直接支払い交付金事業、農地・水・農村環境保全向上活動支援事業、戸別所得保障モデル対策等を推進してまいります。

また、平成20年度から実施しています独自担い手農家等の配偶者確保に向けた取り組みを行うため、引き続き担い手農家結婚支援モデル事業を実施し、交流会など結婚への環境整備の支援を進めてまいります。そのほか畜産や水産業の分野においても環境整備に努め、農林水産業全体の進行を図ります。

商工部門では、商工業者の育成、振興を図るため、新たに中小企業者の資金調達において保証料の一部を補助する緊急保証制度保証料補助事業を創設するほか、商工業制度資金等利子補給補助事業やプレミアムつき商品券の発行補助等を行うとともに、商工会と連携しながら、地元商店街の活性化を図ってまいります。

観光部門につきましては、日本3大砂丘吹上浜を核にすぐれた泉質を誇る温泉、小松帯刀が眠る園林寺跡や薩摩焼など、貴重な資源、伝統工芸などを活用した観光客の誘致と妙円寺参りフェスタを初めとする各地域のイベント開催に助成を行い、誘客促進に取り組んでまいります。

次に、建設部門であります。主要幹線道路網の整備につきましては、地域活力基盤創造交付金事業により事業の推進を図り、生活道路の整備につきましては、辺地対策事業や過

疎対策事業、半島振興地域道路整備事業等を活用して、事業の推進を図ってまいります。

また、国道及び県道の整備につきましては、継続して事業促進が図られるよう要望してまいります。

なお、維持管理につきましては、道路パトロールや通常の維持管理に加えて、緊急雇用基金事業により市道や公共施設の除草、伐採を実施してまいります。

公営住宅につきましては、引き続き榎園住宅等の整備や維持管理に努めますとともに、過疎化が進みつつある地域に小規模の市営住宅の建設を促進してまいります。

都市計画事業につきましては、街路の整備や徳重地区及び湯之元第1地区の区画整理事業を進め、良好な住環境の整備を促進するとともに、地域の活性化と市民の利便性が向上するよう取り組んでまいります。

公園につきましては、都市公園の適切な維持管理を行い、安全な環境の維持に努めてまいります。

次に、教育部門であります。学校教育につきましては、伊集院小学校校舎改築実施設計に着手するとともに、耐震診断結果に基づき安心安全な教育環境の整備に努めてまいります。少子化が進む中で、将来的な小中学校のあり方について検討を進めてまいります。

また、市学習指導支援アシスタント派遣事業や理科支援員実践教育事業を継続しながら、特別支援教育支援員の配置拡充により、子供たちの学力向上と特別支援教育の充実に努めてまいります。また、引き続き夢づくり事業を実施し、より一層特色ある学校づくりに努めます。

日置市教育相談員やスクールソーシャルワーカーの配置拡充により、不登校児童生徒の自立を促し、いじめ問題等への対応など、充実に努めてまいります。英語教育と国際理解教育の充実に努め、地域内外で活躍する人

づくりに努めるため、外国青年長期事業を実施してまいります。

社会教育事業につきましては、各種社会教育団体へのきめ細かな支援を行い、組織の充実と活力のある社会教育の振興を図ってまいります。

このほか平成22年度は国民読書年ということもあり、市民総ぐるみの読書活動を推進するため、日置市推薦図書200冊を選定し、市内幼稚園、小中学校及び市立図書館に設置し、スタンプラリー形式で読破できるような環境を整えます。

また、各地域の伝統ある郷土行事を傳承するとともに、青少年海外派遣事業やふるさと学寮を実施し、心身ともに健やかな次代を担う青少年の人材育成に努めてまいります。

公民館事業につきましては、中央公民館を中心に26の地区公民館での社会教育事業の推進に取り組んでまいります。

また、地域づくり課と連携し、地域活動の充実を進めてまいります。

図書館事業では、市民の生涯学習の場として親しみやすい図書館運営を目指し、サービスの向上に努めます。

文化事業では、指定管理者との連携のもと文化会館及び文化交流センターの自主事業をさらに充実するとともに、地域の伝統を継承し活用する仕組みの構築に努めてまいります。

社会体育事業では、生涯スポーツの推進による市民の健康づくりの推進や、市体育協会組織及び各種団体、各種活動団体の育成、競技力の向上に努めてまいります。特に平成22年度は、9月に開催されます県民体育大会の陸上競技が伊集院総合運動公園陸上競技場で、剣道競技が伊集院総合体育館で、弓道の遠的競技が東市来弓道場で、相撲競技が吹上浜公園相撲場で開催されます。また、ゴルフ競技も南九州カントリークラブで開催予定であり、日置市内で5つの協議が開催されま

す。

また、11月には県体育指導員研究大会が日置地区で開催され、翌日に開催される県民レクリエーション祭では、30余りのレクリエーション種目が日置市内の施設を会場として開催されます。

今後においても社会体育施設の整備及び宿泊施設との連携による合宿利用等の利用促進に努めてまいります。

最後に、消防部門につきましては、消防団再編に伴う消防ポンプ自動車の導入や分団車庫の新設など、年次的に整備を進めてまいります。

続きまして、国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

国民健康保険事業の運営を持続的かつ安定的に進めていくために、医療給付費の適正化対策や介護納付金をあわせた保険税の収納率向上対策に取り組むとともに、経営努力を行い、適正な運営を目指し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億898万3,000円と決めました。

続きまして、老人保健医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

老人保健医療特別会計予算は、主に平成20年3月診療以前にかかる医療費等を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ186万円と決めました。

続きまして、特別養護老人ホーム事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

特別養護老人ホーム青松園は、指定介護老人福祉施設として運営を行っております。介護保険法の規定により施設介護サービス等を利用者に提供した対価として報酬を得ており、この施設報酬を主たる財源として施設の運営を行っております。

また、居宅介護サービス事業であります短期入所、生活介護事業を併設し、同時に運営を行っており、歳入歳出の予算の総額をそれ

ぞれ3億163万8,000円と決めました。

続きまして、公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

公共下水道事業特別会計予算は、終末処理場及び汚水中継ポンプ場等の維持管理費、つつじヶ丘団地にかかる幹線設計委託、幹線管渠築造工事、終末処理場耐震診断長寿命化計画の委託、妙円寺第1号ポンプ場遠方監視設備工事、徳重第2号汚水幹線管渠築造工事等を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億86万8,000円と決めました。

続きまして、農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

農業集落排水事業特別会計予算は、維持管理費の光熱水費、修繕料、手数料、委託料及び公債費で起債元金利子を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,507万5,000円と決めました。

続きまして、国民宿舎事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

国民宿舎事業特別会計予算は、原材料費及び基金積立金等を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,957万4,000円と決めました。経営面におきましては、景気の悪化に伴う利用客の減少など、経営環境が一層厳しくなる中で、職員の資質向上、サービスのレベルアップを図り、お客様の満足度の向上に努めてまいります。

続きまして、温泉給湯事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

温泉給湯事業特別会計予算は、温泉給湯事業費で電気料等の管理運営費及び施設維持修繕料、委託料等を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ487万8,000円と決めました。

続きまして、公衆浴場事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

公衆浴場につきましては、現在市直営で運営しておりますが、本年4月より指定管理者

に管理運営を委託いたします。公衆浴場事業特別会計は、公衆浴場費で施設維持修繕料、火災保険料等を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ114万2,000円と決めました。

続きまして、飲料水供給施設特別会計予算についてご説明申し上げます。

飲料水供給施設特別会計予算は、薬品費、水質検査手数料等を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52万3,000円と決めました。

続きまして、住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、公債費で起債元金及び利子を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ408万8,000円と決めました。

続きまして、介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

介護保険制度は、制度開始後10年目となり、その内容は着実に浸透してきております。その結果、サービス利用者は年々増加し、それに伴い介護給付費も増大してきています。

本年度は第4期介護保険事業計画の中間年度となりますが、制度の初期の目的であります介護を要する高齢者等が住みなれた地域で安心して生活が送れるよう自立支援に向けた介護予防事業等の推進を図るとともに、地域密着型サービス提供施設の充実、また関係機関と連携して介護給付の適正化にさらに取り組むため、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億7,458万円と決めました。

歳入では、介護保険料、支払基金交付金、国県支出金等を計上し、歳出では、保険給付費、地域支援事業費、介護基盤緊急整備特別対策事業等を計上しました。

続きまして、後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、鹿児島県後期高齢

者医療広域連合が主体になり運営を行い、市におきましては、保険料の徴収、申請及び届け出の受付等の窓口業務を行っております。

後期高齢者医療特別会計予算は、保険料低所得者の軽減保険料相当分の保険基盤安定繰入金、広域連合納付金等を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億550万8,000円と決めました。

続きまして、診療所特別会計予算についてご説明申し上げます。

診療所特別会計予算は、歳入では診療収入、一般会計繰入金及び雑入として病院事業繰り越し未収金等、歳出では19床の診療所の運営管理にかかる総務費、診療のための医業費、既存の病院解体工事等のための施設整備費、起債、利子、返済のための公債費等を計上し、歳入歳出の総額をそれぞれ3億3,786万7,000円と決めました。

平成20年度からの診療所建設のための継続事業は、平成22年度をもって完了します。

続きまして、水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

水道事業会計では、下神殿等の伊集院北地区水道未普及地域解消の事業認可を取得しましたので、平成25年度までの5カ年事業の2年目として水道施設整備を推進してまいります。また、長里伊作田配水池と、各種施設の改修や水源確保事業を行い、安全な水の安定供給と効率的な経営に努めてまいります。収益的収入及び支出の予算では収入支出額それぞれ7億6,433万3,000円と決めました。

収入では水道料金、給水負担金等の営業収益、簡易水道事業分にかかる一般会計補助金等の営業外収益、支出では職員の人件費のほか、水道管破損等の修繕費等の営業費用、支払利息等の営業外費用を計上しました。資本的収入及び支出では、収入額2億9,796万7,000円、支出額6億8,090万

8,000円を計上し、財源不足額3億8,294万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金3億円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額715万8,000円、利益剰余金処分別7,500万円、引継金78万3,000円で補てんすることとしました。

以上が、平成22年度当初予算の概要でございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これで議案第39号から議案第53号までの15件に対する提案理由の説明を終わります。

△日程第62 請願第1号改正貸金業法の早期完全施行等を求める政府等への意見書提出に関する請願

△日程第63 陳情第1号永住外国人への地方参政権付与法案に反対する陳情書

△日程第64 陳情第2号350万人のウィルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情

△日程第65 陳情第3号「住宅リフォーム助成制度の創設」を求める陳情書

○議長（成田 浩君）

日程第62請願第1号改正貸金業法の早期完全施行等を求める政府等への意見書提出に関する請願から日程第65、陳情第3号「住宅リフォーム助成制度の創設」を求める陳情書の4件を一括議題とします。

請願第1号及び陳情第1号は総務企画常任委員会に付託します。陳情第2号は文教厚生常任委員会に付託します。陳情第3号は産業建設常任委員会に付託します。

△散 会

○議長（成田 浩君）

以上で本日の日程は終了しました。

3月9日は午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

○事務局長（住吉仲一君）

皆さん、ご起立願います。一同、礼。

午後3時32分散会

第 2 号 (3 月 9 日)

議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
日程第 1 議案第 9号	日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（文教厚生常任委員長報告）
日程第 2 議案第 17号	日置市大田ふれあい館条例及び日置市共同納骨堂条例の廃止について（文教厚生常任委員長報告）
日程第 3 議案第 18号	市有財産の譲与について（文教厚生常任委員長報告）
日程第 4 議案第 19号	市有財産の譲与について（文教厚生常任委員長報告）
日程第 5 議案第 21号	市道の路線の認定、変更及び廃止について（産業建設常任委員長報告）
日程第 6 議案第 23号	平成21年度日置市一般会計補正予算（第7号）（各常任委員長報告）
日程第 7 議案第 24号	平成21年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 8 議案第 25号	平成21年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 9 議案第 26号	平成21年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第10 議案第 30号	平成21年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第11 議案第 31号	平成21年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第3号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第12 議案第 34号	平成21年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第13 議案第 35号	平成21年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第14 議案第 36号	平成21年度日置市診療所特別会計補正予算（第4号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第15 議案第 37号	平成21年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第16 議案第 27号	平成21年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）（産業建設常任委員長報告）
日程第17 議案第 28号	平成21年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（産業建設常任委員長報告）

- 日程第18 議案第 32号 平成21年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）（産業建設
常任委員長報告）
- 日程第19 議案第 33号 平成21年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）
（産業建設常任委員長報告）
- 日程第20 議案第 38号 平成21年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）（産業建設常任委員長
報告）
- 日程第21 議案第 29号 平成21年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）（総務企画常
任委員長報告）
- 日程第22 陳情第 8号 永住外国人地方参政権付与法案に反対する陳情書（総務企画常任委員長報告）
- 日程第23 陳情第 1号 永住外国人への地方参政権付与法案に反対する陳情書（総務企画常任委員長
報告）
- 日程第24 請願第 1号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める政府等への意見書提出に関する請願
（総務企画常任委員長報告）
- 日程第25 陳情第 2号 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情（文教厚
生常任委員長報告）
- 日程第26 意見書案第1号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書
- 日程第27 意見書案第2号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書
- 日程第28 意見書案第3号 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書
- 日程第29 議案第 39号 平成22年度日置市一般会計予算
- 日程第30 議案第 40号 平成22年度日置市国民健康保険特別会計予算
- 日程第31 議案第 41号 平成22年度日置市老人保健医療特別会計予算
- 日程第32 議案第 42号 平成22年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算
- 日程第33 議案第 43号 平成22年度日置市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第34 議案第 44号 平成22年度日置市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第35 議案第 45号 平成22年度日置市国民宿舎事業特別会計予算
- 日程第36 議案第 46号 平成22年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
- 日程第37 議案第 47号 平成22年度日置市公衆浴場事業特別会計予算
- 日程第38 議案第 48号 平成22年度日置市飲料水供給施設特別会計予算
- 日程第39 議案第 49号 平成22年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第40 議案第 50号 平成22年度日置市介護保険特別会計予算
- 日程第41 議案第 51号 平成22年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第42 議案第 52号 平成22年度日置市診療所特別会計予算

日程第 4 3 議案第 5 3 号 平成 2 2 年度日置市水道事業会計予算

日程第 4 4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

本会議（3月9日）（火曜）

出席議員 22名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	10番	田代吉勝君
11番	大園貴文君	12番	漆島政人君
13番	中島昭君	14番	田畑純二君
15番	西園典子さん	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	長野瑛や子さん
19番	松尾公裕君	20番	佐藤彰矩君
21番	宇田栄君	22番	成田浩君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	住吉伸一君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	家村毅君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	池上吉治君
市民福祉部長	豊辻重弘君	産業建設部長	中村治君
教育次長	桜井健一君	消防本部消防長	福田秀一君
東市来支所長	小園義徳君	日吉支所長	松山洋一君
吹上支所長	樹治美君	総務課長	福元悟君
財政管財課長	富迫克彦君	企画課長	上園博文君
税務課長	地頭所浩君	商工観光課長	鉾之原政実君
市民生活課長	宮園光次君	福祉課長	野崎博志君
青松園長	田淵裕君	健康保険課長	大園俊昭君
市民病院事務長	平地純弘君	介護保険課長	満留雅彦君

農林水産課長	瀬川利英君	土木建設課長	久保啓昭君
都市計画課長	有村芳文君	上下水道課長	宇田和久君
教育総務課長	山之内修君	学校教育課長	肥田正和君
社会教育課長	馬場静雄君	市民スポーツ課長	芝原八郎君
会計管理者	朴木義行君	監査委員事務局長	石塚澄幸君
農業委員会事務局長	大北節雄君		

午前10時01分開議

△開 議

○議長（成田 浩君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第9号日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

△日程第2 議案第17号日置市大田ふれあい館条例及び日置市共同納骨堂条例の廃止について

△日程第3 議案第18号市有財産の譲与について

△日程第4 議案第19号市有財産の譲与について

○議長（成田 浩君）

日程第1、議案第9号日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから、日程第4、議案第19号市有財産の譲与についてまでの4件を一括議題とします。

4件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長漆島政人君登壇〕

○文教厚生常任委員長（漆島政人君）

おはようございます。ただいま議題となりました議案第9号から議案第19号までご報告申し上げます。

初めに、議案第9号日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、委員会審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る2月25日の本会議におきまして本委員会に付託されました。それを受け、2月26日、第2委員会室におきまして全委員出席のもと委員会を開会し、市民福祉部長ほか関係課長等の出席を求め、審査をいたしました。

それでは、本案に対する提案理由の説明概

要について申し上げます。

条例改正の主な目的は、新たに生活保護就労支援員を設置することと、学校薬剤師の報酬を引き上げるため、所要の改正をし、同時に条文の整理を図るためのものである。

なお、生活保護就労支援員の業務内容は、履歴書の書き方や面接時の指導などの就労支援で、勤務体制については週4日程度を予定している。また、この事業については、全額国庫補助事業対象となっているとの説明でありました。

また、学校薬剤師の報酬引き上げについては、県内18市の平均が6万3,000円で、その平均値等を考慮し、年額4万5,200円を6万6,000円に引き上げようとするものであるとの説明でありました。

次に、本案に対する質疑応答の主な部分について申し上げます。

生活保護就労支援員を設置しようとする理由はどういったことかの質疑に対し、平成20年度で新規申請は79件あった。しかし、平成21年度末での新規申請は約100件を見込んでおり、申請件数と比例して保護世帯数自体もふえている。そのため職員1人当たりの役割業務もかなりふえているため、就労支援体制がおろそかにならないよう、今回就労支援員を設置しようとするものであるとの答弁でありました。

次の質問として、今回、1人の支援員を予定されているが、支援を必要とする対象人数に対して適正な人数であるのか。また、どういった人を採用しようと考えているのかの質疑に対し、本市の場合、現在、稼働域にある対象者は66名で、既に設置されている薩摩川内市では1の方が60名を担当していた。その辺の状況等も調査した結果、1人で対応できるのではと換算している。なお、採用対象者については、公募しようと考えているとの答弁。

学校薬剤師の報酬について、一番高いところと安いところの金額を示していただきたいの質問に対し、一番高いところは鹿児島市の13万9,400円、一番安いのは志布志市の3万6,000円であるが、志布志市の場合、日当制になっているとの答弁でありました。

質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第9号日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号日置市大田ふれあい館条例及び日置市共同納骨堂条例の廃止について、委員会審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る2月25日の本会議におきまして本委員会に付託されました。それを受け、委員会では2月26日、所管課長の説明のもとで対象となる施設の現地調査を実施いたしました。その後、第2委員会室におきまして全委員出席のもと委員会を開会し、再度関係課長等の説明を求め、審査いたしました。

それでは、本案に対する提案理由の説明の概要について申し上げます。

まず、条例を廃止する主な目的は、隣保館事業については平成18年4月から既に廃止していた。それを受け、大田ふれあい館の用途廃止の手続を進めるため、厚労省と協議していたが、その協議が整ったため条例を廃止しようとするものであるとの説明でした。

なお、大田ふれあい館は、昭和55年に国策の補助事業により建設し、鉄筋コンクリートの2階建てづくりで、建物の延べ面積は263.2平方で、既に29年が経過している。今後は、用途転用の目的や大田下の自治会の公民館として使用するため、行政財産から普通財産へ用途変更した上で、自治会へ無償で貸し付けるものであるとの説明でありま

した。

また、同じく共同納骨堂についても、平成22年4月1日をもってそれぞれの自治会へ無償譲与するため、条例の廃止をしようとするものであるとの説明でありました。

次に、主な質疑応答について申し上げます。

後々の維持管理費等を考えた場合、大田ふれあい館については無償譲渡したほうがいいと思うが、なぜそうしなかったのかの質疑に対し、大田下自治会から、建物も古くなっている。また、建物自体も大きく、維持管理費等のことを考えれば公民館を建設するまで貸していただきたいとの要望があったため、無償貸し付けとしようとしている。

なお、無償貸し付けでないと国の用途転用の許可がないとの答弁でありました。

建物の維持管理費、修繕費については、今後どう考えていくのか。また、土地は自治会所有地との説明であったが、貸し付けの契約更新時期やいつまで貸し続けるのかの予定についての質疑に対し、日常の管理費については、すべて自治会負担となるが、雨漏り等の大規模修繕工事については市で対応していく予定であるとの答弁。また、契約更新や貸付時期等については、財政管財課とも今後協議した上で契約していきたいとの答弁でありました。

質疑を終了し、討論、採決に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第17号日置市大田ふれあい館条例及び日置市共同納骨堂条例の廃止については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会では、建物の貸し付けについては、契約更新時期及び最終的な契約終了時期等を明確にした上で契約されたいとの意見集約がなされました。

次に、議案第18号市有財産の譲与について、ご報告申し上げます。

本案は、去る2月25日の本会議におきま

して本委員会に付託されました。それを受け、委員会では2月26日、現地調査終了後、第2委員会室におきまして全委員出席のもと委員会を開催し、再度関係課長等の説明を求め、審査いたしました。

それでは、本案に対する提案理由の説明概要について申し上げます。

まず、無償譲渡をしようとする市の財産は、種類は建物で、名称は日置市大田下地区共同納骨堂、所在地は日置市伊集院町大田1939番地1、建築年月日は昭和52年3月30日で、既に32年が経過している。床面積は113.45平方メートル、譲与の相手先は伊集院町大田下自治会である。譲与の時期については平成22年4月1日、譲与の条件は、当該財産を共同納骨堂として使用することなどの提案理由の説明がなされました。

次に、主な質疑について申し上げます。

土地は市有地との説明であったが、土地はどうかの質疑に対し、建物の耐用年数があと20年ぐらい残っているので、土地についても20年程度をめどに無償貸し付けしていく予定であるとの答弁。

質疑を終了し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第18号市有財産の譲与については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号市有財産の譲与について申し上げます。

本案は、去る2月25日の本会議におきまして本委員会に付託されました。それを受け、委員会では2月26日、現地調査終了後、第2委員会室におきまして全委員出席のもと委員会を開会し、再度関係課長等の説明を求め、審査いたしました。

本案に対する提案理由の説明概要を申し上げますと、まず、無償譲渡しようとする市の財産は、種類は建物で、名称は日置市柿之谷

地区共同納骨堂、所在地は日置市日吉町日置4066番地、建築年月日は昭和49年3月28日で、既に35年が経過している。床面積は78平方メートル、譲与の相手先は柿之谷公民館である。譲与の時期については、平成22年4月1日、譲与の条件は、当該財産を共同納骨堂として使用すること。なお、当該施設で建設されている土地については、譲与先の所有地であるとの説明がなされました。

質疑もなく、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第19号市有財産の譲与については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、4議案に対する報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告4件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから議案第9号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第9号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

次に、議案第17号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第17号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

これから議案第18号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第21号市道の路線の

認定、変更及び廃止について

○議長（成田 浩君）

日程第5、議案第21号市道の路線の認定、変更及び廃止についてを議題といたします。

本案について産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長上園哲生君登壇〕

○産業建設常任委員長（上園哲生君）

ただいま議題となっております議案第21号市道の路線の認定、変更及び廃止について、産業建設常任委員会における審査の経緯と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る2月25日の本会議におきまして本委員会に付託され、2月26日に委員会を開催し、委員全員出席のもと担当部長、課長等の説明を求め、現地確認をし、質疑、討論、採決を行いました。

提案されました市道の路線の認定は、鹿児島県からの移管の依頼があった清藤3号線1路線と伊集院都市計画事業徳重土地区画整理事業地内の24路線の認定と2路線の変更、すなわち徳重清藤線は、始点を守屋病院から文化通り線への変更、また向江町線は、終点付近が区画整理の実施により形状が変わったために終点を変更するものであります。そして、区画整理の事業地内の原掛線、猪鹿倉原掛線、田島線の3路線の廃止をするものであります。また、清藤3号線は、県のほうで路面の補修と樹木の伐採がなされた後の移管であるとの説明がなされました。

次に、主な質疑の概要について申し上げます。

ニシムタの建設計画が認定路線の近くにあるが、今回の認定には関係はないのかとの質疑に対し、区画整理事業地の外周道路徳重26号線の近くにニシムタの建設計画があるが、今回はあくまでも区画整理事業地内の認定であり、関係はないとの答弁であった。

次に、向江町線の変更は、以前から完成しているのに今の時期の変更の理由とはとの質疑に対し、向江町線は、平成10年、12年、16年に区画を区切り、道路をつくり、平成16年6月議会で町道認定をしている。今回、提案しているのは、平成16年以降に完了した分であるとの答弁でありました。

路線名が決まると新たな図根点の位置を設定するののかとの質疑に対し、都市計画課で、区画整理で三角点を持ってきて、新たな図根点の設置測量を昨年からしている。終了をした箇所は入れられているが、現在は道路と宅地の区画をセッティングして、図根点からの確定測量中である。この後、換地処分となるとの答弁でありました。

そのほかにも質疑がありましたが、所管部長、課長等の説明で了承し、質疑を終了し、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第21号市道の路線の認定、変更及び廃止につきましては、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから議案第21号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第23号平成21年度日置市一般会計補正予算（第7号）

○議長（成田 浩君）

日程第6、議案第23号平成21年度日置市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本案について総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長池満 渉君登壇〕

○総務企画常任委員長（池満 渉君）

ただいま議題となっております議案第23号平成21年度日置市一般会計補正予算（第7号）は、去る2月25日の本会議におきまして、本委員会所管にかかわる分を付託され、2月26日に委員全員出席のもと委員会を開催し、担当部長、課長などの説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

これから本案についての本委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

ご承知のように、補正予算の総額は歳入歳出それぞれ1億2,145万円を減額し、予算総額を231億9,969万円にしようとするものです。なお、各予算額、詳しい内容などにつきましては、予算書説明資料に記載されておりますので割愛いたします。

まず、補正額全体の歳入の概要について申し上げます。

市税では、個人の市民税及び固定資産税の滞納繰越分実績増により776万4,000円が増額、地方交付税では、普通交付税決定額の83億2,530万2,000円の限度額1億7,705万1,000円を増額、その結果、特別交付税6億5,000万円とあわせ

た総額は89億7,530万2,000円となります。

分担金及び負担金では、県営中山間地域総合整備事業、携帯電話等エリア整備事業の増と市内保育所負担金などの減、相殺で125万円の増額。

使用料及び手数料は、公営住宅の家賃滞納分の収入増、ごみ袋の販売実績での減、各種手数料、使用料の見込みによる増減など、あわせて365万4,000円の減額。

国庫支出金では、生活保護費、扶助費国庫負担金の実績見込みに伴う減、学校での地デジ対応テレビ、電子黒板の購入の入札結果による補助金の減、中学校校舎改築事業、給食センター建設事業の補助金を決定に伴う増、子ども手当事業に対応するシステム経費の増など、差し引き6,851万4,000円の減額であります。

県支出金は、災害未発生に伴う農地農業用施設災害復旧補助金の減、実績見込みによる浄化槽の設置整備補助金の減、国民健康保険と後期高齢者医療保険の基盤安定のための負担金の減などと、鹿児島応援寄附金、廃止路線代替バス運行費補助金などの相殺で2,637万6,000円の減額であります。

財産収入では、工業団地の土地、建物の売り払い収入が主で3,406万3,000円の増額、寄附金は、一般寄附、指定寄附あわせて348万円の増。

繰入金は、歳入歳出予算額の調整による財政調整基金からの繰入予定をゼロにし、4億3,544万3,000円を減額、過年度医療費など確定により、老人保健医療特別会計から2,769万2,000円の増、差し引き4億762万2,000円の減額となります。

諸収入では、指定管理者からの文化会館電気料などの使用料の減及び雑入の収入見込み額の減と土地区画整理事業ほかの保留地処分に伴う増額などの相殺で269万2,000円

の減額であります。

市債は、地域づくり推進のための基金2億円の造成に合併特例債1億9,000万円を、充当率95%で増額、中山間総合整備事業債、公営住宅建設事業債、学校教育施設整備事業債などの事業費確定による増額、また、市道整備事業債は事業費確定により、給食センター整備事業債は起債対象額の変更に伴い、災害復旧事業債は災害の未発生により、物産館整備事業債は特別交付税の支援措置により減額となります。あわせて補正額1億6,380万円の増額となります。

結果、一般会計の市債総額は332億4,817万4,000円となります。

次に、本委員会所管の歳出の主なものについて申し上げます。

基金積立金として、これからの公共施設の老朽化に備えて施設整備基金に2億2,145万5,000円を、鹿児島応援寄附金、一般寄附金などまちづくり応援基金に515万7,000円を積み立て、地域再生対策による普通交付税1億5,800万円、合併特例債活用での基金造成2億円、あわせて3億5,800万円を地域づくり推進基金として積み立てます。

企画費では、コミュニティーバス運行見込み減で118万1,000円の減、廃止路線バス補助金の執行残による減額513万9,000円、情報管理費では、電算関係システム改修及び機器の保守などの執行残が2,023万3,000円の減額、公共施設デジタル化事業の執行残が1,045万9,000円の減額、同事業のテレビ購入に伴う執行残が319万5,000円の減額などが主なものであります。

混雑が予想される年度末の3月27、28の土日に窓口開放に伴い、延べ26名の職員の時間外勤務手当65万6,000円は増額補正となります。

税務賦課徴収費では、地籍管理システム構築入力業務委託などの執行残、あわせて162万4,000円の減額となります。

商工振興費では、プレミアムつき商品券発行事業405万円を平成20年度繰越明許費での執行としたため全額を減額、また、山形屋での伊集院物産展の中止に伴い43万5,000円の減額などが主であります。

観光費は、吹上地域花火大会の中止による市観光協会補助金327万7,000円の減額が主なものであります。

消防施設費では、日吉町栢木集落に防火水槽を設置、その工事請負費の執行残85万8,000円を減額、そのほか消防本部車庫新築工事の残など、ほとんどが執行残であります。

災害対策費の自主防災組織育成費の50万6,000円の減額は、組織の結成と活動補助の執行残であります。

公債費は、起債利子1,978万3,000円が減額となります。これは平成20年度事業債を定率で借り入れできたことによる利子の軽減であります。それでも今年度、起債利子は約5億8,000万円ほどになります。

議会費は、本年度政務調査費支出額確定に伴う減額が107万9,000円と、会議録作成委託などの執行見込み額の確定に伴う執行残265万9,000円が主であります。なお、今回の補正には副市長1人、議員8名の削減による人件費の減と一般職員の人事院給与勧告等による人件費の減、あわせて1億180万円が含まれています。

以下、委員会での質疑などは次のとおりであります。

まず、財政管財課関係では、起債残高が多い中、基金総額は約56億円ある。借り入れを抑制して基金を活用するほうがいいのではないかとの問いに、目的基金はそれなりに用途が限定されるので、財調の32億円が自由

に使える分である。しかし、交付税は年3回に分けて交付されるし、国庫補助金は年度末にまとめたの入金になるなど、つなぎ資金の確保が必要である。外部の金融機関からの借り入れをすることなく、内部での資金運用のためにもこれくらいの額は確保しておきたいとの答弁。

合併特例債での基金造成であるが、基金使途の緩和措置、取り崩しの通達はいつごろ届いたのかとの問いに、平成18年度の後半に弾力運用が可能という通知を受けたと答弁。

平成18年度なら、ことしの当初予算に計上できなかったのかとの問いに、去年は経済危機対策の交付金を年度末に1億2,500万円積み立てた。今年度についても、今般交付税の中から地方再生対策費を1億5,800万円積み立てる目途がついた。そのことと、交付税が合併11年目から減額されることに対応するため、合併特例債からの基金造成で将来に向け、安定した財政運営を期すために今回の提案となったものとの答弁。

農林水産課の地域づくり整備事業と今回の推進基金の使途目的との兼ね合いはどうなるのかとの問いに、地域の課題解決に対してこの基金を活用すれば、地区の負担はなく、従来の地域づくり整備事業は地元負担が発生するなど、整合性がとれない。22年度では地域づくり整備事業の中身を原材料支給、借り上げ料に限定した形の事業に再編することになっている。今後、ハード事業を実施する場合は、すべてを地区館経由で整備することとし、地元負担がなくなることになるとの答弁。

合併特例債を活用しての基金造成は、安定した財政基盤の確立とのことであるが、その使途については目的あるいは事業計画を示し、基準についても確立し、提示すべきと思うがとの問いに、交付税の1億5,800万円と合併特例債の2億円をあわせて基金とするが、基本的には交付税の積み立てがまず原資とな

る。これを26地区公民館にどのような形で割り当てるか、もう少し調整が必要になる。ちなみに、21年度は高齢化率、世帯数など一定の基準に基づいて算出したので、それに準じた形になると思うが、詳細について今後詰めていきたいとの答弁。

交付税の地域再生対策費は、これからも続くのかとの問いに、文字どおり疲弊していく地方の再生のために活用すると、交付税の中に費目が設けられたので、22年度も盛り込まれる予定であるとの答弁。

鹿児島応援寄附金とか一般寄附金を寄せていただく方々は、自主的に地域のために支援して下さるわけだが、その方々への対応はこれまでと同じかとの問いに、従来と変わらない体制で臨みたいとの答弁。

経済危機対策事業などでテレビ購入の執行残が発生をしているが、それについては国に返還するのかとの問いに、当初の交付限度額が6億4,000万円ほどで、それに対する本市の事業費は約10億円を国に申請しており、執行残については返還義務はなく、歳入として全額受け入れるとの答弁。

次に、総務課関係では、研修旅費は予算の約半分を減額しているが、その理由を示せとの問いに、全国規模の市町村アカデミー、県内の研修所での研修、庁舎内で講師を依頼しての研修など、延べ1,271人が受講した。減額の主なものは、予定していた自治大学校への参加取りやめによるものとの答弁。

自主防災組織編成活動補助は50万6,000円が執行残であるが、各地域の組織率など予算執行についての感想はどうかとの問いに、組織結成時に3万円、活動補助に年間1万円を助成しているが、当初見込んだ組織の結成に至らなかったもので、今後も組織率の向上と防火意識の向上に努めたい。各地域の組織率は、東市来84%、日吉77%、吹上44%、伊集院33%で、全体としては

52%の組織率であるとの答弁。

次に、企画課関係では、吹上と東市来の携帯電話不通話地域の解消のための工事はどうなっているのかとの問いに、国からの交付決定が非常に遅かった関係で繰り越しになる。NTT独自の工事も同様に遅れているとの答弁。

工業団地に誘致した企業など情報化が遅れている地域があるが、その後どのように取り組んでいるのかとの問いに、幸いに、今回県からの紹介もあり、藤元工業団地で1年間、衛星ブロードバンドの実験をすることになり、既に設置工事に入っている。どの程度対応できるのか、鹿児島ケースさんの協力で進めているとの答弁。

広報紙の印刷費用が当初の半額である。安く済むことは大変よいことであるが、入札結果なのか、当初予算の見積もりが大きかったのかとの問いに、印刷会社の大変な努力は当然だが、当初予算の積算に3カ所からの見積もりをとり、その最高額を予算計上したため、これからはその平均値を予算計上したいとの答弁。

廃止路線の代替バスの補助金は多額であるが、利用が少ないようである。エコの観点からももっと利用を促すべきだがとの問いに、来年の4月に九州新幹線が開通すれば利用者ももっと減ると予想している。空港バスは飛行機の時間に見合わず、本数も1日に5便しかない。利用者の声などの情報を集めながら、隣接市とも協議して交通体系の見直しを進めたいとの答弁。

次に、商工観光課関係では、プレミアムつき商品券発行事業の減額をなぜ今の時期にするのか、もっと早ければ他の事業に使えたのではないかとの問いに、商品券の状況は11月ごろには把握できていたので、12月補正での減額も可能だったと反省をしているとの答弁。

伊集院物産展が中止になった理由は何か、今後、日置市全体の物産展実施予定があるかとの問いに、加工品を初め、出品数が減り、出店料支払いも負担になるなど、出店数も少なく中止となった。今後は市内の観光協会加盟の物産など広く集め、22年度の総会などで協議し、調整していきたいとの答弁。

吹上の花火大会は中止のままであるが、その後の岩崎産業との協議はどの程度進展しているか。また、22年度の開催も既に中止と聞かすが、内容はどうなっているのかとの問いに、平成19年度まで花火大会を実施したが、その代替地として入来浜、吹上の運動公園、今田の田んぼなど花火業者とも連携して検討した。最後に入来浜に絞り協議をしていたが、打ち上げ振動が堤防のジョイントに影響がある。また、近くの養鶏場への影響、そして駐車場問題などもあり、断念をした。今はそれ以外の候補地を見出せないとの吹上の観光協会役員意見がある。また、岩崎産業との折衝経過は、さつま湖の代替地について、市が用意した市有地、民有地を含め、すべて了解されずに、その後の交渉も中断したまま現在に至っているとの答弁。

次に、消防本部関係では、市内には水利のよい場所と悪い場所があり、条件の悪い場所に防火水槽の設置が必要だが十分かとの問いに、今、市内全域の水利の調査を実施している。今年度は4基を設置した。消防力の整備指針ではその基準を満たしているが、地域の振興計画でもまだ要望箇所があと14カ所あるので、年次的に整備を進めたいとの答弁。

消防団員がいる市内の会社に有事の情報が入る防災無線機の設置はできないのか。また、協力事業所へはどのような対応をしているのかとの問いに、放送は消防ですが、防災無線の関係は総務課であり、即答はできない。消防団員が3人以上いる事業所には、協力事業所ということで表示板の提供を行っている

との答弁。

次に、税務課関係では、今回の滞納収入分には、さきに訴えを起こした信販会社のものも入っているのかとの問いに、過払いの訴訟については大部分が国民健康保険税であり、今回の補正額は当初予算に計上した滞納徴収予定額を上回ったものであるとの答弁。

現時点で、不納欠損の見込み額がわかれば示してほしいとの問いに、すべてを年度末に精査予定であり、現時点での額について、まだ今のところ示せないとの答弁。

タイヤロック装置の利用状況はどうかとの問いに、財産差し押さえの手段として該当者の車のタイヤロックをするが、今まで活用したことはない。納付催促の中でタイヤロックの可能性もありますよと、うたうことになるとの答弁。

滞納者に対する徴収努力は認めるが、どのような手段で進めているのかとの問いに、平成20年度に滞納管理システムを導入し、ことしから本格稼働している。約3,000人の滞納者のうち、1,100人とは納税相談で納付計画に基づき納めていただき、滞った場合には毎月1回の確認、相談を実施する管理関係にある。納税相談の件数は20年度が約600件であったが、今1,100件と異常に増加しているとの答弁。

次に、議会事務局関係では、会議録の作成委託料は約半分の減額であるが、その理由は何かとの問いに、一般質問者の数など時間数との関係もあるが、最も大きい要因は業者の入札結果が反映された結果であるとの答弁。

そのほか、多数の質疑が出されましたが、担当部長、課長の答弁で了承し、討論に付しましたが、討論はなく採決の結果、議案第23号平成21年度日置市一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（成田 浩君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長漆島政人君登壇〕

○文教厚生常任委員長（漆島政人君）

ただいま議題となっております議案第23号平成21年度日置市一般会計補正予算（第7号）について、本委員会に分割付託された部分について、委員会審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る2月25日の本会議におきまして委員会付託されました。それを受け2月26日、3月1日、2日と第2委員会室におきまして全委員出席のもと、委員会を開会し、市民福祉部長、教育次長外関係課長等の出席を求め審査いたしました。

まず、市民福祉部所管に関する補正予算について申し上げますと、提案された補正予算のうち、市民福祉部所管に関する予算は、2億4,755万1,000円を減額し、総額を84億4,331万5,000円とするものであります。

それでは、それぞれの所管課における補正予算説明の概要と、主な質疑応答について申し上げます。

初めに、福祉課所管から申し上げますと、主な説明内容につきましては、歳入の生活保護扶助費国庫負担金6,576万9,000円の減額は、実績見込みによる補正であるが、先ほども申しましたとおり、議案第9号で申し上げましたとおり、生活保護世帯は昨年度と比べてふえている。減額の補正の要因は、当初で昨年度より多く見込んだための減額補正であるとの説明でありました。

同じく歳出の生活保護総務費の20節扶助費の中の住宅手当緊急特別措置事業費の113万2,000円の減額は、平成21年度途中から国の補助事業としてスタートした事業で、対象者は3名のトータル13カ月分

でやったことによる減額補正であるとの説明。

社会福祉総務費の1節委員会報酬の減額、7節の一般賃金の減額他9節の費用弁償、11節の食料費、12節の手数料の減額は、障害者給付認定審査会を当初24回見込んでいたものが、11回の開催で済んだことによる減額補正であるとの説明。

児童福祉総務費の中の20節扶助費の315万3,000円の増額は、ひとり親家庭の増に伴って医療費助成費がふえたことと、母子家庭自立支援給付事業費の高等技能訓練促進費の支給額が月額10万3,000円から14万1,000円に改正されたことによる増額補正である。

児童措置費のその他委託料の中の子ども手当事業費に636万4,000円の増額は、来年度から実施する、スタートする子ども手当事業に関する電算システム整備のための経費で、財源は100%国からの負担金であるとの説明。

同じく、休日保育事業の69万3,000円の減額は、事業未実施による補正であるとの説明でありました。

次に、質疑について申し上げます。現在、母子家庭の自立支援事業に関する高等技能訓練の対象となっている人数と職種は、の質疑に対し、対象者は3名で、受講職種は3人も看護師であるとの答弁。

休日保育事業の減額は、事業未実施による補正であるとの説明であったが、申し込みはなかったのかの質疑に対し、申込者が一人でも保育園が対応する保育士は複数人数必要である。また、在園児でない子どもが来たとき、体調管理や性格等の不明な部分もあり、預りに不安な部分もあるとのことで、平成20年4月には園側より採算があわないのでやめたいとの申し入れもあったとの答弁。

本市の子育て支援策を充実していくためには、こういった研修を実施しているのかの質

疑に対し、休日保育事業については、22年度も予算化しているので、住民の要望の沿っていきけるよう今後は登録制も考えながら事業実施ができるよう園側とも協議していきたいとの答弁でありました。

次に、市民生活課所管について申し上げます。

説明内容につきましては、歳入の窓口業務にかかわる手数料265万2,000円の減額は、それぞれの証明書等の交付見込みによる減額であるとの説明。

同じく、歳入の衛生手数料の中の犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済み表交付手数料の減額は、実施見込みによる減額であるとの説明。

歳出については、戸籍住民基本台帳の中の一般職時間外勤務手当65万6,000円の増額は、年度末の3月27日、28日、年度初めの4月3日、4日の休日窓口を開設するため、それぞれに関係する6つの所管課の時間外勤務手当分を予算計上したとの説明でありました。

環境衛生費の中の13節委託料の7万5,000円の減額は、現在作成中の生活排水基本計画及び計画推進支援計画の執行残である。19節の浄化槽設置整備事業費1,079万6,000円の減額は、当初220基の設置数を見込んでいたら、実績見込みとして200基となったことによる減額補正であるとの説明。

塵芥処理費の中の11節消耗品費の1,245万5,000円の減額は、当初指定可燃ごみ袋の購入費を1枚17円1銭で見込んでいたが、入札により12円39銭で落札したことによる補正であるとの説明。

次に、質疑について申し上げます。犬の登録と狂犬病の予防注射の実態はどうかの質疑に対し、登録については当初255頭の見込みに対し、185頭の登録であった。予防注

射については、当初3,199頭の見込みに対し、2,918頭の実績であった。今は座敷で飼っている家庭も多く、外に出さないので登録は必要でないとの間違った考えを持っている人も多いようであるとの答弁でありました。

塵芥処理事業費の手数料について減額となっているが、ごみ袋が見込みより出なかった理由についての質疑に対し、ごみ袋の販売量は平成20年度と比較すると若干ふえている。減額となったのは、予算を少し多めに見たことであるとの答弁。

生活排水処理基本計画が絵にえがいたものになってはならない。計画をつくるに当たって検討がなされたと思うが、環境保全審議会ではどういった協議がなされたのかの質疑に対し、生活排水処理基本計画の素案ができたので、審議委員会に出したところである。市が進める方向性については、まだ協議が必要と考えているとの答弁。

なお、委員会の中で生活排水処理基本計画については、現在パブリックコメントにかけているとのことであるが、行政と住民が一体となって事業実施ができるよう、実効性のある計画になるよう取り組んでいただきたいとの意見が出されました。

次に、介護保険課所管について申し上げます。

介護予防サービス事業費の中の賃金123万3,000円の減額は、12名いる包括支援センターの職員のうち、1人が1月末ほかの施設の正規職員として採用になったことと、1人が病気のため2月末で退職したことによる補正である。また、13節の介護予防プラン作成委託料の減額は、包括支援センター体制が充実したことに伴い、民間施設への委託分が少なくなったことが主な減額理由であるとの説明。

次に、健康保健課について申し上げます。

予算説明の概要につきましては、保健指導費の7節母子健康診査事業費の賃金の減額は、出生者数の減少に伴う補正である。

同じく、13節の母子健康診査事業費の委託料の減額は、当初妊婦さんの母子健康診査を444回見込んでいたが、378件の実績となった。少なくなった一つの要因として、1人の人が出産するまで14回健診を受けることを見込んでいたが、丸々14回受診していない人もおり、平均で12回の受診となっているとの説明。

同じく18節の備品購入費の減額は、胎児トプラー購入費の執行残で、胎児トプラーとは胎児の心音を聞く機械であるとの説明。

次に、教育委員会所管に関する予算について申し上げます。

提案された補正予算のうち、教育委員会所管に関する予算では、1億6,315万5,000円を減額し、総額を28億3,175万5,000円とするものであります。

それでは、それぞれの所管における補正予算説明の概要と主な質疑応答について申し上げます。

初めに、教育総務課と学校教育課から申し上げます。歳入の学校施設使用料3万1,000円の減額は、小中学校の施設使用料3万1,000円の減額は、小中学校の施設使用料の確定に伴う補正であるとの説明。

歳出の事務局費の14節使用料及び賃借料23万9,000円の減額は、教育講演会を吹上地域で実施したことや、日吉、吹上地域の小中学校の音楽発表会をそれぞれの地域で実施したことによって、会場借り上げ料が不要となり、使用料の減額となったとの説明。

同じく18節の備品購入費3,382万4,000円の減額は、地デジ対応テレビ401台、電子黒板26台を購入した執行残

である。学校管理費の小学校の14節使用料及び賃借料の2,080万円の減額は、当初日吉地域分のパソコンリース契約が平成20年度で終了することを受け、新たにリース契約を予定していたが、延長して使用したことにより、8カ月分のリース料が不要となったことと、新たに導入するパソコン機種入札執行残が減額補正の主な要因であるとの説明。

学校建設費の中学校費の工事請負費の減額は、伊集院中学校外構工事等入札残による補正で、伊集院中学校校舎改築事業費及び仮称日置市南給食センター建設事業費については、継続費の補正をさせていただいたと。

また、小中学校費の理科教育等設備整備事業及び地震補強事業の耐震診断、伊集院中学校の太陽光発電事業については、国の緊急経済対策による交付金事業費の確定が遅れたことにより、繰越明許費とさせていただいたとの説明でありました。

次に、質疑について申し上げます。電子黒板の活用状況は、の質疑に対し、電子黒板の活用は、使用する教師の研修も必要とは考えているとの答弁。

次に、ALTの招致事業について、ALTの責任が非常に軽く、単なる異文化交流であるとの意見もある。児童生徒の英語力のレベルをここまで引き上げるといった責任は課せられないのかの質疑に対し、ALTは主に中学校で、日本人教師の助手となっており、指示によって動くのが基本的な流れである。また、それぞれ個人差があるのも事実で、教育委員会でも毎月1回4人のALTに研修を行っているが、さらなる充実が必要と考えているとの答弁。

パソコンリース契約の更新時期やリース料などの内容が説明書だけではよく精査できないとの質疑に対し、パソコンを購入する際、まず機種を選定が必要で、そのための入札を

実施。その後、それをもとにリース会社と金利分の入札を行う。保守点検はハード会社が行い、契約料の中に含まれている。契約は通常5年であるが、今後はそれ以上使えるパソコンも出てくるので、今回のような先延ばしした形でのリース契約は出てくると思うとの答弁でありました。

次に、社会教育課所管について申し上げます。

予算説明の概要につきましては、歳入の教育使用料の中の行政財産目的外使用料30万6,000円の増額は、株式会社シチズン精密が製品の保管場所として皆田地区公民館を利用していることによる使用料で、内訳は2万5,500円×12カ月分であるとの説明。

社会教育総務費の中のふるさと学寮事業に関する減額補正は、日吉地域のふるさと学寮がインフルエンザ流行等のため中止されたことによるもので、9節旅費の中の社会教育主事講習研修旅費の不用残による減額は、東京で実施される37泊研修の参加者がなかったことによる不用額であるとの説明。

文化財費の13節県指定文化財菩薩立像レプリカ製造費の委託料の減額については、所有者である吹上町田尻の観音講が既に精巧なレプリカを製作したため、そのうちの1体を備品購入費に組み替え補正し、購入したとの説明でありました。

次に、質疑について申し上げます。社会教育主事の講習研修とは、どういった人を見込んでいたのか。また、研修の中身はの質疑に対し、社会教育に関する指導は社会教育法に基づき社会教育主事の資格を持った人が必要であるため、市の職員を対象に応募した。現在、本市の中には10名弱の資格者がいるとの答弁。

公民館の講座活動に関する謝金がほとんどの地区で減額となっているが、その理由は、

また、現在公民館の講座数はどれくらいかの質疑に対し、講座数については約80講座ぐらいある。また、減額の主な理由は、吹上地域については3年間補助し、4年目から自主運営となることや、数多くの職員による出前講座等の実施、また単位の学級講座を合同で実施したこと等によって減額が発生しているとの理由でありました。

県指定文化財菩薩立像レプリカの購入金額について、根拠となる何か資料があったのか。また、いつごろの仏像で、今後どう管理するのかの質疑に対し、製作費に関する明細はきちんと残っていた。また、仏像については専門家の話では飛鳥時代のもので、歴史的にもかなりの希少価値があるとのこと。今後は保存ケースに収納し、本町ロビーで住民の方々にも見ていただけるよう考えているとの答弁でありました。

次に、市民スポーツ課について申し上げます。予算内容につきましては、歳入の教育使用料の中の保健体育施設使用料の補正は、吹上地域のそれぞれの運動施設使用料の見込みによる増額補正であるとの説明でありました。

歳入の保健体育総務費の19節保健体育施設使用料対策費の20万円の減額は、九州高校新人バトミントン大会など、3大会が中止になったことによる減額である。

また、体育施設費の中の吹上浜公園野球場の施設維持修繕料40万円の減額は、外野グラウンドの排水工事を22年度予算へ先送りしたことによる減額補正であるとの説明でありました。

質疑については、地域では積極的に大会誘致を行っているが、バトミントンなどの九州大会が3つも中止になった理由はの質疑に対し、インフルエンザ流行等による中止であったとの答弁でありました。

以上、今まで申し上げてきたことは、本委員会に分割付託された部分の審査の経過であ

ります。

委員会では、審査を終了後、討論、採決に入りましたが、討論もなく採決の結果、議案第23号平成21年度日置市一般会計補正予算（第7号）の文教厚生常任委員会に分割付託された部分につきましては、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時15分といたします。

午前11時03分休憩

午前11時15分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。上園哲生産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長上園哲生君登壇〕

○産業建設常任委員長（上園哲生君）

ただいま議題となっております議案第23号平成21年度日置市一般会計補正予算（第7号）の産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る2月25日の本会議におきまして、本委員会の所管にかかわる補正予算を分割付託され、2月26日に委員会を開催し、委員全員出席のもと担当部長、課長等の説明を求め質疑、討論、採決を行いました。

提案されました補正予算のうち、農林水産業費にかかわる予算は1,722万円減額し、総額を12億1,314万6,000円にしようとするものであります。

歳入の主たるものは、分担金において県営中山間地域総合整備事業費確定による増額補正、県単補助治山事業費確定による減額補正、国庫補助金では農山漁村活性化プロジェクト支援事業申請取り下げによる減額補正、県補助金については、産地づくり対策事業の実績

見込みによる減額補正、農林水産施設災害復旧事業費確定見込みによる減額補正、そして市債においては、現年補助農地農業用施設災害復旧事業債の減額補正、県営かんがい排水事業債の事業費確定に伴う増額補正、県単漁港整備事業費の事業負担額軽減に伴う減額補正であります。

歳出の主たるものは、事業費として新規就農後継者育成事業の後継者支援金の不用額による減額補正、農業振興育成事業の小規模ビニールハウス設置助成事業費確定見込みによる減額補正、産地づくり対策事業費は、日置いちご育苗棚研究会、伊集院茶防霜組合、下神殿防霜施設利用組合の事業費確定による減額補正、農山漁村活性化プロジェクト支援事業のアグリサービスひおきの事業申請取り下げによる減額補正、河川工作物応急対策事業費、県営かんがい排水事業費、県営中山間地域総合整備事業費、いずれも国の増額補正に伴い、事業費増加による増額補正であります。

次に、林業費として県単林道改良事業費は、林道小溝ノ谷線の法面保護工事による入札執行残の減額補正、森のめぐみの産地づくり事業費の下谷口竹炭生産組合による竹酢液採集装置導入は、県補助採択による減額補正、私有林管理費においては、私有林間伐業務委託の事業実施による執行残の減額調整であります。

水産業費としては、県単市町村漁港整備事業の規模縮小に伴う市負担減額による減額補正であります。

次に、土木建設費にかかわる予算は7,156万5,000円減額し、総額を27億4,110万6,000円にしようとするものであります。

歳入の主たるものは、公営住宅使用料において滞納繰越分の実績による増額補正、国庫負担金は現年補助公共土木施設災害復旧費が補助災害未発生のため、減額補正、国庫補助

金は公営住宅家賃対策調整補助金交付確定に伴う増額補正、地域住宅交付金の事業費確定に伴う減額補正であります。

歳出の主たるものは、事業の執行残に伴う減額補正であります。中でも道路橋梁費の道路新設改良費が過疎対策事業費確定により1,827万7,000円の減額補正であります。

住宅建設費も榎園住宅の建てかえ事業の執行残により、468万6,000円の減額補正、公営住宅管理費の火災警報器設置工事執行残による減額補正、公共土木施設災害復旧費も、災害等の発生がなかったため、補助災害分は減額、単独事業分は執行残による減額補正であります。

次に、都市計画課にかかわる歳入の主たるものは、雑入として土地区画整理事業保留地処分費、湯之元地区5件分の134万6,000円の増額補正であります。

歳出の主たるものは、公共下水道事業への起債等による繰出金の減額補正、徳重地区道路築造及び整地工事の入札執行残による減額補正。建物等移転補償費、徳重地区2名、湯之元地区12名の執行残の減額補正、街路事業費負担金の県事業費確定に伴う減額補正であります。

次に、主な質疑の概要について申し上げます。

まず、農業委員会において担い手農家結婚支援モデル事業について、協議会と幹事会の役割の違いはどうなっているのか。また、事業結果はどのようなものであるかとの質疑に対し、協議会は4Hクラブ、独身の担い手農家、認定農業者、助成農業者、日置市婦人団体連絡協議会、農林9課、さつま日置農協、日置市議会、日置市の団体代表者で構成されており、この協議会に委託され、主な事業の計画、予算、決算を協議していく。幹事会は実務担当者で構成されている。21年度は10月

17日、18日、一泊二日で実施され、男性27人、女性25人の参加があった。女性の申し込みは45人ほどであった。

事業の初年度からの改善点は、男性が消極的であったとの反省に立ち、事前に会話の仕方、接し方の研修を実施した。結果として会話がはずみ、大変盛り上がり、交流会終了後事後調査した結果、2組のカップルが誕生したとの報告がなされたとの答弁がありました。

農林水産課においては、農山漁村活性化プロジェクト支援事業におけるアグリサーひおきの申請取り下げの理由はとの質疑に対し、政権交代後、国の制度としての農家の個別補償や自給率回復事業等を使い、米粉や麴用米を生産する予定であったが、今後のブロックローテーションの取り組みが難しくなるという状況下での乾燥機の導入は、時期尚早と判断したため、申請の取り下げがなされたとの答弁であった。

農業振興育成事業費の未執行の理由はとの質疑に対し、白ネギ苗代の補助である。最近市場での価格が安いいため、生産者が減少している状況である。JAも生産振興に積極的でないとの答弁であった。

小規模ビニールハウス設置助成の状況と減額の理由はとの質疑に対し、この助成の目的は、高齢者の生きがいつくりと地域の活性化を目的とし、それに沿って65歳以上の3人以上で組合組織を設立し、地域の物産館に農産物を納入することが要件となっている。21年度の実績は3名で、3棟の助成である。東市来の人が2人、伊集院の方が1人で組合を設立してもらい、助成したとの答弁であった。

設立要件であるビニールハウスが横5メートル、縦20メートルの100平方メートルの規模では大き過ぎるのではないか。高齢者の生きがいつくりを目的として、65歳以上の要件を設定しているのであれば、もう少し

小さいハウスで生産し、物産館に納入することを考慮してはとの指摘がなされた。

鹿児島竹の里づくり事業や森のめぐみの産地づくり事業の減額は、県事業採択が理由であったが、どういう事情であったのかとの質疑に対し、鹿児島の竹の里づくり事業は、タケノコの産地育成のための管理道路を入れる事業であったが、県の予算の関係で不採択になった。森のめぐみの産地づくり事業は、2つの事業要望を出していたが、ジネンジョの施設は補助がついたが、竹酢液採取装置のほうは県の予算の関係で不採択となったとの答弁であった。

繰越明許費の林業費の市有林管理事業の上神殿地区市有林作業道開設業務委託は、今年度森林総合研究所からの100%の補助金で実施することになっていたが、繰り越しになった経緯、また完了はいつを予定しているのかとの質疑に対し、この事業は9月補正で計上し、その後現場を測量し、伐採の数量を森林総合研究所の示す単価で設計書を作成し、1月に入札を実施したが、単価があわないために不調に終わった。森林総合研究所には、この単価では年度内の執行はできないと協議をし、22年度への繰り越しも可能ということで工期を6月20日まで見込んでいるとの答弁でありました。

なぜ日置市の林業関係の業者の単価が高いのか、調査をしているのかとの質疑に対し、作業道のレベルの考え方の問題で、日置市の業者は作業道とはいえ、林道と同等の考えを持っているとの答弁であった。

林業は緊急雇用事業もあるように、経済対策に供する部分がある。最終的には地元業者に100%の補助事業を有効活用すべきとの指摘がなされた。

土木建設課においては、川口美山線は、用地取得難航による減額となっているが、どのような状況であったのかとの質疑に対し、川

口美山線は当初100メートルの工事を実施する予定であったが、宅地と山林の地権者が既に亡くなり、相続人が18名いるため迅速に対応できず、工事の執行ができない状況であるとの答弁でありました。

今後過疎化が進み、地権者が地元にはいない状況や相続人の問題が出てくることが予想されるが、どのような対策を考えているのかとの質疑に対して、地元からの要望のあった路線の事業をしていくので、地元の自治会長や関係者に協力をお願いしながら用地を取得して工事を実施していきたいとの答弁でありました。

都市計画課においては、湯之元駅前の整備が進まないが、審議会での審議の状況と交渉の現状はどうかとの質疑に対し、駅前の工事が進まないのは地権者が事業に反対しているのではなく、単に地権者間の財産分与に関する紛争で3年ほど放置されている状況である。昨年も地元の地権者と職員が一緒に出向いて直接相談したが、進展がなかった。そこで、その場所以外を換地組みかえをして、審議会の同意を受けて執行することにした。2月10日、審議会を開き、今後の方針として、まず山田川の横断設備、次に湯田小付近、その後駅付近の整備をする計画を説明したとの答弁でありました。

以上のほか、多くの質疑がございましたが、所管部長、課長等の説明で了承し、質疑を終了し、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第23号平成21年度日置市一般会計補正予算（第7号）の産業建設常任委員会所管につきましては、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから議案第23号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。議案第23号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第24号平成21年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

△日程第8 議案第25号平成21年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）

△日程第9 議案第26号平成21年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）

△日程第10 議案第30号平成21年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第11 議案第31号平成21年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第12 議案第34号平成21年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第13 議案第35号平成21年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

△日程第14 議案第36号平成21年度日置市診療所特別会計補正予算（第4号）

△日程第15 議案第37号平成21年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）

○議長（成田 浩君）

日程第7、議案第24号平成21年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から日程第15、議案第37号平成21年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）までの9件を一括議題といたします。

9件について文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長漆島政人君登壇〕

○文教厚生常任委員長（漆島政人君）

ただいま議題となりました議案第24号、25号、26号、30号、31号、34号、35号、36号、37号について、委員会審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

これらの議案は、去る2月25日の本会議におきまして、本委員会に付託されました。それを受け、2月26日、3月1日、2日、第2委員会室におきまして全委員出席のもと委員会を開会し、市民福祉部長ほか関係する課長、事務長等の出席を求め、審査いたしました。

初めに、議案第24号平成21年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）からご報告申し上げます。

補正額につきましては、3,887万9,000円を減額し、予算の総額を67億629万6,000円とするものであります。

予算説明の概要につきましては、歳入の特定健診等負担金38万8,000円の増額は、平成21年度の特定健診受診者639人増に伴う国庫負担金の増額補正である。出産育児

一時金補助金51万9,000円の増額は、平成21年10月1日の出産分から出産育児一時金が4万円引き上げられた分の2分の1を国が負担することから、26人分を見込んだ増額補正である。高齢者医療制度円滑運営事業費補助金24万3,000円の増額は、70歳から74歳の医療費の自己負担が平成22年4月から、これまでの1割が2割に変更される予定であったが、来年度以降に変更されたことに伴い、高齢者受給者証の再交付が必要となったため、その財源として国から交付されるとの説明でありました。

歳出につきましては、一般管理費の委託料483万円の増額は、ジェネリック医薬品利用促進システム導入に伴う補正で、国保連合会からレセプトに基づき、市町村に情報提供をいただき、ジェネリック医薬品を使用した場合、これだけの医療費が節約されますという通知を被保険者ごとに作成し、送付するためのシステム導入をしようとするもので、委託料の財源は特別交付金で交付されるとの説明でありました。

次に、医療費適正化特別対策の11節需用費の126万円の減額は、医療費抑制のためのパンフレットをA3版で16ページ作成するため予算措置をしていたが、昨年度も1万部作成をし、国保世帯に配布したことや大きな制度改正もなかったことから、今年度は手づくりで作成したため、全額を減額補正したとの説明でありました。

質疑につきましては、国保準備基金と国保税滞納額の状況はの質疑に対し、準備基金につきましては、平成21年度で3億4,889万8,655円あったが、今回の補正で1億804万5,000円を繰り入れるため、残高は2億4,085万3,655円となる。また、国保税の滞納額は、平成21年度累積で3億7,741万7,000円となるとの答弁でありました。

質疑を終え、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第24号につきましては、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号平成21年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

補正額につきましては、2,077万4,000円を追加し、予算総額を3,179万9,000円とするものです。

予算説明の概要につきまして、歳入の主なものは、医療費交付金の1節現年度分21万円の増額は、平成21年度において市が支払った老人保健医療費に基づき、支払い基金からの概算交付金が21万1,000円見込まれることの増額である。医療費負担金の2節過年度分2,549万3,000円の増額は、平成20年度老人保健医療給付費の実績報告に基づく国庫負担金の精算支払い分である。また、県負担金の2節過年度分交付金の10万9,000円の増額も、同じく実績報告に伴う県からの精算支払い分であるとの説明でありました。一般会計繰入金の1節現年度分医療費694万4,000円の減額は、医療給付費と医療費支給費の減額に伴い、一般会計からの繰り入れを減額するものであるとの説明でありました。

また、歳出の一般会計繰り出し金2,769万2,000円の増額は、歳入で受けた分を一般会計へ繰り出すための補正であるとの説明でありました。

質疑もなく、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第25号平成21年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第26号平成21年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）についてご報告申し上げます。

補正額につきましては、750万5,000円を追加し、予算の総額を3億1,869万7,000円とするものです。

歳入の主なものは、雑入の6万7,000円の増額補正で、内容につきましては、一つが、選挙不在者投票事務手数料2万2,000円で、内訳は、市議選で24人、衆議院選で9人の合計33人の投票があり、1人当たりの手数料は727円であるとのこと。2つ目が、技術実習謝礼金4万4,500円で、内訳については、短大生が実習した場合、1日500円で63日分の3万1,500円、高校生が実習した場合、1週間で1,000円の3名で3,000円、県社協の実習生の場合、1週間で5,000円の2人の1万円を謝礼金として園側に納めるための増額であるとの説明でありました。

青松園、食料油、廃油売り払い金4,000円については、業者の引き取り額がドラム缶1本200リットル当たり6,000円を基準に精算された金額であるとの説明でありました。

次に、歳出につきましては、一般管理費の15節工事請負費の107万7,000円の減額は、厨房の空調機能工事費を計上していたが、修繕で対応できたため全額を減額したとの説明でありました。

質疑につきましては、今回の補正で1,310万円の基金積み立てを計上されているが、トータル幾らの基金積み立てになっているのか。また、さきに実施された国の介護報酬3%の値上げ分については、対象者だけ分配できないので、後日、全体に還元していくとの前議会での説明を記憶してるがの質疑に対し、基金残高は1億1,800万円となる。また、この基金については、公設の施設の場合、スプリンクラー設置の補助金は出ないので、今後独自で整備することになる。その工事費で約3,000万円を見込んでい

る。また、介護報酬の引き上げ分については、来年度で還元していく予定であるとの答弁でありました。

青松園の経営は評価できる。そこで入所を希望する待機者も多いと聞くが、増設の考えはの質疑に対し、増設となると、まず介護保険事業計画に上げなければならない。しかし、計画に上げて、地域に整備されている施設バランス等も考慮されるので簡単に増設とはいかないとの答弁でありました。

質疑を終了し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第26号につきましては原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号平成21年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）についてご報告申し上げます。

補正額につきましては、43万3,000円を減額し、予算の総額を1,080万5,000円とするものです。

予算内容につきましては、歳入の温泉使用料42万7,000円の減額は、公衆浴場と砂丘荘分の湯量の供給分が毎分60リッターが45リッターに減量になったことによる補正で、理由については、施設のパイプラインに湯の花等が付着したため、総量が少なくなったことが主な理由であるとの説明。

質疑もなく、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第30号については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号平成21年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第3号）についてご報告申し上げます。

補正額につきましては、26万6,000円を減額し、予算の総額を1,049万円とするものです。

予算内容につきましては、雑入の26万円の減額は、利用者の減少によるものである。

平成20年度の利用者数が4万5,851人、平成21年度の利用見込みが4万3,152名を予定しており、年間約2,700人程度減少しているとの説明でありました。

質疑もなく、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第31号につきましては原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第34号平成21年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご報告申し上げます。

補正額につきましては、7,663万9,000円を追加し、予算の総額を45億2,473万9,000円とするものです。

予算内容につきましては、歳入の先進的事業支援特例交付金777万6,000円の増額は、認知症対応型共同生活介護施設、つまりグループホームのことです。この2つの施設、対象施設については、この2つの施設864平方メートルのスプリンクラー整備費に関する追加補正である。対象施設については、グループホーム花々館と養母の里、2つの施設である。なお、この交付金は、今年の9月、施設側からの要望を受け、国に要望書を提出していたが、ことしの1月、国の内示があったため、工事費については繰越明許費とさせていただいているとの説明でありました。

同じく歳入の介護給付費繰入金1,070万3,000円の増額は、給付費増に伴い、市が負担する給付費の12.5%の増額補正である。同じく歳入の介護給付費準備基金繰入金1,210万1,000円の増額は、給付費増に伴い保険料で賄うべき事業費の不足分が見込まれるため、介護給付費準備基金より繰り入れるものであるとの説明でありました。

歳出では、居宅介護サービス給付費については、居宅における介護サービスの利用増により1億4,600万円を増額補正した。ま

た、地域密着型介護サービス給付費ほかの各給付費については、平成20年度の決算と、さらに介護報酬の3%増額分を上乗せして見込んでいたが、実績見込みが確定したことによる増減額の補正であるとの説明でありました。

質疑につきまして、居宅介護サービス給付費の負担増は、介護報酬の伸びと同時に利用者の増加があったとのことであるが、どの程度ふえたのかの質疑に対し、年々高齢化率が上がるにつれ、介護サービスの利用者もふえている。しかし、施設利用の充足率は高いため居宅介護サービスの比率は上がっている。前年度と比較して一月当たり100人程度ふえているとの答弁でありました。

今回、介護給付費準備基金の取り崩しも発生しているが、準備基金の状況はの質疑に対し、平成20年度末の残高が2億7,800万円であったが、平成21年度末の残高予定額が1億9,800万円であるとの答弁。

質疑を終了し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第34号につきましては原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号平成21年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてご報告申し上げます。

補正額につきましては、436万4,000円を減額し、予算の総額を5億7,063万5,000円とするものです。

予算説明の概要につきましては、歳入の特別徴収保険料171万9,000円の減額と普通徴収保険料116万3,000円の増額は、12月補正後、資格の得喪、特別徴収から普通徴収へ変更に伴う補正であり、また、督促手数料12万9,000円の増額は、督促件数を当初2,800件分見込んでいたが、1,290件増加したことによる増額補正である。同じく雑入の中の人間ドック等助成事

業補助金 72万7,200円の増額は、対象者 82名分の補助金で、県の広域連合から事業費の3割が入ってくるとの説明でありました。歳出につきましては、健康診査費の一般賃金の中の重複・頻回受診者訪問指導員賃金の109万7,000円の減額は、実績見込みによる補正で、本庁で40人、東市来支所で30人、日吉支所で23人、吹上支所で59人の指導実績となっているとの説明でありました。

質疑につきましては、特になく、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第35号につきましては原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第36号平成21年度日置市診療所特別会計補正予算（第4号）についてご報告申し上げます。

補正額につきましては、7,114万8,000円を減額し、予算の総額を2億9,812万1,000円とするものです。

予算説明の概要につきましては、歳入の事業勘定繰入金2,714万円の増額は、X線やCT、建物などの事業費が確定したことにより、国保会計の調整交付金から繰り入れるものである。

また、歳出の施設整備費の中の消耗品費や備品購入の増額は、診療所開設に必要な機器や器具等の購入費であるとの説明でありました。

質疑もなく、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第36号につきましては原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第37号平成21年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）についてご報告申し上げます。

補正額につきましては、収益的収支を1,995万2,000円を減額し、予算の総額を3億3,775万1,000円とするもの

であります。

予算説明の概要につきましては、入院収益の減額は入院患者減少による減額補正で、現段階での入院患者数は17名で、ベッド数の稼働率は45%であるとの説明でありました。

歳出の主な補正要因につきましては、1月末で1人の医師が退職したことによる給与費等の補正であるとの説明でありました。

質疑もなく、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第37号平成21年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）につきましては原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、9議案に対する報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告9件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから議案第24号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第24号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第26号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第30号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第31号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第34号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第35号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第36号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第37号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時ちょうどといたします。

午前11時59分休憩

午後1時00分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第16 議案第27号平成21年度日置市公共下水道事業

特別会計補正予算（第4号）

△日程第17 議案第28号平成21年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第18 議案第32号平成21年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）

△日程第19 議案第33号平成21年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第20 議案第38号平成21年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（成田 浩君）

日程第16、議案第27号平成21年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）から日程第20、議案第38号平成21年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）までの5件を一括議題といたします。

5件について産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長上園哲生君登壇〕

○産業建設常任委員長（上園哲生君）

ただいま議題となっております議案第27号、議案第28号、議案第32号、議案第33号、議案第38号について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る2月25日の本会議におきまして産業建設常任委員会に付託され、2月26日に委員会を開催し、委員全員出席のもと担当部長、課長等の説明を求め、質疑、討論、採決を行ったものであります。

まず、議案第27号平成21年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）に

ついてご報告申し上げます。

歳入歳出それぞれ809万円減額し、総額5億3,451万6,000円にしようとするものであります。

歳入の主たるものは、起債を多く借り入れられたことによる一般会計繰入金の減額、基金繰入金の減額補正、事業債の事業費確定による減額補正であります。

歳出の主たるものは、終末処理場の維持管理費の燃料料、光熱水費等の減額補正、下水道事業債の委託料は、污水管渠工事の入札執行残による減額補正であります。

次に、質疑は、瀬戸内で管工事の関係で通行どめになっているが、どういう状況なのかとの質疑に対し、昭和62年に入れた800ミリのヒューム管が補助事業の耐用年数内でありながら硫化水素により劣化し、陥没している状況である。この管は補正期間内であるため、悪化した状態の調書を上げて、補助事業に採択してもらうため仮に管を入れている。このまま放置していると道路が陥没する可能性もあるので通行止めにしていくとの答弁でありました。九州地方整備局も調査に来て、来年度の補助事業採択へ向けて進めているとの答弁でありました。

所管部長、課長等の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第27号平成21年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号平成21年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご報告申し上げます。

歳入歳出それぞれ40万7,000円減額して、総額3,910万9,000円にしようとするものであります。

歳入は、集排区域内の人口減による使用料減額と農業集落排水事業促進基金利子減に伴

う減額補正であります。

歳出は、維持管理費の委託料、すなわち処理施設技術点検委託料、電気工作保管理業務委託料などの入札執行残による減額補正、消費税確定による減額補正であります。

質疑については、集排区内の人口減により使用料が減少していく中、施設も経年劣化し、補修も必要となってくるが、今後の事業運営をどう考えているかという質疑に対し、21年度末の基金残高見込みが7,709万7,000円である。この基金を将来的な補修等に充てることになる。積立金がなくなり、ランニングコストを使用料で賄うことができなくなると一般財源や起債等に頼らざるを得ないとの答弁でありました。

所管部長、課長等の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第28号平成21年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第32号は、平成21年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）についてご報告申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、既定予算のとおり164万円であります。ただ、収入予算において前年度繰越金確定により、その分の一般会計繰入金を減額補正する組み替えであります。

所管部長、課長等の説明で了承し、質疑はなく質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第32号平成21年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第33号平成21年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）についてご報告を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、既定予算のとおり

706万5,000円とし、ただ、歳入予算において滞納分の過年度収入見込み減額に対し、一般会計繰入金増額補正による組み替えであります。

主な質疑は、滞納者の把握、その対応はどうか改善しているのかという質疑に対し、滞納者に対して2カ月に1回、書面で通知をし、電話連絡後、直接面接をし、納入を促している。今年度の分の納入状況は、収入分571万6,000円、収納率84.35%である。対象人数は8人、最長返済期限は平成30年12月までである。

所管部長、課長等の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第33号平成21年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第38号平成21年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）についてご報告を申し上げます。

収益的収入及び支出は、予定額をそれぞれ571万8,000円減額し、総額7億5,289万3,000円にしようとするものであります。

資本的収入及び支出は、資本的収入の予定額を1,841万6,000円減額し、合計2億4,435万8,000円とし、資本的支出の予定額を8,444万8,000円減額し、合計5億7,439万円にしようとするものであります。資本的収入、支出は、資本的収入を支出が上回るが、それは留保資金等で補てんとするとの説明でありました。

収益的収入の減額は、営業外収益で他会計補助金の一般会計補助金の減額であります。収益的支出の減額の主たるものは水道事業費用の営業費用の職員給与の減額であります。その分の一般財源で予備費増額であります。

収入的支出は4地域分を一つにまとめてい

るが、資本的支出は4地区ごとに分けている。資本的収入においては、出資金は工事等の減額に伴う簡易水道整備事業支出金の減額、工事負担金は、道路改良等配水管布設替えに伴う市県負担分の減額である。

資本的支出において建設改良費の伊集院地域分は、委託料、工事請負費の入札執行残による減額、東市来分の委託料、工事請負費の入札執行残の減額理由には、水量不足を解決するため、電気探査等の結果に基づき水源地の井戸掘削を予定していたが、予定地の交渉不調によるものである。

日吉地域分の工事請負費の減額は、市道庄ノ中線の改良工事の未実施、市道北原線の改良工事が当初の線形と変わったため、水道管の布設替えをしなくて済んだための減額であります。

質疑において、東市来の工事請負費の減額となった交渉不調の予定地はどこか。また、新たな掘削場所は水源の量が豊富で決定的なのかとの質疑に対し、当初下養母が予定地であったが不調となり、現在皆田地区に予定している。位置図により場所の説明がなされ、より確実な電気探査の結果なので、その予定で分筆作業を進めているとの答弁でありました。

そのほか多くの質疑がございましたが、所管部長、課長等の位置図等の資料説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく採決の結果、議案第38号平成21年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

大変失礼しました。訂正を1点させていただきます。

議案第27号平成21年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、歳入のところで歳入の主たるものは、

起債を多く借りられることによる一般会計繰入金の減額、基金繰入金の減額補正、事業債の事業費確定によるこの「減額」と報告したようではありますが、「増額補正」であります。訂正させていただきます。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告5件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから議案第27号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第27号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第28号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第32号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第33号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第38号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

△日程第21 議案第29号平成21年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（成田 浩君）

日程第21、議案第29号平成21年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について総務企画常任委員長の報告を求めます。池満渉総務企画常任委員長。

〔総務企画常任委員長池満 渉君登壇〕

○総務企画常任委員長（池満 渉君）

ただいま議題となっております議案第29号日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）は、去る2月25日の本会議におきまして本委員会に付託され、2月26日に委員全員出席のもと委員会を開催し、総務企画部長、商工観光課長などの説明を求め質疑、討論、採決を行いました。これから本案についての本委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,322万8,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ2億4,233万6,000円にしようとするものであります。

まず歳入では、宿泊客の減少、予定を10組しておりましたが、5組の実績しかない婚礼売上げの減少などで、料金収入を1,120万円の減、あわせてカラオケの使用料などの雑収入も45万7,000円の減額であります。

また、基金での修繕料が見込みより少なかったことと、補修を自前で実施できたことにより、基金繰入金も158万3,000円の減額となります。

歳出では、一般賃金や修繕料、燃料費及び

カラオケ使用料の減に伴うリース料の減少などで、総務管理費が553万5,000円の減額、一般事業費では温泉加温用のLPガス単価の下落に伴う燃料費の減、宿泊客、婚礼客の減による賄い材料費の減など494万8,000円が減額となります。事業全体の減額により、予定をしていた1,900万円の基金積み立ては200万円減額し、1,700万円となり、現在の基金残高は7,715万円であります。そして、全体の歳入調整により予備費を74万5,000円減額としています。

次に、主な質疑の概要について申し上げます。売上げをふやすために率先して市職員の結婚式などを砂丘荘でやれないか、勧誘すべきではないかとの問いに、鹿児島市内にも施設が多く、少子化の中で過当競争ぎみである。一生に一度のことであり、余り無理も言えないし、若い職員も現在は減っている状況で、婚礼自体も少ないというような答弁でございました。

老朽化していく施設の維持管理に経費も必要になってくるが、今後の対応はどうかとの問いに、浴室の天井部分など老朽化しているので、利用者に快適に過ごしてもらえるように早急な部分は22年度の当初予算に計上したいと思うと答弁。

起債償還も平成17年度に終わった。施設改修のための資金として基金積み立てにはどのように取り組んでいくのかとの問いに、毎年度2,400万円ほど目標額としている。将来に備えて経営努力を重ね、なるべく積み立てを多く持ちたいとの答弁。

温泉の泉質やその湯量についてどのような状況かとの問いに、泉質の調整などは湯之元の泉源からひいているので、独自にはできない。温度がもともと低いので加温をしている。使用料を払って給湯を受けているが、現在のところ湯量が不足することはないとの答弁。

以上のほか。幾つかの質疑がありました。担当課長の答弁で了承し、討論に付しましたが、討論はなく採決の結果、本案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから議案第29号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第29号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

△日程第22 陳情第8号永住外国人地方参政権付与法案に反対する陳情書

△日程第23 陳情第1号永住外国人への地方参政権付与法案に反対する陳情書

△日程第24 請願第1号改正貸金業法の早期完全施行等を求める政府等への意見書提出に関する請願

○議長（成田 浩君）

日程第22、陳情第8号永住外国人地方参

政権付与法案に反対する陳情書から、日程第24、請願第1号改正貸金業法の早期完全施行等を求める政府等への意見書提出に関する請願の3件を一括議題といたします。

3件について総務企画常任委員長の報告を求めます。池満渉総務企画常任委員長。

〔総務企画常任委員長池満 渉君登壇〕

○総務企画常任委員長（池満 渉君）

ただいま議題となっております陳情第8号永住外国人地方参政権付与法案に反対する陳情について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本陳情は、日置市東市来町長里34番地、住吉京子さんから提出され、昨年12月24日の本会議で本委員会に付託され、閉会中の継続審査として審議してきたものであります。

陳情の趣旨は、日本における特別永住外国人・永住外国人など、およそ91万人に対し、我が国の地方参政権を付与する法案の阻止・破棄に向けて当議会からも国会に働きかけてほしいというものであります。

特別永住外国人のうち、韓国人約42万人は、2012年の韓国総選挙から在外選挙権が認められ、日本にいながら韓国の参政権を行使できるようになる。同時に、日本の参政権も付与されると内政干渉にもなり、我が国の国防、教育などに重大な影響を及ぼすことが予想される。特に、国境の離島など人口の少ない市町村での影響が強く懸念され、国防の面からも重大な脅威にさらされることになる。よって、本議会においても、この趣旨を地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を政府期間に提出し、陳情内容の実現に向けて働きかけをしていただきたいとのことであります。

1月21日、2月19日の両日に全委員出席のもと委員会を開催し、本陳情について審査し、討論、採決をいたしました。我が国に

おけるいわゆる永住外国人は、特別永住外国人、永住外国人、定住外国人、帰化人の4つに区別され、戦後まで日本国籍をもっていた朝鮮人と台湾人、そしてその子孫で本国に帰化せず日本に残留したおよそ42万人を特別永住外国人と呼び、日置市にも2名の居住があります。

また、永住外国人とは日本における滞在期間に制限がなく、一般的に在日と言われる人々で、日本国内に約49万人が居住し、日置市には28人が住んでおられます。今回対象となる永住外国人とは、このおよそ91万人であります。

参政権は日本国籍を取得して、帰化すれば付与されますが、同時に永住外国人には在留更新の免除、外国人登録証明書携帯義務の免除、自治体によっては固定資産税、軽自動車税の減免などの在日特権も付与され、これにより容易に帰化しないとも言われております。

他方、参政権付与に積極的な意見には、定住外国人の大半を占める在日の韓国、北朝鮮の人々は、戦前に半ば強制的に日本国民になり、多くが同じ日本人として兵役につき、戦争を戦うなど辛苦を伴にしてきたし、その後日本で生まれた多くの子孫は日本人そのものであり、将来にわたって日韓両国民の信頼関係の構築に寄与できると主張をしております。

以下、委員会での委員の意見などは次のとおりであります。本国での選挙権を持ち、さらに今居住しているところの地方参政権を認めると、日本としては非常に危険にさらされる恐れがある。

鹿児島、長崎など離島を抱えるところは非常に危うい。組織的に離島の一部に移住して島をのっとられる危険性もある。参政権が欲しければ、国籍法にのっとり帰化すべきである。

沖縄県、島根県、新潟県、北海道など国境を接する地域では、領土問題も絡む。その隣

接する国の人々に参政権を与えるなど考えられない。

各地の県議会や自治体でも、賛成、反対があり、趣旨の内容も奥が深いようである。もう少し時間をかけて審議してもいいのではないかなどの意見も出されました。

討論、採決の結果、賛成多数で本案については採択すべきものと決定をいたしました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、陳情第1号永住外国人への地方参政権付与法案に反対する陳情についての本委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本陳情は、日置市東市来町長里106の10、日本会議鹿児島日置支部支部長持留忠二氏から提出され、去る2月25日の本会議で本委員会に付託されたものであります。

陳情の趣旨は、日本国民でない外国人には、たとえ地方参政権であっても認めることはできないものである。政府は、永住外国人に地方参政権を付与する法案を国会提出に向けて準備をしている。本議会においても、永住外国人への地方参政権付与法案に反対する意見書を国に対して提出し、陳情内容の実現に向けて働きかけをしていただきたいとのことであります。

3月2日に委員全員出席のもと、本陳情について審査し、討論、採決をいたしました。

さきにご報告いたしました陳情第8号と趣旨内容も同じであり、各委員の意見なども先ほどの報告のとおりであります。

同日、討論、採決の結果、賛成多数で本件については採択すべきものと決定をいたしました。

以上、ご報告申し上げます。

続いて、請願第1号改正貸金業法の早期完全施行等を求める政府等への意見書提出に関する請願についての本委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本請願は、鹿児島市鴨池新町5の7の6の鹿児島地域労働者福祉協議会会長、徳田哲也氏から提出され、去る2月25日の本会議で本委員会に付託されたものであります。

なお、紹介議員は本市の坂口洋之議員と西菌典子議員であります。

請願の趣旨は、自己破産者18万人、多重債務者は200万人を超えるなど、深刻な多重債務問題を解決するため、平成18年12月に改正貸金業法が成立し、ことしの6月には完全実施される予定である。改正された貸金業法では、出資法の上限金利の引き下げ、年収の3分の1を超える過剰貸付の禁止、その実行のために借り手の借り入れ総額を貸金業者が把握できる仕組みも整備される。貸金業への新規参入条件の厳格化も図られ、業者の行為、それらも厳しく規制される。

改正後、政府の対策本部と業界など民間が連携して取り組んだ結果、平成19年には自己破産者は13万人を下回るなど、着実にその成果があらわれてきた。しかし、昨今の厳しい経済状況から、資金調達が制限された中小企業などの倒産が増加するなど、個人でも借りたい人が借りられなくなったなど声もあり、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者への規制緩和を求める動きも出てきている。

もし法律の完全施行の先延ばし、業者への規制緩和などが実施されれば、再び自殺者、自己破産者、多重債務者の増加を招き、多重債務問題は逆戻りすることになる。今、この問題解決のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実、ヤミ金融の撲滅などである。

これらの施策とあわせ、改正貸金業法の早期完全実施に向けて今般設置予定の消費者庁などでの地方消費者行政の充実に取り組んでほしいとの内容であります。

よって、本議会においても地方自治法第99条の規定に基づき、国会及び関係省庁に

対し意見書を提出し、請願内容の実現に向け働きかけをしていただきたいとのことでもあります。

3月2日に委員全員出席のもと、本請願について審査し、討論、採決を行いました。

なお、紹介議員に対する質疑は、当委員会に所属しております西菌典子議員に行いました。

また、本市における多重債務問題の相談件数など、商工観光課長の出席も求めました。

以下、委員会での各委員の質疑、意見など、次のとおりであります。本市に消費生活相談員が設置されてからの相談件数と、それに占める多重債務関連の割合はどうかとの問いに、平成19年度が124件で、うち22件、平成20年度が146件で、うち23件、平成21年度が2月までで108件で、うち22件となっており、割合は約20%ほどであるとの答弁。

20%の相談者の職業など、特徴的なことはどうか。また、その後の相談紹介先はどこかとの問いに、さまざまな職業、立場の方々があり、特定の職種に偏ることはないと思う。紹介先は弁護士会、司法書士会、法テラス、鹿児島県くすの木会の4つであるとの答弁。

改正貸金業法の早期完全実施とのことだが、スケジュールはどのようになっているのかとの問いに、法の公布は平成18年12月20日であるが、段階的に施行され、法律本体は平成19年12月19日施行、貸金業者の基礎要件の引き上げ、資格者の設置などをうたった第3条の関係が平成21年6月18日施行、借り手の年収の3分の1以上の貸付禁止など総量規制を盛り込んだ4条関係がことし6月18日施行予定であるとの答弁。

セーフティネット貸付の充実をとあるが、福祉課での告示貸付や相談のほか、行政としてこのほかに緊急の貸付制度などがあるのかとの問いに、福祉面で社会福祉協議会での貸

付制度があるが、これ以外での行政の貸付制度はない。借入額をふやす結果にならないように、その前に規制をかけて借り手の返済能力などを加味した規制が必要だと思うとの答弁。

相談者を解決に導いたケースなど、これまでの実績はどうかとの問いに、紹介後の追跡調査など、報告のシステムはなく、しかも個人のプライバシーが絡む問題なので、詳細には把握できていないとの答弁。

そのほか、趣旨、目的など社会の情勢に適合し、内容も理解できる。6月の施行を控えての時期的なこともあるが、大切なことだと思うとの意見など、それぞれの委員から同様の発言がありました。

質疑を終了し、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、本件については全員一致で採択すべきものと決定をいたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告3件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから陳情第8号について討論を行います。発言通告がありますので、順次発言を許可します。

最初に、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。山口初美さん。

○2番（山口初美さん）

私は、陳情第8号永住外国人地方参政権付与法案に反対する陳情書に反対討論を行います。

永住外国人への地方参政権付与の問題は、1995年の最高裁判決を契機に、国政上の課題となりました。最高裁は、措置を講ずることは憲法上禁止されているものではなく、国の立法政策の問題であるとの判断を示しま

した。

その後、運動が高まり、地方議会でも法制化を求める決議が相次いで出されています。最高裁は、外国人の地方参政権について、すべての外国人に国政レベル、地方レベルを問わず参政権は憲法上保障されないとする否定説に立つものの、暴論部分で地方レベルの参政権については、法律による付与は憲法上許容されるとする部分的許容説に立っています。

暴論とは、判決において表された裁判官の意見のうちで、判決理由には入らない部分を言います。この暴論部分の解釈をめぐり、賛成派と反対派の間で論争があります。

国会では、98年秋、民主、公明共同案と日本共産党案が出されて以来、何度も法案が出され、質疑が行われてきましたが、成案には至っていません。日本共産党は、98年に永住外国人地方参政権法案を国会に初提出した後も、何度も出してきました。日本共産党の案は、地方政治はすべての住民の要求にこたえるために、住民自身の参加によって進めるという観点から、永住外国人にも地方参政権を付与すべきだとしています。そのため、都道府県、市区町村の首長、議会議員についての選挙権だけでなく、被選挙権も含めて条例制定などの直接請求権、首長、議員リコールなどの住民投票権も認め、選挙活動の自由を保障するというものです。

ヨーロッパでは、すべての定住外国人か特定の外国人かに違いはあるものの、ほとんどの国が地方参政権を認めています。日本共産党は、今年の総選挙政策でも、地方自治体の運営は、本来すべての住民の参加によって進めるのが憲法の保障する地方自治の根本精神であり、永住外国人を地方自治の担い手として迎え、日本国民と等しく参加する政治を実現することは、我が国の民主主義の成熟と発展につながりますと述べ、永住外国人に地方参政権を保障する立法の実現に全力を尽くす

ことを公約しております。

以上、議案8号の陳情に対する反対討論といたします。

○議長（成田 浩君）

次に、大園貴文君の賛成討論の発言を許可します。大園貴文君。

○11番（大園貴文君）

11番。陳情第8号永住外国人への地方参政権付与法案に反対する陳情を採択することに賛成の立場で討論いたします。

陳情の趣旨は、国家とは領土、国民主権によって構成される運命共同体であり、日本国民でない外国人にはたとえ地方参政権であっても、認めることはできないものとなっています。

理由として、日本国憲法の中で日本国民に与えられた権利としています。

また、永住外国人への地方参政権が実施されると、在日韓国人は韓国の賛成権を保持しながら、同時に日本の参政権も付与されることになると、二重選挙権の付与となり、国民固有の権利が侵されるものと考えます。

永住外国人が地方参政権を取得するには、国籍法第4条において、外国人は帰化によって日本国籍を取得できると規定されています。憲法に基づき、国籍法に定める帰化により日本国民となり、権利を得るべきと考えます。

以上を申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから陳情第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は採択です。陳情第8号を採択することに賛成の方は起立お願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

よろしいです。起立多数です。したがって、陳情第8号は採択することに決定しました。

次に、陳情第1号について討論を行います。発言通告がありますので、順次発言を許可します。最初に、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。山口初美さん。

○2番（山口初美さん）

私は、陳情第1号に対する反対討論を行います。

先ほどの陳情第8号に対する内容と同じです。省略をいたします。

以上、簡単ですが反対討論といたします。

○議長（成田 浩君）

次に、大園貴文君の賛成討論の発言を許可します。大園貴文君。

○11番（大園貴文君）

11番。陳情8号と同様の理由により、賛成といたします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は採択です。陳情第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

よろしいです。起立多数です。したがって、陳情第1号は採択することに決定しました。

次に、請願第1号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。本件に対する委員長報告は採択です。請願第1号

は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

△日程第25 陳情第2号350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情

○議長（成田 浩君）

日程第25、陳情第2号350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情を議題といたします。

本件について文教厚生常任委員長の報告を求めます。漆島政人文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長漆島政人君登壇〕

○文教厚生常任委員長（漆島政人君）

ただいま議題となりました陳情第2号350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本陳情は、去る2月26日の本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託されました。それを受け、3月2日、第2委員会におきまして全委員出席のもと、委員会を開会し、審査いたしました。

陳情の提出者は、日置市伊集院町妙円寺1の106の8、薬害C型肝炎問題に取り組む鹿児島県民の会代表、松元徹氏であります。

初めに、陳情の趣旨から申し上げますと、我が国にはB型、C型の肝炎患者及び患者が350万人ほどおり、県内だけでも約2万数千人がいる。その大半は輸血や血液製剤の投与、また予防接種における針の使い回しなどの医療行為による感染が主で、その原因は国の監視体制に問題があるとされている。そこ

で、こういった肝炎患者を救済する目的で、平成20年1月、薬害肝炎救済特別措置法が制定された。しかし、その法のもとで救済される肝炎患者はフィブリノゲンなど特定血液製剤を投与し、感染したことがカルテなどで証明できる薬害C型肝炎者のみとなっているが、感染から発病まで長年かかるケースも多いことや、カルテなどの保存義務も5年となっていることから、証明できる患者も限られているのが現況である。

また、ウイルス性肝炎患者の中には、それ以外の要因による感染患者も多く、その人たちは救済対象となっていない。そこで、国はその後、この問題への対策としてB型、C型肝炎感染は国の責任であることを明記した。また、すべての肝炎患者を救済することを国の責務と定めた肝炎対策基本法を平成21年11月に制定し、平成22年1月1日より施行された。

しかし、患者救済の根拠となる基本法は制定されたが、具体的な救済策を示す肝炎対策基本指針の策定や必要な個別法の制定はいまだなされていないため、それに伴う予算措置等も当然なされていない。

そこで、肝炎対策基本法に基づくすべてのウイルス性肝炎患者の救済を図るため、陳情者が示す意見書を採択の上、国会と政府に提出していただきたいというのが陳情趣旨でございます。

なお、陳情者から提示された意見書の一部をご紹介しますと、次のとおりでございます。

肝炎対策基本法をもとに患者救済に必要な法整備や予算化を進めること。救済特別措置法による救済の枠組みを広げ、カルテ以外の記録や記憶、証言などももとに特定血液製剤使用可能性のあるC型肝炎患者も救済すること。肝炎ウイルス性の未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見、早期治療につなげる施策を講じることととも

に、ウイルス性肝炎への偏見差別の解消や薬害の根絶を図ることなど、他4項目であります。

そこで、本委員会では本市におけるウイルス性肝炎患者の実態がどういった状況にあるのか、また本市はこの問題にどう対処しているのか、実態を把握するために、所管課である健康保健課より説明をいただきました。

そこで、健康保健課の説明内容を要約しますと、平成21年5月でのウイルス性肝炎による国保診療分は、入院件数で6件、入院以外で155件の合計161件となっている。また、肝炎患者数については、55歳から59歳までの方が21名、60歳から64歳の方が21人、65歳から69歳までの方が44人、70歳以上の方が65人と、高齢化になるほどふえる傾向にある。

また、本市内においても、感染してから何十年もたって症状が出る例も発生している。そのほか、インターフェロン注射による治療については、高額なため平成20年4月1日より県の一部助成制度がスタートしている。助成額については、市町村民税が6万5,000円未満の人については、負担額が月額1万円、市町村民税が6万5,000円以上23万5,000円未満の人については、自己負担額が月額3万円、市町村民税が23万5,000円以上の人については、自己負担が月額5万円となっている。

なお、この助成を受けるためには、伊集院保健所への登録が必要で、認定を受けても、その有効期限は1年となっている。ちなみに、管内保健所に登録されている本市の人数は、平成21年度で36人となっている。

これまで説明したのは、国保被保険者だけの数字で、ほかの被保険者まで加えるとかなりの人数になることが予測される。また、本市における肝炎ウイルス検査体制については、平成21年度で500人分の100万円を計

上し、毎年検査ができるよう体制を整備しているなど、以上の説明が主な部分でございます。

委員会では、そういった所管課の説明内容やネットで入手したウイルス性肝炎に関する資料等をもとに自由討議をした結果、現在ウイルス性肝炎問題は国民的課題となっていると同時に、本市においても深刻な問題と認識するべきである。また、この問題は今後高齢化世代を中心に拡大していくことや、経済的な理由などで十部な治療がなされないことも予測される。したがって、陳情者の願意は十分理解できるものであるとの意見集約がなされました。

その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、本陳情は採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから陳情第2号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから陳情第2号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第2号は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

△日程第26 意見書案第1号永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書

△日程第27 意見書案第2号改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

○議長（成田 浩君）

日程第26、意見書案第1号永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書及び日程第27意見書案第2号改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の2件を一括議題といたします。

2件について提出者に趣旨説明を求めます。池満渉総務企画常任委員長。

〔総務企画常任委員長池満 渉君登壇〕

○総務企画常任委員長（池満 渉君）

ただいま議題となっております意見書案第1号永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書について、提出者の趣旨説明を申し上げます。

先ほど採択をされました陳情第8号及び陳情第1号の2件の願意が、政府への意見書提出であります。

なお、両陳情の要旨は同じでありますので、ここに一本化して意見書案第1号として、所定の賛成者を得て日置市議会会議規則第14条1項の規定により、ここにご提案するものであります。

内容については、お手元に配付してありとおりで、朗読は省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により、政府等へ意見書を提出するものであります。

送付先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

次に、意見書案第2号改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書について、趣旨説

明を申し上げます。

この案件も同様、先ほど採択されました請願第1号の願意が政府等への意見書提出でありますので、日置市議会会議規則第14条第2項の規定により、ここにご提案するものであります。

内容については、お手元に配付してありとおりでございます。朗読は省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により、政府等へ意見書を提出するものであります。

送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、金融担当大臣、消費者及び食品安全担当大臣、厚生労働大臣、総務大臣、国家公安委員会委員長であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから2件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第1号及び意見書案第2号の2件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第1号及び意見書案第2号の2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第1号について討論を行います。討論はありますか。山口初美さん。

○2番（山口初美さん）

私は、意見書案第1号永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書に対しまして、反対討論を行います。

先ほどの陳情第8号と1号のところでも述べましたけれども、地方自治体の運営は本来

すべての住民の参加によって進めるのが、憲法の保障する地方自治の根本精神であり、永住外国人を地方自治の担い手として迎え、日本国民と等しく参加する政治を実現することは、我が国の民主主義の成熟と発展につながると考えます。この意見書には私は反対でございます。

簡単ですが、以上、反対討論といたします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから意見書第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

起立多数です。したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。

△日程第28 意見書案第3号350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書

○議長（成田 浩君）

日程第28、意見書第3号350万人のウ

イルス性肝炎患者の救済に関する意見書を議題といたします。

本案について、提出者に趣旨説明を求めます。漆島政人文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長漆島政人君登壇〕

○文教厚生常任委員長（漆島政人君）

ただいま議題となっております意見書案第3号350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書案について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど採択された陳情第2号の願意が、関係機関への意見書提出でありますので、日置市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、ここに提案するものであります。

内容につきましては、お手元に配付してあるとおりで、朗読は省略いたしますが、現在ウイルス性肝炎問題は国民的な課題となっておりと同時に、このことは、日置市内においてもかなりの問題となっている。また、この問題は今後高齢化世代を中心に拡大していくことや、経済的理由などで十分な治療がなされないことも予測されるため、国の責任と責務のもとに、きちんとした対処が必要であることから、地方自治法第99条の規定により、国会と政府へ意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣であります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから意見書案第3号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第3号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第3は委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を14時15分といたします。

午後2時03分休憩

午後2時15分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第29 議案第39号平成22年度日置市一般会計予算

△日程第30 議案第40号平成22年度日置市国民健康保険特別会計予算

△日程第31 議案第41号平成22年度日置市老人保健医療特別会計予算

△日程第32 議案第42号平成22年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算

△日程第33 議案第43号平成22年度日置市公共下水道事業

特別会計予算

△日程第34 議案第44号平成22年度日置市農業集落排水事業特別会計予算

△日程第35 議案第45号平成22年度日置市国民宿舎事業特別会計予算

△日程第36 議案第46号平成22年度日置市温泉給湯事業特別会計予算

△日程第37 議案第47号平成22年度日置市公衆浴場事業特別会計予算

△日程第38 議案第48号平成22年度日置市飲料水供給施設特別会計予算

△日程第39 議案第49号平成22年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

△日程第40 議案第50号平成22年度日置市介護保険特別会計予算

△日程第41 議案第51号平成22年度日置市後期高齢者医療特別会計予算

△日程第42 議案第52号平成22年度日置市診療所特別会計予算

△日程第43 議案第53号平成22年度日置市水道事業会計予算

○議長（成田 浩君）

日程第29、議案第39号平成22年度日置市一般会計予算から、日程第43、議案第53号平成22年度日置市水道事業会計予算までの15件を一括議題といたします。

この15件につきましては、さきの本会議において提案理由の説明及び施政方針を聞いてから質疑することにしておりましたので、

これから総括質疑を行います。

まず、議案第39号について質疑はありますか。

○14番（田畑純二君）

私は、議案第39号平成22年度日置市一般会計予算について質疑いたします。

去る2月19日の全員協議会にて平成22年度当初予算案の概要を我々議員全員に説明していただきました。そして、2月25日の今会議の本会議にて、市長により、この当初予算の基本的な考え方と本年度の施政方針及びこの当初の予算の概要について説明していただきました。また、総務企画部長よりも、平成22年度における各会計予算の概要と部門別の主要事業についての説明をいただきました。それらによりまして、私もいろいろな大まかな点につきましてはそれなりに理解し納得したつもりであります。市長も充実の2期目というマニフェストに沿って5年目のこの当初予算案を作成されたものと思います。

市長のマニフェストとの整合性などにつきましては、今後の一般質問等でも質問していきますので、ここでは申しません。

しかしながら、この当初予算案の細かな点につきましては、説明資料を一読しただけではその表現の仕方などで十分に理解できない点があります。そうありますので、私は私の所属する産業建設常任委員会に属する以外の案件について、一般市民を代表する立場で、あえてこの本会議の場で質疑をいたします。

各担当課長は、我々一般市民にも十分によく理解できるように以下の4点について具体的にわかりやすく、明確に誠意を持って答弁してください。

説明資料の44ページでございます。一般管理費、報酬、委員等報酬、特別報酬等、審議会委員報酬、その下に行政改革推進委員会委員報酬、このように、各審議会や各種委員

会、節ごとにあちこちに出てまいります、総体的に前年度と比較して、その合計の数や予算額はどうなっているのか。また、それらの整理合理化等は検討したのかしなかったのかお尋ねいたします。

そして、できれば、各種審議会と各種委員会の名称と目的と委員数、会議、回数等を一覧表にして、後日我々全議員に配付していただきたいのでありますが、どうでありましょうか。まず、これが第1点。

第2点目、45ページの一般管理費、日置市制5周年記念式典事業費、報償費の中であります。記念式典時アトラクション等出演謝金、この市制5周年に当たって5月に開催予定の記念式典の事業費が節ごとにあちこち出ております。それを合計しますと146万7,000円となります。伊集院文化会館で開催予定のこの記念事業の概要、すわなちこの事業の総額、だれを招待してどんな内容のかなど、詳細を具体的にわかりやすく明確に説明願います。まず、これが2点目。

3点目、50ページの財政管理費、19節の負担金補助及び交付金負担金、電子入札システム開発費負担金、県と共同開発とあります。この件につきましては、前年度は151万3,000円でありましたが、ことしこの電子入札システムはいつごろ完成予定なのか、また、日置市以外の市町はどういうふうになっていくのか。それと、本市の電子入札に向けての準備、どういうぐあいに現時点ではなっているのか、その状況をお聞きいたします。これが3番目。

4番目、最後でありますけど、62ページ、企画費、節の25積立金、地域づくり推進基金費2億円、合併特例債による基金造成とあります。この件につきましては、去る2月25日付の日置市当初予算発表時の南日本新聞の記事にも載っておりますが、これは26地区公民館の地域振興計画推進に向けた

基金造成と思います。それで、この26各地区公民館には、これを平均しますと約1地区公民館で769万円ずつとなります。それで、各公民館長もこの基金の配分の仕方、それから、どういうふうにしてやるのかなどについて非常に注目しております。それで、具体的には、だれがどの基準でどのようにして配分する予定なのか、わかりやすく具体的に説明願います。

以上、4点答弁を求めます。

○総務課長（福元 悟君）

ご質問の説明資料44ページの行政改革推進委員会の表題があるわけですが、全体的に審議会、協議会等についての人件等について、またその見直し等についてというご質問でございましたが、このページにわたってきておりますのが、報酬等審議会委員の報酬、それから、行政改革推進委員会という総務所管に係る部分でございますが、これを総括した人件等々につきましては、その委員数等につきましては、予算に関する説明書の47ページに明細がついております。その中でそういう人件等につきましては、本年度では2,231名の委員数になっております。これにつきましては、180名の委員数につきましては減数でございます。

ご要望の協議会、審議会等のそういう組織の一覧ということの要望でございますが、これにつきましては、後日配付できるように準備いたしたいと思っております。

次に、45ページの5周年記念式典の関係でございますが、執行間では、現在のところ5月22日を予定をいたしております。その中で内容等について紹介いたしますと、主に今回は1周年記念式典ではいろんな表彰式等も行っておりますが、5周年につきましては、今回の大きな目玉としましては、日置市民歌の披露でございます。その辺の予算を21年度で計上しておりましたので、その市

民歌を大きなメインとしていたします。

それから、これも予算のほうでお願いいたしました。日置市の紹介ビデオということで、5周年のあゆみという形になろうかと思いますが、そのようなものを一番のメインにしております。それから、あとは、この市民歌の作曲者、作詞者のこれまでのご寄稿に対しましての表彰式というのは計画いたしております。あとは、もう一般的なセレモニーというふうに考えております。

一応呼びかけていくのは、各種審議会等の委員の皆様、もちろん議会議員の皆様方、それから、県関係の来賓の皆様方、そのような方々、対象としては一応今回の予算では約1,000名あたりを案内の対象候補としていたしております。そのような形で、現在のところ進めております。

以上でございます。

○財政管財課長（富迫克彦君）

説明資料の50ページに電子入札に関するご質問でございます。このシステムにつきましては、平成18年から鹿児島県と県内の市町村がインターネットを介した入札システムの構築ということで共同開発をしてきたものでございますが、システム全体としてはほぼ完成されているというふうに考えております。

ただ、日置市の場合は、平成20年度から一部試行を始めながら、昨年10月1日から基本的にはすべて電子入札に移行するという取り組みを進めてきております。

それで、ことしの3月1日現在では、建設工事の関係で278社指名願いが出されておまして、そのうち市内の業者さんが107社という状況でございます。割合にして93.9%が市内業者さんでは、もう既に電子入札の対応をいただいているということになります。

それから、業務委託、コンサルタントの関係でございますが、全体では159社登録を

いただいておりますが、市内には7社ございまして、7社すべてが電子入札に対応していただいているということになっております。

今後は、このシステムを活用していろんな物品調達の関係とかにも広げていけるようなシステムになっておりますので、その辺を随時拡充していくことになっていくかというふうに考えております。

以上でございます。

○企画課長（上園博文君）

62ページの説明資料の積立金の2億円の内容でございます。この積立金の内容につきましては、せんだって財政課長のほうからもある説明があったとおりでございます。実質この積立金は償還した額しか使えないということで、あくまでもソフトのほうに使える資金となるんですけれども、実質、せんだってご説明申し上げました補正の中で1億5,800万円の交付金がありましたけれども、こちらのほうを活用してまいりたいと思っております。

なお、この活用の仕方につきましては、21年度はそれぞれ地区の高齢化に伴う割合、あるいは均等割、人口割、世帯数割等を勘案してしたところでございますけれども、この22年度の予算につきましては、地区公民館への配分の仕方、もちろん人口、世帯の関係はその配分率に含めていきますけれども、ただ、小学校区の中でかなり多いところもございまして、そういったところを二分割するか、そういった方法も含めて今後検討してまいりたいと思っております。

なお、今回2億円の実際積み立てた額の取り崩しなんですけれども、1億5,800万円をベースにしまして、大体8割から9割方取り崩しをしていきたいと考えているところでございます。

ご指摘のありましたとおり、平均しますと確かに769万円前後の額にはなりますけれども、

こういった2億円はストレートに使えない状況でございます。

今後、21年の課題としましては、やはり9月では遅いんじゃないかといった地域の方々のご意見もいただいたところでございます。これが6月補正に間に合うかどうか今調整中でございますけれども、その内容を詰りながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○14番（田畑純二君）

この日置市制の5周年記念事業費の総額は先ほど申しましたんですけど、単純に計算してもらったら146万7,000円になります。大体総額はどのくらいになるのか、改めてそれをもう一回参考のためにお聞きします。

○総務課長（福元 悟君）

お答えします。今の一般管理費の中で計上されている部分がすべてでございます。合計で、まず報償費で、記念アトラクション関係の出演関係で11万7,000円、それから、その他の報償等で62万5,000円、そして、普通旅費等につきましても、作曲者、それから作詞者等につきましての旅費を依頼して来ていただきますので28万円、それから、47ページに出てまいります消耗品等につきまして2万5,000円、もう一点ございます、印刷製本費等で記念式典に係るパンフレット等でございますが、25万5,000円等々が内容でございます。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

○17番（梶 康博君）

市長の施政方針と予算書の中から2件ほど伺います。

いよいよテレビのデジタル化が実現がもう間近となってきており、市の単独予算として62ページで6,167万9,000円と、その中の517万9,000円が単独分となっておりますけれども、アナログ時代に旧伊集

院町においては、共聴アンテナについては自己負担の上限額が決まっておったと思っておるんですけども、それに基づく市の事業になるのか、それとも、デジタルということで別途基準があるのかどうかということが1件伺いたいと思います。

それから、今回合併していろいろ経費節減ということで進めてきておられましたけれども、いよいよ教育部門において、小中学校の統廃合といいますか、そういうことについての協議が始まるようにあるようですけれども、どういったことを観点に置いて、その協議会に委託される意向なのか伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

このデジタル化につきまして、ここに62ページに載っておりますけど、いろいろとNHKを含めましてそれぞれの自己負担というのが7,000円程度という形でございますので、NHKの補助金をもらったり、国への補助金をもらったりしておりますので、難視聴の地域におきましては7,000円程度ということで自己負担、ほかにつきましては、そういう国庫補助金、NHKの負担金を利用させていただきながら、ほかの所につきましては市の単独が多くなると、そのように今基本的には7,000円という線の中で行かせていただきたいと思っております。

2番目、これは教育長のほうが答弁すれば一番いいのかなと思っておりますけど、5年たちまして、統廃合という部分の考え方も正しいかもしれませんが、基本的に今私ども日置市に中学校、小学校それぞれ学校数、小学校は19、中学校は7校ですか、26校ありますけど、規模的にこれでいいのかどうか、統廃合というのが頭に来ることじゃなく、今の中で今後本当に地域として父兄を含ましてそういう論議をしていただきたいということで、約2年間程度じっくり考えてやはり行くべきじゃないかなということで、教育委員会

のほうで教育長が主体的になってこのことについて論議をしていかれるというふうに思っております。

○教育長（田代宗夫君）

市長のほうで今問題なくお答えになったものだから、そのとおりでございまして、ご存じのとおり、小規模校大変多いです。かといって統合ということでもございせんけれども、このような状況の中でこれからどういう形でどんなふうに進めていけば、本当に子供たちが楽しく喜んで学校に行けるようになるのか、そういうことを踏まえながら、大体おおよそ2年間ぐらいを予定しておりますので、早急に結論が出るわけでもございせん。もちろん地域の方のご意見をお聞きしたり、皆さん方の学校の望ましい、どの程度が規模がいいのかとか、地域の活性化を含めたり、あるいは学校の規模を考えたり、子供や地域の意見を聞いたり、もろもろ研究調査をして、最終的に結論を出していきたいということでございます。

○17番（梶 康博君）

学校という施設は、本当に統合しなければならぬ事情もあるかと思っておりますけれども、やはりこういう過疎の進む今日において、学校という施設がなくなるということは、非常に地域の発展ということも阻害される懸念もありますので、やはりこの面についても、ただ統合ありきの問題ではなく、総合的な観点から検討を加える、またその適正な時期には、関係する住民には情報公開を進めるというようなことも留意しながら、こういう協議はしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（成田 浩君）

答弁はよろしいですか。

○17番（梶 康博君）

はい。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（坂口洋之君）

説明資料の75ページの4目参議院選挙費というところのところです。昨年の9月議会の中で、福祉施設の投票のあり方について質問があったと思いますけれども、市長はそのとき、福祉施設での投票に関しては立会人を設置したいということを答弁されたと思いますけれども、今回の投票立会人の中に予算がちゃんと反映されているのかまずお尋ねいたします。

あともう一点は、188ページです。3目の街路事業費の普通旅費ということで、駅周辺整備にかかわるJRとの協議ということで旅費が出てるとは思いますけれども、現行は駅周辺整備について現状はどうであるのか。また、来年度に向けて市はどのような形で取り組んでいく予定なのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

最後の駅周辺につきましては、今ここにも予算が上げてございますとおり、今JRといろいろ詰めをさせていただき、今基本設計というのが委託をしてできております。この基本設計に基づきまして、今JRとの予算的なものにつきましては今詰めをさせてもらっておりまして、これがある程度詰めができれば、議会の皆様方にも早くご説明を申し上げたいというふうに思っております。この報告が4月ごろ議会のほうにも説明できればいいのかなというふうに思っております。

今後におきましても、そういう推移を見ながら、このことにつきまして、また議会の皆様方のご意見もいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○総務課長（福元 悟君）

75ページの参議院議員選挙の中の施設等への立会いという、選挙日の立会いということではありますが、今いろんな機関でこのよう

な方向性について話し合いも持たれておりますが、今のところ考えておりますのは、職員で立会っていく方向に調整しているところでございます。

○7番（坂口洋之君）

駅周辺整備について再度お尋ねいたします。

基本的にはエレベーター設置などの補助については、1日の乗降客が5,000人を超えれば補助の対象になるということなんですけれども、これまでJR1日何とか5,000人という乗降客を確保しておりましたが、ことしから合庁のほうも大幅に縮小されますし、また、少子化が進んでおりますので、5,000人という1日の平均の乗降客自体のクリアが非常に厳しくなっておりますけれども、そこら辺について今後の計画に問題はないのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的にはバリアフリーをする中におきまして、乗降客が5,000人という一つの基準がございます。なるべく早くこのようなことを含めた中におきましては、今度駅の活用はどういうふうになるのか、今のところは、この四、五年の中で5,000人弱ということで推移しているわけがございますので、なるべく早くこのことに実施をしていかなきゃならないというふうに思っておりますので、先ほど述べましたとおり、このJRとのいろんな問題が済んだときに、皆様方にいろいろ詳しい資料等も配付しながらご説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○8番（花木千鶴さん）

私は施政方針の中で何点かお尋ねをしたいと思っております。

まず、1点が4ページに出てまいります、歳出面でのことについて、内部努力による経

費の節減を図り、市単独補助の見直しをはじめ、市民に対する説明責任を十分認識しながら徹底した事務事業の見直しを行い編成いたしましたとあります。ここら辺について十分認識しながら予算編成をいたしましたとありますけれども、この辺のところをもう少し、内部努力とはどんなことをして経費節減を図っていくとか、説明責任をどのように十分認識し、どんな説明も果たしていこうとする姿勢なのか、その辺のところの具体的な、どのように今年度進めていくということなのかを明確に示していただきたいと思います。

もう一点は、私も所管する委員会のことですが、この施政方針から始まってもろもろ当初予算にも至るんですが、文言といたしますか、そのことでちょっとあちこちいろんなわからないのがありますのでお尋ねします。

一つは、施政方針の中で自治公民館、地区公民館というのが出てくるわけです。このときの自治公民館というものはいかなるものなのか、地区公民館というものは、私は一般に言われる条例公民館であります地区館のことであろうと思いますが、この自治公民館というのはどのようなものを指しているのか、それを明確にお答えください。自治会は自治会としてあると思いますが、この辺の地区公民館は、いわゆる条例公民館であることを意味するのも含めてお答えください。

○市長（宮路高光君）

4 ページの中で、今回の中の予算の歳出の中におきまして、特に市単独事業と、また市におきます各種団体におきますそれぞれ経費的な行革に基づきまして5%とか10%とか、そのような減もさせていただき、また、内部におきまして、職員におきますそれぞれの定数を少なくし、人件費等も削減も図ってまいりました。そういう中におきまして、今回この当初予算を作成するにおきまして、特に市民の説明ということでございますけど、特

に自治会長さん、また地域の審議会、こういうところに今回の当初予算を作成するに当たりまして、基本的な説明を今までしてきたというふうに思っております。

2 番目の地区館、これは今ご指摘ございました、自治会は自治会ということで認識していただければいいと。地区館のほうは、今通常してる地区館の中で、ちょっとわかりにくかったのかちょっとわかりませんが、今自治会、自治公民会、そういうことで認識していただければいいと思っております。

○8 番（花木千鶴さん）

私だけじゃなくて、議員皆さんがいろいろあらゆる分野で今度、私は教育文教のほうにいますわけですが、途中でまた総務ですか、所管が移っていくと、新たな取り組みでありますので、この辺の名称ははっきりしていただきたいんです。ここでいうところの、では自治公民館というのは自治会のことであっていいんですか。では、地区公民館は地区館だということでもありますけれども、とても私は理解できないのでご説明をいただきたいんです。細かい数字のところは委員会でやりますが、地区公民館活動事業交付金というのが出てくるわけですが、地区公民館というのがその地区館のことであるとすれば、地区館に交付金が支給できるというのはどういうことなのかをぜひ教えていただきたいと思うわけです。ここを確認させてください。

確かに私は伊集院地域なんですが、2年ほど前に校区の自治組織を立てて、私この本会議で何度も言ってるんですけど、校区で自治組織を立ち上げなければ、交付金はもらえないんだよということで、自治組織をつくらなければ絶対に地区館に交付金はおりてこないという指導を受けて、自治組織をつくったわけですよ。だから、それは、自治組織におちてくる形でなければならないんだけれども、この地区公民館には絶対に交付金とか補

助金はおろせないんだと、行政の末端の機関にはおろせないということなので、自治組織をつくらなきゃいけないというふうに今言われたんですけども、この辺が私が間違った解釈なのであればその辺と、今回どのように処理されていることなのかをわかるようにご説明いただきたい。このことで、全地域で随分違っているの、3年目にしておなじこと繰り返すのはあれですが、ご説明ください。

○教育長（田代宗夫君）

まず言葉の解釈でございますけれども、自治公民館、現在、集落で自治会というのがございますけれども、自治公民館でございます、それに任意の集落体の公民館でございます。

今いろいろ言葉がありますのは、地区の公民条例公民館と、もう一つ分けますと、言葉を分けると、地区の条例公民館と地区自治公民館というふうに理解をしていただければありがたいと思います。

地区の条例公民館におきましては、これまでどおり生涯学習とかいろんなのをやっておりましたけども、これ今地区の振興計画をつくっていただいたのは、これは地区の言葉をわかりやすくいえば自治公民館のいうふうにとらえていただければいいと思います。この地区の自治公民館というのは、まさに任意の団体でございます、先ほど言いました集落の自治公民館が集まって校区ごとの地区を構成しておりますので、これがまさに任意の地区の自治公民館と、そういうふうにご理解いただければいいと。したがって、地区の振興計画をつくっていただいたのは、この任意の地区の自治公民館でこの振興計画を話し合いをしてつくってもらったものだと思います。そのように理解したらいかがでしょうか。矛盾点がございましたらまた言ってくださればお答えいたします。

○8番（花木千鶴さん）

今ののは私は教育長の答弁が、本当にそうのかなというぐらい私はとても不可解なんです。だって、地区振興計画を今自治組織でつくったとなってますが、あの策定の冒頭のページは地区館長と主事と名前がこう出てくるわけですよね。ですから、このところがとてもよくわからないことと。ただ、一つには、地域によって行政の指導が、一定の地域にはこうでなければならぬという指導があって、もう一方のほうでは、いや、それはまだそんなことでもないだよという指導になっていて、それが時には、地区館、条例公民館になり、あるときは姿をかえて同じ名前でありながら、内容は自治の組織なんだよというようなことでは、きちんとした22年度の体制をつくっていくことは無理なんじゃないかと思うんです。それで、また私は一般質問もありますが、あえて私の前にも何名かこの問題していらっしゃる方があるようです。こちら辺では、答弁にも毎回むらがあるんです。ですので、きちんとした行政の統一した見解をつくって、文言も統一して、きちんとした体制で臨んでいただきたいと思います。

以上でいいです。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（出水賢太郎君）

予算の説明資料の4ページになりますが、3点聞きます。まず、1点目です。地方交付税の計上額が平成21年度と22年度同額計上されているということで、これにつきましては、その根拠、そして、国との折衝の中でそういうふうな計上をしたのかどうか、このいきさつをまずご説明いただきたいと思います。これが1点目です。

それから、2点目につきましては、施政方針のほうの4ページですが、先ほどの花木議員のほうからお話がありました。歳出面の見直しの中で補助金です。補助金の見直しにつ

いて、先ほど市長は団体の補助金を一律5から10%カットして、そういう努力をしているというご答弁をされたわけですが、昨年の決算におきましては、その補助金の使い道、中身の精査、この辺の問題については指摘があったわけでございます。その辺の見直しも含めて中身の精査についてはどのようにされているのか。そして、それがどういうふうに形で22年度予算に反映をされているのか、その辺のご説明をいただきたいと思っております。

それから、3点目ですけれども、先ほど柘議員からもお話がありましたが、地上デジタル放送の対策についてですが、予算書のほうでは、辺地共聴施設の補助金のほうを計上されているわけでございますが、実際のところ、今中継局が各地にできております。しかし、その中継局の中で映らない地域、難視聴地域というのがもちろん出てきているかと思えます。その辺の把握をこの1年、来年の23年の7月までに進めなければならないわけですが、その辺の把握、対策を盛り込んだ予算がこの中には載っていない。この辺の対策はどのようなふうにされるのか、この3点についてお伺いいたします。

○財政管財課長（富迫克彦君）

まず、説明資料の4ページの普通交付税のことについてお尋ねでございます。今回、21年度の当初予算額と同額を計上させていただいておりますが、これにつきましては、ご承知のとおり、総務省のほうで1.1兆円の上積みというようなことがまずございます。それを踏まえた地方財政計画というのが、2月の初旬に県のほうからいろいろと説明をしていただきましたので、それらを踏まえて、昨年同額という金額を弾いたところでございます。今後少しまだ動く可能性はあると思っておりますが、これは下限というふうな考え方で今回計上させていただいております。

○総務課長（福元 悟君）

補助金等の見直しのことでございますが、これも、行政改革の中での大きなテーマでもございまして、1億円を目標に毎年度1つの目標を2,500万円と定めて、随意見直しを進めてきております。団体等につきまして、必要経費所要額等の中身を十分精査した上で目標額に達するような計画で縮減を図ってきております。

以上です。

○企画課長（上園博文君）

3番目の中継局の関係あるいは地デジの関係で電波の届かないところの把握等の関係でありますけれども、実は今回の当初予算で、62ページのところに国庫の支援を受けまして歳出で補助金として流す形をとっております。今回のこの説明資料の中には、9カ所の新たな難視の対策でございますけれども、この9カ所のほかに既にまたNHKのほうからこういったところが難視地域がありますよということで、随時報告が来ております。なお、この9カ所のほかに来ておりますのが、東市来の高塚地域、そして、吹上の観音河内、日吉の昆沙門、そして、東市来の長里の麓上・下、そして、伊集院地域が上土橋、下土橋、清藤、こういったところが新たな難視地域として来ております。

ただ、こうして把握する中でも、どうしても山間の中で1軒だけ離れていて対応できないというところもございまして、そういった少数、1戸しかないというところも今後出てくる可能性があると思っております。そういった点につきましては、今後またNHKを通じていろんな対策を講じられると思っておりますので、随時詰めをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○4番（出水賢太郎君）

1番目の交付税の件はわかりましたので省きます。

2番目についてですけれども、2,500万円の見直しも毎年されるということで、補助金を削るという方向性はこれは理解ができるんです。ただ、決算でも話が出たわけですが、その補助金の必要性というもの、これをやはりちゃんと加味すべきだと。それと、もう一つは、団体によっては削るところもあれば、逆に足りない部分も出てくるかと思えます。ほかの市町村を見ても、一律削る方向性から、やはりその団体の中身に応じて、それから、団体のその頑張りぐあい、運動とか働きぐあいに応じて補助金をアップダウンさせるという、そういった方式もとっているようでございます。そのような見直しというのは検討されたのかどうかということをお聞きしたかったわけです。

それと、3点目の地デジのほうですけれども、今課長が答弁されたのは、中継局がある部分で、映らない部分というのがあったと。この中でやはり共聴組合のある部分と、それから、共聴組合がない地域に分けられると思えます。共聴組合がある地域は、こういった補助金が活用できると思うわけですが、それがいない地域の対策をどうされるのかということをお聞きしたかったわけです。こういう場合は、市がどういった対応を自治体を通してやるのか、それとも、NHKと民放と協力して何かしらその対策を練るのか、その辺の方向性というのをちょっとお伺いしたいんですが。

○企画課長（上園博文君）

失礼しました。共聴施設が既にあるところは、これまでどおり共聴施設の加入組合の方々に、先ほど冒頭市長も申し上げました、1世帯当たり7,000円を超えない範囲での負担をしていただくということでもあります。

ただ、共聴の新設の場合、こういったところが、先ほど申し上げました集落の中にとりあえず出てまいります。そういったところも、

同様にしてやはり7,000円を超えない範囲内でこういった場合は、市の一般財源の負担を今後してまいりたいと考えております。

○総務課長（福元 悟君）

先ほど申し上げました毎年度2,500万円の削減というのは、行政改革大綱の中で示された1億円の補助金等の縮減という中での計画的な部分での数字を申し上げましたが、現実的には各種団体等のいろんな状況も踏まえながら、決して一律のパーセントで減額してきたということではございませんで、十分にその方向性、団体等の余力、その辺も見きわめて実施しているという状況でございます。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○2番（山口初美さん）

私のほうからも2点ほどお伺いしたいと思います。この予算は総額214億円ということなんですけれども、今の厳しい経済情勢のもとで暮らす市民にとって、今度の22年度の予算が日置市で安心して暮らしたい、それから、税金の負担など軽くしてほしいと、そういうような市民の願いや声に応える予算になっているのかどうか、その点についての市長の見解をお伺いしたいと思います。

そして、手数料や利用料、税金などが値上げになっているのかいないのか、また、負担が軽くなった部分があれば、その点についてのご説明をお願いいたします。

それから、2点目は、先ほど同僚議員からも質問があった伊集院駅周辺の整備の関係なんですけれども、説明書では188ページと189ページに関連する予算が出てきておりますが、先ほど駅にエレベーターの設置を望む声があるということは出されましたけれども、市民からは、やはり駅の裏口の、今の正面駅の反対側に出入り口を設置してほしいという声も以前から強い要望があっているわけ

です。それから、駐車場の整備や車の混雑などを解消してほしいなど、いろいろな声があるわけなんですけれども、駅の整備はJRが本来はやるべきだという市民の意見もあるわけです。

先ほど進め方をJRとも協議をして進めていくというようなことが言われておりましたけれども、この市の厳しい財政の中でどういうふうにしてこの財源をつくっていくのかとか、また、どういう方向でやっぱり進めていくのか、そこら辺を市民にもきちっと知らせながら進めていただく必要があると思うんです。駅を大きくして、日置市の玄関口としてやはり見栄えのいいものにしてほしいという声も一部ではあるかもしれませんが、やはり厳しい財政の中ですので、そして、また今現在利用しているような人たちが、駅が大きくなり過ぎてかえって不便になったというような声が出ないように、十分やはり市民の声も聞きながら進めていただきたいと思います、この辺についての市長の考えをお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

今回214億6,000万円という予算でございましたけども、基本的には一番大きな今回の予算編成に苦慮したのは、市税が大変減ったといいますか、減になったというのが一番大きく苦慮した点でございます。今の段階におきまして、ほかの使用料とかいろんな問題につきましては、値上げというのは今回には入っていないというふうに思っております。

特に今今回大きなことじゃなく、福祉にしても、公共事業いたしましても、きめ細かい形のそれぞれの投資といいますか、そういうものに心がけたというふうに思っております。

駅につきましては、先ほど申し上げましたとおり、今のこの時点でどうこうというふうなことはなく、また皆様方にはある程度JR

ともきちっと整備をした中におきましてご説明を申し上げる時期を4月ごろしたいというふうに思っておりますので、そのときにいろいろと皆様方に資料を提出し、そこでいろいろとまたご意見等もいただきたいというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

値上げなどのそういう予算にはなっていないというような説明でございましたが、たしか国保税などは今回統一されるということで、これは私の所管ですので、またここで言うべきではないと思うんですが、やはり統一に伴って値下げになるところ、値上げに少しなるところ出てきているわけで、そこら辺の周知徹底をやはりしていただく必要があるのかなと思うんですが、その点はいかがですか。

○議長（成田 浩君）

その質問と答弁は別な形で皆さん方にお知らせをする場があると思いますから、よろしいでしょうか。

○2番（山口初美さん）

はい、わかりました。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（上園哲生君）

委員会審議にお任せをしようと思ったんですけども、大変この厳しい経済状況の中で、また財政状況の中で、大変ご苦労されて、大きな金額を計上されておられますので、ちょっとお尋ねを、質疑をしたいと思えます。

説明資料の62ページの企業費、19節の企業誘致対策費としての工場等立地促進補助金3,000万円についてお尋ねをいたします。21年度も2企業ほどが協定を結びまして進出してきたかどうかというような状況でありますけれども、状況であるんですけれども、そういう中で、補助対象がたしか新規の立地3,000平米以上、新規雇用が10名以上、そして、1件当たりが上限1,500万

円という要件の中で、こういう3,000万円という大変な大きなお金が計上されてきているのかなと思うんですけれども、そうした場合に、この新規という定義のところでお尋ねをしたいんですけれども、今、21年度に入ってきましたこの企業なんかを想定された計上なのか。それから、この新規雇用の中身です。それは一番望ましいのは、正社員を10名以上雇用してくださればそれは言うことないんでしょうけれども、この雇用のあり方の中には、パート社員のな方も含まれたその要件なのか。そしてまたそういうものを全部含めたときに、この補助金交付の時期の判断といいますか、この要件をどこで満たしたというような形でどういう交付金出すときのその判断をされるのか、まずそっからお尋ねいたします。

○企画課長（上園博文君）

お尋ねの企業誘致の関係の補助金で3,000万円でございますけれども、これは上限が3,000万円でございます。そして、雇用につきましては10人を超える雇用者数がなければいけないということで、あくまで正社員ということが基本でございます。

以上でございます。

○5番（上園哲生君）

今の説明によりますと、ということは、今の今度予算計上の段階では、その想定する企業があるのではなくて、今後そういう会社が1社入ってきたときに、そこにそういう補助金をこうするという前提の予算計上であると理解してよろしいんでしょうか。

○企画課長（上園博文君）

この3,000万円の予算計上は、昨年立地協定を結びまして、近々落成式もあるんですけれども、てまひま堂に伴う、設置に伴う補助金でございます。

なお、おっしゃいます中で、富士エネルギーも昨年は実は立地協定を結んでおります

けれども、今のところで10人を満たす状況がなかなか見えない状況であります。ただ、10人を超える状況になった場合には改めて予算計上をさせていただきたいと考えております。

○5番（上園哲生君）

それでは、最後に1点だけ確認をさせていただきます。国からの補助金をもらうときには、補助金適化法というのがございまして、その補助金を受けた段階では要件を満たしてたけれども、その後の時間の経過でそれを満たさなくなったときには返還をしなければならないことも出てまいります。そうした場合に、我々のところの大変厳しい財政事情の中で、これだけの大きな金を補助金として交付しながら、しかし、経済は生き物ですから、酷な言い方ですけども、最初のときは要件を満たしたけれども、その後の経過の中で大変厳しい状況になってきたとした場合に、そういう補助金の返還要件というものも備えて交付されるのでしょうか。そこを最後にお聞きしておきます。

○企画課長（上園博文君）

明らかにそういった状況が生じた場合、特に補助金を交付してから1年以内、あるいは2年以内と、極端な例を申し上げますと、そういった短期間に撤退したという場合にはそういった状況も当然考えなければいけないと考えております。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

○18番（長野瑛や子さん）

当初予算の概要のほうで31ページですけど、介護基盤緊急整備特別対策事業と出ておりますけれども、これは基金を活用して養護老人ホームのグループホームの整備を図るとありますが、大体のこの予定された場所とかがわかりますでしょうか。

○介護保険課長（満留雅彦君）

当初予算案の概要の31ページでございますが、上から2段目の介護基盤緊急整備特別対策事業ということでございますが、ここに書いてございますように、平成21年度に国の補正予算によりまして、財源を県のほうに交付されまして、県のほうで基金を造成した部分を財源のもとにするものでございます。介護機能の強化と雇用の創出を目的とされております。

ここに掲げてございます、第4期の介護保険事業計画の中で、小規模特別養護老人ホーム29床、それから、グループホーム18床を計画で計上してございます。小規模特別養護老人ホーム29床につきましては、吹上地域の社会福祉法人曙福祉会、喜楽奈村が現在ございますが、そちらのほうに建設するということが決まっております。それから、グループホーム18床につきましては、伊集院地域、医療法人恵会、現在病院のほうは久保内科でございますが、そちらのほうで建設していただくと。22年度のほうに建設していただきまして、県のこの基金をいただきまして、市を通してそのまま交付するということになります。

以上でございます。

○18番（長野瑳や子さん）

グループホームの件ですが、これはまだまだ各地域で不足の予想がされているんですけども、この22年度はこれでも、今後の予定としてもまだあるんでしょうか、グループホームについては。

○介護保険課長（満留雅彦君）

グループホームにつきましては、第4期、現在21年度から23年度までの第4期の介護保険事業計画の中では、この一施設を計上してございます。ただ、この国の補正予算によりまして、第5期の前倒しというのが出てきております。それには、複数箇所県のほうに要望しておりますが、まだ今の段階では県

から何の返事がないものですから、まだ未確定ということになってまいります。

以上です。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

○16番（池満 渉君）

1点だけ市長にお伺いをしたいと思います。総体的に大変厳しい財政の状況でございます。毎年聞きますけれども、本市も26億円ほどの当初の借金予定をしておりますけれども、その中でおおよそ55%、以前も同僚議員から出ました臨時財政対策債などの割合が出ております。どうも感覚的に国も非常に厳しい、地方も厳しいということで、親がこけたら子もこけるという気がするんですが、果たして行政というのは、国のあるいは県の制度というのをもとに予算を組みやっていくわけでありまけれども、果たしてこのままでいいのかというのが非常に危惧されるわけでありまして。どこかで、国の政策を疑うというか、本市自身の判断というような、ここ辺はちょっと危ないんじゃないかというような部分も兼ね備えておかないと、いつまでもそのままでいけば厳しいような気がします。そこら辺の思いというのは、22年度の編成について市長のその財政の厳しい中での思いというのはどんなものでしょうか、一言聞かせていただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

国の予算編成におきましても、特に税収よりも国債発行が多い、こういう予算編成になっております。こういうことがどういう意味をしているのか、大変、私、自分自身も財政状況を考えたときは危惧している一人でございます。

その中で、今ご指摘ございました本市におきましても、今回市債を26億円計上して予算編成をしたわけでございますけど、そのうちに臨時財政対策債というのは14億円、も

う6割以上がこれであるということで、これは特にこの臨時財政対策債というのは地方交付税と関連している項目でございます、基本的にはこれだけ地方交付税をいただければ、大変単年度の収支の中で安心していくわけでございますけど、先ほど申し上げましたように、国の予算編成というのがそのような状況でございます、この臨時財政対策債をもう使いませんといえば、それでいいかもしれませんが、私どもも、このシーンにおきましても、臨時財政対策債を使っていかなければちょっと編成に大変の苦慮するというのも事実でございます。今後やはりこの臨時財政対策債をどれだけそれぞれ措置をしていかなきゃならないのか、特に今回は例年と違って、この部門に大きくウエートが置かれてきた財政仕組みになっておりますので、今ご指摘ございましたとおり、ここあたりを十分見きわめをしながらいかなければ、財政的には大変危険な状況になるというふうには思っております。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

○20番（佐藤彰矩君）

1点だけお尋ねいたします。時間外勤務手当のことでございますけれども、年々職員の削減を図りながら、一応解決されているわけでございますけれども、仕事量はふえても、この職員の減ということで、非常にこの時間外勤務手当が重視されているような気がいたします。そこで、例年人件費の3%ぐらいを計画されているんですけれども、ことしは、時間外勤務手当を何%ぐらい計画されているのか。それと、総額でどれぐらいの金額になっているのか、まずお示しを願いたいと思います。

○財政管財課長（富迫克彦君）

職員の時間外勤務手当の考え方のことでございますが、これまでと同様に基本給の3%

という原則に基づいて予算の編成をさせていただいております。

○20番（佐藤彰矩君）

ことしあたりから徴収係の設置も新設でございますし、こういうところにおいては、夜間の時間外というのが非常に多くなるんじゃないかという気がいたします。そういうものを考えますと、この時間外勤務手当というのが、その3%内で足りるのか、そういうこと。それと、また、職員減になった場合に、この時間超過勤務、こういうものに対する市長の考え、その辺について再度お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

理論的には今回の22年度の予算につきましては、一律3%という形をさせてもらっております。今ご指摘ございましたとおり、それぞれの課、また係の中におきまして、人も減った部分もあったり、また、事業的に集中するときもあったりいたしますので、今回そういうものにつきましては、補正といろいろなものに対応をしていきたいというふうに思っております。

今後におきましては、やはりそれぞれの課におきまして、23年度も含めまして基本的には3%ということでございますけど、22年度の実績等踏まえながら、それぞれの課、また係におきましては、若干対応していかなければ仕事をして、遂行しているのが難しいというところも出てきてますので、ここあたりはちょっと臨機応変にしていきたいというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を15時30分といたします。

午後 3 時19分休憩

午後 3 時30分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第 4 0 号から議案第 5 3 号までの 1 4 件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 3 9 号は、各常任委員会に分割付託します。

議案第 4 0 号、議案第 4 1 号、議案第 4 2 号、議案第 4 6 号、議案第 4 7 号、議案第 5 0 号、議案第 5 1 号及び議案第 5 2 号は、文教厚生常任委員会に付託します。

議案第 4 3 号、議案第 4 4 号、議案第 4 8 号、議案第 4 9 号及び議案第 5 3 号は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第 4 5 号は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第 4 4 鹿児島県後期高齢者医療
広域連合議会議員の選挙

○議長（成田 浩君）

日程第 4 4、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を議題とします。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員の内から、市長区分 6 人、市議会議員区分 6 人、町村長区分 4 人、町村議会議員区分 4 人から構成されております。今回、市議会議員区分に 2 人の欠員が生じたため、候補者受付の告示を行い、届け出を締め切ったところ、3 人の候補者がありましたので、広域連合規約第 8 条第 2 項の規定により選挙を行います。

この選挙は同条第 4 項の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数の多い順

に当選人を決定することになりますので、会議規則第 3 2 条の規定に基づく、選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

そこでお諮りします。選挙結果の報告については、会議規則第 3 2 条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することとしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、選挙結果の報告については、会議規則第 3 2 条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（成田 浩君）

ただいまの出席議員数は 2 2 人です。候補者名簿は既に配付のとおりでございます。なお、投票記載台に添付してあります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（成田 浩君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（成田 浩君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を 1 名記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼をいたします。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願い

いたします。

〔議員投票〕

○議長（成田 浩君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（成田 浩君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に黒田澄子さん、山口初美さんを指名いたします。

それでは、立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（成田 浩君）

選挙の結果を報告します。投票総数22票、これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票22票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、池田守さん14票、崎田信正さん7票、大津亮二さん1票、以上のとおりであります。

△散 会

○議長（成田 浩君）

以上で本日の日程は終了しました。

あすは午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後3時48分散会

第 3 号 (3 月 1 0 日)

議事日程 (第3号)

日 程	事 件	名
-----	-----	---

日程第 1	一般質問	(1 8 番、3 番、8 番、1 5 番)
-------	------	------------------------

本会議（3月10日）（水曜）

出席議員 21名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	10番	田代吉勝君
11番	大園貴文君	12番	漆島政人君
13番	中島昭君	14番	田畑純二君
15番	西菌典子さん	17番	梶康博君
18番	長野瑳や子さん	19番	松尾公裕君
20番	佐藤彰矩君	21番	宇田栄君
22番	成田浩君		

欠席議員 1名

16番 池満涉君

事務局職員出席者

事務局長	住吉伸一君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	家村毅君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	池上吉治君
市民福祉部長	豊辻重弘君	産業建設部長	中村治君
教育次長	桜井健一君	消防本部消防長	福田秀一君
東市来支所長	小園義徳君	日吉支所長	松山洋一君
吹上支所長	樹治美君	総務課長	福元悟君
財政管財課長	富迫克彦君	企画課長	上園博文君
税務課長	地頭所浩君	商工観光課長	鉾之原政実君
市民生活課長	宮園光次君	福祉課長	野崎博志君
青松園長	田淵裕君	健康保険課長	大園俊昭君
市民病院事務長	平地純弘君	介護保険課長	満留雅彦君

農林水産課長	瀬川利英君	土木建設課長	久保啓昭君
都市計画課長	有村芳文君	上下水道課長	宇田和久君
教育総務課長	山之内修君	学校教育課長	肥田正和君
社会教育課長	馬場静雄君	市民スポーツ課長	芝原八郎君
会計管理者	朴木義行君	監査委員事務局長	石塚澄幸君
農業委員会事務局長	大北節雄君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（成田 浩君）

池満渉議員から会議への欠席届が提出されておりますので、お知らせをいたします。
ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（成田 浩君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、18番、長野瑳や子さんの質問を許可します。

〔18番長野瑳や子さん登壇〕

○18番（長野瑳や子さん）

さきに通告した3項目について質問いたします。

まず、共生協働のまちづくり推進の取り組みについてお尋ねします。

現在、私たちを取り巻く社会情勢は、少子高齢化、人口減少、地球環境の悪化等により、急激な変化を見せており、福祉、環境、教育を初めとするさまざまな分野において解決すべき課題が山積しています。

また、社会に求められるニーズの変化に伴い、行政需要も多様化し、これまで行政が担ってきた公共のあり方を見直し、行政、地域、NPOなどが連携して、まちづくりや地域の課題解決を図る共生協働の仕組みづくりが求められています。

日置市も、共生協働の事業推進がなされる中、26の地区公民館制度がスタートし、その役割として、地域づくりや生涯学習、情報化の拠点として位置づけられました。

そこで市長にお尋ねします。1点目、市民との共生協働のあり方や意識の高揚を図るためには、参加推進の指針等の策定を急ぐべきと考えますが、ご見解を伺います。

2点目、今後市民との協働によるまちづく

りの促進のためには、社会教育活動視点の地区公民館仕組みの見直しや、まちづくりへの人材育成等が不可欠であると考えますが、どう検討されているのか、お伺いします。

次に、子育て支援後期計画策定等の取り組みについてお尋ねします。

100年に一度という不景気が続く先行き不透明で複雑化する社会情勢の中で、虐待やいじめ、不登校、犯罪などとともに、貧困等の問題も子供の育ちに影を落としています。

日置市子育て支援計画の基本理念として、「安心して自信を持ちながら子育てができ、親子の笑顔があふれるまちづくり」が掲げられています。子供が安心して育つためには、子育て政策は具体的で、地域と生活の中の保育、そして子育て要求にこたえたものであるべきと考えます。

また、さまざまな市民活動や地域のネットワークにより、子育てを支えていくことが子供のセーフティネットを張りめぐらされることにつながると考えます。

このような状況の中、21年度は子育て支援計画の評価と後期計画への改善、反映がなされたものと考えます。

そこで市長、教育長にお尋ねします。

1点目、前期計画の具体的な施策の展開における数値目標等の達成度はどうだったのか、お尋ねします。

2点目、前期計画の検証と後期計画の重点課題をどうとらえているのか、お尋ねします。

3点目、子育て相談や情報提供へのワンストップ窓口の設置や、保・幼・小のネットワークの充実を図るべきと考えますが、ご見解を伺います。

次に、後期基本計画に向けた課等経営方針の取り組みについてお尋ねします。

毎年各課の年度目標、取り巻く現状、そして問題解決のための具体的戦略を掲げ、改善や見直しを行い実践されている課等経営方針

は、職員一丸となった積極的な取り組みであり、敬意を表するものであります。新市まちづくり計画をもとにした総合計画は、おおむね平成27年度末における目指すべき日置市の将来像を明らかにし、市政を進めていく上で、最も重要な計画と位置づけ、それを実現するために市民と行政が協働して取り組むまちづくりの基本的な方針を示すものと述べられています。

ことし5年目の節目を迎え、評価検討の時期にあります。また、課等経営方針の実践は、基本計画実現に向けた市民への市の方向性のメッセージ発信でもあると考えます。

そこで市長にお尋ねします。

1点目、22年度の課等経営方針のポイント及び後期基本計画への取り組みのご見解を伺います。

2点目、課等経営方針は、市役所を企業とみなし、お客様に満足してもらう商品、つまり行政サービスをなるべく効率的にスピーディーな提供を目指すものと考えます。実践の速戦策の一環として、その市政を分掌化し、公にする課長クラスによる朝の庁内放送、一、二分程度の取り組みのご見解を伺います。

以上で、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の共生協働のまちづくり推進の取り組みについてのご質問でございます。その1でございます。

自治会や地区公民館、NPO法人、ボランティア団体、企業と市がお互いに理解し合いながら、協力し合うパートナーシップによる地域課題の解決は、議員のご指摘のとおり、共生協働の地域づくりの推進の基礎をなすものと理解しています。

共生協働の推進につきましては、市民の皆様方の意識の醸成することなしには取り組めないと考えておりますが、その高揚を図る手

段として、指針等を作成するというよりも、関心の高まりとともにあるべきではないかというふうに考えております。

全国的に、自治に関する市民の関心が高まりつつあり、市民参加型の指針や条例づくりが取り組まれております。参加と協働が目指すものは、地域における自治の構築であり、地域課題の解決の主体は市民であり、地域であると考えておりますので、市民の皆様方の理解と参加を得ながら、その策定プロセスを大切に、地域特性を十分に踏まえながら作業を進めてまいりたいと思っております。

2番目でございます。

本市では、中央公民館、地区館、自治会の三層構造による自治を進めてまいっております。地区公民館を拠点とした地域づくりは、その経験が浅いため、組織も十分に機能していない面があると認識しております。また、これまで地域を主体的に担ってきた自治会と地区公民館の役割分担が不明確なことから、コミュニティ拠点としてのあり方が不安定な側面もありますが、各地区公民館では、主体的に地域課題解決に取り組んでいるところでございます。

鹿児島県では、「地域の総意を生かす仕組み」が必要として、コミュニティ・プラットフォームといわれる近隣自治組織の構築を掲げています。そこには、現在の組織に、さらに多様な団体や人材を加えた重層的な組織が望まれると考えております。

また、地区公民館の連絡会を定期的で開催し、情報を共有しながら、鹿児島地域振興局事業とも連携した展開を図りたいと考えております。

なお、22年度においては、鹿児島地域振興局の共生協働の仕組みづくりのためのモデル事業の取り組みが、管内を代表して本市の1地区で実施される予定でありますので、連携を深めながら、一つの模範ケースを構築し

たいと考えております。

2番目の子育て支援後期計画策定等の取り組みについてというご質問でございます。

その1でございます。平成17年度から平成21年度までを前期計画として、子育て支援計画を策定し、現在も展開しているところでございます。

幼児教育支援センターを発展させた日置市子ども支援センターが設置され、教育委員会、福祉課、健康保険課の連携により、子育てについての相談をしやすい環境が整ったと考えております。

また、保育サービスの目標数値で設置箇所を定めているものについては、延長保育事業の自主事業を含めて全園での実施、病児病後児保育事業施設の市内2カ所設置など、数値目標はおおむね達成されていると考えております。

その2であります。

前期計画において、親子で通える地域子育て支援センター事業など、重点的に取り組むこととしていたものだけでなく、生後4カ月までの子供のいる家庭を母子保健推進員が訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」等にいち早く取り組んだことにより、地域における子育て支援が進み、子育てに対する不安の軽減につながっていると考えています。

このことは、現在、日置市の特殊出生率、また出生数ともに増加傾向にあることの一因でもあると考えており、前期計画による実績については、一定の成果があったと認識しております。

そのようなことから、後期計画は、前期計画の基本計画である「安心して自信を持ちながら子育てができ、親子の笑顔があふれるまちづくり～地域子育てサポーター等」を踏襲したものとなっています。

また延長保育等の保育事業はもちろんのこと、地域子育てセンター事業等、子育てを地

域で支援することを目的とした事業の充実を進めながら、子育て中の保護者が子育てに関して感じる不安感や負担感の軽減を図っていきたいと考えております。

3番目でございます。

現在でも、子供にかかわる担当部課で情報交換や制度理解を図ることを進めており、相談等の利便性を加えた窓口でのワンストップが図れるよう努めているところでございます。日置市子ども支援センターが総合窓口になり、子育てに関する悩みの相談を受け、関係課や関係機関との連携を図っているところでございます。

保育園・小学校の連携については、21年度から各保育園に対して、すべての就学前児童が、就学を予定している小学校に、子供たちの育ち等を記録した保育要録の提出をお願いしているところでございます。保育園から小学校において、子供の育ちを継続的に支援するため、連携強化を図っていきたいと考えております。

3番目の課等経営方針及び後期計画への取り組みについてのご質問でございました。

その1でございますけど、課等経営方針につきましては、行政改革行動計画の取り組み目標の一つであります、部・課等ごとに掲げた経営目標と課題解決のための具体的取り組みを明らかにするとともに、前年度の実績を把握し、共通理解を図りながら、職員の仕事に対する目標意識と目標達成のための一体感を高めていきます。

また、経営方針に基づく施策や進捗状況等を公表することで、市民の皆様への説明責任を果たしていくものでございます。

平成22年度課等経営方針については、課経営を取り巻く現状や問題点または課経営に影響を及ぼす社会情勢もしくは住民ニーズ等を勘案し、前年度の実績等を踏まえて、1年間の具体的な取り組みと目標を設定し、取り

組む予定でございます。

後期計画については、前期計画の実績を踏まえ、今後、事務担当レベルのワーキンググループを立ち上げ、計画策定を進めていく予定でございます。

2番目でございます。

課等経営方針については、ホームページ等に公表しており、それぞれ課の目標に向けて取り組んでいるところでございます。課長クラスによる朝の庁内放送の取り組みについては、今後の検討課題とさせていただきます。

以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

子育て支援に関する子育て相談の情報提供や保・幼・小のネットワークの充実についてお答えをいたします。

現在、教育委員会、福祉課、健康保険課の3課が連携し、子ども支援センターを運営しており、ゼロ歳から18歳までの子供の健全育成を支援をしているところでございます。

事務局を教育委員会内に設置し、月1回のサポート会議を開催することにより、情報の一元化に努めております。

支援センターの主な活動内容は、育児相談、健康相談、教育相談及び子育てに関する情報収集、保育所・幼稚園・小学校の連携した教育の推進などです。また、定期的に子育てに関する講演会を開催するなどし、情報の発信に努めているところでございます。

保・幼・小の連携では、教育委員会主催で、年1回各地域ごとに保幼小連絡会を開催し、4地域それぞれの公立幼稚園、保育所、私立保育所・保育園と小学校の教諭が情報交換を行い、校種間のネットワークづくりに努めております。また、市全体でも、年1回、保幼小連携研修会を実施し、一堂に会して教育実践の公開や情報交換等を行っております。

各小学校単位では、入学説明会や体験入学

などで新入児に対して小学生が学校案内をしたり、教諭等同士が幼稚園・保育園との情報交換会をしたりして、情報の共有に努めております。

今後も、子ども支援センターの活動を充実させるとともに、保・幼・小の連携を推進していきたいと考えております。

○18番（長野瑛や子さん）

質問事項について、市長、教育長に答弁いただきましたが、再度お尋ねしていきます。

1点目ですが、県においては共生協働推進室から共生協働課にかわり、助け合う、また結いの精神でという、わかりやすいパンフレットの配付、地域協働の仕組みづくり事業等も実施されておりますし、また、日置市でも18年度ぐらいから、そのモデル事業等にも取り組まれておることと思います。

先日も開催された共生協働のまちづくりの講演会、多くの公民館長さん方、関係の方々約100人以上だったと思うんですけども、先進地の事例等で、まちづくりの理解度も深まったのではないかと思います。まず市民との協働の目的とか理念、取り組みについて、職員を初めとする市全体の共通理解です。協働というのは、ともに働く、それにはやはり機会あるごとに講習会や説明会も必要だと思いますけれども、でもその前に意識の高揚というのですか、協働、協働といっても、なかなか参加と協働の違いははっきりしてはいますが、やはりともに働く、市長を初め職員の方々と市民、その辺の感覚を変えていかないといけないと思うんですけども、今までがどうしても地区公民館といたら、社会教育的な生涯学習、そういう仕組み自体がそういうふうになっていたんじゃないかと思いますが、やはり意識の高揚というのを、まずしないといけないと思うんですけど、これについては、条例まではいかないですけど、指針です。役目、役割分担、そういうのを冊子にす

るまでは相当予算もかかると思うんですけども、パンフレット等でもいいんですけども、そういう市民への啓発はどうお考えですか。

○市長（宮路高光君）

議員がご指摘のとおり、大変世の中を含め、また私ども自治体におきまして、大変スピードの速い中におきまして、仕組みが変わっていることをございます。

国におきまして、今まで地方分権という中におきまして、それぞれ法律の改正を行い、政党も変わりました、地域主権という言葉を進めておりますけど、やはり私どもも、このことにつきまして、どうしても今の行政のあり方の中で、自治会、また市民の皆様方と共生協働でして、行政を司どっていかなきゃならないというふうに思っております。

そのような中におきまして、先般も、それぞれの講演会をしたり、市民の皆様方の基本的には意識高揚というのが大事であるというふうに思っております、今ご指摘ございましたとおり、それぞれの共生協働による指針、または今後におきます自治基本条例とか、そういうものに発展していくのかなというふうに思っておりますので、時間をかけながら、そのような仕組みづくりをプロセスを大事にしながら進めていきたいというふうに思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

まず、本当に役割分担というのを、またやっていたきたいと思えます。そういうのを示すものを、何回か目を通したり、見聞きしたりしたら、そういうのがだんだん理解が得られるんじゃないかと思っております。

先日開催された吹上ワンダーマップ、これは本当に民間から発した新しい取り組みに、また行政が協力して、地域の力の結集でさらに輪を広げ、これが本当の共生協働の社会づくりの見本となったんじゃないかと思っております。参加者も、他市からも結構来られた

んじゃないかと思えますけれども、共生協働といっても、それぞれの各課にまたがっておりますし、一方的に行政からそういう協働を求めるのじゃなくて、今回も吹上ワンダーマップでは、係の職員の方も一生懸命されてましたけども、やはり、全課で取り組む必要があるんじゃないかと思えます。全職員が地域に入って、活躍して、ともに働く、市の職員による一人二役運動、こういうのも掲げないと、まず市民に求めるのじゃなくて、自分たちが、職員が一人二役、行政の仕事もそうですけれども、地域に入っていくという、こういう運動も、取り組みも必要性があると思うんですけど、いかがですか、市長。

○市長（宮路高光君）

今までも職員のほうには、通常の仕事もありますけど、基本的には、地域での活動といいますか、こういうものが必要であるというふうにもいろいろと話をしております。

おっしゃいますとおり、職員であることにおいては、地域の住民である。また一緒にそのノウハウを含めまして、いろんな事業等にも参加していただきまして、一緒に地域を活性化していくよう、そういう指針になるのが市役所の職員としての務めであるというふうに思っておりますので、今後におきましても、職員のほうにつきましては、そのような指導をしていきたいというふうに思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

ぜひ一人二役、各地区公民館には職員の張りつけもありますけども、それを実践の形でしていければ、またこの共生協働の本当の姿が望めるんじゃないかと思っております。期待しております。

社会教育の公民館係、企画課のコミュニティ係を集約するということですが、地域づくり課の位置の設置の場所はどこなのか、また支所の機能はないのか、そこあたりをお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

今回、課の再編の中におきまして、地域づくり課というのを設置し、共生協働を含め、今まで社会教育課におきます公民館係を、また総務課にあります総務系の行政嘱託員のこういうものを一つに集約して、地域づくり課が今後共生協働を担っていくというふうに考えておきまして、支所のほうにおきましては、地域振興課のほうがこのことを担う、そのような組織体系になるというふうに思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

また、課が変わったら、自治会長さんたち、公民館長さんたちも迷われることもあると思いますので、従来からそう変わらないような体制で臨みたいと思います。

2点目に参ります。先ほど市長がプラットフォームと呼ばれる多様な参加方式のことをおっしゃいましたけども、この部会の、今の公民館の部会、また地区運営協議会、吹上ではこれはずっとちゃんと定着していますけども、どうしても社会教育課の視点の仕組みづくりというふうになっているんじゃないかと思っておりますけども、これからは、こういうコミュニティ・プラットフォーム、これには、よそを見れば企業また商店街、子供会、いろんな多種多様な団体が入って、また女性団体とか、そこからまちづくりのことを考えていくというような、最初からまちづくりのそういう、合併と同時にコミュニティ組織をつくっておられるところもありますけども、うちはどうしても地域審議会がもとで始まりましたので、こういうコミュニティ・プラットフォーム、ここのこれからの多様な参加方式も必要だと思いますけれども、それと同時に、地区の運営審議会の内容の見直しが必要かと思っておりますけども、これはいかがお考えですか。

○市長（宮路高光君）

さきも答弁したとおり、コミュニティのプ

ラットフォームといいますか、それぞれ小学校校区ごとにしておりますけど、これは一つの平準化といいますか、そこで一つ完結する。そういう仕組みをつくらなきゃならないというふうに考えておきまして、今回のこの機構を変える中におきまして、それぞれ教育委員会とか、総務課とかございましたので、それを一つにしようという、一つの意図でございます。

今後、時間をかけまして、そこあたりがなるべく一つのプラットフォームで済むよう、また私どものほうも、自治会長さんを含め、また市民の皆様方にもこのことを説明をしていきたいというふうに思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

今の公民館長さんは、どうしても自治会の中からとか、そういうふうな、決まったような感じで選出されるような帰来があるんですけど、私はこれをもっと広げて、まちづくりだったら、いろんな地域にはノウハウを持つ方々がいらっしゃると思うんです。だから、そういう方々の発掘、また人材育成というのが、これから大事じゃないかと思っておりますけども、今後のリーダー養成という、こういう潜在的な力の活用というんですか。これが必要じゃないかと思っておりますけれども、その前に、やはりそういう人材育成のためには、公民館全体にオンリーワンとか知恵袋が、私たちの花田でいえば、花田一番とか、そういうまだ生産のほうでそういうふうになっているんですけども、やはり人材、何かナンバーワンじゃなくてオンリーワン、自分がこんなものを持っているよという、そういう人材登録の実施も必要だと思いますけど、子供から大人まで、それを子供達が、たたえていく、出番をつくってあげるとか、そういうのも必要じゃないかと思っておりますけども、こういう人材登録の全体の実施はいかがですか。

○市長（宮路高光君）

特に、私どももこういう小学校区ごとに行ななまちづくりを行っておりますので、その地域におきます人材の発掘、これは本当に大事なことであるというふうに思っておりますし、またそれぞれを引っ張っていくリーダー、その地区におきますリーダーの養成、こういうことも必要であるというふうに思っておりますので、基本的には、市全体でなく、それぞれの校区ごとにそのような仕組みといたしますか、こういうことをしていくことが大事であるというふうに思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

今後のリーダー養成という視点もぜひ加味していただきたいと思えます。この件については、同僚議員の質問もありますので、これで了解いたします。

次に、2番目の子育て支援後期計画等の取り組みについてであります。いろいろとこれまでの実践に基づいて、実績に基づいて後期計画への策定を臨むということですが、数値目標を私も見てみましたが、幾つか疑問点があるんですけど、やはり現実の行政政策、保育園などの運営、地域ネットワーク、子育て実践にとって、数値目標が達成されて、初めて政策が生きるものと思えますけども、その点、例えば放課後児童健全育成事業、これが数値目標が14となっておりますけど、実際は13ではないかなと思えますけども、これは校区に1カ所できるものと考えますが、吹上は4カ所あると思えます。それを差し引いても、まだまだ校区ごとだと思うんですけども、足りないのではないかなと、現状は少ないのではないかなと思えますけども、この件についてはいかがですか。

○市長（宮路高光君）

基本的には、公立、私立を問わず、延長保育という中で、それぞれの全園の中で実施する。また学童保育、この事につきましても、それぞれ事業を地域でやっている保育園もた

くさんございますけど、まだまだ十分な部分じゃないという事も認識しておりますので、また延長保育、学童保育を含めた中におきまして、園の皆様方とも十分協議をしながら、進めさせていただきたいと思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

園のほうは、延長保育、また病児病後児保育も取り組まれているので、これはすごく積極性があるんじゃないかと思うんですけども、この放課後児童健全育成、学童保育ですね。このことが少しまだ足りないじゃないかということを行っているんですけど、1年365日のうち、祝日が15日、土日、休日が約100日、夏休み40日、冬休み14日、春休み10日、合計180日休みがあります。

これは、このとこを踏まえた重点政策、1年の約半分ぐらいは、子供は家庭や地域の中で生活することになっております。このことを踏まえた重点政策を考えないといけないと思うんですけども、やはりこういう現状を把握して、また分析、目標、具体化、総括の過程を経ていかないといけないと思うんですけども、子供が地域に、学校、学校、子供が少なくなる。学校がというけれども、やはり子供は地域に半分以上いるということです。だから、こういう学童保育も、13というのが、ちょっと少ないじゃないか。校区に1カ所ということで、吹上のほうは、それを進めて4校区ありましたので、各校区に1カ所つくった、そういう覚えがあるんですけども、これは今後、もっと力を入れないといけないんじゃないかと。1年のうち家庭や地域で子供たちがいるという、この現実を、とらえて、今後どういうふうになさっていくのか、お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

今、この学童保育におきまして、保育園のほうでも取り組んでおります。基本的に、子供たちにおきますそれぞれのスポーツ少年団

もございますし、それぞれの事業を含めまして、地域におきます学童保育の中で、どこが運営していくのか、こういう主体的なものもきちんと考えていかなければならない。また需要と供給のバランスと、こういうことも必要であるというふうに思っておりますので、特に市といたしましては、特に保育園の皆様方に、この学童保育につきましても、取り組んでほしいという考え方を今までもお願いしている部分がございますので、今ご指摘ございました。それぞれ地域的なバランスもあろうかというふうに思っておりますので、今後十分保育園とも協議をさせていただきたいというふうに思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

取り組みのほうを期待しております。

ニーズ調査というのが行われたと思うんですけども、前回の分と今回の分をちょっと目にいたしましたけれども、子育ての悩み、先ほどはこんにち赤ちゃん運動で減ったと書いてありますけれども、やはり子育ての悩みをだれにしようとか、ほとんど自分のパートナーにとか書いてありますけれども、あと子供の遊び場とか、こういうのは、全然少ないとか、あと保育料が高いとか、そういう全然前回と変わってない、パーセンテージがむしろ上がっていると思うんです。だから、これに対して、前回もそういうニーズ調査で同じようなのが、余り減ってなくて、上がっているという、この数字が非常に気になるんですけども、こういうのは、年次的に、5年間ありますけれども、年次計画が必要ではないかと思うんですけども、こういう取り組みはどうお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今回、国の施策の中におきまして、子ども手当という創設の中におきますことが、ことしから1万3,000円という形で実施されるわけでございます。その中におきまして、

今後私どもも国の方策の中におきますこの子ども手当の支給の中、来年2万6,000円になるのかどうか、またそれに関しまして、それぞれのハード的な整備といいますか、国の施策として、どういう施策をとっていくのか。ここあたりも注視しながら、市といたしましてこの子どもたちの子育てということを検討していく必要があるというふうに思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

やはり、子ども手当、私は余り賛成じゃないですけど、やはり環境整備というのが一番大事じゃないかと思えます。

今回、保育所の民営化がだんだん進みますけども、行政指導者としての全保育所の連絡協議会の設置というのも一つは保育の差がないように、格差ができないように、また指導的立場として、市のほうも協議会の設置というのが検討されるべきと思えますけど、この件についてはいかがですか。

○市長（宮路高光君）

基本的には、いちき串木野市を含めたこの地区の連絡会がございまして、先般も市長と語る会ということで、私と田畑市長も出席して、園におきますいろんな課題の中で、意見交換をさせていただいておりますので、そういうものも実際ありますので、そういうことを活用しながら、園からのいろんなご要望を聞きながら、また市としてそれぞれできるもの、また園にお願いするもの、そういうものを仕分けをしながら、年1回はそのような意見交換をしておりますので、そういうところを活用していきたいというふうに思っています。

○18番（長野瑛や子さん）

やはり、保育の公平化というのを頭に入れていただいて、連絡協議会の設置というのをぜひ考えていただきたいと思います。

3点目についてお伺いします。

就学前の子供数は、約2,500人だと思

います。市内の保育所、幼稚園児の数は約1,300人、家庭で見ている子供たちはまだまだ多い状況にあると思いますけども、こういう中で、4カ所ある地域子育て支援センター、いろいろパソコンでも見れますけども、やはりこういう何というんですか。1カ所ですら見れるような、先進地の市ではそういうものもありますけども、子育てに関しては、そこで見たら何でも把握できるという、情報提供、一元化、こういうのも必要じゃないかなと思うんですけど、子供が少なくなったら、特にこういうのも、子育て中のお母さん方、お父さん方には、いろんな情報が、家庭の中でも見れるような、私も一生懸命ホームページで探しましたが、ないんですけども、子育て支援センターが4カ所あるならば、そこのアクセスというんですか。そういうのも考えられたのかなと思うんですけども、この件についていかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特に子育て支援センター、特に保育園とか、行ってない親御さんたちを含めて、こういうものも設置をさせていただき、また相談業務におきましては、母子保健推進員、また市の保健婦、こういう方々もそれぞれ相談業務に乗っており、それぞれ検診ですか、子供の予防接種とか、妊婦検診もなんですけども、そういういろんな機会を通じて、いろんな相談に応じるような体制をしておりますので、またいろいろとご意見をいただきながら、充実する分につきましては、充実していきたいというふうに思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

半分以上、家庭やそういう見ている子供たちがおるというのを視点に、家でも見れるような、情報提供の一元化、この取り組みを期待いたしております。

子ども支援センターについてであります、学校教育、健康保険、福祉課にまたがってま

すけども、やはり相談も結構あると思うんですけども、やはり相談窓口、今の状態だったら、2階です。教育委員会であります。本当は、私はもっと相談窓口は出入りしやすい場所とか、雰囲気づくり、こういうのが必要じゃないかなと、気軽に行けるような、どこにあるのか、ちょっとそういう看板もないようなところで、本当の相談ができるのかなと思いますけども、電話相談等もあるということなんですけど、この頑張る地方応援プログラムの相談員等配置事業ですが、今後、3年間だったと思うんですけど、こういう、今後、どう検討されるのか。また、こういうゼロ歳から18歳までの相談ということですけど、こういう子育てにかかわる施策を、本当に効果的に効率的にするためには、前も言いましたけども、子育てに係る施策を教育委員会に一元化するという、そういう機構改革です。こういうのも必要じゃないかと、私は前、子供課といたしましたけども、どっちかという、教育、子育て、こういうのにかかるのは、教育委員会に一元化する。どうせこういうセンターもあることですし、どちらかに子供の子育てに関するそういうことは一元化するというのが、私は大事じゃないかと、3課にまたがってますので、この2点はいかがでしょう。市長と教育長にお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

前日も、議員はこの子供課という形を一つにというご意見があったということは認識しております。特に、この縦割りの流れではございませんけど、特に子供におきましては、文部省の管轄と厚生労働省の管轄がございます。また、私どももどこでどういうふうにして区切りをつけて、仕事をすればいいのか。ここあたりもまだ大きく多岐にわたっておりますので、先般も申し上げましたとおり、子供課というのを想定するよりも、それぞれの役割の中で連携というのを十分にしていくこ

とが今後対応していきたいというふうに答弁したというふうに思っておりますので、この子ども課をつくって、この事務文書を含めた整理というの、まだまだ、いろいろとされてないというふうに認識しておりますので、当分の間は今の連携を重視した中で進めさせていただきたいというふうに思っております。

○教育長（田代宗夫君）

教育委員会の子供支援センターの件ですが、今現在、たくさんの相談等を受けております。したがって、ワンストップ窓口とまでは行きませんが、今、私どもが考えておりますのは、ゼロ歳から18歳までの子供に関することであれば、何でもご相談くださいということで、今お願いをしているところでございます。したがって、具体的にはですね、いろんな電話がございます。あったときに、その内容が保険課に関するものであれば、保険課へ連絡いたしまして、職員の方に来ていただいて、そして、そこでうちの相談室のところで、話し合いをします。あるいは福祉に関する相談であれば、福祉課に相談して職員に来ていただいて、そこで相談をします。できるだけ、そのような体制です。一元化とまでは言わない。一元化になるような手立てをとりながら、やっているところであります。ただ、今、ご指摘ございましたように、2階のほうに、この支援センターありまして、場所的な問題とか、まだまだ課題はあるかと思うんですが、できるだけ、それに近いような取り組みをするよう努力はしているところでございます。

○18番（長野瑛や子さん）

国のほうも、平成17年ですかね。幼保一元化のそういう通達もあっていると思うんですが、やはり、こういうのはどちらかにですね、窓口が一つになったら、一番効率的にもいいんじゃないかなと思いますけども、今後、期待しております。

あと、子育ての頑張る応援プログラムのこの3年間の事業はどうなるんですかね。

○市長（宮路高光君）

頑張る応援隊のですね、この3年間の先般、この財政措置の中で交付税とか、いろいろと入っておりますので、私どももこの財源に見合った形の中で、それぞれのところで支出をしておりますので。今後におきましても財政支援があろうがなかろうか、すべきことはしていかなきゃならないというふうに思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

教育委員会の3つの事業の一つでありますので、この相談員配置、相談員と配置事業ですね。今後もぜひ継続されたいと思います。

子育ての相談情報提供の場に、休園されている北幼稚園ですね。この活用先も私大事じゃないかなと思いますけども、公園がないとか、いろいろそういう声も聞きますけども、屋根のある公園ということで、私は子育て支援センターの活用や学童保育等に使えばいいのになとは思いますが、このことに関して、いかがでしょうか。教育長。

○市長（宮路高光君）

北保育園の場合、定数を含めて休園という形になっております。特に、北保育園の場合は1年という形の中でやっております、ちょうど隣接して、北保育所がそばにございましてですね、やはり、共通する一つの中でございました。今回、この北の地区におきましても、今回民営化する中におきましてはですね、学童保育を含めた保育延長、こういうものも取り組んでいただきたいというふうに思っておりますので、保育園の方で、いろいろとのニーズはやっていけるというふうに思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

まだまだ新しい建物ですのでね、このまま、休園状態ですけども、何か、そういう活用策

を見い出せられたいと期待しております。

以前、質問しました、第3日曜日の家庭の日の取り組み。これ教育長にお尋ねしたんですけども、先ほども申しました、子供がほとんど180日ぐらいは家庭とか、地域にいますので、第3日曜日の活用策。これは先進地では家庭の日と言いまして、岐阜県は鹿児島県との姉妹都市ですけども、ここでも非常にですね、条例まで制定してやっていますけども、啓発の図画募集とかですね、カレンダー、スナップ写真展とか、家族へのメッセージ、防災無線放送、こういうのを非常に家庭の日を、家族を大事にということですね。やってるんですけど、うちの取り組みはその後いかがでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

私ども日置市のほうではですね、家庭の日というよりは、むしろ、第3土曜日の青少年育成の日の活動の充実には努めているところでございます。私どものそれぞれ4つの地域がございますけれども、地域によって少し差はありますけれども、ほとんどの地域でですね、第3土曜日の午後の、午前を含めてですね、活動については、それぞれの地域で取り組んでおります。私どもが、日置市の子供たちが何とか落ち着いていられるのは、やはり、そういう子供会活動等の地域の活動がまだまだ充実しているから、そのような状態にあるんじゃないかと思って大変ありがたく思っておりますけれども、しかしながら、まだまだ中学生の参加とか、そういう課題は残されておりますので、今後、より、この土曜日の活動は重視していきたいと思えます。

○18番（長野瑛や子さん）

土曜日でもいいですけど、やはり、家族が集うというのは日曜日だと思いますよね。だから、また、啓発だけでもですね、こういう子供たちに絵をかかしたり、作品コンクールとかですね。やはり、家族のスナップ写真を、

どこ行っただって、そういう撮ったときの写真展とかですね。こういうのは本当に、やはり、子供は家庭が一番だと思うんですよね。だから、そういうふれあいの場をつくることにもなりますので、少子化というならば、子供の少ない、こういう、子供から元気をもらうためにもですね、こういうのも啓発されたいと思っております。

後期計画に入ります。次のテーマです。

総合計画、今回見直しになりますけども、22年度からですね。いろいろと実績に基づいて、ワーキンググループを立ち上げてやっていくということですけども、やはり、3年、実施計画は3年で毎年見直すローリング方式ということですが、地域別振興方向とかですね。日置市創生プロジェクト、合併時に地域を代表して出された重点事業だったと考えますが、特に日吉、吹上地域、手がつけられないのじゃないかなど。いろんな財政面もあると思うんですけども、今後ですね、こういう、まだまだ、絵にかいたもちに私は見えて、必要なときしか見ないようにしてましますけども、やはり、これめくったとき、あっと思う。はやりでやってるなという、そういう思いが持てるようなですね。総合計画だったらいいんですけども。広範囲にわたってますけども、こういう重点事業ですね。今後、どうされるのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、合併後、10年総合計画を策定させていただきました。その中で、前期ということで、今後5年間が後期ということになるというふうには思っております。その中で、まだまだ計画の中で実施できない部分もたくさんあるというふうには認識しております。世の中もこのような大変早い変わり方で移っている中でございまして、そういうことを補完するためにですね、身近なことができる。そういうもので地域振興計

画もつくらせていただきまして、それを主体的に物事は進めさせてもらっております。また、後期の中におきましてですね、見直しといたしますか、そういうものもしていかざるを得ない部分も、今つくってあるものにはたくさんあるというふうに認識しておりますもので、そういう見直し等もやっていきたいというふうに思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

やはり、まちづくりはですね、周辺部っていうんですかね。周辺部の玄関口、人を呼ぶとか、人がそこに住みたくなるとか、いろんなキャッチフレーズがありますけども、私はこの玄関口をね、まずね、整備っていうのが大事だと思います。県都に位置すると。そういうところが県都に位置する、その入り口のところをまず、例えば、吹上の鹿児島との境、そこから先の県道ですね。やはり、こういう整備が大事じゃないかなと。まだ歩道もないし、そういうこともありますけども。現在、吹上浜地域観光振興協議会の事務局でありますね。日置市は。拉致問題を抱える日置市でもあります、私はこのマイナスをですね、プラス思考に変えて、浜がけ対策とかですね。こういうのを国防事業として課題を発信することも必要じゃないかなと。一つは歳入の確保。また観光振興。そういうのも頭に入れて、後期計画を打ち出すべきじゃないかなと思っておりますけども、思い切った、こういう政策もね、必要じゃないかなと思っておりますけども、こういうことも含んだ総合計画の改定版ですね。こういうのはいつごろになるのか。また、それをちゃんと冊子にされるのか、お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

後期計画につきましては、冊子にしていかなきゃならないというふうに思っております。特に、今ご指摘ございました観光を含めた吹上浜のことにつきましては、特に、この協議

会というのが2つございましたので、これを薩摩半島におきます協議会を一つにしようという形も今させてもらっております。今、ご指摘ございましたとおり、いろいろと計画の中に膨大な国の予算を伴う、また、いろんな大きなハード的な部分があるというふうには思っております。このできるできないは別といたしまして、やはり、現実合った路線に、また見直しをしていかなければならないというふうに私は思っておりますので、ここあたりにつきましては、まだ十分いろいろとご意見をいただきながら、修正するときは修正していかなきゃならないというふうに思っています。

○18番（長野瑛や子さん）

了解しました。

2点目であります、これは課等経営方針ですね。課は経営方針といいますので、市長も市政方針を市政経営方針に変えていただきたいと思うんですけども。やはり、社長ですのね、日置市の。やはり、課の方々が経営とここに口に出されてるのはすばらしいと思うんですけども、やはり、これをですね、エンパワーメントをもらった職員は、本当に自主性が発揮され、職員のやる気、また顧客満足度というんですかね、こういうのが好循環が起こってくると思うんですけども、こういう課と検討委員会ちゅうのはですね、検討ちゅうのは。だから、朝、約1分ぐらいで述べるのですね。9年間続いているところの先進地の事例を見ますと、非常に積極的になると。何にしても明るくなったと。そういうことを聞くんですけども、いずれは全職員でもといいと思うんですけども、これを市長はすぐやられるのかどうか。もう一度お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたように、課のそれぞれの経営方針、1年間含めた中でありますし、

また、今、週に1回はそれぞれ各課におきまして、朝礼といたしますか、そういうことをさせておりますし、それぞれ、ある課におきましては、毎日してるところもあるようにお聞きしておりますけど、少なくとも1週間におきまして、その1週間の過程の中におきまして、どういう仕事をそれぞれ係がするのか、そういうことも必要であるというふうに思っておりますので、この朝におけます放送をどういうスタイルでしていいのか。それぞれ課長会等におきましてですね、いろんなご意見を聞きながら、このことは進めさせていただきたいというふうに思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

朝の1分から1分半ですので、これはですね、日課として定着したら、すばらしいことやないかなと思います。みんながやる気を起こすということにもつながると思いますので、ぜひ、実行されたいと思います。提案した事項が積極的に取り組まれることを大いに期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。

○18番（長野瑛や子さん）

はい。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時10分といたします。

午前10時56分休憩

午前11時10分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番東福泰則君の質問を許可します。東福泰則君。

〔3番東福泰則君登壇〕

○3番（東福泰則君）

国の平成22年度予算も決まり、新政権は人間のための経済を目指す、何よりも人の命

を大切にし、国民の生活を守る政治を行う。国民の暮らしの豊かさに力点を置いた経済社会に転換していく。その懸案事項の一つが子ども手当であろう。中学校卒業まで子供1人当たり年額15万6,000円を22年度支給する。給付費総額は2兆2,554億円とするもの。この投資は次世代の社会を担う子供一人一人の育ちを社会全体で応援するという趣旨である。子供を持つ親への直接現金給付は子育てに関する親の自己責任を追及するもので、自覚を持って元気な子供たちを育てなければならない。金がないという口実で給食代を払わない親の怠慢も許されなくなる。市は毎年予算を縮小し、借金の削減に努めているが、新政権は国債を発行し、借金がふくらむばかり。将来が思いやられてならない。本市の22年度予算も昨年と同額程度に行きそうだが、まだそれ以上にふくらむと思いますが、自主財源が約24%、ほかを依存財源、主に地方交付税、国庫支出金に頼るしかない。しかし、今後、この依存財源が安定的に見込まれるか不安であります。

それでは、通告に従い質問いたします。

まず最初に、地区振興計画の具体的実現に向けてですが、共生・協働の地域づくりを推進していく観点から、21年度地区振興計画に基づき、各地区で実施した事業、課題解決の評価をどのように感じ、問題点などなかったものかをお伺いします。

②地域づくりを推進していく観点から新たに造成した「地域づくり推進基金」の運用及び配分を今後どのようにされるかを伺います。

2番目、次に地上デジタル放送への対応について質問いたします。

平成23年7月には、現在のアナログ放送からデジタル放送に移行し、アナログ放送は見られなくなるわけです。このデジタル化の対応につきましては、基本的には国が解決すべき問題だと考えますが、以下につきまして、

現在までの対応について伺います。

①公共機関への改修状況は。市営住宅等も含まれます。

②21年度購入したテレビの台数は幾らぐらいかをお知らせください。

③市内の難視聴地域への解消対策はどのように考えておられるかをお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の地区振興計画の具体的な実現に向けて、その1でございます。

地区振興計画は、各地区がみずからの地域を見直し、コミュニティ活動の充実や地域のあり方を再検討する機会を設けるとともに、市内各地の状況をお互いに把握・理解し、活動の活性化へ連携を促進させることにより、市民と市が相互に理解し、それぞれの地域が主体となってつくり上げる地域のための計画でございます。

その計画に基づく地区課題の解決について、今年度は国の地域活性化・生活対策臨時交付金を原資とした地域づくり振興基金1億2,500万円を充て、取り組んでまいりました。この基金につきましては、平成21年度中の全額処分が条件となっております。

事業実施の手法としましては、原資となった交付金の性質上、地域に身近な社会インフラ整備を中心に取り組むこととし、地区公民館ごとに定めた配分額の中で、地区に事業を決定していただきました。配分額は交付金の趣旨にかんがみ、過疎高齢化の進む地区に配慮したものとするため、均等割を95%、人口割を3%、世帯割を2%設定し、さらに地区ごとの高齢化率を指標化し、調整を図りました。その結果、460万円から590万円の配分を行いました。各地区では、それぞれの配分額の範囲で事業の選択や決定について協議がなされました。当初の主な事業は防犯

灯やロードミラー等、総務課関係が226件、農道や里道整備など農林水産課関係が98件、市道や河川の土木関係が82件となっております。進捗状況としましては、要望のあった箇所整備がほぼ終了し、執行残額の取り扱いについて、支所や地区公民館との調整を行っておりますので、先ほど申し上げました要望箇所よりも若干ふえる形で事業を終える見込みで、かなりの課題を解決できたと考えています。課題解決は今年度初めて取り組んだものでありまして、地区の皆さま方は、地区ごとの課題選定が困難なことや、農道等整備事業における受益者負担金の整合性、また、用途の制限、さまざまな戸惑いや不備を聞いております。22年度につきましては、地区への配分方法や用途、職員の協力体制や今年度の課題を踏まえて対応を講じてまいりたいと考えております。

2番目でございます。

地域づくり推進基金の運用につきましてございますが、基金は「地区振興計画に基づく市と市内各地区の共生・協働による地域の課題解決に要する費用を管理する」目的で設置いたしました。21年度の課題解決に要した経費と違う点は、国の交付金ではなく、地方交付税と合併特例債による基金事業費であるという点で、一般財源による基金造成となります。先ほどご説明したとおり、基金のうち1億5,800万円は交付税中の地方再生対策費基準財政需要額相当分でございます。この部分につきましては、次年度以降の不確定要素を加味しながら、21年と同程度を事業費に充てたいと考えております。また、合併特例債における基金事業費は、償還額相当分を処分する制約があり、また、この基金ではソフト事業への充当となることから、地区振興計画課題解決とは別の、地区や自治会の支援財源にしたいと考えております。

なお、合併特例債の基金事業費は10年間

を計画しております。

次に、基金の配分についてのお尋ねでございますが、総体的にさっきも述べましたように、昨年度並みの水準を確保したいと考えております。特に、さっきも申し上げましたとおり、均等割、人口割、今回はそれぞれの地区におけます面積も加味した中で配分をしたいというふうに考えております。また、特に伊集院地域でございますけど、大変大きな地域でございますので、ここは2分化した形の中で、特に周辺部と中心部、まちづくり形態が大分違いますので、今回22年度の配分におきましては、26じゃなく27の地区選定をさせていただき、配分をしたいというふうに考えております。

2番目の地上デジタル放送の対応ということでございまして、その1でございます。

市営住宅につきましては、昨年12月をもって、公営住宅対策42団地の調査を終了しております。平成21年度は、吹上地域の温泉中央団地だけが機器取りかえ済みでございます。残りの改修必要箇所につきましては、22年度の補正予算を計上いたしまして、機器等の取りかえ13団地、共同アンテナ設置6団地の改修を実施したいと考えております。

2番目でございます。21年度の地域活性化・経済危機対策臨時交付金で公共施設の地上デジタル対応テレビ等の整備を行いました。テレビの購入台数につきましては262台で、チューナー3台でございます。そのほか、学校情報通信技術環境整備事業により教育委員会で学校情報通信技術環境整備事業及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、各学校に403台のテレビを購入いたしました。

3番目でございます。平成23年7月の地上デジタル放送の完全移行に向けまして、平成21年度から国庫補助事業の共聴施設整備事業を導入し、難視聴地域に設置されていま

す自主共聴施設の改修に取り組んでいます。今年度は国庫補助対象となった施設は7施設です。これらの施設は国からの補助に合わせて、共聴施設組合1世帯当たりの負担額が7,000円を超える分をNHKが助成しますので1世帯当たり7,000円の負担で改修工事を実施しています。この7施設のほか、事業費の規模により国庫補助対象とならない施設については、ほとんどNHKの助成を受け、世帯当たり負担額は7,000円で改修を終えており、市が把握している約30ある自主共聴施設の中で、これらの国の補助事業で改修に取り組む施設が3施設の予定でございます。このほか、デジタルの特性により、これまで何とかテレビを視聴していた地域でも、全く視聴できなくなるといった「新たな難視」と呼ばれる地域が発生します。昨年の6月以降、「地上デジタル放送推進協議会」から、市内13の新たな難視聴地域が示されました。この地区については、11月から12月にかけて住民説明会を開催し、組合を結成してもらい共聴施設を新設するという対策で難視聴を解消することとしております。新たな難視地区の共聴施設の新設につきましては、国の補助率が2分の1から3分の2に拡充していますが、工事費用が大きく、NHKの助成限度額1世帯当たり10万円を超える施設も予想され、世帯当たりの負担が数万円になる組合も見込まれます。こうした経緯から、県でも助成制度を導入することにしてはいますが、市といたしましては、国・NHK・県の助成を受けた後に、組合1世帯当たりの負担額を7,000円を超えた分は、市が単独補助でやっていきたいということを考えております。現在、説明会を終えた新たな難視地区のうち2地区が国へ要望調書を提出したところでございますが、2月にはさらに6カ所の新たな難視地区が追加されました。新たな難視地区につきましては、地形状の判

断や住民からの情報に基づいて、地上デジタル放送推進協議会の調査の上、指定していますが、今後ふえていくことも予想されます。地上デジタル放送の円滑な移行に向け、状況把握に努めるとともに、市民の皆さまにも地上デジタル化に向けた対応を早目に取り組んでいただけるよう啓発していきたいと思っております。

以上でございます。

○3番（東福泰則君）

1回目の答弁、承りました。

まず、地域振興計画の昨年度実施した評価というようなことで答弁あったわけですが、市長の、当初から地域公民館制度ということ、三層構造でやるということ、昨年度計画が始まったということ、最初、戸惑いやら、特に自治会長あたりが困った、また、地区館長もどうしたらいいだろうかというようなことで、いろいろ協議して実施されたわけで、非常にその成果はあったというふうに私は評価しております。日ごろできなかつたところなんか。一つ例を申しますと、街路灯にしても、要望しても、年に1基しか、よくて2基、それも1万円だけもらって、あとは負担というようなことですね。そういう面では非常によかったということだと思います。ただ、私、この上限、内容見てみますと、小さいのは4万円ぐらいから、大きいのは何百万円、三、四百万円ですかね。そういう事業内容が1カ所にぼーんと来たり、それで地区ごとの特性がありまして、その内容については、地域の要望ですから、それをどうのこうの言うあれはないんですが。また配分もですね、それぞれ均等割とか、世帯割とかいうことで配分されて、450万円から550万円でしたかね。そういうような配分の中でされたということでもあります。しかし、ちょうど最初の年度であったちゅう関係でありまして、どうしても9月補正にかけて、それからいろいろ

とばたばたして、もうはよ出せ。言葉悪いんですが。はよ申請しなさいとか。いろいろあって、ありましたので、今後、発注とかですね、やりやすい提案をして、いや、説明あって、今後の進め方をですね、期限的なのをどういう考えておられるかをまず1点目、お願いいたします。

○市長（宮路高光君）

21年度は初めて実施したことにおきまして、私どもも、執行部のほうも戸惑った部分もありましたし、また、自治会長さんを含め校区の皆さま方も大変戸惑ったというふうに認識しております。そういう状況の中で、若干おくれまして、ばたばたしたという部分がありました。22年度におきましてはですね、できたら、6月補正ということを考えております。その中におきましては、4月、5月ですね。地域との話し合いを十分させていきたいと。2年目でございますので、ある程度の地域の方々も若干の要領はわかっておるというふうに思っておりますので、なるべく早く箇所づけを地域にお願いして、予算計上はできるようにしていきたいと思っておりますし、また実施におきましては、特に時期的なもので、特に水田等におきましてはですね、したいということでございますけど、やはり、稲刈り終わった後というふうもなろうかという部分はありますけど。なるべく早くできるところについては、早くするには、6月補正の中で対応をしていきたいというふうには考えております。

○3番（東福泰則君）

できるだけ早くするということが答弁いただきました。ぜひ、そのように進めて。できれば1期、2期ぐらい事業を分けてもいいんじゃないかというふうに思いますね。それは手法でありますので。そうしたほうが業者のほうに委託するにも、細かい仕事がいっぱい来て、地元だからどうしても、引き受けてや

らなきゃならんということで、業者が大変苦
労したということでもありますので、そういう
配慮で今後実施してもらいたいと思います。

それから、あと1点、地区館で要望を上げ
るんですが、何か地区館はただ集約するだけ
で、あとはもう支所とか、その課に行くだけ
で、町とか地区の権限というのは、各自治会
からうまく調整した後で、地区館長の権限と
か、地区館の経由するだけでというふうなど
らえ方になってしまうんですが、その辺の考
え方はどうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今回、この地区計画をつくり、枠予算とい
う形を実施させていただきました。これは、
基本的に地区におきまして、それぞれの箇所
につきまして決定する、責任を持っていただ
く、そういうことが一番大事であると。

今までは申請して、予算範囲の中で、行政
のほうでやってきたという部分もございま
すけど、やはりある程度の予算枠の中で、ど
れが一番最優先するのか、何をどうするの
か、今回の配分の方法につきましても、それ
ぞれの地区振興化計画にのっとり、その地
区で大きなものとか、そういうものから順
次していくところ、またその地区によっ
ては、それぞれの自治会がござい
ますので、それに平等に配分して事業を
上げたとか、いろいろ手法があ
ったというふうに思っております。

このやり方はどうかということにつきま
しては、私はこれはその地区でそれぞれ優
先していただければいいのかと思ってい
ますので、仕事の部分につきましても、
執行とか、いろんなものについては、市
のほうでします。行政地区のほうに割
り当てをして、それでまた地区が入
札する、そういうことも考えられ
ないことはないわけなんですけど、い
ろいろと設計の問題とか、いろい
ろなものもござい
ますので、そういうもろもろは市
のほうでしていかなければなら
ないというふうに考えて

おりますので、地区におきましては、や
はり地区館長を含め、いろいろと役
員の皆様方が自主決定できるよう、
一番大きな、このことがウエー
トであるというふうに思ってい
ますので、ただ執行するのは行政
のほうで、それを取りまとめをして
いただければいいのかなと思
っております。

このことにつきましても、まだまだ2年
目ということでございますので、地
域に無論それだけお金をした
ら、自分たちで全部するから
という部分になるのかどうか、ど
っちがいいのか、お互い鮮明化
、透明化していかなければなら
ない部分もござい
ますので、ここあたりにつきま
しても、また地区の皆様方とも
十分話をしていきますけど、本
年度も昨年したような形の方
法が一番ベターじゃないかとい
うふうには考えております。

○3番（東福泰則君）

わかりました。本来、22年度の予算も
1億5,800万円程度を見込んでい
ることと、それと新たに合併特
例債で2億円でしたか、本年
度の3月補正で、基金として
推進基金として積み立てて、
今後のこの地域づくりに充
当されるということで、今
度はそのお金をソフト面
ですか、ソフト面に合併債
は使えるというようなこと
で、いろんな地域で、例
を申しますと、上市来地区
がホゼ祭りというのを12
月にしました。そういうの
は予算も全然ないところ
から初めて立ち上げた
わけですが、そういう
ソフト面、ソフトも
ハードも含むわけ
ですが、そういう
便宜も、少しは
使えるものか
どうか、そういう
点を。

○市長（宮路高光君）

今回、この地域づくりにおきま
して、21年度におきま
しては、基本的に、先
も申し上げましたよ
うに、国庫補助金100%
の中で、ハードが
中心でございました
ので、今回のこの
地域づくりの1億5,
800万円につき
ましても、一般財
源でござい
ますので、

基本的には、その枠をつけた中におきまして、約1割程度におきましては、ソフト事業で使ってもいいですよと、そういう仕組みを今回はつくっていききたいというふうに思っております。

特に、この合併債を基金を創設した大きな一つの目的の中におきましては、今まで一般財源の中で、地区公民館とか、地域とか今までも交付金とか、これを出しておりました。今まで出しておいた財源を、今回のこういうものに充てていこうと、新たに何かするという部分じゃなく、今まで一般財源で充当していたものを、今回のこの合併債におきましては、特に自治会の交付金とか、地域については、約2億円程度、一般財源を出しておりますので、これに充てていき、今まで充てておいたものをほかの事業に使おうと、そういうことで、新たにこの合併債の基金をつかって、どこかにソフトでやろう、新たに出てきたらすればいいんですけど、基本的には、今地域の公民館とか、自治会とか、ここに2億円程度出しておりましたので、それに充当をさせていただければ、自分たちの財政上が、大変うまくいくというふうに思っておりますので、そういうことで、今回合併債という形の中で、これは基本的にはソフトといえ、この地区公民館とか、自治会の交付金とか、こういうものもソフト事業に含まれますので、そういうものに充当させていただきたいというふうに考えております。

○3番（東福泰則君）

1割程度は、金額は従来出していた一般財源から充当していたのを、これからも使えるということで、答弁をいただきましたので。

次に、まだ地区公民館というのが、社会教育課との絡み、生涯学習課と一緒にあって、まだ条例を私も勉強していませんが、館長、それと指導員とか、常時3人、館長は違いますが、指導員と社会教育指導員という形を置

いて、生涯学習のほうも一緒になって、すごく負担が大きいんじゃないかということで、今度行革の中で地域づくり課というようなことで、先ほどの他の議員の答弁がありましたが、社会教育課の公民館係と企画課のコミュニティ係、それがなって、地域づくり課を設置されたということで、少し別々が一つになったから、よりうまく行くかなという面も考えるわけですが、そこあたりが、ちょっと社会教育課の関係、そこあたりがちょうど公民館組織の中で、どういう位置づけになるのか、そこあたりが少しはっきりしないところがあったり、聞くところによりますと、各公民館ごとに4つの事業、社会教育課、講座を持つというようなことで、設置して、地区ごとにそれぞれ特色ある生涯学習をやっているというふうに承っておるのですが、そこあたりの職員の配置といいますか、そこあたりは、今後この体制で3人、どのように考えておられるか、お願いします。

○市長（宮路高光君）

きのうも8番議員のほうから、このことにつきましてご質問があり、またきょうも、また昼からもこのことについてはご質問があるというふうに感じております。

特に、わかりにくい部分があるということもお話のとおりでございます。特に、この地区館を設置するときに、条例公民館と自治公民館というのを校区につくり、本当にわかりにくいというのも一つのことではございました。

特に自治会長さんもその中におきまして、今回、新しい課を設立したのは、それぞれ課がまたがっていた部分がありました。そういうことを含めまして、これを段階的に統一をしていきたいというふうに考えております。

体制的なものにおきまして、地区のほうには、館長、指導員、指導員補というのがいますし、ここあたりにつきましても、それぞれの当初ありましたので、同じような形をやっ

ておりますので、新しいこういう地域づくり課をつくりまして、ここあたりも整備をさせていただき、特に地区館におきます条例もまだ廃止もしておりません。今回この条例を運用しながら、22年度はさせていただき、また新しい条例というのも、みんながわかりやすい形を今後構築していかなきゃならない。そのために、新しい課をつくって、それぞれの市民、また自治会長さんがわかりやすい形で運営していかなきゃならないという意味の中で、今回、課を設置したということでございますので、来年4月からすぐ変わるという部分は、まだまだいろいろと戸惑いもございますので、1年間かけまして、このことにつきましては、十分検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○3番（東福泰則君）

わかりました。まず、1番目の地区振興計画、具体的実現についての質問は一応終わりました。次、2番目の地上デジタル放送への対応というふうなことで、2点質問させていただきます。

市営住宅も含む、公共機関の改修は、これからと、22年で補正で対応していくというようなことで、来年の7月までは間に合わせるということで答弁いただきましたので、今どういう状態かなということ質問をしたわけでありまして。それぞれ違います。個々は個々で当然県がしていただくわけですが、市営住宅なんかは、共同的なアンテナを設置するというふうなことでわかりました。

あと、②ですが、21年度購入した台数ということで、262台と、教育部局が403台というふうなことで、実は補正での執行残が大分残っていたものですから、これでほぼ終わりかなと、テレビのほうは、だから全体的には何%ぐらいか、含めてですが、それぞれ課が違うと思うんですが、そこがわかればお知らせいただきたい。お願いします。

○企画課長（上園博文君）

台数につきましては、今申し上げましたとおりでございますけれども、手元に資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○教育次長（桜井健一君）

教育委員会関係の学校関係につきましては、100%全部そろえてございます。

以上でございます。

○3番（東福泰則君）

教育関係は100%ということで、これには電子黒板は各学校に全部配置されたというふうにお伺いしています。それでよろしいですか。あと、その他の学校関係以外のテレビは資料がないということで、私のほうが事前に通告しておけばよかったのかもしれませんが、どれぐらいかなというようなことで、お知らせいただきたいと思っております。

次、③ですが、市内の難視聴地域の解消というようなことで、今度の当初予算にも一応共聴施設というようなことで、国の補助事業を受けて、どういう形にするかはこれからですが、そういうことでされるということで、答弁があったわけですが、実は、難視聴地域というのは、資料が正しいかわかりませんが、東市来難視聴地域で、今現在、組合をつくって対応をしているところなんか7地域、伊集院が10地域、日置が22地域、吹上が8地域というようなことで、延べそういう共同受信施設を利用しているのは6,000戸ぐらいというふうに、この数字が正確かどうかは、約それぐらいというふうにお伺いしているのですが、市民の世帯数の約35%ぐらいですか。そういうふうなことであって、実はほとんど山間部、東市来のほうは、数は少ないんですが、地域が広いというようなことで、進んで、実際、共同受信施設も、いろいろとNHKが管轄しているのと、組合組織で管轄、2通りあるように聞いております。

そういうことで、今後9地区、それに新たに6地区ぐらいが出てきたというようなことで、総括質疑のときでも報告があったわけですが、そうしたときに、実は我が地域あたりは、数百万円かけて対応したわけです。これも組合組織でずっと積み立てておいて、同じテレビを見るのに、片やお金を出してみる、片や地域によっては、ただアンテナを建ててするというようなことで、国の施策が間違っているといってもおかしくないんですが、そういうどこに住んでも同じ条件で見られるということは理想なんです、理想的にはいかなない面もあるんですが、そういうのを補うところが、国の施策が反映してもらわないと困るなというふうに思っておるわけです。

それで、今後、どういう方式がいいのかとか、この共同受信施設というの、15年ぐらいたっているところ、20年近くたっているところもあるやに聞いております。それには必ず維持管理費が出てきて、これを総体的にやりかえらなったら、相当な負担も出てきて、そのために積み立てをして、計画的に年次計画をしていたと。どこもそうですが、していたんですが、こういう国の施策によって、こういうふうになったので、本当に実際、合点がいけないとか、そういうふうなあるわけですが、地道にうちの地域の改修した費用を申しますと、この受信点にアンテナを取りつけて、そこに機器をつけた。その機器が320万円ぐらいするというふうなことで、それは地デジを見るだけ。今のケーブルを利用してするというので、あとはテレビは個人のあれですから。

それと衛星放送、アナログ放送をどうするかというふうなことで、組合で話し合って、今後どうしたらいいかというふうなことで、せっかくするんだったら、地上デジタルと衛星放送もBSも見れたほうがいいんじゃないかというふうなことで、その費用も各戸に全

部組合でつけました。約200台ぐらいですので。

そういうところもあって、実はお金がどこから生まれたかという、どういう手法でやっていたらいいのかかわかんけど、受信料です、受信料をBSも一緒に受信をするということで受信料を払えば、全部ほぼ100%組合が引いて払って、その1カ月分が還付されると、共同のメリットで。そのお金をずっと積み立ててこういう事業ができたということで、この中で、受信料を本当にみんな払っているかどうか、行政の責任じゃないですが、そうすると、このあたりからも現実を皆さんに知らせて、かれこれ1,000万円近く積み立てがあったものを取り崩して、今後のことはもうまたそのときというふうなことでやった組合もあります。それぞれ地デジ対応だけして、幾らか見たところ、またNHKが改修して、持ち物は50万ぐらいで済んだというふうなことも聞いております。

そういうことで、今後の対策として、共同受信組合を立ち上げてやるのもいいんですが、先ほど負担が大きくなるというようなこともあって、今組合のほうも新しく10万円を超えるところなんかがあるというようなこともありまして、一つ私の提案ですが、そういうことじゃなくて、共聴施設組合をつくらんでも、できれば中継局を幾らか小さいのをつけていけば、そういう今後の対応はできるんじゃないかと思うので、そういう発想はないのか。また上部の考え、NHKまた総務省関係はないのか、企画課長でもわかっていたら教えていただきたいと思いますが。

○企画課長（上園博文君）

中継局の関係でございますけれども、今、日置市内には、7局設置されております、伊集院中継局、東市来、吹上、永吉、伊集院北、伊集院東、伊集院野田、吹上北の中継局でございますけれども、今のこの7局以外には、

放送局のほうからは、かなりの膨大な経費もかかるということ。仮に他に設置しても、今の状況でこうして難視地域がある状況でありますので、仮にそこに小規模なものを建てたにしても、やはり難視地域は発生するというこの問題が生じるという回答をいただいておりますので、現段階では、これ以上の中継局はふやせないという状況でございます。

以上でございます。

○3番（東福泰則君）

中継局の設置は望めないというようなことで、共同受信施設のほうで、今回一応共聴施設整備事業補助金、9施設で6億1,067万9,000円というようなことで、予算に上がってきているということで、そのうちでも、それだけでは足りないところを、市では幾らか負担が大きいから補助するというような答弁をいただきました。それがどこの地区か、私も把握しておりませんが、そういうことで、本来は、国に要望して、そういう組合をつくって、今後維持費を考えていけば、莫大な金になるということでもありますので、機会があれば、そういったことで、上にも今後の衛星放送、いろんな10年もすれば、いろんな技術の進歩で、衛星放送だけで、どこでも同じように見えるんじゃないかという気もしないではないんですが、そこあたりが、我々も詳しくはありませんが、そういった方向でいったらいいんじゃないかと思えます。

それと、携帯電話のほうも、ようやく各地区、大体中継局を建てていただいたり、何年かかって、ほぼ通じるようになったということで、そのアンテナ等を利用できるような、ただばらばら建てれば、コストも高くなるし、いろんなのも利用するような国の施策というような、そういうのを少し考えていくべきじゃないかということなんかも思うわけでございます。

そういったことで、これは国へ要望はいけ

ないんですが、少し頭に置いておって、機会があったらそういうことで、対応していてももらいたいということで、そういう考えがあるかどうか、答弁をいただきたいと思うのですが。

○市長（宮路高光君）

議員がおっしゃいましたとおり、それぞれの実態、今までアナログでしておりました共聴施設、また今回デジタルになって、新たに共聴施設をつくらなきゃならない。国策の中で、今回、このような形になったということは、十分私も認識しております、国としても、いろんな補助事業を対応しておりますけど、補助事業でどうしても対応しきれない部分があります。それぞれ全国地形的にいろいろ違いまして、均一にいかない部分がございます、そういう中におきまして、市としてできるものについては、一つの線の中で、個人負担というのが、それぞれされる方に7,000円、そういう中におきまして、ある程度共聴施設をつくるところにおいては、市のほうでも、そういうところについては、助成をしていきたいということを考えております。

この額が、今からどれだけになるのか、まだ今から試算していかなきゃならないし、また新たに出てくるところもございまして、ここあたりも十分また地域の皆様方と話をしていかなきゃならない。特に1軒離れているところに、するところが大変いろいろと共聴は組めないところもありますし、組んでも大変配線を長く引かなきゃならない。本当に、今後このことが、7月以降に、したときには、まだまだいろんなことが起こってくるのかなというふうに推測しております。

その中で、市として、どこまでできるのか。本当にまだ難しい部分もございまして、丁寧に一応話を賜っていかなきゃならない。

今ご指摘ございましたとおり、今回みたい

なこういう国策でする中におきまして、私ども、地方団体にこういう押しつけじゃないですけど、こういう負担というのは、本当にいかなものかという、若干の腹立たしさも持っておりますので、そういうことについては、いろいろ市長会とかいろんな中におきまして、国のほうにもきちんとまたご提言といいますか、そういうある実態を申していきたいというふうに思っています。

以上です。

○3番（東福泰則君）

最後になります。先ほど支出だけを言いましたが、NHKの補助も1件につき5,000円近くいただきました。120万円程度、そこは出したばかりじゃなくて、一応そういうNHKのほうも、BSについては、そういった補助をいただいて、ほんの足しにはなりません。そういうことで、紹介しただけで、いろんなあれがありますが、それぞれ今後のいろんな長期的な見方で、また市のほうも対応していただきたいということで、これで質問を終わらせていただきます。

○企画課長（上園博文君）

先ほどの企画の関係で導入いたしました台数ですけれども、学校施設を除く公共施設、地区館含めて、冒頭市長が申しあげました262台、100%導入実績でございます。

以上でございます。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時ちょうどいたします。

午前11時58分休憩

午後1時00分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、花木千鶴さんの質問を許可します。

〔8番花木千鶴さん登壇〕

○8番（花木千鶴さん）

私は、先の12月議会の一般質問で地域間格差について質問いたしました。合併協定で合意された4地域の振興プロジェクトの質問に、市長は予定どおり進んでいないけれども、今後は地区館を拠点とした共生協働の地域づくりで、各地域の振興を図っていくという趣旨の答弁をされました。

今回は、それをどのように進めていくのかを伺いたく、質問通告したところであります。

日本の地域社会は、さまざまな時代の変化があったとはいえ、おおむね戦前までは人々が日常生活の中で、結いの精神や公といった仕組みをつくり、互いに助け合い、支え合いながら成り立ってきました。昭和31年生まれの私の子供時代にも、まだ多く残っていたように記憶しています。

しかし、高度経済成長で、地方から多くの人々や若者が中央に出ていき、地方は過疎化とともに、地域力を失っていきました。

一方、その恩恵として、公共サービスが提供されるようになり、一層地域の支え合う力を低下させることになったといえます。現在では、集落が消えるかもしれないという限界集落問題が深刻化しているのに、国や県、市町村にお金がなくなったので、もう一度地域のことは自分たちの責任でやってくれというのが共生協働の基本的な考え方であります。

国は、道州制を見据えていますし、県は地域の結いの精神がまだ残っているのでできるという認識に立っています。

社会情勢を考えてみれば、仕方ないようでもあります。現実には合併で行政サービスが低下したとか、地域の寂れを何とかしてほしいと訴えているのが精いっぱいではないでしょうか。私は、これからの地域づくりは、行政にとっても住民にとっても、よほどの覚悟が必要に迫られていると思います。

そこで市長に伺います。まず、地域づくり

の施策として、平成20年度に策定された地区振興計画と市の総合計画との整合性はどうか。

次に、地区振興計画における行政と住民の役割分担はどうなっているのか。また、平成22年度から設置することになっている地域づくり課は、これまでとどのように違うのか。また、地域づくりの財源の考え方についても伺います。

最後に、地方自治体の憲法とも言われる自治基本条例について、市長マニフェストでも議会答弁でも制定すると言っておられますが、その進捗状況はどうなっているのかをお尋ねいたします。

以上、1問目として答弁を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の共生協働の地域づくりについて、その1でございます。

日置市総合計画では、市民の満足度とか効率化を両立させる体制づくりのために、「市民が主役となるまちづくりの推進」に向け、情報公開と市民参画を掲げています。市民参画の一つとして、市との協働による地区振興計画を策定し、市民の声を施策に反映するとしています。

地区振興計画は、各地区が自らの地域を見直し、コミュニティ活動の充実や地域のあり方を再検討する機会となり、地域課題や状況を理解、把握し、活動の活性化や課題解決を目指すものでございます。

地区振興計画の策定に関しましては、その策定要領において、「地域が主体となってつくり上げる地域づくりのための計画」と位置づけ、その計画や課題を直接的に総合計画に掲載するものではないと考えております。

よって、総合計画には個々の事業は掲載しませんが、実施計画には地区振興計画の策定推進として22年度にも掲げております。

20年度に策定されました地区振興計画の計画年度は、21年度から23年度までの3カ年となっていますので、以降のあり方については、より地区に根差した計画となるよう、地区の意見を伺いながら検討と研究を重ねる必要があると考えております。

2番目でございます。

地区振興計画の策定につきましては、地区公民館をベースとして、地区民が地区の資源や課題を把握していただくために、地域の道路や施設、史跡や団体などの記載項目を掲げました。情報としては、市が把握しているものもありましたが、あえて地域を歩くことをしていただくことで、地域における自治の課題の把握と解決の役割分担を地区単位で協議していただく手法をとりました。その上で、課題解決の実施主体まで言及されています。

地区は、コミュニティ組織として未熟なため、必ずしも市民が策定に参加したとは言いがたい状況でございますが、自治組織の充実を図り、地区公民館活動に多くの市民が携わる仕組みをつくっていく必要があると考えています。

計画の策定、課題解決につきましては、課長級の地域づくり協力員と全職員を自治会担当職員として配置し、情報の受発信や調整、支援などを行っていきます。また、課題の解決には、担当職員が直接、地域の声を聞きながら事業を実施しています。

市と地区という機動的な面での役割分担に関しては、地区振興計画を通して、共生協働による地域づくりの概念が理解されつつあると考えており、啓発活動も含めた中で事業を推進したいと考えています。

地区には、それぞれの特性があり、一律の役割分担ができない面もありますが、個々に応じた役割分担を進めながら、継続性のある共生協働の地域づくりと自治を醸成していく必要があります。

3 番目でございます。

地域づくり課を設置する目的は、地区公民館や自治会の地域づくりに関する窓口の一元化にあります。地区公民館は、生涯学習拠点と地域づくり拠点の両面があります。また、自治会、とりわけ自治会長さんは、行政嘱託員との2面性があり、それぞれ所管する課が異なっています。加えて、健康づくりや介護予防などの事業も地区ごとに取り組みされており、地区公民館にとっては、市との関係が複雑化しているため、その総合的な窓口も含めて地域づくり課を設置いたします。

主業務は、社会教育課公民館係が受け持つ自治会支援に関する業務と、総務課総務係が所管する行政嘱託員及び地縁団体認可申請の業務、そして企画課コミュニティ係の共生協働や市民参画に係る業務、また企画課企画調整係のコミュニティバスなどが主なものでございます。

この他、地区公民館や自治会に依頼する事業は、この課を経由することを想定しています。なお、地区公民館における生涯学習や地区公民館管理は、社会教育課で行います。

地域づくりに関する経費については、先ほど申し上げましたとおり社会教育課に関する経費以外は、6月補正において地域づくり課に集約をしたいと考えております。

当面、地区振興計画の課題解決には、地域づくり推進基金を充てていきますが、地区公民館や自治会における自治活動や市民参画に係る経費にも、将来的に当該基金を充当していきたいと考えております。

4 番目でございます。

自治基本条例の策定につきましては、「まちづくりを語る会」という市民ワーキンググループの立ち上げに取り組んでいきたいと考えております。このグループは、市の共生協働における地域づくりのあり方や住民自治において相互に意見を交わしながら、地域にお

ける意識啓発を進める一助としたいと考えております。

自治基本条例は、実効性が問われていますので、策定する過程の市民参画が重要だと認識していますので、このグループから自治基本条例検討委員会とか策定委員会とか、そういうことにつきましては、このグループの皆様方も入っていただかなきゃならないと思っておりますけど、まだ時間をかけてこの条例策定につきましては、時間が必要であるというふうに思っており、一つずつやっていきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

○8 番（花木千鶴さん）

それでは、通告に従いまして、1問ずつ伺ってまいりたいと思います。

私は、もう新市になって、既に取り組んでいる新市の三層構造とか、地区振興計画も進んでいるわけですね。この現状をつかんでですね、新年度から新たに設置されますまちづくり課、地域づくり課ですか、の課題として明らかにしていきたいと、この質問を考えておりますので、どうか、そのような意図でお尋ねいたしますので、答弁のほうよろしくお願いをいたします。

先ほども言いましたけれども、これまで何度か地域振興策は何ってまいりましたが、市長のほうでは、それは財政の問題もあるので、地域づくりのほうにシフトを変えていくというような話でありました。まちづくりはそれぞれの地域で解決することと、市の総体で解決することがあるんだと。それで当面、この地域づくりのほうにやっていきたいということでもありますけれども、12月の質問の中でですね、この整合性のことについては、このように言っておられるんですね。今目指しているのは、地域の問題は、地区ごとの振興計画を策定して、10年計画も見直していかなければならないと思っていると答弁している

んです。このことは、地区振興計画を策定したので、総合計画を見直す中で、整合性を図っていかうというお考えなんでしょうか。この確認をさせていただきます。

○市長（宮路高光君）

総合計画は10カ年計画でございますので、さっきもちょっと申し上げましたけど、後期計画というのも今回また策定しなきゃなりません。そのときから、大変いろいろと諸事情も変わっている分につきまして、総合計画におきます見直しというのをしていかなければならないというふうに答弁をさせていただきました。その中におきまして、この自主計画、地域振興計画というのは自主計画の部類に入りまして、きめ細かい部分でございまして、総合計画の中には題目の中しか掲載しておりませんので、そこあたりの意味は理解していただきたいというふうに思っております。

○8番（花木千鶴さん）

私も先ほどの質問の中でいろいろ似たようなところがあるわけですが、私も質問の流れとして、同じようなことを伺うときには申しわけありませんが。

1問目はですね、市のビジョンとして、きちんと総合計画は位置づけられたものであるという意味からお尋ねしてるわけです。市民はよく、市のビジョンが見えないとか言うわけですが、一応の形として、それをどのぐらい理解しているかは別として、市の総合計画というものがビジョンとして謳ってあるわけです。で、伺いました。

次にですね。地区振興計画は地域が主体でつくったと、これまで何遍かですね、先ほど来答えておられます。そういう位置づけであります。ほんとは基本的なことをお尋ねするんですけど、地区振興計画は、何をどうするためにつくったかということをお尋ねする方がわかりやすく、地区振興計画というのは、何のために、何をどうするためにつくったんだ。わ

かりやすく説明してもらえませんか。

○市長（宮路高光君）

1番身近な地域におきまして、それぞれの校区におきまして、それぞれの身近な課題解決のために、それぞれ現状を、それぞれ把握していただきまして、その中でも地区振興計画の中でもです。市がしていかなきゃならないもの、県がしていく、国がしていく、そういう、いろんな要望的なものもたくさん上がっていることも事実でございます。それよりも基本的に、すぐできる、そのようなものが地域振興計画の中の主体的なと言いますか、そういう考えの中で策定をしていただいたというふうに思っています。

○8番（花木千鶴さん）

私は市民にわかりやすくと申し上げたつもりなんです。そういうことがですね。市民にわかってもらえる説明だと思われたから、答えてるんでしょうけど、市民の立場ではよくわからないと思います。私ね。これから少し伺うんですけど、振興計画は地域の人につくってもらったっていうんだけど、それがつくった人たちにさえ、浸透しているんだろうかという状況があります。地区振興計画といっても、目標やスローガンはみんな話し合ったかもしれませんが、課題などについては、各自治会単位で作成したところが多く、とりまとめたのは地区館でしょうけれども。まるで要望書の塊だって言う人がいるんです。要望書の羅列だと言う人もいます。1,800項目ですが。それらは本当にそれを作成した人たちに、先ほど答弁されたことはうまく伝わっていると市長は思いますか。

○市長（宮路高光君）

この策定する中におきまして、さっきも申し上げました、26区の地区館ございましてですね。小さな校区があったり、大きな校区があったり、今、議員がおっしゃいましたとおり、まめにそれぞれ、その地域住民に伝わ

っていたかということは、ちょっと非に思う部分もございます。今後におきましてですね、そういう策定した方、それはいろいろ自治会の総会とか、いろんな中ですね。いろいろと、このことを自治会長さん含め、いろいろとご説明していただくよう、私のほうはお願いをしておるわけでございますけど、今ご指摘の中におきまして、市民として、それがまだ十分理解されてないということも感じております。そういうことを含めて、今後におきまして、そういう説明といいますか、そういうことを自治会単位なり、いろいろとやっていただきたいというふうに思っております。

○8番（花木千鶴さん）

ここがまず、物すごく大事なんですよね。共生・協働っていうのは、共感するところからしかスタートできません。ここは自治会長、こんな問題はですね、自治会長さんや地区会長さん方がお話を伺いますと、市の対処、高所に立った計画が全く見えてこないからわからない。市の地域振興策のビジョンを示してから、今年度はこの地域、このことを集中的にするから、具体的にそうやって進めてくれたらよくわかるんだけど、場当たりの単なるばらまきとしか思えない。そんな意見が聞こえてきました。頷いておられるから、市長にも聞こえているんでしょう。先ほどの議員の答弁で、他に対してですね、答弁で、他の事業との整合性や配分でいろんな声があったと言われたのはこのことだろうと思います。こんなことが、私は12月から言っている、みんなの不平等感、格差感につながっていくんだろうと思うんですね。で、市の施策を明確にすることは、行政の大変重要な課題ととらえて、しっかりと取り組んでもらわなければなりません。念を押して伺いたいんですが、この問題について、もっと、先ほど答弁されたことが浸透するように、どんな形で進めな

ければいけないと市長はお考えですか。

○市長（宮路高光君）

場当たりとか、ばらまきとか、いろんな、そういう言い方の中で評価する人もいらっしゃるようでございます。さっきも申し上げましたとおり、今回の金額配分をいたした中におきまして、それぞれ自治会ごとに配分して事業したところもありますし、校区でいろいろ話をして、優先順位を決めて、その箇所づけをしたところもございます。そういう部分の中におきましてですね。あるいは、それは校区のそれぞれのあり方というのが、私は違っていいというふうに思っております。その中におきまして、さっきも言ったように、私ども行政におきまして、その指針が見えないということもご指摘いただいておりますけど、やはり、その校区の実態というのが、お互いに共有する部分が必要であるというふうに思っております。そういう中におきまして、今回このように、地域におきまして、振興計画をつくったというふうに思っております。今言ったように、このことで、また格差が物すごく広がってくるとか、いろんな問題を指摘する人もおろうかと思っておりますけど、そこあたりについては、まだ十分いろんな方々に意見を聞きながら、その配分にいたしましても、やっていきたいというふうには思っております。

○8番（花木千鶴さん）

私は、この場でですね、こんなことを言う人がいる。あんなことを言う人がいるというようなことを言うつもりはございません。ただ、平等に配分するものについては、同じように感じてもらったり、他のところと比べると、自分たちのところを前向きに建設していく。そういった姿勢に立ってもらうような行政の働きかけが必要じゃないかと思うから言うわけです。うまくいってるところはそれでいい。しかし、文句を言ってるところは、

そこはそこなりに考えてもらおうというようなことではだめなんですよね。そういうことで、もっと、みんなにわかってもらって、前向きに頑張ってもらいたいという、そういった姿勢が必要じゃないかと思って伺ってるわけです。

で、役割について伺いますが、率直に言って、本市の地区振興計画は共生・協働の視点がなかなか、ないとは言いませんけど、今言ったみたいに見えていないんだと思います。

そこでお尋ねしますが、計画をつくってから、これは、たくさん出てます。1,800もですね。先ほど市長が言われたように、これはどの部分が担うというところも出てきます。書いてあるところもあれば、書いてないところもあります。これは出てきた項目を、これは行政でやります。これは行政ではやらないので市民でやってください。だけど、この問題については協働してやりましょう。みたいなのを一緒につくりましたか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘の中におきまして、基本的には、その地元でできるもの、市でするもの、また協働でするもの、さまざまございますけど。今、振興計画をつくってる中におきましてですね、優先順位をつけさせていただいて、その中でやっているところもございますけど、まだまだ、その地区振興計画につきまして、まだ皆さま方と十分そういう打ち合わせというもできない部分もございます。今後におきまして、計画の見直しを含めましてですね、そういうこともびしっと整理をしながら、今後進めていきたいというふうに思っております。

○8番（花木千鶴さん）

できていないということでもありますので、今後23年までが今の計画でしょうか。課も設置されます。大きな課題だと思って、とらえて、取り組んでいただきたいと思います。

21年度に実施された事業は、地区の配分額をさらに自治会に分けたために金額が大変少なくなって、自治会によっては、振興計画に乗っていないところがいっぱい整備された。それはそれで課題解決だと市長はおっしゃるわけけれども、地域の課題をあんなにたくさん書いたのに、こんなに小さな額では何にもならない。何のために計画つくったのかっていう声が聞こえてきたわけです。

私の地域で言えばですね、今年度は街区表示板を設置いたしました。もう一方で、かねてから、道路の痛みがひどいので何とかしてほしいと再三要望してきたことも、地域の強い要望として今回最優先課題に上げさせていただいています。先日住民の方から、道路の亀裂がひどくなって、もう塀にまでひびが入り始めて、問題は大変深刻化しているんだけど、行政のほうはどうなってるんだろうかっていう問い合わせがありました。私としても、地域の皆さんの声は大きいので、振興計画の一番重要なところに乗せてあるんですよとお答えしましたが、こういった問題はどのような取り扱いになっていくんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

予算の配分の中でございますので、基本的には、私は、地区振興計画というのは、ほんとに身近なものしかできないという認識を持っております。そういうふうにして、市道の改良とか、いろんなものについては、また一つの市の予算の中でもやらなきゃならない。ただ、この地区振興計画の予算が全面ということはございませんので、それはまた別の、また、農林水産課、土木課、いろんな問題におきます予算の中で、それぞれ解決をしていかなきゃならない。そういうふうにして理解をしてほしいというふうに思っております。

○8番（花木千鶴さん）

そうですね。さっき市長に答弁をいただいたことにも絡みます。地区振興計画の中に

は課題が載っています。その中で、けれども、今の答弁は、地区振興計画は小さいものしかできないとおっしゃった。けれども、市民には課題を提供するとして、地区振興計画の中に1番の項目に上げてるわけです。これが協働で話し合っただけで計画をつくるということじゃありませんか。これは市がやります。これは地域に担っていただく部分だ。こういう話し合いができていないから。私はこんなにさっき伺っているのに、市長の答弁は、地区振興計画ではそういう小さいことはできませんとお答えになった。この辺の整理が必要なので、課題だととらえていただきます。

それから、次にお尋ねをしたいと思います。どんな地域にしたいのか。そのためにはどんなことをしなければならぬのか。それは、だれが、どのようにしていくのかといった計画にしていかなければならない。合併後はこんなまちづくりをすと言っ、別の方法でやると言っているんですね。先ほどの答弁では。これは地区館のことです。条例をやりかえなければならぬとかいう話がありました。話が急に飛んでしまいましたけれども。地域との合意ができていないというのは、地域の拠点である地区館に対して、きのうもありましたけれども、こちらのほうには、地区館は条例公民館であり、だから自治の組織をつくってくれと言っておきながら、一方では、それが合体した形でオッケーだということがある。こういうことも、きちんとその地域づくりを住民の側と行政が考えていることが合意できていないということになっている。これも一つあると思うんですが、そのことについて、私はきちんとした見解をつくってきてほしいと言いました。そうしますと、先ほども少し、3番議員にも答弁あったと思うんですが、もう少しわかりやすいようにですね、現状とそしてあるべき姿を答えていただきますか。

○市長（宮路高光君）

私もわかりにくい部分がありますけど、今の中におきます、地区館におきます制度の中で、きのうもだったと思いますけど、今、条例公民館とか、自治公民館と、地区公民館は、こういう2つの二層の中で、地区館の運営がされているのも事実でございます。今言ったように、わかりにくい部分もございます。また、その中におきまして、今後におきまして、ここあたりをどういうふうにして、一つになっていけるのか。ここあたりはさっきも申し上げましたように、22年度中に検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○8番（花木千鶴さん）

では、今の機能のところからお尋ねしたいと思います。地区館の講座については、社会教育課がこれからも講座等については担当していくということでありましたが、地区公民館というのを条例公民館、これは行政のものなんだ、そして電気料とか、いろんな光熱水費は予算で計上されています。地区館そのものの運営費はどこが出していますか。

○市長（宮路高光君）

このことにつきましても、やはり、市の中で出しております。さっきも申し上げましたとおり、今、地区条例公民館と地区自治公民館制度があり、まだそれぞれの交付金等いただいて、地区の運営もしております。今、おっしゃいましたとおり、わかりにくい部分があるということも事実でございます。今後、そこあたりをこの1年間で整理をさせていただき、また予算の組みかえというのもしていきたいというふうに思っております。

○8番（花木千鶴さん）

私はですね、きのう、この本会議で言ったわけですが、今、市長は、地区館のことにはいろいろあるかもしれないが、今後考えるというようなことだけれども、そんな答弁をいただいているようでは、新しく課ができること

言うけども、先の見通しなんかないなと感じがいたします。地区館一つの機能についても、自治組織の機能についても、きちんと整理して、分けて考えるようになっていうふうに、私は何度も申し上げてきましたが、ちっともそのことは進んでいなかったということが、きのう判明しました。そして地区館の運営費についてもですね、今お尋ねしたんですけれども、行政が出しているって。どれくらい、どんな形で出しておられますか。

○市長（宮路高光君）

ちょっと今、ここに数字は持っておりませんが、それぞれの校区におきまして、予算の配分は違っておるといふふうに思っております。また詳しいデータについては、後ほどでも教育委員会のほうから出したいと思っています。

○教育長（田代宗夫君）

予算の面ですけれども、条例公民館のほうには、もちろん公民館の維持費とか、あるいは生涯学習の講座と、そういう関係のものは出しておりますし、ただ、自治公民館にかかわる部分については、先ほど市長が答弁されましたように、地区振興計画のお金と。あるいは、これあくまでも自治公民館ですので、公民館からの、地区の公民館によってはですね、各戸負担があり、あるいは自治会からまとめて出したり、自分たちで予算を出して活動をやっているということでございます。

○8番（花木千鶴さん）

ここのところは、新しくできる、22年度からできる地域づくり課の先ほど来の話があったときにも出てきました。新しい条例をつくって、地区公民館のあり方も見直さなければいけないとかということになってはいますが、現実今あることが、現状がどうなのか。そして目指している、あるべき姿はどうだったのかということ、何にも答えられてないわけです。そしてまた新しく、その仕組みを変え

ていこうという答弁が続くわけです。こうやって地域づくりを振りまわしてはですね、うまくいきません。きちんと、もう一度、この辺を整理していただきたい。

そこで議長、お願いがありますが、今現状はどうなっていて、今目指している姿、あるべき姿というものを組織図と表がいろいろあると思うんですね。制度もあります。こういうものをきちんとした資料にして議員に渡していただきたい。来年度の予算を整理していく上でもですね。地域づくりを検討していかねばならないので、これを教育委員会が資料が提出できるというのであれば、お願いしたい。どうでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

現在の自治公民館の中にあります条例公民館でやってること。あるいは自治でやってること。それは当然はつきりいたしております。出せということで、準備をいたしたいと思えます。

○議長（成田 浩君）

私のほうでも要望を受けて、資料の提出をするような形をとっていきますので、よろしくお願ひいたします。

○8番（花木千鶴さん）

私は行政を非難したいわけでも、厳しいからといって、どうとかっていう、そういったことを考えてるわけじゃなくて。本当に現状を整理をして、そして新しく向き合うときには、課題をきちんと解決する努力をしてほしいと思っているわけです。現状はばらばらです。地区公民館の運営さえばらばらです。それにまた、次に新しいものをつくるといって振りまわすようなことはやめていただきたいと思うので、きちんとよろしくお願ひをいたします。

では、財政のところ、財源のところ、ちょっと伺いたいと思いますが、地方再生対策費を1億5,800万円、22年度は使いた

いということですが、この対策費はですね、需用額の当面の特別枠とされていますので、今後の財政を見るときに、特別枠として位置づけられている。このことをどのように財政は見ておられるのか、答弁いただけませんか。

○財政管財課長（富迫克彦君）

ただ今ご質問の普通交付税の中に、平成20年度から設けられました地方再生対策費のことでございますが、これにつきましては、地方税が国全体で返済しているということを受けて、それを是正する財源に活用したいという、地方と都市の共生の考え方に基づいて創設されたもので、地方がその自主的、主体的に行う活性化施策に必要な経費を包括的に算定されるというようなものでございます。

そういった形で、これまで国の中でも、地方の疲弊ということがいろいろ言われておられて、国として、こういう制度が設けられたと思っております。今後につきましては、とりあえず、平成22年度も同じような形で対策費が盛り込まれるということでお聞きしておりますので、それを使いながら、それ以降、23年度以降、一括交付金のこととか、いろいろ制度も変わっていくと思いますが、そういう中で、やはり、市長のほうも申されましたように、地域、それぞれの地区がですね、活性化するような手立てのために、それぞれの財源を工面していく必要があるというふうに考えているところでございます。

○8番（花木千鶴さん）

地域づくりは重要な施策になってまいりますので、財源の確保は今言われたようにしなければならぬ。そして、どんな形で捻出するかというのがあると思いますが、一つ、この再生対策費を充てる。これは22年度は大丈夫だということですがけれども、今後の見通しを伺ったんですけれども、22年度までという答えが、今はできないということだろうと思えます。

ではですね、もう一方では、やっぱり、特例債を使って、基金を積んでという計画がありました。私は先日の条例をつくるときは賛成いたしました。当面の財源確保として、私は理解しています。しかし、長期的な積み立てとしてどうなんだろうと。償還のこともありますので、不安があるかと思いますが、その辺のところでは、やはり、あれは6年、7年で20億円だったでしょうか。確か7年で20億円積むということでした。それはもう絶対それやっぺいこうと思っておられるんですか。それとも、途中の状況を見て考えるというふうには考えておられるんですか。

○市長（宮路高光君）

さっきも話申し上げましたとおりですね、どうしても、いろいろと、今後の財源確保。これが1番優先な問題でございます。その中で、財源確保した中で地域づくりというのができるというふうに思っております。この合併債基金の活用につきまして、本市におきましては、約26億円程度でございますけど、約20億円積み立てをしたいというふうに考えております。この中で、後ほど皆さま方にも資料を、また、この償還を含めましてですね、まだどれだけの、20億円を借りたときに償還を含めましてですね、まだ交付税措置をしている額がどれだけということは資料提供をみんなにさせていただきたいというふうに思っております。今後におきましても、この20億円というのは積み立てをしていきたいと。先ほど申し上げましたとおり、ハードの部分もでございますけど、今まで一般財源に使われているものにも充当できるということでございますので、そういうふうにして、返済をしながら、その部分ができた分につきましては、年度額が幾らずつなるか、ちょっと、今のところ試算をしておりますけれども、その分を一般財源の分に充当もできるということでございますので、やはり、そういう財源確

保した中におきまして、今後のこの地域づくりといえますか、地区館を主体とした活動費に使っていただければいいというふうに思っております。

○8番（花木千鶴さん）

私は、当面の財源確保としては理解してるつもりですが、長期の意味でお尋ねしてるんですけど。市長は、今の答弁はですね、これだけを考えてみれば、なるほどなっていう理屈にはなると私は思います。でも、全体から考えてみたときに、返済した分を切り崩していくという考え方ですけれども、元利償還。元金と利子は一般財源をこれに伴うわけです。基準財政需要額に見込まれる額も差し引いてもですね、初年度で700万円ぐらい一般財源伴います。ですので、その年度年度のときにですね、一番高いときには何千万円という一般財源も返済のために使います。そのときには1,000万円、貯金だとはいっても一般財源が減ります。こういうふうにして考えていったときに、どうなのかというトータルの考え方が必要だと言ってるんですね。

それと、基準財政需要額に臨時財政対策債が14億円も借金して交付税を賄うというお金ですよ。交付税が14億円足りないから、また借金してくれというのが14億円も組まれるような国の財政状況の中です。本当にこういう先の見通しでいいのかと思うわけです。ですから、7年間で20億円積むというこの考え方は、柔軟にしても、途中で考え直していいのかっての聞いてるんです。もう一回ご答弁ください。

○市長（宮路高光君）

抜本的には、先ほども申し上げましたとおりに、この20億円というのは積んでいきたいと思っておりますけど、さっきの財政課長もお話しましたとおりですね、今後の地方交付税の算定の基礎の考え方、また一括交付金、こういうものが、また23年度に新たに出て

まいりますので、そういうときには、また議会の皆さま方にもお諮りをしながらやっていかなきゃならないというふうに思っています。

○8番（花木千鶴さん）

このことはですね、積み込むお金は、計画としては、考え方は示されましたけれども、議決をした事項ではありません。基金をこういった考え方でつくろうかと思ってるという条例ができただけでありますので、年度年度で議会が承認しなければ積むことのできないお金でありますので、毎年度、この議論はしていかなければならないだろうと思いますね。そのときに、先ほどから出ている地域づくりの課題をいかに克服できているかということがかかわってくると思いますので、心して頑張りたいと思います。

最後の自治基本条例に入りたいと思います。

県の出しました共生・協働社会という冊子があります。この中に、地域を生かす、地域づくりを生かす仕組みを自治基本条例に位置づける自治体がふえていてと書いてあります。私もたくさん町の自治基本条例を見てきました。条例をつくる中に、住民と行政の役割を位置づけるところ。逆に、地域づくりの中で、互いの役割を明確にしながら条例をつくる。この2つがあります。本市は多分後者のほうだろうと思いますね。先ほども答弁いただいたこともあります。つまり、今、市が手がけ始めた地域づくりを本物にすることができなければ、本物の自治基本条例はつくることができないだろうということです。その認識は、市長領いておられますけれども、見解を答弁してください。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、この自治基本条例、大変市における大きな条例だと思っております。その中におきまして、市、市民、また議会、いろんな中の役割分担というのはあるというふうには思っております。今

回、私のマニフェストに上げております、この自治基本条例というのは、やはり、私は地区民との共生・協働、これをどういうふうにして役割分担していくのか。このことが一番大きなメインの中で、条例を策定をしていきたいということでマニフェストには上げさせていただきましたので。基本的には、今、地区振興計画を含め、地区との携わりをやっておりますので、これを一番大きなメインとして条例までつくっていければいいのかなという、そういうふうに考えておりますので、今の段階は一つずつですね。さっきも申し上げましたとおり、今年、このまちづくりを語る会とか、こういう市民レベルのワーキンググループ等もつくってですね。そういうご意見をしながら、一つずつ積み上げていかなければ、一極短に、ただ条例をつくるからありきということで条例をつくることじゃなく、やはり、自然体の中で、地域の皆さま方が意識高揚といいますか、共生・協働というのを本当に意識してもらえるのか。ここあたりも十分把握した中でなければ、この条例制定というのは大変難しいという意識も持っております。

○ 8 番（花木千鶴さん）

よかったです。同じ認識に立つことができましたね。時間かけて頑張ったかいがあったなと思うんですが、それを、私は市長の見解、今伺ってですね。そのとおりだと。そして、その課題はですね、きょうは、私はもうお尋ねしましたが、これらの課題を克服しなければならぬというところは十分理解していると市長は答弁されたことだと思います。

私は、ある町のまちづくり推進室長とお会いする機会がありました。いろいろお話を伺いました。その方のお話です。

取り組みを始めたころの住民説明会は行政マンにとっては修羅場でした。「行政の仕事は住民に押しつけるのか」、「お前たちがや

れ」などと、行政への不信感がもう噴出してきたそうです。でも、信頼を得なければ先に進むことはできないと辛抱強く話し合ってきた10年だったと、10年前を懐かしそうに振り返りながら話してくださいました。この10年間頑張ってくることができたのは、このことができれば、この町は生きることができるという確信でした。どの地域も子供たちに自分たちの地域を残していくんだと一緒に頑張ってくれました。というお話だったんです。

そのお話を伺ったときに、これからのまちづくり、地域づくりがどんなものか、ほんの少しですけど、私、わかったような気がしました。4月から設置される地域づくり課のスタッフ。課長含め何名になるのか、わかりませんが、その方々への大変な、私は期待もしてるんです。そしてまた、その皆さんがされる苦労は大変なものだろうということも察しているわけです。だから、私は、この皆さんにはぜひ頑張ってもらいたいと思う。どんな苦しいことがあっても、これをやり遂げるんだというようなですね、熱意を持って頑張っていたきたい。市民とそして新しい日置市のためにですね。これがこれからの地域づくり、日置市づくりに掛かってるんだと思いますので、ぜひ頑張っていたきたいと思ってるんです。私もそのために応援できることがあれば、一生懸命応援しようと思っております。

最後にですね、市長と教育長。やはり、このことは行政に覚悟がなければ住民を動かすことはできません。お2人の覚悟を伺って、最後の質問にしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

まちづくりというのが、いつも言っていますとおり、私は人づくり、地域づくりである。これは根底に流れているというふうに思っております。その中で、いかにして、市民と信頼関係を構築していかなきゃならない。そう

いう中におきまして、大変時間もかかる。また、いろんなことも言われる分もございます。これは、やはり、熱意を持って、このことに進んで行かなければならないという覚悟は持っておりますので、やはり、今後におきまして、新しい一つの課をつくらせていただきますけど、職員ともども、地域等を根ざした意見交換ができる。そういう形を含めた課づくりと、また、今さっきも申し上げましたとおり、また課題は地区館にいたしましても、まだ課題はたくさんあります。こういう課題を一つずつみんなと解決していくためにやっていきたいというふうに思っております。

○教育長（田代宗夫君）

今回のこの取り組みというのは、やはり、最終的には住んでいる日置市民の方々が、住んでいてよかったと言える町をつくるのが、この終局の目標だろうと思います。そのためには、これまでと同様ですね、それぞれ集落の自治会とか、地区の公民館とか、いろんな立場で住民の方が話をされると思いますが、そういう住んでよかったと言えるようなですね、生涯学習のまちづくりというんですか、話し合いを通して、みんなでつくり上げていかなきゃならない。そのような立場で、いろんなそれぞれの場面で、私どもの教育サイドから、できるところは、どんどん進めていかなければならないと思っております。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。

○8番（花木千鶴さん）

はい。

○議長（成田 浩君）

次に、15番西園典子さんの質問を許可します。西園典子さん。

〔15番西園典子さん登壇〕

○15番（西園典子さん）

日置市自治基本条例の制定についてお尋ねをいたします。

ただいま8番議員の議論の中でも、このことが取り上げられましたけれども、私は私の観点で質問をさせていただきます。

地方分権と言われる時代から、今や、国から自治体へ、自治体から地域住民へと、自主自立が求められる地域主権へと発展し、地方自治体には、自立的で総合的な自治が期待される、真に自治体の強さが試される時代となりました。

平成12年ニセコ町まちづくり基本条例が制定されたのをきっかけに、多くの自治体が町の憲法とも言われる自治基本条例を制定するようになりました。自治体の基本的なルールとなると同時に、今や、まちづくりのトレンドともなりつつあります。一方で、転換期を迎えており、果たして必要かという議論もあります。それは抽象的で理念的であることが多くて、つくろうと思えば、ほかのものをまねれば、比較的簡単につくることができます。しかし、無法で終われば、そのつくる意義は失われてしまいます。各自治体が我が町の自治のあり方を主体となる住民を巻き込んで我が町に合った自治基本条例を制定していく。そうして行けば、その町の地方自治はおのずとつくる前よりも活発なものとなると思われます。取り組む過程を通して、自治の仕組みや地域はどうなっているかという興味や関心を持ち、住民にとって、自分たちが住む町に積極的に目を向けるようになるきっかけと効果が期待されるからです。そして、市民参加と自治や共生・協働の意識を高め、その基本となる情報共有というものを図りながら、自分たちの自治体を運営するために必要な理念や制度、原則、そして自分たちの役割、権利、責務というものを理解し、おのずと質の向上が望まれていきます。必ずしも望んで合併したとは限らない日置市市民、行政、議会が、日置市のあるべき姿を求めて、それぞれの果たすべき役割とは何か、目指すべき姿は

何かを互いが模索しながら、この基本条例の制定に力を注げば、日置市に希望の光を差し込むという新しい道しるべとなることも期待されます。

1、市長はマニフェストに掲げておいでですが、現状や進捗状況はどうなっているのでしょうか。

2番、目的は何なのでしょう。3番、どのように位置づけるおつもりでしょうか。

4番、どのような内容、どのような趣旨で織り込むおつもりでございませうか。5番、市民、議会、市の情報共有の連携をどのように図りながら進めて行かれるおつもりでしょうか。6番、共生・協働の地域づくりや地区公民館制度との兼ね合いをお尋ねいたします。

2番、各種審議会、委員会についてお尋ねします。

1番、委員会の構成における委員選出に関して、適切な選出とできるだけ多くの市民の声を反映させるための努力をどのようにしておいででしょうか。2番、委員会開催のお知らせなどの情報公開は十分になされているでしょうか。3番、各委員会は、その持つ目的に関して、十分に達成できている状況でしょうか、をお尋ねいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の日置市自治基本条例の制定について、もうこのことについては、きょう、2人の方がもうある程度説明しておりまして、角度を変えた形でご質問ということでございますので、また重複する点も若干あるかもしれませんが。

1番目につきまして、自治基本条例の制定の意義については、その制定過程にあると考えております。自治によるまちづくりについて、市民が望むビジョンを条文化していくためには、市民の自治意識を高める必要があります。そこで市民による公募型のワーキング

グループ、「まちづくりを語る会」を設置するための要領を策定中でありまして、ワーキンググループでは共生・協働を学び、市内におけるその実態や自治の現状を把握するなど、市民目線による共生・協働のまちづくりのあり方を検討していただき、同時に市民への啓発を担っていただく考えでございます。

また、市民に対しては、地区公民館関係者や自治会長等への出前講座の中で、条例のことも触れています。共生・協働がごしま自治体ネットワークに参加し、先進地研修や専門家の講演を受講したり、既に制定している薩摩川内市や出水市などの情報交換も行っています。この条例は、市民のために市民がつくる条例と認識しておりまして、じっくりと市民の意識醸成を図る時間が必要なことも想定されておりますので、策定にはまだ時間がかかるというふうに思っております。

また、2番目でございますけど、自治の必要性が声高に叫ばれる背景といたしまして、地方分権一括法による国と地方が対等な関係となったことが上げられます。加えて、市民の公共サービスのニーズが多様化し、共生・協働による自治の推進が不可欠なものとなっています。このような状況下で、自治体は自己決定、自己責任による運営を迫られる中、市民への自治体内分権による協働の社会づくりが求められています。よって、条例は市民、議会、市の役割分担やルールづくりによる共生・協働推進のために制定しなければならないと考えております。

3番目でございます。この条例は全国で186の自治体で施行されています。当初は理念を盛り込んだものが大勢を占めていたが、最近では自治体の実態や特性に即した実効性のあるものが制定されています。趣旨といたしましては後者である制定を目指したと考えています。内容といたしましては、これまで施行された自治体と同様に、まちづく

りや自治体の仕組み、自治体の基本原則などを具体的に規定したいと考えておりますけど、グループワーキング等におきまして、十分意見を拝聴しながら、日置市に合った、また、それぞれ拘束するものでなく、みんながそういう持ち分をわかり合える。そういう条例というのがいいというふうに考えております。

4番目でございます。「市民のために市民がつくる条例」だと基本的に認識しております。市民がこの日置市をどんな町にしたいのか、その機運の醸成の中で、市民、議会、市の役割分担を想定していくことがよい方向じゃないかと考えております。そのためには、普遍性の中にも柔軟性を持った、時代の要請にこたえる内容が求められるのじゃないかと考えておりますので、検討過程では、原案を提示し、多様な条文を整理しながら、協議を深めていかなきゃならないと考えております。

5番目でございます。この自治基本条例を定めることにより、市民、議会、市の役割分担が明確になります。それぞれの役割におきまして、やはり、自分たちのできるものは自分たちでし、また、さっきもお話のとおり、市でしなきゃならないものをそういうものをお互いが認識して、こういう大変財政的に苦しい状況の中でまちづくりをしていくためには、こういう共生の形が必要であるというふうに思っておりますので、やはり、一番大事なのは、市民におきまして、情報公開をきちっと成し遂げていくことが大事であるというふうに思っております。

また、5番目でございますけど、先ほど来、このことについても地区館のあり方ということでいろいろと論議がされてきておりますけど、やはり、私は、この地区館をそれぞれ全26つくり上げたことにおきまして、この日置市におけます共生・協働、これが一番大きな柱でございました。今後におきまして、今進めている地区館運営を含めまして、この

ことの制度をまた充実しながら、また見直しをするところは見直しをしながら、進めていきたいというふうに考えております。

2番目でございます。各種審議会、委員会について、その1でございます。

各種審議会及び委員会等の委員選出につきましては、それぞれの規定に基づき委員を選出しております。また、必要に応じて公募も行いながら、それぞれの会議等の趣旨が十分審議できるよう人選を行って状況でございます。多くの市民の声を反映させるためには、アンケート調査とか、パブリックコメントを取り入れて、結果を審議会等に反映できるよう努力しております。

2番目でございます。審議会等の会議の公開に関する指針を策定しており、公開の会議を開催するに当たっては原則として会議開催日の1週間前までの会議内容等を市役所に掲示しております。また、市民の皆様方にお知らせにつきましても、市民の皆様方にも広報紙とかまた週2回ございます便り等におきまして、早目にそういうことも今後知らせていきたいというふうに思っております。

3番目でございます。十分な議論がなされた上で答申、意見書をいただいております。目的は達成できているというふうに考えております。またその中におきましていろいろとご意見が、審議会等におきますご意見があるかと思っておりますので、そういうものはいろいろと十分拝聴しながら、この審議会の、また達成度と言いますか、そういうことをやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を14時10分といたします。

午後2時00分休憩

午後2時10分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○15番（西園典子さん）

お答えいただきました。先ほどの8番議員の質問などもあわせていろんなことが見えてまいりました。

それでは、また私もお尋ねしたいと思いますが、マニフェストに掲げていらっしゃるけれども、マニフェストに掲げたくっかけというものをちょっとお尋ねしたいと思いません。

○市長（宮路高光君）

基本的にはこの地区館制度を含め地域づくりにおきましてそれぞれの全市におきまして地区館を制定し、またそういう課題解決につきましては地域の皆様方と共生・協働をしていかなければならない。そういうことを含めた中におきまして、今回マニフェストの中で自治基本条例の制定というふうに謳わせていただいております。基本的には、先ほども申し上げましたとおり、共生・協働のあり方の自治基本条例という考え方でマニフェストで上げさせていただきました。

○15番（西園典子さん）

それでは、他にもいろいろな市には条例があるわけですが、この基本条例と自治基本条例というものと、この別のいろいろな条例、それとの違いはどういうものだとお考えになりますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

いろいろ条例の中で誓約を市民にしたり、いろんな条例の方法があろうかというふうに思っておりますけれども、今回、私が制定したのは、やはりこのそれぞれの役割分担、これをきちんと明確化した中で地域づくりをしていけばいいというふうに考えておりますので、若干それぞれにつくっている基本条例とは違う部分があるのかなというふうには思っております。

○15番（西園典子さん）

若干いろいろな基本条例とは違うというのが、若干というのがどういうような意味なのか、もうちょっと具体的にお伝えいただけたらと思うんです。

○市長（宮路高光君）

それぞれいろいろと基本的な法制の部分がございますけど、総則の位置づけの考え方とか、また財政、また行政評価、また住民投票、いろんなそういう誓約をする部分もございませうけど、そういうものはやはり省いた中におきまして、条例ができたらいと思っておりますけれども、基本的にさっきも申し上げましたとおり、このワーキンググループ、こういうものの方々のご意見も十分拝聴した中で進めていきたいというふうに思っておりますので、先ほどから申し上げてありますように、条例ありきということじゃなく、みんながそういう一つのいろんなこう認識を高めた中においてこういうものは、条例を制定すべきであるというふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

私がこうして今この問題をこうして考えたときに、きっかけ、私がかこれに取り組んでみたいと思ったきっかけを一つお話をしたいと思っておりますが、政務調査で東というところに参りました。議会基本条例を調べに行ったわけでございますけれども、その前があったわけです。自治基本条例があったわけです。合併する前にその町が、合併したらどういうまちづくりをしたいか、どういうまちにしていきたいかということを基本的にきちんとその合併協議会を通しながら何年かけてそれをして、そして合併と同時にそれをつくったと。そして、その中でそれぞれがまた基本条例をつくろうというので、議会基本条例もつくったと。そして、議会の活性化、そして住民は住民でこうしようとしながらで、住民も活性化、そしてそれにあわせてまた行

政の方もいろんなことを取り組んで、住民、議会、行政、すべてのところが活性化が図られてきたというのを私が学んでまいりました。

で、私は長い間、こうして今5年目になりますが、ずっとこうしてこの議会という立場におりながら日置市にとって何が、何が大切なんだろうかと、そして何かが、基本的なものが足りないというような気持、そして本当にどういう方向で進もうとしているのかとか、ビジョンというものが見えないというのを長い間、悩んでまいりました。

そういうときに、やっぱりひょっとしたらこういう憲法、よく言われます自治体の憲法だと、そういうものであるというふうに言い続けられておりますが、それがなかったからだったんだろうかという思いが、そのとき非常に心を打たれたというか、目が覚めたというような思いがしたわけです。

そういう意味で、私は自治基本条例をとらえているわけですが、市長はちょっとそういう基本条例のとらえ方が違うように思いますが、その辺は市長いかがでしょうか、私の考えとしまして。

○市長（宮路高光君）

議員は今それぞれの今のある方につきまして大変満足をしてないというような答えに聞こえたんですけど、議会は議会としてそれぞれ私はそれぞれの立場の中で議員22名の中で基本条例をつくる方がいいのか、そこあたりは別として、やはり今まで私も5年間、本当に手探りの中で日置市ということを目指してまいりました。このことにつきまして議員がおっしゃいますように、まだビジョンが見えない、何が見えないという、いろんな争論があらわれるということもお聞きしておりますけれども、現実的に本当に一つずつでも地域にその問題解決をみんなで一緒にやっていきたいと、そういう思いは一緒でございまして、さっき話のとおり、共生・協働、これを基本

にしたことの役割分担というのをやはりしていけばいいのかなとおっしゃいますね、憲法、市における憲法と言いますか、あれが一番市としてのそれを必要という部分はわかりますけど、やはりこのこともやはり一番終局はそういう形をしなければならないと思いますけど、今私どもが手掛けていかなければならないのは何であるのか、自分たちができるものからやっっていこうというのが、今回のこの基本条例を制定したいという趣旨でございまして、議員と若干はそこあたりの完璧と言いますか、議員を完璧にしたいというような感じでございまして、ここままでいけるのか、本当いったら理想かもしれないんですけど、私は今、目の前にできるものからそういうものをきちんと役割分担というものをきちんとしていけばいいというふうな形の中で、制定に今からいろいろと尽力をしていきたいというふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

これは、私は早急につくれという意味ではなくて、市長が前の答弁の中で早急につくって今年度、今年度末にはワーキングの分で23年でしたか、つくろうというふうにしてらっしゃいましたので、これは丹念に本当時間をかけてきちんとしたこの日置市にとって一番何が適切であるか、どういう方法でしていったらよいかということを探りながらきちんとつくっていかねばいけなくて、そういう簡単に憲法なんてできない。だから、そういう意味でこの日置市にとってどういう方向でつくるべきかということ真剣に考えていっていただきたいという意味で、きょうはこうしてお話をしているわけでございます。

ですから、簡単にそういうことをつくれという意味ではございません。それで、やはり先ほども振興計画、それから地区公民館の問題などもたくさんございます。地区公民館で皆さん方もこうしていろいろな問題がありま

すけど、こともありますけれども、やっぱりいろんな不満があったりいたしますが、それは多分住民の人たちがさせられている、本当に自分たちが内側からこうしてしようという気持ちでいろんな計画をつくったというよりも、これをこういうのをしなさいと言われて、ばたばたと慌ててしないといかんからすることになったのよというふうなふうでつくったように感じたりもするわけですね。それは、本当に行政がこういう形で地域形成をしていきたいんだと、そして共生・協働というのをこんなふうにしていこうと、それからまた地区、いろんなことをお互いに力をあわせていこうよという意思の伝達、情報公開、そういうものが不十分なままで、またそこにある理念というものがどんな町をつくるんだと、どんな日置市をつくるんだという理念が十分に共有されないままで進められた結果ではないかと私は思っているんです。

ですから、そういう意味ではやっぱり理念ですね、日置市がどんなまちになりたいとか、どういう、住民がどういう生き方ができるようなまちをつくりたいと、そういうのがやっぱりちょっと十分に共有できていないのじゃないかというのを、私は思うわけです。

それで、先ほどから地区づくりのこれを基盤とした形でしていきたいと、自治基本条例をもしつくとしたら、そういうふうなお答えだったみたいなのですが、私はそれが一番妥当な線じゃないかと、私は思ったりいたしますので、やっぱり本当にそこに心を入れる、魂を入れるために、形の中に魂を入れるためにこういうものも必要ではないかなという思いがありますが、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございますとおりに、こういうものについてやはり時間をかけ、やはりそれぞれの行政の押しつけじゃなく、そういう形で制定すべきだというふうに思っておりますので、

先ほども申し上げましたとおり、23年度制定、答弁した部分もあったかもしれませんが、恐らくそれよりも時間的なものはかかるというふうに思っておりますので、策定につきましてはもうちょっと長いちょっと時間を必要とするというふうに認識をしております。

○15番（西園典子さん）

慌てずに、またでも形をつくる前にやっぱりその心を、魂をどんなふうにして入れたらいいかという気持ちで、やはりこういう方法もあると、私は大きな方法だと思っております。やっぱりそういう意味で魂、基本条例としなくてもいいですよ、魂を入れるやり方で本当に官民協働という形でしていただきたいというふうに思っているところでございます。

まあ熊本県の氷川町というところのちょっと理念というのを紹介したいと思いますが、すべてのまちづくりに、次に掲げるまちづくりの方向性というものを上げております。すべて具体的な施策、行動はそういうのに沿ってしなければいけないというふうに謳っております。

熊本県ですので、1番に火の心、火の国発祥の地として赤い炎のようなまちづくりへの情熱を持ち、子供から高齢者まですべての町民同士が町への思いを語り合い、それぞれの意見を尊重し、一つ一つのまちづくりの動きをつくっていくような町民主役な町づくりの火を灯し続けること。

2番、水の心、氷川町の氷川の水に恵まれた町にとって、水は切っても切れない存在であり、町の健康を映し出す鏡である。町の風土の中でじっくりと根を生やした暮らしを考える延長線上に、地球に住む人間として世界に誇れる水の循環を守る暮らしを大切にすること。

3番、里山の心、町内にある里山はかつて暮らしと密接にかかわり、人間と自然との最も豊かな関係を築き上げてきた、そこにある

自然との共生の心と一つ一つの命の輝く個性を大切にしていって知恵を学び、生かしていくことというようなことを理念として上げております。

そういうような理念というものをもとにして、地域で地区振興計画なども実施していけばまた違うもの、まとまったり皆様方の、住民の皆様方の協力体制なども進んでいくのではないかと思います、ここは教育長にお尋ねしたいと思いますがいかがでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

まちづくり自治基本条例の制定にあたっての当然どういうまちをつくりたいかというのは私たちの最初の目標ですので、住民の動き、そういう目当てが必要でしょうし、この地域の特性を生かした自然とかそういうまちにしましょうやとか、当然そのつくる中において私たちの日置市のまちをどうしようかという目標を掲げながら、それに沿ったものにしていくのは当たり前だと。ただ、これが頭から来るんじゃなくして、つくる過程の中でいろんなものが生まれてくるんじゃないかなと、そんなふうに思います。

したがって、条例等、物事すべてですけれども、最初からきちんと物事をつくり上げてスタートするものもありますし、歩きながら、体験を踏まえながら固めていく方法もありますから、それぞれによって歩き方は違ってくるんじゃないかなと思います。

○15番（西園典子さん）

教育長がおっしゃいました、下からつくるものでなければ本物のものにはならないと、この基本条例は住民が主体となってつくと、そういうことでそこにやはり行政やら議会もお互いに力をあわせていかないといかんわけですけれども、やはりそういう一からつくり上げていくということに、その過程がやはりお互いが成長するというものにつながっていくということでございますので、教育長など、

特にまたいろいろと研究していただきたいと思ったりいたします。

これニセコ町のまちづくり条例をつくった当時の町長は逢坂誠二さんですね。ただいま内閣総理大臣補佐官ですよ。そして地方行政担当という地域対策などですが、やはりこういうような、この方が町長を退きたいと、やめたいと言ったときに、4,600人の人口のうち3,000人以上の人がやめなくてくれというふうに署名を集めた。それだけやっぱりこれはよかったという、そのニセコ町では効果があったというふうにも聞いております。

市長、頑張ってくださいと思ったりいたしますので。

次にまいりたいと思います。審議会やら委員会のことで答弁いただきましたが、審議会やら委員会などはやはり先ほどの基本条例だけでなくこの地域振興におきまして、共生・協働におきましても一番大切なものは情報の共有、また公の情報というものは市民の財産であるというような考え、そういう中で、やはり政策の形成過程でやはり大事なことを市長が附属機関としていろんな方々に意見を聞くという、非常に重要な役割を担っているというふうに聞いております。

22年度予算の中でも人件費の中で2億3,023万円というふうな委員報酬が、他のものでは人件費の中では減っているわけですが、やはりこれだけはふえておりますね。やはりそれだけ重要視されているということだと思いますが、いかがなんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

審議会等を新しくそんなに合併してつくったわけでもないわけでございますけど、その委員報酬の中、いろんな別の報酬等も入っております、審議会をたくさんつくったからその審議会が人件費が大きくふくらんだということはないんじゃないかと、先般議会の皆

様方のそれぞれの審議会におきましてご辞退した部分があったり、数も大分減っておるのも事実でございます。

○15番（西園典子さん）

それでは、前、議員が30の委員会などに参加しておりましたが、今6委員会だけになっておりますが、減ったところなどの措置と言いますか、減ったところ補充なされたのか、なされたところやらなされてないところやありますが、補充してないところなんかはなぜでしょうか、お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

議員さんが減った部分のところは、総体的にそこは欠という形にさせていただき、それでも基本的に審議会というふうに成立するというふうに思っております、学識経験者、地域代表、いろんな方々が入っている部分がございますので、減ったから他のところをふやしたということはないというふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

議員が減った分ということはそのまま補充しなかったということは議員の存在価値というものがあるのかなったのかなという、反対にそういうふうなとらえ方もしていいのかなって言ったらちょっと非常にひんしゅくを買ったりするんですが、本当はそういうような思いも私はしたりして、ちょっと残念な思いもしたりするわけですが、やはりそこ人数を減らした分だけやっぱり市民の方々の枠を広げたいというような気持であったのではなからうかと思ったりもするわけですが、やはりその検討というのもだし、いろんな人数が減るということはそれだけ意見の多様性が減るということでもあるんじゃないかと思いますが、その辺の考えはいかがですか。

○市長（宮路高光君）

さっきちょっと議員がおっしゃったその議

会の代表というのを他の人にかわることはできません。今回、審議会の申し出の中においては二重審議とかそういうものになるからというご辞退であったというふうに私は思って、何も軽視したことということは認識しておりません。

その中におきまして、基本的にいろんな各種団体の方はそれぞれ入っておりますので、それぞれの適切した中では2人とか3人とか議員の方々が減った委員会はございますけど、私はそれぞれ目的は果たしておると、議会の方にはそういう審議会があったときにご報告申し上げて理解をしていくというふうに思っておりますので、何も議会の方がその委員会の中にならぬから軽視だとか、そういう考える必要はないというふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

軽視と言うんではなくて、それぞれ議員の人たちはやっぱりそこで一生懸命して自分たちの大切な部分をしていらっしやったわけですが、まあですから、やはりそれだけでなく、やはり市長の権限であるその委員会ということに議会が入り込むのはどうなのかという、二重審議も含めてですね、そういう意味もあったと思います。

で、そこにやはり多くの意見を入れ、多様性が減ってというところなんかはちょっと私は懸念されたわけですが、それではもうないということでございますので、そういうふうに考えてもよろしいのでしょうか。多様性がもっと、それだけの人数の多様性が減ったというふうに考えなくてもよろしいのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

議会の皆様方、いろんな中におきまして、私どもの方にはいろいろとご意見をいただいているというふうに思っております。その中で、その審議会で議会の意見がなかったからそれが減ったとか、そういう考え方は全然基

本的には持っておりませんので、他にいろいろとこういう場面の中でお話をする機会がございますので、今後におきましても必要なところにおいては議会の方々に入ってください部分には6つの審議会等にはきちんと入っていただいております。

今後におきましても、その人数とかいろんなものについては、今の現状の中でいきたいというふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

私がある審議会にちょっと出たんですが、非常に担当の方が非常に丁寧な方というか、正直な方でございまして、いろんなことをこうして説明してくださいました。そしたらかえって混乱してしまったこともあったんですが、で、その後にやはりちょっとこうして聞こえてきたのですが、やはり結局よけいなことは伝えなくてもいいですよというような担当の方々のたしなめるような、そういうような声が聞こえてきたんですが、委員会として十分な審議をするためには、私とその非常に重要な部分だったと思ったのですが、何かそういう審議の中でこうしてそれが、臭いものにはふたをしようというような考えではちょっとおかしい、言い方が悪いかもしれませんが、やはり何か十分に伝えることが、そこにはいろいろあったかもしれませんが、行政というのと委員会とが十分に密接な関係、密接に連携を取り合いながら十分に話し合いながらすべきことを、よけいなことは言わない方がいいというような発想というものがあるのだろうか、私は思ったりして残念に思ったことがあったんですが、そこ辺は市長はどんなふうに思われますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

委員の方が具体的にお話していただかなければどう思いますかって言われても何もその見解がちょっと言えませんので、もしあったら具体的にどうだから市長はどう思うとか、

そういうご質問をしていただきたいと思いますと思っております。

○15番（西園典子さん）

では、具体的に別なことをちょっと申し上げたいと思います。昨年4回開かれました防災行政無線の整備検討委員会の会議録を私は出席はしておりませんので、会議録を読ませてもらいました。これは無線にするというような形で、どんなふうな形で無線にしたらいかということで20年の12月告示で検討委員会が、告示でされて4回開かれたわけですね。

で、まあちょうど3回目には国の地域情報化の通信整備推進交付金などの取り扱いなどもあったりして、非常に混乱と言うか大変な委員の方々は大変なご苦勞をなさった会のように思います。読ませていただいたところで、メンバーは防災無線に詳しい学識経験者の方とかそして自治公民館長さん、それからあとは行政の関係の方々で13人の方でしたが、その中で特に、行政の方もおっしゃったりもしたんです。特にその会合の中で繰り返された言葉があったんですよ。それは何と言う、いろんな方々が、特に自治会長さん方がおっしゃった言葉なんだというふうに想像なさいますでしょうか。想像と言ってもわからない、おわかりにならないかもしれませんが、それはわからないという、わからないと、お一人で、お一人でもう5回、6回という、それぞれの方々がそれは行政の方もおっしゃった、そして自治会長さん方は特にわからない、わからないというのを何回もおっしゃったんですよ。

それはいろんなのがわからないだけじゃなくて、金額も大きい、13億円から18億円、17億円とか、そして最終的には30億円が6,000万円になったとか、そういうことも含めて非常に悩まれました。そしてわからんもんばっかしが集まって、いくら話し合っ

てもしょうがないとか、全く素人だからわかりませんかとかという言葉なども繰り返されておりました。

で、そして最後に事務局に検討をして持ってきてくださいと、そういうふうになさって、そして4回目で事務局が出したのはまあ認められたということでございますけれども、これですね、これが本当にこうしたときに委員会というものが、みんながわかって決めたということに当たるのかどうなのかというのは、非常に私は疑問に感じたのですがいかがでしょうか。

○議長（成田 浩君）

ちょっと待ってください。質問がなかなか長くて、簡潔にこれを質問しているんだよというのはわからないところがありますから、そこは注意してこれから質問をしてください。市長。

○市長（宮路高光君）

そういう検討委員会というのは2回で終わる分があったり5回、10回あったりすると思っております。わからないというのは1回、2回わからない部分があったというふうに、私は今、委員から言われたことには思っております。

最終的に今、検討委員会の防災無線については4回ということをしております。そのわからないというのは少しはそういう言葉がいろんな中で最初のうちはわからない部分がありますけど、最終的に理解した中で検討委員会の意見を出したというふうに、私は認識しております。

そういう中で、その会は何回するかわかりませんが、最終的にはわからない部分もあったのかなというふうな認識は持っております。

○15番（西園典子さん）

こういうときにはこの設置条例の設置要綱の中に、第5条の6項に委員長は必要と認め

るときは委員以外の者に出席を求めることができるということもあつたりしております。わからないときはやっぱりそれなりの努力をすべきではなかったかと思いますが、そこ辺はもうどうですか。まあ判断でしょうけど。

○市長（宮路高光君）

今お話のとおり、いろいろ専門的な分につきましては、そういう学識経験者も入れて、また説明もきちんとできる人に説明をさせるようにはしたいと思っております。今ございましたことにつきまして、いろいろと、いろんな対応的な意見と言いますか、検討委員会とか審議会等ございますので、全部が同じプロフェッショナルの方だけがおるといえるのではないと思っております。やはり地域の代表とかいろんなそういう本当にさっきも申しあげましたように、この防災無線というのは大変専門的な部分も強いというふうに思っておりますので、さっきも申し上げましたとおり、県とかいろんな学識経験者もその全体的な中には入れておりますけど、みんながそういうふうに詳しい部分にわからなかったということも理解しておりますので、今後そういう説明をしたり、いろんな中におきましては、委員長にお願いしてそういう方々にも出席できるような形はしていきたいと思っております。

○15番（西園典子さん）

私は、これはただ一つの例として挙げたわけでありまして、本当に真剣にわからないとなったらいろいろなことを取り組むとかして、一つ一つの審議会、委員会をきちんとした形で本当に参加なさった委員の方々が十分な議論ができるようになっていただきたいと、それだけの委員会、審議会には重要な役割があるということを申し上げたいんです。

あの時、ちなみに、あのときに日置市がけりましたよね。今回もいろいろな情報化のために、先ほどの質疑の中にも地デジの対応な

どのいろんな質問に出たりしておりますけれども、あのとき日置市がけた、けたと言ったら何ですが、交付金事業を鹿児島県内では10自治体、最高金額では事業ベースで44億円、合併特例債などを使えば8,000万円ぐらいの目標で自腹ですね。そして一番少ないところは2億円でほとんどただというので今度の議会で上げられてきております。そういう現状もありますよね。

そこでちょっとお聞きしたいのですが、住民監査請求ということをご存じかと思いますが、どういうものかということをご説明いただけませんか。

○議長（成田 浩君）

今の質問は通告の要旨の中に書いてないわけですけど、発言はここに書いてあるような形で質問をしていただきたいと思っておりますけど、今の発言、質問はどうされますか。

○15番（西園典子さん）

続けさせてもらいます。構わないです。これの関連でございますので、はい。

○議長（成田 浩君）

もう一回しますか。答弁。

○15番（西園典子さん）

これは、お答えにならないならば、これは納税者として税金の使い道を監視して公平な交付金支出がきちとなされているかということで、たった一人の住民でも交付金の使い道を正すという意味で監査請求ができるという条例です、請求ですよ。で、そういうのであります。

で、またそれがもし監査委員がこれは却下したらそういうこともあります。そんな時にはそれがまた住民請求という裁判にかけることもできます。

そういうので、去年の12月とか11月とかですね、神戸市とかそれから佐倉市とかというところで、それは交付金支出の責任者である市長または職員というのに請求ができる

んだと。だから、神戸市は何か外郭のところに職員、外郭職員にお金を払った、市の給与を払った、実質的に払ったというので、やはり55億円を達成という。

やっぱりそういうようなこととか、また佐倉市の場合は高く公有地を買ったという、そういうのであります。

だから、そういうような非常に落とし穴があるというのは非常に責任があります。こういうことをきちんと判断するののためにあるのが審議会、委員会、また議会、そういう知恵袋であるというふうに、私は思っております。

市長の判断をこうしてともにできる知恵袋と言われますね。知恵袋が本当のときには愛のむちを、愛のむちになるような知恵袋にならないといけない、そういうような意味で委員会、審議会というものを重要にきちんと大切にしていきたいということ、私は願ってこの質問を、ちょっとよけいなことまでというふうなご意見の議員の方々もいらっしゃるかもしれませんが、私はこの今、今からの時代、非常にそういうのが多発する時代になるかと思えます。住民のそういう訴えなどもですね。

だから、そういう中に耐えられるような自治というものを築くためにこの委員会、審議会、また議会も含めてしっかりとしたものになるように、私はこのそういう意味で質問をさせていただいておりますが、最後に市長のお答えをお聞きして終わりにしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございました審議会、委員会の大事なものでございますので、そういう認識の中でいろいろと審議をしていただけるというふうに思っております。

○17番（梶 康博君）

議長、発言の許可を求めたいのですが。

○議長（成田 浩君）

はい。

○17番（梶 康博君）

ただいまの質問の中で、各委員会における議員のその質量がうんぬんという発言については、やはり市長はきれいにまとめてくれましたけれども、やはり議員全体に対する侮辱だと私は思いますので、何らかの発言を求めたいと思います。

○議長（成田 浩君）

今ですね、今発言を求めるわけですか。

○17番（梶 康博君）

はい。

○15番（西園典子さん）

私はそういう意味ではお話したわけではございません。議員の大切な意見を、意見の存在というものを考えたからこそ、私はこういうふうに申し上げたわけでございますので、そこはかえって逆の考えだというふうに私は思ったりいたしますが。

○議長（成田 浩君）

わかりました。今の問題については、当席の方に預からしていただきたい、こう思っております。

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（成田 浩君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。
あすは午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時49分散会

第 4 号 (3 月 1 1 日)

議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（1番、11番、19番、7番）
-------	---------------------

本会議（3月11日）（木曜）

出席議員 22名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	10番	田代吉勝君
11番	大園貴文君	12番	漆島政人君
13番	中島昭君	14番	田畑純二君
15番	西菌典子さん	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	長野瑛や子さん
19番	松尾公裕君	20番	佐藤彰矩君
21番	宇田栄君	22番	成田浩君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	住吉伸一君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	家村毅君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	池上吉治君
市民福祉部長	豊辻重弘君	産業建設部長	中村治君
教育次長	桜井健一君	消防本部消防長	福田秀一君
東市来支所長	小園義徳君	日吉支所長	松山洋一君
吹上支所長	樹治美君	総務課長	福元悟君
財政管財課長	富迫克彦君	企画課長	上園博文君
税務課長	地頭所浩君	商工観光課長	鉾之原政実君
市民生活課長	宮園光次君	福祉課長	野崎博志君
青松園長	田淵裕君	健康保険課長	大園俊昭君
市民病院事務長	平地純弘君	介護保険課長	満留雅彦君

農林水産課長	瀬川利英君	土木建設課長	久保啓昭君
都市計画課長	有村芳文君	上下水道課長	宇田和久君
教育総務課長	山之内修君	学校教育課長	肥田正和君
社会教育課長	馬場静雄君	市民スポーツ課長	芝原八郎君
会計管理者	朴木義行君	監査委員事務局長	石塚澄幸君
農業委員会事務局長	大北節雄君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（成田 浩君）

宇田栄議員から、午前中、会議への欠席届が提出されておりますので、お知らせをいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（成田 浩君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、1番、黒田澄子さんの質問を許可します。

〔1番黒田澄子さん登壇〕

○1番（黒田澄子さん）

皆様、おはようございます。うららかな春の日差しに、いつもの年であれば一雨ごとに暖かさを増す季節になるのですが、20度を超える日の後に雪が降るといふ、30年に一度の異常気象状態であると報道されました。

ハイチの地震に続き、チリの大地震が起り、ハイチとチリではたくさんの方が亡くなりました。この場をおかりしまして、お亡くなりになりました方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

さて、世界の若者が長年の練習の成果を競い合う、感動のバンクーバー冬季オリンピックに一喜一憂し、夜を徹して毎日夢中になられた方々は、やっと眠れる日がやってきたことでしょう。

また、民主党に政権交代した我が国の政界は、「まことに異常な状態だ」という声が多く聞かれますが、皆様いかがでしょうか。感動的なオリンピックとは裏腹に、「今やどんな楽しみなテレビ番組よりも国会中継が見逃せない」とおっしゃる市民の皆様の声が多く聞かれます。

民主党の鳩山首相と小沢幹事長を初めとする政治と金の問題に、国民のほとんどはうんざりしております。「平成の脱税王」とまで呼ばれる総理の姿に、「私も税の申告漏れが発覚するまで払わないでおこうかしら」という本気とも冗談とも言えない国民の声に、税務署はてんやわんやしているとされています。

「いのちを大切にす」を標榜する鳩山政権の「いのちを守る予算」とは、一体どんな予算かと思いきや、公立小中学校の耐震化予算は、昨年8月に自公政権が5,000棟分の2,775億円確保していたにもかかわらず、今回政府は2,800棟分も削減し、2,200棟分の1,032億円しか計上しませんでした。

これからの日本の未来を担う大切な宝である子供たちのための予算削減です。どこがいのちを守る予算かとの憤りに駆られるのは、決して私一人ではないと思います。私たち国民は、これからもしっかりと政府の動向を注視していきたいと思ひます。

それでは、平成22年第2回市議会定例会に当たり、公明党所属議員として一般質問をさせていただきます。

まず、高齢化率の高い本市の高齢者の安心・安全な生活の確保のための「救急医療情報キット」の導入についてお伺ひいたします。

ひとり暮らしや同居の家族がいないときなどに、急病で倒れてしまったとき、救急車を呼ぶことはできても、救急隊員にはその人がどんな病気歴があり、持病や血液型、またどんな薬を飲んでいるのか、救急時の連絡先等々については全く見当が付きません。

そこで、救急隊員にこのような情報を確実に知らせるために具体化されたのが、救急医療情報キットであります。高齢化に対応するために、全国で導入が相次ぐこのキットは、持病や服用薬などのさまざまな医療情報を容

器に入れて冷蔵庫に保管していく方法であります。

そこで、以下数点について市長にお尋ねいたします。

まず、本市の高齢者数と高齢化率、独居高齢者世帯数と率についてお聞かせください。

次に、本市の救急車の台数と救急隊員数について明らかにしてください。

3点目に、本市の救急車の年間出場件数について明らかにするとともに、4点目として、その中で独居高齢者世帯や家族が留守の場合の救急出場件数についてお示してください。

5点目に、本市の救急車の現場到着時間、搬送収容時間についてもお伺いいたします。

最後に、迅速で的確な救急対応が可能となる「救急医療情報キット」システムについての市長の認識と、本市における導入についてのお考えをお伺いいたします。

次に、未来を担う子供たちの細菌性髄膜炎を予防するためにヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンの助成についてお伺いします。

ヒブワクチンの助成については、昨年も質問しましたが、市長は、「来年度県が予算化しそうなので、それを見てから対応する」と答弁されました。さらに、「そもそもヒブワクチンが少なく、助成をしても接種ができない状況だ」とのお答えもいただきました。

ヒブワクチンと同様に効果が得られる小児用肺炎球菌ワクチンが、この4月より大量に出回るとの情報もありますが、残念ながら県は予算化を見送りました。ワクチンでしか予防法がないと言われ、感染によってほぼ何らかの障害を負い、最悪死亡するという細菌性髄膜炎から、大切な本市の子供たちの命を守るヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンの公費助成は急務であると考えますが、改めて市長のお考えをお聞かせください。

最後に、女性特有のがん検診の無料検診券配布について伺います。

昨年、自公政権下で公明党が推進したがん撲滅のための手始めとして、女性特有の子宮頸がん・乳がん検診の無料クーポン券配布の施策により、本市においても初めて子宮頸がんと乳がんの検診無料クーポン券が、20歳から60歳までの5歳刻みの女性のもとに配布されました。女性の皆様より、娘と一緒にいきました。若い女性はなかなか行かないので、親と一緒にいくことで検診の大切さがわかったようですとか、無料でしたので助かりました、ことしも検診に行きます等の市民の声が私のもとに届いております。

そこで、2009年度の無料クーポン券配布状況と活用、すなわち本市の受診状況、配布数と活用数を明らかにするとともに、前年度までの受診状況と本年度の受診状況についてお伺いします。

次に、無料クーポン券配布事業では、対象年齢が5歳刻みになっており、5年間は継続しなければ全対象者が受診できないこととなりますが、市長の見解をお伺いいたします。

3点目に、昨年は全額国の負担で実施されたこの検診に対して、鳩山首相はそれを否定し、「がん検診は本来市町村がやるべきもの、市町村負担分は地方交付税で措置するので、これまでどおり実施できる」と発言していますが、この首相の発言を市長はどうとらえておられるか、お聞かせください。

最後に、がん撲滅に取り組むためにも、無料クーポン券配布事業を継続するべきであると考えますが、本市の取り組みについてお伺いいたします。

以上で第1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の安心できる生活を確保する「救急医療情報キット」の導入についてというご質問でございます。

その1でございますけど、市内の65歳以

上の高齢者数は、平成22年3月現在、1万4,862人で、高齢化率は28.67%になっております。また、独居者の高齢者は、4,434世帯で19.77%でございます。

2番目でございますけど、救急車の配置は、本署に1台、北分遣所1台、南分遣所1台、合計3台を配置しています。予備車は2台でございます。救急隊員は53人、そのうち救急救命士は14人でございます。

3番目でございます。昨年の救急出場件数は1,821件ございました。

4番目、昨年、65歳以上の出場件数は1,087件で、独居高齢者は108件ございました。

5番目、昨年は、出場から現場到着時間は平均で6.2分でございます。搬送収容時間は平均で32.5分でございます。

6番目でございます。高齢者や障害者などの安心・安全を確保するため、かかりつけ医や持病などの医療情報や薬剤情報提供書、診察券、健康保険証、本人の写真などの情報を専用の容器に入れ、自宅に保管しておくことで、万一の救急時に備えることであるというふう思っております。

本市における導入については、今後関係機関とも十分協議をさせていただき、導入について検討させていただきたいと思っております。

2番目の未来を担う子供たちの細菌性髄膜炎を予防するヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンの助成についてというご質問でございます。

細菌性髄膜炎は、乳幼児が罹患しますと死亡や重い後遺症を残す危険が高く、また、ヒブワクチンは、生後2カ月から7カ月未満に接種を始めた場合、4回の接種で約3万円が必要となり、保護者の経済的負担が大きいなどから、平成23年度より一部助成を念頭に助成を考えていきたいというふうに考えてお

ります。

また、小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、今議員もおっしゃいましたとおり、ことしから今月から発売されるというふうにお聞きしておりますので、今後このことにつきましては、それぞれの動向等を十分見きわめただ中で考えていきたいというふうに思っております。

3番目の女性特有のがん治療の無料検診券配布について、その1でございますけど、女性特有のがん検診推進事業の受診状況でございますが、乳がん検診対象者は1,804名、うち受診された方が648名、受診率が35.92%でございます。また、子宮がん検診につきましては、対象者が1,319名、受診された方が295名、受診率で23.37%でございます。

なお、いずれの場合も、現在治療中の方々を対象から外しておりますので、受診率はさらに3%ほど上がると思っております。

2番目でございます。がんによる死亡者数は年々増加している中で、がん検診の受診率は低く、本市における対象年齢の方の平成20年度の受診状況は、乳がん検診が12.42%、子宮がん検診で6.05%ございましたことから、無料クーポン券における受診率の向上には、大きな効果があったものと考えているところでございます。がんの予防は、一つに罹患を防ぐこと、二つに、早期発見早期治療と言われておりますことから、検診を受ける意義は大きく、そのきっかけづくりとなります無料クーポン券の配布事業を、5年間継続していくことの必要性は感じているところでございます。

3番目でございます。本年度の女性特有のがん検診推進事業は、国の2009年度の1次補正予算に計上され、全額国庫負担とされましたが、検診事業の対象者は5歳刻みとされていること等から、5年間は国の責任に

において予算を確保し、事業を継続していただきたいと思っております。

なお、国からは、女性特有のがん検診推進事業に係る地方負担分として、従来のがん検診費用とは別に、来年度、約1,300億円程度地方交付税措置がされる予定と伺っております。

4番目でございます。日置市元気な市民づくり運動推進計画では、平成27年度の乳がん検診受診率を25%、子宮がん検診受診率を35%と定め、目標達成のため、毎年計画的にがん検診に取り組んでおります。今回の事業につきましては、無料だから受けるというのではなく、来年以降も毎年受診するというきっかけになってほしいとの期待を込めまして、平成22年度当初予算におきましても、委託料の関係予算を計上させていただいております。

以上で終わります。

○1番（黒田澄子さん）

それでは、まず1問ずつ質問をさせていただきます。

まず、救急医療情報キットの導入についてですが、このキットはアメリカワシントン州で始まり、国内では東京都港区で2008年に初めて導入され、全国にと広まっています。安価で簡単に確実に必要な情報が救急隊員に伝えられるために、迅速な救急医療が行われ、結果、大切な命が一つ救われる可能性が高まるシステムです。

基本セットがケース1本、ケースシール2枚、玄関シール1枚、冷蔵庫用マグネットシール1枚で350円ぐらいで販売されているものもあります。玄関ドアの内側にシールを、冷蔵庫の外側にマグネットシールを張ります。救急隊員の方は玄関ドアの内側を確認し、シールがあればすぐに冷蔵庫を探して、このキットを取り出し、大切な情報を得て的確な行動をとることが可能となります。

なぜ冷蔵庫かといいますと、冷蔵庫はどんな家庭にも台所にあるために探す手間が省ける、冷蔵庫の中なら他人に見られても許せる範囲のプライバシーと考えられるからです。既に導入されている夕張市のことをお話ししますが、65歳以上の高齢人口が全体の43%、独居高齢世帯の3割近くになります。救急医療情報キットは、「命のバトン」と名づけられ、500人の市民に試験的に導入し、アンケートを実施した結果、安心して暮らせる、ひとり暮らしなので心強いなど、96%が「必要だ」と回答しています。

また、平成20年度版の消防白書によると、通報から救急車の到着までの時間は全国平均で7分、日置市は少し早かったと思います。そして、到着から患者を搬送し、医療機関に収容するまでの時間は26.4分、これは日置市のほうが遅いと思います。いずれもワースト記録を更新しています。

また、同年の全国の救急車の出場件数は、約509万7,000件、1日平均1万4,000件、国民の27人に1人が毎日救急搬送され、その48%が高齢者というデータが出ています。ここで、現場の状況を一番ご存じの消防署長にお伺いいたします。

まず、119番通報で、救急隊員が市民の家に駆けつけた場合、患者を病院に搬送するまでの手順を教えてください。

○消防本部消防長（福田秀一君）

まず、現場に駆けつけますと症状を確認いたします。その症状によりまして、搬送先の病院を選定するわけでございます。かかりつけの病院とかありますればそこに搬送しますし、そうでなければ救急救命士がその症状を見て判断して、搬送先を決定するというところでございます。

○1番（黒田澄子さん）

署長が一番この現場のことをよくおわかりだと思って、済みません、質問をさせていた

だきました。救急車を呼ばれた患者の日ごろの健康状態、また持病や服用薬等の情報が簡潔にわかれば時間の短縮になり、受け入れ先の病院の医師に患者の詳細な情報が伝えられれば、救われる命がふえる可能性が高まると、私は考えますけれども、署長の率直な見解をお伺いしてよろしいでしょうか。

○消防本部消防長（福田秀一君）

私もそのように思います。なるだけ短い時間で病院に搬送するのが原則でございますので、いろんな情報が事前にわかれば、病院選定にも余り時間を要しないわけでございます。そういう意味で、この情報キットの質問をされているんだろうと思うわけですが、非常に大事なことじゃないかと考えます。

○1番（黒田澄子さん）

では、もう1点だけお伺いします。秒単位の差が生存率を左右すると言われていますが、命の現場に携わる立場から、それに対するご見解をお願いいたします。

○消防本部消防長（福田秀一君）

時間との勝負だと思います。そういうことで、AEDがかなり普及をしまっていました。それとバイスタンダーといいますか、その場に居合わせた人が応急手当ができるように普通救命の講習会とか、そういうのも実施しております。年々参加者もふえております。私ども救急隊が駆けつける前に、そういった方たちの応急手当があれば、もっと助かる確率といいますか、重症化しない確率も上がるんじゃないだろうかとというふうに考えております。

○1番（黒田澄子さん）

では、続きまして、市民の福祉を担い高齢者についてもよく把握されておられるだろうと思われまます福祉課長に伺いたいと思います。もしこのキットを本市が導入をした場合、情報を記入するために本人及び家族はもちろん、自治会や民生委員、保健推進員、在宅福

祉アドバイザー、声かけボランティア等のご協力で私はスムーズに普及できるというふうに考えておりますが、課長の見解をお伺いいたします。

○福祉課長（野崎博志君）

私としましても、緊急時における有効なシステムだと思うので、導入に向けて有効な手段である、民生委員や在宅福祉アドバイザー等を利用してやっていければというふうに考えます。

○1番（黒田澄子さん）

このキットは、先ほども申し上げましたように筒型のタッパー状のものに情報を入れて冷蔵庫に保管するわけです。全国ではこのキットを1件分ずつ詰め合わせる作業を地元の福祉作業所に行政が委託をして、共生・協働の一役買っているという行政もありまして、とてもいいやり方だなと思います。

自宅で倒れた方が119番の通報さえできれば、救われる確率がすごく高くなります。本市もこれから検討をしていきたいというお話を市長がしていただきました。

昨日、若干行政の方とお話をしたとき、私は自分が調べたものは350円くらい、1人当たりのものが、1件当たりのものが。行政のほうは500円ぐらいのものを調べられたというふうに伺いました。それで、私は早くこのキットの導入をしていただきたいなと一生懸命昨夜考えまして、私なりに考えました案というのは、救急医療情報キットというキットが問題ではなくて、情報が救急隊員のほうにしっかりと伝えられると大変に救われる命の確率が高くなる、そこを私は言いたいわけです。

で、もう場所をとらない筒状の密閉容器、それからシール等情報を書き込む用紙、それがあれば簡単にこれはやっていけるものだと思います。何も高いタッパー状のものを買わなくても、市場には100円ぐらいでも

そのようなものが出回っておりますので、シールと情報を書く用紙だけを市のほうが準備していただいて、自分たちで書き込んで自宅に置いておく。

「私のうちはそのキットがあるおうちよ」とシールを張る、「この冷蔵庫に入っていますよ」とシールを張る、そしてそのタッパーウェアがあけたときに、どれかわからないことのないようにタッパーウェアにシールを張っておく。それぐらいの簡単なことで準備できる。主婦感覚で私はタペー生懸命考えました。市民の皆様が安心して安全な日置市で生活できる。

また、高齢化率が今は30%未満とおっしゃいましたけれども、それぞれ旧町においては、既に30%を超えているところもございます。このようなキットの導入を一日も早くやっていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思います。

次に、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌の助成についてでございますが、昨年、私がヒブワクチンについて申し上げました当時、本当にヒブワクチン自体が少ない。なかなか順番待ちで打つことができない。それで今回は小児用肺炎球菌、似たような効果があるということで、私もちょっと調べましたらヒブワクチンをつくって販売している会社よりも、小児用肺炎球菌の会社が大きな会社で、多量にヒブワクチンよりも使えるということで多量に今度出るような情報を得ましたので、今回ヒブワクチンか小児用肺炎球菌のどちらかでも、現場のお医者様のところにワクチンがあるほうで対応ができるような助成の仕方をしていただけないかなあということで、今回は質問をしたわけでございます。

市長もこの細菌性髄膜炎という病気はよくお調べいただきましてご存じだと思います。もともと多くの人の鼻やのどの中に、原因となる細菌がすみ着いていて、発症するかどうか

かは運だそうです。さらにすみ着いた菌を取り除いたり、すみ着くのを予防することも無理だそうです。結局、新型インフルエンザのように予防ワクチンを打たなくても手洗い、うがいの励行とか、マスクをはめたり、十分な睡眠とか栄養をとって予防することができる病気と違って、予防することがワクチン以外にはできないと言われている、それも小児の病気でございます。

初期段階では発熱、嘔吐、泣きやまない、乳幼児であればどの子どもでも起こり得るちょっとしたぐずりであっても、風邪であっても起こり得る症状でありますので、病院に連れていっても、「しばらく様子を見ましょうね」と言われて帰されるぐらいの感じであるそうです。そして、ひどい場合は二、三日で赤ちゃんが亡くなっていくという、お医者様の診断が極めて難しい。だから結果として、これは細菌性髄膜炎でしたねと言われるような病気だそうです。

そして、死亡率が5から10%、後遺症も30から40%で聴力障害、IQ低下の知能障害、弱視、盲目等の後遺症が残ります。しかし、日本の国はこれをやってくれておりません。WHO（世界保健機構）も、最重要ワクチンの一つとしてすべての国で定期接種をすべきだというふうに勧告をしておりますが、まだ日本の国ではこれが定期接種どころか、国の負担で接種をするというところにまでも一切至っておりません。

世界130カ国で既にこのワクチンは承認をされまして、定期接種に導入されており、アメリカではそのために100分の1に細菌性髄膜炎の子供が減ったというふうな報告もあります。

それともう1点、間接的な効果として、高齢者の肺炎球菌感染症の予防に効果的であるということがわかっております。子供たちの予防ワクチンを打つことで、細菌性髄膜炎が

発症しない、そのことによって、すぐそばで生活をしている高齢者にもうつらないということで、非常に肺炎を妨げることができるというふうに言われております。

本当に高齢者の肺炎というのは死因の原因にもなっておりますので、子供たちが罹患しないことによって、高齢者のそういったものも未然に予防できる、本当に大切な予防ワクチンだというふうに私は考えております。

また、見方を考えますと、元気に生を受けた赤ちゃんが、突然障害を持ったり、障害児、障害者となるわけです。その一生にたくさんのお金がかかりますし、もちろん病院にも行くわけですので高額な医療費もかかってきます。本当は、私、市長が何とか23年度から助成を考えるとおっしゃってくださっている金額の件ですけども、約9,000円ほどかかるものだと聞いております。それを4回接種する場合、3万6,000円、鹿児島県におきましては、伊佐市がもう既に全額助成を言いました。伊佐市の議員さんとお会いしましたが、「うちの市長はね、子供たちのためには一生懸命なんですよ」と話しておられました。

そして、鹿児島市と薩摩川内市が3,000円の助成をこの4月から始めております。私は、せめて3,000円だけでもという気持ちではおりましたが、やはり子供たちの命に関することですので、できれば全額助成をしていただくことが一番かなとも思っておりますので、23年度の実施に向けてしっかりとご検討をしていただきたいと思います。

それから、女性の特有がん検診について、本当に市長も先ほど言われましたとおり、この無料クーポン券を出したことがすごく効果が上がったと言われております。国は50%のがんの検診率を高めたいという目標を持っております。本市はさらにまだ低い目標値ですが、これは本年度の目標値というふうに伺

ってよろしいのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

私もさきも答弁いたしましたとおり、基本的に元気な市民づくり運動推進計画の中に、目標として27年度に乳がんを25%、子宮がんを35%にしております。今ご指摘のとおり、国は50%という形をしておりますけど、さきもお話し申し上げましたとおり、今まで日置市におきます受診率というのが12%、6%、国レベルよりもまだ低い状況でございましたので、少しでもこの目標という私は上げていかなきゃならないと思っておりますけど、この計画の中で25、35、とりあえずここを1つずつクリアしていくことが大事なことであるというふうに感じております。

その後につきまして、またいろいろと受診率状況を見ながらまた数値の目標を設定をしていきたいというふうに思っております。

○1番（黒田澄子さん）

このがん検診の受診率アップについてでございますが、市長は、27年度の元気な市民づくりのその中でこのような目標を定めておりますということでありました。その啓発活動としては、実際にどのようなことが行われているのか。今回、昨年度の無料クーポン券は大変に市民の皆様からも受け入れられましたし、たくさんの方がそういう意識でがん検診に行ってくださいなというふうに私も感じておりますが、この無料クーポン券以外に、さらに啓発をするための目標、啓発活動の内容、国の50%に比べると、乳がん検診においては目標値は半分の25%であります。これで安閑としている間に、たくさんの方がそういう病気になられるという可能性もあるわけですので、啓発活動の内容を教えてください。

○市長（宮路高光君）

21年度は国の中で全額という形をしまし

たけど、今回22年度の予算計上の中におきましても、基本的には国が2分の1ということで、あとは市の単独ということになります。そういう中におきましては、昨年と同じように基本的には受診される方は無料でございますので、これは市が半分出してやりますので、このことをちょっと継続的に続けていかなければならないというふうに思っております。

さきもちよっと申し上げましたとおり、元来、国の施策の中でやった中でまた市が2分の1出してもしなきゃならない。ちょっと不公正があるというふうに思っておりますので、こういうことにつきまして、また国のほうにも申し上げていく部分は申し上げていくし、市民の皆様方にはなるべくこの5年間、このような状況の中でも受診できるよう、また保健所を通じましていろんな啓発をして、今さっき目標ございました数値になるべく近づく形の中で、市としても財政的な措置の中で進めさせていただきたいと思っております。

○1番（黒田澄子さん）

この無料クーポン券の券を使って受診をされなかった方は、なぜ受診ができなかったのかということ調べてあれば、それを教えてください。

○健康保険課長（大園俊昭君）

ただいまのご質問の件でございますけれども、やはりがん検診を受診しない理由といたしますと、がんにかかります正しい知識の理解が浸透していないというのが一番の要因となっております。受診率等を見ますと、やはり年代等によりまして差が見られまして、特に若い世代ということで、今回子宮がん検診につきましては、20歳、25歳からの受診となっておりますけれども、個々の受診率を見ますと、平成20年度におきますと、20歳の方が子宮がん検診につきましては2.3%の受診率でございました。また25歳につきましては、0.4%ということ

で、やはり子宮がん検診については、恥ずかしいとか、あるいはそういった早期発見すれば治るといふようなことがまだまだ知識として足りない状況にあったというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（黒田澄子さん）

子宮がん検診というのは、女性であれば皆さん本当にかん検診に行くことが嫌なものであるというのは、男性の人にはわからないと思いますが、非常に行きづらいところでありまして。まず、婦人科自体が基本的に行きたくない病院でありますので、その中で20代の子宮頸がん検診無料クーポン券が配布された背景には、この子宮頸がんというのは、昨年私たちの日本の国でもやっとワクチンの承認が厚生労働省にさせていただいて、本当に手おくれの国の状況だったわけです。そして、20代、30代の女性が本当にたくさん亡くなっていかれているという病気であるということ、昨年国はこのように子宮頸がんを若い人たちに受診して、しっかりとがん検診を受けていただきたいということで配布したわけです。

当然ながら、若い女性ですので、まだ一度も婦人科に行ったことの経験のない方もほぼ9割方がそうではないかなと思われるぐらい——これは済みません、私の推測でございますけれども、思うわけです。

で、私が先ほど啓発活動はどうされましたかと言ったんですけれども、がんの知識が浸透していないという今ご答弁でございましたけれども、そういうことではなくて、若い人たちが行きやすいような啓発があったのかなというのを伺いたかったのですが、例えば行政の方が、まず本庁にいらっしゃる若い女性に、また若い女性がお勤めのそういう日置市内の企業に向けて、これは本当に命を守るために大切なんだよ、若い人たちがこれで

亡くなっていったらよ、だから早く検診を受けるために今回国は無料でそのような受診券を出したのだよという、啓発活動をされたかどうかを伺います。

○健康保険課長（大園俊昭君）

今回の女性特有のがん検診につきましては、無料クーポン券とあわせて、検診手帳も送付してございます。その検診手帳の中に、今回の女性特有のがん検診を受けるという意義等も書いてございます。

ただ、今ご質問ございましたけれども、なかなか意識の啓発というのは難しいということでございましたので、今のところはお知らせ版とか、あるいは広報誌等の中で随時お知らせはしております。そしてまた、実際、受けられるような体制ということで、医療機関につきましては、個別受診を行っていただくとか、あるいは集団検診等におきましても、男性スタッフから女性スタッフへの切りかえというようなことも行いまして、女性が安心して受診できるような配慮はいたしているところでございます。

○1番（黒田澄子さん）

それでは、本年の啓発活動のスケジュールがわかっておりましたらお知らせください。

○健康保険課長（大園俊昭君）

一応22年度につきましては、4月の20日が基準日となっております。その関係で6月の下旬ごろに無料クーポン券と検診手帳を送付する予定になっております。また、集団検診につきましては、7月の中旬から各地域ごとに実施いたしますので、それにあわせて、広報誌等で女性特有のがん検診推進事業についての広報をしていきたいというふうに考えております。

○1番（黒田澄子さん）

私は、せっかく本年度も市が2分の1の負担までされてこの無料クーポン券を出していただくことに、非常に市長が一生懸命取り組

んでくださっていると思っております。しかしながら、広報活動はしましたよ、無料クーポン券は配りました、検診手帳も配りました、女性スタッフも準備しましたよ、これだけ準備しているんですよ。まあ言い方を変えますと、来ない人が悪いんじゃないですかみたいな、そういう市のあり方では、いつまでたってもこのがん検診が上がっていくこともなく、日置市民ががんで亡くなっていかれる方も全然減らないんじゃないかと私は思います。

皆さん、大変お忙しいかとも思いますが、せめて日置市内の企業を回って、女性職員がたくさん働いているところがあるじゃないですか。そういうところに、この子宮頸がんというのはこういうことで予防できるんだよ、さらにワクチンだってありますよぐらいの啓発活動をされていかれるお考えはないでしょうか。

私はぜひとも、皆さん知識がないとはっきりおっしゃられました。知識を教えてあげていくのも行政の方の大切なお仕事ではないかというふうに若干腹立たしく今私は思っているんですけれども、こういうものを出しました、ああいうものを出しました、言いましたよ、見てないんですか、そういうことではないんじゃないかなと思います。

ましてや、せっかく市長が2分の1出そうということで、今回も無料クーポン券を出してくれます。本当に女性の命を大切に思っているのかと言いたくなるぐらい、私はちょっと怒っております、今。皆様の奥様や子供さん、またお孫さん、皆様の周りに家庭の中に女性がいない人はいないんじゃないでしょうか。ましてや、その今の皆様、私たちにおきましても、女性がいて生まれてくるわけです。女性が家庭の中にいなくなったら、自分の娘ががんで亡くなってしまったら、そういう苦しい思いをする人をなくしていこうというための単なる施策とか、そういうものでは

ないんです。一人の大切な命が、家庭の中の女性の立場がどれだけ大きいかということ、私はこのことを通して言いたいわけです。それに対して余りにも軽率な感じの今の答弁であったのではないかなと思います。もっともこの市役所から出ていかれて、そういう現場を回っていただくということは、本年度できないでしょうか、お伺いします。

○健康保険課長（大園俊昭君）

ただいまの知識の啓発が足りないというようなご質問でございました。市といたしましても、いろんな取り組みはしているところですが、すけれども、ただ、今議員のほうからございましたように、企業等回っての啓発、そういったところについてはこれまでも行っていなかったところがございます。

今後につきましては、まだ担当の係とも打ち合わせをしながら、意識の啓発については努めていきたいというふうに考えております。

○1番（黒田澄子さん）

ほかのがんと違いまして、この子宮頸がんや乳がん検診に関してだけ、ただいま無料クーポン券が出ているわけです。その中でたくさんの方が受診しておられないというのを、先ほど市長の答弁で伺いました。私は、がん検診を受けなかったことがどうか、啓発をしなかったからどうかということではなくて、市の方たちが本当にこの市民の大切な女性の命を守るためにここまでやっているよということを本当に見せていただきたいなと、そのことがこの日置市の本当に住民の安心・安全の大切な役割ではないかというふうに考えます。

確かに、たくさんのお仕事もありたくさんのお状況もあるし、簡単にそういうことが決められないということもあるかもしれませんが、本市にもことし成人式にたくさんのお二十歳の若い女性が着物を着て集まっておられました。私も参加しました。ああ、この子

たちがことしは無料クーポン券をいただけるのかなあ、そしてぜひともみんながん検診に行ってほしいなあ、そのような気持ちで成人式の日若いうち若い女性を見ながら思うことでした。

ぜひとも、この受診率をアップするということが大切な女性の命を1つ救うんだというぐらいの意識で、もっと丁寧な声かけとか呼びかけとか、また啓発活動に実際の現場に出向いて行ってやっていただきたい。

どっか遠くに住んでる人たちのところまで行ってくださいとは言っておりません。本市の中にいらっしゃる、また家庭にまで行ってくださいとも言っておりません。たくさんのお企業がある中に女性社員がいらっしゃる場所があるじゃないですか。そういうところにぜひ気づいていただきたいし、こういうものがおりに来たときに、たくさんの方が検診できるためにはどういふことがあるだろうか、どうやったらたくさんの方が受診に行ってくれるだろうか、自分の娘を行かせるにはどうやったらいいだろうか、そういうふうな感覚で私は感覚の話をしておりますが、そういうふうな感覚でこのがん検診取り組んでいただきたい。

私も、たくさんの方に啓発をしていきたいと思っておりますので、今後ともぜひそういうことも、女性職員の方にもまたお話を伺ったりされながらやっていただきたいと強く思います。

以上で私の一般質問を終了します。

○議長（成田 浩君）

次に、11番、大園貴文君の質問を許可します。

〔11番大園貴文君登壇〕

○11番（大園貴文君）

質問を始める前に、議長の許可を得て、これから質問いたします不法投棄による産廃問題の資料並びに福岡高裁宮崎支部の判決文を議会及び市長に配付させていただきました。

ご報告いたします。

私は、さきに通告してあります質問事項について市長に質問いたします。

市長は、平成22年度の施政方針で、市民の皆さんと一緒に安心して暮らせ、光り輝く日置市を創造すると明言し、議会を始め市民の皆様にご理解とご協力をお願いしますと上げられました。

また、国の方針も、コンクリートから人へ、新しい公共、未来への責任、地域主権、経済成長と財政規律の両立という5つの基本理念を掲げ、国民の暮らしの豊かさを実感させることに力点を置いた経済、社会への構造転換を進めるとして、特に子育て、雇用、環境、科学、技術の分野に重点を置いて編成されている予算となっております。まず、このことを念頭に申し上げ質問に入らせていただきます。

1点目は、私は産廃問題について。

吹上町の産業廃棄物安定型処分場弦掛処分場について、さきの6月議会で質問させていただきました。質問内容は、不法投棄されたままの現状に対して早急な対策をお願いしたいとの質問に、市長の答弁は、市の独断でどうするかというのも難しいようでございますので、また県とかいろいろな方に相談し対処していきたいと述べられております。

しかし、9カ月を過ぎた本日まで、何の説明、調査、対策は、議会、住民にはありません。市長の福祉のまちを掲げる日置市行政のあり方に、不信を抱くところでございます。

市長、私なら住民の安全を第一に考え、日置市環境保全条例に沿って直ちに委員会を設置し、復旧のための施策を実施できる予算を組み、まず違法な産廃は隣接町を含め撤去し、住民の生命、身体、財産と安全の保障をします。それが行政の役割と考えます。

2点目は、公共交通対策について。

合併後さらに進む過疎高齢化で、地域をつ

なが公共交通コミュニティバスはなくてはならないものと考えます。現在、市全体の実績でも年間3万人の利用がされております。しかしながら、地域の中には通行不可能な場所や便数の不足により、新しい福祉対策を求められてきております。

先般、試験運行された乗合タクシーも一つの方策と考えます。試験運行について、利用者の声は、山間部においては乗り合わせを前日から予約しなくてはならないため、なかなか思うように近所との連絡が取れなかった。また、相手の都合を気にしたり、当日気分がすぐれなくキャンセルすると思うとわずらわしくなる。時間が指定されていることから、用事に合わせて出かけるのではなく、タクシー利用時間に限定されると利用がしにくいなどの意見がありました。

そのような声から、私は今だからこそ旧吹上町で実施されていた高齢者タクシー運賃助成事業を復活させるべきだと考えます。旧吹上町の実績内容は、対象者を70歳以上とし、年間12回の回数券で利用でき、距離によって助成となっております。

距離は5段階に分けられ、5キロ未満は1回当たり300円、5キロから7キロ未満は600円、7キロから9キロ未満が900円、9キロから11キロ未満が1,200円、11キロ以上は1,500円の補助となっております。なお、距離は役場本庁及び永吉支所より自治公民館までのものを指すとなっております。

実績では、対象者約3,000人に対して必要と考える申請者は約1,500人に交付され、対象者の半分となっております。また、利用者は全域から利用される中、山間部や施設入所の方の利用が多くありました。吹上町の年間事業負担は約500万円の実績となっていました。

利用されていた方々からは、とても利用価

値が高く、また地元のタクシーだから安心して利用できぜひ復活してほしい。免許証も返上し、山間部から病院、買物等考えると負担が大きく、町の貸家にでも住もうかなと考えていると切実なご意見を聞きました。

私は、どこに住んでいても安心して住めるまちとして、住民の声を行政は的確にとらえ、改善を図り、スピーディーに実現すべきと考えます。

以上の質問事項を申し上げ、次の質問要旨4点についてお伺いします。

産廃問題について。

1、極めて危険な状態にある基準を超える砒素を含む毒性の産業廃棄物の不法投棄されたものの現実に対し、市のこれまでの調査及び具体的な対策についてお伺いします。

2 問目、住民から市への産業廃棄物処理場の再開反対に関する住民決議書に、市の対応についてお伺いいたします。

公共交通対策について。

1 問目、試験運行された乗合タクシーの実績と課題、対策についてお伺いいたします。

2 問目、22年度予算にコミュニティバスの運行にかかわる内容について、改善と契約内容についてどのように提案されたのかお伺いいたします。

以上で1回目の質問終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1 番目の産廃問題について、その1でございます。

産業廃棄物処分場におきまして、弦掛処分場は県から不法投棄の実態を指摘され、昭和63年から操業を停止しているところでございます。

その後、平成14年裁判中に原告より一部掘り起こしをされ、廃液の入ったドラム缶などが見つかри、これらを撤去し埋め戻しがされました。これらの動きの中で、健康被害に

対する監視の重要性を認識し、県及び市におきましては、芋野地区や弦掛処分場跡地周辺の水質調査等を行っております。

県におきましても、処分場周辺6カ所の湧水の水質検査を夏冬の2回行っております。また、市といたしましても、弦掛処分場の跡地にも処分場周辺5カ所の水質検査と、土壌及び稲穂の残留検査を4カ所で行っているところでございます。

今ご指摘ございましたこの弦掛の処分場のことでございますけど、基本的にこのことについては県の一つの許可の中でございましたし、これを持ち出すに至っても、今のところ手をつけられないところであるというふうに思っております。

いろいろと本当に大変難しいこの問題であろうかというふうに思っておりますけど、先般も議会の中で質問されましたけど、それ以降何もまだ今のところ進展をしてないというのが現状でございます。

今私ども市にできることは、やはり周辺部におきます水質検査またそれぞれの土壌検査、そういうことを市としての役目じゃないかなというふうに今感じておるところでございます。

2 番目のことでございますけど、今回の住民決議書におきましては、野首地区ほか12の自治会が産廃処分場再開に反対する意見書と、野首地区自然環境保護委員会会長に一任する内容でありました。

市といたしましては、これまでの経緯もあることから県とも協議し、地域住民への不安を取り除くための再度の住民説明会を要請いたしました。また、野首地区館長及び運営協議会での事業計画等の説明をいたしましたけど、4自治会とも絶対反対の意向でありました。

日置市といたしましては、工事計画の受理証を県が交付しているため、業者はいつでも工事に着手できる状況にありますが、事業を

再開するにはどうしても地元住民の方々のご理解ご協力がなければならないとし、再度の説明会開催と住民納得後の着工、それと不安を払拭するために、地元と業者の間で環境保全協定が早期に締結できるようさらに要請していく考えであります。

2番目の公共交通対策でございます。

1番目の乗合タクシーにつきましては、コミュニティ路線の伊集院地域の2路線、吹上地域の2路線について、1月18日から約2カ月間の実証運行を開始しました。郊外と市街地を結ぶ路線として、1日午前午後の2往復、週2回のペースで運行しています。

また、運行は終わっていませんが、2月末までの利用者は上神殿線は42人、12日間ですべて26便運行しています。1便当たりの利用者は、多いときで3人、平均で1.6人という実績です。

同じく、久木野々線は3人の利用、12日間で運行したのは1日2便だけです。平鹿倉、湯之元線は18人の利用、12日間で運行したのは5日、11便、1便当たりの利用者は多い日で2人、平均で1.6人です。日添田之尻線は18人の利用、12日間で運行したのは5日、12便、1便当たりの利用者は多い日で3人、平均で1.5人という結果でございます。

利用者のほとんどは、自宅前から病院または大型商業施設までの往復利用で、利用者は定期的に利用する人で定着しているようでございます。

コミュニティバスの運行を継続しての実証運行で、また市民への浸透も不十分なことも考えられて、コミュニティバスの利用と比較すると、利用者数はそれほど上がっていません。が、地元説明会に参加された方や実際利用された方々、市民の方々からは、バス停から歩くことや荷物を抱えることなどを考えれば、バスよりもタクシーのほうが良いという

声を聞いています。

現時点で、乗合タクシーの課題はデマンド型ということで、予約をしないと乗車できないということ、市民が問題なく受け入れられるかどうかだと思っております。そのあたりの運行方法や運行時間を含めて、実証運行終了後に実績の分析と市民の声、タクシー業者の意見などを聞きながら、課題を整理していきたいと考えております。

2番目でございます。

乗合タクシー導入の目的として、4地域ごとに運行しているコミュニティバスの運行回数の平準化という方針があります。単純に、バスの運行利用、バスという対策では、空っぽで走るバス便もある現状で経費のむだになるという考え方、運行回数の少ない伊集院と吹上地域で実証運行に取り組みました。

最終的には、バス業者の理解が得られながら地域公共交通会議での合意を諮ってからということになりますが、この2地域につきましては、乗合タクシーを本格的に導入し、コミュニティバスとの連携による交通体系に22年度に見直していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時15分といたします。

午前11時01分休憩

午前11時15分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○11番（大園貴文君）

市長のほうから答弁をいただきました。

まず初めに、市長、弦掛の処分場について、産業廃棄物が埋め立てられているという現状は認識がありますかどうですか。

○市長（宮路高光君）

基本的に、調査をした中におきまして、廃液のドラム缶等そういうものが入っておったということにつきましては、やはり安定型の中に埋められておったということはそういうものがあつたということで、産業廃棄物であろうかということは認識しております。

○11番（大園貴文君）

今、市長のほうで、安定型最終処分場に産業廃棄物が不法投棄されているということ認識してるといふこと。私ども旧吹上町の議員も、また副市長のほうも現場に行きまして、注射針やいろんな医療用具からすべてがまだ埋まっております。

そして、その安定型処分場につきましては、外に漏れないような土どめ工だ、そういった工法はなされておられません。市長のほうでは、単純に水質検査、それから土壌検査されておると、それから作物の検査されているということですが、そのもの自体の産業廃棄物をそこに置いたものにしておつていいと考えますかどうか。

○市長（宮路高光君）

先般の6月議会以降ご質問ございまして、さっきも申し上げましたとおり、この問題につきましては県の許可の問題を含めた中で行われたことだったので、県のほうはやはりある程度の先頭になってこのことを、いろいろとまた掘り起こしでもしていただかなければならない問題だといふふうに思っております。

今の県の回答の中におきましては、そこまで県のほうが入り込むことをしないといふこととおっしゃるので、やはり私ども市としてそれを先にやるべきなことかといふことも若干疑問に思いますので、やはり県がこの調査にいたしましても掘り起こしにいたしましても、さっきも申し上げましたそういう認識は入つてるといふことはもういろんな調査の中でわかつておりますけど、これを市が率

先してやっていくのかどうかといふことを若干いろんな、全体的なことを考えたときにすべきかといふことを思っておりますので、今後におきましてもやはりこのことについては県が中に入っていきべきだといふことを思っておりますので、先般も行きましたけどまた今後におきましてもやはり県の見解をただしながら、県のほうにこのことにつきましては、調査にしても、またいろいろと掘り起こしにしてもしていただくべきなことであろうかといふふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

市長は責任所在は、私は今質問しようかと思つたんですが、業者ですかそれとも市ですか、県ですかといふ質問をしようと思つたんですが、市長のほうでは県が許可権者であり管理監督をする責務があるといふことで県のほうがすべきで、市のほうはその推移を見守るといったような答弁でございました。しかしながらそれは、責任の所在はそれでわかりました。

それでは、市民の代表である市長はどうやって市民の安全・安心を保障していくんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、安心・安全といふ中におきまして、その付近におきます周辺部のそれぞれのの中に影響がどう出てくるのか、このこともやはりきちっと見守つて、今もそれぞれ調査をしております。

さっきも申し上げましたとおり、市としては今のところは県がそこまで入らない中において、本当に市が入れるかどうかといふことを考えておりますので、今おっしゃいましたとおり、安定型の中で通常でございましたらビニールシートをしてきちつとしたものをしていかなきゃならない、そういう業者に許可したもんだといふふうに思っておりますけども、そういうこともなされなかつたといふ結

果論の中でございますので、その中におきまして、私は市としてはやはり今の水質調査そういうものをしていくべきで、一緒にいろんな中で県が主体的になってこれをどうこうという部分があれば、まちとしてもそれにどう対応していくのか、その時に考えていきたいというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

県の出方を見たいというような答弁でございます。

それでは、隣地に不法投棄された土地の財産も市は全く面倒見ないということになるのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

ちょうどその現状の中におきまして、隣接しているところの地主の中にも入っておったということはお聞きしております。

この中におきまして、これは同じ関連の中でございますので、やはり一緒にそこあたりの和解におきましては、県がそこに安定型という形で許可もしていただいて、またその周辺部におきましてはやはり一緒に県も入っていかなければ、市だけでこのことをどうこうするというのは大変今の現状では難しいというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

そのことについて、市長は県のほうにどのような要請をされたのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的には、いろいろ裁判係争してる中におきましてありますとおり、とりあえずもう1回そういう調査等もしてほしいと。できたら、一番いいのはそういう、もう撤去することが一番いいというふうには思っておりますけど、第一、1回原告の中におきまして、裁判中におきまして掘り起こしたということがございますので、今裁判もそれぞれ出ている部分がございますけど、もう1回そのようなことがまだ不安がられておるから、そういう

ことを現地に入ってまた掘り起こしをするなりいろいろしてほしいと、そういうご要望をしてるところでございます。

○11番（大園貴文君）

今、市長は不安がないように県にしてほしいということで答弁されたわけなんですけど、住民の不安の解消には一つもつながっておりません。だから、先日いろんな産廃の再開についての反対が出ているんじゃないでしょうか。それが行政不信じゃないでしょうか。

私は、日置市の環境保全条例これを立ち上げて、そしてもっと具体的に専門家を入れて議員も入れてする委員会を設置して、そして適切な形で、責任者は県であると言われる市長は住民の生命財産とそして周辺部における調査を、裁判所の判決の中では水道水の基準を上回ったものが出ていると書かれております。日置市の調査がどのような部分でどの辺までされてどの場所を、その弦掛についてされているのか。

それから、市長はその場所をまた見に行かれたのか、現状ですね、課題ですね、その下に田んぼあります。水質があつて川があります。これが流れ出したり地下水を浸透してどこに出てくるかわからない、地中の中がとりとめようもないことにならないように、そういう日置市環境保全条例に合わせて適切な対策をすべきと考えますがどうですか。

○市長（宮路高光君）

今までもいろいろと、地域の方々ともお話をさせていただき、当初はいろいろと水質検査だけでございましたけど、水稻におきます田んぼのそういう土壌検査もさせていただきました。

今ご指摘ございますとおり、いろんな中でどういう因果の中で流れてくるのか、大変地盤のことでわからない部分もたくさんあるというふうに私も理解をしております。

その中におきまして、やはり今市といたし

まして4カ所程度そのような箇所を、芋野の処分場の周辺部もございませうけどやっておりますので、こういうデータのなものにおきましては今のところ基準値を超えてないという報告をいただいておりますので、そこあたりにつきまして、十分その基準値を超えるようなことでありましたらまたいろんなほかの対策もしていかなくちゃならないというふうに考えておりますけど、今報告をいただいております中におきましては、基準値を超えてないというところで伺っておりますので、今の推移の中で進めていきたいというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

水質検査については、弦掛のところじゃないんじゃないでしょうか。

○市民生活課長（宮園光次君）

水質検査につきましては、5カ所実施していただくわけですが、中原の3368番地付近と、同じく田尻野2226番地付近、それから同じく田尻野5095番地付近、同じく田尻野5323番地2の付近、同じく田尻野2596番地2の付近ということで、弦掛の第1水源地付近のところと野首第2水源地付近、それから弦掛の処分場の下付近、処分場跡地付近、内田川というふうになっております。

以上です。

○11番（大園貴文君）

実際に水質の検査をするときに、本当にその結果が正しければいいんでしょうけれども、裁判所も適当な発表はしないと考へます。その辺で、市の責任がきちっとできる対応をされておればそれでいいかと思ひます。

市長にお尋ねします。日置市環境保全条例に基づいて委員会を設置する考へはありませうか。

○市長（宮路高光君）

このことだけの物件だけでというわけじゃ

なく、基本的にこのことにつきましても、最終的には環境保全審議会のほうでいろいろと審議をしていかなきゃならないというふうに思っておりますので、このことについてまた会長とも十分打ち合わせを今後させていただきたいというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

審議会は現在いろいろな審議をされてはいるんですか。

○市民生活課長（宮園光次君）

平成21年度は2回の審議会を予定してございまして、21年度は生活排水対策基本計画のほうを中心に実施してございまして。

○11番（大園貴文君）

生活排水であって、この問題については1回も話し合いをしてないという認識でよろしいでしょうか。

○市民生活課長（宮園光次君）

産廃については実施してございませう。

○11番（大園貴文君）

市長、審議会をしているけれども産廃についての話はされてないということをお聞きしました。22年度において、この問題につきましては審議会の中でしっかりと条例に基づいて審議をしていく考へありますか。

○市長（宮路高光君）

さっきもお話いたしましたとおり、この審議会の中が一番最終的な環境におきますあれでございますので、今ご指摘ございましたので、会長とも十分打ち合わせをさせていただきながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

市長が今、環境保全条例に基づいて審議会を進めていくということは確認をいたしました。

その中で、審議会の中には委員さんの中に専門員ということが、専門職ということがありますけれども、だれがなっているんですよ。

うか。そういう科学的根拠のことを説明できる人がなっているんでしょうか。

○市民生活課長（宮園光次君）

審議会の中に、こういう水質の分析とそこまでというのは委員の中には入っておりません。

○11番（大園貴文君）

市長、安定型処分場に産業廃棄物が捨てられているということから考えますと、この審議会の構成は形だけではなくて議員の中にもだれがなっているのか私も知りません。そして、専門的な知識を有する人がいるのかもわかりません。そのことにつきましては、議員のみんなにも公表していただけるようお願いしたいんですが、どうですか。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、この環境保全審議会等で会長にもお話をし、この問題につきまして専門的なそういう部分を形成するのかどうかちょっと会長といろいろと話をし、このことについて22年度におきまして審議をしていくことを皆様方にもこのことについては議会にもお話をし、議会も入れればいいのか、特に保健所の所長さんたち等もおりますし、またいろんな学験の方もいらっしゃると思っておりますので、もしいなければそのアドバイザーの中で審議会の中に入れてもいいという、どういう方法で今後していくかちょっと時間をいただいて構成も考えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解していただきたいと思います。

○市民生活課長（宮園光次君）

先ほどの答弁の中で、水質検査の専門家はいないという発言をいたしましたけれども、保健所所長が入っておるということで、保健所が水質検査の計算も実施しておりますので、先ほどの答弁を撤回させていただきたいと思います。

○11番（大園貴文君）

保健所所長さんが入っているということですが、けれども、産業廃棄物の中の化学変化——化学の問題なんですけれども、その辺までは認識はないと思います。その辺はしっかりと把握されて、専門知識を有する者ということで選定を今後考えていただきたいと考えます。

今、第一歩の日置市の中で、日置市の憲法であると言われる日置市環境保全条例に基づいて審議会を会長と協議の上、設置して進めていくということをして市長のご答弁の中からお聞きしました。やはり市民の代表である市長は、しっかりとこの問題には取り組んでいかないと、取り返しのつかないことになることが私は一番心配なんです。きょう議員の皆さん方にも配ったのも、日置市、行政、議員は住民福祉の向上のためにやるということはお約束しているわけであって、その課題解決のためにいろんな施策を練って予算を審議して、進めていくという考えのもとにきょうの資料も配らせていただきました。

やはりこういった住民の方々から行政に対する不信感、吹上町の全域——その地域の周辺部からは自治会長さんが率先して何とかしてほしいという話をされております。適切な対処を私はすべきだと考えています。そして、一日も早くそういう審議会を進め、安心して暮らせる地域を考えるべきだと考えます。また、今後の経緯につきましては、議会にしっかりと説明責任のほうを行政としてしていただきたいと考えます。

それから、先ほど、2点目に入ります。住民から市へ産業廃棄物処理場の再開反対に関する住民決議書に対して、市長のほうは県は設置の許可は出していると、業の許可の開始は住民の代表である市長が意見書を書かないと再開、操業ということにはつながらないと私は考えます。どうですか。

○市民生活課長（宮園光次君）

今市長から答弁がありましたとおり、工事

再開の受理書はもう県のほうが発行しております。それにつきまして、工事が完成した。そして県が検査をいたします。県が検査をしたときには、その業の許可を提出しますと、県といたしましても許可せざるを得ないという事は聞いております。

○11番（大園貴文君）

住民の操業に関する意見書を市長が提出しなくてもできるんですか。

○市民生活課長（宮園光次君）

県としては、工事の許可を出しているということで、7月に県とも打ち合わせをしたんですけれども、工事ができて検査をすれば、業の許可を出すというふうにおっしゃいましたので、今そういう答弁になったわけでございます。

○11番（大園貴文君）

工事が終わって、県のほうに書類が出れば再開できると申しますけれども、前の設置の許可は出てるんです。業の再開については経営者が変わっているわけです。だから、それに対する市長は前、住民の意見書としてまだ理解が得られていないということで、意見書を出されております。それが出ないと、操業の再開できないんでしょう、私はそう認識していますが。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたので、このことについてはもう1回県と十分そこあたりの許可と業の形があるというふうに認識しておりますので、そこあたりの整合性というのをまた県とも十分打ち合わせをさせていただきたいと思っております。

○11番（大園貴文君）

住民の皆さんは、議会にも対して再開しないでくださいと、これまで、まだいまだに弦掛の問題も片づかない行政の、産廃行政の不備があるにもかかわらず、またこれから今度は上から煙がどんどん落ちてくる。そんな地

域にしないでくださいと。住民の声を代表して、市長はしっかりと対応すべきじゃないでしょうか、それが日置市環境条例の中にあるとわかっておりますけど、これ日置市のものじゃないんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

さきもちょっと申し上げましたとおり、私も地域のまた住民のいろんな抗議というのがなければ、やはり大変こういうものに対してはだめであるという認識を持っております。その中におきまして、県、いろいろ業者におきましても、この抗議にのっとった形で来る部分もございます。

さきも申し上げましたとおり、再開するにはやはりこういう、もしするときは環境安定協定書、こういうものまできちっと結んでお互いが納得した中で再開をしていくべきだという基本的な考え方を持っております。その中で、やはり市といたしましても、その業者につきましても、そういうことが結ばれない以上は着工してはいけない、してほしくない、そういうものも業者のほうにも今も言っておりますし、さっきちょっとお話の中で、許可と業の問題、営業だと思いますので、ここあたりをもう1回、今答弁できない部分があったので、また後ほどといいますか、また県のほうには、県とのいろんなそういうことにつきまして、またお話をさせていただきたいと思っております。

○11番（大園貴文君）

市長だけがどうのこうのと私思っておりません。日置市の環境保全条例にあわせて、その中で進めていっていただきたい、きちっとですね。そしてこれが適切であるかないか、そしてこれは撤去すべきだな、前任者が倒産してこのままの状態では危ないと、生命財産にかかわる問題だ、これについては日置市はこういうふうにしていくということをしつかりと文書をつくって進めていくべきだと考え

ます。

そういった中で、対策をしていかないといけないわけなんですけど、住民の決議書というのは、一つの苦情なんです。苦情処理もこの条例の中でしっかりと説明責任を果たすべきと書いてあります。せめてこの会長さんであられる方、船倉さんにもきちっと説明責任が市のほうにあると思いますが、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

先般、この船倉さんのほうも私のほうに参りました。抗議して一応いろんなことについては自分に一任されたということで、基本的にはさっきも申し上げましたとおり、今回の再開には反対であると、そういう意思も私のほうもお聞きしております。

そういうことを踏まえて、今業者のほうも先般、副市長のほうも業者とお会いしましたけど、やはり一番市としての考え方としては、住民が納得いかないものについては再開してほしいと、こういう一つの苦言をさしております。それを踏まえた中で、それ以上業者がどういうことをしていくのか、そのときについてはまたいろんな処分方法はあろうかというふうに思っておりますけど、今のこの段階の中におきましては、やはり業者のほうにも住民との合意、これがない以上は再開をしてほしいという一つの市としてのメッセージというのは伝えてございます。そういうことをご理解もしてほしいというふうに思います。

○11番（大園貴文君）

市長の今明確な答弁をいただきましたので、今後の早急なる対策のほうに期待したいと考えます。そうでなければ、先般、一般廃棄物の不法投棄に対する日置市内にも発生しました、そしてその対策に業者さんは処理、そして罰則を受けております。そういったこと等も人によってその対応は違うようでは、平等

な行政運営はできないと考えています。

そしてまた、この前川内の九電に行ったときに、産業廃棄物の適切な保管方法ということで、コンクリートで固めた施設の中にドラム缶に詰めて、現在の化学では分解できないものはドラム缶に詰めて、次の世代までしっかりと保全するといったこと等を研修に行ったとき見させていただきました。やはり害が出てからどうのこうのではなくて、いろんな企業も努力している。行政はそれをお手本となるような形をまず見せないといけないと、私はそのように考えます。

続きまして、公共交通につきましてご質問をさせていただきます。

市長、吹上町時代にタクシー券が配られておったわけなんですけど、あれは単純に吹上町だけが発行してたからやめたんでしょうか、それとも均一化ということでやめられたのか、それとも利用のことについて何か不具合が予算的にあったのか、その辺お聞きします。

○市長（宮路高光君）

今の統一する中におきまして、このコミュニティバスの走り方のそれぞれの違う仕組みがございました。基本的には統一性という中で、どうあるべきかということも論議もさせていただきました。基本的に今ご指摘のとおり、吹上におきますタクシー券につきましては、大変すばらしいものであったということは、認識はしております。また市民もありがたがられとったこともわかります。

ですけど、その中におきます交通弱者の方々に対しますそれぞれの地域で異なった、それぞれのサービスをやっておりましたので、一番問題といたしましては、サービスの一つの足といいますか、交通機関の確保ということを統一していくことがベターじゃないかなというふうに考えまして、この吹上におきますタクシー券につきまして、一応中止させていただいたというふうなことをご理解してほ

しいというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

今、市長のほうから標準化ということで、中止という言葉で今、させていただいたという話の話を聞きました。今デマンドタクシー、交通弱者の皆さん方が、私は市の財政も厳しいというのはわかっております。そういった中で、そういった交通弱者の、どうしてもこの人たちだけはしっかり守ってあげないといけないといった部分については、新しいまた時代が来ているのかなと、そう認識し、今デマンドタクシーを含めいろんな方策を検討されております。僕は、その中に旧吹上町でやっていたこのタクシー助成金、これも検討の課題の一つに入れたらどうかと思いますが、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的にさっき私、中止、休止といいますが、こういう一つの方法論がいろいろと出てくる中におきまして、みんなのところ共通的に使えるのかどうか。すぐタクシー券、吹上があったからほかのところはぱっとする。このことについてはちょっと大きな財政的な負担もあったというふうには思っておりますけど、今それぞれの手法・手腕、今のコミュニティバスの今言ったように地域で回数も違ったり、いろんな形がございましたので、ことデマンドの試験的な運転をさせていただきながら、早く平準化をしながら、また、そこでまたカバーできないもの、いろんなものがまだまだ今から先につきましても、このことには論議をしていかなきゃならない。

特に今交通会議ということで、バス会社を含めたいろんな会社の同意といいます、この会議の中で意見集約をしたことにおいて、それぞれこういう交通網というのが認めていくという方向になっております。

今言ったように一つの手段として、この中でこのタクシーの助成というのも一つの手段

からということは思っておりますので、とりあえず今のデマンドのこれをもう少し見きわめて、それぞれの両者の意見とかいろんなものをしていかなきゃならないというふうに思っております。

ただ、2カ月間という短い期間と路線のところも限定したところでございましたので、これを今後実施していくにはもう少し広げた中において、いろんなことのご意見とか、またその結果とか、そういうものを検証していくべきであろうというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

検討の中に入れるか入れないか、一言で答弁をお願いします。

○市長（宮路高光君）

今は、今の現時点の中では、私はデマンドのこれをもうちょっと普及して、中にしていきたいというふうに思っております。それでもいろいろと市民の皆様方にいろいろ不平等があったら、このタクシー券というのも考えるべきであるというふうには思っておりますけど、これは一番最後の手段の中で調整していくことであろうかというふうには思っております。

○11番（大園貴文君）

いろんな福祉の事業を進めるときに、いろんな方法があるかと思えます。余り一つにこだわっていくと、目的からずれることがあるかと思えます。やはり私は一つの検討の課題として入れるべきだという話をしているわけであって、地域性があつたりいろんなことがあります。その辺を十分検討されて進めるべきだと思います。

続きまして、コミュニティバスについてお聞きします。

コミュニティバス、前回のときも私質問したわけなんですけど、東市来と伊集院の単価175円でしたかね、それから吹上と日吉223円か、四十何円の開きがあつたんです

が、22年度の計画の中に標準化という言葉が使われるので、市長のほうではですね、単価をどちらのほうに合わせて設定をされて予算を組まれたのか。

そしてまた、バスが、山間部におきましては非常に利用者もないのに大型の車を走らせてくれたら困るということで、小型化してくださいということも、約10カ月前に言いました。審議がされなかったということは言えないと思いますが、その辺はどうなっていますでしょうか。

○企画課長（上園博文君）

この単価につきましては、バス事業者それぞれ日吉、吹上、東市来、伊集院単価が違っております。ご指摘の内容のとおりでありますけれども、これは鹿児島交通といわさきバスネットワーク、会社組織も当然違ってまいりますので、それぞれの単価も異なってまいります。

と申しますのも、バス事業の路線バスを含む延長路線、相当な延長でありますけれども、その全体の経費が示されまして、それに伴って日置市内のコミュニティバスも延長で按分されてまいります。その中から経費の割合を出すんですけれども、実質人件費、燃料費、保険料とこういったものが必要な分として按分されてまいりますけれども、そのトータルから延長距離を割り出して1キロ当たりの単価を設定するようになっておりますので、その点につきましては、バス事業者2つの会社の経営実態も異なりますので、単価的には当然変わってくる状況はあると考えております。

以上でございます。（発言する者あり）

申しおくれました。バスの小型化につきましては、バス事業者とも話をしているんですけれども、現状ではこれまでの保有しているバスを使い果たしたいという状況が実態でございまして、仮に小型化に切りかえる場合は行政から出してもらえないでしょうかという

スタンスでございます。

○11番（大園貴文君）

今、説明があったわけなんですけど、あくまでもコミュニティバスをお願いするのは、市のほうがこの条件でよかったらということによって業者選定をしていかないと、相手のために単価をつくってるんじゃないかと、そこちょっと感覚が違うと思うんですが、どうですか。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘のことは十分わかりますし、また路線バスの業者というのも実際2社しかないというのも現実です。この中で、今普通だったらいろいろとパイ、そういうされる、選定する部分が多かったらいろいろとこちらのほうもちょっと強い部分がございますけど、若干そこあたりがもういろんな中におきまして、このことにおきましてもう走らせることができないとか、大変いろいろと言われておるのが昨今でございます。

今、走っている路線のところにおきましても、市のほうも大変多くの助成をやっている。そういう大変今交通機関におきます、これは公共事業の中で本当にやらなきゃならない。ですけど、今の現実的にこの2社におきますバス会社、大変経営的に、またいろんな問題があるというのも認識しておりますので、ここあたりをその単価の詰めとかいろんなものと、そういうものもうまく話し合いをしていかなければ、ひょっとしたら撤退するとかいろんな問題もまた起こり得る部分も若干含んでおりますので、そのかわり自分の市でこういう交通機関の中の運営ができるかどうか、そうなればなお市民の皆様方に大変大きな迷惑をかけてしまう。ここあたりも十分話し合いをさせていただきながら進めさせていただきたいと思っております。

○11番（大園貴文君）

今、人口減少が続く中で、採算ベースに合わないところはどんどん企業としては切ってい

くということは、私も理解しております。ただ、そういった中で、撤退することも検討の上で、地元のタクシー会社あるいはそういう輸送機関を持っているところ等の小型化——29人乗りぐらいのバスで、そういった運行の方法もこのデマンドのタクシーについてひくくめて、検討をしていくときが来ているんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今さっきも申し上げましたとおり、交通会議、このことの認証というのが一つの条件なんです。今のところそれぞれバス会社、タクシー会社、この交通会議に入っていておられますので、そこである程度の方角を決めれば、それぞれの方向策はできます。また一つこの路線バスのそれぞれの認可許可の問題、普通の貸し切りとかそういうものが違いました、認可の問題も含めておられますので、普通の路線バス、またその会社におきましても、それだけ許可を取るのも大変難しい、また時間もかかる、いろんな問題も錯綜しております。

今ご指摘ございましたそういうもろもろは、今私どもは、この交通会議というのをやっておりますので、運輸局も入り、県も入り、またタクシー業者、また今のバス業者も入っておりますので、ここで今ご指摘あったもののいろんな単価の問題とか、いろんな問題も私は論議をしていけばいいのかなというふうに考えております。

○11番（大園貴文君）

交通会議において、そういった業者さんも入っていれば、思うように話もできないし、ただ、そういった事業は日置市が主体的になってつくった会議ですので、今後の見通し等については、やはり主導権は日置市に持っていきながら、そういった条件等はある程度提示もしていけないといけない、そのように考えます。

きょうの一般質問の中で、産業廃棄物の不法投棄に対する市長の答弁の中で、条例にあわせて審議会を立ち上げ、そして議会にも告知しながら、市民の皆様方にも公表しながら、今後の方策を計画していくことを確認をしました。もっと早くすべきじゃなかったのかなというのが私の所見でございます。

また、公共交通につきましては、乗り合いタクシーについて、吹上町のタクシー助成金等も検討の課題に入れながら、あるべき公共交通の進め方をもっと真剣に考えていただきたい。そして、行政の皆さん方の中には、車の免許を持っていない人はなかなかいらっしゃらないと思います。実際に地域で利用される方々の声をしっかりと聞いて、その中で福祉のサービスの向上に日置市行政として進めていくべきだと考え、私の一般質問を終わります。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時ちょうどいたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、19番、松尾公裕君の質問を許可します。

〔19番松尾公裕君登壇〕

○19番（松尾公裕君）

国の政策と市の財政についてでございます。

合併をして5年が過ぎようとしておりますが、合併で持ち寄った地方債とともに、継続事業の事業推進のために事業残高が多額になりましたが、その後行財政改革アクションプランが実行に移され、年間予算の削減により市債残高も毎年減額の方向であります。また、財政健全化のために投資的事業が毎年減額になり、各種の事業が先送りされているのが現

状であります。

このように地方自治体は財政健全化のために最善の努力をしておりますが、国の財政のほうに心配であります。政権が交代をして、新政策が発表されましたが、景気悪化のために税収が大幅に減額する中で、国債を税収よりもはるかに超える44兆円の国債を増発して、また、埋蔵金たるものを10兆円収入として加え、新しい政策を実施するようであります。

5年前の小泉政権のときには、国債は、30兆円以上は国の将来を考えると、これ以上の借金をしてはならないことを国民の前にしきりに表明をされておられました。その額からしても、10兆円以上の増額であります。各種のメディアが言うておりますが、日本は世界一の借金大国であり、国債が1,000兆円を超えたら、日本は国際的信用をなくして国が破綻をして、起こしてしまうと言われております。もう既に今年の12月時点で、国の債務残高が870兆円になっており、国民1人当たり680万円の借金を背負わされていることになっております。

我々地方自治体は、税収が少なく、地方交付税や国庫の支出金を中心に成り立っておりますが、国からの血液が流れてこない、市の財政運営は成り立っていきません。そこで、今後の財政運営で将来的に地方交付税や国庫支出金は安定的に見込めるものか、伺います。

また、子ども手当は、社会みんなで子供を育てることは非常にすばらしい理念であります。経済対策とか少子化対策と言っておりますが、果たしてその効果はあるものか疑問であります。また、これまで自民党政権のときには、児童手当でありましたが、そのときには740万円の所得制限がありました。何も800万円、1,000万円の所得の高い人を応援する必要はないと思います。

また、高速道路の無料化についても、年間

に1.3兆円の料金収入の減額により、これからの維持補修や高速道路の建設促進などを考えるとき、利用する方の負担で安心・安全な高速道路にしてもらいたいものであります。また、環境の面でも、多くの燃料の消費のために二酸化炭素増加が懸念されます。新政権の方針と逆行していると思います。

また、農家の戸別所得補償政策については、政府の一番のねらいはFTA、つまり自由貿易協定を進めることが目的であり、農産物の関税引き下げと一体的に考えており、米の価格や野菜、果物の価格が大暴落することが予想されます。販売価格が暴落したり、農産物が過剰になると価格低迷のために生産意欲もなくなり、本市のような小規模農家の多い地域は、農業・農村が落ち込んでいくのではないかと考えられます。市長の見解を伺います。

県営かんがい排水事業についてであります。

日吉町のかんがい排水事業は、水田の慢性的な水不足の解消のために、また畑地への導水により高い生産性作物をつくるために、収益性の高い農業を目指し、この事業が導入されたと聞いております。

農業経営にとりましては、土と水と太陽は重要な三大要素であります。中でも最近では、水不足が環境のせいと深刻な問題であります。特に去年は異常な干ばつで、8月、9月は例年の10分の1ほどの雨しかなく、大干ばつでありましたが、水稲が枯れたり、水争いが起きたりさんざんでありましたが、この日吉町のかんがい排水事業は、この干ばつ解消のために非常に役立つ事業でもありますが、この事業は、単なる水不足対策だけではなく、農業振興のために水稲や畑地作物の振興にも役立て、事業効果も出さなくてはなりません。

この事業に多額の投資がなされたと思いますが、この事業目的と事業年数、全体事業額

は幾らになるのか、また今後、この区域の農業振興はどのような方針で進められるか、伺います。

次に、養蚕試験場跡地についてであります。

この質問については、過去2回ほど質問しましたが、1回目のときは県に無償で払い下げを要望したい、今後跡地を検討する。2回目のときは、農業関係の活用策として要望したいなど前向きな答弁をいただいておりますが、その後の動きが見えないところであります。

この養蚕試験場跡地は、約4ヘクタールありますが、宅地部分が1.3ヘクタール、桑畑だった畑地の部分が約2.7ヘクタールありますが、この畑地部分の活用策を県も市も地域活性化のために考えてもらいたいのです。この地は湯之元の中心街から四、五百メートル離れた住宅地であります。高速道路の市来インターも近く、買い物もタイヨー、クッキーに近く、県道わきで市道、国道3号線も近いことから、住宅地には最高の場所と思われまます。

さきの質問では、公営住宅が適地ではないかと申し上げてきたのでありますが、地元とも協議していくとのことでありました。そこで、湯田地区館から地区振興計画に出ておりますが、少子化に対応するためにミニ団地の建設をとの要望が共通課題として湯田地区館より出ております。早目の県からの払い下げが必要と思いますが、その後の県との交渉はどのようなになっているのか、また跡地利用の検討を推進するべきと思いますが、伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の国の施策と市の財政についてということでございます。

今の国の動きといたしましては、国家戦略室を中心に「中期的な財政運営に関する検討

会」や「成長戦略策定会議」が、また行政刷新会議による事業仕分け、それと「新しい公共」円卓会議など、さまざまな形で将来の国のあり方について検討が進められておりますので、今後の地方交付税や国庫支出金の動向については、現時点で見通すことは非常に難しい状況にあります。

ただ、少子高齢化による人口減少は、国全体の問題であり、税収の減少が見込まれる中で、社会保障費が増大し続けており、今のままでは制度を維持することは厳しいだろうと考えております。

その中で、今まで民主党政権のマニフェストでは、「地域主権」という言葉が上げられており、国の出先機関は基本的に廃止しながら、無駄を省き、国と地方の財源配分を考えるということのようでありまますから、国庫支出金のかわりに一括交付金がどのような形になるのか、また、地方交付税の法定配分率の議論までされるのか見きわめる必要があると考えております。

子ども手当や高速道路の無料化、農家の戸別所得補償など、「コンクリートから人へ」という公約に基づき、国民生活の質の向上を図り、内需拡大につなげたいということのようでありまます。将来に向けた国のあり方を含め、全体的な構想を見きわめなければ、何とも申し上げられないと思っております。

特にそれぞれの施策でございますけど、財源ということを最優先して考えていただき、国におきましても今、国債発行というのが大変多くのウェートを占めておりますので、ここあたりを十分論議をしていただきたいと思います。うふうに考えております。

2番目のかんがい排水事業についてでございますけど、事業の目的についてでございますが、日吉地域はもとより河川の断面が小さいなど農業用水水源に乏しく、慢性的な水不足が生じておりました。

これらの水不足を解消し、農業基盤の安定化を図るため、旧日吉町において平成10年度までに農業用水調査を行い、2級河川神之川からの水田へ導入する事業計画を策定しておりました。

また、吉利地区の牧之原・野首原・下原団地の3団地を畑かん受益として取り組み、平成13年度に県営かんがい排水事業日吉地区として事業採択されたところでございます。

平成14年度から、県が事業主体となり工事が着手され、現在、揚水施設・貯水施設・送水施設・管理用道路の整備を行い、平成23年度供用開始を目指して事業が進められております。

事業額につきましては、当初24億575万円の計画でございましたけど、吉利地区畑かんの同意進捗との関係で事業計画変更を行い、21億3,300万円の計画事業費となっております。

今後の農業振興につきましては、現在、水田では水稻のほか葉たばこ・大豆・飼料作物・野菜が栽培されています。また、畑地については、カンショのほか飼料作物・野菜が主体として栽培されております。

本事業が整備されますと、水田においては水不足の解消によって水稻の収量・品質の向上が図られますし、畑地においては、基盤整備・畑かん整備によって収益性の高い作物への転換による営農体系の確立や、優良農地の有効利用が図られます。今後とも、農家経営の安定と農村地域の活性化を目指したいと考えております。

3番目の養蚕試験場跡地についてでございます。

平成18年2月、養蚕試験場の廃止決定が示された後、県庁農産園芸課を窓口として、払い下げ譲渡の交渉を進めてまいりました。これまでに議会におきましても、複数の議員から質問があり、跡地の活用策について内部

検討協議を進め、平成19年12月に農産園芸課に日置市としての跡地利用計画概要(案)を提出しております。

計画概要(案)では、地元酪農家飼料畑、地域担い手候補及び団塊世代農業体験圃場、栽培用育苗圃場、水田利用者休息施設及び農作業機械格納倉庫として活用する予定でございます。

提出した跡地利用計画概要に基づき、県庁農産園芸課と財産管理課が協議した結果、平成21年7月に農地の部分は農地として日置市に譲渡する。寄附を受けた土地を譲渡する場合は、3分の2を減額できる。試験場長の公舎敷地は宅地のため、宅地の価格で譲渡となる。譲渡金額は、農産園芸課と財産管理課で協議して決定するとの報告がなされております。このため、県庁内部での譲渡価格の決定がなされた後、金銭面での交渉をするべきですが、現在のところ県から具体的な価格の説明がないところでございます。

また、跡地利用の検討につきましては、県に提出しております跡地利用計画概要を基本として、農地としての有効利用を前提にして考えていくべきであるというふうに考えております。

以上で終わります。

○19番(松尾公裕君)

3つの質問に対しまして、今市長のほうから答弁がございました。

特に、この国の財政というのは非常に厳しいというのはもうだれにも、皆さんがご承知のとおりでありますけれども、国のこの今回の予算にしましても、例年、今までと違って非常に多くの予算を組んで国の予算が92兆円、全体ではですが税収で37兆円、国債で44兆円、埋蔵金が10兆円というようなことで92兆円を組むわけでありますけれども、これは3月末に自然成立をするという運びになっておりますけれども、非常に国債が高い

ということで、この後において非常に国民の負担というのがふえてくるのではないかなと思っておるところであります。例えば一般家庭で考えたときに、収入は380万円しかないのに結局生活費は全体では920万円かかって、借金を440万円と埋蔵金が100万円ですが、約500万円ぐらいを借金をしなきゃならんというようなそんな、普通の家庭に例えたらそういうふうになります。が、累積の借金にしましても870兆円借金があるわけでありまして、これを普通に直したら8,700万円というようなことになりまして、一般家庭であつたら本当にもう破綻をして夜逃げの状況になるのではないかというようなふうに思ったりもするわけですが、国の借金が870兆円というような大変多額なこの、昨年の12月の時点になっているそうであります。これは、国と地方を合わせてですが。

これが、1,000兆円を超えともう、経済学者が言っておりますけれども国際的信用をなくして国が破綻をしてしまうというようなことを言われておるんですが、その辺について市長はどのように聞いておられるか、また考えますかどうか見解を伺います。

○市長（宮路高光君）

今議員もおっしゃいましたとおり、今の財政構造でいいのかということ、大変私自身も疑問に思います。やはり、日本全体的に少子高齢化、減少社会、この直面した中におきます制度設計ということを実際に基本的に考えていかなければ、向うまだ10年20年におきましてはこの少子高齢化というのは続くというふうに思っております。

特に、一番危惧しているのが、やはり社会保障の問題で私はあるというふうに思っております。やはり、この社会保障の制度が財源を伴いまして、安定的な社会保障制度というのが今の中におきましては確立されてないと

いうふうに考えております。やはり、ここをきちっとした社会保障制度におきます財源を、きちっとした財源をつけをして社会保障制度をつくっていくべきであるというふうに考えております。

また特に、やはり国のこのような状況の中におきまして私ども地方公共団体、特に日置市におきましては、大変国の地方交付税含め、また国の補助金等に依存してる市の運営でございます。

やはりこのことにかんがみても、国としても財政基盤というのをきちっと確立してほしいというふうに念じておるところでございます。

○19番（松尾公裕君）

確かに市長が言うように、社会保障は非常に毎年増加、自然増があるわけでありまして、それに対する収入の割合が減っていくということで、どうしても国債の割合がふえてくるというような状況でございますけれども、けさの新聞でも出ておりましたが、日本の国債が格下げされると、世界的に見たときに格下げをされるということでありましたが、国債の債務残高が非常に高いために国民の国内の総生産に対して、いわゆるGDPですね、これの日本は180%になっていると。

今、注目をされているギリシャの財政が破綻をしておりますけれども、これは115%であるんですが、それから見ましても非常に高い日本のこの国債ということが非常にこれから先心配であるところでありまして、国債の格下げということで、もう菅財務大臣は日本として最大の危機であるというようなことを言われております。

そういった国の財政が非常に厳しい中で、地方に対する地方交付税というものが今後どういうふうに行くのか、それが非常に気になる所でありまして、国税の五税が

減少したために地方交付税が削減されると。今は、合併の算定替えによりまして、今あとここ10年間、後5年ですか、後5年は上乘せがあるということである程度確保はできるわけですが、その後がやっぱり問題ではないかなと思っておるところであります。

地方交付税の代替財源として臨時財政対策債がございますが、これは毎年増加の傾向でありますね。そこで、20年度におきましても6億3,000万円、21年度には9億8,000万円、来年度は14億8,000万円というような形でこの臨時財政対策債に頼っているというふうになってきているところではありますが、ここで市債の残高ということで以前行財政改革委員会を開いたときにも議員のほうからいろいろ意見が出まして、いろんな経費を削減すべきだということとともに、大義名分として、今350億円ぐらい当時、三、四年前あったわけですかね、それを300億円以下にすべきではないかということをお私なんかも言ってきたわけでありまして、どなかなかそれが、現時点でも332億円ということで下がらない状況であります。

これは、一つは臨時財政対策債が大きく、80億円ぐらいですかね入っておるわけでありましてけれども、これを予算の概要を見ますと実質的なこの市債の残高というのは253億円ですよというようなふうに書いてありますよね。

私たちは、やはり市債の残高というのは332億円という見方をしているわけでありましてけれども、しかし交付税で後で完全に措置されてこれは国の責任だよということで、これ80億円ぐらいは引いてもいいんだよというような感覚に、私もそういうふうに思ったりもしますが、ここらは借金としての認識というものをどっちのほうを考えていけばいいのかですね、そこを伺います。

○市長（宮路高光君）

基本的には、臨時対策債におきましても借入金でございます。このことは、お互いに私は借入金という一つの認識というのをしていかなければならないというふうに思っております。

後年度におきますこの地方交付税の中に算定されるということはわかっておりますけど、さっきも申し上げましたとおり、この地方交付税の算定の中におきまして、今国の五税この減少というのも大変少なくなってございまして、地方交付税に対します交付金額というのも大変少なくなっているのも事実でございます。

そういうことで、今どうにかやり繰りをしながら、地方交付税の特会におきましても借り入れをしながらやっているのが事実でございます。ここあたりにつきまして、特に22年度はどうか予算が組めたような気がいたしますけど、恐らく23年度、23年度の国の予算、また私ども日置市の予算、やはりここについては大変厳しい状況であるというのをお互いに認識し合う必要があるというふうに思っております。

やはりその中におきます、この公共投資を含めた地域におきますこういう投資的な経費をどうしても削っていかねばならない。さっきも申し上げました社会保障につきましては、どうしてもその市民生活を守るためにはやらなきゃならない、そこあたりの部分をお互いが投資をしながら地域を活性化していくのか、少し我慢しながらそれぞれみんなで肩を寄せ合いながら社会保障の中で過ごしていくのか、やはりそこあたりの選択というのを十分、私ども執行部ですけど議会、市民の皆様方もお互いに認識をできるよう、また私どももやはりこういうことの説明責任というのを十分やっていかなければならないというふうに思っております。

○19番（松尾公裕君）

やはり、この公共投資のほうを削減縮減していかなければならないと。社会保障のほうは、一定額は必要であるというようなことでありますが、やはりこれからの財政運営というのは本当に交付税の関係、それから臨時財政対策債の関係見たときに、国からの助成というものがやっぱり減ってくるということを考えるときに、今後の財政ていうのは非常に厳しくやっぱりやっていかなきゃならないということを感じるところでございます。

先ほど、この一括交付金のこともちょっと言われましたが、どのような形に来年度以降、一括交付金になっていくようなふうに話もありますけれども、どのような形になるのかそこ推移を見たいというようなことでございましたけれども、鹿児島県の伊藤知事はこの一括交付金になれば鹿児島県にとってはピンチだというようなことも言うておらっしゃいますが、我がこの本市にとっては一括交付金になったときを考えたときに、どんなふうに市長はピンチなのか、それともよくなるのか、そこはどんなふうに考えていらっしゃるのか。

○市長（宮路高光君）

基本的にこの一括交付金、今約、国の中に19兆円ほどの補助金ていいますか、そういうものがあるというふうにお聞きしております。この配分というのをどういうふうにするのか、またいろいろ基本的にいろいろと不利とか有利とか、いろんな基礎的な一括交付金をどういう方向でしていくのか、本当にまだ私どものほうにも情報も入っていないのが事実でございます。

今市長会のほうにおきましても、この一括交付金のあり方という検討委員会を設立しようということで、財政委員会の中で各市のところのアンケートも今とってるといのも事実でございます。

このことが、夏ごろいろいろそういう方向

性というのはある程度わかってくるというふうに思っております、今暫定的にこの一括交付金の流れとしてやってきているのが、国土省におきます社会基盤交付金と申しますか新しく創設されるそれと、農林水産省関係でございます。これが、そのように今の補助金が今の国土省、農林水産省のこの一括交付金のあり方にいくのかどうか。

また、社会保障の問題につきましてどうするのか、地方交付税の問題、やはり地方交付税と同じようなこのような人口、面積、いろんなものを含めた中で一括交付金の制度化をするのか今のところちょっと暗黙、ここあたりが私もまだ情報得ておりませんので、またいろいろと情報を得ながら、また皆様方にも日置市としての本当にこのことが有利であるのか不利なるのか、ここあたりは情報がわかり次第いろいろとお示しをしていきたいというふうに思っております。

○19番（松尾公裕君）

次に、もうこれは国策でありますけど、子ども手当とか高速道路とか個別所得のことで、やはり国民1人として、あるいはこの地方にもそれなりの負担というものもありますので、ここも少しお聞きをして見解を伺いたいと私は思っているところでありますが、子ども手当にしましても、社会みんなで子供を育てるということは非常にすばらしい理念であるというふうに思っておるわけでありましてけれども、しかし政治はばらまきではなくて理念と政治の政策効果がないといけないと思うんですが、例えば道路、新しい道路をつくればその地域が栄えるとか、あるいはミニ団地をつくれば住宅がふえてあるいは人がふえると、まちが栄えるというような、そういうような投資したら次が生まれてくるというようなことがやはり政策効果ではないかと思うわけですが、それからしますとこのばらまきというのは果たしてどうなのかなと

思うものでありますけれども、子ども手当について経済対策とかあるいは少子化対策ということを言われます。

子ども手当によって、子供が果たしてふえるだろうかというのはよく論議されるわけですが、産み育てる環境や職場づくりとか、あるいは地域の雇用の安定のほうが少子化対策にはなるのではないかというようなことをよく言われますが、これについてはどんなふうを考えられますか。見解伺います。

○市長（宮路高光君）

今3つのテーマの中でご質問ございますけど、子ども手当基本的に今回、私ども全額国の国庫負担の中でやるんだという見解の中でおりました。今回、ことしだけでも児童手当といいますか、中を充実する形の中でやはり市の負担も起こっております。

やはり、国策の中でありましたことにつきまして、市の負担が伴ってこのことの手当の支給するということは大変いかがなものかな、私ども市におきましても、大変財政的に苦しいというふうに、このことについても影響はあったというふうに思っております。

また高速道路無料化、全国的な中におきまして、特に私どものこの管内におきましては、今美山の料金所があるわけがございますけど、ここと今松元の料金所、この2つ区間で約通常で600円という形が普通車でございますけど、基本的にはこの区間が6月から無料化ということにお聞きしております。

若干そのような状況の中で、拘束を通られる方は無料化されていいのかなというふうに思っておりますけど、今回も一部のちょうど台数の少ないところにこの無料化というのを位置づけてあるようでございますので、このことが来年度に向けましたいろんな無料化というのがどういう方向になっていくのか、やはり一番危惧してるのはこういう高速道路におきまして、それぞれ受益負担という部分

は私は必要であるのかなと思っております。

一般道路もあるわけなんでございますので、やはりそういったいろいろする利用の中におきましては、そういう方々は基本的には人件費の維持管理、大変莫大なまだ高速道路をしていく分も財源的にかかりますし、まだ基本的に西回りにつきましても開通してない部分もたくさんございます。

やはり、こういうところを急務としてやはり急いでいく必要があるには、国の事業費だけでは足りないのかな。やはり投資効果というのは、道路におきましてもある程度の全線が開通していかなければ、一つの一部だけじゃ大きなこの効果というのは私はあらわれないというふうに考えております。

それと、個別補償でございますけどことしから水田の米に対してするわけでございますけど、今回10アール当たり1万5,000円という個別補償ということにあるようでございます。

今、私ども農家のほうにも説明をしておりますけど、日置市におきますこの販売農家という方は大変少ない形でございます。今回、特にこの水田におきますブロックローテーションということで、それぞれの中におきましていい形の中でこの転作等は行われておりましたけど、今回この農家個別補償を導入する中におきまして、恐らく基本的にこのことも崩れてくるというふうに思っております。

そうする中におきまして、今回のこの農家個別補償対策が私ども日置市にとって本当にありがたいと思う部分が、私は余り大きな効果というのではないというふうに考えております。

やはり、私ども日置市に合ったこういう農業の推進にありましては今後、またほかの作物もどうするのかわかりませんが、水田にとっては大変ほかの作物等に対しまして大変大きな市の財政負担というのをしていかな

きやならない。

特に、今回予算には上げておりませんが、今後の補正の中でこの農家個別補償を主だった中におきまして、特に私ども米麴ということで昨年から推進してまいっておりましたけど、この転作にかかわります奨励金といいますが、こういう交付金というのが大分この分に減ってまいりました。

やはり、農家の方々に1年で作らせといて、来年以降大変このことにおきます減額というの難しいと思っております。これにおきまして、やはりそこはそこの中におきましては市としても昨年、また今後拡大するに当たりましては、市としても昨年並みのことにおいては補償もしていかなきゃならないというふうに思っておりますので、大変この制度が導入した中におきまして、市としての負担というのは大変多くなったというふうに思っております。

以上です。

○19番（松尾公裕君）

市長のほうに気をきかして、私が次の高速道路、個別所得補償を質問したかったわけですが、もう全部言われましたけれども、このところですね個別農家の所得補償のところでありますけれども、市長から説明がございましたけれども、今回のこの個別所得補償については本市もその30%のその転作を今までやっておられるということで、今回のこれについては個別で申請するというような形がありますから、つくりたい人は自由につくられるというようなこと。

それから、ちょっと資料見させてもらいましたけれども、10アール以下の人、10アールとかあるいは20アール以下の人に対しては、この個別所得補償は何らあまりメリットがないということで、そのまま米をつくる人がみんなそんなふうになってしまうのではないかなというふうなことで、米が非

常に過剰になってくることは私は心配をするわけですが、その辺について、米の過剰の問題ですね。

それから、今までは集落営農組織がありましたね。吉利とか田代とか下養母ありましたが、これは今後ずっとこのまま続けられるのか、続けていけるのか。

それからもう一つは、私は質問だけしますが、米を自由につくれるということでブロックローテーションが今後は崩れていくのではないかなということで、あちこちこう点在すればこの防除関係、それから水の問題ですね。そういう問題で、ちょっとばらばらになってくるのではないかなという問題も多分出てくると思いますが、そこら辺についてもまとめてご答弁お願いしたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

このことにつきましては、国のほうからの説明を受けまして水田利用協議会、また先般農政審議会もこの中でもいろいろと説明もさせていただきました。

ご指摘のとおり、米も自由につくれるという一つの中におきまして、米価格というのが恐らく今の水準より暴落していくことは間違いございません。それだから、10アール当たり1万5,000円やりますよという一つのことであろうと思っております。

その中におきまして、私どものこの集落営農またブロックローテーションを今まで築いてきて、水田の水管理を含めた中でしてきてまいりましたが、このことも崩れてしまうということももう起こっております。

特に、市といたしましては特に大豆とかそういうもの、葉たばこそういうものについては本当にブロックを含めた中でつくっていかねばりゃあ、水管理がなければ特に大豆等はいい大豆もできなくなってしまいます。

そういうことも含めまして、さっきも申し上げましたとおり市としてできる、それぞれ

農家の皆様方に本当に大きな迷惑かからないような中で、9月等におきましてある程度の補正をお願いしなきゃならないと思っておりますので、まだその中身につきましては今の現況を含めた中で立案していきますので、またいろいろとご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

○19番（松尾公裕君）

次に、県営のかんがい排水事業でございますが、この点については先ほど事業費が、私が聞いた中では24億円というふうに聞いたわけでありましたが、21億円というようにことなるとなると少しわかりませんが、そのことについて伺っておきたいと思っております。

それから、今後ファームポンド、いわゆるそれから用水池、送水管の管理の運営ですね、運営はどこのがやっていくのか。いよいよ4月からですかねこの水田には開始するということではありますが、自己負担金についてそれはどうなのか、これは組合費というような形になっていくのか、これに対してスムーズに進んでいるのかどうか。

ちょっと聞くところによりますと、自己負担のことなどが問題があるぞというような声も聞きますが、組合に対して不満の方もいらっしゃるようであります。全体の事業の方向性というのはいいいけれども、しかし農家の人たちはそれにちゃんと着いて、理解をして着いてきているかということがちょっと気になるところでありますけれども、そこら辺について伺っておきます。

○市長（宮路高光君）

基本的に、当初24億円から21億円に減に、約3億円程度ということでございますけど、この見直しということにおきましては、特に吉利地区におきます基盤整備の関係の進捗状況の中におきまして、面積的にも少し減をしなきゃならなかった、そこにおきまして

構造上の中で貯水施設等も省いていかなきゃならなかったといえますか、そういう事業計画変更をしたということで事業費が減ったということでございます。

この管理の問題でございますけど、基本的にはこの日吉の土地改良区のほうで管理をしていくというふうになります。今までも日吉のほうで水におきます、それぞれの水田が水が不足してるところでございますので、井堰といいますかいろんな管理をしてそれぞれの水田の農家の皆様方から10アール当たり幾らと、経常賦課金というのをとっていただいておりますけど、これが基本的に先般昨年土地改良区の総会の中におきましても値上げをしたということになります。

今後におきまして、どうしてもこの水田のほうも大事なことでございますけど、さっき申し上げました牧之原、野首原、下原、この団地形成ですね。基盤整備を含めた団地形成が事業の着手の中におきまして、まだ水の利用率というのが変わってくるというふうに考えております。

今後におきましても、特に土地改良区との十分な打ち合わせをしながら進めていかなければならないというふうに思っております。

○19番（松尾公裕君）

土地改良区のほうで進めていくということで、組合員の方の不満というものは聞かれなかったわけでありましたが、そういったことはないということで理解しておきたいと思えます。

そこで、今度は畑の導水ということで、今からまた事業が別なこの事業で進められていくということでございますが、ここで先ほど来いろいろ事業効果ということをお話をあったわけでありまして、農地の有効利用をしていって高生産作物というものをつくっていきたいということでございますが、具体的には今回のこのかんがい排水事業によ

って非常に多額の国費を投入していくわけ
ありますけれども、今後のこの営農体系を含
めて日吉町のいわゆる農業がどのようなふう
に変わって、そしてどんなふうに向
上していったらいいのか、
そういうビジョンというものがやはり農業
のこの営農体系というものを示していかな
ければいけない、これだけの多額の投資を
していくわけですからそうあるべきだと思
いますけれども、そこらについて1点伺
います。

それと、もう一つは住吉地区ですね、伊
集院側の方ですが、そっちの方に対して
は何ら恩恵がないわけでありま
すが、もともとそっちの方には必要で
なかったのかどうかですね。

ということは、こっちの方から見ると、
そちらの側から聞きますと、こ
っちの方にも引くべきであったとい
うようなことも言っているらしい
んですが、そっちの方は今後どう
なっていくのか、その2点お願
いします。

○市長（宮路高光君）

このかんがい排水の設計をした時点が、
もう10年以上の前のこと
でございまして、もうそれぞれの
用水施設、配管というのはもう
基本的に私は終わっているとい
うふうに思っております。

その時に、なぜ住吉地区を入れな
かったのかどうかちょっと私も
その時の担当、当事者でないから
わからないこと
でございまして、今後そちらのほう
に今の時点で拡張するとい
うことは大変ちょっと難しいとい
うふうに思っております。

さっきも申し上げましたとおり、今
後この23年度に供用開始をする
わけ
でございまして、これは水田が主
でございまして、今後吉利地区に
置きます
また新しい事業等を入れて基盤
整備をするわけ
でございまして、そこに配水する
だけのそれぞれの水量とい
いますか、水量に基づいたそれ
ぞれの用水施設、貯水施設、
配管を
しておりますので、そこあた

りの事業効果をどう上げていく
のが今からの課題でもござ
います。

特に、この地域におきます基盤
整備の中におきまして、特に酪
農家を中心とした飼料作物等が
吉利の方には主にしてござ
いますけど、基本的にはやはり
野菜でいいですか施設型とい
いますか、そういうものを導
入していかなければどうし
ても簡水を含めた中におき
ましては収益性は上がらない
とい
うふうに思っております。

特に、今下原団地というところ
には甘しょなどは大変、焼酎
への甘しょを植えてござ
います。そういう甘しょの中
で、それだけの水を引いた中
で収益性、水のないときに
苗の活着がいいとかいろん
なことはある程度評価して
ござ
いますけど、やはりある程度
の軟弱野菜を含めた収益性
の高い施設型の利用という
ことを農業体系の中で組み
入れていかなければなら
ないとい
うふうに思っております。

○農林水産課長（瀬川利英君）

畑かんを利用した収益性の
高い作物というふうな形で、
具体的なデータというふう
な
こと
ですけれども、県の農政普及
課の出してござ
います畑かん水の水利用効果
の試験効果ですけれども、
甘しょあるいは飼料作物、
この辺でやっぱり10%から
30%の増収効果は出てく
るとい
うふうな形でデータが出て
ござ
います。

なお、日吉地区の畑かんの分
につきましては、甘しょそれ
から飼料作物のほか大根、
カボチャ、それから白ネギ
等のいわゆる輪作を中心とし
た体系で収穫を上げていく
とい
うふう
に考えてござ
います。

○19番（松尾公裕君）

事業効果をやはり出すため
にも、今言われました
そういう作物というものも
必要かと思
いますが、やはり施設園芸
とかそういうものにもも
っとこう拡大していくのが
生産額の上
向につな
がるのではないかなと思
ったりも

するわけでありませんが、それについてはせつかくこれだけの投資をやるわけですから、その投資効果を今後も上げるように努力していただきたいと思います。

最後に、この養蚕試験場ですが、これは農地部分については譲渡を21年の7月でしたね、21年ということですか。で、譲渡するという話が進んでるということでありますが、早くこれをしっかりと譲渡契約を結んで、できれば地域のほうにも相談をしていただきまして地域の声も聞いていただきたいと思っております。

農地部分ということであろうかと思いますが、それはそれとして進めていただきたいと。ぜひ、地元の人たちはやはり、いろいろなそのミニ団地とかいろいろ考えておりますが、県とはそういう話で契約したということではないというようなふうになっていくかもわかりませんが、とりあえずとにかく農地として譲渡するということで、ひとつ地域との対話ですね、これについてはどういうふうにご考慮されるか伺います。

○市長（宮路高光君）

さっきも答弁しましたとおり、今県のほうが、これは昔のことで旧東市来町時代に無償で一応誘致したということはお聞きしております、私どもは基本的に無償譲渡してほしいということでお話をしたわけでございますけど、何かその時の一筆といいますかそういうものが何も残ってないということで、大変ちょっと今危惧しております。

本当だったら、そういういろんなことがあれば、県にいた人が住んだら無償譲渡してほしいということで今要請をしておりますけど、21年の7月におきましてはそれぞれ農地は農地、宅地は宅地なりの価格の設定をするということをおっしゃって、またその金額がどうしてもまだこちらのほうに県としての提示をしてありません。

提示をしてないものだから、今の中でどうこうということは言えないというふうに思っておりますし、特に危惧するのは、特に地域におきましてはもうすぐ宅地になるかもしれませんが、大変宅地並みの価格ですと大変莫大な価格提示というのが来るというふうに思っております。

私どもは、基本的にやはり農地の中におきます価格ということで譲渡していただきたいというふうに考えておまして、特に跡地利用につきましては、特に取得後におきまして今の計画の中には、さっきも申し上げましたようにこの農産園芸課のほうは養蚕試験場の跡地でしたので、そういう農政関係に携われることをございましたので、基本的には市としては農地の利用にするんだということで交渉を続けていきます。

跡地の利用につきましては、その価格を含めましてその交渉が終わった後にいろいろとする場合につきましては、地域の皆様方ともご相談させていただきたいと思っておりますけど、先般も地域振興局のほうに話し合いがございましてこのこともちょっと話もさせていただきまして、早くこの価格提示を県のほうからしていただくことが大前提でございますので、またその時は議会の皆様方にもご説明申し上げ、いろいろとご相談申し上げながらこのことを進めさせていただきたいというふうに思っております。

○19番（松尾公裕君）

この農地の部分についても宅地の部分についても、今後は金額を提示をすると、金額の交渉になってくるかというようなことですが、これをもう地元の人は何年何十年も待っておりますので、できるだけ早くこれを決着、結論を出していただきたいと思っておりますが、大体いつごろまでに、感触として結論を出せられるのかということをお伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

恐らく、今3月でございますのでまた4月以降の中で、早くまた県のほうに行きましてどうなっているのか、結論というのはどうなるかわかりませんが、5月ごろには市としてもまたこのことにつきまして県のほうに交渉に行く予定でございます。

○19番（松尾公裕君）

それじゃあ、5月ごろに行くということでありますので、5月ごろにはぜひいい結論を出していただきたいと待っておりますので、よろしく願いをしまして私の質問を終わります。

○議長（成田 浩君）

次に、7番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔7番坂口洋之君登壇〕

○7番（坂口洋之君）

本日最後となりました。私は、社会民主党の地方議員として暮らしと平和、雇用を守るそういった観点から質問をいたします。

1点目でございます。消費者生活相談機能の充実と市民が相談しやすい環境について質問をいたします。

2009年に消費者庁が発足され、近年自治体においても消費者生活相談機能の充実が図られております。本市でも、平成19年度より消費生活相談員が配置され、消費者行政の充実が図られております。

鹿児島県は、高齢化率が全国9位であり、高齢者の一人暮らしの割合が全国1位であります。さまざまな課題問題を一人で悩むケースが多いためでございます。困ったことがあれば、行政の範囲内で相談に乗る体制は大変重要でございます。

では、以下の観点で質問をいたします。

1つ目は、本市の消費者行政の基本的な考え方や相談件数、相談内容、事例、解決方法についてどのように取り組んできたのか。

2つ目は、振り込め詐欺の市内の被害状況と啓発の取り組みはどうであるのか。

3つ目は、消費者生活相談員の勤務体制、雇用、労働条件はどうであるのか。

4つ目、高校生、中学生への消費生活に関する教育、講話等は取り組んでいるのか。

5つ目は、多重債務者の相談件数と、解決方法についてどのように取り組んでいるのか。

2点目でございます。川内原発から海に排出されます温排水の影響について質問いたします。

2月3日付朝日新聞朝刊に、温排水公表域より拡散しているのではないかとという新聞記事の報道がなされました。九電の報告では、温排水は2キロ以内との県への報告であり、朝日新聞の報道では3年間の調査で、少なくとも7回以上温排水の影響が5キロ前後の水域に達しているのではないかとという報道でありました。

本市の海域は、通常であれば距離的には問題ないと思いますが、市民から江口漁協の漁業域では問題はないのかというご指摘がございました。本市の海域温度に異常はないと考えてよいのか。

2つ目は、温排水の上昇があることによって漁業へ心配される問題はないかと、どう考えてよいのか。

3点目でございます。雇用が依然として厳しくなっております。有効求人倍率も、県内においても0.4倍と厳しい上に正社員の雇用が厳しく、非正規性労働者として働かなければならないというそういった現実がございます。そういう観点でお尋ねいたします。

江口浜荘が40年近い歴史をこの3月閉じることになりました。指定管理者制度の中で、3年7カ月前に株式会社イシタケが運営されることになりましたが、老朽化と厳しい運営の中で今回の建て替えとなります。閉鎖される江口浜荘の雇用について、今後どのように

考えてよいのかお尋ねいたします。

2つ目は、4月から吹上管理公社のゆーぷる吹上が、指定管理の委託先の変更により民間業者であります総合人材センターに移行されます。正規職員、嘱託職員、パートの雇用労働条件についてどのように考えているのかお尋ねいたします。

3つ目は、吹上管理公社ができた経緯と今後の管理公社の運営を市としてどのように考えているのかお尋ねいたします。

4つ目は、4月から市民病院が診療所、北保育所が民間保育園に移行されます。正規職員の配置などの基本的な考えと、配置換えについてどのように考えているのかお尋ねいたしまして、1回目の質問終わります。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を14時10分といたします。

午後2時00分休憩

午後2時10分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の消費生活相談機能の充実と市民が相談しやすい環境についてのご質問で、その①でございますけど、昨年9月に消費者庁が発足し、平成21年度から3年間を消費生活相談体制の強化月間と位置づけ、地方消費者行政の強化のため各都道府県に基金が創設されましたので、本市もこの基金による補助事業を活用して、相談窓口の充実、啓発事業の強化、相談員のレベルアップ等に取り組んでいるところでございます。

相談件数につきましては、平成20年度が146件、21年度2月末が108件で、相談内容は平成20年度実績で訪問販売が29%、多重債務が23%、SF商法が

11%、携帯電話の有料サービスが11%などが主なものでございます。

相談事案の解決方法につきましては、消費者と事業者の交渉が円滑に行われるように消費者の申し出を取り次いで交渉したり、クーリングオフの仕方をアドバイスするなど、助言・援助・調整の「あっせん」を行っております。

②番目でございます。鹿児島県警によりますと、県におきましては、前年より6件増の104件が被害に遭われたというふうにお聞きしております。日置市内においては、これまで警察への被害届は出されていないとお聞きしております。

振り込め詐欺の啓発につきましては、高齢者クラブなどを対象とした出前講座でパンフレットやDVDを活用して被害に遭わないよう注意を促しているほか、広報紙では平成20年度に2回、21年度は2月号に掲載しております。

このほか啓発活動といたしましては、平成21年2月にタイヨー伊集院店とブラッセだいわ伊集院店の店頭におきまして、伊集院中学校と城西高等学校のサッカー部員、振り込め詐欺防止相談員、高齢者クラブ、地域安全モニターなど、各種団体が参加した「振り込め詐欺撲滅ジョイントキャンペーン」が行われ、さらに、平成21年10月の全国地域安全運動の一環として、日置地区防犯協会が主催して、地域安全モニター、少年補導員、ボランティア団体などが参加した街頭キャンペーンで、振り込め詐欺の撲滅を目指した啓発の取り組みが行われております。

③番目でございます。本市の消費生活相談員につきましては、平成19年7月から非常勤職員として1名採用しており、現在の勤務体制は、午前8時30分から午後5時までの7.5時間、1カ月に18日の勤務体制となっております。

雇用条件につきましては、賃金支給で、社会保険、雇用保険に加入して、労働基準法に基づく年次有給休暇を付与しております。

④番目は教育長のほうに答弁させます。

⑤番目でございます。多重債務の相談件数は、平成19年度が22件で相談件数の17%を占め、20年度が23件で16%、21年度が2月末で22件で20%と、毎年同様の相談が寄せられております。

多重債務の相談を受けた場合は、何社から幾らぐらい借り入れているか、返済の状況、相談者と配偶者の収入、家が持ち家か、また、納税の滞納があるのかなどの聞き取りを行い、「任意整理」「特定調停」「自己破産」「個人再生」の4つの債務整理の方法と、過払い金が見込まれば過払い金返還請求訴訟について説明をしております。

2番目の川内原発からの海に出る温排水の影響について。川内原子力発電所から排出される温排水の影響につきましては、平成22年1月28日に開催された原子力安全対策連絡協議会の会議概要によりますと、平成21年度の春と夏の調査結果として、温排水の拡散範囲は、放水口の周辺に限られており、また、流域や周辺海域の海生生物の出現状況についても、過去の調査結果の変動の範囲内である旨の報告がなされておりますので、本市への影響はないかと考えております。

また、漁業への影響につきましては、江口漁協、吹上漁協に問い合わせをしましたところ、今のところ漁師の間で話題にはなっていないということでございます。

3番目の雇用が厳しい中での本市の公共施設で働く職員の雇用についてということで、その①でございます。江口浜荘は民設民営による建てかえを行うため3月末で閉鎖しますが、指定管理者が雇用しております従業員の中には、4月以降働き口がなくなる従業員が多いことなどから、従業員を募集している情

報を商工観光課で集めまして、東市来学校給食センターや吹上砂丘荘、いちき串木野市の吹上浜荘と市来ふれあい温泉センターなどを紹介しましたので、その仕事を希望される方は、各自で必要な手続を進めている状況でございます。

②番目でございます。昨年行われました指定管理者公募説明会で、現在の体制で4月以降も雇用の継続を要請しており、新しい指定管理者の方でもできるだけ従業員全雇用を目標に調整を進めていると伺っております。労働条件につきましては、労働基準法及び各法令等を遵守していただくこととしております。

③番目でございます。旧吹上町が設置した施設及び町有林の管理運営について町から委託を受け、効率的に財産の管理及び施設の目的を達成するために、市民により充実したサービスを提供し、市民の福祉の増進と行政運営の向上に寄与することを目的といたしまして、平成8年3月に設置されております。

主な事業は、旧吹上町が設置した施設及び町有林の管理運営に関する事業、一般廃棄物に関する事業、施設を媒体とする市民福祉の向上のための事業、その他公社の目的を達成するために必要な事業の4事業を行っております。今後の管理公社の運営につきましては、22年度中に見直しを含めて検討をしていきたいというふうに思っております。

④番目でございます。市民病院の診療所や保育園の民営化につきましては、行政改革を進める上で、それぞれ「あり方検討委員会」でのご意見などこれまでの検討経緯を十分踏まえ、事業の効率化と定員管理に基づいた適正な人員配置となるよう努めてまいりました。そこで、民営化等への移行においては、対象職場の職員への事前説明をはじめ、配置転換希望者については個人の意向を尊重して行っていきたいと思っております。

以上です。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

高校生・中学生への消費生活に関する取り組みについて回答いたします。

中学校では、技術・家庭科の「わたしたちの消費生活と環境」という単元で、商品の選択や購入の仕方、消費トラブルの解決方法、消費者を守る仕組みなどについて学習しております。また、インターネット上のルールやマナーなどの情報モラルも学習するとともに、情報社会の安全性についても学習いたしております。

また、社会科においては、「わたしたちの暮らしと経済」という単元で、消費と貯蓄、消費者の権利と保護などについて学習し、キャッチセールスや通信販売、ネット・オークションなどで起こっている契約上のトラブルの対処方法についても学習いたしております。

高等学校におきましては、家庭科や公民、消費者講座等の授業の中で、教材として消費生活に関する学習を行うこととなっているようであります。また、警察や携帯業者と連携し、キャッチセールスや通信販売、ネット・オークションなどで起こっている契約上のトラブルなど具体的な内容の講習会をとおして、生徒・保護者の啓発に努めるとともに、日ごろからインターネット上のルールやマナーなどの情報モラルについても指導していると聞いております。

○7番（坂口洋之君）

今答弁をいただきました。答弁に対して再度質問をいたします。

昨年9月に消費者庁が誕生いたしました。2004年、消費生活相談の相談が一番多く、当時で3万8,000件でありました。そして今、消費生活相談も年々減少しまして、現在、鹿児島県内で年間1万8,000件と言われております。相談件数が減少すると同時に国から地方に対する消費生活関連の予算が

半減しているという、そういった現実があります。そういった中で消費生活相談員の雇いどめの問題点もございましたが、消費者庁が誕生いたしまして、この3年間、消費者行政活性化基金ということで消費者行政の充実が期待できます。そういった観点で質問をいたします。

市役所というのは、生活をする上でさまざまな問題を何でも相談する所と書きます。市役所とは市民にとって役に立つ所と書きますが、まずそのように認識してよいのでしょうか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的には市役所のほうは行政サービスをする、提供をする場所であるというふうに思っております。それぞれ市民の皆様方がいろいろお困りになったことにおきます相談業務の中におきまして、この市役所窓口で全部解決するということは大変難しい部分であるというふうに思っておりますので、それぞれにつなぎをしていく場所であるというふうには思っております。

○7番（坂口洋之君）

先ほど市長が申したとおり、市役所というのはつなぎをするに当たって大変重要な施設だと思っております。消費者庁が発足しましてホットラインが開設されております。先週の南日本新聞の社説の中においても消費者行政の役割の大切さと地方の自治体の消費者行政がまだまだ整備がされていないという、そういった社説が掲載されておりました。これまで国の消費者行政への取り組みへの見解と、今後、活性化基金が3年間ということ聞いておりますが、行政の長として国へどのように望んでいるのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的には今後国の施策の中におきまして、やはりそれぞれ地方団体におきます財政的な助成をしてほしいというふうに思っております。

す。また、本市におきましても相談業務を大変幅広くございまして、若干専門的な知識を要する方であれば対応が大変難しいというふうに思っております。だれでもできるわけではございませんので、やはりそういう人材確保をするにはやはりある程度の財源措置をしていかなければここが難しいと思っておりますので、ぜひ国のほうにこのような財源の確保ということを要望していきたいと思っております。

○7番（坂口洋之君）

今後とも自治体の長として消費者行政の充実に努めて国などへの要望を続けていただきたいなと思っております。

消費者生活相談の関するトラブルがあってもいざ相談するとなると内容によっても関係しますが、相談すべき方の全体の3分の1しか相談をされていないという、そういったデータもあります。市民がいざ相談したくてもまだまだ行政は敷居が高いという、そういった思いの高齢者もいるのも現実でございます。市民からさまざまな問い合わせや相談について、市長自身どのような姿勢で取り組むべきだと考えているのか、また、市長は職員に対してさまざまな相談についてどのような指導をしているのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的にはその問題解決を急がず、やはりそれぞれの方々がどういうお悩みをしているのか、私はまず最初聞くことが大事であると。やはりそういうふうにして胸にいっぱい抱えておくことにおいて、だれかにそういう話をしたいという気分はたくさんあられるというふうに思っておりますので、職員にいたしましてもそういういろんな専門知識がない部分がございますので、やはり即答、回答というのは大変難しい部分がございますので、やはり最初じっくり聞いてあげる、そういう姿勢の中で臨んでいくべきであるというふうに思

っております。

○7番（坂口洋之君）

私たち議員も日ごろから市民の方からさまざまな相談を受けます。とにかく市民の方はまずどんな問題であってもまず聞いてほしいというのがそういった願いです。市長が先ほど述べられたとおり、まさに聞いていく姿勢が大変重要ではないかと私も感じているところでございます。

消費生活のトラブルは決して他人事ではございません。私自身、家族が知人に保証人の名義貸しをして逃げられて数百万という負債を抱えたことがあります。そのとき私の家族の中の年下の弟であったんですけども、学校を卒業して社会人になって、消費生活に対するさまざまな認識がないうちに安易に名義貸しをしたということでそういった問題というのがありました。これまでも消費者庁の設置、ホットラインの開設、広報紙等で消費生活相談のトラブルに関して啓発などを実施しておりますが、消費生活について市民は正しい認識をしていると思われませんか。例えば、消費生活相談の多いと言われる高齢者はどうなのか、若者はどうなのか、本市の消費生活行政について課題は何であるのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

特に高齢者の皆様方がこういう機会に遭遇というのが多いようであります。特に私ども行政におきましては啓発活動といいますか、いろいろとパンフレットとかいろんな広報紙等も出します。出すことは出しますけど見てもわからない部分もいっぱいあるのかなというそういう認識もしております。一番いいことはやはりそういう場面にいろいろと出向いて行きまして、いろんな会がございまして、高齢者の会がたくさんございまして、そういうところで10分でも5分でもこのことにつきまして絶えず継続的にこのことをやってい

かなきゃならない。ただ1回行って終わるといふことじゃなく、やはりいろんなまたクレームをつけるようないろんなところが起こってきますので、やはりいろんなことに気をつけるためにはいつも継続しながら、やはりそういう団体の会合の中でお話をしていくことが大事であるといふふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

まさに継続的な啓発によって住民の意識を高めることが大変重要ではないかと私は感じているところでございます。先ほど消費生活相談の相談件数の答弁がございました。平成19年で22件——平成19年、20年で146件、平成21年で108件といふことで今年度は今のところ昨年比べてやや少なくなっていると思っております。先ほど述べたとおりに相談件数の鹿児島県のピークが2004年の3万8,000件と言われております。昨年度が1万8,000件といふことで減少傾向にあります。本市も消費生活相談の相談件数というのは年々減少しているといふことで理解していいのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

このことにつきましては今数値であらわれている形でございます、実際はまだまだ私はたくさんあるのかなど。特にご高齢の皆様方はそうして自分の失敗といふような話もしたくないといふ部分もあられるといふことで、実際はこれ以上の中でのいろんなトラブルが起こっているといふことは十分認識していかなくちゃならないと思っております。これは本当に一端の中であらわれてきた若干の減少といふことでございますけど、やはり今後におきましてはいろいろと市民の皆様方の中で消費生活におきますトラブルといふのはあるといふふうに思っておりますので、減ったから安心していろんな対策をしていかないといふことじゃなく、今後も継続的にこのことについてはいつも啓発活動といふのはしていくべ

きであるといふふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

数字的には確かに減少しておりますけれども、鹿児島県はひとり暮らしの方が非常に多くて、最近が高齢者になりますと近くに相談できる方がなかなかいないといふことでいろんな問題を抱え込むような、そういったケースがありますので、積極的な取り組みをぜひ実施していただきたいと思っております。

地方消費者行政活性化基金が創設されました。消費生活相談に取り組む自治体に3年限定で予算措置されております。日置市でも来年度予算に関して活性化事業補助金を活用し、職員の人材育成、啓発、相談なども予算化され大変評価できます。鹿児島県の消費者行政活性化計画が出されております。日置市も含めて各自治体の消費生活相談の充実の計画が示されています。日置市も消費者行政の方針が4点、取り組む目標が3点示されております。施設の中に啓発活動、出前講座の充実の強化がうたわれております。消費者トラブルを防ぐには啓発と住民意識の向上が大変重要であります。出前講座に関しては私が調べたところ平成20年が24件、平成21年が11件といふことをお聞きしております。今年度はなぜ減少しているのかお尋ねいたします。

○商工観光課長（鉾之原政実君）

平成20年度は公民館長研修会や広報を通じまして活用の案内をしましたところ、団体としまして自治会、高齢者クラブ、いきいきサロン、地区公民館、女性連絡協議会、社会福祉協議会等の団体を対象とした講座を開催していただきました。この20年度につきましては相談員が講座をするといふことが実質20年度からが中心になりましたので周知をしたといふふうに考えております。

なお、21年度の講座件数は数としては減少しておりますが、20年度と同じ団体とい

うのは1団体だけ、伊集院高齢者学級だけが同じ団体でございました。そういう意味では21年度の残りの団体につきまして初めて取り組んでいただいたということで、地域ごとのそういったいろんな取り組みについて各種会合で時間を割いていただいで少しでもそういった話を聞いていただくということが大切であるというふうに考えておりますので、引き続き啓発あるいは案内をしていきたいと思っております。

○7番（坂口洋之君）

先ほども申したとおり継続的な啓発でございます。鹿屋市は消費生活相談のプログラムの中で具体的に出前講座の地域開拓を進めるという計画がございます。学校、町内会、老人クラブなど等と明記されております。補正予算においても出前用講座機器教材の購入もされております。——すいません、補正予算ではなく出前用講座機器教材の購入もされております。どのような成果があったのか、また、出前講座においても開拓ということを積極的に取り組んでいくべきではないかと思っておりますが、その点の考え方をお尋ねいたします。

○商工観光課長（鉾之原政実君）

啓発の機器につきましては、主にはプロジェクター、それからDVDを再生するためのパソコン、これらを中心としまして、これまで講座で出向いた場合にその会場にテレビがないというようなこと、それからテレビはあってもビデオがない、あるいはもちろんDVDの再生の機器もないというようなことがありましたので、少なくともそういった研修の機会にDVDを再生して、やはり目で見ていただいで学んでいただくということが大切というようなことで、今回導入しました機器等を十分活用しながら今後もそういった研修に——講座に生かしていきたいというふうに考えております。

○7番（坂口洋之君）

再度質問をいたします。先ほど平成21年度の啓発の状況について説明があったと思いますが、平成22年度の啓発について具体的にどのような計画があるのかお尋ねいたします。

○商工観光課長（鉾之原政実君）

広報紙のほうで、従来、年2回ほどの特集を組んでやっておりましたが、これを倍の4回、それから随時の啓発としましてはお知らせ版を活用しまして啓発に努めていきたいというふうに考えております。それから、いろんな自治会研修会等もございますので、そういった中で先ほどから話があります出前講座等の活用というようなこともぜひ取り組んでいただきたいということでご案内したというふうに考えております。

○7番（坂口洋之君）

先ほど1番議員からも似たような形で啓発の充実の質問がありましたけれども、やはり消費者行政に関することについては通常の市お知らせ版も含めて再度十分な啓発を進めていただきたいと思っております。

相談する人は内容によりますけれども、だれにも知られたくない、家族にも知られたくないというようなそういった精神的な心理がございます。消費生活相談室も余り人の出入りがいない所を望んでおります。今回、相談室を設置するという事で予算化されております。大変高く評価しております。相談室を設置するその成果についてどのような形で期待しているのかまずお尋ねします。

また、本市の消費生活相談については、さまざまな形で電話相談があると思います。先進的な自治体、また、日置市と同規模的な自治体においても、より消費生活相談をしやすい環境をするということで消費生活相談の専用のホットライン、専用電話を設置しているところが多いと聞きます。現在、日置市は一度日置市役所へ経由しながら相談員に電話が

交換されるという状況であります。日置市も専用電話、専用ダイヤルの設置をするべきでないかと私は考えておりますが、その辺についての市長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今回相談室を設けまして対応していきたいというふうに考えております。ご指摘のこの回線の問題でございますけど、このことについては十分まだN T Tとも話をしていかなきゃならないことであろうかというふうに考えておまして、今の中でもそれぞれ相談する中には十分足りる部分もあるというふうに思っております。特に社会福祉協議会のいろんな相談業務という、心配事相談、消費者だけでなく私はやはりいろんなことでいろんな悩みを持っていらっしゃる方が多いと思っておりますので、特に行政だけでなくいろんな民生委員の皆様方いろんな中でお互いにどういう情報を共有し、また、プライバシーという部分が大変多くつまとう部分がございますので、ここあたりの配慮というのもしていかなきゃならないというふうに考えておりますので、今後十分相談業務ができるような体制はとっていききたいというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

時間がないので次のほうにまいります。教育長にお尋ねいたします。日置市の小学校、中学校でお金に関する教育、また、消費生活に関する教育も取り組まれていると思っております。昨今1月にいちき串木野市の串木野高校では市の消費生活相談員が出張出前講座で、生徒の前で卒業前の生徒だと思っておりますけれども消費生活に対する正しい認識をするための出前講座をされました。本市でも職業系の学校が幾つかあると思っておりますけれども、今後そういった職業系の学校を中心に社会教育の一環で消費生活相談の教育をするような、

そういったことを私は提案したいと思いますけれども、その考えについて教育長はどう思われるかお尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

具体的に高校のことは私もちょっと管轄外でございますけれども、先ほど申し上げましたように、この消費者教育につきましては小学校での家庭科、それから中学校の中では技術・家庭科の中でも具体的に、例えば携帯電話のワン切りとかクーリングオフとか、ほとんど今私どもが問題にしているような大まかなことについては教科の中で指導いたしております。

先ほども7番議員からもありましたとおり、今、高校もほぼ、全入というぐらいの100%に近い子供たちが高校に行くわけですので、高校からやはり出るときにきちりとしたそのような消費者教育の具体的なやっぱり講演等、講演会でも何でもして具体的にやっぱり指導することは非常に大事だと思います。したがって、中学校の段階、小学校の段階でそこまでする必要があるのかどうかということについては私もまだ校長会の中で意見も聞いてみたいと思うんですが、一応教科の中では一とおりの情報教育についても指導いたしておりますので、就職にかかわる高校という時代は大変大事な時期じゃないかなと思っております。

○7番（坂口洋之君）

高校を卒業して社会に進む生徒もたくさんいらっしゃいます。そして若いうちに消費生活に対する認識が薄いためにお金のトラブルというのは特に若い世代非常に多いですので、今後とも若い世代の消費生活への知識を高めるための教育の充実をぜひ要望したいと思っております。

学校現場における消費者教育、お金や商品購入、携帯電話の利用に関連します子供たちへの消費者教育について市として教職員に対

してどのように指導しているのか、また、教職員は正しい認識をされているのかお尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

教職員がどのような認識しているか私もはっきりわかりませんが、教科の指導として小学校の教員であれば先ほど申し上げたような小学校で指導することは理解はいたしております。ただ、今小学校の中で具体的に消費者教育に直接関係のあるのは余りお金を持って自分で買い物することがほとんどないわけですので、ただ、携帯電話等の長くたくさん使い過ぎて保護者が何万も支払わなければならないという、そういう状況はときどきあるようではございますが、そのほかについてはほとんどございません。先ほど教職員も今私が申し上げましたように一般的なそういう新聞の報道とかあるいは教科で指導する内容、そのあたりのことには十分わかってはいると思っております。

○7番（坂口洋之君）

先ほどの質問したことについて関連いたします。鹿児島市では、本市でも活用されております消費者行政活性化補助金を活用いたしまして本年度から夏休みに小・中・高の教職員、延べ160人に対して、児童生徒に向けての指導する立場から消費者行政の正しい知識を得る講座を開設いたします。本市でも消費生活相談員がいるわけでございます。子供たちに指導する中で職員向けの指導を検討してはよいのではないかと私は感じておりますけれども、そこら辺の考え方について教育長に再度お尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

先ほどちょっと申し上げましたが、私も子供たちに指導する際に教職員が指導を受けて指導するまでのことなのか、内容的にですね、その問題については校長会等で校長等に学校の状況あるいは子供の状況、それを十分聞いて、

必要であればそのような対応を求めないと思っております。

○7番（坂口洋之君）

ぜひ今後検討課題として取り組んでいただけたらと思っております。

多重債務の問題について、市長にお尋ねいたします。サラ金の利用者が1,000万人と言われております。多重債務者が200万人と言われておりますが、最近過払いのCMをあっちこっちで聞くとお思いますけれども、多重債務もかなり減りまして100万人を割り込んだのではないかと、そういった指摘もあるわけでございます。これまで日置市ではサラ金、ギャンブルを原因とする汚職事件が発生いたしました。職員に向けて多重債務等の教育は市として十分されていると思っておりますが、職員は十分多重債務の問題について正しい知識、認識をされていると思っておりますが、借金やギャンブルを起因とするさまざまな問題は今後起きないと思われませんか、その点についてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

職員につきましても私は常識ある一つの職員であるというふうに思っております。いろんな中におきまして、そういうギャンブルに入ったりいろんなものをした人もおったというふうには認識しております。やはりこれは公務員としても人間としてどうあるべきかというのはやはり一人一人が自覚し合わなければならないと、そういう人間でなければやはり公務員としてやはり人をいろいろ指導していく立場の者じゃないというふうに感じております。やはりそれぞれ課長会におきましてそれぞれの職員等につきましてはこういう事例等を含めた中におきまして、やはりいつも注意をしていかなきゃならないことは注意していきたいというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

6月から貸金業法の改正がされます。総量

規制が始まりまして年収の3分の1以上については貸し出しができない、そして専業主婦が借りられなくなるということです。多重債務者がなくなる一方、お金が借りられなくなることによって破綻したり夜逃げや自殺があるのではないかとこのように指摘もあります。自治体においてもサラ金が3分の1以上の所得の方が借りられなくなることによって税の滞納や保険料の未払いがあるのではないかとこのように指摘もあります。本市にとって貸金業法の規制によってどういった影響が予想されるのかわかる範囲内で説明を願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

特に今回法律で変わる部分がございますけど、基本的に私は個人的でございますけど、やはりこういう規制というのは、やっていくべきであろうというふうに思っております。やはり高利な形の中で借りてそれを運用してみても何とんでもこれは雪だるまで膨らんでしまうというふうに思っておりますので、こういう法律の改正の中で制約ができればいいというふうに思っております。本当にどうしても借りなきゃならない方につきましてはまたそれぞれの手順を踏んだ中でいろいろとまた相談していただければいいのかなというふうに思っており、この中でどういう影響が出てくるのかちょっと私のほうも今のところは見当はつかないというのが状況でございます。

○7番（坂口洋之君）

市長はさっきの答弁で、これはよいのではないかとこのことを言われておりますけれども、きょうのNHKのニュースでこの貸金業法が規制が始まりますと特に商工業者にとっても大きな影響が出るのかというこういった報道もされました。国もセーフティネットについて今検討されているようでございます。市長として今後国にどのような形でセーフティネットの充実を図ろうとされているのか、

また、そういったことについて国に対してしっかりと要望するべきではないかと思いますが、その点についての見解をお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

本市におきましても先般改正貸金業法の早期施行等における意見書等も可決していただき、国のほうに送付するというふうに可決されたようでございます。特に国におきましてもセーフティ貸付の充実につきましては、やはり十分な対策をとっていくよう私どもも要望していきたいというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

次の川内原発の温排水の影響について質問いたします。

2月3日付の朝日新聞に温排水の影響についての記事が掲載されておりました。市長自身、まずこの記事について読まれたか読まれてないかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

その当時は読みませんでしたけど、先般打ち合わせをするときに読ませていただきました。

○7番（坂口洋之君）

1秒間に107立方メートルの水を原発として吸い取って、そして300度の高度のタービンを冷却し7度の温度で海に流されるのが温排水と言われております。本来ならば2キロより手前の所が温排水でなければならぬんですけども、九電が調査したところによると4.7キロ方面まで温排水が出ているのではないかとこのようにデータもありますが、その温排水については九電サイドは海水の影響とか、また、潮の流れとかという形で報道しております。

お隣のいちき串木野市長は、6月議会の中において、3号機増設で新たに毎秒107立方メートルの温排水が排出されることから海生物の影響について十分評価することが必要であるという発言をしております。江口浜

も直線距離にして20キロ足らずでございます。私は温排水の影響があるのではないかと心配しておりますが、そのことについての市長の見解をお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

九電におきましてはその影響の範囲というのが4キロとかそういう中で言われているというのはお聞きしております。先般いちき串木野市の市長とも話をする中におきまして、まあ、やはり同じ気持ちの中で私どもはやはりそういう申し出ということはしていくべきだという話もさせていただきましたので、市長のこの答弁した、また県のほうに提出されたこういうことも一緒に同じ気持ちの中で県とかまた九電とかの中で申し入れ——話をしていきたいというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

川内原発を増設してほしいという方も、増設に反対という方も、やはり環境調査については十分調査してほしいというのが多くの方の願いでございます。

今、県内15カ所で環境調査の閲覧がされております。日置市として、まず環境調査の結果について十分把握しておるのか、また、その調査の中で江口近海には問題がなかったのか、本市でも調査内容の結果については十分把握すべきでないかと思っておりますが、その点についてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

この結果が出されたということで、このことにつきまして私どものほうで全く今のところは把握しておりません。今後やはりそのような状況の中でそういう調査等も十分資料をいただきまして把握させていただきたいと思っております。特にこのことにおきまして漁協、いろいろと影響はあられるかということでございますけど、十分それぞれの漁協の組合の皆様方ともこのことについては打ち合わせをさせていただいて進めさせていただきた

いというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

今、川内原発周辺を含めてその地域の海の温度が上がっております。地球の温暖化の影響かもしれません。川内原発の温排水の影響かもしれません。それは明確に定められておりませんので原因についてはよくわかりません。

議長に許可を得て私はこのような写真を皆様方に見ていただきます。実は川内原発の前にあります寄田海岸という海岸でございます。そこに年間30頭のサメの遺体が上がっております。そして年間3頭のウミガメの遺体も上がっているようでございます。その原因についてははっきりしておりませんが、日置市内においても温暖化の影響でウミガメなどの遺体が上がっているケース、サメが上がっているようなそういったケースはないのかお尋ねいたします。

○農林水産課長（瀬川利英君）

ウミガメの遺体の関係ですけれども、漁協のほうからはそういうふうな報告は確認されておりません。ただ、鹿児島県が平成20年に調査をした資料によりますと県内12の市町村で年間37頭のウミガメの死体が確認されているというふうに言われております。

○7番（坂口洋之君）

先ほど見てもらったウミガメの遺体は、その周辺でウミガメ監視員の方々が毎日海に行って、そして海岸の状況を見ております。そして写真をその方が細かく撮られているようでございます。その問題点を九電などにしっかり訴えております。やはり周辺の海水の温度が少しずつ上がっていているのではないかと私は心配しております。そういったことを含めて、今後この問題については市として、まず実態把握と環境調査の閲覧についてはしっかり把握していただきたいと思っております。

3点目の雇用の問題でございます。非常に厳しい雇用が続いております。地域を回りましても「とにかく仕事を」という言葉を耳にいたします。本市の雇用について、市長、今現在どのように認識されているのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

本市の雇用の中におきまして、それぞれの企業も話をさせてもらっておりますけど、総体的に雇用がよくなったということは聞いておりません。本当に厳しい状況の中であるというのも認識しております。特に製造業を含めた中におきましても大手のほうは若干という形はお聞きしたりしますが、私どもの地域でございます中小企業等を含めた企業におきましてはそのようなことも耳にしてないのが実態でございますし、また特に小売等を含めたスーパー等におきましてもやはり厳しい状況の中で売り上げが上がらない、その中でどうしても雇用の問題に対しまして雇えることができないとか、そういうものも聞いておりますし、また、建設業におきましてもやはり公共事業を含めた中でやはり雇用の問題が厳しい環境であると。トータルにおきまして日置市の中におきましても雇用状況がいいということではないというふうに認識をしております。

○7番（坂口洋之君）

依然として景気が低迷しております。何とか私たち議員にも責任もありますけれども行政としてもしっかり雇用の充実を図っていただければと思っております。

全国的に指定管理者制度が導入されております。経費削減が叫ばれる中、大手と言われる業者があちこちで入札されていく傾向にあります。その一方で経費削減が叫ばれ、そのしわ寄せが職員や嘱託職員、パートやアルバイトになっているという、そういったようなケースがあります。今回2回目の指定管理者

の募集になるわけですが、指定管理者制度について募集をかけるときに職員に雇用については先ほど答弁の中では原則継続してほしいということと地元からの雇用ということをお尋ねしておりますけれども、もう少し具体的に契約の内容で雇用について提案すべきことがあればお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的には継続する中におきましても、やはり働いている方々を最優先して雇用していただけることをお願いしておりますし、一つは、まだこの指定管理者制度の中で雇用だけの問題じゃなく、やはり経営の理念という中におきましてどう経営をやっていくのか、そこあたりも指定管理者を受けた会社のほうは私はあられるというふうに思っております。そうでなければ経営のまた改善ということも見込めないという部分もございますので、今の現状の中におきましては賃金体系を含めて今の現状の中で雇用してほしいと。その後についてはやはりその人の働きぐあいの中でその会社等にどう認められるか、また、どう対処していくのか、また本人のまた考えのものもあられるというふうに思っておりますので、やはり移行する段階におきましては雇用を最優先してほしいということを指定管理者の中でも十分盛り込んだ中でやっております。

○7番（坂口洋之君）

指定管理というのは3年ごとに更新されます。当然ながら3年後はまた別な会社が受ける可能性があります。そこで働いている人は常に3年ごとにどこの会社か受けるかわからないというそういった状況があります。それは日置市だけではなくどこの自治体でもあるケースであります。

ゆーぶる吹上は現在正社員が4名、嘱託職員5名、パート20名で働いております。若い職員も多く、家族がまだ小さな職員も多いです。嘱託職員も若く4月以降の雇用について

ては大変心配しております。3年ごとに入札で委託会社が決定するのでいつどうなるのかという不安な状況です。吹上管理公社に希望を持って入社したのに3年ごとに運営会社がどうなるかわからない状況は本当に不安だということです。それは会社と職員だけの問題ではありません。先ほど述べたとおり管理公社は旧吹上町時代に行政がかかわってきた会社でございます。4月から新たな会社に移行するわけですが、市としてしっかり職員と委託会社、行政、3つが一体となって雇用について再度十分話し合いをするべきではないかと思いますが、その点についての市長の見解をお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的にこの指定管理者を導入するのは、ただ雇用だけでなく、さっきも申し上げましたとおり経営というのは本当に行政がこういうものを運営すべきなのか、やはりこの原点も一つ入っておりますので、そこあたりも理解してほしいというふうに思っております。議員のは雇用だけの問題の指定管理の中でご質疑があるという形でございますので、やはりそこあたりも十分加味した中で考えていただきたいというふうに思っております。

今回、公社の問題でございますけど、やはり旧吹上町におきましてそれぞれの市の財産も含めた維持管理をするために設立しておいたものだというふうにそれは思っております。その中で今回指定管理者制度の中で公社から人材センターのほうに移行されるということになりました。私ども市といたしましてもさっきも申し上げましたように今いらっしゃる皆様方はやはり全員雇用していただきたいとそういうご要望も申し上げておりまして、先般も人材センターの総務課長と市の総務課長とも、また吹上の支所長等も含めまして話したということでございますので、やはりスムーズに移行ができるよう努めていきたいと

いうふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

質問時間があと1分となっております。

○7番（坂口洋之君）

1分になりました。すいません。職員の配置換えについてお尋ねいたします。

まず、配置換えについて職員からどのような要望、声が挙がっているのか。また、病院、特養ホーム、給食センター、学校主事などの現業職は労基法が適用され配置転換については本人の意思確認はもとより勤務労働条件を変更することにより職員組合との事前協議が必要となります。事前協議は十分にされているのか、今後も配置転換になる部署もあると思うが、事前協議については十分話し合いをされているということで判断してよいのかということをお尋ねいたします。私の質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

今回もいろいろと民設民営化、また指定管理者制度の中を含めた中におきまして、特に現業の皆様方におきます組合との協定、こういう協定がございますので、今後におきましても組合とは十分事前に話し合いをした中で進めていきたいというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（成田 浩君）

以上で本日の日程は全部終了しました。明日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後3時05分散会

第 5 号 (3 月 1 2 日)

議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1	一般質問（2番、4番、14番）
日程第 2	議案第 54号 日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
日程第 3	議案第 55号 日置市公民館条例の一部改正について
日程第 4	議案第 56号 平成21年度日置市一般会計補正予算（第8号）
日程第 5	議案第 57号 平成21年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正 予算（第3号）
日程第 6	決議案第 1号 交通事故防止に関する決議
日程第 7	陳情第 4号 人権擁護法案の成立に反対する意見書の提出を求める陳情書
日程第 8	陳情第 5号 選択的夫婦別姓制度法制化に反対する意見書の提出を求める陳情書

本会議（3月12日）（金曜）

出席議員 22名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	10番	田代吉勝君
11番	大園貴文君	12番	漆島政人君
13番	中島昭君	14番	田畑純二君
15番	西園典子さん	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	長野瑛や子さん
19番	松尾公裕君	20番	佐藤彰矩君
21番	宇田栄君	22番	成田浩君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	住吉伸一君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
総務係長	吉富良一君	議事調査係	家村毅君

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	池上吉治君
市民福祉部長	豊辻重弘君	産業建設部長	中村治君
教育次長	桜井健一君	消防本部消防長	福田秀一君
東市来支所長	小園義徳君	日吉支所長	松山洋一君
吹上支所長	樹治美君	総務課長	福元悟君
財政管財課長	富迫克彦君	企画課長	上園博文君
税務課長	地頭所浩君	商工観光課長	鉾之原政実君
市民生活課長	宮園光次君	福祉課長	野崎博志君
青松園長	田淵裕君	健康保険課長	大園俊昭君
市民病院事務長	平地純弘君	介護保険課長	満留雅彦君

農林水産課長	瀬川利英君	土木建設課長	久保啓昭君
都市計画課長	有村芳文君	上下水道課長	宇田和久君
教育総務課長	山之内修君	学校教育課長	肥田正和君
社会教育課長	馬場静雄君	市民スポーツ課長	芝原八郎君
会計管理者	朴木義行君	監査委員事務局長	石塚澄幸君
農業委員会事務局長	大北節雄君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（成田 浩君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（成田 浩君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、2番、山口初美さんの質問を許可します。

〔2番山口初美さん登壇〕

○2番（山口初美さん）

皆さん、改めましておはようございます。

私は、日本共産党を代表して一般質問を行います。そして、市民の皆さんから私に託された切実な願いや声をしっかりと市政に届けるために、先に通告してあります4点について質問を行います。

まず1点目は、住宅リフォーム助成制度についてです。

今度の3月議会に、串木野日置民主商工会より、住宅リフォーム助成制度の創設を求める陳情書が出されております。

長引く不況のもとで、地域経済を担う中小業者は、経営改善、経費削減など企業努力をし、必死に自らの営業と生活を守るために頑張っています。しかし、中小・零細業者は、このままでは休業、廃業に追い込まれるものが続出することも考えられます。

この住宅リフォーム助成制度は、地域経済への波及効果が1.5倍から3.0倍もあるとして、全国的に注目されています。市民が市内の建設業者に、地元業者に新築、増築、リフォームなどを発注した場合に、その費用の一部、0.5%程度を助成する制度で、上限を20万円などと決めて取り組まれているようです。まちの第2の公共事業として位置づけて、力を入れている自治体もあるようです。

市民にとっても住環境の改善に役立ち、喜ばれています。

また、リフォームをすると、基礎や製材、サッシ、建具、内装などたくさんの業種がかかわってきます。地元業者に仕事をふやし、地域経済も活性化します。市民にも喜ばれるこの住宅リフォーム助成制度を本市でも創設してはいかがでしょうか。厳しい市の財政は十分承知した上での提案です。市長の前向きなご答弁を期待します。

次に、国民健康保険税についてです。

つい先日も、偶然お会いしたある市民の方から、「山口さん、国保税が高いので値下げのために頑張ってください」と声をかけられました。その方は伊集院地域の方でしたので、「伊集院地域は今回は少し下がるはずですよ」と答えました。合併して5年目で、これまで旧町ごとにばらばらだった国保税が22年度で統一されます。後でこの点も説明を求めたいと思います。

国民健康保険は、自営業者や無職の人たちが入る健康保険で、日置市で6,874世帯、1万1,505人が加入しています。この数字は22年度当初予算書に記載されている数字です。

市民は、子供を育てながら、高校や大学の学費も払いながら、場合によっては住宅ローンや車のローンなども抱え、市民税や固定資産税なども負担しながら、やっとの思いで国保税を納めています。これが市民の実態です。収入がふえない中で、いろんな負担が重くのしかかり、生活がますます苦しくなっている市民にとって、国保税引き下げの願いは本当に切実です。

そこで、市長にお尋ねいたします。

まず1点目、国保世帯の平均所得は幾らですか。

2点目、この平均所得に対する保険料負担率は何%になりますか。

3点目、国保世帯の所得100万円以下の世帯は何割ですか。また、その平均税額は幾らですか。

4点目、現在の滞納世帯数、資格証、短期保険証の発行件数はどうなっていますか。

5点目、資格証明書に「病気やけがのときは相談においでください」と明記するべきではないでしょうか。市長はどうお考えですか、お答えください。

6点目、資格証明書の発行は収納率の向上に結びついているとお考えでしょうか、どうでしょうか。

7点目は、医療費削減対策とその進捗状況を伺います。

以上7点についてお答え願います。

次に、3点目の質問は、協議会や審議会の今のありようを見直し、市民参加をもっと進め、本当に市民の声が生かされる市政にすることについてです。

1つ目は、協議会や審議会の日程や協議会の協議される内容等について、市民にどのように現在知らせていらっしゃるのでしょうか。一昨日の一般質問でも同僚議員が質問しましたが、再度確認の意味でお答えいただきたいと思います。

また、委員の選定の仕方についてですが、公募枠を広げるなど、市民参加をもっと進めるべきではないでしょうか。市長のご所見を伺います。

次に、最後の質問は、市や市の公共施設で働く非正規職員の実態と処遇改善策についてです。

非正規職員も、正規の職員と同じように、住民サービスの第一線で働いています。しかし、大切な仕事を同じように担っているにもかかわらず、雇用や賃金、労働条件でたくさんの不安や不満を抱えているようです。次も雇用契約を更新してもらえらるだろうか、何年働いても賃金が同じというのはおかしいなど

という声が聞こえてきます。官製ワーキングプアという言葉もよく聞かれる今日ですが、貧困と格差の是正、均等待遇への接近は社会の流れとなっています。

そこで、本市の市の公共施設で働く非正規職員の賃金、その他の労働条件はどうなっているのでしょうか、お答えください。

以上で1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の住宅リフォーム助成制度をつくる考えはありませんかというご質問でございます。

住宅リフォーム制度には、介護保険法による住宅改修や耐震改修における税制優遇措置、住宅・建築物耐震改修等事業による補助、また高齢者向けの返済特例制度等があります。

ご質問の制度は、住民が建設業者に住宅リフォームを発注した場合、その費用の一部を助成するものと思われませんが、県内におきましては、住民向けの助成は、薩摩川内市を初め、今現在4市で取り組まれております。

特に、今回のこの制度におきましては、地元の業者の育成ということも言われております。私、自分自身もそのような考え方は持っておりますけど、基本的にはやはり財政的な事情もあられるというふうに思っております。

また、本議会におきまして陳情書も出ておりますので、特に議会の皆様方のご審議というのも十分私は尊重していきたいというふうに思っておりますので、議会の中でも十分審議をしていただきたいというふうに思っております。

2番目の国民健康保険税の重過ぎる負担を軽減するべきではないかということのその1でございますけど、21年度の3月補正時点を基準に算定しますと、国保には8,279世帯が加入しておりまして、総所得が約72億9,000万円で計算しますと、平均所得が

88万499円となります。

2番目でございますけど、国保税総額は約10億2,100万円ですので、1世帯当たり負担税額は12万3,402円となります。平均所得が88万499円であることから、保険料負担率は14.01%になります。

3番目でございます。世帯所得が100万円以下については、おおむね7割・5割軽減対象世帯が該当することになります。対象者には3,498世帯が該当し、比率は42.25%となります。平均税額については、おおむね3万5,000円と推計しております。

4番目でございます。2月末時点の滞納世帯数は1,249世帯でございます。資格証明書につきましては現在57世帯、81人に、また短期被保険者証は254世帯、596人に交付しております。なお、資格証明書対象世帯で中学生以下につきましては、国民健康保険法の一部改正に伴いまして、平成21年4月より6カ月間の短期被保険者証を2世帯、3人に交付しております。

5番目でございます。資格証明書の交付につきましては、早目に納税相談においでいただくようご案内しており、その際、病気やけが等による医療機関の受診についてのご相談がございましたら、関係機関と連携をとって対応をしていきたいというふうに思っております。

特に、この「病気やけがのとき相談においでください」ということを明記してほしいということで、この資格証明書の裏のほうにいろいろ注意事項がございますので、まだ空きスペースもあるようでございますので、こういうことにつきましては、今後送付するときには明記してもよろしいことじゃないかなというふうに思っております。

6番目でございます。資格証明書は、長期にわたり国保税を滞納している方について、

納付相談の機会を確保するために交付されるものとされています。このようなことから、保険証の更新時期に納税相談を実施し、滞納者の実情を聞くことのできる機会ととらえ、自主納付を働きかけています。

なお、対象者には、これまで督促状を発し、文書や電話等による催告、臨戸など納付の機会確保を行っています。資格証明書の発行は、自主納付への強い動機づけとなっていると考えております。

7番目でございます。医療費の適正化対策につきましては、「元気な市民づくり運動」や特定健康診査・保健指導など8つの事業を中心に取り組みを進めているところでございます。

その主な取り組みの進捗状況でございますけど、「元気な市民づくり運動」につきましては、本年度は、市内26の全地区館におきまして「地区公民館健康づくり活動委託事業」も実施いたしております。特定健康診査・特定保健指導につきましては、2月末現在の特定健診実施率は18.5%、特定保健指導実施率は74.3%となっております。また、医療費分析につきましては、それぞれの地域の疾病傾向の状況把握を行うため、保健所を交えた医療費分析の協議を3回ほど行っております。

3番目の協議会、審議会の今のあり方を見直し、市民参加をもっと進め、真に市民の声が活かされる市政にするべきではないかというご質問でございます。

その1でございますけど、本市における審議の状況を明らかにし、市政に対する理解と信頼を確保し、市民参加による公正で開かれた市政を一層推進することを目的として、審議会等の会議の公開に関する基本方針を定めております。本規程におきまして、会議開催の周知については、会議を開催するに当たっては、原則として当該会議の開催日の1週

間前までに市役所掲示等にも掲載しておりますし、また広報紙、お知らせ版等でも、今後早目にお知らせをしていきたいというふうに思っております。

2番目でございます。協議会、審議会を設置については、幅広い市民の意見を反映するため、市民、関係団体、専門的な知識を有する方から意見を必要とするときに設置しております。

委員の選任に当たっては、協議会等が公正に運営され、その機能が十分発揮されるよう、委員の一部を公募により募集しております。この公募については、市行政の意思形成過程に市民が直接参加する機会を確保するためでございます。また、このことにつきまして広報紙、またお知らせ版におきまして早く募集もやっていきたいというふうに思っております。

4番目でございます。市や市の公共施設で働く非正規職員の実態と処遇改善対策ということでございます。

現在、市で雇用している非正規職員の賃金につきましては、基本的に鹿児島労働局が示す県最低賃金を上回るよう設定し、その他、介護支援専門員、レセプト点検員、保健師、看護師、特別支援教育支援員、教育相談員、体育施設管理人など、いわゆる資格や専門職におきましては、近隣市の比較及び各職種間での均衡を考慮した上で賃金を定めており、資格相当の待遇を考えて賃金体系をしております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

3問目の協議会、審議会等の件の1番目でございますが、教育委員会における各種委員会につきましては、その設置目的がある一定、専門性のある事項を審議する場合はほとんどであり、委員選出に当たってはその関係する

団体、関係者の方々より選出していることから、委員会開催のお知らせや協議内容は関係委員にお知らせしているところでございます。今後、広くお知らせする必要がある場合は、お知らせ版、ホームページ等を利用して広報していきたいと考えております。

2番目ですが、委員会の設置目的により、広く意見を求める必要がある場合は、パブリックコメントの制度を活用いたしております。教育委員会の各種委員会等での公募枠の導入につきましては、今のところ考えておりませんが、必要であれば検討してまいります。

4番の非正規職員の質問につきましては、市長が答弁いたしましたので割愛をさせていただきます。

○2番（山口初美さん）

それでは、住宅リフォーム助成制度で再度お尋ねをいたします。

議会に陳情が出されているので、その審議の内容などを見守りたいというような市長のお考えだったかと思えます。

住居の整備などにあわせて、家具や家電製品、調度品などの購入も行われるわけですね。それで、経済効果というのはもっと本当に大きくなるということが予想されますし、固定資産税とか市税などの増収もこのことによっても見込まれると、わずかであるかもしれませんが、そういう市の税収も上向いてくると考えられます。この点、市長はどうお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

一般的な公共事業を含めまして、大変こういう予算的な軽減していかなきゃならない時期の中で、特に今私が考えているのは、やはり地元の業者ということを実際にいろんな分野の中で考えております。

その中で、やはり地元の業者であっても、公共施設等、これは資格審査というのが必要でございますので、今おっしゃいましたよう

に、そういう資格審査を持ってない方をどうするかということで、市のほうにおきまして、やはり地元の業者の育成ということで、小規模の形の中でも、やはり大工さん、建具屋さん、そういう資格のない方でもやはりいろいろと携わっていただきたいということで、そういう市の独自の中でもそういうこともやっております。

そういうことを含めまして、今おっしゃいますとおり、少しのリフォーム等を行えば、地元に戻元できるというのは十分わかってはおりますけど、何しろ個人財産の部分につきましてどれだけしていけばいいのか、ここあたりがですね。公共施設の場合はある程度の評価というのができますけど、個人財産に対しますそれだけの投資というのをどうしていけばいいのか、地元の育成というのはわかりますけど、ここあたりのバランスというのを十分考えていかなければ、大変限りない形の中でいろいろと予算も拡大していきますので、ここあたりをまた議会の中でも十分ご審議をし、議会の中で結論を出していただければ、私もそのことに対しまして十分尊重して、実施の方向になればやっていきますし、ちょうど今同じ時期に議会の中で審議をしている中で、今私のほうからそういうする、しないという答弁は控えさせていただきたいと思っております。

○2番（山口初美さん）

議会のほうも、きょうの私の一般質問のその市長の答弁を見ているわけです。ぜひこのこともご理解いただきたいと思いますが、今市長がおっしゃいましたけれども、日置市でプレミアム商品券を20年、21年発行しましたね。この商品券は1割のプレミアムをつけて、その買い物をしていただくというような、こういうことだったわけですが、この経済波及効果が一体幾らだったのかわかりませんけれども、これと比べても、この住宅リフ

ォーム助成制度のほうが比べ物にならないほど効果があると私は考えるんですが、市長はどうお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、このプレミアム商品券のものとこのリフォームをする部分、基本的にさっきもちょっと申し上げましたですけど、これは個人財産である。この個人財産をこういう公的な資金を入れてどうするのか、そこあたりの部分をやはりきちっと整理をしていかなければならない。今おっしゃいましたとおり、経済効果というのは、ある程度の予算を発行していけば、いろんな方々に波及効果は起こってくるというのは十分私も認識しております。

このプレミアとこの今回の住宅の個人のリフォームをするというのは、若干またいろいろと趣旨が違うのかなというふうに考えております。ここあたりも十分いろいろと幅広い形の中で設定をしていかなければならない。先ほど申し上げましたとおり、県内で実施している市もございますけど、やはり私も、本当の日置市としてどうあるべきかというのは、他のところもあるということは思いますけど、十分論議をする必要があるというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

今、実施している自治体では、まちの第2の公共事業というような位置づけでやるわけです。市民も、本当に不景気だし、将来も不安だし、収入も減る一方だし、貯金もないしということで、市民は節約し、切り詰めて暮らしています。その市民のかたく締められた財布のひもをいかにして緩めてもらって、仕事興しにつなげていくか、こういうことだと思うんですが、この住宅リフォーム助成制度が日置市でもできれば、本当に必ず仕事興しにつながると確信しますし、今後前向きに検討していただくことを期待しまして、次の

国保税に移ります。

先ほどいろいろ私の質問に答えていただきまして、本当にこの国保税の負担が重いというのが改めてわかるわけです。本当に市民は高い国保税を何とか払い、病気になったら医療費の3割を自己負担しています。こんな高い負担の国は日本だけなんです。国保税払えば、医者に行く金はなしというのが市民の実態であります。

払いたくても払えず滞納すれば、正規の保険証が発行されず、資格証明書が発行されていますが、これは病院の窓口で10割の医療費を払わなければなりません。このような制裁措置が国から言われて、日置市でも実施されているわけですが、先ほど収納率の向上に役立っていますかという質問には、きちんとしたお答えはなかったと思いますが、資格証明書の発行はふえても、国保税の収納率は下がっているのではないのでしょうか。この点いかがですか。

○市長（宮路高光君）

資格証明書を交付する時期におきまして、大変収納率が下がっているという見解もあるかもしれませんが、私は、そのときにやはり相談業務の中で、やはりそういう面談をしていく、率的には大変厳しい言い方でございますので、このような資格証明書を発行せざるを得なくなったという経緯はございますけど、やはり納税者の皆様方と直接に話をし、また市の保険税におきます実態、そういうものもご説明したり、やはりそこあたりの収納率ということじゃなく、やはり資格証明書を発行することにおいて、やっぱり保険税におきます意義といいますか、そういうものも自覚していただける。そういう機会ができるということは、収納率が上がるとか上がらないということよりも、私はこのことが大事であるというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

「資格証明書の発行については、払えるのに払わないということが証明された人以外には慎重に対応するよう自治体にはお願いしています」と厚生労働省が国会で答弁しておられましたけれども、このようなお願いがあったという事実認識はしておられますでしょうか。

○健康保険課長（大園俊昭君）

資格証明書の関係でございますけれども、ただいま議員のほうから話がございましたようなことについては承知いたしております。

○2番（山口初美さん）

ということは、日置市での対応はそうなっているということと理解してよろしいのでしょうか。

○健康保険課長（大園俊昭君）

資格証明書の関係につきましては、日置市のほうで資格証明書の交付要領というのが設定してございます。また、もとになります国民健康保険税法の施行規則の中にも資格証明書の関係については規定をされておりますので、それに基づきまして、現在、資格証明書については交付をいたしているということでございます。

○2番（山口初美さん）

その点は一応理解をいたしました。

次に、先ほども最初の質問で申し上げておきましたけれども、22年度で日置市の国保税が統一されるということをお先ほど申し上げました。これまで旧町ごとにばらばらだった国保税が22年度で統一される。この内容のご説明をお願いいたします。

○税務課長（地頭所浩君）

国民健康保険税の不均一課税ということについてご説明いたします。

平成17年合併いたしました、各4地域、国民健康保険税の税率が異なっていたということがございます。合併特例法の不均一課税を認めるという条項を用いまして、5年後、

平成22年度に保険者として一つの保険税率にしましょうということで、平成17年度から平成21年度まで本則税率に合やすような形で、順次少しずつ上がるところもございませうが、少しずつ下がるところもあるということで、5年間かけて調整をしてきたということでございませう。

以上です。

○2番（山口初美さん）

私も、この資料を見まして、見てみますと、やはり一番高かった伊集院地域だけは値下げになるようですね。その他の東市来、日吉、吹上は値上げになるようなんですけれども、こういう理解でよろしいでしょうか。

○税務課長（地頭所浩君）

その個々の数字を見ていきますと、伊集院地域のほうは下がってきていると、ただ、下がる・上がるという考え方もできると思うんですけれども、一つの保険者としての税率に合わせていきたいと思います。5年間、順次上がる場所もあります。下がる場所もあります。

例えば、東市来につきましては、所得割については0.58ずつ順次上がっていったと、伊集院地域につきましても、所得割率につきましては0.08ずつ上がっているということでございませう。日吉町については0.1%ずつ上がっていく、吹上も0.1%ずつ上がっていくと、それぞれの項目に応じて調整をしてきたということでございませう。その結果、伊集院地域が、特に目立つのは応益割分の均等割、平等割額について、他地域よりその幅が大きいということはあるかと思ひませう。

以上です。

○2番（山口初美さん）

本当にこの改めて何のための合併だったのか問われる問題だと私は思ひませう。市民の願ひというのは、やはり今の重い負担を少しでも軽くしてほしいという、そういうことな

んですね。一番低いところに、低くて安いところに合わせるのが当然だという市民の声もあります。市長はどう思ひませうか。

○市長（宮路高光君）

それぞれの負担で安いところに合わせるという一つの理論は、私は成り立つと思ひませうけど、しかし、国保会計の全体を考えたとき、これはそれで合わせた中で足りないところをどこから持ってくるのか、やはりこのことも一番考えていかなきゃならない。ただ、それぞれの均等する中で一番下に合わせたときに、それで運営ができれば、私はそれでいいと思ひませうけど、どうしてもその運営という国保の運営を考えたときに、下に合わせて、本当にそのことが破綻してしまつたらどうするのかわ、こういうことが一つ言えるというふうと思ひませうので、やはり全体的にこの国保の給付を含めた中でどうあるべきかという論議の中で、このどこに合わせる、どこにするということを決めていかなければ、とてもじゃないけど、国保の運営ができなくなってくるというふうと思ひませう。

○2番（山口初美さん）

この高い保険料の最大の原因が、1984年には約50%だった国庫負担ですね。これが大幅に引き下げられたことにあるわけですね。20年度の日置市の決算で見ると、国庫支出金の割合が26.6%になるようですね。25年前とすると、約半分になっているんですね。ですから、市の国保財政がどうしようもないほど苦しい状況になるのは当然ではないでしょうか。25年前は2分の1の国庫負担が、今は約4分の1ですよ。

市長、これは何としても、新しい政権に早く元の国庫負担に戻していただかないといけません。市長のお考えをお示しください。

○市長（宮路高光君）

今、基本的に政府のほうにおきまして、後期高齢者の廃止という形の中で謳われておりますけど、基本的にはこの後期高齢者の制度の設計を含めて、この国保会計の制度設計、こういうことを基本的に変えていかなければならない。

今、ご指摘がございましたとおり、後期高齢者におきましては、国の負担というのは50%です。国保につきまして今ご指摘のとおり、4分の1程度ぐらいの国保の国庫負担金しかございません。そういう形で、大変市町村におきまして格差がありながら、大変大きな国保運営を市町村でしております。ここを今後の制度設計の中で、私は、基本的にはやはりこれは県一円の中で、やはり後期高齢者等を含め、この国保の運営もすべきであるというふうに認識を持っております。それに伴いまして、今ご指摘がございました国庫の負担金も、そのときに一緒に考えていただかなきゃならない。

そういう中で、先般もちよっとお話し申し上げましたとおり、やはりこの社会保障におきます財源というのをどうしても国のほうで、この国保を含めたいろんな問題におきまして確保していく必要があると、こういうことにつきましては、私も、この国のほうに、そのような要望というのは今後どしどしやっていきたいというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

日置市の市民憲章にも謳われております。「豊かな自然環境を大切にし、市民すべてが健康なまちをつくれます」。今後、市民の命や健康を守るための国保が、きちんとその役目を果たすことができるように、市長の努力を期待して、次の質問に移ります。

この審議会、協議会のあり方ということで今回取り上げましたのも、市民の皆さんの声があったからでございます。本当に今まで、こういうことがきちんと市民に知らされない

で行われてきているわけです。掲示板に掲示されている程度のお知らせの仕方であったわけで、市長も今後は早目にその市の広報やお知らせ版などで知らせていきたいということをおっしゃっていただきましたが、傍聴ができますということも含めて市民にきちんと知らせることが必要だと私は思いますし、また、何について審議されるのか、その審議の内容についてもきちんと市民に知らせるべきだと考えます。また、本当にその関心を市民が持っていて、そういう方たちがやはり気軽にこの傍聴もできるような、そういう審議会、協議会にしていく必要があると私は考えております。こんなことを積み重ねていってこそ、住民参加の市長のおっしゃる「共生協働のまちづくり」が進んでいくのではないのでしょうか。

私が、この質問の準備のために、二、三週間前でした。この質問の総務課長さんにお尋ねしたほうがいいかなと思ってお伺いしたときに、審議委員の公募についてお尋ねしたときのことで、公募しても関心のある人がいますかね」と、ぼろっとうおっしゃったんです。市長、このことをどう思われますか。

○市長（宮路高光君）

今までの結果で総務課長は話したと思っておりますけど、今回も、今までも公募ということで5人とか、いろんな中でしましたけど、その中で2人しかいなかったり、実態として、公募をしてみたけど、現実はどうもいなかったというのも事実でございます。

そういうことを含めて、今後におきましても、やはり基本的には公募するという事はやっていきたいし、さっき言いましたように、この協議会、審議会、私は基本的には公開だと、公開するというので、その公開条例の中でもきちっと謳っておりますので、だれでも来て、いろんなことを見ていただければいい

し、そういうことを今後におきまして公開した中でやっていくべきであるというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

それでは、この公募している協議会や審議会は幾つあるんでしょうか。どのようなものがあるのか、具体的にお示しいただきたいと思えます。

○総務課長（福元 悟君）

一番最近実施いたしましたもので公募をいたしておりますのが、行政改革推進委員会で公募いたしております。これにつきましては3名だったかと思えます。それから、これは企画課のほうで担当しておりますが、地域審議会の委員さん方というのが公募により選任しておりますので、これが5名程度というような、そういったものだと、そのような状況でもあります。それから、市の総合計画審議会の委員での公募、そのような状況でございます。

○2番（山口初美さん）

公募も一応されているというのは理解しました。

その委員の選定の仕方について、市民の方から幾つか声が寄せられておりますけれども、同じ委員の方がありとあらゆる協議会等、審議会や何とかかんとかあり方検討委員会というような委員会に委員として、もう本当にたくさん、もうほとんど何か顔を出されるような、そういう方が出席されているということに対しまして、市民から疑問の声や批判の声があるんです。偏った委員の選定になっているんじゃないかという声でございますが、この点、市長はどう思われますか。

○市長（宮路高光君）

特に、地域性を含め役職といえますか、それぞれの肩書をもらっていらっしゃる中におきまして、私どももいろんな対応するときに、やっぱり幅広く、いろんな各種団体から一つ

の構成をしたいという考え方を持っております。基本的には、最初からこの人という形はしていませんけど、たまたまこういう肩書が、方たちの中に入れたときに、その代表の方が審議委員に入り、それがいろんなところで重複する部分がございます。

このことについては、絶えずいろいろと会長さん、副会長さん、いろいろいらっしゃるから、その中でご協議を、その団体の代表として、それをまたその協議会の皆様方とも十分打ち合わせをしながら、なるべくたくさんその代表者の方で役職であるときは入っていただくような方向は今後努めていきたいというふうに思っておりますけど、それも団体長さんたちと十分今後打ち合わせをさせていただきたいというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

それぞれの協議会や審議会などのその協議される内容について、本当に深く踏み込んだ意見の言える人、議論ができる人、そういう人を、そういう組織の代表でどうしても選ばないといけないのであれば、そういう人を選んでいただくように働きかける。こういうこともできるのではないのでしょうか。

今、公募されている審議会などの募集要綱に、平日の昼間参加できる方という条件があるんです。この平日の昼間ということに限定するのはいかがなものかと私は思うわけです。できるだけ現役世代の方、あるいはその協議会の内容に詳しい方、関心のある方になっていただくことを考えれば、このことは改善の必要があるのではないのでしょうか。市長、どうですか。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘のとおり、そういうことは公募する本人が考えればいいことでございますので、要項の中でそういう平日に参加される方と、こういうことは不適切な部分もあったのかなというふうには感じております。今、話

いたしましたとおり、幅広くいろんな分野の中で公募ができるようなスタイルを、また、見直すところは見直していきたいというふうには思っております。

○2番（山口初美さん）

例えば、平日であれば夕方5時半ないし6時以降に会議を開く。また、土曜日、日曜日に開催するなど、できるだけ委員になっていただく方の都合に合わせるといった考え方に転換すべきだと私は考えますが、市長、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

それぞれの審議会の内容によったり、また、いろんな構成する中において、夕方、夜、日曜日開くいろんな形はあるというふうに思っております。通常のケースの中で、行って、どうしてもそういう選定委員を含めたいろいろ専門的なものがあって来られるときは、やはり会議をまた平日で夜でもいいし、日曜日でもいい。一概に、ただ平日、夜、日曜日、こういうものに限定する必要はないと思っております。そういう中において、夜してもいいし、日曜日してもいいし、これは幅広い形ですればいいと思っておりますので、そこあたりは、その審議会とか、また、いろんな皆様方とそういう会の中で平日できれば、平日でもすれば構わないというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

私、現役世代という言葉を使いましたけれども、若い方や、女性、男性、いろんな方の参加をしていただけるような、そういうことをやはり当局のほうでもぜひ努力をするべきじゃないかと思えます。行政主導ではなくて、住民が主人公として、行政と住民が喜んで協力しながらまちをつくっていく。そんなまちづくりができていくことを期待いたしまして、次の質問に移ります。

雇用の問題を今回取り上げさせていただき

ました。

私は、市長に非正規職員の実態をよくつかんでいただきたい。そしてまた、市民の皆さんにもそのことをお知らせしたいと思ってこの問題を取り上げたわけです。いろんなところで、いろんな問題が起こっております。何かから言おうかと思うんですが、市民の税金でつくられた市民のための、公共の福祉のための、そしてまた、市民の財産であるかけがえのない施設、そういうところでワーキングプアがつくられているという、ここです。指定管理者の導入などもあって、本当に働く人たちが低賃金で働かされている、そのような実体が幾つも日置市でもあります。私は、本当にこういうことをやっぱり日置市も大きな課題としてとらえていただいて、少しでも改善に向けて努力をしていただきたいと思うわけです。

具体的に施設の名前を言うのも心苦しいんですけれども、ぜひ、この場で言わせていただきたいと思いますが、蓬莱館、まず、ここは人によって時間給が違うということがあります。それから、長時間労働がもう日常的に行われておりまして、しかも、残業の割り増し、こういうことがきちんとされていない。こういうことがあるということなんですけれども、この点、市長はご承知でしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的に、公の施設の中で働く方々、特に私どもこの行革の中で、特にこの指定管理者を含めた制度のあり方にしては、どうしてもこの人件費率というのが大変高いということがございまして、やはりある程度の人件費率を下げる。正職を少なくし、非正規でできるところは非正規の方々にお願いします。

また、この指定管理者制度を設けてきたのは、やはりそれぞれの人件費の削減もございまして、やはり民間の方々ができ、民間でやはりそれぞれの目的があった形の経緯がで

きていく、こういう形があるというふうに思っております。

今ご指摘ございましたこの蓬莱館のことでございますけど、私自身のほうは、指定管理者制度の中で江口漁協のほうにお願いしておりますので、私は、その賃金体系とかいろんな形はまだ認識はしておりませんが、指定管理者をされた方がそれぞれの職体系というのは十分ご存じの中であるというふうには認識しております。

○2番（山口初美さん）

市長は指定管理者に任せてあるので、そこまではつかんでいないというようなご答弁なんですけれども、最終的な責任は、私は市長にちゃんとあるというふうに考えております。そうでなければ、ただ市は責任を投げただけではないでしょうか。この点、どう思われますか。

○市長（宮路高光君）

この指定管理者の制度の中におきます施設と運営というのがございます。その施設の管理につきましては、市のほうもそれぞれの中の役割分担をしていきます。運営につきましては、ある程度指定を受けたところが運営をしていくべきであると。総括でいろいろとご報告をして、大変異常な事態が、物すごく異常な事態があった場合は、ご指摘等も総括いたしますけど、それなりの許容範囲の中で指定管理者のほうにされる運営面につきましては、私は任していくべきなことであるというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

長時間労働が日常化して、しかも、その賃金の割増しなどがきちんと法律的に決まっただおりにされていない、こういうことも、市長は、自分は関係ないと思われるわけですか。

○市長（宮路高光君）

先ほども言いましたように、労働基準法、

やっぱりその指定管理者制度の中でそういうのはやはりきちっと守って、それぞれのことで命令をしているというふうに思っておりますので、その法律まで破った中であるということは、まだいかなものなのかな。やっぱりその許容範囲の中で私はしていくべきであるというふうに認識しております。

○2番（山口初美さん）

じゃ、他のところを申し上げたいと思います。いろんな施設、本当にこの税金を投入して市民の福祉のためにつくったわけです。つくった目的は、やはりその住民の福祉の向上、それから雇用の場をつくる。そして、地産地消を進めたりして、その地域経済の活性化に役立てていく、こういう目的があったと思うんですが、ゆーぷる吹上の件で申し上げますと、本当にこの日置市以外の業者ということで、その地域経済への影響も本当に心配の聲があります。地元の農家が直接お野菜などを納めていたり、漁協との協力もいただいて、本当に市民の皆さんにも喜ばれるようなそういうレストランの経営などもなされておりました。

それから、このゆーぷるというのは、400人のスイミング会員がいて、幼稚園や保育園児もたくさん会員として登録されて、日常的に利用されているわけです。ゆーぷるでは、私もびっくりしたんですけど、遠足なども計画をして、そういうことも実行されています。

そういうところで、3年ごとに管理者が——今回始めて4月から管理者が変わるわけなんですけれども、雇用の不安が大きくて、指定管理が決まったとたん、この総合人材センターはハローワークにも求人などを出しております、その求人の内容なども見てみますと、かなり労働条件も後退をするということが明確になっております。中には賃金が半額になるような例もあります。具体的な数字

はここでは申し上げませんが、本当に著しく働いている人たちの権利が侵害されるような、しかも、もう雇用自体が不安というそういう本当に当事者にとっては生活がかかっているわけですから、本当に大変な問題なんです。こういう問題が起きておりますが、市長は認識しておられますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今回のゆーぷるにつきましては、指定管理者の中で人材センターのほうにかわられると。基本的には、その要件の中におきまして地元のその既存の方々の雇用、また、地産地消、地元のそれぞれの今ある中におきます農業者におきましても利用していく。こういう基本的なことの合意の中でやっております。

これが、今後いろいろと打ち破られてきたら、また、いろんなことが起こったら、いろんなことは指導していかなきゃならない。特に、ゆーぷると、さっき蓬莱館のあれは若干違いますけど、運営の中で、蓬莱館の場合につきましては、こちらのほうは指定管理料は払っておりません。今回の場合は指定管理料を払っているということは、そういう人件費を含めた中において、やはりある程度監督責任はあるというふうに思っております。

さっき蓬莱館のことをおっしゃいましたが、これは市のほうが、そういう人件費的管理をすれば、人件費の中もある程度見なきゃなりませんけど、そこは蓬莱館として経営をよくしていく中において、どんなことの賃金体系をして、これは労働基準法に違反しない中で、私はやられているというふうに思っておりますけど、今回のゆーぷるにつきましてはこの人件費、職安にどれだけ出そうが、私どものところといろいろと提案してきた、ここは指定料を払って管理していくには管理をしていくべきだと。そういう中で、今後いろんなご指摘があった中で、やはりいろいろとこういうご意見がありましたので、十分注視

さして、指導もしていきたいと思っております。

○2番（山口初美さん）

何か起こったらというようなこともさっきおっしゃいましたけれども、ここの施設はプールがございます。埼玉県のみじみ野市で以前プールの死亡事故が起こりましたけれども、このとき、ここも指定管理者になっておりまして、高校生のアルバイトしかいなかったと。で、当然市の責任が問われたわけです。責任を確かとられたということになりましたけれども、そういうことを考えますと、本当に市長がやっぱり公の施設の管理運営に関しては、きちんとアンテナを張っていただいて、違法なことが行われぬか、本当に最初の契約、それがきちんと履行されているかというようなこともきちんと把握していただくようお願いしたいと思います。

次に、南給食センターのことで教育長のほうにお伺いしますが、9月から南給食センターのほうに今の自校式が移行していくわけですが、それに伴う給食調理員の方たち、栄養士も含めて、その雇用がどういうふうになっていくのかについてご説明をお願いします。

○教育長（田代宗夫君）

日置南学校給食センターの職員体制ということですが、これまでもお話ししておきましたけれども、今回できます日置南につきましては、大体食数からいまして、東市来の学校給食センターとほぼ同規模の体制になると思いますので、そういうことで考えますと、現在日置、吹上のほうに正規の職員の方が9名ほどおられるようでございます。したがって、そういうことから考えていきますと、臨時の給食調理員の方々の採用というのは当然そこに5名前後のことになってくるのかなと思います。

もちろん、採用に当たりましては、現在働

いておられる方を優先的に採用していきたいとは考えております。

○2番（山口初美さん）

そうしますと、今働いていらっしゃる臨時の方で引き続き働けない人がやはり出てくるということでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

そのとおりだと思います。

○2番（山口初美さん）

それは何名ほどになりますでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

働けない方が何名ということですか。これは、もちろんその中にもやめられる方もいらっしゃるでしょうし、それを今、何名ということは申し上げることはできませんが、現在いらっしゃる方は17名の臨時職員の方がおられます。

○2番（山口初美さん）

そうしますと、9名が正職員で、臨時が5名ということであれば、17引く9引く5ということで、結局3名ほどがということになるのでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

今、臨時職員の方の数で申し上げましたので、5名と仮にしますと、17から5を引けば12という数字は出てまいります。

○2番（山口初美さん）

かなりの方たちがちょっと——年度の途中です。そういうこちらの都合で仕事を引き続きできない人が出てくるということがあると思うんですが、本当に子供たちの給食のために一生懸命誇りを持って働いてこられた方たちの雇用の問題なんですけれども、こういう方たちに対する市のほうとしてできることというのは、何かないのでしょうか。引き続きどこかの職場で働いていただくとか、そういうことはいかがでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

特にそのことは考えておりませんが、

今、各それぞれの支所の単位の中でも調理従事員の方等の募集等もいろいろ行っておりますので、今後も、そのような形はとってまいりますので、その際に、また応募していただくとか、そういうことは可能だと思います。

○2番（山口初美さん）

ぜひ、その方たちのやっぱり立場にも立っていただいて、みんな生活がかかっておりますので、本当にもう、はい、さようならという感じにならないように、本当に暖かいご配慮をいただくように期待したいと思います。

○議長（成田 浩君）

質問時間があと1分となっております。

○2番（山口初美さん）

非正規雇用の人たちの中にも正規職員になる道をつくってほしいと望む人もたくさんいます。また、有給休暇が欲しい。社会保険に入りたい。一時金や退職金が欲しい。賃金を上げてほしい。通勤手当が欲しい。経験加算を導入してほしい。たくさんの方が要求があります。これは働く人としてどれも当然の要求ではないでしょうか。

また、正規職員の人たちも、同じ職場で同じ仕事をしているのに待遇が違い過ぎて働きにくい。心を痛めていますという方もいらっしゃるわけです。市民からみれば、だれが正職員か臨時かわからないわけです。どの職員にも住民の奉仕者として生き生きとして、安心して働いていただくために、少しずつでもできることから格差をなくしていただくことを期待して、最後に、この点についての市長の答弁を求めて、私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、いろいろと非正規の方々におきまして、先ほども申し上げましたようにいろんな職種がございます。非正規でもいろんな内容が違います。また、その内容が違う中において、今、私ども、その

公共を含めた施設の管理の中で正職員、非正規、本当にもう混ざった形でやっておりますので、ここあたりの部分につきましては、十分そういうお気持ちも酌みながら、また、いろいろと検討させていただく部分については検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時15分といたします。

午前11時03分休憩

午前11時15分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、出水賢太郎君の質問を許可します。

〔4番出水賢太郎君登壇〕

○4番（出水賢太郎君）

私は、先に通告をいたしておりました2つの事項につきまして質問いたします。

1番目は、防災行政無線の整備についてであります。

日置市では平成19年度に地域情報化計画を策定し、地域イントラネットを活用して市内全域に光ケーブルを張り巡らし、地上デジタル放送移行への対応としてのケーブルテレビの整備、そして、ブロードバンド未普及地域の整備、また、防災行政無線のデジタル統合に伴う有線化など、約20数億円をかけて整備する計画をいたしました。

すべてIT化社会の推進や電波法の改正など、国の政策により整備が求められたものであり、国庫補助が出るものの、地方自治体にとって大きな財政負担を強いるものでございます。私は、平成19年12月議会におきまして、この計画の問題点を指摘し、拙速な判断はせずに、財源面、技術面、そして有線と無線のメリット、デメリットを詳細に検討して、市民のアンケートも含め再検討を行うべ

きと申し上げ、同僚議員からも同様の指摘が多数ございました。

特に、防災行政無線においては、有線では災害時に断線の危険性があること。また、無線の技術が日に日に向上していること。そして、全国で防災行政無線のデジタル統合に対し、総務省が平成34年までのアナログ施設の更新を容認したことなど、計画の前提条件が大きく変わり、結果、平成20年2月に日置市の地域情報化計画は大きく見直されました。その後、ブロードバンドの未普及解消は、1,000万円の事業費で中川、永吉両地区が整備されました。地上デジタル放送への移行についても、市内の約8割程度が視聴可能の地域であり、今後は難視聴地域への対策が求められております。当初の計画と比べればかなりの事業費圧縮になったものと考えられます。

しかしながら、旧4町でおのおの整備をした既存のアナログの防災行政無線の統合、そして、国が進めるデジタル化については、その後の対応策が出ておりません。特に昭和59年に整備をされ、既に26年が経過し老朽化が心配されております日吉地域の防災行政無線の再整備は最も急がれるべきものと考えます。4地域の防災行政無線は、メーカー、また機種、そして技術的な問題でも全く4つが異なっております。そのため、この4つの防災行政無線の統合、またデジタル化については、大きな壁があるものと考えております。

私ども議会においても、安心・安全の地域づくりを進める観点からも、建設的な議論をしていく必要性がございます。

そこで、2点の質問をいたします。①防災行政無線のこれまでの整備検討の経緯、そして進捗状況はどうなっておりますでしょうか。また、防災行政無線整備検討委員会における審議の内容はどのようなものであるのか、伺います。②整備のあり方、そして進め方、そ

れからスケジュール、また費用、財源など、具体的な計画はどのように考えておられますでしょうか。また、どこまで検討を進めていらっしゃるのでしょうか。もし検討中であれば、いつまでに計画を示されるのか、具体的にお示しをいただきたいと思えます。

2番目についてでございます。地域公共交通の維持についてでございます。

平成18年いわさきグループの路線バスの廃止が取りざたされ、日置市内の路線でも影響があることから、鹿児島県と日置市が赤字補てんをする形で路線を維持することとなり、今現在に至っております。

同時に、日置市内では各地域内でコミュニティバスが運行され、お年寄りを中心に各集落と市街地を結ぶ大事な足となっております。しかしながら、このバスについては、利便性の悪さや利用者の減少など、地域公共交通を取り巻く現状は極めて厳しいものがあると言わざるを得ません。

そこで、これらの問題をカバーできる代替の交通手段として、デマンドタクシー、いわゆる予約制の乗り合いタクシーの導入が議会でも議論され、このほど吹上、伊集院地域の一部地区において運行の実証実験が行われております。

そこで、3点の質問をいたします。①デマンドタクシーの実証実験を行った結果、そして、平成22年度の進め方はどのようにされますでしょうか。②路線バスへの影響等はいかがでしょうか。また、コミュニティバスと比較し、メリット、デメリットはどのようなことが挙げられますでしょうか。③串木野、湯之元、伊集院、そして空港間の空港バスの赤字について、日置市の対応を伺います。

以上、2項目につきまして、市長並びに担当部長、課長の誠意ある答弁を求め、1問目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1問目の防災行政無線の整備について、その1でございます。

平成21年3月から防災行政無線整備検討委員会において、今後の整備計画について検討を行いました。検討委員会からの提言については、先般ご説明したとおり、今後デジタル波へ移行していくことが明確であるため、段階的にデジタル波で防災行政無線を整備する手法が望ましいということでありました。

そのような中におきまして、現在、デジタル波の電波伝搬調査を今実施中でありまして、また、この取りまとめを今やっているとございまして、今後につきましては、この調査がまとまり次第いろいろと方向を進めていかなきゃならないというふうに思っております。

2番目でございますけど、今、報告申し上げましたとおり、この調査の結果を踏まえまして、また、議会、また検討委員会のほうにお返しをし、また検討委員会の中でいろいろとご審議をしていただきたいというふうに思っております。

今ご指摘ございましたとおり、特に日吉地域におきます防災無線が本当26年たっておりますので、ここを早くどうにかしなきゃならないというふうに考えておりますので、22年度中に、この防災無線におきます基本的な計画と申しますか、その基本的な計画書を策定をしていきたいというふうに思っております。

2番目でございます。地域公共交通の維持について。その1でございまして、実証運航の2月までの実績は、11番議員のご質問の中でもお答えしたとおりでございます。実証運行が終わり次第、運行実績の分析と市民へのアンケート、福祉事業者との意見交換を行いながら課題を整理した上で、乗り合いタクシーの導入に向けた交通形態の運行計画を立

てていきたいというふうに考えております。

また、22年度の進め方でございますけど、今、報告申し上げましたとおり、この実験、実証を踏まえまして、また、交通会議等におきましていろいろと意見を賜って、進めさしていただきたいというふうに思っております。

2番目でございます。もともと路線バスが運行していない、または、交通の便が悪い地域での乗り合いタクシーの運行ですので、直接的な影響はないと考えております。本格導入に向けまして、コミュニティバスの路線の見直しを進めていく上では、バス事業者が運行する路線バスとの兼ね合いを考慮しながら、理解と協力を求めていきたいと考えております。

また、コミュニティバスとの比較でございますけど、メリットとしてよく言われるドア・ツー・ドアに近い形で目的地に行ける便利さと、予約に応じた運行ということで、効率的なシステムと言えます。デメリットということでございますけど、予約とかいろいろとわずらわしい部分もあるというのも、そのデメリットの部分に入るのかなというふうに感じておりますので、先も申し上げましたとおり、交通会議の中で十分論議をしていきたいというふうに思っております。

3番目でございます。空港バスにつきましては、串木野からの空港連絡バスと枕崎の空港連絡バスの2系統が廃止路線代替バス運行支援の対象となっております。特に、その中におきまして、この串木野空港間でございますけど、特に、19年の10月から20年の9月につきまして、約1,261万8,000円程度助成をしております。また、これが20年の10月から21年9月にかけては1,845万円というふうに約600万円程度増額したということでございます。基本的には、このことにつきましては利用者の方々が少なくなったということございませ

て、この負担につきましては県の補助金もありますけど、いちき串木野市と日置市の2つで応分を払っているということでございます。

特に、今後の利用客を含め、また、路線の変更といいますか、そういうことも考え、また、停留所の箇所におきましてまた集約していかなければならないのかなど、このようにして市の負担が多くなることにつきましては、やはり市民の皆様方の理解をいただきながら、早く周知をしながら、そういう路線変更、停留所の数の問題、こういうものも検討して、少しでも赤字を少なくする方向を今後検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○4番（出水賢太郎君）

それでは、順を追いまして質問をさせていただきます。

防災行政無線の答弁につきまして、先ほど市長は検討委員会でデジタル波の移行と。そして、無線でやると。そして、各地域を段階的に整備をする。この方針に基づいて検討を進めていくということだったんですが、1つ確認をさせていただきたいんですが、各地域段階的にということは、アナログの地域もあれば、デジタルで先に更新をされる地域もあると。であれば、残ったアナログの部分は途中で変換機械という、インターフェース、こういうのを使ってとりあえずデジタル波をアナログに切りかえて送信するという体制に持っていきたいんだというふうに考えておるわけですが、その辺の技術的な問題はどのようにクリアされるのか、まずそこをお答えいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

それぞれ年次的にやっていかなきゃなりませんけど、今、その前にしていく必要があるのが、この電波調査でございまして、テレビもなんですけど、この防災無線につきまして

もデジタル化した中におきまして、難視聴というんじゃないくて、やっぱり聞こえにくくなる場所が数多くあったというのも事実でございます。こういう場所もやはりこの検討委員会のほうに明かにし、また、ある程度の、このデジタルにしたときに、当初しておいたよりもある程度の価格の面、こういうものをもう一回皆様方にお示しをしていきたい。そういうことを考えておりまして、先も申し上げましたとおり、今回の調査を——今回は4地域全部やっております。その4地域全部やっておりますけども、とりあえず日吉地域を早くしなきゃならないという課題がございます。

おっしゃいましたとおり、デジタルで放送するところ、アナログで放送するところ、これは一緒にいきませんので、その機械を両方でできるのかどうか、専門業者の皆様方にもこの分につきましても技術的に可能であるのかどうか。どういう装置をつければ、そういう可能なものにできるのか。

基本的に、この日置市におきます電波というのは今4つ持っておりますけど、基本的にこれは1つにしていかなければならないということでございますので、使い勝手のほうが、全部統合が終わるまで若干いろんな形で面倒をかける部分があるというふうには認識しておりますので、今おっしゃいましたように、この技術がどこまであるのか、こういうものもまた検討委員会を含めた中で、また、いろいろと専門家の皆様方のご指導しながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

技術的な問題、市長も今言われましたけど、私は以前、平成20年の9月にも同様の質問をしております。そのときに、今のアナログ無線と市役所の本庁に新しいデジタルの操作盤をつくって、それをイントラもしくはデジタル無線で結んで、各支所の操作盤の中に変

換機械をつけてやれば、大体私が試算したところで1億円ぐらいで整備ができると、この根拠は何かというと、平成18年の7月に総務省の九州総合通信局、ここが出されている整備ガイドライン、この中に平成16年に実証実験をして、メーカー同士で技術的に開発した、そういったものがあると、それをもとに試算したら、それぐらいの金額が出てくるんですよ。

私も、きのうちちょっといろいろ調べてみましたら、東芝とか日立とか富士通とか大手のメーカー、こういったメーカーがどんどんこういうのを開発しているわけですよ。なぜこういうことになったかということ、皆様もご承知のとおり、合併した市町村、各自治体でこういうデジタルの統合が難しいと、なかなかできない、もう共通課題ですよ、全国的な。こういう中で、じゃ新しい技術をやりましょうということが出てきているわけですね。

ざっとですけれども、電波調査の結果がないとわからないとおっしゃるわけですが、例えの話です。もし今のこの計画どおりに進めるとすれば、大体幾らぐらいかかるのかなと、事業費がですね。私が今計算したところでは、先ほどのその大きな幹線の部分、各支所までの部分が大体1億円ぐらい、あと戸別の端末がございますね。戸別受信機、今皆さんのそれぞれのお家にもついていますが、これが大体、デジタル用の戸別受信機になると高価になりますね。大体4万円から5万円ぐらい、これの2万3,000世帯で計算すると、それだけで大体9億円から10億円の間になると、総額で、私の計算でいくと12億円ぐらいになるのかなと思ってはいるわけですが、その辺の大体の試算というものはされているのかどうか、よろしく願いいたします。

○総務課長（福元 悟君）

整備検討委員会を昨年実施してきておりま

したが、そのときに、デジタル化に向かって、戸別受信機を議員のおっしゃる4万円から5万円というご意見でしたが、4万5,000円と見込んだときに約19億8,000万円だったでしょうか、そのような数字で、検討委員会では全整備すればかかるというふうにも答えてきております。

今、戸別受信機の高額な部分の10億円程度の見積もりになりますけれども、その他に、やっぱり電波調査の結果として、デジタル波が届かない現状があれば、そこに中継アンテナ局というふうなところも出てまいりますので、今の事業の中の台数からしますと、やはりちょっとこうふえていくというような状況になろうかと思っております。

○4番（出水賢太郎君）

市長は、以前、平成20年の9月、私の質問に対して、ちょっとそういう検討をしないといけないから時間をくださいということで、今鋭意検討されているわけですが、ちょっと時間もかかり過ぎているのかなと、もうあれから1年半たっていますね。ですので、もう少し検討自体に関してはさまざまな材料を出すスピードは持っていただきたいなというふうに思っております。

その中で、今19億8,000万円という数字が出ましたが、これはあくまでも、その何社か聞いたのでしょうかけれども、1つのやり方に対しての金額ですね。これをもしプロポーザルとか入れると、さまざまなその技術的な方法、それから工法、工事の方法、出てくると思うんですね。そうすると、金額的にもかなり下がってくるんじゃないかなと思います。

それともう一つは、さまざまなやっぱりこの防災無線のあり方というものそのものですね。例えば、コミュニティFMというやり方もあると思います。あと、防災無線についても、その私が先ほど言っているようなアナロ

グ併用のやり方もあれば、デジタルでもう一括でやるのかどうかというのも、いろいろ考え方があると思うんですね。その辺の4つ5つぐらいの案というものがやっぱりしっかりと検討されないと、1つのやり方に進んでいくと、また前の地域情報化の計画のときのようやはり問題になってくるんじゃないかなと思うんです。やはりそれを我々議会の方にもしっかりと全協なり数字を示していただきたい。特に、あのブロードバンドのときもそうでしたけれども、プロポーザルしたことによって、四千何百万円NTTがかかると言っていたところが、1,000万円台でできたわけですね。そういう事実もあるわけですから、その辺の検討というのは、市長はどう考えていらっしゃるでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的に、この入札の方法というのは、今おっしゃいましたとおり、そういうプロポーザル方式にすれば、いろんなその専門業者のそれぞれの特性、そういうものを生かして、それぞれ価格の変動もあるというふうには思っております。

今ご指摘がございましたとおり、この検討委員会の中におきましてもちょっと言われているのが、この防災無線なんですけど、行政連絡はやはり今の機能の中で自治会を含めましてできないのかどうか、こういうご注文もいただいております。その中で、デジタルでできるか、アナログを使うのか、基本的には、さっき言いましたように、全体的にはあの検討委員会の中はデジタルという方向は出されてはおりますけど、今ご指摘がございましたように、いろいろとそのパターンを経費を含めていろいろと私は幾通りもしていく必要はあるというふうに思っておりますので、その中でどういう、安い方法の中で効率性のいいものをといたしますか、また10年、20年以上それが維持できる、そういうことの見直し

を含めた中でいろいろ検討していかなきゃならない。

今言ったように、時間がちょっといただき過ぎて、スピーディーにしてくれというご注文もございますけど、ここあたりも十分しながら、一番問題はこういうちょっと巨額な金額になりますので、やはり私ども、この検討委員会もございますけど、議会のほうにおきましても、これはいつも全協の中ですぐ、早く資料を出して、議会の皆様方の意見を拝聴して進めていかなきゃならない。こういう手順はもう十分私のほうも理解しておりますので、きょうもいろいろとこういうお話をいただきましたので、今後におきましても、いろんなパターンをつくりながら、またその金額の比較をしながら、また入札の方法につきましても十分いろんな方向の中で検討をしていかなきゃならないことだというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

とにかく、委員会でいろいろ審議されるのはいいんですけども、そこに固まってしまうという言い方は悪いですけど、そうあったらいけないと思うんですね。今までの流れがそうだったものですから、私は危惧しているわけですよ。もう少し柔軟性を持っていただきたい。

それと、他の自治体の例ですね。例えば、霧島市、薩摩川内市、この辺はプロポーザルを入れていますよね。やはりそういうところの事例というのを調べる必要があると思うんですが、そこはされていますか、どうでしょうか。

○総務課長（福元 悟君）

薩摩川内市が今整備中でございまして、担当のほうも、その辺の情報等については勉強しながら、今視察をしながら進めてきております。

以上です。

○4番（出水賢太郎君）

その結果どうなのかというのをちょっとお聞きしたいんですけども、分析結果ですね。どうでしょうか。

○総務課長（福元 悟君）

概略ですが、メーカーの選定を終えて、当初、薩摩川内市のほうが戸別受信機ではなくて、屋外拡声器というような方向で整備が進んできたというふうには伺っておりました。その後、変更がされて、戸別受信機というところに今少し変更されて整備中というふうに伺っております。

以上です。

○4番（出水賢太郎君）

例えば、その財政的な問題というか、費用面とかですね。その辺までは調べていらっしやらないんでしょうかね。日置市と比較して、日置市で活用できる部分はこういうのがあるんじゃないとか、その辺の分析まではされていないんですか。

○総務課長（福元 悟君）

済みません。記憶の中ですが、約40億円程度だったかと思います。そういった中で、やっぱりデジタル化でしたので、戸別受信機の経費というのがやっぱり2分の1程度にはなっているのかなというふうにも考えているところです。

以上です。

○4番（出水賢太郎君）

非常に、このデジタル方式でやると、今お話があったように、戸別受信機が余り機種がないわけですよ。特殊なというか、独特な機械というか、そういうことで高くなってですね。非常に、入札かけても、恐らくそんなに下がらない機種だと思うんですよ、こういうのは。

そこで、私もいろいろちょっと全国的な事例を調べてみましたら、コミュニティFMの活用というのがやっぱり一つ考えられるんじ

やないかなと思うわけです。

私たち議会でも、一昨年ですか、総務企画常任委員会の行政視察で新潟県の長岡市、中越地震があったところですね。こちらのほうの視察に行ったときに、長岡市、それからあの有名になった山古志村、ああいうところではコミュニティFMを使って、防災無線のかわりの機能をしている。そのかわり、それだけでは足りない部分は同報系も使うし、移動系の防災無線も使うしと、二重三重の網をかけて、防災に対する意識を高めているということでございます。

あと、兵庫県の篠山、丹波、篠山市ですね。こちらのほうでもコミュニティFMを検討していると、ところが、この日置市と同じように、山間部で電波が入りにくい可能性があるということで、防災無線ですね。各支所の防災無線と、それとその各防災無線の中継局をつくって、そこからFMを発信すると、防災無線の本庁から支所までの分は、防災無線にコミュニティFMの電波を乗せるわけですよ。そのまま上乘せして、再送信をその各支所でかけるというような形のやり方を検討されているようです。

これでもしいくと、FM自体の端末というのはそんな高くありませんね。普通でいくと1万円ぐらいでしょうか。お年寄りも使いやすいですよ。日ごろ、車でも聞けます。もしジェイアラートという緊急警報放送ですか、あれの発信つきのラジオを買ったとしても大体2万円ぐらい、1台につき、デジタルだと4万円から5万円、約半分で済むんですよ。持ち運びがしやすい。携帯用ですよ。ラジオですから、家にわざわざ固定する必要もありません。電池でできますよね。

そういう計算でいくと、2万3,000世帯ある日置市の中で、約2万円と高く見積もっても、これだけでも4億円なんですよ。半分の額で済むわけですね。あと、そのコミ

ュニティFMですから、スタジオというんですか、そういう放送局もつくりたくないわけですが、これを入れたとしても、大体1億3,000万円ぐらいのその放送センターの設備で済むと、全部で計算すると6億円ぐらいなんですよ、市全体で考えて。

なおかつ、コミュニティFMですから、通常災害がないときは、地域情報だったり、市からのお知らせだったり、また例えばお祭りとか地域のイベント、そういうのも情報発信もできます。地域コミュニティとしてのその情報活用というのできるわけですね。

なおかつ、もし民間の企業が三セクをつくったとして、運営会社を、民間も入ってくれば、今度は民間のほうからも情報発信もできる。こういった活用もできるわけですね。実際、鹿児島県内においても、鹿屋であったり、宇検村であったり、こういうところが活用し始めております。

こういった検討というものは、この検討委員会を含め、市庁舎内で検討されているのかどうか、もし検討されているのであれば、その内容もちょっとお示しいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○総務課長（福元 悟君）

冒頭市長のほうからもありましたとおり、今現在、デジタル化に向けましてのその整備検討委員会の方向性をいただきましたので、それに向けての調整中でありまして、この辺の方向性を、今後基本計画をつくっていくわけですが、その前段として、庁内会議といいますか、庁議等にやっぱり諮って、財政面の問題等々、やっぱりそこを十分に検討した上で、そういうものを例えばどういう整備方向でいくのかというようなところは、十分検討した計画を上げていくという必要があるかと思っております。

先ほどFM、防災ラジオでしょうかというふうなFMラジオですね。というふうなとこ

ろもございました。今、地域審議会等でも、この辺の経過を報告いたしますときに、どうしても地域情報といいますか、地域コミュニティ情報といいますか、その辺の要望等もありましたので、そのようなものを十分に事前に検討して、いろんな財政面も方向性を出して、基本計画、それから議会のほうへは全協あたりへの説明というふうには考えているところでございます。

以上です。

○4番（出水賢太郎君）

このコミュニティFMというのは、検討課題に上がっていなかったんでしょうか、今まではどうなんですかね。話すら出ていないんですか、どうなんですか。

○総務課長（福元 悟君）

一つの方法としては、十分に情報としては得ておりますが、正式な整備検討委員会の中では、このことでの議論は、まだ突っ込んだ議論はなかったかと思っております。

以上です。

○4番（出水賢太郎君）

ということは、検討委員会で出た案というのは幾つ出たんですかね。さまざまな方法があるんですよね。だけど、市長が先ほど言われたように、デジタル波で、そして統合を段階的に進める、これはわかるんですよ。一つの結果というか、審議の結果としてですね。ただ、幾つそういういろんな案があった中でこう来たはずなんですけれども、その辺のコミュニティFM等のそういうあらゆる情報手段というものの検討はされなかったのかどうかというのを私は聞いているんですよね。その辺は全然出ていないのかどうか。

それともう一つは、今からでも遅くないので、やはりそういうのをですね。22年度において基本計画を策定する中で、やはり案として考えるべきだと思うんですね。その辺は、市長のお考えはいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的に、今までも費用の中で、アナログとするのか、デジタルにするのか、そういう方向性もいろいろとさまざまな論議をして、費用の問題も出てまいりました。今言いました戸別受信機の中で、今おっしゃいましたこのラジオを使った中とするのか、今回も先般出ました光ですっとしていこうか、いろんなこういうあらゆる中で出てきているのは事実でございますけど、その総まとめというのは、まだ今の段階じゃない。

今回一番調査していかなきゃならないのは、まずデジタルと、まだ方向性の中でしたのは、そういう調査をしていく、それでどうあるのか、今おっしゃったように、組み合わせは今からいろいろと、言えば、4つの中継所の中におきましては、光で引いてきて、そこからまたやっていくとか、今ある既存のものをどうまだ有効活用していくのか、今の話の中でこの基本計画というのをつくる中において、今おっしゃったいろんなものをまだ組み合わせをして、費用、対価がどうあるか、これをやはり今から進めていくことが必要であるというふうに思っております。

さっき出たこの検討委員会の中では、まだそこまで具体的なのは、一応アナログでいくのか、デジタルでいくのか、まだそういうことが一番基本的なものの討論であったというふうに思っております。まだ今言ったように子機の問題、さっき言いましたように行政連絡をどうするのか、まだいろんなまた複雑化した形の中で仕様書をつくらなきゃならないというふうに思っておりますので、いろいろとまだご意見をいただきながら、この22年度中にその方向性を出していかなければならないというふうに思っております。

また、全協のほうにも、いろいろそういう話をする中で、またいろいろとご意見をいただいて、進めていきたいというふうに思っ

おります。

○4番（出水賢太郎君）

大きな大変な問題ですから、慎重にされているのはもうよくわかるんです。ただ、私たちもこうやっっているいろいろ調べて、視察にも行ったりして、やはりいろんな情報を得ているわけですから、やっぱり市役所も努力をしていただきたい。

また、この電波調査ですか、電波調査をした結果、4月ぐらいには出るんでしょうけれども、その後、6月補正なり9月補正なり、補正でやはりその計画策定のための予算も組まれると思うんですが、やはりそういう中でも、一つのそのデジタル、アナログだけじゃないですね。こういうFMとか、いろんなやり方があるわけですので、そこはしっかりと検討課題の中に入れていただきたいなど、特にこれは安いですから、安いし、みんなが聞ける、お年寄りも使いやすい、持ち運びもできると、ただ、いろいろ電波の問題もあると思いますから、もしそういう再調査をする必要性もあるのであれば、そういうのも予算計上をしっかりとさせていただきたいなというふうに思っております。

あと、こういう大きな事業費が絡んできますので、もちろん財源の問題というものも出てまいります。市長は、前もおっしゃったと思うんですが、合併債をやはり活用してやりたいというふうにおっしゃっているわけですが、合併債についても、この議会でもさまざまな意見が出ております。特に、今度は政権交代になって、交付金のあり方も変わってきているんですね。そして、地方交付税の考え方もどうなるか、まだわからない。そういった不透明な見通しの中で、この計画を進めなければならない難しさがあると思います。

特に私が注目しているのは、一括交付金が可能でした場合に、この防災無線についても一括交付金の対象として、しっかりとその検

討課題として入ってくるのかどうか、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今、その一括交付金が、どういう、今までの補助金、ひもつきで来るのか、この制度設計がわからなきゃ、これでこれを使うのかどうか、交付税みたいな形でぼんと来るのか、さっきひもつき、これが来なければ、これをどういう仕分けはできない。

今言ったように、この防災をするときも、何かいい補助金とか交付金がないのかということも、いつも探らせております。その中におきまして、合併債、過疎債、いろんな形があるというふうには思っておりますので、やはりきちっとした中においては、やはりこの財源、ただ合併債だけじゃなく、本当に何かいろいろとそういうことが使えないのかどうか、こういうこともやはり一つのこの計画をつくる段階においては、やはりこの財源の裏打ちということも、どこまでも十分検討していく必要があるというふうに思っておりますので、この一括交付金につきまして、そういう方向性とか、いろんなことが今年度中にある程度の方向も出てきますので、そこあたりを見きわめた中で、この基本設計も大事ですけど、この財源の裏づけもそれなりにやっぱり大きなポイントでございますので、ここあたりも並行しながらやって、最終的な基本計画をつくらなければ、ただ、先ほど申し上げましたように、投資するだけのその形じゃなく、財源のいろんなこの長期的な返済を含めましてしていく、両面でいかなければならないというふうに思っておりますが、この巨額の大きなプロジェクトの金額になろうというふうに思っておりますので、慎重に、またいろいろとみんなと審議をしながら進めさせていただきたいと思っております。

○4番（出水賢太郎君）

はっきし申し上げて、我々地方自治体は、

この国の政策にもう振り回されている状況ですから、特にこの防災無線は、どこの市町村においても整備がおくれているわけですよ、デジタル化が。統合もできない。ですから、やはり他の市町村長とも連携をとって、国に強く申し入れをしていただきたいと思います。

では次に、2番目の地域公共交通の維持についての質問に移ります。

先ほど、11番議員からもきのう質問がありましたので、デマンドタクシーのその結果等は省かさせていただきたいわけですが、1つ、22年度はまだ予算計上されておられませんね、当初予算を見ても。その辺の拡充、拡大というんでしょうか、例えば他のそのバス、コミュニティバスの絡んでいない地域等があると思いますが、そういうところへの実証実験の拡大という考えはありませんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的には、このコミュニティバスの運営の4地域違う部分がありました。基本的には、今までも述べてきたとおり、この回数 of 平準化というのが第1条件でございます。それぞれ毎日走っている、2日に1回、4日に1回、もう基本的には、最終限でも2日に1回走れる形を、バスにしても、このデマンド方式にしても、これが一番の条件だと思っております。

その中におきまして、今ご指摘がございましたとおりに、これを第1の条件にして、基本的にはこの実験の中でどう結果が出てくるかもしれませんけど、この今2地域だけしましたけど、その2日に1回するところについては、この方式がよければ拡充といいますか、これで2日に1回やっていこうという、そういうふうな基本的な考え方でございますので、もう少し、今さっき言いましたようにデータを含めた中でこのことは検討させていただきたいと、その中でするときについては、また

補正の中である程度金額も必要でありますので、また出させていただきたいと思っております。

○4番（出水賢太郎君）

すごく取り組み自体はいいんですけども、やはりやってみて、初めてのことで、いろいろな問題あったと思います。例えば、私が聞いている中では、夜もやっているんじゃないかと勘違いされて、お電話されている方もいらっしゃったようですし、また、利用者も、説明会やらその広報等が足りなかったんじゃないでしょうか、非常に少ないですよ。

それともう一つは、1地域だけに絞って、1集落だけに絞ってやっているものから、利用が伸びなかったんじゃないかなど、通常、他の市のデマンドタクシーを見ると、うちでいえば地区館ベースですよ。校区ベース、小学校区ベースで、この校区に1日何回とか、週に何回とか、そういうふうになっているわけですよ。うちの場合は、その集落に絞ってしまったと、ちょっとそこも問題だったのかなど、その辺はどういうふうに企画課のほうで分析をされていますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

議員がおっしゃいましたとおり、今回2カ月の実験ということで、この今コミュニティバスが路線を走っております。本当だったら、その路線を全部みたいに、その日にちを決めていっていったら、まだ利用客が多かったというのは、もういろんな反省する部分はございます。

こういうことにつきまして、さっきも言ったように、平準化、2日に1回はどの地域も走りますよと、その中でその路線運行になるときに、1日、1週間のうち1日1回はバスですよと、そのほかにあるときは、そのデマンドの中でその路線の方々には予約すれば、どこに立って、どこに立っていますという部分をですね。これはちょっと時間もかけて、そ

の路線の地域に計画をつくって、するときは、その一帯の説明会等していかなければ、利用者の増というのは難しいと、こういう大きな反省点も今回出てまいりましたので、これをまた総括させて、また実証含めて、皆様方にもいろいろとご説明申し上げたいというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

そうですね。やっぱり実証実験ですから、実験ですから、いろいろ問題も出てきます。ですから、そういうのを繰り返して行って、本当に市民のためになる制度をつくっていく。

私も議会で、前も委員会で、熊本県の菊池市のところ、デマンド交通、公共交通のあり方、調べに行ったんですが、やはりその担当者も言われていました。100%という答えはありませんと、要は、その常に住民の意向、ニーズを聞きながら、あらゆる方策をとっていくこと、それがやっぱり利便性向上につながっていくんじゃないかということでございます。

ですので、地域公共交通会議、やっぱりここが一番かなめになってきますから、ここでのその審議というものを徹底していただきたいというふうに思っております。

そこで、きのうから話題になっておりますが、その路線バス、そしてコミュニティバス、デマンドタクシー、ここでやっぱりそのすみ分けというか、線引きというか、そこが一番の問題になってくるんじゃないかなと思います。特に、今私も心配しているのが、デマンドタクシーを走らせることでコミュニティバスが廃止になるんじゃないかとか、そうすることでバス業者が撤退するんじゃないかとか、一番の問題ですね、これが。

特に企業名を挙げますと、いわさきグループがやはりそういうところを大分危惧されているんじゃないかなというふうに思うわけですね。そこで、やはり地域公共交通会議のあ

り方というのが一番大事になってくるわけですが、このデマンドを走らせるときに、いわさき側はどのような反応とか、意見が出てたのかですね。その辺はどういうふうに企画のほうで出てたか、お知らせいただきたいと思っております。

○企画課長（上園博文君）

今ご指摘のありました内容のとおり、公共交通会議では、実質乗り合いタクシーを走らせるところはバスの存続はどうなるかというご意見はいただいたところでございます。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時ちょうどといたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市民生活課長から午後からの会議に欠席するとの連絡がありましたので、お知らせをいたします。

○4番（出水賢太郎君）

昼を挟んでのちょっと質問ということで調子が狂ってしまうんですけども、先ほどの質問の続きです。

地方公共交通会議と、この中身が問題になってくるんだと私は先ほども申し上げたわけですが、例えば、きのう11番議員がお話しになりましたタクシーの助成の件ですね。福祉タクシー助成の件、もしくはこのデマンドの問題点の分析、また先ほど私が申し上げた路線バス、コミュニティバス、そしてデマンドのこのすみ分けですね。そして、既存のバス会社に対する対策はどうなのか。こういった4つほどの問題点が出てくるわけですが、この辺が、その会議でどのように話し合いがされているのか、具体的にちょっとお示しをいただきたいと思っております。

○企画課長（上園博文君）

今ご指摘のありましたすみ分けにつきましては、確かに重要な問題だと思います。特に、今後乗り合いタクシーを運行する路線にコミュニティバスが走っている状況もありますので、こういった点、あるいは各4地域のコミュニティバスで利用者の極端に少ないところ、さまざまな状況であります。こういった点、地域から空バスという状況が意見として出されておりますので、その辺をこの公共交通会議でも十分皆さん方にも前回の会で周知したところでございます。

こういった関係もありまして、今後4月に公共交通会議の中で、コミュニティバスの今後の見直し等含めて、実証運行のこの内容の反省、そして課題、この会議で意見調整をしまして、来るべき時期にこの本格運行に進めてまいりたいと思っております。

その中で、確かに今おっしゃいますとおり、バス事業者のほうからも大変心配している、危惧されている内容でもございますので、その辺は、すみ分けは明確にしながらも、慎重に対応していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○4番（出水賢太郎君）

私が一番危惧しているのは、コミュニティバスの運行回数が、デマンドが走ることによって減ると思います。そうすると委託料が減ります。そうすると、いわさきグループにとってはマイナスになる。ということであればということで、いわさきグループがほかの路線のことまで言い出したら、非常にこれがまた大変になるわけですね。

例えば、串木野、湯之元、そして伊集院経由の国道3号線の鹿児島方面行き、もしくは加世田から伊作峠を通過して谷山、鹿児島に向かう路線、鹿児島交通ですけど、同じグループですからね。それから、旧なんてつ号の部

分の加世田から伊集院ですね。やっぱり日置市の根幹をなす幹線のバス路線ですから、ここにまで影響が及ぶと、まあ及びかねないと思うんですね。

そうなると、これにかわる代替手段というのはないですよ。日置市内だったらコミュニティバスで解決できます。しかしながら、鹿児島市、いちき串木野市、加世田市、南さつま市、越境する形で走っているバス路線に対しては、日置市はどうすることもできないんですよ。私も、鹿児島市と以前、平成18年のバス路線の廃止問題のときに、鹿児島市の企画部長とも話をしましたけど、鹿児島市は一切ノータッチだと、日置市の問題でしようと言われました。

ですから、そこら辺は慎重にですね。やっぱり今課長が言われたように、市長のほうも対応していただきたい。そして、地域公共交通会議は、あくまでも現場の担当者レベルの話ですよ。しかしながら、いわさきグループの場合は、トップの考え方でやっぱり判断が変わります。ですから、やはりこういうときは市長が前面に出て、ちゃんと話をつけてくるべきだと思いますが、市長はどうお考えですか。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘がございましたこのすみ分けの中におきまして、特にそれぞれの民間会社、タクシー会社も含めまして、バス会社におきましても、やはりその利益という部分が、やはりその中で前提的に出てくるというふうに思っております。今、課長が申し上げましたとおり、こういうすみ分けということもきちっとしていかなきゃなりませんけど、こうする中におきまして大きくバス会社のほうに影響をしてくるようだったら、大変いろいろとまた、その会議の中におきましても大変問題化される部分がございます。

今回、この会議の中にも、その担当レベル

ということでございますけど、特に部長、専務が入っていただいております。専務クラスが入っていただくような形で、社長はえらくお忙しいですけど、やはりそういうトップがある程度交通会議のほうに来てほしいということで、私のほうからもいつも要請しております、今までの会議でも、やはり専務クラス、少なくとも部長、そこの範囲の中で来ておりますので、十分そこあたりも配慮した中で運行しなきゃならない。

私、この交通会議に、さっきも申し上げましたように、今はバス会社のほうも全面的に出てきていらっしゃると思いますので、これは本当にありがたいことございまして、今ご指摘のとおり、他の路線につきましても、今おっしゃいましたとおり、それぞれ市といたしましても補てんもいろんな部分でやっていかなきゃならないというふうに感じておりますけど、やはり財源の限りある財源の中で、どれだけこの補助をしていけばいいのか、やはりここあたりも総括した中で考えなければならぬということでございますので、慎重にこの会議を運営していきたいというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

今、財源の問題と言われましたけれども、今回国会で新しい過疎法が成立しましたね。その新しい過疎法の中で、新しいその追加部分として、その地域公共交通をどう守っていくのかという部分で、その費用に関しては過疎法で過疎債のほうで見れますよと、過疎事業で見れますよという部分が出てきているかと思えます。もうお調べになっているかと思うんですが、日置市でも、その活用というものは考えていらっしゃるのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今回の過疎法、時限立法の中であるということで、特に過疎法の中におきますそれぞれの意見集約の中で、やはりハード的のものより

も、やはりソフト、この部分をどうしても私どもの方も今まで要請してまいりました。今、この交通機関にしておりますお金にしても、約四、五千万円というお金を要しておりますので、私の方も、やはりこの過疎法を含めたこの中でこの一般財源の充当ができればということ、基本的に今までそういう思いがありまして、今回もそのような部分に入れていただく方向の中で、今法律が制定されるのでございますので、この過疎債をうまく活用して、このコミュニティ、また弱者におきます交通基盤の充当、そういうものに一番最優先に考えております。

○4番（出水賢太郎君）

あと、鹿児島市の交通局なんかは、一部路線について民間のほうに委託というか、指定管理者とまではいかないんでしょうけど、そういう制度を設けています。また、離島のほうに行くと、長崎県の五島列島の場合は、その高速船は自分たちで買うか新造してつくって、それをその運航業者に指定管理者で出して、地域のその交通を守ると、そういった方式もとっているようでございます。

将来的には、日置市も、今のままの体制でいけたらいいですけども、どうなるかわからない不透明さがある。そうした場合に、やはりそういう指定管理者というか、官のほうで、公のほうでバスを用意して、それを運行させる方式というのも考えなくてはならない時期がいつかは来るんじゃないかなと思います。その辺の検討課題としてのお考えはどうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今までも、岩崎社長ともいろんな中でお話をする機会がございました。基本的に、いろいろと段階的に鹿児島交通としての、またいわさき産業としての話というのも承っております。こういう路線バスを廃止、いろんなことをする中におきましても、やはり基本的

には、市町村の援助をしているところから基本的に残していこうという方向、その中におきまして、特にこの今さっき11番議員もお話がございましたとおり、この大型のバス、中型のバス、こういう部分につきまして、基本的にその中型で走らせたいんだったら、市のほうで購入して、そういうものを貸し付けして、そしたら自分たちのノウハウの中でやると、そういう部分も、今までも私どもも、いわさき交通のほうからも、そういう話もお聞きしております。

今後におきまして、今ご指摘ございましたそういうものも今後、今のところはどうにかその路線バスの中でも補助をしながらやっておりますけど、行く行くにおきましては、いろいろこういう交通体系のあり方ということで、私ども市だけじゃなく、また他のところもやはりこのことについて考えていかなければならない点ということがございますので、十分今ご意見ございましたことにつきましては配慮して進めていきたいというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

そうですね。小さいバスにかえるときは、たしか県の補助も適用されるということで聞いておりますので、その辺は公共交通会議の中でも話し合いをしていただきたい、議題として出していただきたいと思っております。

それでは、3番目の空港バスの問題に入りますけれども、路線の変更、それからバスの停留所の変更、これは必要かと思っております。

特に何が問題かといいますと、いちき串木野市と日置市の費用の負担の案分が、計算がおかしいと思うんですよね。どういうことかといいますと、距離的なものでいえば、もちろん日置市が多く払わないといけないんですけど、利用者の数からの部分というのが、全然数字として案分の対象になっていないわけですよ。この辺は、いちき串木野市のほう

とどういった話をされているのか。そして、どうやったらこういう計算方法でやらざるを得なくなったのかですね。その辺の経緯について、ちょっとご説明いただきたいと思っております。

○企画課長（上園博文君）

今ご指摘のありました空港バスの負担割合の関係でございますけれども、距離割、人口割、停留所割のこの負担でございます。利用者数割につきましては、今反映されていないと状況でございますけれども、これまでいちき串木野市とはちょっと連絡はとれませんが、協議をいたしておりませんけれども、今後は、向こうが商工観光課の担当になりますので、その辺もあわせて、そういった負担割合この負担割合は、実はいわさきバスさんのほうが提案されて、私どもと協議した上での決定の内容になっているんですけれども、隣接市のいちき串木野あわせてこういった議論を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○4番（出水賢太郎君）

それに鹿児島市も入っているんですよね、停留所で。でも、鹿児島市は一銭も出してないんですよ。だから、その辺もあるもんですから、あと、やはり空港バスが赤字になる原因というのは、便数の悪さだと思います。今まで、昔は1時間に1本いたんですけれども、今はもう2時間待たないといけないときがあります。私も利用しようと思うんですけど、とてもじゃないですけど、もうできないなということで、やはりこの利便性の向上が利用者をふやすかぎになってくると思います。

それともう一つは、九州新幹線が全線開通しますと、大阪方面の飛行機、これはどうしても新幹線にシフトしますから、この利用客減というのも反映しないといけない。そう考えると、やはり東京便と離島便の接続に合わせたバスのダイヤの組み方が必要かと思うん

です。その辺もあの検討に入れていただきたいと思います。

それと、路線の変更でいうと、高速道路の活用も必要かと思います。その辺の検討課題についてどう分析されているのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○企画課長（上園博文君）

別の提案の内容でございますけれども、特に昨年度と比較しまして利用者数が極端に減っているところが、パナソニック前の利用者でございます。軒並み全体的な利用者数というのは減少している状況でございますけれども、ただ、鹿児島空港と、そして鹿児島中央駅を結ぶこの路線、全体的に1割減っているというのも現実的な問題でございます。

したがって、今後におきましては、枕崎と空港路線の分で停留所がこちらのいちき串木野、日置市と比べて6つと9つという状況でございます。したがって、串木野から空港に結ぶこの路線は若干――湯之元、そして長里、妙円寺、パナソニックの前、伊集院駅、そしてつつじヶ丘までなんですけれども、若干この辺は減らした上での運行も考えていく必要があると思います。

で、また、今ご指摘のありましたとおり、伊集院駅から直接高速バスに乗り入れするという、6月から無料化になりますけれども、こういった点で若干距離的にも短くなりますし、その辺は試算をしたところで、3つの停留所を減らすことでおおむね100万円その費用を減ったりとかする状況もあります。で、この辺は地域の方々のやはりご意見も含めて進めていかなければいけませんけれども、コミュニティバスが空バスといいながらも、こういった空港バスも非常に空バスに近い状況もあるところでございますので、今後のやはり限られた財源の中で進めていくには、こういったところから改善していかなければならないのかなということを感じております。

以上でございます。

○議長（成田 浩君）

質問時間が1分を切っております。

○4番（出水賢太郎君）

最後の質問です。なぜその空バスが生まれるのか、利用客が減少するのか、根本的などころを言えば、利用者、それから地域の声というのを十分吸い上げてない。もう一つは、そのバスの広報というもの、そして、利用に対する啓蒙、この辺が足りないからだと思うんです。この辺も地域公共交通会議で、そういうあり方までしっかりと考えていただきたいと思うんです。そこを最後に市長の見解を伺いまして、質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

特に、この空港バス等の関連する交通体系ということで、今、この空港のあり方を含めて全国的に大変いろいろと大きく論議をされている部分がございますし、空港におきます搭乗率を含めた計画、これも大変大きく変化しているのが昨今でございます。

そういう中におきまして、私も今回、日置市を含めたこの新幹線の問題、やはりこの問題も大変今後におきます利用客におきます搭乗客というのも恐らく減っていく方向があるということは、もう見据えていかなきゃならない。

今おっしゃいましたとおり、その接続の問題も含めて、PRも含めて、お互いにこれは市民の皆様方が今後におきまして、JRを含めたこの体系と鹿児島中央駅からの空港バスの発着、いろんなものの体系の選択というのがあるというふうに思っておりますので、そういう利用実態等におきますデータ等もまた会議の中に出しながら、また、今ご指摘ございました利用者のほうからの意向、そういうものも十分意見を拝聴しながら進めさせていただきたいと思っております。

○企画課長（上園博文君）

今、出水議員のご質問の中で、バス停を私は6つと9つと申し上げましたけれども、枕崎線は7つでございます。訂正いたします。

○議長（成田 浩君）

次に、14番、田畑純二君の質問を許可します。

〔14番田畑純二君登壇〕

○14番（田畑純二君）

今回の本会議の一般質問のトリを務めさせていただきます。今までの同僚議員の一般質問と重なる部分もありますが、私は私の立場で私なりに、先に通告しました通告書に従いまして3項目一般質問いたします。

日置市の最高レベルの方針を引き出す質問としまして、第1の問題、政権交代と自治体日置市の運営についてであります。

（1）民主党を中心とする連立内閣が今年の9月16日発足しました。そして、八ッ場ダムや川辺川ダムを初めとする大型公共事業の中止、子供手当や公立高校の実質無償化、農家の戸別所得補償、高速道路の無料化、温暖化ガスの25%削減、そして補正予算の凍結、削減等、新政権は政治主導の名のもと、政策変更を矢継ぎ早に打ち出しております。そして、それらをそれなりに盛り込んだ政権交代後初めとなる国の2010年度当初予算案は、現在国会で審議中であります。

これらの政治主導の名のもとに矢継ぎ早に打ち出される新政権の政策変更、全国の各自治体からは期待とともに、戸惑いや反発の声も上がっているのも事実であります。政権交代によって自治体のあり方がどのように変わっていくのか、我々自治体関係者も真剣に考え、今後を展望しながら十分に対応していく必要があると思います。新政権が誕生して約6カ月が過ぎましたが、新政権の政策実施に伴う市政への影響はどう出ており、それに対して日置市はどう対応しているのか、市長、まず答弁してください。

（2）鳩山政権が掲げる地域主権改革の理念は次のとおりであります。すなわち、地域主権改革とは、まさに明治以降の中央集権、管理依存政治、つまり一たん中央に金を集めてから地方に分配するという依存と分配の政治を終わらせ、自立と創造の政治に変えること。地域主権の大きな理念は、主権者による主権者のためのガバナンスを効かせることであると言われております。

現在開会中の通常国会に民主党がマニフェスト、政権公約で掲げた地域主権の実現に向けた法案が相次いで提出されます。国が全国5つの法令で地方自治体の仕事を得る義務づけ、格づけを見直すための一括法案、国と地方の協議の場を設置する法案などがあります。地方の多くは深刻な過疎と少子高齢化、人口減少に悩み、自治体財源は火の車であることは今さらここで申すまでもありません。

この危機的状況を打開するには、地方の創意工夫の芽をつむ画一的制度、ひもつき補助金を通じた地方支配の見直しをなどが欠かせません。鳩山由紀夫首相は年頭会見でも、政権の一丁目一番地や地域のことは地域で解決できる社会に変えることと、地域主権の確立に改めて強い意欲を示しました。

伊藤祐一郎鹿児島県知事はこの地域主権の動きを評し、交付税の算定基準の見直しなどは必然で、鹿児島にはもろ刃の剣になると述べました。政府は地方の財源不安にこたえる具体案を早急にまとめてもらいたいものであります。自らの権限と責任で地域をどう開くか、問われるのは地方自治であり、その主人公の住民自身であります。

そこで、市長にお尋ねいたします。新政権の地域主権政策に対して本市はどう対応し、どのように政策転換を図っていくつもりでしょうか。市長、わかりやすく、具体的、明確に説明してください。

（3）予算というのは、行政施策の心臓部

であり、この部分こそ国民、県民、市民、住民に開かれたものでなくてはならないし、国民、県民、市民、住民とともにつくっていく姿勢が求められると思います。これまで密室で行われてきた国の予算編成作業にいかにも無駄が多かったかを、昨年末公開された事業仕分け作業の議論を通じて国民が知ることができた意義は大きいものがあります。削減要求には関係省庁や関係者の反発もありますが、仕分け結果をできる限り尊重した査定を実現しなければならないと言われております。鳩山由紀夫首相は、来年以降もこの事業仕分けを継続することを示しておりますが、全国各地の自治体におきましても、この事業仕分けや予算編成作業の過程を公開する動きが広がってきているのは事実であります。

そして、財政規模を守るために全国各自治体の首長が指導力を発揮することが十分に望まれるところであります。例えば、京都府の京丹後市は市民がど真ん中のまちづくりを掲げる中山市長のもと、徹底した情報公開と市民参画を柱とする市民市政改革が進められています。中でも、予算については編成過程を公開するとともに、市民参加で再調整を行い、成立した当初予算については「わかりやすい今年の予算」と題する冊子にまとめて全戸に配布しております。そして、この意思決定過程の透明化を図ることが市民にも、職員にも好影響を与えていると言われております。

そこで、市長に質問いたします。来年度予算編成の基本方針と重点施策は何でしょうか。また、新政府にならって本市の予算編成の方法を変えていくつもりはないか、明確に答弁してください。

(4) 新政権の政策転換を踏まえながら、持続的な自治体経営を行うためには、どのような戦力が必要なのでしょう。財政の持続可能性を確保するために、財政の健全化に向けた取り組みの過程では、必ず痛みを伴いま

す。

しかしながら、今を生きる我々は、将来の世代に対する責任として、可能な限り将来の子供たちの負担を軽減するべきであり、その他にも、さらに踏み込んだ取り組みを続けることが望ましいと言われております。

地方の持続的財政運営のために必要なことは、1、税財政制度構造を地方分権型に抜本的に再構築することが大前提です。2番目、地方経営者、首長の持続的財政運営に向けた断固たる姿勢が大事です。市長は、本市の持続可能な財政運営を続行するために、何を、どのように実行し、その効果をどう答えるか、具体的に明確にお答え願います。

(5) 農山村地域の崩壊を食いとめるためにも、経営規模の大小を問わず農家を支援するという新政権の農業者戸別所得補償制度に期待する人は多いようです。また、過疎地域の再生を図るためにも、新しい過疎法の制定を強く望むとともに、今後、平成の大合併のような理念なき強制合併はやめてほしいと考えている人も、農業が主たる産業である中山間地域には多いようであります。現在、本市の農山村地域の崩壊を食いとめるために、本市ではどのような政策を実施中で、その効果はどのようにあらわれているか答弁してください。

第2点、活力ある組織づくりと人材育成についてお伺いいたします。

(1) 平成18年度から平成22年度までの5年間の行政改革、行動計画、アクションプランの進捗状況と成果及び課題につきましては、平成20年度行財政改革特別委員会にて、平成20年5月に総務企画部総務課より詳しい資料をもとに説明をしていただきました。しかしながら、それから約1年10カ月経過しましたので、現時点において、このアクションプランのその後の進捗状況と成果及び課題について総括してください。市長、答

弁願います。

(2) 去る1月21日の全員協議会において、本市の平成22年度行政組織の見直しについて、市当局執行部より説明していただきました。このように、本市でも行政需要に対応した組織機構を基本とし、事業の見直し、人員の適正配置、機構改革を今後とも常に行っていくべきであります。そして、住民ニーズや社会、経済の変化に即応した行政サービスを効率的かつ効果的に展開できるよう、政策形成や政策調整機能の充実とともに、部門間の連携を強化するため、簡素で機能的な組織機構の検討を継続的に実施すべきであります。また、特定機関に、特定時期に集中する事務に対応可能な機能的な組織、人員の配置に努めるべきであります。

市長は、平成22年度行財組織の見直しのねらいと、組織機構改革の検証と機能強化をどう考え、どう実行しようとしているか、市長、お答え願います。

(3) 本市が基本とする共生協働のまちづくりには、行政の全職員はもちろん、全日置市民と市議会との一体化、一致団結と信頼関係の確立が欠かせません。この行政組織の見直しのねらいと、市民サービスの低下防止を全職員と全市民に十分理解、納得してもらうための方策はどうするつもりなのか、市長、教えてください。

(4) 審議会、協議会等については、市民の意向を行政に反映すべくより専門的なスタッフの充実を望みます。審議会の整理・合理化につきましても、委員の任期並びに再任は妨げませんが、最長年数の制限や同一人を委員として選任できる期間の数の制限などを規定する附属機関等の設置等に関する指針を策定し、審議分野の共通性や設置目的の達成度等の現状把握に努めるとともに、その運営についても整理点検し、廃止・統合等の合理化を行うべきであります。

また、行政目的によっては単独の自治体のみで行うことよりも、広域的な視点から業務を行うことが望ましい場合については、広域で一部事務組合を組織して行うことが妥当です。今後においても広域行政を目指すべきですが、広域の一部事務組合に対しても行財政改革の努力を一層促進し、さらに効果的な広域行政のあり方についても検討すべきであります。本市は、審議会等の整理合理化と広域行政の効率的な運営をどのように考えているか、市長、答弁願います。

(5) 定員適正化計画の着実な推進、人材育成基本方針、人事考課制度の導入、職員の意識改革等を本市ではどのように進めており、その実績はどう出ているか、市長、お答え願います。

第3点、最後であります。公共サービスの再構築と自治体運営についてお尋ねいたします。

(1) 小泉政権以降小さな政府を目指し進められてきた官から民へ、NPOなど市民との協働が広がる一方で、財政再建やコスト削減を重視した地方により、セーフティネットなど、公の後退や公共サービスの質の低下などが懸念され、2009年5月には公共サービス基本法が制定されました。

こうした中、政権交代を果たした鳩山由紀夫首相は、所信表明の中で「命を守り、国民生活を第一」とした政治を説き、人間のための経済への転換を提唱しました。そして、さらに、「人と人が支え合う新しい公共を目指す」と述べ、改めて公共サービスのあり方を問いかけました。

そういう意味でも、我々国民の公共サービスの再構築に向けた国、自治体のあり方について考えてみる必要があると思います。超党派による議員立法として昨年5月に制定され、7月に施行された公共サービス基本法の概要をまずお知らせください。

(2) その基本法に基づいて本市ではどのように公共サービスを再構築しているか、市長、具体的、明確に、わかりやすく答弁願います。

(3) 自治体の現場では、近年民間委託やアウトソーシングが進められてきました。厳しい財政状況の中で、住民に質のよいサービスを提供していくための工夫の結果といえますが、一方で、住民からの反対で訴訟が提起されたり、事故発生防止に対する賠償責任のあり方も問われ始めています。自治体の民営化、民間委託等について適応性の判断基準の明確化を含め議論を深める必要があると言われていています。本市の公共サービスの民間委託等の流れと自治体の責任をどう見て、本市ではどのように責任を果たしているのか、市長、明確に答えてください。

(4)、最後です。公共サービス基本法は、公共サービスの自立を目指して成立しました。最近、派遣切りされた非正規労働者だけでなく、高齢単身者、さらにはローン支払いが不可能になり持ち家を手放した人が住宅難民化するなど、住まいの貧困をめぐる問題が拡大しています。こうした居住不安を解消していくためには、国と自治体の住宅政策に公、おおやけを復権させなければならないと言われていています。協働の視点から見た公共サービスのあり方と本市の公共政策としての住宅政策は、どんな内容で、どう実行中か、市長、答えてください。

以上、申し上げ、具体的、明確、内容のある誠意あふれる答弁を期待いたしまして、私の第1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の政権交代と自治体日置市の運営について、その1でございます。

新政権の政策実施に関しては、市政への影響ということではありますが、平成22年度の

予算編成に関しましては大きな影響はなかったというふうに思っておりますけど、今後につきましては、いろいろと具体的な施策の中で影響が出てくるというのは考えております。

2番目でございます。地域主権におきましては、これまで自民党政権の中でも地方分権を推進する中で、国と地方のあり方、役割分担について論議され、また、財政面でも三位一体改革の中で地方への財源配分を高めるとする取り組みがされたところでございます。

また、その受け皿として、基礎的な自治体のあり方も論議され、私たちも4つの町の合併による市制施行を進めてきたと考えております。

3番目でございます。平成22年度の予算編成の方針につきましては、当初予算の概要でもお示ししたとおりでございまして、住民福祉の向上のために、最小の経費で最大の効果を発揮することを目標に、常に組織やその運営の合理化、適正化に努めてきたところでございます。

その中で、重点的な取り組み、施策といたしましては、地域づくり推進基金等を活用いたしまして地区振興計画の課題解決のため、地域におきます振興計画に基づきまして、本年、22年度も予算を配分して実施していきたいというふうに考えております。

4番目でございます。持続可能な財政運営を続けていくためには、これまでに歳入に見合う歳出という取り組みをしてきました。その成果としても、新たな市債の発行を可能な限り縮小し、起債残高の縮減に努めてまいりました。

5番でございます。特に農村地域におきましては、荒廃化した土地も田んぼで208.7ヘクタール、畑で286.1ヘクタールと約500ヘクタールぐらい荒廃地しております。その対策といたしまして、中山間地域等直接支払い制度、また、農地・水・環境保全向上

対策、こういう事業等を使いまして、それぞれの地域におきます荒廃地等も少なくするよう、また、それぞれ地域ぐるみでこのことに問題解決に取り組んできておるところでもございます。

2番目の活力ある組織づくりと人材育成ということでございますけど、アクションプランの平成18年度から22年度までの実績については、55のプランのうち87%に当たる45のアクションプランではほぼ計画どおり進めております。また、効果額といたしましては約38億5,000万円の実績が上がっております。

今後におきましても、やはり定員適正化におきます職員の削減、また、指定管理者制度等そういうものを導入しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

2番目と3番目一緒にさせていただきます。

平成22年度の組織、行政の見直しにつきましては、共生・協働の地域づくりといたしまして、企画課のコミュニティ係を地域づくり課に改め、また、市税等の滞納を整理するのを特別滞納整理課、こういうものを設立いたしましたして、今、市が当面している課題解決のために課の再編成を行ったところでございます。

4番目、各種審議会につきましては、今までもいろいろと議員の皆様方からご意見が出てきておりまして、やはり公正公明、また公開された審議会、また公募を多く活用したそういういろいろと課題をご提議いただきましたので、なるべくそのような状況の中で進めさせていただきたいし、また、広域行政につきましても、やはり近隣の市町村と連携を深めながら広域行政の事務を効率的に運営をしてみたいというふうに思っております。

5番目でございます。定員適正化につきましては、合併当時620名ぐらい、今、五百二十数名ということで、約100名程度の削

減をさせていただきました。この中におきましても、大変職員の大きな努力といたしますか、事務事業の多くなったということも十分認識しておりますけど、やはり財政的なことを考え、また、私ども5万2,500人ぐらいの人口規模の各市町村との類似団体の職員数、こういうものも十分考慮した中で進めさせてもらってきております。今後におきましても、やはりこのことにつきましてもは努力もしていかなきゃならないというふうに考えております。

また、人事考課制度の導入につきましても、地方公務員の改正時期も見きわめながら検討をしてみたいというふうに思っております。

3番目の公共サービスの再構築と自治体運営についてというご質問でございまして、公共サービス基本法は、公共サービスに関する施策の基本となる項目を定めることによって、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するという目的で、21年の7月から施行されております。

今後におきましても、この法律に基づきまして行政運営をしていきたいというふうに思っております。

2番目でございます。法案成立により公共サービスの施策の実施につきましては、市民の意見を踏まえる視点、あるいは、公共サービスに従事する方の視点について規定されています。民間委託を進めるに当たっても、法の指導を踏まえ、地域内の実情を勘案しながらサービスを受ける側も、公共サービスの提供者にとっても満足が得られるようサービスの再構築に努めてまいりたいというふうに思っております。

3番目でございます。指定管理者制度の導入を初めとして、公共サービスの民間化を推進しておりますが、現状においてはまだ市民や民間事業者等の皆様方のお力をおかりして、

豊かな公共空間を形成することにより、市民の皆様の多様なニーズにこたえていく必要があると考えております。

4番目でございます。本市の住宅施策につきましては、平成18年に策定いたしました日置市住宅マスタープランをもとに、地域における定住促進のための住宅整備や過疎対策の一環として環境に配慮した住宅建設など、地域活性化を図っていききたいと思っております。

今後におきましても、特に平成22年から26年度にかけまして、7地区におきまして10戸程度の公営住宅を建設をし、また、地域の過疎化を含め、また、学校におきます児童の対策増ということも図っていききたいというふうに思っております。

以上で終わります。

○14番（田畑純二君）

市長からそれぞれ答弁をいただきましたが、さらに深く突っ込んで別の視点、観点からいろんな重点項目に絞って質問していきます。

政権交代と自治体の日置市の運営について。

（1）今回の政権交代は無血革命とも称されております。そして、民主党マニフェストには、明治以来続いてきた中央集権体制を抜本的に改め、地域主権国家へと転換すると高らかに宣言しております。そして、鳩山由紀夫首相も分権改革を1丁目1番地と強調しています。そして、地域主権改革は、先ほども述べましたように、依存と分配の中央集権、官僚主導政治から主権者のための自立と創造に変えることだと、原口一博総務大臣・地域主権推進特命担当大臣も明言しております。

市長は新政府のこういう地域主権改革の意義づけをどうとらえ、どう理解し、そのために今後の日置市政のかじ取りをどのように変革しようとされるのか、再確認の意味も含めてもう一度踏み込んで、改めて答えてください。

○市長（宮路高光君）

地方分権改革一括法が制定されまして、また、平成の大きな大合併がありました。このことにつきましても、今、基礎自治体がどう行政を運営していくのか。今、国から地方という一つの移譲の中でございますし、その中で、特にいつも財政と財源、この両面ということで言われておりまして、やはり私ども基礎自治体に課される責務というのは大変大きなものであると。今までそれぞれ国に頼っていた部分につきましても、やはり責任あるいろいろと政策決定、また責任、こういうものを果たしていくべきであるというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

2番目に、中央集権国家から地域主権国家への転換は、明治以来の国の形を180度変える大事業であります。改革は容易ではありませんが、民主党連立政権の発足はまたとない追い風であるとも考えられます。そして、地方はこの好機を生かすべきではないかと言われております。

先ほども言いましたように、自らの権限と責任で地域の未来をどう描くか問われるのは地方自治であり、その主人公の住民自身であります。市長は、このことをどう思い、主人公である日置市民全員に対して、この地域主権の考え方をどう啓発、啓蒙し、意識を醸成、高揚し、行政自身でもそのための仕組みづくり、環境、雰囲気づくりを、今後どう政策立案し、実施していくつもりなのか、お答えください。

○市長（宮路高光君）

特に、国と地方、また、私ども日置市におきましても、私ども行政とそういう地域の自治会、地区館、こういうものであるというふうに思っております。

そのために、今までも地区館制度を含め、また、地域の振興計画等をつくり、やはり地

域でできることは地域で自己決定していただく、こういうことをこの二、三年取り組んでまいりました。

やはり、今国が行っていることと、私ども今まちづくりの中でしているのは同じ方向性の中で、市民としてもやはり自己責任の中で地域づくりに参画して、また、いろいろと決定をしていただく、こういうことであろうというふうに思っておりますので、今のことを十分認識しながら、また、市民の皆様方にも、この国の制度のあり方も理解をしていくような形で説明をしていきたいというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

先ほどの1番目の私の質問に対する答弁がなかったようなんですけど、次に、昨年9月に発足した鳩山政権の施策で最も注目されたのが、予算編成作業の中での事業仕分けであります。昨年末の2週間の仕分け作業を通じて、国民は国の予算化と、それを執行する政府に多くの問題があることを知らされました。官僚たちによっていかに税金の無駄遣いがなされているかということでもあります。

それで、税金の使い道をより明確化しようと、昨年末に政府の行政刷新会議が始めて実施し注目を集めたこの事業仕分けや予算編成作業の過程を公開する動きが、全国の自治体で広がっております。本市もより質の高い行政サービスの提供を推進するための予算編成システムを見直すためにも、この事業仕分けのやり方の導入や予算編成作業の過程を公開することなども一方法ではないかと、私は思います。

市長は、この事業仕分けについてどう思い、どう評価されているか、正直な感想と、今からこの導入や予算編成作業過程公開を検討していく気はないか、市長の考え方、方針を聞かせてください。

○市長（宮路高光君）

国のほうで事業仕分けということにおきまして、いろいろと公開しております。私ども、この合併いたしまして、私、行政改革の中におきまして特に補助金等の見直しということで、それぞれの委員の皆様方がきちっといろいろと今までもやってきました。国が今回事業仕分けという形ではしておりますけど、私どもは、今までも行革という形の中で大変いろいろと財源の捻出もしながら、また、職員の削減もしながら、私は今までもこれを行ってきただけだと思っておりますので、公開という形もどういう形の公開なのか。今もやはり行政の内部だけでなく、委員の皆様方にもきちっとした資料もお示しをし、また、このことにつきましても、広報紙等につきましてもきちっとお示しをしております。

今後におきまして、またその事業仕分けをする課題と申しますか、そういうもろもろがあれば、またそういう部分もやっていけばいいと思っておりますけど、方法の中で、やはりいつも行革と申しますか、事業の見直しというのは、いつも、絶えず、ああいう形の中で1回だけということではなく、私は毎年いろいろとこういうことを見直しをしながら、本当に効果と評価がどうなのか、こういうことをやはり検討して、特に議会の皆様方にもそういうものをお示しをしながら、その中で予算におきます最終的な決議は議会でするので、こういう仕組みの中で今後進めていきたいというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

ちょっと今の質問とダブるんですが、私、先ほど、1問目の中で京都府の京丹後市の予算編成過程のことをちょっと申しましたですけど、その予算編成過程を公開するとともに、市民参加の再調整を行い、成立した当初予算については、「わかりやすい今年の予算」と題する冊子にまとめて全戸に配布していると。それで、そのことが市民にも職員の好影響を

与えている事実を、市長はどう思って、どう評価したのですか。今の質問とちょっとダブるんですが、そこら辺、もう一回見解をお示してください。

○市長（宮路高光君）

結果的に当初予算の概要につきましては、広報紙等で皆様方にもお示しをしておりますし、また、いろいろ概要版ということで、自治会長さん、いろいろな方々にはそういう方針の中、行政連絡員等の中でも説明をさしてもらっております。そういう全戸にどういう形で配布すればいいのか、ここあたり必要なのか、ここあたりもう少し時間をいただきまして検討をさしていただきたいと思っております。

○14番（田畑純二君）

今度は、自治体の予算編成の方法について、一般論も含めて日置市はどういうことかちょっとお聞きします。

それで、自治体の予算編成の方法につきまして考えられる方式が8つございます。それで、次のとおり述べますが、時間がないので、方式名のみを簡単に申し上げ、詳しい内容については申しませんが、8つございますので、ちょっともしできれば簡単にメモしていただいて、現在の本市の方法はどんな方法になるか答えていただきたい。

まず1番目がシーリング方式というやつです。それから、2番目が増分主義、それから、3番目がゼロベース予算、4番目が事業別予算、5番目がサンセット方式、6番目がトータルコスト予算、それから、7番目が部局枠の配分方式、8番目が節約分予算化方式、この名前だけじゃ内容がわかりにくいと思いますが、そこまでは言いませんけど、現在の本市の予算編成の方法は、このうちのどれに当たるか。また、これらのどの方式もメリット、デメリットありますけども、それらを詳しく検査してみる必要がありますが、そのメリッ

トを本市なりに提示していくために、今後、本市でもこれらを真剣に調査研究、検討をしていく気はないか、市長の考え方、方針をお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

8つ答弁いただきましたけど、ちょっと速記ができない部分がありましたけど、今、お聞きする範囲内におきますと、どの方式というのではなく、今おっしゃいました8つの中を全部含んでいかなきゃならない。ゼロでありますし、節約でありますし、またローリングを繰り返していく。どの型というんじゃなく、今、議員がおっしゃったこの8つのその方法を組み合わせた形の予算編成としていかなければ、一つ偏った形というのは大変難しいんじゃないか。それぞれの部局の方に配分予算、そういう部分もあります。今しているのは、この8つをまとめた形の中で私は22年度の予算編成をしたということで、どの一つの方式だけでも、恐らくいい点、利点があるというふうに思っておりますので、話の中では8つをトータルした予算というふうにご理解してほしいと思います。

○14番（田畑純二君）

もうこの件についてはそれ以上申しません。

それから、今、鳩山政権下で都道府県予算の内容も投資的経費は圧縮、社会保障費は増額するなど、大幅に組み替わっています。その中で、全般的な傾向は、過去の基金などを使い普通建設事業の落ち込みを防ぐ景気対策重視型と、支出を抑える財政健全化優先型に二分化された形であると言われております。

それで、都道府県予算と市の予算では目的や規模等で大きな違いはありますが、このような県予算の二分化の中で、本市の10年度予算案を市長はどう分析、位置づけされているのか、それで、この予算の目玉は何なのか、もう一回市長の答弁を求めます。

○市長（宮路高光君）

予算編成の中でもお話申し上げましたとおり、やはりきめ細かなといいますか、やはりこの公共投資にしても、大型といいますか、そういうものじゃなく、地域のやはりきめ細かい形の中で予算編成をしたというふうに思っております。

きょう、後ほど補正も出しますけど、やはり基本的には地域におきますいろんなところに生活関連といいますか、身近な、そういうものを基本に編成をさしていただきました。

○14番（田畑純二君）

7番目に、地方の持続的財政運営のために必要なことは、先ほども少し申し上げましたですけど、さらに申し上げますと、1番目に、税財政制度構造を地方分権型に抜本的に再構築することが大前提だと。それで、身の丈に合った財政運営を行うとの基本姿勢のもと、本当に必要な事業を自ら優先順位をつけた上で、独自に判断できる自治体を自立するためには、具体的に何が必要かと考えますと、まず第1に、簡素・効率的な行政システムの構築。その上で、PDCAサイクルを回し、不断の政策の評価の見直しを行うべきです。第2に、地方の税財政基盤の確立、第3番目に、地方の自己決定、自己責任の確立であります。そのためには、国には勇気が、地方には市民、議会、行政3者の覚悟が求められると言われております。

それで、2番目に、地方経営者、首長の持続的財政運営に向けた断固たる姿勢が大事です。地方経営者、首長が留意すべき点は、第1に、明確な中長期財政健全化計画を策定し、それを数値目標として掲げ、住民に対し、持続的財政運営に向けたみずからの断固たるコミットメントを、まずもって示すことがまず重要である。2番目に、財政健全化目標を達成するための仕組み、仕分け、仕掛け、ツールが必要であると思われま。市長は、これらの基本的な方策をどう受けとめ、本市

の現在の財政運営で欠けている点があれば、これらの原則を研究、検討して、本市でも少しずつでも採用していく気はないか、お伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございました中におきましては、持続的な財政運営というのが、やはり行政におきまして一番大きな課題であるというふうに思っております。そのためには、今お話ございました財政健全化計画、もうこれを一番作成しなきゃならないということで、このことにつきましては、5カ年の計画を皆様方にお示しをし、基本的に大きな大枠でございますけど、やはり当初ございました250億円程度の予算規模を約200億円から210億円、その程度に圧縮していこうと。また、基本的に350億円ぐらいありました市債を約300億円程度に圧縮しよう。これが1つの大きな前提をもう皆様方にもお示しをし、また、市民の皆様方にもそのようにお示しをしておりますし、それに向けまして、それぞれが財政の効率化を含め、また、重点施策におきます予算配分、こういうものを常に見直しをしていかなきゃならないというふうに思っております。

特に、来年以降におきます、今、5カ年計画をつくって目標にしておりますけど、恐らく来年もう一回見直しをしていかなければ、国におきます一括交付金、いろんな地方交付税、23年度から変わることでございますので、このことに対しましては、また来年その見直しもさしていただきたいというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

次に、農業、農村地域のことなんですけども、一般的に、今、日本の1次産業の就業者は右肩下がりで下がってきて、全体の約3%以下になりました。逆に、2次、3次産業、とりわけ3次産業が急速に伸びてきています。

そのような状況の中で、国内農業生産額は、我が国国内総生産額の中でわずか1%である。ほとんどマイナーな産業となりました。

そして、我が国では、今都市部に住んでいる人は8割で、農村地域に住んでいる人は2割です。いずれ日本列島は都市部だけが残り、農村地域は消えると。果たしてこういう国が存在するのでしょうかという人まであらわれてきております。

それで、このような状況の中で、日置市内の農村地域のこれ以上の崩壊はどうしても食い止めなければなりません。市長は、日置市内の1次産業の振興をどのように図っておられますか、その基本的な考え方、方針だけでも再確認の意味も含めて、あえてこの場でお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

特に、私どものこの地域におきます農業のあり方、基本的には中山間地域で現状があります。土地利用型のできない地域でありますので、やはり集約型を含めましたあの形の農業体系になっていくというふうに思っております。

その中におきまして、特にこの周辺地域におきます農業振興というのも大事でございますけど、農村地域の荒廃と。ここを大前提に物事は考えていかなきゃならない。俗に言われます限界集落、こういうところもあるということもお聞きしておりますので、やはり助け合い、結、または、行政としてのいろいろなサポート、こういうものを今後におきまして考えていく必要がある。

特に、今、農業公社とか、また、それぞれの法人も集落営農を含めた法人格も有しておりますけど、やはり、こういう団体等を今からそれぞれの地域につくって、やはりこの農地と農村地域を守っていく。この両面の中で施策を打っていく必要があるというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

2番目の活力ある組織づくりと人材育成について。

先ほど、アクションプランの達成率は87%ぐらいであると、こう答弁があったんですけども、特に、この中でこの進捗状況が最も計画どおりに進んでいない、成果が上がっていない項目は何で、その対応はどうしているか。そして、それらは最終年度の22年度末までに計画を達成できそうか、また、これにかわる23年度からのアクションプランはどうされる予定なのか等について、市長、答弁を求めます。

○市長（宮路高光君）

今の87%程度で、まだ達成してない部分もあるようでございます。特に、この人員の削減とか、事業の削減、そういうものもありますけど、今ちょっと具体的にどの部分がなかったかというのは、また後ほどお示しをしますが、まだまだいろいろと私ども行政改革方針の中におきまして、このことについて努力をしていかなければならない分野もたくさんあるようでございます。

○14番（田畑純二君）

22年度の行政組織の見直し、これについてももう一回。そのねらいについては、一応答弁していただいたんですけど、もうちょっと詳しく、さらに突っ込んで、この基本的な考え方とこの見直しの背景、もう一歩踏み込んでちょっと説明してください。

○市長（宮路高光君）

特に、今回の行革を含めた組織の再編ということにおきましては、特に支所等におきましては係の統合ということを基本的にさしていただき、やはり支所におきましては薄く、広くやっていく。今、話の係と課も統廃合をさしていただきました。

また、本庁におきまして課の統合ということもさしていただきました。

それと、新たに課を設立したのが2つでございまして、特に、一番今重点的に本市で進めておりますこの地域づくり、また、地区館を含めたこのことに対する専門的な課ということが一番大事であろうと。

また、一番大きな問題にされておりますこの滞納整理を含めた、税だけでなくいろんな問題がございますので、今回、特別滞納整理課と、こういうものの2つ今まで一番課題としているものにつきまして課を設立して、また新たにそのところに重点的に事業をといたしますか、仕事をしていきたいという形のねらいで、今回の行革の整理をさしていただいたということですよ。

○14番（田畑純二君）

今度はちょっと職員の退職者のことについて。合併後昨年までの職員の日置市職員の退職者は85人で、来る3月末の退職予定者は34人と聞いています。それで、合計119名になり、職員数は525人になる予定だというふうに聞いております。それで、22年度の新職員の採用予定は5人と。それで、これでは市政の行政サービスが質、量ともに落ちてくるのではないかと危惧する市民がふえてきています。

それで、幾ら市民との共生・協働の地域づくりという基本政策があるといいましても、肝心の市民の皆さんのほうにそれに適合する環境と雰囲気、それだけの能力とやる気が備わっていなければ、そして、縮こまり、意欲が沸かず沈滞感に浸ってばかりいては、今までの行政、伝統行事や各種イベント、行政サービスのどこかにしわ寄せが来るというふうに懸念されます。

それで、私がこの見直しの詳しい内容と理由、背景などをありのままに全市民に公開し、見直しされた業務内容、役割分担等を時間をかけてでも全市民に十分に説明すべきであると思います。そして、職員はもちろん、市民

にも完全に理解し納得してもらう努力を、市長以下部課長——我々も含めてそうですけども、最大限に行うべきで、納得がいかず表に出ない不平、不満のある職員、市民を少しでも少なくすべきであるというふうに思います。

○議長（成田 浩君）

あと質問時間が1分となっております。

○14番（田畑純二君）

それで、市長は、市民一人一人の意識の転換を図り、市民の心を動かし、市民のやる気を起こしてもらい、市政に参画していただくために、どうするつもりなのか、はっきりと答えてください。もう時間が来ましたので、残念ながらこれで最後にします。

○市長（宮路高光君）

今回の退職者は三十数名でございまして、このうち病院関係の方々が10名いらっしゃいます。今ご指摘ございました5人という採用は一般事務でございまして、その他に消防とか、今回保健師とか、建築士とか、さまざま11名でございまして。これはご理解していただきたい。

それと、今さっき言いましたように、課を統合し、また、係を統合しますので、実質的な形の配置が減というのは、私は最小限にとどめたというふうに思っております。ただ、今ご指摘のように、35人やめて、5人しかなくてとはというご指摘をいただきましたけど、ここあたりは十分ご理解をしてほしいというふうに思っております。

今後におきましても、公民館長さんを含め、また、広報紙の中にも、このような状況はいろいろとお知らせをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を14時20分といたします。

午後2時08分休憩

午後 2 時 20 分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第 2 議案第 5 4 号日置市長等の
給与の特例に関する条例の
一部改正について

△日程第 3 議案第 5 5 号日置市公民館
条例の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第 2、議案第 5 4 号日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について及び日程第 3、議案第 5 5 号日置市公民館条例の一部改正についての 2 件を一括議題とします。

2 件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第 5 4 号は、日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてであります。

市財政の健全化に寄与するため、平成 1 8 年度から実施している市長等の給料月額及び部課長等の管理職手当の減額並びに平成 2 1 年度において実施している職員の給料月額の減額について、平成 2 2 年度においても継続して実施するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、後ほど総務企画部長に説明させます。

次に、議案第 5 5 号は、日置市公民館条例の一部改正についてであります。

日置市高山地区公民館の施設改修に伴い条例の一部を改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、教育次長に説明させます。

以上、2 件、ご審議をよろしくお願いま

す。

○総務企画部長（池上吉治君）

議案第 5 4 号日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正につきまして、別紙によりまして説明を申し上げます。

第 1 条第 1 項中「平成 2 2 年 3 月 3 1 日」を「平成 2 3 年 3 月 3 1 日」に改める。これは市長、副市長、教育長がそれぞれ 1 5 %、1 0 %、8 % の減額をしております期間を 1 年延長いたしまして、平成 2 3 年 3 月 3 1 日までとするものでございます。

次に、第 3 条中特例期間を「平成 2 2 年 4 月 1 日」から「平成 2 3 年 3 月 3 1 日」までの間に。これは職員の減額する期間を改めて、平成 2 2 年 4 月 1 日から 1 年間定めるというものでございます。

次に、「1 0 0 分の 9 8」を「、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める率に改め、同条に次の各号を加える」としまして、1 号として、次条に規定する職員は 1 0 0 分の 9 8、2 号として、前号に掲げる職員以外の職員は 1 0 0 分の 9 9 としておりますが、次条に規定する職員というのは管理職でございます。1 号にある次条に規定する職員は管理職でございます。つまり、管理職はこれまでどおり 2 % 減額をし、その他の職員は 1 % 減額するというものでございます。

附則第 2 項中「平成 2 2 年 3 月 3 1 日」を「平成 2 3 年 3 月 3 1 日」に改める。これは、この条例の効力を失う日でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定は平成 2 2 年 4 月 1 日から施行するというものでございます。

今回の改正によりまして、市長、副市長、教育長の給与減額と管理職の管理職手当の減額は同じ率で、2 1 年度に引き続き実施いたします。職員の給与につきましては、管理職が 2 %、その他の職員が 1 % の減額という

こととございます。この条例によります減額の総体年間総額は2,959万4,000円の見込みとございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○教育次長（桜井健一君）

それでは、議案第55号日置市公民館条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

別表のほうをお開きください。今回の改正は、高山地区公民館の工作室を調理室に改修し、研修室内に空調施設などの施設整備をし、利用者の利便性を高めたものとございます。

それに伴いまして、他の地区公民館と同様に、別表のうち調理室と冷暖房の使用料をそれぞれ8時30分から13時までを310円、それから13時から17時までを同じく310円、それから17時から22時までを630円、それから冷暖房の使用料としまして、1時間当たり100円という料金を設定したものとございます。

以上とございます。

○議長（成田 浩君）

これから、2件について質疑を行います。質疑はありますか。

○15番（西菌典子さん）

15番。議案54号についてちょっとお尋ねしたい、確認というものを含めてお尋ねしたいと思います。

職員の分とございます。私は日置市民を守るための職員の役割という意味で、2つほどちょっとお尋ねしたいと思っております。先ほどから一般質問でも出ておりましたが、620人でいらしゃったのが100人ほどの減という現状とございます。また、現状では地方分権とか、地域主権とか進められる中で、大変仕事量、また、職員の戦略的また自主的な仕事が、能力が求められるという現状。そしてまた、地域におきましては共生・協働という中で、家庭においてはまたボランティアでいろいろな活動もしなければいけないと、

そういう職員の負担というものが今後ふえて、また、今もですが、今後もふえていく現状である中で、やはりそこ辺のところを十分考慮に入れての提案であるのかということが1点。

それから、もう一つは、よく近辺の方々でもお話を聞いたりするわけですが、また、職員の皆様方とお話するときもよく感じたりするわけですが、サービス残業といわれるものが非常に多いというのも聞いたりもしております。そういうようなところ、そういうことを十分把握してのご提案であるかということを確認の意味でお尋ねしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今のご質問の中で、今回組合の皆様方と5回ほどこのことにつきまして交渉をさせていただきました。特に、この職員の削減ということもある中におきまして、それぞれ仕事が増えたと、こういうご意見もございまして、特にこの100名もの削減というのは、半数以上が管理職でございました。また、それぞれの指定管理者を含めた中におきまして、大きな実質の削減というのも、私はないというふうに感じてはおります。

その中におきまして、特にこういう日置市におきます会社といいますか、周りのそれぞれの賃金等を含めた中におきますこの経済的に冷えている中において、やはり職員自らがある程度律してしていかなければ、また、いろんな団体等におきます補助金もお願いしている。自分たちの職員だけを考えれば、どうしても地域の共生・協働も難しいと。そういう中で、今回、去年は2%ということとございましたけど、今回、去年、期末手当とかいろんな中におきまして大きな減がございました。そういうことも加味した中で1%ということをお願いし、組合のほうとも妥協したということとありますので、そこあたりを十分皆様方もご理解してほしいというふうに思っております。

以上です。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第54号及び議案第55号の2件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いません。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第54号及び議案第55号の2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第54号について討論を行います。討論はありませんか。

○7番（坂口洋之君）

私は、議案第54号日置市長の給与に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論いたします。

賃金が抑制され、特に若い世代を中心に先行きが本当に不安です。今、社会はデフレ社会と言われております。物価の価格が下がると同時に、賃金が減少するという労働賃金のデフレが続いています。その消費者心理が財布のひもを結びつけ、さらなるデフレスパイラルにつながっております。

公務員賃金に関しましては、人事院勧告のマイナス勧告により賃金が下がり、鹿児島県においては地域給与の反映ということで賃金の抑制が進んでおります。合併後、平成21年度時点で、日置市では85人の正規職員の人員削減が進み、採用の抑制で今後も人員削減が進むと言われております。ことし3月にも管理職を含めて34名近い方が退職する一方で、新卒採用にしても抑制され、より人材の活性化が求められております。

そういう中でのカットは必要ないと考え、私は反対といたします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

○16番（池満 渉君）

16番。ご承知のように、国と地方を合わせた借金は900兆円に及ぼうとしております。亀井大臣が郵貯、いわゆる郵便局の預金の上限額を3,000万円にというような話もしてございました。そこら辺がどのような背景にあるのかということをご承知だろうと思いますが、提案理由の中にもありました。21年度は2%ということでございましたけれども、職員組合の方々と話し合いをしながら、職員の方々については1%という減額で妥協をしたということであります。非常に厳しい中で大変収入は減るけれども、せめて自治体職員については、その職場の安定という意味では民間に比べてまだまだ大丈夫なところがあるというふうに思いますので、私は、この条例の改正案には賛成でございます。

○議長（成田 浩君）

他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第54号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

起立多数です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。議案第55号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第56号平成21年度日置市一般会計補正予算（第8号）

△日程第5 議案第57号平成21年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（成田 浩君）

日程第4、議案第56号平成21年度日置市一般会計補正予算（第8号）及び日程第5、議案第57号平成21年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第3号）の2件を一括議題といたします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第56号は、平成21年度日置市一般会計補正予算（第8号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,678万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5,647万1,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、国の第1次補正予算による地域活性化・公共投資臨時交付金の交付見込みによる増額、国の第2次補正予算による緊急経済対策の趣旨に沿ったきめ細かなインフラ整備事業を実施するための地域活性化・きめ細かな臨時交付金や、これに関連して年度内に事業完成が見込めないもの

の追加の予算措置などによる増額補正でございます。

まず、歳入の主なものは、分担金及び負担金で、総務費分担金の携帯電話等エリア整備事業等事業者分担金の公共投資臨時交付金の交付見込みにより56万6,000円を減額計上いたしました。

国庫支出金の総務費国庫補助金では、地域活性化・公共投資臨時交付金や地域活性化・きめ細かな臨時交付金の交付見込みによる4億289万9,000円を増額計上いたしました。

寄附金では、指定寄附金の収入見込みにより610万円を増額計上いたしました。

繰入金基金繰入金では、財政調整基金繰入金の歳入歳出予算の調整により3,244万8,000円を増額計上いたしました。

市債の総務債では、公共投資臨時交付金の交付見込みに伴う携帯電話等エリア整備事業債の減額、地域情報通信基盤整備推進交付事業債の増額、強い水産業づくり交付金事業債の減額、学校教育施設整備事業債の減額などにより、8,410万円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、総務費の財産管理費では、本庁及び吹上支所の施設維持修繕や、まちづくり応援基金積立金の増額により858万円を増額計上いたしました。

民生費では、健康づくり複合施設ゆすいんの施設修繕の増額により141万6,000円を増額計上いたしました。

衛生費では、保健センター管理費で、東市来保健センターの空調機改修に伴う増額により120万円を増額計上いたしました。

農林水産業費では、農地費で農道等施設整備による増額、林業振興費で林道舗装や作業道舗装工事に伴う増額、林業施設管理費で、伊集院森林公園管理棟塗装工事による増額などにより7,460万円を増額計上いたしま

した。

商工費では、観光施設管理費で、キャンプ村屋根防水工事に伴う増額により70万円を増額計上いたしました。

土木費では、道路新設改良費で、一般道路整備事業の増額、公営住宅管理費でウッドタウン妙円寺や、ウッドタウン緑ヶ丘住宅の改修などにより1億2,530万円を増額計上いたしました。

消防費では、常備消防費で、南分遣所外壁改修に伴う増額により170万円を増額計上いたしました。

教育費では、事務局費で教職員住宅施設維持修繕の増、小学校管理費では19校の施設維持補修費や扇風機設置工事等の増額、中学校管理費で7校の施設維持補修費や改修工事の増額、中学校建設費では、伊集院中学校グラウンド整備工事に伴う増額、公民館費で中央公民館、地区公民館の施設修繕や、日吉中央公民館の外壁改修工事による増額、体育施設費で、伊集院総合運動公園等各体育施設の改修工事の増額などにより1億4,328万5,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第57号は、平成21年度国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費を定めるものでございます。

江口浜荘解体設計業務委託が年度内に事業完成が見込めないので、繰越明許費により予算措置をしようとするものでございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから質疑を行います。

まず、議案第56号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第57号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております2件のうち議案第56号は、各常任委員会に分割付託いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております2件のうち議案第57号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第57号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第57号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。議案第57号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

△日程第6 決議案第1号交通事故防止に関する決議

○議長（成田 浩君）

日程第6、決議案第1号交通事故防止に関する決議を議題といたします。

本案について提出者に提案理由の説明を求めます。

〔21番宇田 栄君登壇〕

○21番（宇田 栄君）

21番。ただいま議題となっております決議案第1号交通事故防止に関する決議について、提案理由の説明を申し上げます。

さて、県下では昨年の交通事故による死者101名で、前年比プラス13名と大幅に増加し、交通事故死者の増加率についても全国ワースト上位に位置するなど、交通死亡者多発県として位置づけられています。

日置市においても、昨年1名の方が交通死亡事故で亡くなられたほか、交通事故件数は315件と、前年より64件増加しております。

よって、本市議会は、市民の安全で安心な暮らしを守る立場から、交通死亡事故抑止に対する姿勢を明確に示すとともに、交通事故の少ないまちづくりを目指し、すべての市民が交通事故を起こさない、遭わないための防止策を市民と一体となって積極的に推進するため、日置市議会会議規則第14条第1項の規定により提案するものであります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

ただいま提出者から提案理由の説明がありました。これから決議案第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。決議案第1号は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、決議案第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから決議案第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから決議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

△日程第7 陳情第4号人権擁護法案の成立に反対する意見書の提出を求める陳情書

△日程第8 陳情第5号選択的夫婦別姓制度法制化に反対する意見書の提出を求める陳情書

○議長（成田 浩君）

日程第7、陳情第4号人権擁護法案の成立に反対する意見書の提出を求める陳情書及び日程第8、陳情第5号選択的夫婦別姓制度法制化に反対する意見書の提出を求める陳情書の2件を一括議題といたします。

陳情第4号及び陳情第5号は文教厚生常任委員会に付託いたします。

○13番（中島 昭君）

議案56号、この取り扱いを議長口述がまだなされていないようだったんですけど、ちょっと確認をしていただきたい。

○議長（成田 浩君）

ただいまの議案第56号は各常任委員会に分割付託いたしましたと口述しました。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

△散 会

○議長（成田 浩君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。3月30日は午前10時から本会議を開き

ます。本日はこれで散会します。

午後 2 時46分散会

第 6 号 (3 月 3 0 日)

議事日程（第6号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第 56号 平成21年度日置市一般会計補正予算（第8号）（各常任委員長報告）
日程第 2	議案第 39号 平成22年度日置市一般会計予算（各常任委員長報告）
日程第 3	議案第 40号 平成22年度日置市国民健康保険特別会計予算（文教厚生常任委員長報告）
日程第 4	議案第 41号 平成22年度日置市老人保健医療特別会計予算（文教厚生常任委員長報告）
日程第 5	議案第 42号 平成22年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算（文教厚生常任委員長報告）
日程第 6	議案第 46号 平成22年度日置市温泉給湯事業特別会計予算（文教厚生常任委員長報告）
日程第 7	議案第 47号 平成22年度日置市公衆浴場事業特別会計予算（文教厚生常任委員長報告）
日程第 8	議案第 50号 平成22年度日置市介護保険特別会計予算（文教厚生常任委員長報告）
日程第 9	議案第 51号 平成22年度日置市後期高齢者医療特別会計予算（文教厚生常任委員長報告）
日程第10	議案第 52号 平成22年度日置市診療所特別会計予算（文教厚生常任委員長報告）
日程第11	議案第 43号 平成22年度日置市公共下水道事業特別会計予算（産業建設常任委員長報告）
日程第12	議案第 44号 平成22年度日置市農業集落排水事業特別会計予算（産業建設常任委員長報告）
日程第13	議案第 48号 平成22年度日置市飲料水供給施設特別会計予算（産業建設常任委員長報告）
日程第14	議案第 49号 平成22年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算（産業建設常任委員長報告）
日程第15	議案第 53号 平成22年度日置市水道事業会計予算（産業建設常任委員長報告）
日程第16	議案第 45号 平成22年度日置市国民宿舎事業特別会計予算（総務企画常任委員長報告）
日程第17	陳情第 9号 改正国籍法に関する陳情書（文教厚生常任委員長報告）
日程第18	陳情第 4号 人権擁護法案の成立に反対する意見書の提出を求める陳情書（文教厚生常任委員長報告）
日程第19	陳情第 5号 選択的夫婦別姓制度法制化に反対する意見書の提出を求める陳情書（文教厚生常任委員長報告）
日程第20	意見書案第4号 人権擁護法案の成立に反対する意見書
日程第21	意見書案第5号 選択的夫婦別姓制度法制化に反対する意見書
日程第22	閉会中の継続審査の申し出について
日程第23	閉会中の継続調査の申し出について
日程第24	所管事務調査結果報告について

本会議（3月30日）（火曜）

出席議員 22名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	10番	田代吉勝君
11番	大園貴文君	12番	漆島政人君
13番	中島昭君	14番	田畑純二君
15番	西菌典子さん	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	長野瑛や子さん
19番	松尾公裕君	20番	佐藤彰矩君
21番	宇田栄君	22番	成田浩君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	住吉伸一君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	家村毅君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	池上吉治君
市民福祉部長	豊辻重弘君	産業建設部長	中村治君
教育次長	桜井健一君	消防本部消防長	福田秀一君
東市来支所長	小園義徳君	日吉支所長	松山洋一君
吹上支所長	樹治美君	総務課長	福元悟君
財政管財課長	富迫克彦君	企画課長	上園博文君
税務課長	地頭所浩君	商工観光課長	鉾之原政実君
市民生活課長	宮園光次君	福祉課長	野崎博志君
青松園長	田淵裕君	健康保険課長	大園俊昭君
市民病院事務長	平地純弘君	介護保険課長	満留雅彦君

農林水産課長	瀬川利英君	土木建設課長	久保啓昭君
上下水道課長	宇田和久君	教育総務課長	山之内修君
学校教育課長	肥田正和君	社会教育課長	馬場静雄君
市民スポーツ課長	芝原八郎君	会計管理者	朴木義行君
監査委員事務局長	石塚澄幸君	農業委員会事務局長	大北節雄君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（成田 浩君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第56号平成21年度
日置市一般会計補正予算
(第8号)

○議長（成田 浩君）

日程第1、議案第56号平成21年度日置市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長池満 渉君登壇〕

○総務企画常任委員長（池満 渉君）

ただいま議題となっています議案第56号平成21年度日置市一般会計補正予算（第8号）は、去る3月12日の本会議におきまして、本委員会所管にかかわる分を付託され、3月17日に委員全員の出席のもと委員会を開催し、総務企画部長、担当課長などの説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

これから本案について、本委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

ご承知のように、国庫補助金として「地域活性化・公共投資臨時交付金」の交付額確定及び国の第二次補正予算によって、「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」の新たな交付などにより、歳入歳出それぞれ3億5,678万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ235億5,647万1,000円にしようとするものであります。

なお、各予算額、詳しい内容などにつきましては、予算書及び説明資料に記載されておりますので割愛し、当局説明など織りませながら、その概要について申し上げます。

まず歳入では、携帯電話等エリア整備事業

等事業者分担金で、公共投資臨時交付金の交付額確定により、事業者であるNTTドコモからの分担金56万6,000円を減額。

国庫補助金では、小学校地震補強事業など、6つの事業に対する臨時交付金のその額の決定による増減と、新たに中学校建設事業が、臨時交付金対象となったことによる増、合わせて9,324万円が増額となります。

また、市内業者が受注できるような小規模なインフラ整備を目的に、国の第二次補正予算の増額がなされ、地域活性化・きめ細かな臨時交付金3億965万9,000円が増額であります。

指定給付金では、新たに1企業、2個人から市内の小中学校の振興に役立ててほしいとの趣旨で610万円が寄附され、これによって、21年度これまでの寄附金総額は、67件、1,244万6,033円となります。

市債では、公共投資臨時交付金の確定により6件の減と1件の増で、合わせて8,410万円の減額となります。

歳入歳出予算の調整として、財政調整基金から、3,244万8,000円を繰り入れることとなります。

次に、歳出では、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用して、ほぼ全課にわたり、およそ191件、3億5,068万1,000円が、工事請負費、修繕費、備品購入費などに充てられ、すべて市内業者で対応することとなり、繰越明許費補正のとおり、4月から6月ごろまでの閑散期に発注することとなります。

その中で、吹上キャンプ村の屋根防水工事は、管理棟とバンガロー1棟が対象で、老朽化により腐食した屋根材の防水工事であります。

また、常備消防費では、南分遣所の昭和57年に建築した本館と、平成11年に増築した部分との結合部の雨漏り・漏水防止のため

めの外壁改修工事であります。

次に、主な質疑について申し上げます。

携帯電話の不通話地域は、今回の事業で解消されるかとの問いに、人家がある地域ではほとんど解消されると思う。不通話地域の解消は、携帯電話会社のどれも使えない状態であり、1社でも通話できれば通話地域とみなされるとの答弁。

きめ細かな臨時交付金の使途について、国の方針などはどのようなものかとの問いに、実施計画を策定する地方公共団体に対して、危険な橋梁の補修、景観保全の必要性の高い地域における電線の地中化や緑化など、緊急経済対策の趣旨に沿ったインフラ整備で、発注が、地元の中小会社にできるようにすることなどが条件となっているとの答弁。

そのほか質疑がありましたが、担当部長・課長の説明で了承し、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第56号平成21年度日置市一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（成田 浩君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長漆島政人君登壇〕

○文教厚生常任委員長（漆島政人君）

ただいま議題となりました議案第56号平成21年度日置市一般会計補正予算（第8号）について、本委員会に分割付託された部分につきまして、委員会審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る3月12日の本会議におきまして委員会付託されました。それを受け、3月15日、担当課長の説明のもとで、施設補修箇所等の現地調査を実施し、その後、第2委員会室におきまして全委員出席のもと委員会を開会し、市民福祉部長、教育次長ほか、

関係課長等の出席を求め、審査いたしました。

まず、市民福祉部所管に関する補正内容について申し上げます。

提案された補正額は、261万6,000円を追加し、予算の総額を84億4,593万1,000円とするものであります。

それでは、それぞれの所管課における補正予算説明の概要と、主な質疑応答について申し上げます。

初めに、福祉課所管から申し上げます。

主な説明内容につきましては、3款民生費の中の健康交流施設の健康づくり複合施設「ゆすいん」管理運営費141万6,000円の増額は、「ゆすいん」大浴場の外部改修工事に伴う補正で、4款労働費の中の保健センター管理費の120万円の増額は、東市来支所の保健センターに、エアコン3台を設置するための増額補正であるとの説明でした。

質疑につきましては、「ゆすいん」の浴場の外部改修について、現地で説明を受けたが、141万円の金額でどこまでどういった改修ができるのか、また、後々長期的にはどうなるのかの質疑に対し、施設は、築10年が経過しており、建物のあっちこっち改修が必要な部分が出てきている。今回は、浴場の外部との間にすき間が出ている箇所を改修するだけで、全体的な改修については、今後調査し、改修計画を立てていきたいとの答弁でありました。

次に、教育委員会所管に関する補正内容について申し上げます。

提案された補正予算は、1億4,328万5,000円を追加し、総額を29億7,504万円とするものであります。

初めに、教育総務課と学校教育課から申し上げます。

平成22年度の当初で計画していた事業のうち、補修工事が急がれる、また、「地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業」に該当す

る事業を、今回の補正に組み替えたとの説明でありました。

まず、歳出の小学校管理費の施設維持補修費850万円の増額は、小学校19校分の建具・屋根・設備等の施設修繕に伴う増額で、工事請負費の953万3,000円の増額は、6つの小学校にまだ設置されていなかった扇風機を100台設置するための工事費ほか、5件分の工事費である。また、扇風機設置につきましては、今回の補正で全部終了するとの説明でありました。

同じく、中学校管理費の施設維持補修費429万円の増額は、中学校7校分の建具・屋根・設備等の施設修繕に伴う増額で、工事請負費の2,837万円の増額は、伊集院中学校のプールの便所を水洗化するための工事費。また、30年が経過している伊集院北中の屋根照明設備の電球や配電盤の取りかえ工事費等であるとの説明。

中学校建設費の投資的委託料と工事請負費の合計5,236万4,000円は、伊集院中学校のグラウンドをクレール舗装し、200メートルトラックを整備するための工事費と、それに伴う監理業務委託費であるとの説明です。

次に、社会教育課につきましては、公民館費の中の施設維持修繕料368万2,000円の増額は、中央公民館及び地区公民館施設の修繕費で、同じく、設計委託料と工事請負費の合計970万8,000円は、日吉中央公民館の外壁改修に伴う工事費等である。また、吹上地域の工事費は、坊野地区公民館の南側、延長40メートルのネットフェンス張りかえ工事費であるとの説明。

備品購入費の530万9,000円の増額は、日置市中央公民館の空調機と給湯器を購入するための増額補正であるとの説明。

次に、市民スポーツ課につきましては、体育施設費の中の施設維持修繕料128万5,000円の増額は、日吉研修棟の研修室

畳87枚分の張りかえ工事費、吹上浜運動公園駐車場トイレの修繕費は、高齢者の利用が多いことから、男女各1カ所ずつ、和式から洋式へ切りかえるための工事費であるとの説明。

同じく、工事請負費の1,665万9,000円は、伊集院総合運動公園プールの塗装工事及び伊集院総合体育館床面2,040平方メートルの研磨ウレタン塗装工事・伊集院武道館の床320平方メートルの張りかえ工事費等である。また、備品購入費の175万2,000円の増額は、日吉運動公園グラウンドの放送設備一式を購入するための補正であるとの説明でした。

なお、今まで申し上げてきました増額補正の財源につきましては、すべて国の平成21年度二次補正による「地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業」で実施し、繰越明許費で対応していくとの説明でありました。

次に、主な質疑について申し上げます。

伊集院中のグラウンド整備が終わった後の利用形態はどうなるのかの質疑に、グラウンド整備が終わった後は、サッカーと陸上を使用し、上のほうのグラウンドについては、テニスコート3面を整備し、テニスと野球が使用する計画であるとの答弁。

日吉中央公民館と連結している日吉支所も、かなり老朽化している。そうした中、今回、中央公民館の部分の外壁改修費に、約1,000万円予算計上されているが、全体的な庁舎整備計画はどうなっているのかの質疑に、基本となる整備計画はできていない。今回の補修は、現段階での安全性を確保するための工事費であるとの答弁。

伊集院総合体育館と伊集院武道館について、今回床面の研磨や張りかえ等の工事が計画されているが、何年ぐらい経過しているのかの質疑に、両方とも、約28年経過している。鹿児島市の場合、体育館の研磨については、

10年置きに実施しているようであるとの答弁でした。

以上、今まで申し上げてきましたことは、本委員会に分割付託された部分の審査の経過であります。

委員会では、審査終了後、討論、採決に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第56号の文教厚生常任委員会に分割付託された部分につきましては、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長上園哲生君登壇〕

○産業建設常任委員長（上園哲生君）

ただいま議題となっております議案第56号平成21年度日置市一般会計補正予算（第8号）の産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る3月12日の本会議において、本委員会の所管にかかわる補正予算を分割付託され、3月15日に委員会を開催し、委員全員出席のもと、担当部長、課長等の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

提案されました補正予算のうち、農林水産業費にかかわる予算は、7,460万円増額し、総額を12億8,774万6,000円にしようとするものであります。

歳入の主たるものは、国庫補助金のきめ細かな臨時交付金による増額補正、公共投資臨時交付金の交付見込みに伴う市債の減額補正であります。

歳出の主たるものは、農業費として、農道等施設整備事業費の増額補正であります。

次に、林業費は、林業振興費として、作業道維持補修工事費、林道舗装工事費の増額補正、林業施設管理費としての伊集院森林公園管理棟塗装工事費の増額補正であります。

土木建設費にかかわる予算は、1億2,530万円増額し、総額を28億6,640万6,000円にしようとするものであります。

歳入の主たるものは、国庫補助金のきめ細かな臨時交付金による増額補正であります。

歳出の主たるものは、道路橋梁費として、市道整備事業費の増額補正、住宅費として、公営住宅ベランダ改修事業費の増額補正であります。

次に、質疑の概要について申し上げます。

まず、農林水産課所管におきましては、今回の臨時交付金事業の対象は、どのような基準で実施されるのか、また、その実施箇所と地区振興計画との整合性はどうかとの質疑に対し、これまでの地域からの要望に対して、実施できなかった、公共事業にならなかった身近な農道や排水路の整備で、地区振興計画の中の事業である。小さな工事を発注して、市内の業者に工事を実施してもらうという、地元事業者育成の経済対策的視点もあるとの答弁でありました。

次に、土木建設課所管にかかわる主な質疑は、実施箇所には、以前工事をしたところ、地区振興計画に上がっている路線、また、各支所ごとに予算額が異なるが、採択になった基準根拠は何かとの質疑に対し、平成22年度当初予算の一般単独分を前倒しをし、地区振興計画による地域からの要望に対し、地域の生活に密着した維持管理補修分を主に計上した。市全域で維持補修が23路線、側溝補修が23路線、安全施設整備が1路線、改良が2路線である。配分は、各地域の市道の路線数・延長・地域の面積・人口割等を考慮して配分した。

その中には、平成21年度の実施路線名もあるが、年次的に整備していく継続箇所が含まれているとの答弁でありました。ウッドタウンの妙円寺と緑ヶ丘の築年数と危険度はど

の程度かとの質疑に対し、ウッドタウン妙円寺は、昭和63年と平成元年に建築された2階建て住宅、ウッドタウン緑ヶ丘は、平成8年から平成11年に30戸建築された2階建て住宅である。2階部分のベランダが腐食し、大変危険な状態であるため、ベランダの改修とアルミ製の手すりに改修する工事である。ウッドタウン妙円寺は、平成19年度から実施しており、平成21年度は10戸数、今回6戸数、ウッドタウン緑ヶ丘は、8戸数実施するとの答弁でありました。

以上のほか、多くの質疑がありましたが、所管部長、課長等の説明で了承し、質疑を終了し討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第56号平成21年度日置市一般会計補正予算（第8号）の産業建設常任委員会所管につきましては、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから議案第56号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

△日程第2 議案第39号平成22年度
日置市一般会計予算

○議長（成田 浩君）

日程第2、議案第39号平成22年度日置市一般会計予算を議題といたします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長池満 渉君登壇〕

○総務企画常任委員長（池満 渉君）

ただいま議題となっています議案第39号平成22年度日置市一般会計予算は、去る3月9日の本会議におきまして、本委員会所管にかかわる分を付託され、3月15日、16日、17日に委員全員出席のもと委員会を開催し、担当部長・課長などの説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

これから、本案についての本委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ214億6,000万円で、昨年度当初予算が市長選のため骨格予算となったことから、同年度6月補正予算216億6,100万円からすると、およそ2億円の減額予算となります。

これから、歳入歳出の大枠と、本委員会にかかわる予算及び新規事業などについて、その概要を申し上げます。

まず、歳入についてであります。

市税では、39億7,574万1,000円を見込み、昨年度当初予算に比べて、約3億4,400万円の減額、さきの3月補正予算で41億6,535万円まで減額してきた額よりもさらに、1億8,960万円を減額しての予算計上となります。厳しい社会情勢が反映された結果でもあります。

その算定根拠は、個人市民税では納税義務者のおよそ85%を占める給与所得者と、その他自営業者などについては、前年度確定税

額比90%で、年金所得者については、同じく96%と見込み算定したとのことであります。固定資産税については、新築家屋や償却資産の減少で、約8,000万円ほどの減額と予測し算定したとのことであります。

滞納繰越分については、アクションプランに基づき算出をしてあります。

地方交付税では、国において1兆円を超える増額がされましたが、自治体によっては不交付団体の減少なども予測され、普通交付税、特別交付税とも昨年度と同額を計上したとのことであります。

国庫支出金では、子ども手当支給事業、公営住宅建設事業などが、昨年に比べ増額の主なものであります。

市債では、過疎債など有利な起債の活用で各種の事業に9億8,160万円と、基金造成のための合併特例債が1億9,000万円、そして、国の財源不足を補うための臨時財政対策債が、14億8,370万円と昨年発行額の1.5倍にふえて、合わせて26億5,530万円を計上したとのことであります。

次に、歳出についてであります。

まず、人件費では、副市長が一人制となり、議員定数が8人削減された2カ月分の減、一般職員の18名の削減により、21年度6月補正額より1億5,311万9,000円の減となり、総額42億8,930万6,000円となります。

扶助費では、児童手当支給事業費が、3億466万円減額となりましたが、子ども手当支給事業費は、7億4,707万1,000円の新規の増額、障害者自立支援給付事業が、4,069万9,000円の増など、総額で前年比6億3,121万6,000円の増額となり、予算総額は、41億4,916万7,000円となります。

普通建設事業費では、補助事業の種子島周

辺漁業対策事業、道整備交付金事業、まちづくり交付金事業など、5億7,995万円の減、単独事業では、過疎・辺地などの起債活用事業での市道整備事業、学校の維持補修費など、1億7,673万2,000円の減で、前年対比7億5,668万2,000円の減額となり、予算総額は、27億229万8,000円であります。

積立金2億553万8,000円は、合併特例債を活用した地域づくり推進基金2億円の積み立てが主なものであります。

公債費は、元金の償還が32億8,538万9,000円、それに伴う利子が5億6,337万8,000円で、合計38億5,076万7,000円が、予算計上されております。

次に、主な質疑の概要について申し上げます。

まず、財政管財課関係では、予算執行が年度末に集中しているのではないかとの問いに、年間の発注見通しを立てているが、21年度は当初が骨格となり、国の交付金事業も年度末にあり集中する結果になった。来年度は留意していきたいとの答弁。

社会の経済状況も厳しい中で、市有財産の貸し付け収入の増加を図るため、貸し付け資産の料金引き上げの検討がなされていると聞くがとの問いに、合併前の旧4町の基準を均一化するためであり、土地で約80万円、建物で約90万円、合計170万円の増収を見込んでいるとの答弁。

入札や工事の管理などから、県からの技官派遣をお願いしているが、今後の方向はどうかとの問いに、引き続き県との交流も図りながら、今後は内部職員の養成に努めたいとの答弁。

公有財産・未利用地の活用計画には、今後どのように取り組むのかとの問いに、現在未利用地の洗い出しを行っており、その後鑑定

作業などをして、利用計画を立てていきたいとの答弁。

次に、総務課関係では、市制5周年を記念し市民歌ができるが、市民全体にどのような方法で周知するのかとの問いに、CDを1,000枚制作する予定で、関係機関・自治会などへ配布を予定している。個人世帯は含まないので、自治会などで機会をとらえてなじんでほしいとの答弁。

交通安全対策費のガードレール、カーブミラーの設置は、地区振興計画と重なることはないかとの問いに、市道や集落間の工事に限定し、重複しないようにするとの答弁。

防災計画に津波の発生に対することも入っているかとの問いに、津波に関しては、防災マップもできていないが、警報などが発令された時点で、防災無線を通じて警報・注意報を出しているとの答弁。

参議院選挙、県議会議員選挙などが実施されるが、支所などの不在者投票所は、市民が投票しやすいように配慮されたかとの問いに、支所の配置など、もう一度確認をして善処し、対応したいとの答弁。

次に、企画課関係では、集落点検調査の内容はどのようなことかとの問いに、65歳以上が50%を占める地域の実態と、その地域の活動調査・埋もれた財産などの発掘を通して、今後どのような支援ができるかを検討するものであるとの答弁。

地域審議会や総合計画審議会などは、その内容などを広く予算に反映しなければならない、また、各課が連携して取り組むべきことだが、いつごろ開催予定で、連携はとれるかとの問いに、8月から遅くとも12月ごろまでには開催できるように考えている。情報・住宅・その他、各課連携をしていきたいとの答弁。

乗り合いタクシーの来年度の計画はどうかとの問いに、反省材料もあるが、ありがたい

との利用者からの声もあり、コミュニティバスとの兼ね合い、実証試験の延長なども含めて、10月ごろから本格運行できないか、検討していきたいとの答弁。

地デジの難視聴地域で2、3戸の場合の対応はどうなるかとの問いに、既に5世帯ほどの地域からの要望がある。このような小規模地域にも、しっかりと対応したいとの答弁。

次に、商工観光課関係では、九州新幹線の開業を来年に控え、県の東京・大阪事務所との連携、また、内部での各課の連携で観光の振興を図るべきだがとの問いに、パンフレットや広報誌などで広報する。あるいは、キャンペーンの展開で本市の魅力を発信し、農家民泊・農業体験など食の展開を初め、各課との連携を深め観光振興を図りたいとの答弁。

江口浜荘閉館に伴う整理作業予算は、どのような根拠で積算したのかとの問いに、どのような作業が実際に必要なのか不透明な部分もあり、概算での算定となった。効率よく執行したいとの答弁。

各地域のイベント補助は5%カットのはずだが、ふえているものもある。その理由は何かとの問いに、3つのイベントが対象で、基本的には5%カットした後の額である。山神の響炎は、岐阜県から、もんでこ太鼓の20人が出演すること、サンドアートフェスティバルは、昨年インフルエンザで来市できなかった香港チームが、今年になったことなど、日吉秋まつりは、駐車場の看板作製費を計上したことなどが、単年度でふえた理由であるとの答弁。

次に、税務課関係では、固定資産について、3年に一度の評価替えがあるが、経済状況が悪い中で地価は下落しているのに、税額は下がらないのかとの問いに、土地評価額と本市の課税標準額との差が余りにも大きく、実勢価格は下がっても、税額が下がるほどではない状況である。平成24年度の評価替えを適

正に行うための最新の航空写真の撮影や宅地の鑑定評価業務が公平にできるように、鑑定ポイントをふやすなどの新規事業を予定しているとの答弁。

緊急雇用創出事業の住民税申告電子化業務並びに e L T A X（エルタックス）国税連携システムの内容はどのようなものかとの問いに、住民税申告電子化業務は、住民税の課税データの電子化による課税事務の効率化であり、e L T A X 国税連携システムは、平成 23 年 1 月から所得税の申告書の住民税部分の受領を電子化し、あわせて法人税や償却資産の電子化も進めることであるとの答弁。

新しい徴収担当課と税務原課と、職務が重複することはないかとの問いに、原課は基本的には現年度分を、徴収担当課は滞納繰越分が主な職務になると思うとの答弁。

滞納繰越分の目標徴収率は、低いのではないかとの問いに、実際に課内で掲げてある目標はもっと高く設定してあるが、原則としては、収入は低く、支出は高く計上しているとの答弁。

次に、消防本部関係では、防火水槽の設置予定数は幾つかとの問いに、とりあえず 1 基予定しているが、伊集院方面団の再編計画もあり、財源状況を加味しながら対応したいとの答弁。

伊集院町の中央東分団の車庫は、どこに、どのような規模で建設するか、また、どこを参考にしたのかとの問いに、ツタヤ裏付近を予定している。参考にしたのは、東市来の湯田分団の車庫であるとの答弁。

伊集院方面団の再編計画を示してほしいとの問いに、これまで、12 回の幹部会を開催し、22 ある現在の部をどうするか、分団の大枠をどうするかなど協議してきた。小学校区ごとに 6 つの分団として地区名をつけるなど概要は決まったが、詳細な部分は 4 月までに決定したいとの答弁。

次に、監査委員事務局関係では、住民監査請求に関する予算が計上されているが、昨年の実績はどうかとの問いに、昨年の請求実績はゼロであったが、いつ、どのような請求がされるかわからないので、予算計上だけはお願いをしたいとの答弁。

そのほか、多数の質疑がありましたが、担当部長・課長の説明で了承し、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第 39 号平成 22 年度日置市一般会計予算の総務企画常任委員会所管にかかわる予算については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（成田 浩君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長漆島政人君登壇〕

○文教厚生常任委員長（漆島政人君）

ただいま議題となっています議案第 39 号平成 22 年度日置市一般会計予算について、本委員会に分割付託された部分について、委員会審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る 3 月 9 日の本会議におきまして委員会付託されました。それを受け、3 月 15 日、担当課長の説明のもとで、施設補修箇所等の現地調査を実施し、その後、3 月 15 日、16、17、18 日、第 2 委員会室におきまして、全委員出席のもと委員会を開会し、市民福祉部長、教育次長ほか、関係課長等の出席を求め、審査いたしました。

まず、市民福祉部所管に関する予算内容について申し上げますと、提案された予算額は、総額 89 億 1,523 万 8,000 円で、前年度対比 6 億 718 万 3,000 円の増額であります。

それでは、それぞれの所管における予算説明の概要と、主な質疑応答について申し上げ

ますが、特に例年と比較して、事業内容や事業規模が大きく違うような部分について申し上げます。

初めに、福祉課所管から申し上げます。

歳入の子ども手当国庫負担金5億8,139万2,000円につきましては、今年度からスタートする「子ども手当支給事業」に伴う国からの負担金で、4月から来年の1月までの10カ月分であるとの説明でした。

次に、歳出につきましては、社会福祉総務費の中の民生委員への実態調査謝金30万円については、平成23年度老人福祉計画を作成するための事前調査費であるとの説明。

同じく、社会福祉総務費の中の扶助費9億5,813万5,000円は、障害者を対象にした国庫補助事業等であるが、障害者の人数は毎年、微増傾向にあるとの説明でありました。

次に、老人福祉費の中の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費の2名分の一般賃金288万円は、この事業を活用して、いきいきサロンを実施している、また、立ち上げを計画しているところへ出向き、助言や指導、講演等を実施しながらサポートしていくために雇用するものである。

なお、雇用対象者については、緊急雇用創出事業であるため、ハローワークを通じて雇用していくとの説明であります。

同じく、8節の謝金の中の要援護者老人実態調査報償費39万円は、130名いる民生委員の方をお願いして、それぞれの地域の要援護を必要とする方等の実態を把握するための調査費用であるとの説明でありました。

同じく、ひとり暮らし高齢者火災報知器整備事業費140万円は、平成21年度で1,076基分助成しており、今年度は700基分の助成を見込んでいるとの説明。

同じく、はり・きゅう等施術費助成事業費758万4,000円は、1人800円の

30枚つづりを交付するための費用で、登録者数については、東市来地域で180人、伊集院地域で342人、日吉地域で115人、吹上地域で241人となっているとの説明です。

次に、児童福祉施設費の中の人件費は、市で運営している「ゆのもと保育所と永吉保育所分で、現在、臨時の職員数については、ゆのもと保育所が、常勤の保育士3名、非常勤の保育士3名、調理員の非常勤が2名となっている。また、永吉保育所については、常勤保育士が1名、非常勤保育士が4名、調理員の常勤が1名、非常勤が1名となっているとの説明でありました。

生活保護総務費の中の扶助費7億7,700万円は、それぞれの扶助項目について、平成21年度対比、平均で1.1の伸びを計上したとの説明でした。

次に、質疑応答について、主なものについて申し上げます。

公立保育所の嘱託職員については、5年が経過すると雇用契約がリセットされるが、園児の保育について影響はないのかの質疑に、ゆのもと保育所で3名、永吉保育所で、保育士4名と調理員2名がその対象になっており、一たんやめてもらうことになるが、子供に対する保育には、残りの先生もいるので影響はないと考えているとの答弁。

要援護者の老人実態調査の内容はの質疑に、全員で130人の民生委員がいるので、全員に、それぞれの地域の実態調査をしてもらい、要援護者のリストアップをする。平成21年度では、1,482名の方が要援護者として登録されたとの答弁。

「ゆすいん」については、指定管理者へ委託しているが、「ゆすいんの懇話会」に関する経費が計上されている。どういった理由で残しているのか、また、どういったとき、この会を開催するのかの質疑に、今までは運営

に関することについて協議してきたが、大規模改修に関する協議等のことを考え組織を残してきた。今後は名称も含めて検討するとの答弁です。

今回新規で、いきいきサロンに関する2人分の人件費が計上されているが、いきいきサロン事業の課題はの質疑に、活動団体数が少ないので、それぞれの自治会でできればと思っている。そのため、今回、新たな団体の立ち上げや現在活動中の指導や支援をしていくために、2名の雇用を考えているとの答弁。

それに対し、団体の立ち上げがない地域は、活動支援体制づくりが困難なことが背景にあるのではないか。その根本的なことを調査する必要があるのではないかの質疑に、調査も踏まえ、介護保険課とも協議しながら取り組んでいくとの答弁でありました。

次に、市民生活課所管について申し上げます。

歳入の衛生使用料の中の市営山中墓地使用料の25万円は、8万3,400円の3区画分の永代使用料として計上した。また現在、使用可能な区画は16区画残っているとの説明。

同じく、総務手数料の3,124万5,000円は、窓口で取り扱う手数料で、その算出根拠は、平成20年度の12月から3月分までと平成21年度の4月から11月分までの実績をもとに算出しているとの説明。同じく、衛生手数料の中の清掃手数料8,558万2,000円は、ゴミ袋の販売代金やクリーンセンターで扱うゴミ搬入手数料であるとの説明。

歳出につきまして、環境衛生費の衛生処理組合負担金2億662万6,000円は、いちき串木野、南薩、始良西部3衛生処理組合への負担金である。また、生ごみ堆肥化容器設置補助金の69万9,000円は、電気式で23台、コンポストで62台分を予算計上。

なお、平成21年度実績は電気式で27台、コンポストで46件で、衛自連でのEM菌の講習等で設置数はふえているとの説明でありました。

同じく浄化槽設置補助金8,248万円は、約20基分を予算計上したとの説明。

次に、主な質疑応答について申し上げます。

公害対策費の水質検査について平成21年度で大きな問題となる案件はなかったのか。また、環境調査箇所はとの質疑に、水質検査の結果は問題視するような部分はないが、一部で大腸菌群の数値がふえている個所があった。その原因は、雨が降った後はふえる傾向にある。また、調査箇所については河川で24カ所、地下水で9カ所、湖沼で2カ所、騒音で7カ所、悪臭調査で6カ所、処分場跡地の水質検査で6地点、産業廃棄物処分場跡地周辺等で5カ所を予定しているとの答弁。

次の質疑に、狂犬病予防注射の実施率を上げるために、日曜日の実施をどう考えているのかの質疑に、平成21年度では伊集院地域で日曜日の実施をしたが、実績として接種に来た人は少なかった。したがって、今年度は日曜日の接種は行わない計画であるとの答弁。環境自治体会議への参加は何人計画しているのかの質疑に、市長が出席するのでそのための経費は総務課で計上しているとの答弁。それに対し、今年度開催は福岡県内で経費的にもそうかからない。環境問題を勉強できるいい機会だから、担当課も参加すべきではないかの質疑に、担当職員も出席する方向で検討しているとの答弁。

次に、健康保険課につきまして申し上げます。

歳出の保健衛生総務費の中で計上している人件費は、本庁健康保険課19名、支所14名分で、平成22年度については管理栄養士1名分を新たに計上しているとの説明。同じく共同利用型病院運営事業の335万

1,000円の委託料は、土日における在宅当番医として日置市医師会へ委託するものである。また、共同利用型病院運営事業の212万8,000円の負担金は鹿児島市医師会病院へ休日夜間の診療に当たるための負担金であるとの説明。予防費の中の感染症予防接種事務費の委託料5,450万2,000円の主なものは、季節性インフルエンザの予防接種で今年度は接種者の増が予想されることから、昨年度より1,500人多く計上し、額にしても対前年度比293万1,000円の増となっているとの説明。

保健指導費の中の母子健康診査事業費その他委託料4,253万1,000円は、妊婦検診委託料として1回目を430件分、2回目から14回目までを420件分見込んで計上したとの説明。

同じく元気な市民づくり運動推進事業費の198万4,000円は、市内全部の地区公民館に委託する分で、積算については均等割で5万円、世帯数1戸につき25円を掛けた額であるとの説明。

また、健康づくり計画書中間評価実態調査委託料176万8,000円は平成19年3月に作成した元気な市民づくり運動推進計画の中間評価を平成22年度で実施するためのアンケート調査や、集計業務委託料であるとの説明。

乳幼児医療費助成事業費6,600万円は、平成22年度から小学校就学前までの乳幼児まで全額助成するための計上で、県からの補助対象分が3,360万円、市単独分が3,840万円となるが、1月から3月までの診療分までは自己負担が2,000円必要になるので、その分の600万円は差し引いて積算したとの説明。

国民健康保険財政対策費の中の国民健康保険基準超過費用額負担事業費の繰出金5,232万1,000円は、医療費の地域差

指数が1.17を超えた場合に、基準超過としてその超えた額が国庫補助の対象外となるため、その50%を保険税で、残りを国・県・市で3分の1ずつ負担するものであるとの説明。

次に、介護保険課について申し上げます。

歳出で介護予防サービス事業費の中の一般賃金3,207万6,000円は、包括支援センターで新予防給付ケアプランを作成する嘱託職員12人分の賃金であるとの説明。また、新予防給付作成委託料728万1,000円は、市内13カ所の事業所に継続分で月155件新規分で月5件を見込んでの予算計上であるとの説明。

次に、教育委員会所管について申し上げます。

歳入歳出予算の総額は23億5,630万5,000円で、前年度対比109万8,000円の減額であります。

予算説明の概要につきましては、初めに教育総務課及び学校教育課から申し上げます。

歳入の教育費負担金として小学校・中学校・幼稚園の保護者が傷害保険料として日本スポーツ振興センターへ負担する分である。保険料の負担割合については、小中学校については保護者が460円、市が485円、幼稚園分については保護者が200円、市が95円の負担となっているとの説明。

同じく歳入の幼稚園使用料636万円については、昨年度と比較し園児数増による84万6,000円の増となっているとの説明。

同じく教育費国庫補助金の給食センター建設補助金4,610万3,000円については、補助対象となる新築改築費の2分の1の補助であるとの説明。歳出では事務局費の中の日置市学校あり方検討委員会の謝金18万1,800円については、合併や少子化傾向が進む中で、今後どういった学校経営が望ま

しいのか、教育専門家や学校地域の方々等を交え調査研究するための検討会を開催する費用である。なお、あくまでもこの協議会は学校の統廃合を前提とした協議会ではないとの説明でありました。

小学校管理費の中の備品購入費1,509万7,000円の主なものは、東市来、日吉、吹上、3地域の職員室にエアコンを設置するための費用であるとの説明。

小学校建設事業費の3,722万5,000円は、伊集院小学校改築工事に伴う実施設計と、地質調査に関する委託料であるとの説明。

社会教育課について申し上げます。

歳入で公民館使用料256万1,000円は、全年度対比51万4,000円の増で、その要因は東市来中央地区公民館での使用料が増となることが予想されるため、多く見込んだとの説明。

歳出では、社会教育総務費の中の報酬3,674万5,000円は、各地区館等に配置されている社会教育指導員の報酬が主であるとの説明。

青少年教育事業予算については、ふるさと学寮事業、硫黄島でのリーダー研修事業、国際交流事業等に必要予算を計上しているとの説明。

公民館費の中の謝金1,144万5,000円は、中央公民館地区公民館学級講座等に関する謝金が主なもので、講座数については中央公民館で74講座、地区公民館で84講座を見込んでいるとの説明。公民館費の中の委員等報酬2,667万6,000円は全地域の地区公民館の館長及び主事補の報酬が主なものである。同じく需要費の3,462万6,000円の主なものは、4地域の中央公民館及び地区公民館の光熱水費であるとの説明。

公民館費の補助金、交付金の1億3,004万7,000円は、4地域地区公民館の活動交

付金として1,450万円、同じく4地域自治会の活動補助や育成交付金、集落再編特別交付金、集落等施設建設補助金として1億1,554万7,000円が主なものであるとの説明。

図書館費の賃金については、緊急雇用創出事業で臨時筆耕4名の6カ月分、115万2,000円を計上したとの説明。

次に、市民スポーツ課につきましては、歳入で保健体育施設使用料2,136万円は市内に所在する運動施設等の使用料で、昨年度と比較して240万7,000円の増となっている。そのふやす要因は、伊集院総合運動公園や東市来総合運動公園の使用料を実績を踏まえ多く見込んだとの説明でありました。

歳出では、体育施設費の委託料6,371万5,000円は、それぞれの運動施設の運営管理に伴う委託料であるとの説明。同じく工事請負費の2,617万6,000円は、伊集院総合体育館の雨漏りによる屋根防水工事費、こけけドーム屋根シール改修工事費、坊野地区公民館体育館の雨漏りによる屋根防水工事費、吹上浜運動公園テニスコート2面を人工芝に張りかえるための工事費等であるとの説明。なお、伊集院体育館の屋根防水工事については、今回は南側半分の工事費で、残りは23年度で実施予定であるとの説明でありました。

次に、主な質疑応答について申し上げます。

東市来幼稚園等の園児がふえた理由についての質疑に、東市来、日置幼稚園は今まで1年保育であったが、地域の要望等もあり2年保育に変更したことにより園児数がふえた。なお、飯牟礼、土橋幼稚園は、以前より2年保育を実施していたとの答弁です。

今不景気等の影響で住民生活は厳しい状況にあるが、学校教育に関する要保護、準要保護の対象となる扶助費は、前年度と比較してどうかの質疑に、昨年度は追加補正で対応し

てきたので、今年度は若干多めで見込んでいたとの答弁でありました。

夢づくり事業に対する各学校の取り組み要望はどういった状況かとの質疑に、どの学校も特色のある授業を取り入れての要望が多いとの答弁であります。

学校あり方検討委員会のメンバー選出について、市の方針をきちんと前に出すために今までみたいに同じ団体の代表だけにとらわれることなく選出すべきではの質疑に、選出については難しい部分もあるが、それぞれの地域に深いかかわりのある人を選出していきたいと考えているとの答弁でありました。

次の質疑に、行革により職員数も年々減っている。また、財政的にも歳出削減が求められているが、前年度に比べ廃止した事業はあるのかの質疑に、学校教育課で関ヶ原町との交流事業は廃止したとの答弁でありました。

ジュニアオーケストラのメンバーについて、日置市外と市内の人数はの質疑に、市内で66名、市外で32名の計98名であるとの答弁。

文化振興費の中の吸収冷温水器のチューブ薬品洗浄及び探傷検査のための委託料が388万5,000円計上されているが、具体的な作業内容は質疑に、吸収冷温水器は文化会館のエアコンシステムの一部でクーラーの室外機と同じ役割だと思っている。そこで、昨年9月ごろ、文化会館のイベント前の点検中、急に冷房システムが停止し、その原因が吸収冷温水器のチューブから冷水用の水が漏れたことが原因とのことで、急遽業者を呼び、約115万円かけて修理した。そのとき業者の方から、早い時期にチューブ洗浄と漏れ検査をしたほうが良いと言われたので、今回予算計上したとの答弁でありました。それに対し、この機器は7年前に設置している。そのときの契約書では約4,000万円の工事費になっている。七、八年でチューブから

漏れいするものなのか。また、平成21年度ではどの部分をどういった修理をしたのか。仮に、今回の検査でまた漏れ箇所が出れば、機器全体が寿命ということになるのではないかの質疑に、私どももそのことは業者の方にも話したが、長持ちするものはコスト的にも高くなるとの話であったとの答弁。

伊集院総合体育館の屋根改修は、なぜ半分だけするのかの質疑に、屋根の右半分に雨漏りがあり、早急な対応が必要だったが、予算の都合で一緒には計上できなかったとの答弁でありました。

質疑を終え、討論に入りましたところ、原案反対者の委員より、不況が長引いており、市民生活は非常に厳しくなっている。しかし、税金を初め市民にのしかかっている負担は重い。そこで、22年度予算には市民の地域の景気を良くしてほしいという願いが込められているが、その願いに十分こたえられる予算とはなっていないとの理由で、反対討論がなされました。

一方、原案賛成者より、ベターとはいえない面もあるが、限られた予算の中で地域活性化のための事業など細やかな予算編成の努力は十分なされているとの理由で、賛成討論がなされました。

その後、採決を行った結果、議案第39号につきましては、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本委員会では、次の2点について意見集約がなされましたので、ご報告申し上げます。

1点目に、当初予算においていくつかの課で行政と地域住民との共生共働による事業が提案されている。しかし、そのプロセスにおいて形づくりだけが先行し、意図とする事業目的が得られるのか疑問点も多い。今後は行政内の横の連携を密にしていくなかで、住民への十分な説明を果たし、また、過去の事業成

果等もきちんと分析した上で予算執行に努められたいとの意見集約がなされました。

2点目に、それぞれの課において多額の施設改修費や機器等の維持管理補修費が予算計上されている。しかし、その中身を質疑しても、納得しがたい部分もいくつかあった。その背景には、それぞれに専門的な知識を必要とする部分もあり、職員にそこまで求めるのは難しい部分もある。その一方で、修理点検等を請け負う事業者は発達する情報ネットワークを活用し、時にはその情報を共有しながらいろいろな角度から営業展開を進めているのが実態である。そうした環境の中で効率的な修繕費を支出していくためには、幅広く対応できる専門知識を持った退職者等を臨時雇用していくことも検討すべきではとの意見集約がなされましたので、ご報告申し上げます。

以上で終わります。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議は11時15分といたします。

午前11時04分休憩

午前11時14分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。上園哲生産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長上園哲生君登壇〕

○産業建設常任委員長（上園哲生君）

ただいま議題となっております議案第39号平成22年度日置市一般会計予算の産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る3月9日の本会議において本委員会の所管にかかわる予算を分割付託され、3月15日、3月17日に委員会を開催し、委員全員出席のもと、担当部長、課長等の説

明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

提案されました予算のうち、農林水産業費にかかわる予算は総額8億2,380万円にしようとするものであります。前年度平成21年6月補正後と比較しますと2億1,160万円、20.4%の減額であります。

農業委員会における主たる歳入は、県補助として平成22年度から耕作放棄地の年1回の調査義務づけによる農地制度実施円滑化事業費の県補助金であります。

歳出の主たるものは、賃金として、その農地制度実施円滑化事業として、農地基本台帳整備と遊休農地解消事務、農業委員選挙人名簿整備事務の筆耕賃金であります。委託料として、現在利用している農地基本台帳システムのデータを、直接地図上に表示する農地地図情報システム整備事業と、担い手農家結婚支援モデル事業であります。本年度も10月16日、17日に吹上砂丘荘を拠点に計画されております。農業総務費の委託料として、雇用創出のためのふるさと雇用再生特別基金事業として、農業公社の研修職員5人分の委託料、修学旅行生のグリーンツーリズム推進二地域居住・地域間交流推進事業の委託料であります。負担金、補助金として、日置市農業公社への負担金と、吹上農業祭への補助金であります。

農業振興費としては、委託料として農政推進特別指導の委託料、負担金、補助及び交付金として、市内69地域分の中山間地域等直接支払交付金事業、新規就農・後継者育成事業として、単身者2人分と夫婦3組分と新規就農者の住宅改装支援助成、そして「全国茶サミット鹿児島大会IN日置市」を開催するための補助金、活動火山周辺地域防災営農対策事業として、日置市農業公社で研修中のソリダゴのビニールハウス設置補助が主たる事業であります。

畜産業費として、各種畜産共進会への出品

報償費、受精卵移植技術事業委託、受精卵移植用供卵牛の導入事業が主たる事業であります。

農地費としては、日吉地域の県営灌漑排水事業の野首原地区の畑地帯総合整備事業と天神ケ尾池のしゅんせつ工事が主たる事業であります。負担金、補助及び交付金としては、ゆすいん地区と牧之原地区の県営中山間地域総合整備事業が主な事業であります。

林業総務費としては、林業担い手育成基金、林業就労改善推進事業が主な事業となっております。

林業振興費としては、緊急雇用対策事業として、市内の4地域の林道30路線53キロの伐採整備、委託料として、日吉・吹上の松くい虫駆除、有害鳥獣駆除が主たる事業となっております。

水産業振興費として、各種協議会への負担金、江口ふるさと港祭りへの補助金が主な事業となっております。

水産業施設管理費として、江口港公園の維持管理費と吹上漁港の港内土砂の除去、航路のしゅんせつ工事が主たる事業となっております。

次に、土木建設費については、歳入歳出の総額が22億6,637万9,000円で、平成21年6月補正後と比較しますと4億1,882万3,000円、15.6%の減額にしようとするものであります。

歳入の主たるものは、分担金、使用料として公営住宅使用料、公営住宅駐車場使用料など、国庫補助金として地域活力基盤創造交付金12路線分、長寿命化修繕計画策定事業、公営住宅家賃対策事業、地域住宅交付金事業が主たる事業であります。県負担金としては、公営住宅施設管理事業、県補助金として県単急傾斜地崩壊対策事業等が主な事業となっております。

歳出の主たるものは、土木総務費として東

市来の境界確定調査測量土木積算システム保守の委託料であります。

道路維持費は、共済費賃金として道路維持作業員13人分、補償費として市道愛護作業分、委託料として新規事業の緊急雇用創出事業臨時特別基金事業が主たる事業であります。

道路新設改良費は、委託料として単独事業と、補助事業の市道改良工事に係る測量設計業務や、用地測量及び登記事務であります。長寿命化修繕計画策定事業で、橋梁詳細点検を本庁4橋、東市来3橋、日吉3橋、吹上10橋を行い、今後の維持補修につなげていくとの説明でありました。

工事請負費は、補助事業分で本庁4路線、東市来2路線、日吉2路線、吹上3路線、単独事業分として、半島振興地域で本庁1路線、辺地対策事業で本庁1路線、吹上1路線、過疎対策事業で東市来2路線、日吉1路線、吹上2路線であります。

河川総務費の報償費は、河川愛護作業分で均等割1万4,000円、延長割1メートル当たり3.5円であります。

住宅管理費は委託料で耐震診断業務地上デジタル設計委託料等であります。火災報知機設置は平成22年度で完了となります。

住宅建設費は3億2,611万3,000円で、委託料は榎園住宅分と新規分で、上市来、和田、花熟里分の建設設備設計委託であります。工事請負費は、榎園住宅の16戸分であります。

住宅対策費の負担金、補助及び交付金は、地域活性化分譲住宅供給助成事業の利子補給分と、崖地近接危険住宅移転費の補助金であります。

次に、都市計画課関係の予算額は、10億2,900万円ほどであります。都市計画総務費では、伊集院駅や周辺整備のために、伊集院駅周辺整備検討委員会を設置し、いろいろな方からの意見を取り入れられるように委

員の人数は12名から13名を考えているとの説明でありました。負担金は全国都市緑化かごしまフェアが平成23年春の九州新幹線の全線開通にあわせて開催されることに伴う負担金であります。

土地区画整理費の委託料は、湯之元第一地区22戸分の建物等調査委託、徳重地区の画地測量設計業務委託料等であります。工事請負費は、湯之元第一地区と徳重地区の道路築造工事や整地工事の補助事業、単独事業分であります。

街路事業費の委託料は、伊集院駅周辺整備の事業許可図書作成業務委託料であります。

公園費は、新規事業として専門業者に遊具の点検業務の委託であります。

次に、主な質疑の概要についてご報告申し上げます。

農業委員会におきましては、農業者年金新規加入推進検討会と農業者年金加入推進活動指導は同じような業務に思えるが、具体的な内容はとの質疑に対し、農業者年金新規加入促進検討会は旧町ごとに支部を置き、参加する受給者の役員を中心に57人で計画をして、具体的にリストアップしている。そのリストアップされた方々を農業者年金新規加入推進活動指導で戸別訪問して加入推進をしている。その結果、21年度は5人の新規加入があった。全国農業会議所が平成19年から21年まで農業者年金加入者全国10万人早期達成計画を立てて推進しているとの答弁でありました。

耕作放棄地の調査をするが、その後の対応はどうするのかとの質疑に対し、活用されないと調査の意味がないので、農家に対してあっせん活動をしている。21年度は3町歩ほど耕作希望者が出ている。それ以外に自主的に解消されたのが4町1反歩ほどで、合計7町歩ほどが解消されたとの答弁でありました。

次に、農林水産課所管における質疑は、肉の価格が非常に悪く、生産農家が少なくなってきた。よい遺伝子の牛を増やすことを目的に毎年受精卵の事業を行ってきたが、現在までの実績はどうか、この事業の必要性についてどう考えているのかとの質疑に対し、受胎率の実績は平成20年度が45.7%、頭数で48頭、平成19年度が40%で55頭、平成18年度が35%で45頭、平成17年度が40%で38頭の実績である。成功率が低いから効果がないとは考えていない。生産農家が減ることで危機感を持っている。昨年度も増頭運動を各農家を回りながらお願いをしているとの答弁でありました。

日吉地域はため池が多くあり、今年度も整備の予算を計上しているが、かんがい排水事業との関係はどうなっているのかとの質疑に対し、日吉地域は川の断面が小さいため、ため池が28カ所ある。それを補足するために灌漑排水事業を進めている。今回の天神ケ尾のため池も1万1,400トン貯水量を持っているが、6割程度しか貯水できない状況であるので、しゅんせつを実施する。かんがい排水事業は補給水としての位置づけである。ため池を利活用し、不足分をかんがい排水事業で送水するとの答弁でありました。

全国茶サミットの内容はとの質疑に対し、加入条件として100町歩以上の茶園がある市町村で、全国87団体が加入している。日置市は290町歩ほどある。サミット自体は首長会議になる。それに関連して講演会等が開催される。近年多いときで60自治体の参加があり、交流会も首長以外に茶の振興会や議員連盟等で200人ほどが出席している。今回で15回目になるとの答弁でありました。

土木建設課所管についての質疑は、以前から地域の要望が多かった市道における伐採など、緊急雇用創出事業臨時特別基金事業によってどの程度対応するのかとの質疑に対し、

この緊急雇用創出事業は、平成21年度から3年間失業者を雇用して、道路の伐採等をする事業である。今回は公共施設ということで学校施設も含めている。道路だけではなく、市が管理する普通河川や準用河川も生い茂っている箇所は実施する予定であるとの答弁でありました。橋梁の長寿命化修繕計画策定事業は、市内に対象となる橋梁がどれほどあり、点検対象となる基準は何なのかとの質疑に対し、市道で管理する橋が市内に244橋ある。そのうちの補助対象になるのが15メートル以上で97橋である。平成21年度で97橋すべて概略点検を行った。今年度は健全度の点数をつけるが、60点以下の詳細点検が必要なものを今回20橋とし、それに対して、平成23年度に修繕計画を策定する。修繕計画がないと補助事業の対象にならないとの答弁でありました。

榎園住宅の建てかえに伴う移転補償の積算根拠と協力費の内容はとの質疑に対し、移転補償費は、移転料は、1回につき17万1,000円、協力金は、1回限り6万円支払うという規定がある。協力金は、現在の建物を取り壊すために、1回仮の住宅に移転してもらったときに支払って、その後新しい住宅に入るときには、協力金はない。そのため、補償費と協力費の対象人数が異なるとの答弁でありました。

都市計画課における質疑は、伊集院駅周辺整備の進捗状況、殊にJR九州との協議は進展しているのかとの質疑に対し、昨年計画を説明したときの概算工事費11億1,000万円を基本に交渉しているが、駅舎の負担割合、エレベーターの設置数も含めて、1月末にJR九州本社に出向き協議をしているが、いまだ返事をもらえていない状況であるとの答弁でありました。

駅周辺整備検討委員会のメンバーにぜひとも地元住民を入れ、駅西広場も含めて検討し

てほしいとの要望がなされました。それに対し、検討委員会の人員は12名から13名、構成としては、関係機関、団体の代表者、高校等を考えている。駅西広場は、駅舎等が終わってから駅西を含めた駐車場整備を考えているとの答弁でありました。

以上のほか、多くの質疑がありましたが、所管部長、課長等の説明、関係資料等で了承し、質疑を終了し、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第39号平成22年度日置市一般会計予算の産業建設常任委員会所管につきましては、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから議案第39号について討論を行います。発言通告がありますので、順次発言を許可します。

最初に、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○2番（山口初美さん）

私は、議案第39号平成22年度日置市一般会計予算に対する反対討論を行います。

100年に一度と言われた経済危機が、世界的には新興国の経済活動の活発化などによって一定の持ち直しも見られる中で、日本だけは二番底の心配もなされているように、ますます深刻化する経済情勢のもとで、国の予算も編成されました。失業の長期化によって、失業手当の切れる世帯が増加するなど、生活の不安は、昨年以上に高まってきています。22年度の予算が、こうした状況にこたえるものになっているのかどうか問われます。

さて、構造改革の名のもとに「官から民

へ」と、民間委託や指定管理者制度の導入が進められ、我が日置市政においても、引き続き22年度も継続されます。これは、自治体の責任を丸投げし、利益第一主義の民間に任せることにより、住民の福祉の後退につながり、また、雇用の不安を一層広げることになります。また、地域経済への影響も心配されます。このような構造改革路線を、一日も早く転換するべきであると私は考えます。この点でも、私は、この予算を認めるわけにはいかないということを申し上げておきます。

さて、市民税の収入が、約39億円、公債費が38億円ですから、市の収入のほとんどが、借金の返済に消えていく非常に厳しい市の財政です。総額214億円の一般会計予算であります。市民にとっても、長引く不況のもと収入がふえない中で、厳しい暮らしを強いられており、何とかしてほしいという願いは切実です。税金などの負担を軽くしてほしい、安心して暮らしたい、景気をよくしてほしい、仕事をふやしてほしい、このような市民の願いにしっかりこたえる予算になっているかどうかという視点で見たときに、残念ながら不十分であると言わざるを得ないのがあります。

今、国民所得は、10%減少したとされています。こういうときこそ、減税が必要です。負担軽減が必要なのです。この予算を見て、市民の負担を軽減するといった努力がされたと評価できるものは、乳幼児医療費の小学校入学前までの無料化があります。22年度より実施されます。この点は、私も高く評価したいと思います。

しかし、市民の願いは、病院窓口での無料化であります。また、薩摩川内市では、ことしの4月からは、中学校卒業まで無料になります。日置市をもっともっと子育てしやすいまちにするために、一層努力されることを期待します。

さて、本市の基幹産業である農業予算についてですが、戸別所得補償制度のモデル対策が予算化されております。期待された米の戸別所得補償モデル事業ですが、説明を受けた農家から、期待外れとの感想も寄せられておりますように、このまま実施するだけでは問題があると言わざるを得ません。果たして、これで、米販売農家の経営が守られるのかということなのです。

問題点として、1つには、低い補償水準であること、2つ目には、転作への助成金を減らすものであるということ、3つ目には、輸入自由化推進と一体であることなどが挙げられます。日本共産党は、米価は1俵60キロ当たり1万8,000円を国の責任で実現し、大豆、麦、畜産、果樹なども対象にします。

また、日米FTAの推進はやめ、WTOの自由化協定を抜本的に見直すことなどを提起しています。農家が、また米をつくろうと意欲がわくような再生産可能な施策が望まれます。

最後に、地方自治体としての本来の目的である住民の福祉の向上のために、22年度の予算が無駄遣いのないよう適正に執行されることを期待いたしまして、簡単ですが、私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（成田 浩君）

次に、東福泰則君の賛成討論の発言を許可します。

○3番（東福泰則君）

ただいま議題となっております議案第39号について賛成の立場で討論いたします。

現在、国・地方を初め、今日の経済不況の影響で、多くの住民は厳しい生活環境にあると感じていると思います。そこで、日置市民においても、住民負担の軽減や地域経済の活性化策及び雇用の場の確保など、平成22年度予算に期待する声は多いと思います。

しかし、今後は、財政事情等を考慮すれば、今は、さらなる歳出削減予算が求められる時期にあります。そうした限られた予算の中で、平成22年度予算は、現状課題等の解決に向けた予算編成の努力はなされていると思いません。

以上の理由をもって賛成討論といたします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

起立多数です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第40号平成22年度日置市国民健康保険特別会計予算

△日程第4 議案第41号平成22年度日置市老人保健医療特別会計予算

△日程第5 議案第42号平成22年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算

△日程第6 議案第46号平成22年度日置市温泉給湯事業特別会計予算

△日程第7 議案第47号平成22年度日置市公衆浴場事業特別会計予算

△日程第8 議案第50号平成22年度日置市介護保険特別会計予

算

△日程第9 議案第51号平成22年度日置市後期高齢者医療特別会計予算

△日程第10 議案第52号平成22年度日置市診療所特別会計予算

○議長（成田 浩君）

日程第3、議案第40号平成22年度日置市国民健康保険特別会計予算から日程10、議案第52号平成22年度日置市診療所特別会計予算までの8件を一括議題とします。

8件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長漆島政人君登壇〕

○文教厚生常任委員長（漆島政人君）

ただいま議題となりました議案第40号、41号、42号、46号、47号、50号、51号、52号につきまして、委員会審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

これらの議案は、去る3月9日の本会議におきまして、本委員会に付託されました。それを受け、3月15、16、17、18日、第2委員会室におきまして、全委員出席のもと委員会を開会し、市民福祉部長ほか、関係する課長、事務長等の出席を求め、審査いたしました。

初めに、議案第40号平成22年度日置市国民健康保険特別会計予算からご報告申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、68億898万3,000円で、昨年度対比3,254万8,000円の増となっています。

予算説明の概要につきましては、歳入の主なものは、1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税の1節医療給付費分の現年課税分は、5億9,068万8,000円で、納税義務者数は、6,874世帯で、被保険者数で1万1,505人となっている。1世帯当た

りの金額は8万6,076円で、1人当たりの金額は、5万1,429円となっている。また、徴収率については、91.59%で見込んでいるとの説明。

同じく、2節の介護給付金分の現年課税分は、3,889万3,000円で、納税義務者数は、3,383世帯で、被保険者数で4,250人となっている。また、徴収率は、89.45%で見込んでいるとの説明でありました。

3款1項2目の療養給付費等負担金、現年度分の14億5,910万3,000円は、国からの負担分で、一般分で11億7,607万8,000円、介護分で9,781万6,000円、後期高齢者支援金負担金分で、1億8,520万9,000円となっている。また、負担率は、定率で、給付費等の原則34%であるとの説明でありました。

2項2目の財政調整交付金は、国から、市町村間の財政力の不均衡を調整するため交付される普通調整交付金、5億8,426万1,000円と、国保連合会システム改修など、特別事情を考慮して交付される特別調整交付金、2億5,000万円を計上したとの説明。

5款1項1目の前期高齢者交付金11億676万2,000円は、65歳から74歳までの前期高齢者が、国保に集中する傾向があることから、被用者保険との負担の不均衡を解消するため、国から支給されるものであるとの説明。

そのほか、一般会計からの繰入金根拠は、保険税が軽減される分の補てん額と、軽減世帯に対する一定割合の支援分。また、出産一時金として、42万円の50件分を見込んだ額の3分の2相当分である。

基準超過費用額共同負担金の5,232万円は、医療費の地域差指数が1.17を超えた場合、基準超過費として保険税で、50%

負担した残りを、国・県・市が3分の1ずつ負担する分の額で、これらが、一般会計からの繰入金根拠となっているとの説明。

歳出の主なものは、一般管理費の13節委託料の946万5,000円は、レセプト電算処理料の委託料が主なものであるとの説明。

連合会負担金865万1,000円は、県国保連合会への負担金213万円と、国保連合会システム改修費の負担金652万円である。

なお、システム改修は、平成23年度からレセプトの請求方法が原則、電子化されることに伴い、大幅にデータ量が増加することが予測されるため、国保連合会が所有する電算システムを全国一斉に、機器の更新や改修をするものであるとの説明でありました。

一般被保険者療養給付費の負担金41億2,020万円は、保険者が負担する医療費の7割分で、1カ月の平均を3億2,700万円と見込んだ12カ月分に、5%増の額を計上したと。

同じく、退職被保険者分の負担金、2億2,680万円は、1カ月の平均を1,800万円として、それに、5%増を見込んで計上したとの説明でありました。

8款2項1目疾病予防費の委託料、1,267万7,000円は、人間ドック受診委託料で、22年度は、新たに、がん（PET）ドック助成として、40歳から70歳までの5歳刻みで、1人5万円の21人分、105万円を計上したとの説明でありました。

次に、主な質疑応答について申し上げます。

国保被保険者数は、21年度に比べ減となっているが、今後の動向はどう見込んでいるのかの質疑に、年々減った分は、後期高齢者のほうがふえているとの答弁で、景気状況の変化に伴い、社会保険から国民保険への変更の動向はの質疑に、加入と脱退は頻繁に繰り返されている。しかし、正確な実態は読めな

い部分もあるとの答弁。

質疑を終え、討論に入りましたところ、原案反対者より、合併後、不均一課税で徴収していた国保税率については、平成22年度から統一した税率になるが、以前より、負担がふえる市民が多く出ているなどの理由で反対討論がなされました。

一方、原案賛成者より、不均一課税は、旧4町間の協議で決めたことである。また、平均値で税率を定めており、年々増加傾向にある医療費等を考慮すれば、当然の対応策であるとの理由で、賛成討論がなされました。

そして、採決の結果、議案第40号については、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第41号平成22年度日置市老人保健医療特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出予算の総額は186万円です。予算説明の概要につきましては、歳出の2款1項1目医療給付費の20節扶助費の85万6,000円は、平成20年3月以前の医療給付費を見込んで計上、また、同じく、2目の医療支給費の72万5,000円は、高額医療費の未申請分として計上した。なお、この財源は、歳入の一般会計からの繰入金で充てるとの説明。

また、ほか、多くの項目につきましては、はっきりした金額は見込めないことから科目設定をしたとの説明でありました。

質疑もなく討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第41号につきましては、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第42号平成22年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算についてご報告申し上げます。

初めに、青松園の概要につきましては、介護保険法の介護老人福祉施設と短期入所生活

介護の指定を受け、老人福祉施設が80名定員、短期入所が12名定員で、施設介護サービスを提供している。

施設は、61年建設で、2人部屋が10室、4人部屋が18室となっている。最近建設される施設は、ほとんどユニット型で、青松園のような「多床室」は敬遠されがちな面もあるが、職員一体となって、利用者本位の介護支援サービスの提供に努めている。

また、職員体制は、4月1日現在で、正規職員17名、臨時職員33名の計50名の予定であるとの説明でありました。

続きまして、予算概要につきましては、歳入歳出の予算の総額は、3億163万8,000円で、前年度対比1,127万9,000円の増となっている。これは、介護報酬の改定や、延べ利用者増を見込んだことが、増の要因となっているとの説明でありました。

歳入の主なものは、施設介護サービス収入の2億8,491万2,000円と短期入所生活介護サービス収入の1,116万円である。内訳については、利用者が支払う介護保険の1割相当分と食費、居住費、それに、介護保険の9割相当分で、国保連合会から入ってくる分であるとの説明。

歳出につきましては、一般管理費の2億4,200万3,000円は、人件費から需用費、役務費、委託料、使用料、負担金などで、施設運営に必要な経費分であるとの説明。その中の一般賃金は、臨時職員33名分の人件費で、この中には、議会の一般質問でも、青松園臨時職員の処遇改善が取り上げられたが、22年度でわずかではあるが、臨時職員の賞与分も計上されているとの説明でありました。

また、工事請負費の1,764万6,000円は、建物が昭和61年に建築で、築23年が経過しており、雨漏りする箇所が出ている。今までは、応急処置で対処してきたが、今回、

全面的な防水工事をするために計上したとの説明。

施設介護サービス事業費のその他委託料の主なものは、嘱託医入園者検診委託料の264万円で、内訳は、嘱託医として、市診療所へ月額22万円支払う。そのほか、非感染性、廃棄物処理委託の240万円は、紙おむつの処理で、月額20万円であるとの説明でありました。

質疑につきましては、臨時職員の賞与の内訳の質疑に、賞与の対象者は、介護職だけではなく、フルタイムの全職種になる。また、賞与の額については、6月に0.5カ月分、12月に0.5カ月分の合計1カ月分となるとの答弁。

起債の償還はいつまでかの質疑に、平成11年度にショートステイの居室を増築したときの3,370万円の起債が1件残っており、償還は平成30年度までとなっている。また、平成21年度末での起債残高は、2,098万6,168円となっているとの答弁でありました。

質疑を終了し、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第42号につきましては、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第46号平成22年度日置市温泉給湯事業特別会計予算についてご報告申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、487万8,000円です。予算概要につきましては、歳入の温泉使用料、335万7,000円は、受給者7施設分である。また、一般会計からの繰入金145万2,000円は、旧吹上町時代に温泉掘削を行ったとき、既存の給量が減少したことに伴い、条例で定めている分を保障する額であるとの説明。

歳出の維持管理費の中の光熱水費120万円は、泉源3カ所の電気代で、施設維持修繕

料の180万円は、給湯管・送湯管布設がえ工事費が主な費用である。また、備品購入費の11万1,000円は、メタンガス濃度をはかる検知器の購入費であるとの説明でありました。

質疑もなく、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第46号につきましては、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。（「委員長、どっかで切りましょかね。もう1つ行きますか、今47号かな、そこまで行きましょか」と呼ぶ者あり）はい。

次に、議案第47号平成22年度日置市公衆浴場事業特別会計予算についてご報告申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、114万2,000円です。予算概要につきましては、歳入のうち、雑入の108万円につきましては、指定管理者からの納付金であるとの説明。

歳出の浴場管理費の施設維持修繕料90万円は、修繕計画はないが、もしものときの予備的な計上であるとの説明。また、植え込み剪定業務委託料、10万2,000円は、長く伸び過ぎた浴場前の「カイズカイズキ」の剪定費用であるとの説明。

質疑もなく、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第47号につきましては、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を13時ちょうどといたします。

午後0時00分休憩

午後0時59分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔文教厚生常任委員長漆島政人君登壇〕

○文教厚生常任委員長（漆島政人君）

午前中に引き続きまして、文教厚生常任委員会所管になっております特別会計予算の議案第50号からご報告申し上げます。

議案第50号平成22年度日置市介護保険特別会計予算についてご報告申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ45億7,458万円で、前年度と比較して2億2,682万4,000円の増となっており、率にして5.22%の伸びとなっているとの説明でありました。

また、その歳出の主な増額要因となっているのは2つあり、1つは、総務費の1億2,145万6,000円の増額で、前年度対比128.27%の伸びであると、これについては、第4期介護保険事業計画で予定している施設整備を、県において、平成21年度、国の交付金等を財源として基金造成をした介護基盤緊急整備特別対策事業を活用し、施設整備費の一部を補助するため、1億2,775万円を予算計上したことである。

その対象となっている施設整備は、1つが、小規模特別養護老人ホーム29床を社会福祉法人「曙福社会」が整備することに対して1億150万円の補助、2つ目が、認知症高齢者グループホーム18床を医療法人「めぐみ会」が整備することへの2,625万円の補助であるとの説明でありました。

2つ目の増額要因となっているのは、保険給付費で1億380万円の増額で、前年度対比2.48%伸びていると、これは、介護認定者が、昨年12月と一昨年12月を比較したとき、1年間に117人ふえ、トータルで2,927人となっている。

その結果、介護認定者がふえることにより、サービスを利用する量もふえ、また、平成21年4月からの介護報酬値上げ等も重なり、介護給付費の増額になっているとの説明でありました。

そのほか、予算関係におきましては、

22年度から「ふれあい・いきいきサロン」への助成の額が、今まで登録人数が10人未満の場合、年額2万円、10人以上は3万円であったものが、今年度より、活動団体の内容充実を図るために、登録者数30人未満の場合、実施回数1回につき4,000円、登録者数が30人以上の場合は、実施回数1回につき5,000円に変更し、年12回までを上限に助成していくとの説明でありました。

質疑応答の主なものを申し上げます。

先日、北海道札幌市で、グループホーム火災により多くの犠牲者を出したが、日置市内に所在するグループホーム施設の防火体制の状況はの質疑に、日置市内には11の施設があり、ベッド数は合計で180床となっている。うち4施設については、平成21年度でスプリンクラーの設置は終了している。また、2施設については、さきの補正で予算計上し、3施設については、平成22年度予算で整備する計画となっている。

なお、平成22年度予算に計上している3施設については、グループホーム秋光園、グループホームあおぞら、グループホーム虹の杜で、1平方メートル当たり9,000円が国より交付される。そのほか、未整備となっている2施設については、施設が古いため、設置期限となっている平成24年3月前に建てかえをする計画であるとの答弁でありました。

なお、札幌市での事故を受け、日置市内の各施設に対し、日常での運営に関する聞き取り等の調査も実施したが、問題となるような案件はなかったとの説明でありました。

質疑を終了し、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第50号については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第51号平成22年度日置市後期高齢者医療特別会計予算についてご

報告申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億550万8,000円とするものです。予算説明の概要につきましては、歳入では、特別徴収保険料の2億8,430万5,000円は、特別徴収対象となる7,000人分の保険料で、同じく普通徴収保険料現年度分の1億563万2,000円は、普通徴収対象となる1,800人分の保険料であるとの説明であります。

なお、保険料の額については、広域連合からの保険料、概算通知額をもとに積算した。また、保険料については、2年ごとに見直しすることになっているが、平成22年度と23年度の保険料率については、広域連合において、剰余金の活用と財政安定化基金の取り崩しにより、鹿児島県の保険料は据え置きとなっているとの説明でありました。

一般会計からの事務費繰入金は、各戸への通知が郵便送付に変更されたことにより、前年度に比べ、604万9,000円の増額となっているとの説明。

一方、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合への納付金5億8,863万8,000円は、歳入で受け入れた保険料と保険基盤安定分担金1億9,177万9,000円を広域連合へ納付するものであるとの説明でありました。

質疑につきましては、督促料が多く計上されているが、保険料の徴収に対する課題はの質疑に、通知した書類を見ていない人、理解が難しい人などが多く、臨戸訪問をしてきめ細やかな説明をしているとの答弁でありました。

質疑を終え、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第51号につきましては、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第52号平成22年度日

置市診療所特別会計予算についてご報告申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,786万5,000円とするものです。予算説明の概要につきましては、歳入の主なものは、1款1項の入院収入で7,908万6,000円、同じく、2項の外来収入で8,496万1,000円、雑入では、病院事業の精算金及び過年度分の保険料収入とて6,805万8,000円、一般会計からの繰入金1,215万4,000円は、交付税措置される診療所運営費と事業債償還金の利息分であるとの説明。

そのほか、事業債の8,280万円は、旧市民病院の解体や診療所の外構工事費、医師住宅の建設費等の財源となる過疎債であるとの説明。

なお、診療所の事業収入の根拠のなる利用人数や単価等の積算根拠は、平成18年度あり方検討委員会で当時の実績等をもとに収支シミュレーションを委託したその結果をもとに、再度協議検討した上で決定したとの説明でありました。

一方、歳出の主なものにつきましては、人件費で医師2名を含む職員給料手当等として、1億3,883万4,000円、一般賃金の3,159万9,000円は、臨時の看護師7名、看護補助者3名、受付事務2名、栄養士1名分で、需用費の2,066万3,000円は、医療業務に必要な紙おむつや輸血セット、薬代などの購入費等であるとの説明。

委託料の632万1,000円は、臨床検査業務や医療廃棄物処理に関する委託料であるとの説明。

病院給食に必要な1,474万9,000円は、病院給食を外部委託する経費分であるとの説明。

そのほか、平成21年度の支払い分が残っている経費等が、平成22年度支出する主な

歳出予算となっているとの説明でありました。

なお、外来診療については、月曜日、火曜日、木曜日、金曜日と、水曜日、土曜日の午前中の対応となるとの説明でした。

また、今年度予算で計上している工事請負費の工事関係は、すべて今年度中に終わらせる計画であるとの説明でありました。

主な質疑応答につきましては、夜間や日曜祝日等の対応は、また、非常勤医師の確保はの質疑に、夜間はオンコールで対応するが、ただし入院患者が対象である。日曜、祝日等については、非常勤医師で対応していく。医師の確保については鹿大医局にお願いしているとの答弁でした。4月より診療所がスタートするが、そのPRは、の質疑に、公立事業所としての縛りもあるので、民間みたいなPRはできないが、おしらせ版等で細かく広報していくとの答弁でありました。起債償還について、今回の予算では金利分だけの679万1,000円であるが、今後の元利償還計画はどうなっているのかの質疑に、元金分は3年据え置きで平成24年度が1,272万円、平成25年度が約4,600万円、平成26年度から均一の5,462万7,000円の償還で、平成34年度で終わるとの答弁でありました。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、原案反対者より、病院から診療所へ縮小されたことにより、夜間医師のない診療所となり、雇用や急患への影響が発生し、地域住民にとって大変不安となり、安心して暮らせなくなるとの理由で反対討論がなされました。

一方、原案賛成者より、従来に比べ診療対応の幅は縮小されるが、地域の医療ニーズには最小限こたえていける。また、財政的な経営環境を考慮すれば、診療所への移行は当然の策である、との賛成討論がなされました。

その後、採決を行った結果、議案第52号については賛成多数で原案どおり可決すべき

ものと決定いたしました。

以上、8議案に対する報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告8件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから第40号について討論を行います。発言通告がありますので、順次発言を許可します。

最初に山口初美さんの反対討論の発言を許可します。山口初美さん。

○2番（山口初美さん）

私は議案第40号国民健康保険特別会計予算に対する反対討論を行います。

総額68億円の予算であります。現在1,249世帯が滞納していることから見ても、国保税の負担の重さは異常とも言えるものです。国保加入者にこれ以上の負担を求める道はすでに破たんしています。ですから、大幅に国庫負担を増やす以外に道はありません。もともと2分の1を国が負担していました。それが現在では4分の1にまで削られてきております。これをもとの2分の1に戻させることがどうしても必要です。それと同時に、国がやらないのなら市独自にでも基金を取り崩すか一般会計からの繰り入れで市民の負担を軽くする具体策をとることが求められます。

先日の私の一般質問への答えにありましたように、国保世帯の平均所得は88万円です。それに対する国保税は約12万3,000円、負担率は14%にもなります。所得の14%を国保税として支払わなければならない、だれが考えても高すぎるのではないのでしょうか。負担を軽くしてほしいと願う市民の願いは当然だと考えます。

また、合併後、旧町ごとにはばらばらだった

国保税が5年目で統一されます。統一されることによって負担がふえる市民がたくさんいるわけです。私はこれを認めるわけにはいきません。合併協議の中で既に決まっていることだから、今更何を言うのかと言われるかもしれません。しかし、私はこの問題一つとってみても何のための合併だったかが問われる大きな問題だと考えます。そして、統一するのなら一番低いところに合わせるのが当然だという市民の声があります。本予算は高すぎる国保税の引き下げを願う市民の声にこたえておらず、私は反対せざるを得ません。

以上、反対討論といたします。

○議長（成田 浩君）

次に、東福泰則君の発言を許可します。東福泰則君。

○3番（東福泰則君）

ただいま議題となっております議案第40号について賛成の立場で討論いたします。

国保税率の不均一課税方式については、合併前、旧4町間で協議し決定された事項です。また、最終的な税率についても、旧4町間の平均値が採用されており、このことは年々増加傾向にある医療費の伸び等を考慮すれば当然の策であると考えます。

以上の理由をもって賛成討論といたします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

はい、よろしいです。起立多数です。したがって議案第40号は原案のとおり可決され

ました。

次に、議案第41号について討論を行います。

発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号について討論を行います。発言通告はありませんが討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号について討論を行います。

発言通告はありませんが討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報

告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号について討論を行います。発言通告はありませんが討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号について討論を行います。

発言通告はありませんが討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。これから議案第50号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号について討論を行います。発言通告はありませんが討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

これから議案第52号について討論を行います。

発言通告がありますので順次発言を許可します。

最初に、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。山口初美さん。

○2番（山口初美さん）

私は議案第52号診療所特別会計予算に対する反対討論を行います。

22年3月31日で日置市民病院が廃止され、診療所として生まれ変わります。日吉地域はこれまで病院を中心とした福祉のまちづくりを進めてきました。しかし、ベッド数が50床から19床へと縮小され、夜間医師のいない病院になります。これまでいつ病気になっても病院に行けばいつでもみてもらったのが、みてもらえなくなるわけです。これは明らかに福祉の後退と言うべきものです。ですから私はこの予算に対してどうしても賛成できません。また、病院が縮小されることにより雇用も縮小されました。働く場が奪われたわけです。このことも私はよしとすることができません。診療所が残っただけでもありがたいと思うべきだという声もあるようですが、どうしても私にはそう思えないのです。採算性を第一義的に置かざるを得ない民間病院とは違う自治体病院の役割が、公立病院の役割があります。日吉には公立の病院が必要だと考え、病院をつくった当時の人々や町長さんたちの思いを思い起こせば、何としても

病院をそのまま残したかったと思うのです。

また、病院の給食が民間委託されることにも私は異議を唱えたいと思います。病気療養中の入院患者のための給食を利益追求の民間に任せ、責任を丸投げすることを私は認めるわけにはいきません。これも福祉、住民福祉の後退であり、働く人の賃金や労働条件の切り下げにつながると考えますので、この点でもこの予算を認めるわけにはいきません。

以上のような理由で本予算に反対いたします。

以上です。

○議長（成田 浩君）

次に、坂口洋之君の賛成討論の発言を許可します。坂口洋之君。

○7番（坂口洋之君）

私は議案第52号日置市診療所特別会計予算について賛成の立場から討論いたします。

3月27日に開所し、4月1日から診療所がいよいよスタートいたします。市民病院から診療所になり、ベッド数が減少したというマイナス面は私自身も強く感じていますが、施設の老朽化、医療機器の老朽化が改善されたことという点について、今後利便性も高まることも理解されます。また、これまで土曜日休診から半日ではありますが土曜日診療もスタートいたします。教育民生委員会の中においても公的病院の医療の充実として職員向けの健康診断の利用促進、公的役割として本市のホームページなどにて病院の施設案内に健康情報の発信など、情報発信の役割などの意見も出されました。今後とも日吉地域を含めた地域医療の役割と、公的医療機関としての健康づくりへの貢献を期待といたしまして、賛成といたします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定するところに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

はい、よろしいです。起立多数です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

△日程第11 議案第43号平成22年度日置市公共下水道事業特別会計予算

△日程第12 議案第44号平成22年度日置市農業集落排水事業特別会計予算

△日程第13 議案第48号平成22年度日置市飲料水供給施設特別会計予算

△日程第14 議案第49号平成22年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

△日程第15 議案第53号平成22年度日置市水道事業会計予算

○議長（成田 浩君）

日程第11、議案第43号平成22年度日置市公共下水道事業特別会計予算から、日程第15、議案第53号平成22年度日置市水道事業会計予算までの5件を一括議題とします。

5件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。上園哲生産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長上園哲生君登壇〕

○産業建設常任委員長（上園哲生君）

ただいま議題となっております議案第43号、議案第44号、議案第48号、議案第49号、議案第53号の産業建設常任委員

会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る3月9日の本会議において産業建設常任委員会に付託され、3月15日、3月17日に委員会を開催し、委員全員出席のもと、担当部長、課長等の説明及び資料を求め、質疑、討論、採決を行ったものであります。

まず、議案第43号平成22年度日置市公共下水道事業特別会計予算についてご報告申し上げます。

歳入歳出総額6億86万8,000円とし、平成21年度6月補正後と比較し、5,742万7,000円、10.6%の増額であります。その主たる理由は、処分場耐震診断長寿命化計画と、つつじヶ丘団地等の補助事業によるものであります。

歳入の主たるものは、事業費負担金として猪鹿倉と下谷口のニュー八久保団地の受益者負担金、公共下水道事業費国庫補助金、起債償還分等の一般会計からの繰入金であります。事業債の中には後年度の負担者にも負担してもらうための、借りかえによる資本費平準化債も含まれている。

歳出の主たるものは、委託料として、委託職員9名、年間延べ業務人数2,625人による年中無休24時間体制に処理場、ポンプ場維持管理業務であります。下水道整備費はつつじヶ丘団地に係る分と、瀬戸内の硫化水素によるヒューム管破損の管渠築造工事による増額であります。修繕料は昭和63年3月の供用開始後21年が経過し、終末処理場等の機器劣化による修繕であります。今後、大規模な修繕等もふえてくることが予想されるが、その際、耐震診断をしてないと国庫補助対象にならないとのことで、そのために長寿命化計画を開始しないとしないとの説明でございました。

次に、主な質疑の概要について申し上げます。

す。

つつじヶ丘団地の下水道工事の内容、そして、その処理場の処理能力についての質疑に対し、つつじヶ丘団地は平成27年度からの供用開始を予定し、平成22年度から26年度までに工事を実施していくが、補助金の関係で変更もあり得る。今年度は、幹線設計委託として3,500メートルを予定し、そのうちの1,000メートルが詳細設計になる。また、今までの最大処理能力が計画では1万5,500トンでありましたが、計画変更で1万1,000トンになったが、つつじヶ丘団地の分が入った場合でも十分に処理できるとの答弁でありました。つつじヶ丘団地の工事も含めて、今後の事業債の推移や計画をどう考えているのかとの質疑に対し、平成21年度松の起債残高は27億8,630万円ほどであります。平成21年度末の元利償還額が2億8,000万円ほどであります。平成20年度、21年度の償還が一番多かったが、つつじヶ丘団地の事業分が入ってきてもその時期よりは少なくなると予想しているとの答弁でありました。

そのほか多くの質疑がありましたが、所管部長、課長等の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第43号平成22年度日置市公共下水道事業特別会計予算は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案44号平成22年度日置市農業集落排水事業特別会計予算についてご報告申し上げます。

歳入歳出総額3,507万5,000円とし、平成21年度6月補正後と比較し444万1,000円、11.2%減額にするものであります。減額の理由は、委託料の農業集落排水事業の台帳作成、公債費の元金、利子が減額になったことによります。平成22年3月末の区域内の世帯数及び使用料対象人数は

271戸数、553人の見込みであります。

歳入の主なものは、使用料、起債償還分を含む一般会計からの繰入金であります。

歳出の主なものは、維持管理費としての委託料、起債償還の元金、利子であります。

所管部長、課長等の説明で了承し、質疑はなく、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第44号平成22年度日置市農業集落排水事業特別会計予算は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第48号平成22年度日置市飲料水供給施設特別会計予算についてご報告申し上げます。

歳入歳出総額は52万3,000円であり、平成21年度6月補正後と比較しますと111万7,000円、68.1%の減額であります。減額の理由は、前年度実施した23年経過した取水ポンプ取りかえ工事によるものであります。

歳入の主なものは、伊集院久木野々地区給水世帯17戸と、公民館、納骨堂2件の計19件分の使用料と、財源不足による一般会計からの繰入金であります。

歳出の主なものは、需要費、水質検査等の役務費、メーター検針等の委託料であります。

次に、質疑の概要について申し上げます。

水質検査委託料の毎日分とはどういうことかとの質疑に対し、水道法で毎日残留塩素の測定、色度、濁度の測定が求められている。上水道、簡易水道も実施しているが、同様に民家に委託して毎朝数値を図ってもらっているとの答弁でありました。

所管部長、課長等の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第48号平成22年度日置市飲料水供給施設特別会計予算は、全員一致で原案の取り可決すべきものと決定いたしました。

議案第49号平成22年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてご報告申し上げます。

歳入歳出総額は408万8,000円で、平成21年度6月補正後と比較すると297万7,000円、42.1%の減額であります。

歳入の主たるものは貸付金の元利収入と財源不足見込み額に対する一般会計からの繰入金であります。

歳出の主たるものは、起債元金及び利子の償還見込み額であります。

所管部長、課長等の説明で了承し、質疑はなく、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第49号平成22年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第53号平成22年度日置市水道事業会計予算についてご報告申し上げます。

水道事業の概要は、給水戸数2万1,788戸、年間総給水量525万5,980トンで、昨年より8万2,790トンの減、1日平均給水量は1万4,400トンであります。19年度から段階的に引き上げてきた水道料金が、平成22年度で市内全域の料金が統一されます。主な事業内容は、2年目を迎えた伊集院北地区の未普及解消事業。日吉、吹上地域の水道台帳整備着手。供給水量の確保対策として、長里、伊作田配水池の送配水管布設、既設配水池改修工事等であります。

収益的収入、支出総額は7億6,433万3,000円とし、平成21年度6月補正後と比較すると572万2,000円、0.8%の増額であります。

収益的収入の主なものは、給水収益、料金改定に伴う増収と、使用水量の減少を見込んだ7億1,548万2,000円と、他会計補助金からの4,080万6,000円でありま

す。

収益的支出の主なものは、配水及び給水費、減価償却費の営業費用であります。

資本的収入は2億9,796万7,000円で、企業債、国庫補助金、工事負担金、市補助金であります。

資本的支出は6億8,090万8,000円で、建設改良費、企業債償還金であります。資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額を利益余剰金等の留保資金で補てんをする。平成21年度末見込みの留保資金は、約6億円であるとの説明でありました。

次に、主な質疑の概要について申し上げます。

今年度から水道料金が統一されるか、一般家庭でどの程度影響があるかとの質疑に対し、平成21年度と比較して24立方メートルを使用した場合、東市来で40円、伊集院で100円、日吉で100円、吹上で140円の値上げであるとの答弁でありました。伊集院北地区未普及解消事業の財源内訳、ことに受益者負担はどれほどかとの質疑に対し、平成22年度の予算要求額は資材の高騰などで7億5,000万円になった。そのうち、国庫補助金2億8,445万2,000円、起債額が4億2,667万8,000円である。受益者負担金は水道事業加入の際、13ミリの場合、給水負担金、手数料等合計で6万700円であり、現在の確約書件数が351件で、2,130万5,700円であるとの答弁であった。

次に、アスベスト管の改良状況はどうかとの質疑に対し、日吉、吹上地域は終了したが、伊集院595メートル、東市来974メートル、合計1,569メートルが判明し、残っている不明管もある。漏水もあるので、早目に解消に努めていくとの答弁でありました。

そのほか、多くの質疑がありましたが、所管部長、課長等の説明及び資料で了承し、質

疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第53号平成22年度日置市水道事業会計予算は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告5件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから議案第43号について討論を行います。発言通告はありませんが討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号について討論を行います。発言通告はありませんが討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号について討論を行います。発言通告はありませんが討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号について討論を行います。発言通告はありませんが討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号について討論を行います。発言通告はありませんが討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

△日程第16 議案第45号平成22年度日置市国民宿舎事業特別会計予算

○議長（成田 浩君）

日程第16、議案第45号平成22年度日置市国民宿舎事業特別会計予算を議題とします。

本案について総務企画常任委員長の報告を求めます。池満渉総務企画常任委員長。

〔総務企画常任委員長池満 渉君登壇〕

○総務企画常任委員長（池満 渉君）

ただいま議題となっております議案第45号平成22年度日置市国民宿舎事業特別会計予算は、去る3月9日の本会議におきまして、本委員会に付託され、3月16日に委員全員出席のもと委員会を開催し、担当部長、課長などの出席を求め、質疑、討論、採決を行いました。

これから本案について本委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

歳入歳出予算の総額を2億4,957万4,000円とし、主な歳出は事業収入2億4,354万2,000円で全体の97.5%を占め、そのほかは繰入金、繰越金、財産収入であります。

歳出の99%が経営費で2億4,687万5,000円、残りが予備費となります。

まず、歳入ですが、事業収入のうち、食事料、宿泊料、売店売り上げ料、飲み物料、婚礼売り上げなどの料金収入を社会動向なども加味し、前年比2%減の2億4,104万円、カラオケ使用料などの雑収入は昨年同額の180万円とし、営業収入総額を2億4,284万円とするものです。

また、国民宿舎基金からエアコン改修など

5件の工事請負費に489万円を繰り入れる予定です。少額ながら労働保険料納付金、基金利子、預金利子などの営業外収入は84万4,000円を見込み、そして、21年度からの繰越金100万円が歳入予定の総額であります。

歳出については、経営費で賃金が8,000万円、賄材料費総額も約8,000万円、光熱水費は約1,600万円、また、賃金に係る社会保険料が約900万円、納税予定の消費税など公課費におよそ520万円と、基金からの繰り入れによる工事請負費で489万円など計2億2,787万5,000円が直接の費用となります。あわせて、これからの宿舍経営の資金需要に備えて基金への積み立てを1,900万円予定し、今年度末の基金残高は7,700万円ほどとなります。

また、主な質疑の概要について申し上げます。

ホームページ作成委託料51万5,000円の内容はどのようなものかとの問いに、これまでの掲載内容をリニューアルして、より新鮮な情報を提供することで、売り上げ増につなげたいとの答弁。修繕費、工事請負費が計上されているが、これ以外には必要ないのかとの問いに、現在必要な最小限の工事、修繕は計上しているとの答弁。吹上町、野首地区のイベント「ワンダーマップ」の集客数など把握をしているか、またそれらを売り上げ増につなげるべきだがとの問いに、集客数についての把握はしていないが、データを集めて分析しどのような連携ができるか検討してみたいとの答弁。施設利用促進協会に加盟し、またその負担金もあるが、その効果はどうかとの問いに、協会を通じた利用もあれば独自のものもある。一概には結果の判断はできないが、効果はあると思うとの答弁。

そのほか、多数の質疑がありましたが、部長、課長の説明で了承し、討論に付しました

が討論はなく、採決の結果、議案第45号平成22年度日置市国民宿舍事業特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから議案第45号について討論を行います。

発言通告はありませんが討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

△日程第17 陳情第9号改正国籍法に関する陳情書

△日程第18 陳情第4号人権擁護法案の成立に反対する意見書の提出を求める陳情書

△日程第19 陳情第5号選択的夫婦別姓制度法制化に反対する意見書の提出を求める陳情書

○議長（成田 浩君）

日程第17、陳情第9号改正国籍法に関する陳情書から、日程第19、陳情第5号選択

的夫婦別姓制度法制化に反対する意見書の提出を求める陳情書までの3件を一括議題といたします。

3件について文教厚生常任委員長の報告を求めます。漆島政人文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長漆島政人君登壇〕

○文教厚生常任委員長（漆島政人君）

ただいま議題となりました陳情第9号、陳情第4号、陳情第5号についてご報告申し上げます。

初めに、陳情第9号改正国籍法に関する陳情書について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本陳情は昨年12月開会されました平成21年度第6回の定例議会におきまして、文教厚生常任委員会に付託されましたが、法改正の細やかな部分や、法が改正されたことにより、実態がどういった状況にあるのか、しばらくの間調査したいとの意見が複数の委員より出されたため、継続審査の申し入れをしていましたが、今期定例会におきまして、再度審査いたしましたので、ご報告申し上げます。

本陳情について、委員会では3月2日、3月18日の両日、第2委員会室におきまして全委員出席のもと、委員会を開会し、審査をいたしました。

陳情の趣旨につきましては、平成20年度12月5日に参議院で可決された国籍法案、偽装認知などの問題を抱えていると考えられる。また、未婚の場合でも簡単に日本の国籍を取得することにより、今後、日本の家族形態を崩壊させることにもつながりかねない。よって、直接の窓口となる市町村においてその運用に関しての十分な規則を定める必要があるということです。

その陳情者が求めている運用規則の内容とは、DNA鑑定の審査時における推奨、申請

者や外国人の親の日本における居住実態や、日本人の親による扶養実態等の綿密な調査及び審査情報の開示などで、このことを国へ意見書として提出していただきたいということが陳情趣旨でございます。

そこで、本委員会では初めに改正された国籍法の内容についてインターネット等で入手した情報を元に調査いたしました。

その後、本市における窓口での取扱や対応がどういった状況にあるのか、また、陳情者が危惧されている案件についてどう認識されているのか、担当窓口となる市民生活課の方にもいろいろ説明を求めました。

そこで、担当課の説明内容を要約しますと、本市において国籍法が改正されたことに伴い、現段階での申請実績はないとのこと。また、陳情者が危惧されているような案件については、申請される方がどういった状況にあるのか窓口で予測できるものではない。ただ、法で定める基準に基づき提出される書類に不備がなければ、受理することになるとの説明でした。

委員会では、そういった所管課の説明内容や資料等を元に自由討議した後、討論を行ったところ、本陳情の採択に反対の委員より、窓口でのDNA鑑定等は人権やプライバシーの保護が侵害され認められない、また、DNA鑑定などの事務を市町村で実施することは事務内容や財政的にも市町村窓口での対応は難しいなどの理由で反対討論がなされました。

一方、本陳情の採択に賛成の委員より、この改正によって違法に日本国籍が取得されると、不正行為によって一般市民の福祉増進と地方公共団体の健全な発展が妨げられ、国民の公益が侵される恐れがあるとの理由で賛成討論がなされ、採決の結果、本陳情は賛成少数で不採択すべきものと決定いたしました。

次に、議案第4号人権擁護法案の成立に反対する意見書の提出を求める陳情書について、

本委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本陳情は、3月12日の本会議におきまして本委員会に付託されました。それを受け、委員会では3月18日、19日の両日、第2委員会室におきまして、全委員出席のもと、委員会を開会し、審査いたしました。

陳情の趣旨につきましては、人権擁護法が成立すれば正当な市民の言動が差別的言動として介入、規制される恐れがあり、国民の表現の自由が侵害されかねない。

その理由として、この法案は差別や人権侵害の定義があいまいで、被害者として人の個人的感覚や思想により訴えられる傾向になりえる可能性があるためとのことです。

また、人権擁護法案で設置予定の人権委員会が人権侵害として申告があれば、それだけで令状なしで出頭要求や文書、その他の提出要求、そのほか罰則として処分に違反、出頭拒否すると、30万円以下の罰金、加害者の実名公表をする権限があります。

また、法案の中に差別したとされる人の保護規定もないことから、逆に人権侵害が起こる可能性が出てくることも予想されるため、人権擁護法案の成立に反対する意見書を国に提出していただきたいというのが陳情趣旨でございます。

そこで、本委員会では、初めに人権擁護法案の内容について、ネット等で入手した情報をもとに調査いたしました。その後、本市における人権問題等に対する対応はどういった状況にあるのか、所管となる市民生活課にいろいろ説明を求めました。

そこで、担当課の説明内容を要約しますと、本市では人権擁護委員を9名推薦し、その方々は法務大臣から委嘱されている。その9名の人権擁護委員のもとで人権相談等を実施しているが、家族間のことや土地の相続等のことで年間に約30件の相談がある。しか

し、その相談の多くは専門家への取りつぎが主な役割となっている。

また、人権に関する問題は幅広いため、陳情の内容に関すること等について市の立場ではコメントできないとの説明でありました。

委員会では、そういった所管課の説明内容や入手した資料をもとに討論を行ったところ、本陳情の採択に反対の委員より、この法案の目的は人権侵害の救済となる人権委員会を設置し、不当な差別や虐待のほか、犯罪被害者らへの報道機関による過剰な取材を「特別人権侵害」と明記しているが、表現の自由、報道の自由は非常に重要であり、それを制約するものではない。

人権委員会の構成員も5人中、男女いずれか一方が2名未満とならないこと、弁護士資格のある者を加えることとなっており、守秘義務に違反したら懲役、罰則も罰金もあるなどの理由で反対討論が出されました。

一方、本陳情の採択に賛成の委員より、法案は不当な差別的言動等や差別助長行為等も規制の対象にしていることについて、メディアばかりでなく、国民の言論、表現の自由や内心の自由まで行政が介入することになる。したがって、人権擁護法が成立すれば正当な市民の言動が差別的言動として介入、規制される恐れがあり、国民の表現の自由が侵害されかねないとの理由で賛成討論がなされ、採決の結果、本陳情は賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第5号選択的夫婦別姓制度法制化に反対する意見書の提出を求める陳情書について、本委員会における審査の結果についてご報告申し上げます。

本陳情は、3月12日の本会議におきまして本委員会に付託されました。それを受け、委員会では3月18日、19日の両日、第2委員会室におきまして全員出席のもと委員会を開会し審査いたしました。

陳情の趣旨につきましては、子供の姓が両親別々であることにより、姓が違う親に対し疎外感が出てくるのでは。また、実子であっても、周りの人に誤解を生じ、子供がいじめの対象になりかねない。そのほか、子供の姓が選択性となると子供や孫の姓の取り合いになるなど、子供への精神的負担は大きくなる。よって、選択性夫婦別姓制度の法制化は認められないため、国へ法の制度化、反対のための意見書を提出していただきたいというのが陳情の趣旨でございます。

そこで、本委員会では、選択的夫婦別姓制度のことについて本市の窓口における住民の方の意見や認識等がどういった状況にあるのか。所管課となる市民生活課にいろいろ説明を求めました。

そこで、担当課の説明内容につきましては、窓口での対応は異動があったり複数での対応もあるので一概には言えないが、年に1回ぐらい夫婦別姓のことでお尋ねになる人がおられる。そういった方については、現在の法制度を説明しているとの説明でありました。

委員会では、その後、討論を行ったところ、本陳情の採択に反対の委員より、現在選択夫婦別姓制度については、特に若い世代の働く女性にとって希望が多いのも事実である。また、個人の生き方が多様化している今日、夫婦別姓制度についても選択肢をふやすべきである。

また、この件について協議してきた男女共同参画会議の中間報告の中でも、主要な先進国において夫婦同姓を強制する国は見られないと認めている。今では少子化が進み、一人っ子同士の結婚も多いことから家系の消滅も出ている。だからといって、改正を避けて事実婚をすれば相続権はなく、子供は婚外子となる。

少子化が進む今日、夫婦別姓制度については個人の選択肢の拡大は必要と感じ、本陳情

は不採択であるとの反対討論がなされました。

一方、本陳情の採択に賛成の委員より、子供の姓が両親別々であることにより、姓が違う親に対し疎外感が出てくる可能性は十分考えられる。また、実子であっても周りの人に誤解を生じ、子供はいじめの対象になりかねない。そのほか、子供の姓も選択性となると、子供や孫の姓の取り合いになるなど子供への精神的負担は大きくなる。

よって、選択性、夫婦別姓制度の法制化は認められないとの理由で賛成討論がなされ、採決の結果、可否同数となったため、委員長採決により本陳情は採択すべきものと決定いたしました。

以上、3つの陳情に対する報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。

次の会議を14時15分といたします。

午後2時05分休憩

午後2時14分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、委員長報告3件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから、陳情第9号について討論を行います。発言通告がありますので、順次、発言を許可します。

本件に対する委員長の報告は不採択です。まず、池満渉君の採択することに賛成討論の発言を許可します。

○16番（池満 渉君）

私は陳情第9号を採択することに賛成の立場で討論をいたします。

今、委員長から報告がありましたけれども、

国籍法第3条の改正前の条文は「父母の婚姻及びその認知により生まれた子供は認知した父母がその子の出生のときに日本国民であった場合において、法務大臣に届けることによって日本の国籍を取得できる」と規定をしております。

つまり、結婚をした夫婦の間に生まれた子供に、その両親が認知をして、そしてそのときに、子供がいるときに、認知をしたお父さんとお母さんが日本国民であった場合に法務大臣に届け出て、国籍を取得できるとしているわけであります。

ところが、日本人男性と外国人女性の間に生まれたいわゆる婚外子、この婚外子が日本国籍を取得できないのはおかしいという訴えが平成20年の6月4日、法改正直前にありました。正式な婚姻ではなくて、いわゆる外国人の女性との間に生まれた子供であります。婚外子であります。最高裁判所はこのことについて日本人である父親とそうでない母親との間に生まれ認知された子供、婚外子であるけれども、父親が認知をしたわけですが、そういった子供について、「婚姻により生まれた子供に限り日本国籍の取得を認めること」、つまり改正前の条文ですが、そのことは憲法14条に違反すると、差別することは違反するというような判決を言い渡したのであります。

この判決を受けて、いわゆる婚姻をしていなくても、父または母が認知した子供については日本の国籍を取得することが可能というふうに法律の改正がなされたわけです。

しかも、婚姻によらない場合、実子でなく全くいわゆる他人でも一緒に写っている写真を持ち、日本人の男性が自分の子供だというふうに認めて、認知をしたということになれば簡単に日本国籍を取得することができます。

平成21年の2月、いわゆる改正された翌年すぐに中国人夫婦による偽装認知事件があ

りました。中国人の妻が日本人の男性に80万円を渡し、中国人である自分の子供を偽装認知させたのであります。

当然この子供は日本国籍を取得できますし、条件を満たせば母親も日本国籍を得られることとなります。改正国籍法では、第20条で罰則の規定も設けておりますが、虚偽の届出の場合には1年以下の懲役または20万円以下の罰金に処するというふうに非常に軽い刑になっているだけであります。

ご承知のように、我が国は社会保障制度を初め諸制度が近隣の途上国などに比べて非常に魅力的であり、日本人になりたいと願う外国人はあとを絶ちません。

ちなみに法律が改正された後、日本国籍を取得された外国人はつまり平成21年の1月1日から同じ21年の9月30日までに計652人が日本国籍を取得しております。

内訳は、婚姻以外夫婦の結婚以外で360人、婚姻によるもの、外国の女性あるいは外国の男性の結婚によるものが268人、その他24人となっております。652人のうち、結婚以外で360人が取得をしております。そして、これらをすべて652人の方がなったわけですが、その中で申請不受理——受理しなかったのはわずか4人だけでした。いとも簡単に申請がなされてきたというような経緯があります。

国の将来や治安、日本人としての伝統・文化を継承していくには、日本を愛し厳正な手続きをへて国籍の取得がなされるのが当然であります。そのためには、婚姻要件の復活というのが最善の策であります。事前の策としてDNA鑑定の義務づけ、申請者などの居住実態、扶養親族の綿密な調査などは当然必要であります。

靖国神社にかわる国立墓地の建設問題、外国人地方参政権法案、人権擁護法案の問題など、鳩山政権は1,000万人の移民受け入

れを計画をしており、まさに日本と日本人の国と心の崩壊に向けて動いているようにしか思えてなりません。

以上のような理由から、私は陳情第9号改正国籍法に関する陳情書は採択すべきものと訴えて賛成討論といたします。

○議長（成田 浩君）

次に、山口初美さんの採択することに反対討論の発言を許可します。山口初美さん。

○2番（山口初美さん）

私は、陳情第9号改正国籍法に関する陳情書に対する反対討論を行います。

陳情要旨に、未婚の場合でも簡単に国籍を取得できるというふうにありますけれども、私はこの手続きは法務局などできちんと審査されますので、そう簡単ではないというふうに考えます。

また、陳情事項として施行時にDNA鑑定
の審査時における推奨、申請者が外国人の親の日本における居住実態や日本人の親による扶養実態などの綿密な調査、また審査情報の開示などが求められておりますけれども、これらはプライバシーの侵害や人権侵害に当たり、また外国人を差別するものであると考えます。

また、審査を直接の窓口となる市町村において行うように求められていることにつきましても、到底納得できません。

以上のような理由からこの陳情に反対いたします。

以上です。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから、陳情第9号を採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は不採択です。陳情第9号を採

択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

はい、よろしいです。起立多数です。したがって、陳情第9号は採択することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時23分休憩

午後2時23分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、陳情第4号について討論を行います。発言通告がありますので、発言を許可します。最初に、黒田澄子さんの反対討論の発言を許可します。黒田澄子さん。

○1番（黒田澄子さん）

私ども、公明党は人権擁護法案を推進している立場から陳情第4号人権擁護法案の成立に反対する意見書の提出を求める陳情書に反対の立場で討論させていただきます。

この法案は、日本では初めての包括的な人権擁護を目的とする法律案であります。人権侵害を受けた人に対する新たな救済制度です。この法案では、人権侵害の救済となる人権委員会を法務省の外局として設立します。不当な差別や虐待のほか、犯罪被害者らへの報道機関による過剰な取材を「特別人権侵害」と明記しています。

しかし、表現の自由、報道の自由は非常に重要であり、それを制約するものではありません。特に弱い立場にある犯罪被害者に対するプライバシー侵害と過剰な取材のみを救済の対象に限定しており、報道機関の自主的な取り組みを尊重することが前提であります。

人権委員会の構成員も5人中、男女いずれか一方が2名未満とならないこと。弁護士資格のある者を加えることとなっており、守秘義務に違反したら懲役、罰則も罰金制度も盛

り込まれたものとなっております。

法律の目的は人権の侵害により発生し、また発生する恐れのある被害の適正かつ迅速な救済またはその実行的な予防並びに人権尊重の理念を普及させ、及びそれに関する理解を深めるための啓発に関する措置を講ずることにより人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、もって人権が尊重される社会の実現に寄与することとされております。

また、国は基本的人権の共有と、法のもとの平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり、人権の擁護に関する施策を総合的に推進する責務を有するとして国の責任を定めております。

何人も他人に対して次に掲げる行為その他の人権侵害はしてはならないとして、人権侵害等の禁止を定めております。

陳情書には、「私たちは差別や人権侵害がない健全な社会、人間関係を築くよう取り組み、努力することで解決していくべきではないでしょうか」とございますが、この努力だけでは悪質な差別行為や人権侵害を受け続けてきた方がこれまで救済されてこなかった日本の中で、今回のこの法案は新たな救済法として画期的なものだと私は考えます。

以上の理由で、私は今回のこの陳情第4号には反対いたします。

以上でございます。

○議長（成田 浩君）

次に、山口初美さんの賛成討論の発言を許可します。山口初美さん。

○2番（山口初美さん）

私は、陳情第4号人権擁護法案の成立に反対する意見書の提出を求める陳情書に対する賛成討論を行います。

同法案は、人権の名のもとに報道、表現の自由への介入の道を開くものだと考えます。同法案は、法務省の外局として人権委員会を設置し、救済対象として人種などを理由にし

た不当な差別、学校、福祉施設などでの虐待と同列に報道機関の取材を規制の対象としています。

また、人権委員会について、事務局には法務省人権擁護局が横すべりし、法務省との人事交流も行われる点などを見れば、これで政府から独立した機関と言えるのでしょうか。

そして、大問題なのはメディア規制です。報道機関の行為を過剰取材などと判断する権限を人権委員会にゆだね、異議申し立ても認めないのは憲法21条に規定された表現の自由への行政の介入となり、民主主義を危うくするものではないでしょうか。取材を規制するなら、政治家の金権事件や公権力の人権侵害を覆い隠すことになるのではないのでしょうか。

個人の人権や情報の保護の面でも法案には重大な欠陥があります。人権擁護と言いつながら、委員会が法務省の外局では公権力による人権侵害の救済は保障されません。国際人権規約委員会が98年、日本に法務省から独立した機関の設置を求めた勧告にも反します。

国民の差別的言動も規制の対象ですが、何を差別とするのか判断は委員会まかせです。これでは国民の言論の自由、内心の自由まで行政が踏み込むことになりかねません。

このような言論規制の法案は撤回して、抜本見直しをするしかないと思います。

以上、賛成討論といたします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。池満渉君。

○16番（池満 渉君）

党派を超えて、陳情の採択に賛成の立場で討論を申し上げます。

まさに今、山口議員からのご意見がありましたけれども、そのとおりであります。ちょうど10年ぐらい前に東京都の山の手線という電車の中で、ある中間管理職の方が若い女性に体を触られたと告発、言われて、つ

かまって取り調べを受けたことがありました。

その方は、当然、その覚えはなかったけれども、警察に呼ばれて取り調べを受け、いろんな報道関係にも見られたわけでありますが、よくよく調べてみますと実害はなかったとのことではありますが、さまざま報道でその方は、この人はいわゆるそういう行為をしたんだということでもずレッテルを貼られたわけであります。

そして、よく調べてみますと、その女性は訴えた男性のことをかねてからよく思わない大きな職場の女性1人でありました。そういった人を何かの形で報復するかのよう、電車内でそのようなことになったと訴えたわけであります。まさに自分の人権が体を触られることによって侵害されたといつて、相手を陥れるかのような行為があったことは皆さんご承知だろうと思います。

今ありましたように、全く被害を受けた者は自主申告でありまして、それをどう規定するのかといったようなことも、まだまだ未整備であります。

人権の名を借りた、まさに逆に人権侵害といったようなことが個人にも、あるいは政党、団体に対しても起こり得る可能性も十分考えられますので、この件については陳情を採択をして、そのようなことがならないように、しっかりとお願いをするということに賛成をいたします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから、陳情第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は採択です。陳情第4号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

はい、よろしいです。起立多数です。したがって、陳情第4号は採択することに決定しました。

次に、陳情第5号について討論を行います。発言通告がありますので、発言を許可します。最初に、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。山口初美さん。

○2番（山口初美さん）

私は陳情第5号選択的夫婦別姓制度法制化に反対する意見書の提出を求める陳情書に反対討論を行います。

希望すれば、夫婦が違う苗字、姓を名乗れる選択的夫婦別姓は世界の流れとなっています。男女共同参画会議の選択的夫婦別姓制度に関する審議の中間まとめ2001年も、日本以外の主要な先進諸国において夫婦同氏を強制する国は見られないと認めています。

その後、妻の姓を名乗れなかったトルコやタイで法改正をしています。

日本は、妻の96%が夫の姓にかえています。改姓により自分でないようで苦痛、同一人物と思われず、仕事の機会を失ったなどの不利益をこうむることがあります。

一定の職場で旧姓使用は認められてきたものの、パスポートや免許証などは戸籍名が原則で不便さや不利益は続いています。改正を避けて、事実婚をすれば相続権はなく、子供は婚外子となります。

日本共産党は、個人の尊厳と男女平等の立場から、他党に先駆けて87年に女性の地位向上のために、国内行動計画についての申し入れで選択的夫婦別姓の導入を政府に求めました。97年の民法改正案大綱にも盛り込み、98年からはほかの野党とも共同で民法改正案を国会に繰り返し提出しています。

国連女性差別撤廃条約は、姓の選択について夫と妻に同一の個人的権利を保障すべきだとしています。国際機関は、日本政府に民法

の男女差別的な条項を見直すよう何度も勧告しています。2009年の8月には女性差別撤廃委員会が政府の取り組みが不十分なことは遺憾だとして、早急に対策を講じ、2年以内に報告するよう政府に求めています。

以上のようなことから、私はこの陳情に反対いたします。

以上です。

○議長（成田 浩君）

次に、池満渉君の賛成討論の発言を許可します。池満渉君。

○16番（池満 渉君）

ちょっと是々非々でということになってしまいましたけれども、先ほど文教厚生委員長からこの陳情の採択結果については採択との報告がありましたので、私は委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

まず結論から申しますと、夫婦別姓が実現されれば我が国は崩壊への道をたどることになります。家族は最も小さな共同体であり、地域や会社、国家はその共同体の延長であります。結婚をして、同じ姓を名乗ることが夫婦、親子のきずな、家族としての共同体意識を深めます。

既に、選択的夫婦別姓制度を導入しているスウェーデンでは少子化に歯どめがかかり効果もあったと言われておりますが、我が国の2%に比スウェーデンの子供の55.4%、実に2人に1人が婚外子であります。結婚をしていなくてできた子供であります。この夫婦別姓制度を推進する人たちは、結婚などによって夫の姓を名乗ることで個人が失われるという個人主義に立ち、家族の廃止をも訴えて、唱えております。

しかも、戸籍を個人籍に変更して、婚外子の相続差別の見直しも唱えております。夫婦別姓は親子別姓であり、別姓も同姓も嫡出子も非嫡出子も同じ価値となれば社会秩序は崩壊をいたします。

福島瑞穂消費者・少子化・男女共同参画大臣は、平成6年は既婚はもう恋の障害ではないと言ってますし、同じ平成7年には「子供が18歳になったら家族解散式をやろう」とまで言っております。結婚をしていても自由に恋愛をして子供を産み、どの子にも平等に財産を分け合うといった結婚制度そのものを否定する発言もしております。

もし、結婚後も旧姓を使用したければ、旧姓の通称使用の認知もできますし、結婚の際には夫婦どちらの姓を名乗っても構わないわけであります。民法の改正までやる必要はないと考えております。

内閣府の世論調査でも国民の6割以上がこのことに反対をして、そして6割以上が子供に悪影響を与えるとしております。

以上のような理由をもって、賛成討論いたします。

○議長（成田 浩君）

次に、西菌典子さんの発言を許可します。西菌典子さん。

○15番（西菌典子さん）

私は、ただいま議題となっております陳情第5号を採択することに反対の立場から討論をいたします。

現在の民法では、夫婦は婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の姓を称すると750号で規定しております。

しかし、結婚の際に改姓するのは96%が女性です。そして、改姓に伴うさまざまな不利益が女性に強いられているということが指摘されており、これはまさに女性問題であり男女共同参画社会の形成にかかわる問題でもあります。

そうした問題を解消するために、好きなほうを選択、どちらでも夫婦別姓でも同姓でもどちらでも好きなほうを選択できるようにしたいというのが選択的夫婦別姓であります。

内閣府世論調査でも2001年以来、賛成

が反対を上回っております。特に若い20代、30代では賛成派、また通称姓を容認ということを含めれば80%を超え、30代女性では9割が法改正を望んでいるという現状でもあります。

現在、仕事を続ける女性がふえておりますが、また経済不況の中で働き続けねばならないという若い女性たちもふえております。

結婚で改姓することが、それまで築いてきた人間関係や業績評価などが混乱したり、中断したり、また生まれたときから使っている姓名がその人のアイデンティティーにもなっており、改姓するということが自己喪失感というものをもたらしたり、また家制度に吸収されてしまうような感覚やそういうものが女性だけが改姓の苦勞を味わうという不平等感もあります。

通称姓というものも幾らか認められておりますけれども、法的に存在しない名前のために、免許証、銀行口座、また戸籍名しか使えないような場合が多く、実質的に不便があります。

国連の女性差別撤廃委員会では、日本の民法の中に依然として「差別的条項が残っていることに懸念を有する」として夫婦別姓を認めていなことを挙げて、早急な対策をとるよう強く求めています。国連からの改善勧告を受け続けることは、先進国として大変残念なことであります。

国連機関が公表している女性の活動度を示すジェンダーエンパワーメント指数では、昨年109カ国地域の中で57位という低い水準であります。

男女共同参画基本法が制定されて10年、高い教育や環境に恵まれながらも、女性の活躍がおくれをとっているという要因は取り除く努力が必要であります。

少子高齢化が一層進む中で、男女ともに能力を發揮し、ともに支え合う社会づくりやそ

れぞれの意思や生き方が尊重されることがより求められております。その中で、結婚による改姓が不便さを与えたり、労働力の低下や事実婚やペーパー離婚などを繰り返すという不都合な状態につながるということは避けるべきであります。

結婚に関する法律は、憲法24条で個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定しなければならないとしております。家族のきずなや一体感は姓が同じだから保てるというのではなく、どのように家族がお互いを尊重し支え合いながら築くという愛情や信頼によって築かれるものであり、一方的に不都合や不平等を温存しながら築くものではないと思っております。

長い間、法律の隙間の中で、また社会が変貌するにもかかわらず、依然として残る家父長制の慣習と意識の中で、多くの女性たちが不便を強いられております。

人はだれしも、人間として社会人として生き、働き続ける権利と義務があります。また、多様な生き方や選択肢があってもよいと思っております。どんな未来を築いていくかという視点で法律は考えるべきであります。

希望をすれば夫婦別姓でもいいんだという夫婦別姓も許されるべきであるという思いで、私はこの陳情第5号の採択に反対をいたします。

以上であります。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。花木千鶴さん。

○8番（花木千鶴さん）

私は、ただいま議題となっております選択的夫婦別姓法制化に反対する意見書の問題について、賛成の立場で討論をしたいと思っております。

先ほど賛成者がありましたけれども、私は少し違った形でのこの陳情に対しての賛成の意見を申し上げたいと思っております。

私は、選択性別姓になったからといって家族が崩壊するとは限らないと思っています。必ず崩壊するであろうということは予測できないと思っています。

ただ、先ほど来、世界的な潮流である男女共同参画の問題にも触れられ、そして、日本がなかなか男女共同参画が進まず、世界的な機関からも推進していくように求められているという報告がありました。そのように日本という国はなかなか男女共同参画が進んでいかない現状を抱えていることは、多くの国民が知っているとおりであります。

ただ、国民の意識とか男女共同というものを推進していこうとするときに、本当に法がさきに立ってしまって、国民そして一人一人の意識が高まっていかないということは混乱を招くであろうと私は考えています。

これから先、男女共同参画を推進していくためにも、私は現段階でこの別姓問題を法制化することは賛成できかねると思っています。それは、やはり先ほど来、言っていますように、この男女共同参画の問題から考えれば現在はおどろきの姓を名乗ることができるということが成り立っていますので、必ずしも男性の姓を名乗らなければならないとは規定されていません。そういった意味では、大変前進している法制度であろうと考えています。

そして、もう1つは、やはり生まれてくる子供の問題は家族、夫婦が責任を持つことでありますので、私は未婚のころでありましたら、ひょっとしたら賛成していたかもしれません。しかし、子供を育ててみて、そして今わかりますことは家族を持つということは大変大切なことであるように思います。

よって、私は現段階でこの制度を法制化することについては反対でありますので、この陳情に賛成したいと考えています。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから、陳情第5号を採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第5号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

はい、よろしいです。起立多数です。したがって、陳情第5号は採択することに決定しました。

△日程第20 意見書案第4号人権擁護法案の成立に反対する意見書

△日程第21 意見書案第5号選択的夫婦別姓制度法制化に反対する意見書

○議長（成田 浩君）

日程第20、意見書案第4号人権擁護法案の成立に反対する意見書及び日程第21、意見書案第5号選択的夫婦別姓制度法制化に反対する意見書の2件を一括議題とします。

2件について、提出者に趣旨説明を求めます。漆島政人君。

〔12番漆島政人君登壇〕

○12番（漆島政人君）

ただいま議題となりました意見書案第4号人権擁護法案の成立に反対する意見書案について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど採択された陳情第4号の願意が、関係機関への意見書提出でありますので、日置市議会会議規則第14条第1項の規定に基づき、ここに提案するものであります。

内容につきましては、お手元に配付してあるとおりで朗読は省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により政府へ意見書を提出するものであります。提出先は、衆議院議

長、参議院議長、法務大臣であります。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

続きまして、意見書案第5号選択的夫婦別姓制度法制化に反対する意見書案について、趣旨説明を申し上げます。先ほど採択された陳情第5号の願意が、関係機関への意見書提出でありますので、日置市議会会議規則第14条第1項の規定に基づき、ここに提案するものであります。

内容につきましてはお手元に配付してあるとおりで朗読は省略しますが、地方自治法第99条の規定により政府へ意見書を提出するものであります。提出先は、衆議院議長、参議院議長、法務大臣であります。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから、2件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第4号及び意見書案第5号の意見は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第4号及び意見書案第5号の2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、意見書案第4号をについて討論を行います。討論はありませんか。討論がありますので、発言を許可します。最初に反対討論の発言を許可します。黒田澄子さん。

○1番（黒田澄子さん）

議長、私はこの意見書に反対です。私は、意見書案第4号人権擁護法案の成立に反対す

る意見書提出については、陳情第4号の反対討論の趣旨と同様、反対でありますので意見書案第4号についても反対いたします。

○議長（成田 浩君）

次に賛成討論の発言を許可します。山口初美さん。

○2番（山口初美さん）

私は、この人権擁護法案の成立に反対する意見書案に賛成であります。

先ほどの陳情第4号のところで賛成討論を行いましたように、賛成いたします。

以上です。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから、意見書案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

はい、よろしいです。起立多数です。したがって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第5号について討論を行います。討論はありませんか。西園典子さん。

○15番（西園典子さん）

先ほど意見書案第5号ですね、選択的夫婦別姓制度法制化に反対する意見書の提出についてでございます。先ほどの陳情第5号の審議、討論でも申し上げましたと同じような理由で反対をいたします。

○議長（成田 浩君）

次に、賛成討論の発言を許可します。池満涉君。

○16番（池満 涉君）

陳情第5号の願意が、国会及び政府に法制

化の反対を働きかける意見書の提出でございますので、この意見書については賛成をいたします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。山口初美さん。

○2番（山口初美さん）

私は、この選択的夫婦別姓制度法制化に反対する意見書案に反対の立場で討論を行います。

先ほどの陳情第5号のところで申し上げましたように、この意見書の案には反対でございます。

以上です。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから、意見書案第5号を採決します。この採決は起立によって行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

はい、よろしいです。起立多数です。したがって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

△日程第22 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（成田 浩君）

日程第22、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。総務企画常任委員長、産業建設常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件につき会議規則第104条の規定によりお手元に配付しましたとおり閉会中の継続審査にしたいと申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△日程第23 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（成田 浩君）

日程第23、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。総務企画常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続調査にしたいと申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査にすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程第24 所管事務調査結果報告について

○議長（成田 浩君）

日程第24、所管事務調査結果報告についてを議題とします。文教厚生常任委員長から議長へ所管事務調査結果報告がありました。

お諮りします。所管事務調査結果については、市長へ送付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、所管事

務調査結果は市長へ送付することに決定しました。

これで、平成22年第2回日置市議会定例会を閉会します。皆さん、大変ご苦労さまでした。

△閉 会

午後2時56分閉会

○議長（成田 浩君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで市長から発言を求められておりますので、これを許可します。市長。

○市長（宮路高光君）

定例市議会の閉会に当たり、お礼を兼ねまして一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は2月25日の招集から本日の最終本会議まで34日間の長きにわたりました。平成22年度一般会計当初予算を初め日置市公平委員会設置条例及び日置市地域づくり推進基金条例の制定、また日置市行政嘱託員条例の一部改正、そのほか各種の案件につきまして大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決いただきましたことに対して、心から厚くお礼申し上げます。

なお、会期中、議員各位から賜りましたご意見、ご要望等につきましても十分これを尊重し検討いたしまして、市政の運営に遺憾なきを期すとともに、予算の執行につきましても慎重を期してまいります。

なお、ことは市制5周年を迎える節目の年に当たりますので、5月に記念式典を開催し、市民の一体感の醸成と融和を図るための市民歌の完成披露など行うこととしておりますので、議員の皆様も全員ご出席いただきたいと思っております。

最後になりますが、議員各位におかれまして十分健康に留意され、市政の運営に一層ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

まことにありがとうございました。お疲れさまでした。

○議長（成田 浩君）

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 成田 浩

日置市議会議員 大園 貴文

日置市議会議員 漆島 政人